吉備群書集成

第壹輯

（地誌部 上）

吉備群書集成序

序文は弁髦なり。必ずしも存せず。然れども、吉備群書集成の排印完了するに當り、余は其の刊行會の會長たるの故を以て一言の已むを得ざるものあり。

吾が岡山縣が中國の要衝に蟠踞して、上古の所謂吉備の國當時より、交通早く開け人文夙に盛に、極東常國三千年の文華發達上關渉する所深く、貢獻する所大なりしは、絮說を俟たずして明かなり。從ひて大凡備作三國に關する古人の著作は、眞に五車も啻ならず。今人をして驚歎欣賞に堪へざらしむるもの尠しとせず。但昔時は出版の技術幼稚なりしを以て、今日三國文化の源流を明かにすべき珍帙秘笈も、僅かに原本又は寫本の儘世に傳はりて、動もすれば蠹魚浸漬の厄に逢ひ、一綫半縷殆ど斷絕

堙滅に歸せんとし、其の間幸にして一度棗栗に附せられしものなきに非ずと雖も、星移り物替るに從ひ、多くは四方に散逸し、今日之れを坊間に訪求するも、容易に收得することは能はず。辛うじて宮內省圖書寮、內閣文庫、帝國大學史料編纂掛、帝國圖書館及縣立紀念圖書館等の收容する所若しくは一部の華族富豪等の珍藏する所に依りて、其の部分的存在を保つに過ぎず。是れ學者有志の遺憾とせし所、特に我が備作三國人士の恨事とせし所なり。

吉備群書集成の刊行は前述の缺陷を補足塡充せんとするものにして、凡そ備作三國に關する一切の史料及古文舊書を最大漏さず網羅蒐輯し、以て千金購ひ難き古書保存の途を講ずると共に、各書に就き一々解題及註釋を附して、三國治亂興廢の徑路人情風俗變遷の轍跡を訪ね、鄉土現代文化の由來を明かにし、以

て吾人立脚生活の基礎淵源を闡明せんとす。更に切言せば備作人士が自家を了知すべき寶典を完成し、之れを永遠に傳へんとするに外ならず。故に本書は、之れを一面より觀れば、帝國三千年文化發達の研究上鉅大なる新資料を提供するものと稱すべく、之れを他の一面より觀れば、縣內子弟教育上絕好の參考書として、彼れ等をして自家今日ある所以の來歷を明かにし、感奮興起自ら已む能はざらしむるに足るものあるべく、更に傳統的に因緣關係の深大なる備作人士に在りては、單に取つて娛樂の用に供するも、事皆痛切に自家の祖先に關するを以て、其の興味の津々たること彼の尋常一般の稗史小說の比に非るべく、趣味の寶庫智識の源泉として之れを特殊の辭典と看做し、以て座右必需の典籍に備ふべし。是れ吾人の確信して疑はざる所なり

顧ふに本書編纂事業の經營に至りては、各方面に奔走して、借

鈔影印の勞あり。更に再三嚴密校正の勤あり。且紙價の昂騰印刷費の不廉ありて、完成容易ならず。加ふるに內容の浩瀚なる、需要範圍自ら限定あるを免れず。此の數難を犯して猶能く大成を告げたるは、天下多數の諸彥、特に縣人有志諸士の深甚なる同情と後援とに由るなり。乃ち詹詹を以て炎炎に冠す、

大正十年一月上浣

法學博士　平沼淑郎識

吉備群書集成凡例

一、本集成刊行の主旨は、備作古文献の散逸堙滅を防ぐと共に、之に依て聊か社會文化上に貢献せんとするにあるは、序文に於て平沼會長の縷述せられし如し。故に凡そ三國の古文舊書等にして、郷土史研究上、乃至國民文化の研鑽上須要の典籍と認むべきものは、努めて之を蒐集採擇し、部門に類別して漸次刊行すべく、此に其第一輯として地誌部を發刊し、和氣絹・備陽國誌・美作國古城跡・備前名所記・備中名所記・歌枕備中民談・寸簸之塵・吉備の志多道・古川反古・吉備前秘錄・山陽道名所考・美作鬢鏡、幷に備前古城繪圖の十二種、原本三十五卷二十二册、及備中國大繪圖・美作輿地全圖の地圖二舗を集載したり。

一、本書編輯の際底本としては、和氣絹・備陽國誌・吉備前秘錄・美作鬢鏡は帝國圖書館本を用ゐ、備前名所記及び備前古城繪圖は兒島郡灘崎村高取輝雄氏本を採り、其他は總て岡山縣立戰捷紀念圖書館本を採用せり。尚校合及校閲に際しては、和氣絹・備陽國誌は沼田氏本、吉備前秘錄は縣立圖書館本を參考とし、校正の際には又、備陽國誌は別に大橋圖書館本・帝國圖書館別本等と校合し、更に備陽記・陰德太平記等の諸書をも參照したり。

一、本集成の刊行に於て底本たるもの〻原文、幷に體裁を尊重すべきは勿論なるも、而も是等の書たる元來草書體の寫本に依りて傳はれる結果、古人傳寫の際往々誤寫し、或は字句を脫洩し、又は文辭を變更せし等ありて、今日其二本三本乃至四本を比較對照するに及び、益々各書各樣の甚しき誤謬矛盾、又は不可解の點を發見せしもの尠なからざるを以て、斯る場合編者は努めて細字にて本文に傍書し、其下に『イ』の符號を附し、或は鼇頭に註せりと雖、其誤謬の明かにして一點疑義の餘地なきものは、便宜乙本丙本又は夫々據るべきの書に依て訂正し、或は單に細字にて傍書

し、疑問の場合は其下に『カ』の符號を附せり。但し引用されたる古文書の類は、如何に明確に誤謬を推定さるゝものと雖、最も的確の證據たるものなき限り、一切原文の儘に存置したり。

一、見出し、使用の假名字等は、何れの原本も亂雜不統一甚しきを以て、書册の體裁上之を統一し假名は總て平假名を採用せり。尙句讀點は何れの原本にも之なしと雖、今日の場合必要と認めて總て挿入し、同時に假名遣も成るべく之を訂正せり。又手爾葉送假名等に至りても、各書何れも誤謬甚しきものありと雖、特に誦讀に困難なるものゝ外は一切原文の儘としたり。但し本文にして一句一章の句點を附する場合、『云』『有』等の文字に際會したるものは、『云ふ』『有り』の如く、便宜送假名を附加し置けり。更に引用の漢文は多く白文なるも、是亦誦讀の便を思ひて、新に句點及送假名等を附加したり。

一、鼇頭に挿入したる註文は、多く沼田氏の手を煩したりと雖、編者の手に於て挿入したるもの亦尠なからず。故に此點に於ては編者も其責任の一半を負ふ所なり。

一、終りに本會日常の事務は理事兩名の擔任する所にして、會務經營方面は主として村田攬雄君、編纂方面は主として不肖之に當ると雖、其實總裁會長等の指導の下に、特に日常直接には理事長朝倉菊衞氏に議りて、相互協議し、共々其衝に當るものにして、卽ち編纂上に於ても不肖一人のみに非ず、村田君の力に俟つ所亦大なるものあり。尙本事業開始に際して犬養毅、平沼騏一郎、池田寅治郞、淸水長鄕、柴田久雄等の先輩竝 知友諸氏が、多大の聲援と努力を與へられ、又本集刊行上に就ては岡山縣內務部長日比重雅、同縣立圖書館長武藤正治、同師範學校敎諭永山卯三郞及兒島郡灘崎高取輝雄等の諸氏が或は種々の斡旋を賜ひ、或は好意を以て便宜を與へ、更に裝幀に就て畫伯滿谷國四郞氏が快諾揮毫せられたる等は、吾々の玆に深く感謝する所なり。

大正十年一月十五日

編者識す

郁々乎
文哉
大正十年五月
芳水

第壹輯地誌部(上)

備中國大繪圖二一鋪　美作輿地全圖　一鋪

備前古城繪圖　一卷

和氣絹　三卷　備陽國誌　十八卷

美作國古城跡　一卷　寸簸之塵　二卷

備前名所記　一卷　備中名所記　一卷

歌枕備中民談　一卷　吉備の志多道　一卷

古川反古　一卷　吉備前秘錄　三卷

山陽道名所考　一卷　美作鬢鏡　一卷

凡例
東
西
南
後月郡
下道郡
浅口郡
窪屋郡
備前國
児島之地
北木島
上水島
名蹟
産物

備中國巡覽大繪圖
神社
古刹
郡分勝名
凡例
郡界
道路
川筋
村邑
神社
佛寺
名勝古蹟
古城趾
舟路
御料在所
私領屋敷
一里塚
阿賀郡
哲多郡
上房郡
川上郡
後月郡
下道郡

備前古城繪圖

備前一國古圖

北
備前八郡略圖
作州
播州
東
西
備中
庭瀬
津高郡
赤坂郡
磐梨郡
和氣郡
邑久郡
奥上道郡
口上道郡
御野郡
岡府
兒島
高シマ
ハトシマ
カクイシマ
長嶋
木嶋
前嶋
犬嶋
直嶋
カマシマ
塩飽
水シマ

和氣郡三石城古圖

宮山城三石ヨリハ此城高シ
三石此間七八町程有
馬乗場
的場
谷也
北
大手
三ノ丸 一町計 長サ十間計
二ノ丸
本丸
砂山岩山故道ノ外人ノ道ナラス
千貫井
城ヨリ五十間程下
細道アリ
此山尾ツヽナリ畠ニテ五丁程見ヘ手アキ也
岩山故本丸後堀切ヨリ是ヘノ人ノ道ナシ
町ヨリ本城ヘテ八町程アリ
竪二町横一丁
二三反アリ
石垣ノ高サ四尺計
此山ノ高サ十間計
南
美作道
備前道
畠
田
三石明神
山ト家トノ間卅間計アリ
西國道
舟坂山
舟坂山 播磨
有松村
取出堀
大津ヘノ道
八幡宮
東

和氣郡天神山城古圖

和氣郡
天神山古城圖
浦上遠江守宗景居城
東
北
田ノ方
佐伯ノ方
山高サ川ヨリ見レハ百丈有余モアランカ
四方ヒトシキ大山ナリ
堀切
太鼓丸
本丸
天瀬平
此所本城ヨリ高シ又間モ百丈ニ及テ遠シ此丸ニ登ル時ハ和氣表海辺迄見晴ス
在氏云傳トキハ大鼓ヲ打知セ也ト又其所ヲ見テ考ル時ハ番所ナラン是ニ番兵ヲ置テ變アル時ハ大鼓ヲ本城ニ告クベシ
此所陰岨不能登
此所谷深シテ險岨也
此所ニ天神宮アリ故ニ此山ヲ天神山ト云

和氣郡香々登城古圖

遊神石村ノ北ノ谷ニ有高サ十間ホト横七八間モ有魔所ノ由里老傳說不詳
北
此奥熊山也
十三間
十九間
二十一間
二十四間
十五間
七間半
二間
十間
八間
二間
十七間
八間
長十六間ホト
石垣高一間程二段ニ有
香々登茶屋
八幡宮
和氣郡香々登村城宗景ノ臣高取左エ門主タリ子孫同村ニアリ又云浦上掃部頭村宗ノ弟宗久居城トモ云

上道郡龍ノ口城古圖

上道郡竜ノ口城
城主寂所修理
天正年中落城
東
北
南
山續
大川
此所皆險阻也
本城今ハ八幡ノ社有
社領地方拾五石
祠官大村釆女正
山續等山也
飯原

上道郡内山城古圖

上道郡
南方村ノ城山
中山加賀守
居城ト云
室山慈眼院
過去帳ニ有

此麓ヨリ南ニ當テ慈眼院ヘ
三四十丁程有

中山大明神

段々畠

一段高シ
六十間程

谷

谷

谷

北

邑久郡乙子城古圖

邑久郡乙子村城
浮田能家主タリ
鬢櫛山並テヒヽキ山也
曲輪ノ跡皆畠ト成道ノ
ツキ様如圖古ノ道ハ不
可有明神ノ前大手ト
見エ
此方皆田畠也
西ハ西大寺川也
堤
西
北
鬢櫛山
川
乙子大明神
谷
此方内海
南ハ児島也

御津郡富山(萬成)古城圖

笹ヶ瀬川
矢坂村
此所毛利家トノ合戰場ナリ
北
万成大道(西國海道)
出曲輪
堀切
今橋十三
櫓臺
ジヤリ山
ジヤリ石
野殿村
此村ヨリ城マデ六七町程アリ
岡山ノ方
東
宇喜多安心此城ヲ築御野郡六万石ノ知行ヲ以西國毛利家ノ押ヲスル也但常ハ山下ノ野殿村ニ居住ス安心ハ宇喜多中納言ノ家老也此城岡山ヨリ一里アリ

上道郡亀山（沼ノ）城古圖

天神山之城主浦上宗景ノ家臣
中山備中守ヲ宇喜
多直家討テ後暫直家居城ス其
後岡山ノ城ヘ移テ後弟春家居城
スト云ヘリ
東
西
出丸
出丸
二ノ丸
本丸
深田
深田
深田
深田
深田
深田
深田
沼村
沼村

上道郡妙善寺城古圖

北
澤田村ノ上妙善寺カ岳ノ城ト云
所ノ者ハ城カツヂト云城主不知
萬灯由来ニハ宇喜多ノ出城ト云
此方面廣キ田畠也
此道左右砂走ノ松原也
砂走
砂走
此曲輪四十間程有
本丸
三櫓ツクシ山
嶮難
最法院
沢田村
沢田村
丸山越

兒島郡常山城古圖

兒嶋郡
恒山城圖
北
南
本丸
兵庫丸
三ノ丸
トガノ丸
馬場百間余
迴川村
宮
本丸惣廻リ石垣高サ一間半余亦ハ一間ノ所モ有リ
山ノ中程ニ大賀ノ池アリ大賀屋舗モ有戸川ノ臣也往古ハ相賀ト書シ也
此洞水ノ溜ニテ馬ノスヽキシタル所也
城主戸川出林墓
是ヨリ一里東田井村佐々木ノ石塔アリ
大手惣門イシナシノ鼻ト云或ハウシブシ

御津郡龍ノ口城及舟山城附近古圖

解題

和氣絹　三卷

著者　高木太亮軒

此書題して和氣絹といふは、蓋しこれを當時備前唯一の絹織物たる和氣絹に執れるもの丶如し。抑、この和氣絹とは、和氣郡和氣村より織出せるものにして、本書和氣郡土產の條を見るも、その筆頭にこの名目を揭げたり。而してこれが原料たる蠶絲も、亦和氣郡の內なる尺所・矢田・吉田・奧吉原・鹽田・田倉・神根本村等の地方より產出せられ、和氣村に於いて始めて織出したるものにして、養蠶製絲業の進步せざる當時に於いてこの製出ありしことは、彼の近江長濱の特產たる謂はゆる濱縮緬のそれにも比して、世にはこれを和氣絹と稱して、慥に備前の誇とせしものなれば、從つて編者が備前一國の地誌にこの名を冠せしめたることは、强ちにこれを附會といふべからず。

此書、備前一國の地理歷史に關せる事蹟を記せるものにして、而して高木太亮軒と云へる人の編輯に係りしことは、此書の跋文に右三卷高木何某の所作なりとあるのみならず、又この書の序文に于レ時寶永六丑仲春初十序レ之、大亮軒と記せるを見れば、以つて明かにこの書の成りし時代と、編者の氏名とを知ることを得べし。

此書備陽國誌と同じく、後人の增補せるものなることは、本文が大率寶永六年を基本とせるにも拘はらず、動もすれば寶永以後、卽ち正德・享保間に起りし事蹟も倂しくこれを記せるを見て知るべし。從つて此書にも亦一二の類本ありて、その記事も亦精疎一樣ならず。比較的記事の簡略なるものは、寶永當時のものにして、これに比して稍詳密を加へたるものは、恐らくは其後の增補に係りたるもの丶如し。然れども記述の事項に由りては、舊本に密にして新本には全くこれを省けるも

あり。例へば本國土産の名物を擧げたる後には、延いて本邦に於ける其物の起源沿革を說けるを例とせるも、增訂本に於ては却つて殆どこれを刪除したるが如き是なり。

今回刊行せるものは、東京圖書館所藏のものを底本とし、一二類本を以て校正したるものなれば、從來行はれたる和氣絅としては、先づ完備せるものといふべし。

備陽國志　十六卷

著者　和田正君　市浦直方　杉浦長式　佐分利知季　熊澤正業　和田正部

此書は舊備前藩主池田繼政が、元文二年冬その家臣和田正尹等五人に命じて、その領內に於ける地理歷史を記述せしめたるものとす。備前藩の領地は、備前一國の外に、備中の都宇・窪屋・賀陽・淺口・下道の五郡に散在せるが故に、從つて此書に記されたる事項も、亦備前一國の外に備中の一部に及べるは云ふ迄もなし。

此書一二の類本あり。流布本には全部十卷を其儘十册となせるもの、或は合綴して四册又五册となせるものとあり。而して十册本は、或は備中領を缺けるあり、或は其儘之をとれるあり。名稱も之を變更して、備前國誌となせるあり。又五册本は、これを四册本に比して、記事配列の順序を異にせる所あり。卽ち四册本には、その第二卷は備中領を收めたるものあるも、五册本にはこれを卷末に收めたり。この配當は寧ろ四册本に比してその當を得たるが如し。又五册本には城府の條に於て領內要地の遠近里程を揭げたるも、四册本にはこれを缺如せり。其他、神祠の條に就いても、五册本は四册本に比して一層詳密を加へたり。

從來備前藩の地理歷史を記せるものには、前にしては、吉備前鑑和氣絅あり。後にしては、備陽記吉備溫故等あるも、その簡にして要を得略にして綱を擧れるは、蓋しこの書を推すべし。殊に此

書の出色とすべきは、郷庄保村の異名古唱を詳記せるのみならず、山岳・河海・島嶼等は勿論、暗礁、岩石、洞窟等の如きものに至るまで、苟もその名を存するものは悉くこれを擧げたるにありとす。

編者和田正尹は、省齋と號し、名は子溫、通稱を彌兵衞と云ふ。年十六藩學に入り業を市浦毅齋に受け、享保元年國學直講となり、十一年諸生敎授となり、十六年副監となり、十七年君公に從つて江戶に祗役し、天文を司天監猪飼氏に學び造詣する所深く、爾後每年恒例として曆を製して君公に進めたりといふ。而して彼か備陽國誌の編輯を命ぜられたるは、文元二年の冬にして、實に五十三歲の時にてありき。爾來、拮据三年將にその稿を脫せんとするに當り、不幸にして易簀するに至りしも、市浦直方代りてこれに任じ、杉浦・佐分利・熊澤・和田の四氏と共に遂にその業を終るに至りぬ。備陽國誌の編成せられて、長く備前藩地誌の指針となれる事全く是等諸氏の力に賴るものとす。

山陽道美作國古城　一卷　編者未詳

此書は正保二年時の領主森美作守長繼より、當時幕吏井上筑後守正治に呈出せる帳簿中に記されたる古城趾につき、これに古老の傳說を加へたるものなることは、本書中の記事によりてこれを知ることを得べし。例へば、本書中荒神山城下の記事中に『この合戰の次第は、福田勝昌助四郞盛昌の家ノ子に、長久與兵衞と申者、慶安年中迄高倉村に住居して長壽にして、每々趣を語なり』とある如き、以つてこの消息を窺ふべし。

此書何人の編輯せしものなるか、未だ詳ならずといへども、その幕府に上りし留書に據りてこの書を編述せしより考ふるときは、比較的是等の資料を得るに便宜を得たる森氏の家臣なるものに成

りしものか、若くは直接民政に當りし大庄屋などの手に成りしものゝ如し。編述の年代も巻末に近く、于ㇾ時延享元年八日吉祥日新寫とあれば、遲くも延享以前既に成りしものなることは明かなり。而してこの年號干支を記せる後に、更に座頭閑心の德守大明神の物語、及び祝山城の記事二條あるを見れば、後人の更にこれを加へたるものなるべし。

備前名所記　一巻　著者　土肥經平

此書は萬葉集を始として、夫木集・新拾遺集・後撰集・續千載集・續古今集等の歌集に見えたる備前名所と、その古歌とを集めたるものにして又往々史的考證を附して眞僞を辨ぜるが、その說く所概して肯綮に中れり。編輯の時代と作者の氏名は、卷末に寶暦十三年中冬のはじめ土肥經平記とあれば、これによりて明なるべし。

著者經平は鎌倉の初め、名を知られたる土肥實平の後裔にして、父祖世々池田氏に仕へ、祿四千二百石を食み上席番頭たり。初吉五郎と稱し後典膳に改む。富山山人宇治鄉散人等の號あり。和歌を好み、博覽强記にして、殊に有職故實に通ぜり。著はす所、備前軍記・本朝軍器考補正・春湊浪話・花鳥芳囀・深山櫻・直霊考・本朝細馬集・備中名所記・田鶴のすさび、及、この書等あり。經平精力絕倫、その手寫せるもの無慮千有餘卷、題して經平秘函といふ。悉く本朝史籍の梓に上らざるものを收めたり。當時同藩の士に湯淺常山あり、互に和漢文學の疑義を論難す。その消息積んで一書をなす、湯土問答是なり。天明二年十月二十日歿す。享年七十六。

備中名所記　一巻　著者　土肥經平

此書は古今集・夫木集・金葉集・新拾遺集・新千載集・堀河百首・山家集等の歌集に散見せる備中

の名所と、その古歌を集錄せるものにして、今回刊行せるものは、岡山縣圖書館所藏のものを底本とし、和歌は主として原本によりて校合を加へたればまづ誤謬無きに近かるべし。

歌枕備中民談　一巻　著者　無樂翁

此書備中名所記と大同小異のものにして、無樂翁と云へる人の編輯に成りしことは、その卷末に左の如く記せり。

右一書は、予が大祖父無樂翁かい輯め候ひし書にして、此國の歌まくら、此書にもるゝ事なし。しかあれども、其書いまだ草稿にして他人のわきまへ難き事もあれは、こたび新に册子に綴り、拙なき筆にうつして、和歌の良材とす。手澤の書は重襲して、篋箱の中にひめおくといふ事しかり。

安永四年乙未の夏　琴埜乃佐純德書す

とあれば、此書編成の由來は、この記事によりて略これを知ることを得べきも、琴埜乃佐純德、及びその大祖父に當れる無樂翁の、如何なる閱歷を有せし人なるかは、これを詳にするを得ず。此書亦古今集・夫木集・拾玉集・金葉集・新古今集・風雅集・詞花集・千載集・堀川院百首等の歌集に散見せる備中の名所とその古歌とを集錄せるものにして、その收むる所名所六十四個所に及べり。これを備中名所記に比するときは、二十個所を加へたり。故に、著者の此國の歌まくら此書にもるゝ事なしと云へるも、强ち過言にあらず。されども、その擧けたるものゝ中には、未だ備中の名所として、多少研究の餘地あるものあれども、今は原本の儘に從ふことゝせり。

寸簸之塵　二卷　著者　土肥經平

此書題して寸簸之塵といふは、當字にして實は吉備之地理といふ儀なり。主として史籍に散見せる地名を揭げて、これか考證を試みたるものにして、本書の跡文にも、

きびの道の口の國の中なる、昔の所の名とも訛り傳へて、その名所舊跡を今失にあり。殊に南海にむかひし國なれば、新墾の地にあらたまりぬるもあれば、いともあらぬかたふりし名をよぶこと多く、又里民の口碑にのこれる事もまれなれば、むかしを今におもひなそへなんにも所なし。よりて舊史舊典和歌の集に見えし所、或は古物語野史稗家の語錄等までも、その徵とせんにたより有ものをとりて、をちをち今按を加へて、爰にしるしつけてきびの地理と題す。

とあれば、以つて此書の編成の次第を知るべく、從つて考證も、比較的精確に、その所說も亦穩健にして、從來備前の史蹟を考證せる著書としては、最も出色のものなりと云ふべし。

著者土肥經平の小歷は、既に備前名所記の解題中に揭げたればこゝには略すべし。

吉備の下道　一卷　著者　古川古松軒

此書は下道郡の地理歷史に關する事蹟を、古河古松軒の或る人のために書きたるものにして、此地方の地理歷史に關することを知らんには、最も必要のものなり。古河辰通稱は平次兵衞、古松軒はその號なり。本姓は橋本氏、その先は橘氏より出づ。その著書に往々橘辰と署するものあるはこれに由る。頗る旅行を好み、最も地理に精通す。曾て幕府の召に應じ、蝦夷地を探檢せり。その著に東西遊記・四神地名錄等あり。此書は古河氏が、その鄕土の史跡を記せるものにして、日夕踏査せる事實を記せるものなれば、その記事の信憑すべきものたることは云ふ迄もなし。

此書收むる所、主として下道郡に關せる古城趾・古墳墓・古社寺・其他領主及び奇行ある人物の事蹟を記せるものとす。今回刊行せるものは岡山縣立圖書館所藏のものを底本とせるも、此書は原

本に比して省略する所あるは惜しむべし。例へば原本には備中一圓略圖備中南方古圖及び岡田近鄕の地理等を揭げたるも、此書にはそれを省略する如き是なり。されば今回これを刊行するに臨み、成るべくその原本に據らんとせしも、不幸にして此書刊行迄にこれを手に入るを得ざりしが故に、これを增補するの機を得ざりしは編者の甚だ遺憾とする所とす。但岡田近鄕の地理は、次に收めたる古川反故にその詳細を記述せるが故に、重複の嫌を避け寧却つて利する所あるべし。

古川反古　一卷　著者　古川古松軒

此書は天明八年の春、古川古松軒が或る人のために備中下道郡なる岡田・川邊・辻田・有井・嵯峨野・上二萬・下二萬・八田・尾崎・妹・服部・陶村・新本・本庄・水内・中尾の岡田領十六個村の史跡を記せるものにして、本書記述の目的は、もとより領内に於ける史跡を闡明するにありしこと勿論なるも、これと同時にこの領内に於ける民情の衰頹を指摘し、爲政者の鑑戒に供し、以つて民政の刷新を企てたるものなること、その卷末に揭げられたる記事に就いて、容易にこれを知るべし。當時その職にあらざるものが、これを超えて政事を議するが如きことは國法に問はるべきものなれば、是等の責任觀念よりして、故らに反古の名を用ゐしことは、尙ほ卷末の記事中に次の如く記せるものあるを見てこれを想像すべし。

此度は至つて御ねんごろに被二成下一、殊に御同氣相求め、千歳もおなしそ申上候樣に奉二存上一候て歸國申節の御名殘も、今よりも屈情申上候事故、後のかたみとも御覺あらばいか計有がたからんと、老人のおろかなる筆に、跡先となく書綴り呈し候。他に見せ給ひて、僕が罪を責させ給ふ事有まじく候。

此書記する所、概して古跡古城主等の事蹟なるも、殊にその出色と見るべきは、古墳及び發掘物

等考古學的事項に就いて、精細の注意を拂へることにありとす。
今回刊行せらるゝものは、岡山縣立圖書館所藏のものを用ゐたれども、類本を闕けるを以て、彼此參照してその誤謬を訂正するを得ず。而して挿圖中誤謬を認めたるものは、一二之れを修正したり。

吉備前秘錄　三卷　　著者未詳

此書著者の未詳なると共に、その年代を明にせざるも、書中和氣絹を參照する所あれば、この書編輯の年代は、和氣絹よりその後れたるを知るべし。卽ち和氣絹の成りしは寳永六年なれば、この書の編輯ありしは寳永六年以後のものと認めざるべからず。

此書類本二三種ありて、精疎同じからず。東京帝國圖書館本は比較的原本に近きものにして、記事冗長に失し、その體裁整はざる所あるも、岡山縣立圖書館本は、これに改竄を加へたるものあるが故に、記事簡潔にして要領を得、その體裁も亦整ひたり。又帝國圖書館本には、卷末に於いて特に名刹の緣起を記載せる如きは、讀者を利すること少なからざるべし。思ふに、この附錄は、原書には勿論これなかるべきも、後人傳寫の際に特にこれを附錄せしものなるべし。又、同書には往々私案を注記せる所あり。この私案も、亦後人の書き加へたるものにして、原本にはこれなかりしなるべし。今回刊行せるものは、東京帝國圖書館藏本を底本として、岡山縣立圖書館本によりて校訂せるが故に、此の二書の長短を折衷せるを以つて、比較的完璧に近きものといふべし。此書編輯の體裁を見るに、先ヅ備前國內に於ける名所舊跡社寺等の中より著名なるものを選び、一々これにつきその史跡を叙述したるものなれば、備陽國誌和氣絹と異なり、郡鄕の別に據ることなく、事項の性質に據りてこれを叙述せるが如きは、慥にこの書の出色と云ふべし。

尙ほ一言すべきは、帝國圖書館本も、岡山縣立圖書館本も、いづれも誤字脫字多く、一々これを訂正せしといへども、難解の文字は已むを得ずこれを異日に俟つことゝせり。又、記載の體裁統一を缺き、頗る蕪雜の嫌あるも、是等は成るべく本書採用の形式に準據して、これを改訂することゝせり。

山陽道名所考　一卷　　著者　平賀元義

此書山陽道名所考と題せるより考ふれば、始は、山陽道全部の名所を記述せんとせる目的なりしならむも、その現存せるものは、美作國卷二の一册あるのみ。然るにその卷頭に掲げたる題目を見るに、山陽道名所考二卷に當る卷と記せるを見れば、或はこの卷を以つて、後日編輯すべき第二の卷に當つべき目的にして、その實、第一卷及び其他は着手せずして、中止せしものなるも知るべからず。

抑〻元義が國史に該博にして、殊に吉備の史跡に精通せることは、爰に絮說を要せず。此書收むる所僅に勝田の湯・苫田の國府・院庄行宮・久米の佐良山・中山の五項に過ぎざるも、その引證の該博にして、その所說の穩健なることは、他の名所考に比して、全く選を異にす。而して此書嘉永五年閏二月三日に稿を起し、七日に至りてこれを畢りしことは、著者の跋文に見えたり。斯く僅少の日子を以つて、斯く精確の考證を得たるは、以つて元義の學の、如何に當代に傑出せしかを知るべし。

此書尙ほ附錄として、勝田郡和氣鄉の人田使經正の英田郡田原村の考證一篇を載せたり。經正は矢吹氏、本姓田使氏より出づ。世〻この地方の素封家にして、當時に於ける好學の士たり。能く元義を庇護し、數これをその家に延いて、以つて史跡の硏究に從事せしめたりといふ。當時元義が放浪生活をなし、赤貧洗ふが如き身を以つて、後顧の憂なく、東西歷遊遺憾なく史蹟の探討を遂げたる

を藏すといふ。

もの、經正氏の力與つて多きに居る。經正氏の後裔は今尙ほ繁衍し、その家尙ほ多く元義氏の遺著

美作鬢鑑　一卷　著者　林盛龍軒

此書外題には、美作鬢鏡と云ひ、序文並に卷頭にはいづれも單に懷中鬢鏡と題せるを以つて、世には此書を呼ぶに、單に懷中鬢鏡の稱呼を以つてするものあるも、斯くてはその內容を詳にせざるの嫌あるを以つて、外題の如く美作の國名を冠するを以つて正名とすべし。

此書林盛龍軒と云へる人の編輯にして、享保二年の開版に係るものなれば、美作地誌の開版せられたるものとしては、蓋此書を以つて最古とすべし。而して、編者たる林盛龍軒の如何なる人なるかは、その閱歴を詳にせざるも、その跋文に美作の住とあれば、その國人たることは云ふ迄もなし。又序文の欵印に就いてこれを見るに、其印文に村名を刻するを見れば、思ふに庄屋職などを務めたるものゝ手に成りしものなるか。

此書の目的は、もと地誌として編輯せられたるものにあらず。唯、當時の吏員が主として村名石付及び支配者の氏名等を知る爲に輯めたるものなることはこれを懷中鬢鏡と名づけたるにても容易にこれを知るべし。

備前古城繪圖　一卷　著者不詳

本圖の著作年代、及作者は共に明かならず。然れども本圖中余の所藏に係る部分が、元伊木男爵の藏する處にして、又底本とされたる兒島郡高取輝雄君所藏本が、塚本芳彥翁の舊藏なりしが如きより之を推せば、恐らく、舊備前藩の軍學者か、或は考古學的興味を有する者の、集錄したる所な

るべし。但し追加されたる、御野郡牧石村法滿寺所藏の舟山及龍ノ口兩城附近古圖は、明治二十六年余が岡山縣鄉土史料蒐集の際發見し、後歷史地理雜誌を以て社會に紹介したる所にして、全然別個の物に屬す。

而して今回編者が、本圖中萬成・沼・龍ノ口・天神山・三石の五城古圖を、余の所藏本より採りし所以は、高崎君所藏本に比して、稍々詳細なるものありしが爲なりとす。就中沼城の繪圖は、比較的詳密を加へたるものにして、卽ち高取君所藏のものには、別圖に見る如き城廓內部の狀態は、全然省略されし所なりとす。

尙各圖に就て一々の解說は、單簡ながら多くの原圖に有レ之のみならず、別本たる和氣絹・備陽國誌等の古城跡の部に明かなれば、今更蛇足を加ふるの要なかるべきも、本圖中、城主等に就き何等記する所なき二三のものを簡單に擧くれば、

富山城。一名萬成城は、松田左近將監が赤松政則より、其軍功の賞に御野郡伊福鄉を賜ふに際して築き、老臣横井土佐をして之を守らしめ、後天正の始に當りては宇喜多忠家、幷に其子左京亮在城し、後又林玄蕃在城せりと云ひ傳ふものなり。

龜山成。一名沼ノ城は、浦上遠江守の幕下中山備中守居城したるを、宇喜多直家之を亡ぼし、後直家及弟忠家居城せりと云ひ傳ふる所なり。

三石城。山陽道の險要に據れる本城は、延元建武の交屢々官賊兩軍爭奪の目標となりし如く、卽ち官軍にありては伊東大和次郎・兒島高德、賊軍にありては、足利尊氏の幕下、田井・飽浦・松田・內藤等何れも此地に據れり。其後赤松兵部少輔政則の、播備作三國に主たるに及びては、家臣浦上宗助・同村宗の父子居城せりと云ひ傳ふるなり。

舟山城。同名の城址備前に二ケ所あり。一は津高郡勝尾村、現在の宇甘西村の內にして、城主は岡但馬と云傳ふも、何人なるや明かならず。今一は本圖、卽ち法滿寺所藏古圖中、左方水上に突出したる部分に見るものにして、永祿の頃須々木豐前守之に據る。妙善寺合戰記に、金山の入江船山城とある是なり。然れども今は遺跡の毫も見るべきものなし。

龍ノ口城。同圖中舟山城の更に左方(東)に一山の特立するありて、其中腹に一の城塞を見るは、卽龍ノ口城にして、城主は穝所氏、戰國の頃代々の居城たり。備前文明亂記に明應六年三月浦上宗助の松田元勝と戰ふや、此の山の要害に據るとあり。然れば

既に此頃城塞のありしにや。後廢城となりしは、妙善寺合戰記に依るに、城主穝所元常が直家の臣岡郷介の爲、欺き殺されし年代が天正二三年の事とあれば、恐らく此頃なるべきか。其城跡には今尙殘堞遺礎歷々として當時の片影を偲ぶべきものあり。
又本圖中法滿寺の西方に一の城廓を見るは、今宿と稱する地方に當れるも、其城主は何人なりしか詳に知るを得ず。思ふに明見城の位置を誤りて、此處に記入せしには非ざるか。

而して此法滿寺所藏古圖は、元來同寺を表はすの目的に爲されしものにして、卽ち左方諸種の建築は同寺に屬すべきものなるべく、今日現存するは當時の一部分なりとす。又舟山城の上方に見ゆる塔頭は、所謂金山觀音寺にして、寺域今尙宏壯を極む。更に其下に漫々たる碧水の湛ふるを見るは、是れ旭川の河身の廣かりたるを圖せるものにして、海水の此邊に至るを圖せるには非ずと雖、今より三四百年前、兒島灣の尙奧深く陸地に入りし時代に有りては、恐らく龍ノ口山附近は旭川の河口に近く、河水の蕩々たる恰も海の如きものありしなるべく、彼の妙善寺合戰記に、「金山の入江船山城」と稱せるも恐らくは之に因るべし。然らば此圖の成りし年代は、思ふに元龜天正を距る遠からざるものにして、啻に城塞及其建築構造を知るに足るのみならず、又地形の變遷を知る上に於て、好個の材料を提供するものと云ふを得べし。

本圖中龍ノ口城及天神山城は、沼田氏本と高坂氏本とは郭の間數に異同有り。卽ち高坂氏本は
* 龍ノ口城に於て左より第四の廓十間に十五間。次の第五の廓二十四間に六間。又屈曲せる連絡道は、右より第二折のもの十一間とあり(本圖には十五間)又
* 天神山城に於て、向て左より第三の廓七間に六間。第五同二間に四間。第八同五間に六間。右より第四の廓十一間に六間。尙
* 香登古城圖說明句中に、「逆神石村の北の谷に有」とあるは、恐らく「香登村の北の谷逆神に有り」の誤ならんか・・・(編者)

和氣絹

和氣絹　目次

（上）

（中）

（下）

和氣絹

序

天地の開けし惠み、久方の天神七代地神五代、億兆の霞霧を經給ひて後、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊（ヒコナギサタケウカヤフキアヘズノ）第四の皇子、日本磐余彥（ヤマトイハレヒコ）天皇御歲十五歲にして、甲申の年太子に立たまひ、辛酉の歲五十二歲にて位に卽玉ふ。是を神武天皇と申奉り、則人皇の始祖也。爾來一百一十有餘代、曆數二千四百二十餘年、天皇の正統相續して目出たかりし秋津洲也。去ほどに代々の聖主賢臣輔佐にみことのり有て、日本を五畿七道に分け、六十餘州に堺を極め、國の中に郡をわけ、そのうちに庄鄕村里を定、上下和順にして、萬民穩なり。爰に山陽道第三吉備の前州と申すは、海陸ともに西國往還の道路にして尤帝都へ近ければ、名所舊跡其數をしらずといへども、年ふり世隔るにしたがひ、それかとまでも唱る人なし。古碑無レ字草芊々たりといひ、或ひはいづれの世の人といひ、姓名をしらずと歎きしさへあるに、よしある所をも田畑のうちになし、いつとなく掘穿て耕作の地とし、春の草だに生ぜず。又名ある古木何某の印の木なども、纔の利慾の爲に貪り、輕き障りをいとふて、悉く伐り枯し、秋の霜さへおかす。今稀に殘る所百分ヶ一二なり。予たま〱舊記を見、世の傳を聞て貴僧高僧の古跡を尋ね、名將勇士の古城戰場を圖し、其來歷所以を記さんとて、何がしの家傳、誰の記錄と號する書を求れども、筆を濃にせされば便りになるべき事少し。希に是ぞとおもふ所も亢元の違、干于の誤り多くして、猶亦說に不同也。さて、もしやと所の老父に尋ぬれば、小童のむかし語を片言にのみ語るも有り。又た我知り顏に見ゆる人によりて、是を聽んとすれば、布虛那、子貢を眞似んとて

作意の新説多ければ、化粧にかくれて誠の色をうしなふがごとし。眞僞爰に分けかねて、哀げに花の物いふ世なりせばと、出羽の辨がつらねし事とも思ひ出、眼をとぢ耳をおそふてやみぬ。それより烏兎おしうつり、當年又殘念起り數年間に任せて書あつめし反古を、徒然のまゝに取出し、去るにてもかばかりの志を、火中にせんも益なしとおもひ、元來文献たらざれば、畫工鬪牛の尾を牧童に笑はれしよをかへりみず。有を幸に書綴り、上中下の三卷として、和氣絹となづく。是併當國の名物なるを以也。總て此書に載る所、須彌の一塵たるべければ、外題の過たる事、いなはきに高麗縁りを取たるにひとしからむ。然れども、予がこゝろの限り、きり〳〵はたりちやら〳〵と編立たれば、京羽二重にも始末かはらじとおもふ故也。聊自讃にあらず。尤桃李の見違へ、琵琴の聞誤は、賢者の直筆、君子の潤色を願ふもの也。

干時寶永六丑仲春初十日序之

大　亮　軒

和氣絹　上

一、當吉備國を前中後と三ヶ國に分られたる事、いづれの御宇にか有けん。諸書に見えず。美作も元備前の內なりしが、人皇四十三代元明天皇和銅六年に、備前六郡を割て、美作とすといへり。書にいはく、神功皇后難波津より播磨の灘を過、吉備の牛窓に着給へば、其所の長出て貢御を奉る。是を初として吉備の國の內にて、貢御を奉る事三度也。是れによつて、初奉る所を備前といふ。中頃奉る所を備中と云ひ、後に奉る所を備後と云とあり。凡和國を六十餘州にわかつ事は、四十三代元明天皇の時と見えたり。

一、備前、上官十一郡中の上國なり。南、海を帶び、暖氣にして草木五穀秋に先だち、利刀鋭戟帛(脱カ)多し。

高。古二十二万千七百四十八石餘、今二十八萬六千二百石餘、　田一萬三千二百六町餘

郡。小島・和氣・磐梨・邑久・赤坂・上道・三野・小豆・津高・釜島。

　右の內小豆小島追て尋ぬべし。

或說に小島は小豆島也。昔は此島備前の內也。日本記云、人皇十六代應神天皇二十二年、天皇吉備に幸して、小豆島に遊ぶと有り。古跡にあるべし。又釜島は兒島下津井の前に有り。これか。然共、纔の島にて在家一軒有り。一郡といひがたし。

一、當國昔の驛路は往還の事也三石の宿より、野谷金谷を過ぎ、藤野村へ出、和氣の渡りを越、磐梨郡可眞村を通りて、赤坂郡牟佐村の渡りをこえ、御野郡福林寺阡を過て、辛川村より、備中へ通ひしと見えたり。これ神功皇后初て作りたる驛路なり。

源平盛衰記三十三に云、木曾これを（水島合戰に源氏討負、當國の者共平氏に歸伏す。）安からず思ひたれば、夜を日に繼て、備中へはせ下る。去る六月北國にて生捕たりし妹尾太郎兼康をさきに立て按內者とす。船坂山にて妹尾木曾を謀て、御先へ參り、御馬の草をも用意せんと云、木曾是を免す。妹尾悅て則我の生捕たりし倉光三郎同道にて、當國和氣郡藤野村、古き御堂に落着、こゝにて又倉光をすかして、爰に留おき、妹尾は先立て上道郡草壁村へはせ行き、したしき者共相催し、夜半ばかりに藤野寺へおしよせ、倉光を討殺し、それより方々へふれて、人數を催し、西川牟佐（記には裳佐とあり）の渡りをうちわたり福林寺阡を掘切て、亂杭逆茂木引などして、人馬通りがたく構たり。彼阡といふば、遠サ二十餘町、北は峨々として人跡絕たるが如し。南は渺々たる沼田はるかに南海へ續たり。西に岩井といふ所あり。これをも過ぎて、當國一の宮をも過ぎ、佐々の迫といふ畑道あり。此東西の山に、弩多く張立たり。後は津高の鄕とて、谷口は沼なりければ究竟の城にて、是に兵あまた籠置き、我身は備中板倉の城にこもり、今や〳〵と木曾を待つ。木曾是を聞き驚さわぎ、さらばとて三百餘騎を打立、其曉三石に着、翌日藤野寺に着、倉光うたれし所よと、あはれを催し、それより和氣の渡りをこえ、可眞村へ打入り、福林寺阡をみれば、（福林寺阡の事を聞もて有べし。）堀逆茂木にたやすく通がたし。其邊の里人に、惣官賴隆といふ者をとらへて、間道を按內させ、北地に懸けて烏岳といふ所を通り、佐々の井より攻かゝりたり。兵ども只今木曾寄すへきとは思ひもよらず。ことに間道をおして用意の堀逆茂木を目の下に見て攻ければ、一矢射るまでもなく散々に落行き、殘る者共深田へ追込〳〵、佐々ヶ迫卽時に攻落し、廣河の宿より、（今辛川と書改む。）板倉の城へおしよせ、揉にもみて攻ければ、妹尾叶はずして、後の山へ逃けるを追詰ければ、父子主從三人自害す。則首取て同國鷺の森に懸て、萬壽庄に引とると有り。

後醍醐天皇の御宇、元弘建武のころは、邑久郡福岡村往還と見えたり。然ば三石より片上伊部など

通り、福岡へ出、それより一日市か吉井かを渡り、古都平島を通り、牟佐の渡へ出けるが、西川は近き頃まで牟佐の渡り本道と見えたり。天正十年大閤秀吉公備中高松陣の時まで牟佐を惣勢渡りしよし、宇喜多記に見えたり。然れは山陽の本道は、牟佐の渡りなる事明けし。然るに備前鏡に、元龜天正の頃までは、山陽の順路は古都の宿より、國府の市場を通り、鈎の渡を越、津島笹ヶ瀬へ通ひしといへり。尤此道有ましきにもあらねども、本道にはあるべからず。ことに天正九年直家死去の時、秀家十歳にて家督なれど、時節大に相違せり。右秀家大閤の意を得て三ヶ國の大守と成り、中納言に經上り、頻りに岡山城下の繁昌を好みて、山陽の往還を改め、吉井の渡りより、沼村宍甘の鼻より南へ折て、乙多見村關村を北に見て、岡山城下に角行し、大手の町を過ぎ、萬成山をこえて、當國吉備津宮の表を備中へ通り始たり。今の往還是なり。これ天正の末文祿の初なるや。

一、鎌倉最明寺殿人國記に云、備前國の風俗上下共に利根なり。故に利根をさきとして、萬事執行ふによつて、言行の相違する事十にして五つ六つ有り。別して諂ふ心つよふして、上に翫ふ所の義をば善惡邪正をえらばずして好きこのむごとくにもてなし、內心佞をふくみて誹謗する事、主は被官を威を以て是を押へんとし、被官は主にしたがふ如くなれども、內心快からずして、善く見ゆるといへども、其善つまずして名利の爲になす所多し。たとへば藝術を執行ふに、十人か九人善惡にかまはず、其事を成就せしめて、是を朋友の前におひて、我一人の樣に耽らかして、然も其奧意の至公なる所は夢にだにしらずして、如レ此にもてなし、或は武の用る兵器兵書をかざり立ては、心懸のふかき士と人におもはれん事をこのむ。風儀凡てかくの如くにして、誠に名利に繫れ、實をうしなひ、虛をふるまふ事是非に及ばず。然といへども、不智不學不志の人にたくらべて見るときは、事理にさとく、はるか上手にみゆるなり。もし善き人有て、此氣質をはなるゝ工

夫をなさしめば、百人にして一二人も其所にしたがふべきか、多くは諂ひ有て佞智有る國風なれば、五十年にも及なば、其風儀直に成べきか、不レ好風儀也。

一、備前八景寛文年中三宅可三述作詩、和歌は當太守綱政君御詠なり。

高島秋月

鑑中高島一青螺　鳧渚鶴汀清絶多　秋夜凝望宜レ達レ且　月昇二滄海一墜二江波一

月はなほ松の木すゑに高しまの浪の玉もにかけをやとして

平井落雁

征鴻萬里雪霜翎　兄弟相呼不レ耐レ聽　遠客無レ端添二旅況一　猶憑二斜日一下二寒汀一

みたれすのつらも霧間に見へそめて平井のかたに落るかりかね

北浦歸帆

浦頭雲水自依々　一葉扁舟過二石礒一、漁叟賣レ魚供(儈カ)二醉夢一、片帆閑帶二夕陽一歸。

追かぜにかへる浦はのいさり舟けふのしわさのかひもあればや

湊村晴嵐

積雨初收虹未レ藏、貪看晴岫染二嵐光一　芸夫牧豎解二簑笠一　好向江村事々忙。

海士のすむ里のそともにほす網のあゑす吹まく嵐はげしも

網濱夕照

到處江濱繫二短蓬一　雙鷗孤鷺傍二漁翁一　歸隨柳岸麗二斜照一、網住殘霞一片紅。

夕つく日名殘も遠くうつろふは汐や引らん網の濱へに

常山暮雪

慘淡天涯雲欲レ扃　雪埋二山色一映二林坰一　晩來忽轉羊家眼　遙對二翠巒一作二玉屏一

夕ざれはしほ風までもさえ〳〵てまつ常山に降れるしら雪

上寺晩鐘

雲靜寒鐘出二梵樓一　山頭度レ翠數聲幽　斜陽同聽不二同趣一　多使下人間一生中百憂上

海こしのひゞきやいつこ夕風のたよりにつたふ入相のかね

濱野夜雨

瀟々濱埜掩二茅衡一　夜雨如レ繩寒夢驚　村鼓梵鐘聲亦濕、青螢漁火近二黎明一。

舟かけて幾夜はなれぬ雨の中うき寢のまくら苫のしつくに

一、備前國中三十三所順禮札所。*一元祿十五年より發起。小林庵主洞中。

一　番、紀州那智山如意輪上道郡丸山長泉庵　　二　番、紀三井寺十一面　同　普一院
三　番、同　粉川寺　千手　同　光明院　　四　番、泉州槇尾寺　同　門田大德院
五　番、河州藤井寺　同　網濱上生院　　*二六　番、和州南法華寺　同　國富玉峯院
七　番、同岡寺　如意輪　同　圓城寺　　八　番、同　長谷寺十一面　同　少林寺
九　番、同奈良南圓堂不空羂索門田利光院　　十　番、三室戸寺　千手　同　松壽院
十一番、醍醐寺　不空羂索　國富法林寺　　十二番、江州岩間寺　千手　瓶井堯（行イ）ヨ院
十三番、同　石山寺　如意輪　門田藥師院　　十四番、同　三井寺　同　同　大福（坊イ）寺
十五番、城州新熊野　十一面　同　常住院　　十六番、同　清水寺　千手　七日市最上院
十七番、同六波羅密寺十一面　岡山本願寺　　十八番、同京六角堂　如意輪　同　光乘院
十九番、同　京　講堂　千手　同　大雲寺　　廿　番、同　良峯寺　同　同　慶福寺
廿一番、丹波穴太寺　聖　同　蔭凉寺　　廿二番、攝州惣持寺　千手　同　正覺寺
廿三番、同　勝尾寺　同　同　報恩寺　　廿四番、同　中山寺　十一面　岡山報勝寺

*一、一本元祿十五以下十字なし。
*二、六番一本壺坂寺に作る。

廿五番、播州清水寺　千手　同　東林寺（廣イ）
廿六番、同　法華寺　同　同　藥師院
廿七番、同　書寫山　如意輪　同　觀音坊
廿八番、丹後成相寺　聖　同　福聚院
廿九番、同　松尾寺　馬頭　同　泰安寺
卅　番、江州竹生島　千手　同　光明寺
卅一番、同　長命寺　同　南方村長泉寺
卅二番、同　觀音寺　同　同　歸命院
卅三番、濃州谷組寺十一面　三野村法界院
右是迄は、備前一國中、古今の大槩をしるすもの也。是より以下は一郡つゝに書題畢る。

和氣絹目錄。

一、上卷、和氣郡、磐梨郡、邑久郡。
一、中卷、上道郡、御野郡。
一、下卷、赤坂郡、津高郡、兒島郡。

和　氣　郡

郡內に和氣鄕あり、これを以號。

一、三石城。（三石村に有、播州船坂山につゞき山陽道第一の難所也。）建武元年、赤松圓心蜂起の時、伊藤（東イ）大和二郎此城を築て楯籠り、西國往來をさし塞く。續ひて兒島備後三郎高德も、しばらく此城に籠り、其後足利尊氏公西國へ落玉ふ時、當國の士田井・飽浦・松田・內藤等、尾張左衞門佐を大將として、此城に籠置き玉ふ。是官軍を押へん爲也。
遙に程へて後赤松兵部大夫政則、播備作三ヶ國の主と成て、家臣浦上近江守宗助・息掃部頭宗村の居城たり。（三石の住人伊東大和二郎兄弟宮方になりて、三石山に城をかまへる備前の守護加治源治郎左エ門を追落す。）
一、熊山城。坂根の上也。此外道六筋あり。國中一の大山也。山頂に伽藍の跡あり。委しくは此外

*浦上系圖河内守昌協の子を河内守光信その弟を美作守則宗とし則宗の事を近江守宗助とし宗助の事を美作守村宗とし村宗の子を宗家とし宗家の子を宗景とす本書宗景を村宗の子とすることは蓋謬なるべし。一本代々赤松の家臣也の次に、「應仁の大亂以後赤松家衰微の時は島山に隨從せしと也」とあり。

書べし。

建武の昔、兒島三郎高德度々此城に栖籠る。

一、戶田松城。片上の南の山也。四方山離れ、西の麓は入海也。よき城山也。城主不ㇾ詳。或書に浦上近江守國秀と有り。宗景の祖父を近江守宗助といふ。（國秀とはいつれそ。）其後、宇喜多和泉守直家居城と有り。又不ㇾ詳。直家の事岡山の下にくはしく斷るべし。

一、天神山城。日笠村の上の山也。[illegible]の方には東河流れ、山の麓に天瀨村有り。山內廣く峯數多し。赤松の家臣浦上遠江守宗景居城也。（大閤記に、備前守と有。西國太平記には伊豫と有。共に非なり。宗景の書狀感狀等に遠江守とあり。）宗景は紀氏にて、代々幼名を紀三郎といふ。（感狀には、與三郎と有。）京都所司代浦上美作前司則宗に四代の孫近江守宗助が孫、掃部頭村宗が子なり。然とも大系圖に見えず。代々赤松家臣也。右の宗景愚蒙にして、家臣宇喜多直家に權を奪はれ、彼威勢をすべからざる時に至て、直家を亡さんとすれども、家臣皆直家を援けて下知に應ずる者なし。依ㇾ之播州の一族幷毛利元就に牒し合せて、岡山を攻んとす。直家聞て先達て大軍を催し、却て宗景を追ふ。せんかたなくして、天正六年二月十五日、（或は天正七年共又は三年とも。）夜ぬけに城を落て、兒島に至り、飽浦の佐々木美作守にたより、或は播州室班鳩鹽飽島、又は備後の鞆など經廻り、翌年兒島にて滅亡す。或は討死といへり。（或る說に宗景幼息國千代丸毒害のことたしかならぬ故に略ㇾ之と、又宗景死去は天正十年共有。）

一、香々登城。（香登村にあり。）宗景家臣高取左衛門居城也。此子孫香登村にあり。又いふ浦上掃部頭村宗弟宗久居城とも云ふ。

一、大俣城。（大俣村に有。）同家臣（宗景のこと。）明石大和居城也。宇喜多士帳に、明石久兵衛・同久藏・同四郎兵衛など、五千石三千石の身上にて有ㇾ之。然ども大和といふはなし。右の内大和の子供か。

右の外、當郡に限らず、城と名附る所多しといへども、是皆其所の富有のものゝ屋敷跡、或は一

郷二郷の地頭などの居所也。それ故略するなり。
或書に云、和朝にて城の始は、人皇十一代垂仁天皇狹穗姫といふ后を寵愛し給ひしが、即位四年に當て、狹穗姫の兄狹穗彦謀叛を企、ひそかに妹にいひて、汝夫と兄といづれか重ずる、后其心をしらずして、兄こそ愛すれと答ふ。其時、狹穗彦懐中より匕首を取出し、后に授けて、然は汝天皇を殺せといふ。后驚ながら匕首を受、同五年に、天皇久自に幸して高宮に居給ひ、后の膝を枕として晝寢し給ふ。其時后おもはく、兄の謀る所、偶此とき也と、覺えず涙を流し給ひければ、帝の面に落かゝる。帝あやしき夢をみて、目覺驚き后に尋給ふ。后有のまゝに語る。仍て上毛野八綱田をして狹穗彦を殺さしむ。狹穗彦稻を積て城となし、官軍を防く。是日本の城の始なり。月をこえて狹穗彦自害す。后も城に入て共に自害すといへり。
一、和氣郷。和氣清麿の領地なり。
抑清麻呂は垂仁天皇十六代の末、平麿が子也。延暦十八年に卒す。和氣氏はこれより始る。
一、和氣彌四郎季經太平記にあり。吉備前鑑には、秀經とあり。
一、倉光三郎成澄討死、藤野村安養寺*にての事也。妹尾太郎兼康を、壽永二年六月に、北國にて倉光を生捕り。同年潤十月に倉光又妹尾にうたる。前驛路の處に委し。
一、日笠彈正。日笠村の名主をはじめ、郡中に子孫今にあり。彈正は宗景の老臣也。宗景當城沒落の時、家臣悉く山林に逃隱る。彈正一人宗景にしたかひ、妻子をすてゝ主君に供し、死後まで一所に討死といへり。
一、宗景の具足。藤野村安養寺にあり。威し等麁相にみゆ。
一、鏡石。八木山村に在り。大いさ山のごとく表平にして、是にむかへば面色皮毛の映る事磨立たる鏡に向がごとし。希代の寶石なり。中比故あつて曇りけるが、又子細有て今半晴たり。八木山村

*源平盛衰記には藤野寺古御堂なりとせり。

* 赤松家の遺臣か南帝の後裔自天親王を弑し奉り神爾を奉還せし勳功に依りて加賀出雲備前に新地を賜はりしこと蔭涼軒日録に見えたり又親王を弑せしためその冥福を修せしこと安養寺文書に見えたり。

より鏡石まで三百間あり。いつの比よりか五十間に一體つゝ、地藏を道のほとりに立たり。三百間に六體也。

一、新田庄。香登村の事也。後太平記に、赤松兵部少輔政則南帝*を弑し奉り、神寶をうばひ取り、都に入奉る。此恩賞に加賀半國と、備前國新田庄を賜るといえり。

神社

一、熊山權現。當山鎭守也。祭日は四九月の廿四日なり。俗說に此山魔所なり。さるによつて、祭日朝卯刻に空に向て無玉鐵炮を打出す。しからされば大勢群集の人の中に、一人づゝ失せけるとなり。

一、伊部村履懸ヶの天神は、菅丞相筑紫下向の時、此所にて御馬の沓を懸替申うちに、御腰をかけられし其石を神體として崇奉るよし也。

一、吉田村八幡宮は、もと龍王のよし。社內に樫の大木ありしを、前中納言殿御伐せ候て、今の御城御本丸天主の眞柱になる由、緣起にあり。

一、片上村八幡宮。源尊氏公宇佐より御勸請の由。

一、太田原村八幡宮は、赤松則祐勸請のよし。右郡中九十五社の內、緣起來歷無ㇾ之は略す。

佛閣

一、帝釋山靈山寺。熊山にあり。本尊堂觀音堂の跡あり。戒壇院の跡あり。高六間廣四間四方。鎭守は地藏權現祭日は前にあり。但、緣起には節分立春兩日とあり。開基は唐僧鑑眞和尙といへり。いにしへ兵火の後、取立る人なし。近年邑久郡大ヶ島等覺院兼帶の由。誠に晴天に山上より見わたせば、播磨淡路四國の表、備中美作因幡伯耆の大山までみゆ。或書に鑑眞和尙は、淳于氏にて、唐土揚州の江陽縣の人也。齊國の辯士淳于髡が後也。孝謙天皇天平勝寶六年甲午正月十二日筑前の太宰府へ來朝し四年入洛、勅して東大

寺に任せしむ。聖武天皇より戒壇を東大寺に御所望により、大殿の西に立らる。今に羯摩の法執行へり。※一是戒壇の始也。

一、大瀧山福生寺。熊山の續き東の谷、眞言宗。凡十三坊、本堂本尊觀世音、東の方三重の塔あり。近來松井河樂士の詩あり。左に記す。

備前國大瀧山福生寺十二景　松井河樂

高低櫻花

上※二遍ニ雲端一下水濱(習カ)。新肴名寺入ニ春姿一　雲葩水蕚香兼レ色　一顯一幽是兩奇

鷹巣奇雲

削鑴横倒幾奇峯、夏外別觀春至レ冬、出レ岫氤氳寺前景、隔レ空巧盪萬人胸

竹樹風聲

全地方隅幾萬竿、朝昏蕭颯厚(書カ)猾空。妙音豈惜伶倫巧、交籟鳴篁別樂官。

巖墻瀑布

兩巖相狹辨才祠、祠下千尋鱗勢寄。神力自由引ニ雲漢一粧成靈嶽倍莊姿。

兒洲漁火

暗夜兒洲景近レ前、是因ニ衆網擧ニ篝煙一。舟光不レ惜聲※三衆午、醒盡大瀧山上眠。

堂前夜月

※四紺宇前庭甚廣場、曾無ニ玉兎一四邊陣。況其風勢拂ニ山靄一、淸賞常吃一様高。

滿林紅葉

淡幕濃帷照ニ室坊一、山祇染レ吏(更カ)是秋霜。何唯楓葉誇ニ紅飾一衆樹衆粧新景光。

熊山高霜

※一、本是戒壇の始也の次に日本寺院の始を記したれとも要なければこれを補はず

※二、この詩原本これを闕けり思ふに後世に至りてこれを補へる者の如し唯轉寫の際誤字多く中には全く讀の鏊はさるものあり別本なきを以つて校正するを得ず。

※三、第三句未解。

※四、此詩韻鏊はず校正するを得ず

雲表麗形對ニ佛居ヿ、遊觀正過歲之餘、元來靈堺多ニ奇景ー初見白熊臥ニ大虛ー。

寶塔夕照

琢玉磨レ金懸ニ碧空ー向昏佳景更漸レ瞳。三重樓貌綺羅飾、相得盧洲倒影紅。

酬峯翠嵐

珍景驚レ人數里屛、輕羅薄縠感ニ山靈ー。祇林又有ニ關章德ー、細錦妙區萬眼青。

群寺梵唄

仙調欲レ開風耳聾、諸堂節奏響ニ蒼穹ー無レ朝無レ暮魚山習、一掃過雲振レ木風。

樵夫戲歌

香社近邊柳眉生、有レ吃舞踏地如レ轟、手鎌野調犂稲耳、應レ比ニ頻伽ー衆鳥聲。

一、小幡寺に、唐土の畫工禪月か書たる十六羅漢の像あり。世に名高し。此寺四十八ヶ寺の內也。繪本印盡に云、禪月系圖なし。中畫の第二に入たり。

一、照鏡山八塔寺。聖武天皇御願所、神龜五年道鏡上人の開起也。往古は七堂伽藍あり。永正年中に炎燒す。近來池田忠雄卿建立なり。賴朝公の御建立なる十三重の塔あり。奉行は梶原平三景時なり。

光政君（前備前太守、池田新太郎源光政君なり、當太守宗政君四世の祖也。）御建立の鐘樓堂あり。開起以來境內四方一里、今に境有り。

同寺壁書

元曆元甲辰。　奉行　梶原平三景時　　承久三辛巳、　同　平　武藏　守
正安四壬寅、　同　左馬助平朝臣　　　　　　　　　　中務太輔平朝臣
嘉元二甲辰、　同　越後守平朝臣　　　　　　　　　　遠江守平朝臣
元亨三癸寅、　同　左近將監平朝臣　　嘉曆二丁卯、　同　相　模　守

修理大夫　　暦應三庚辰、同　、武藏守
康永四乙酉、同　左兵衛督源朝臣　　嘉慶二戊辰、同　左兵衛
永正六巳巳、同　掃部介　　天正七巳卯、同　與七郎
天正十壬午、同　八郎
右之外、寺院略レ之。
名所追而可レ考。
發句　すり鉢（雲イ）の音や備前の海藻汁　大阪西悦

土産

一、和氣絹。　　一、和氣反魂丹。益原醫者萬代何かし調合。
一、日笠かいた紙。　　一、伊部燒物。※一
伊部、竈四つあり。各長二十間に、二間宛に横しきり有り。一間〳〵に窓有り。或書云、數寄道具には古備前を用ゆ。上々の物には、白土に虹の如くに赤き筋有り。これをたすきといふ。惣して當所の燒物生肴をもり置き、※二損ずる事遲し。これ當所燒物の奇妙也。太閤秀吉公より竈本へ知行、幷、山林免許の御朱印今に所持す。追て寫べし。
一、伊部香爐灰。※三　　一、片上臘燭。
一、柳。　　一、同しら藻。
一、同もぬき近頃より。　　一、寒河たばこ。近代也。白土和にして無類の燒物なり。
一、福浦蜜柑。　　一、閑谷燒物。
一、天神山燧石。　　一、八木山石。八木山村に有。赤白黑紫等の石なり。
一、山縣山椒。　　一、大瀧石菖。（葛イ）
一、日生鹽辛。　　一、香登膏藥。

＊一、一本伊部燒物の下に「茶入水差水翻香爐花入鉢皿壺德利水瓶擂鉢酒壺この外無量のやき物有」とあり。
＊二、一本今に所持すの次に陶器の初を記せるものをなければ要なは補はず。
＊三、一本柳なし。
＊四、一本土産條の上の終始を貢せるも記なければ要なは補はず。

*一本假治氏名中に正恒を加ふ。

磐梨郡　郡内に磐梨村有、是を以號。

一、保木城。梅保木村の内吉谷といふ所に有り。明石飛驒守の宗景家臣親を源三郎といふ。飛驒早世によつて、二男掃部家督といふ。又云、飛驒初の名源三郎と云ふ。西國太平記に飛驒兒島にて討死の所に、初の名をしるして源三郎とあり。依て異說出來たり。

一、吉岡城。吉岡の南の山とあり。今吉岡南北九ヶ村あり。南の方上の山といふあり。文明の比、長船右京居城也。

一、松田塚。彌上村に有り。松田左近將監元成塚と云傳ふ。古墳有り。

一、石蓮寺跡。石蓮寺村に有り。四十八寺の內也。十三重の石の塔有り。

右の外、神社佛閣緣記來曆無レ之故、略レ之。

名所追て考へし。

土産

一、刀、古備前在所不レ詳。或說に鍛冶屋村也といへり。友成*・介成・助包・包平・助平以下也。銘盡に云、古備前とは元曆以前をいふ。右の鍛冶ども皆一條院御宇とあり。源義經の金作、能登守教經のさくら丸、共に友成の作といへり。其外名釼多し。

一、刀。則宗。備前國河田庄吉岡の住則宗と打つ。銘盡に云、此鍛冶いづれにもすぐれて名人なりとて、正月番鍛冶に定り、一文字或は十六葉菊又は枝菊など被レ下也。福岡鍛冶の元祖は定則也。子孫に助則・助茂・助光・助義、其外大勢吉岡の住人有り。按るに今吉岡といふは南北九ヶ村を總ていふ也。吉岡の南方、吉岡の二日市、吉岡の多田原等なり。然ればいにしへの吉岡の鄕なるか、されば、右の銘に河田庄吉岡とあり。河田といふは、吉岡の北の山を越て、河田原といふ所あり。い

かん。但往古は河田庄の吉岡にて、後吉岡の庄として、今又九ヶ村に別れけるか。

右番鍛冶といふ事、後鳥羽院の御宇に、諸國の鍛冶、月を定て上洛し御番を勤ける也。

其次第

正月、則宗。備前大夫吉岡住、又福岡住刑部允とも。　奉行　大宮中納言（*一大納言左兵衛督）

二月、貞次。備中。　同　二位僧都尊長（後□）

三月、延房。備前中原權頭、福岡住、　同　太政大臣二位宰相（新大納言）

四月、國安。粟田口。　同　新中納言範義（二位宰相　範茂）

五月、恒次（藤三郎）。備中。　同　中納言康業（入道二位中將宗康）

六月、國友。粟田口、藤林水と云候也。　同　三位中將實康

七月、宗吉。備前刑部在福岡住、又左近とも。　同　新中納言重房（國經）

八月、次家。備中。　同　光親朝臣（新大納言）

九月、助宗。備前大一文字、修理亮兼丸作者。　同　二位中納言雅經（前大納言宰相中將雅經朝臣）

十月、行國。備前河内守。　同　宰相中將資兼

十一、月助成。備前長門守。　同　二位中納言有雅

十二、月助延（近イ）。備前福岡備後守。　同　大炊御門三位忠繼

閏月は粟田口國久也。

御太刀磨（*二）は國久、琢は爲貞、各一人より三人宛可二相具一。

*一、鎌倉の末正和年間古劔書に後鳥羽御宇被二召扱一鍛冶十二月結番次第に記されけるものを見るに本書と異同あり。字傍に記せるものはいづれもこの書に依れるものとす。

*二一本御大刀磨は國久庸久とあり。

*一本右鍛冶等守結番月々早可參勤之但乳母所課事鍛冶上洛淨衣一具若小袖若帷可隨時也有在京合期事鍛冶炭等下向間直座垂小袴可口被其沙汰如件

右*鍛冶等守詰番の月可ニ參勤一、但乳母の各所レ課事、鍛冶上洛上衣一具若帷可レ應ニ于時一在京食事鍛冶炭等の事、下向の時(節イ)、直衣小袴可レ致ニ其沙汰一之状仍如レ件、

承元二年正月　日

同師徳鍛冶は國久栗田口。信房備前。此兩人日本鍛冶惣廳。

右同帝承久の亂に、隱岐の國へ流されさせ給ひて、彼地にての番鍛冶。

正二月、則國栗田口。　三四月、影國、同。

五六月、國綱栗田口。　七八月、宗吉備前福岡、左近太郎。

九十月、延正備前福岡、中原權守。　十一十二月、助則備前、助宗子也。

右無用の筆を費すといへども、當郡はヶ條少きによつて、不レ圖白紙をけがし候也。凡日本刀劍鍛冶の元祖は、大和國宇多住人天國なり。人皇四十二代文武天皇御宇大寶の頃也。寶永六年まで、一千十一年に成る。但、一代鍛冶なり。此とき天國を始め、多くの鍛冶有りといへども、天國の作のみ主上の御物と成る。平家代々の重寶小烏丸も、此作也といへり。

一、佐伯蒟蒻。　一、田淵膏藥。　一、大内鮒。

邑久郡　郡内に邑久鄕在。是を以號。

一、戸石城。長沼村の東大ヶ島への入口也。宇喜多和泉守能家居城也。抑〻能家の先祖は、元百濟國の王子兄弟三人船にのり、當國兒島郡宇藤木村に着船すといへり。依レ之旗の紋兒の字を付、其外けんかたばみ、或は雨龍、または龜など衣類には付るといへり。三字宇喜多、二字浮田、本一家也。庶子はいづれも二字浮田也。代々浦上の家臣にて能家宇喜多の中興也。浦上則宗より宗助村

*備陽記には
荊樹風吹
厚ニ同株好一
蘭蓀露湛
餘ニ繁華妍一
君々臣々云
々

宗三代につかへて、軍功莫大也。惜哉記錄なければ、其勳又父祖の名だにしれず。爰に當郡邑久郷に江岸寺とて、宇喜多の菩提所有り。是に能家畫像に洛陽南禪寺九峯和尚の讃あり。大概能家軍功を載たり。往古寛文年中に、此寺退轉のとき此像も滅失せんとするを、同村名主某取り置き今に彼が家に有レ之、其讃爰に寫す。

智勇兼備、功名遂全、本貫爲ニ百濟國王一、兄弟曾來ニ兒島一、中古立ニ三宅姓一、雲仍洞酌ニ和泉一、恭而安、溫而勵、行無レ邪、言無レ偏、進思レ盡、退思レ補、管仲匡ニ齊桓公一、有ニ封邑於十餘世一、攻必取、戰必勝、韓信附ニ漢祖一、延ニ炎運于四百歳一、一郷懷ニ寬和之德一、隣國伏ニ雄略權一、屬ニ赤松軍一、挫ニ松田兵一、出ニ下略一入上略一受ニ則宗之命一、祖ニ宗助左一、有ニ一天一無ニ二天一*荊樹風吹原ニ同株好一蘭蓀露湛餘ニ蘂葦一、呼君々臣々、南山可レ移、節義勿レ易、父々子々、東海雖レ竭忠烈豈遷、規模遠々、瓜瓞綿々、殺活縱橫、看々揮ニ金剛劍一、摧ニ魔群隊一與奪自在、念々彈ニ禪那弓一、鳴ニ神通弦一□看之□禎祥家給椿齡永、奕葉春秋兩八千、竊按ニ和泉之前司能家之牒一、上世居ニ百濟國一、甫兒時兄弟三人泛レ舟來ニ備前之一島一、始暦ニ新第一、旗幟皆書ニ兒字一爲レ紋矣、仍其所曰ニ兒島一焉、中年立レ姓稱ニ三宅一、而有ニ武名一、諸孫瓜ニ葛于備縣郷邑一、而號ニ宇喜多一、地利人和平乎、烏虖命乎、昔文治之比、丁ニ源平騷亂之日一、與ニ佐々木三郎一戰ニ藤戸浦一矣、比年歸ニ紀氏一、代々爲ニ股肱一、近比明應六年、江州前司紀宗助、略ニ地于州之伊福郷一軍不レ利、退禦レ嶮、松田兵圍ニ之四面一、能家獨身入ニ宗助壘一、破レ堅執レ銳、相戰四十日、一日勝ニ鹿田軍一、群敵解レ圍而去矣、宗助梟ニ十人之首一、凱歌旋焉、八年紀則宗美作前司禍起ニ蕭墻一、與ニ播之東軍一戰退ニ日山陣一入ニ白旗城一、親族群臣首鼠不レ明者夥矣、能家切レ齒勵レ聲曰、人生一世之間、爲能家在ニ二心一乎、乃歸ニ則宗一、衆皆愧ニ能家之言一、而屬ニ則宗一、於レ爰赤松政則與ニ幼主一入ニ下野前司政秀之播鹽屋壘一、力戰數也焉、據ニ相府台命一、細川右京兆政元差ニ中使一、求ニ東西和儀一、三國離心頓休矣、文龜二年戰ニ備之矢津一、能家一身單力・而斬ニ有松泊其徒二人之首一焉、三年於ニ備牧石原一屢戰蒙レ疵

斃ニ剛敵一有レ功矣、永正十五年紀村宗以レ事入ニ三石壘一、群下有ニ聽レ氷不ヲ決レ一焉、能家寧爲ニ牛後卒一不レ爲ニ他方臣一、誓歸ニ村宗一、細川右京兆高國投レ書感ニ忠義至誠一矣、十六年村宗舍弟宗久在ニ香登壘一、與ニ阿兄一絶矣、能家在レ彼焉、乃通レ書告ニ諭于村宗一而曰、臣若出レ壘必有レ事矣、一夕脫而往ニ備西縣一矣、同年十二月、能家將ニ精兵二千餘一、陣ニ新田安養寺一、侵ト掠圍ニ三石一播軍之後上、而戮ニ力于村宗一焉、播軍忽解レ圍而退矣、十七年七月八日、戰勝ニ于作之飯岡原一、敵軍溺ニ死于河水一者數十輩、斬首有レ級矣、十月三日、村宗入ニ作陽一、陣ニ于岩山南一、能家將ニ二千餘一從焉、敵軍如レ雲、其勢難レ當士卒皆散、纔殘者七十人、同四日能家一戰而勝、同七日敵軍瓜潰矣、村宗斬ニ數百人首一、歸ニ三石一、大永二年、播東軍紀村國以下、從レ淡入レ播、壘ニ于大貫山一、村宗則圍ニ其左右一數重矣、于レ時但之守山名治郎、乘レ間入ニ播之永良一、東西軍互計而請レ成焉、蓋指ニ吾軍邦讐一、而與ニ他山名軍一決レ戰也、既而和儀就矣、翌年村國變レ約挑レ戰、能家據レ嶮半日程、小男四郎先倡而戰死矣、能家直欲ト入ニ軍中一決中殊死上、敵軍忽潰、斬ニ數千百人之首一、歸ニ村宗軍一焉、細川家臣河原林等視而聞ニ之高國一、乃以レ書感ニ其功一、于レ後從ニ村宗一至ニ高國一、則賜ニ湛（盧）露之精泛駕之騎一、能家長跪受レ之、寔花哀之榮也、以至ニ則宗宗助村宗一、遺ニ數箇書一、而固傳レ家不レ可レ遺レ之、盟匣而秘レ之、僉云軍中一韓也矣、山野出ニ入紀氏之間一者五十年余、以レ故衆臣皆有ニ耐久之故意一、能家法諱常珍、予字レ之曰ニ玄仲一、寄ニ斯像一需ニ讃辭一、不レ勝ニ固辭一、書ニ拙語一、以條ニ理數件功勛于ト右云レ爾。

旹大永四年歲次甲申秋八月吉辰

前南禪金剛幢下參兩叟九峯　宗成印

右本書は絹地にてしみもの有レ之、文字見ゑず。或人所持の寫をこゝに記す者也。此寫にも其人により文字の違あり。此賛に據て樣々異説を書加へ、古跡考能家記など名付く有レ之といへども、宇喜多戶川記ごときの慥成る書は見ず。依レ之爰に略す。西國太平記云、宗景家老島村貫阿彌引續て

浮田某島村と不和にして、浮田を殺すと有り。世傳に此浮田といふのは、能家の事といへり。則此城にて島村に殺さるよし、さも有べしや。後太平記・西國太平記などに、當國の事所々に有レ之といへども、前後相違の事のみ也。

系圖は岡山の下に有レ之。

一、高取山城。右戸石城の西の方の山也。間三町計、高取備中居城也。依レ之高取山と云ふ。後島村豐後入道貫阿彌主たり。西國太平記に、觀阿彌と書るは非也。書狀感狀等に貫阿彌とあり。浦上家の老臣なり。宇喜多能家をころし、城知共に奪ふといへり。年月知れず。

一、乙子城。乙子村にあり。宇喜多和泉守興家居城。興家は能家の子也。生質愚蒙短才にして、領地も纔に三百貫也。短命病死と云ふ。年號不レ知。六月晦日、戒名露月光珍といふ。櫻木氏の書には、能家興家父子共に貫阿彌に殺さるといふ。非也。興家死後に息直家居城也。或説に直家兄弟共に幼稚にて、興家におくれ、宇喜多家すでに滅失に及ぶ、去によつて直家兄弟乳母に抱かれ、其外興家妻妾共に同郡福岡村阿部定禪といふ富有のものゝ長屋にかくる數年、此處にて成人すといへり。然れば直家成人のゝち乙子城主たるや。宇喜多記には、直家幼稚の時、備後に居給ふとあり。西國太平記には、西大寺の住寺の尼は、直家の伯母にて、是に直家を預け、其母は宗景に奉公す。直家成人に及ぶまで心うつけたり。伯母大に見かぎり追放せんと思はれければ、其時直家我實に戲をなすにあらず、貫阿彌が心をやすくせんが爲かくのごときといふ。伯母是を聞て、大に悅び養育す。就中、右の伯母、宗景に出頭して、直家十八歲のとき、伯母歎訴して被二召出一。一說に宗景鷹野に出給ふ時、目安を上被二召出一とも云へり。戶川記曰、直家兄弟三人一所に乙子城に有レ之、乙子村三百貫の所領なれば、家人はおほし、勝手困窮す。此とき戶川平左衞門の母直家弟忠家乳母に出しといへり。いづれも取て證としかたし。直家の事は、岡山の下に委し。

一、神崎城。神崎村に在り、城主しれず。
一、牛窓城。牛窓の上の山也。城主しれず。或人云、城跡とは見えず寺跡なるべしと。
一、天神山城。右同所に在り。右同斷。
一、紺浦城。紺浦に在り。右同斷。
一、蟲明城。蟲明に在り。蟲明四郎左衛門主たり。
一、長船城。長船村に在り。長船左衛門尉兼光主たり。
鍛冶祐定が說に、尊氏公より此城に領地六萬貫付て、鍛冶兼光に給といへり。銘書に、兼光は長船元祖近忠の末也。元德より觀應の比の鍛冶といへり。元德は後醍醐天皇の年號、觀應は崇光院の年號なれば、時代相違也。六萬貫といふ不ㇾ審。
一、福岡城。福岡村に在り。赤松淡路守滿弘城主たり。山名相模守國守の時は、小鴨大和・頓宮四郎左衛門等守ㇾ之。應仁の亂以後は、赤松左京太夫(初は兵部大(少カ)輔)政則、播備淡三ヶ國の太守なれば、家臣守ㇾ之。文明十五年福岡合戰のときは、赤松家臣當國の守護代浦上紀三郎守ㇾ之。
一、今木城。長沼村に在り。
源平盛衰記云、壽永三年豐後國臼木次郎惟澄(降イ)・緒方三郎惟義・伊豫國河野四郎通信一つに成り、備前國今木城にたてこもる。能登守敎經おしよせ即時に攻落し給ふといへり。凡此時代の城といふは、要害の地を見立て、四方に柵・篠垣などまでにて、當時の陣跡にひとし。これによつて城跡といへども、城石垣の殘もなし。所も慥にしれがたき事多し。唯十日廿日卅日の陣跡なり。
一、秀鄉塚。長沼村の内東谷にあり。田原(或は俵共)藤太秀鄉古墳也といへり。むかし龍燈の上りしといふ。秀鄉は鎌足公より八代の後胤、從四位武藏守鎮守府將軍なり。江州田原縣を領知し給ふ。此所の塚いぶかし。

*原本は平假名なるを以つてこれに改む今武元登登庵の模本によりて校訂者の解讀を下し不明の個所はそのまゝこれを取出することゝせり

系　圖

大職冠鎌足──不比等──房前──魚名五男右大臣──藤成四男──豐澤──村雄──秀郷

或人云、五十年ばかり以前に、美作國の内を通りければ道の傍に新塚有り。折節其邊にて茶煙草を所望して休息し、戯に問て其塚は何某といふ者ぞと尋ければ、あるじ答て云、たゞのぶと申者の墓にて候。それは士にやといへば、いや乞食同然の者にて候といふ。たゞのぶといふは何ぞいはれ有やと問へば、彼の名を實は四郎衞と申候。然れども所の者は四郎衞とはいはずして、たゞのぶ也と申候とかたりき。是等こそ百年も過なば、佐藤四郎兵衞忠信の古墳なりといふべし。

一、片岡八郎經春。在所片岡村也。

源九郎義經君の郎等也。經春子孫近きころ迄孫九郎とて居りけり。今は家共に斷絶す。彼在世の内極貧たりといへども、村中上下の諸民草履をぬぎて、かれが門内に入るといへり。先祖經春此所の領主たるを以てなり。誠に古風の仕方感ずるに堪たり。

一、義經君より經春へ、書簡の寫、同村の名主の所にあり。　この如き袖判あり

下邑久郡片岡村

*このあひたおち人しきり也からめてまいらせ候でうさても〳〵しんへう〳〵なり抑きたうのこうはかんさきに參へしこれよりひかしはたしかに〳〵まつらの□はん□もりてよとしらこ□しとけなき事いてきたりもとよりかなりあ□□□□

八月十一日

*源平盛衰記成親流罪の條に藻懸の瀬戸蓬が崎ヤヨリノ濱を漕渡り備前國阿江の浦より内通を通て兒島と云所に着給ふとあり成親の流罪は治承元年六月にして八島の戰より前に當れは當時既に矢寄濱の地名ありしを知るべし。

右の通義經君御自筆經春へ御下文といふ。紙はこれより大にて時代紙、文字は眞名假名共に如レ斯。孫九郎家斷絶の時、此書簡も滅失せんとするを、當國前太守光政君令して、表具し匣に入れ同村名主が宅にあり。此外笹の丸紋付たる直垂寶物品々所持の處に、戰國の節、人にうばはれん事を憂て山野にかくし、或は地に埋ければ濕にあたり、悉く損失すといへり。

一、神功皇后の鎧。牛窓八幡に在り。
皇后は、人皇十四代仲哀天皇の后也。仲哀崩御ののち、皇后御位をふませ給ひ、自ら武具を御身にふれ三韓を征し給ふ。此時應神天皇を御身に孕ませ給ふ故、御鎧の引合明きたり。依レ之外の御鎧の袖を取て、御引合におほひ行かる。是則脇楯の初也。在位三年に應神天皇四歲に成せ給ふ時太子に立、六十九年御位に座して崩御也。

一、牛窓。牛窓は元牛轉也。林氏本朝神社考曰、神功皇后の船過ニ備前之海上ニ時、在ニ大牛ー而出、以ニ其角ー投倒、故名ニ其所ー曰ニ牛轉ー。右の牛は塵輪鬼の化する所也。塵輪鬼は八頭有り、黑雲に乘り仲哀帝に懸來る。帝是を射給へは、身頭二つに成て落て死す。此時塵輪も亦帝を射る。帝終に崩し給ふ。是によつて前島を元塵輪島といふ。牛窓の瀬戸をば元唐子の背戸といふ。是備前鏡にみゆ。
右、仲哀天皇皇后と共に、牛窓に御船懸りし給ふ時、浦の海人鯖を貢御に備ければ、珍敷土産なりとの勅諚にて、叡覽の後、出陣の門出なればとて、其尾の形を鍛冶に課せて、矢の根にすらせ給ふ。是よりして鯖の尾と號す也。又云、矢篦にさばせ篦と云あり。是亦鯖の背の意といへり。是皆或人の傳也。可レ秘々々。

一、*矢寄濱。牛窓の西、鹿忍(カシノ)村の内に在り。
元暦のむかし、八島のうらにて源平戰のとき、此所へ矢を吹寄せしと也。仍レ之號す。

一、佐々木三郎盛綱の鎧。上寺に在り。
元曆元年、藤戶の先陣にて名をあらはす。依之當社八幡宮へ鎧以下轡一喰寄進すといへり。按ずるに、此鎧轡を見れば、昔は人馬共に今の五人がけも有ると見えたり。右の冑をいたゞきみるに大さ篇笠の如し。轡以てこれに同じ。予も先拜見せしが、誠に今の世にはいかなる大兵にても相應すべきとは見えず。去ながら、此鎧盛綱着して其馬に轡をはめさしたるにては有べからず。寄進の爲に新に威せ給ふ成べし。凡世の諺に、昔の人は今の五人かけも七人かけもあるやうに語る。或は何方にて石の棺を掘出し、內をみれば脛の骨有り、長さいかほと有り。其村一番の大男の足にくらべても三寸五寸あまるなどいふ。或はふるきされかうべをかぶりみれば、兩方明たりなどいふば、いかなる妻鹿孫三郎長宗にても、それ程までに有べからず。
林道春說に、八幡太郎義家君奧州にて阿部貞任を討給ひしに、彼が長ヶ六尺餘、腰のふとさ七尺四寸、六人してかき出したりといへり。六尺餘りとは、一二分も有し哉、さほどの男は今の世にも自然は有べし。腰の太さ七尺四寸といふは希代の事也。然れ共六人して荷ひたると有れば、今の世の人も六人しては持べし。然れば昔の人なればとて、總て大人とはいふべからず。書物にあらはす所は、文の用とて少しは飾り有物也。
一、和田備後守範長。在所射越村の內也。兒島三郎高德の親也。和田四郎範家・同五郎範氏。
一、射越五郎左衞門尉範定。在所射越村也。
一、今木太郎範秀。在所長沼村の內也。舍弟次郎範仲。
一、大富太郎幸範。在所大富村也。
一、中西四郎範房。太平記には範顯とあり。在所北地村也。則中西といふ谷あり。
一、藤井太郎。在所藤井村也。舍弟六郎。

一、佐井七郎。在所佐井田村也。
一、貫阿彌の墓。大ヶ島北山の內に在り。
一、土佐塚。土佐村にあり。
里老云、往古此邊海なりし時、土佐國の者此沖にて船破損して死亡、死骸を埋しといへり。大成る塚に松と槇との大木生茂れり。よつて此所を土佐村といふ。
一、馬塚。福里村にあり。
盛衰記云、昔備前國に海の佐介といふ者こそ兵の聞え有けれ。西海を鎮られんが爲に官軍に指添られたりけるに、官軍船に乘りけれども佐介は馬に乘りながら、先陣に進て海上をわたり、程なく賊徒を攻隨へて、又馬に乘りながら海の面を歩ませて、本國に歸りけるが、備前の內海にて馬鹿といふ魚に馬をあやまたる。されども馬少しもひるまずして、佐介ヶ陸路に着けて、後に馬は死しけり。其所に埋め堂を立孝養(供カ)しけり。今に馬塚とて有レ之。時の人云ふ、馬は龍也。佐介は凡人にあらずと申けり。佐介在所追て考べし。
一、崇神天皇社。長船村に在り。此邊を天皇原といふ。天皇は人皇十代開化天皇の太子也。
一、西行腰懸石。同村に在り。西行法師諸國修行の時、こゝに來り、此石に腰かけしといへり。
同人歌
　長船にかちする音の聞ゆるはいかなる人のきとうなるらん
西行は、田原藤太秀鄉の八代の後胤也。左衛門尉康淸二男俗名佐藤兵衛尉憲淸といふ。入道して大法房圓位、後に西行と改む。
一、黑田。福岡村の內也。
里老云、黑田甲斐守長政君、此所にて誕生故黑田と名乘給ふ。後筑前國へ入部し給ひ、御城下を

福岡と改め給ふも此縁也といふ。書に云、黒田氏は宇多源氏にて佐々木源三秀義の嫡流也。長政君まで十五代也。始は小寺を名乗給ふ。代々播州の士也。縱へは右の所にて誕生し給へば、それ故所の名も黒田といふなるべし。

一、龜岩。神崎村の磯邊にて、百人しても動かしかたき大岩也。いかなる石工なりとも及びがたく、誠に生たる龜に異ならず。里老云、いづれの年か此石を船にて岡山城下へ引んとせしに、西川口まで來り船とまりてゆかず。奉行をはじめ、水主楫取ちからを盡しこぎ入んとすれども、少しも動かず。釘にて打付たるが如し。せんかたなく、其所にすて置たれば、夜な〳〵光出で、さま〳〵不思議ども多きによつて、此所におくりかへしたると也。昔は海中にあつて汐干の時ばかり見えしといふ。此有所を神崎の龜岩といふ。

一、瓦橋。燒餠橋の事。略之。

一、紅岸寺跡。邑久郷村に在り。
寬文年中退轉す。宇喜多菩提所なり。前に書す。能家畫像此寺に在り。是に添へ紙地の像一幅あり。俗に二幅對といひて、後同左京亮忠家入道安心の像也といふ。安心は能家の孫也。大阪にて病死。此像には名も賛もなし。

一、宇喜多山莊。同村之内松江といふ所也。今畠となり、折節土中より奇石を掘出すといへり。此故にや、此所ことに旱す。

神　社

一、正八幡宮。上寺村にあり。
宇佐より勸請のとき、當分石の上に藁を置すゑ奉るよし。其石社家業合(フリアイ)氏の庭に今にあり。佐々木三郎盛綱より籠められし鎧轡太刀長刀、竝に賴朝公より佐々木への感狀、或は三郎盛綱・四郎

髙綱兄弟の影、其外様々の寶物等、度々の炎燒に失ひけるよし。其内、鎧冑轡は今に有り。賴朝公よりの感狀は寫し有レ之由。兄弟の影は土佐將監が筆のよし。

一、牛窓八幡宮は、前に記す。神功皇后の御鎧御太刀を御神體として、八幡宮と崇め尊ぶ。五香宮は、右の御鎧御太刀の神庫のよし。

一、東片岡の八幡宮は、片岡八郎經春勸請のよし。經春の親孫左衞門此所の願主故也。

一、崇神天皇の御社。前に在り。

一郡神社九十五社の內、其外略レ之。

次に千手山山王、元祿年中綱政君御修理。本堂觀世音、一山都て十六坊、眞言宗。

名所

一、蟲明。浦、礒、濱、沖、入江、泊、鹿、衞、淡路島、浦、松風、つどふ、沖津、汐風、背戶曙。

續古今　影うつす袖はうきねの我からに月そもにすむ蟲明のせと　雅經

拾玉　舟とむる蟲明の礒の松の風たか夢路にか又かよふらん　慈鎭

愚草　思ふ人あらはいそがん舟出して蟲明のせとは猶あらくとも　定家

一、楯が鼻。蟲明の前に長島といふ有り。此島の東の鼻也。細川幽齋玄旨西國舟路記行に、此所に舟かかりして、

夕浪の楯のうらより弓張の月も光をはなつとぞみる

一、扇が浦。源氏に有り。一、裳懸石。源氏に有り。一、黑井。源氏に有り。

右いづれも蟲明と尻海の間也。

一、牛窓。月、舟人、浪の汐さひ、くゐな。

萬葉　牛窓の浪の汐さゐ島ひゝきよられし君に逢はすかもあらん　人丸

名寄　忘れぬは浪路の月にうれへつゝ身をうしまとにとまる舟人　定家

夫木　のぼり舟東風吹かせを過すとて世をうし窓に泊てぞふる　好忠

一、綾浦。此所沖に岩在り、汐干ことにみゆ。俗にいかだといふ。此石を見て、

牛窓はいかなる神の誓やらうきたる石の流あるらん　宗祇

發句　旅はうし窓て月見る今宵哉　同

土産

一、刀、近忠。銘盡曰、長船鍛冶の元祖也。

四條院天福の頃歟。當寶永六年丑年まで四百七十餘年か。子を光忠といふ。上手也。光忠子を長光といふ。同く上手也。或とき山徒實嚴院に出火す。門に鎖を着て折節鑰なかりけるに、長光の刀にて關貫の卷金をかけ、海老鎖の頭を切て多くの人を助けけり。上、聞召及ばれ、彼の太刀を召上られ、今に御物となるよし。其外子孫相續て名鍛冶多し。

一、刀、定則。銘盡曰、福岡鍛冶の元祖なり。二條院平治の頃。當寶永六丑年まで五百四十餘年。子孫多く繁昌して、皆一文字の元祖なり。聟に守近といふ有り、其子を守恒といふ。惡七兵衞景淸があざ丸は、此守恒が作也。

此外助行・守近等、福岡鍛冶の元祖也。

一、矢根。太平記云、建武二年正月廿七日、京の軍に叡山の妙觀院に、因幡の豎者金村が備前國長船打の矢の根にて手突にしたるに、鎧の前後二重をかけて、大の男の胸板を後へぐさと通しけり。

一、牛窓烏賊。　一、黑島虎子石。　一、鹿忍鹽。　一、射越瓜。

一、小津白藻。　一、佐山柹。　一、服部根芹。　一、正儀女冠者。

一、大富諸白。　一、福岡素麵。　一、蟲明海鼠腸、并、挫子。又喜島あさり。

*一本喜島あさりなし。

和氣絹　中

上道郡

或説云、素盞雄尊出雲へ通ひ給ひし時、吉備國に道二筋有り。上道下道と云ふ。今下道郡は備中に在り。

一、沼城。沼村に在り。中山備中居城也。

福住氏書に云、中山備中、宗景の命を輕んず。宗景宇喜多直家をして、中山を討んとす。直家云、島村貫阿彌は我父祖の仇也。城地共に彼にうばゝる。願くは島村を賜て其後中山をも誅せん。宗景これをゆるす。則島村を天神山へよび、城中にて忽直家島村を誅戮す。其舊領直家に賜はる。又能く謀て中山をも誅す。是亦城知ともに直家に賜るといふ。

櫻木氏の書には、中山は直家妻の親也。此故に内外むつまじ。此時直家一人沼の城に來り、密談の事ありとて人を拂ひ、聟舅二人居て時分を見合せ手もなく中山を討殺し、早速我家人を呼入れ、門をしめて殘る妻子已下を差殺し、家臣どもを沼の池へ追込み、備中が首を天神山へ遣はす。宗景大に感じて則島村に使を以て此事を告げ、急ぎ行て城知已下直家と相談あるべしといふ。貫阿彌沼城へ來る。於此又貫阿彌を討殺す。其時直家沼の近邊奈良原村に住し給ふといへり。直家此時乙子城に居給ふか、奈良原村に屋敷など有しや。永祿年中より宇喜多和泉守直家居城有り。直家岡山に移て後、舍弟七兵衞晴家居城と云ふ。或は左京亮忠家居城ともいひ、櫻木氏の書には直家は乙子城に居て、乙子より岡山へうつり、此城は始より晴家居城といへり。戸川記などにも、

直家沼城に居城の事は見えず。但、銘金山の記には、沼城より岡山の城を築き給ふといへり。

一、龍口城。湯迫(ユハサマ)村の山也。最所修理允元常居城。又穏所ともいへり。里俗誤て宰相殿といへり。又山口與一といふ者の居城と云說も在り。此山近き峯に少障り有りといへども大がい能山也。北より西へ大河流れて上は屏風を立たるが如く、誠に翼なくてはかよひがたく、向上れば萬仭の石壁刀もて削り、直下せば千丈の碧潭藍に染とは、かやうの所を申べし。

右元常は、宇喜多直家の爲に滅亡す。

或說に、直家岡豊が父信濃をして此城へ間者に入る。信濃歸りて明日兵士三百城向の牧石村に御出し候へと約束して、又城へ忍び入り、翌朝常の如く元常城の追(大)手より川の向へ迫る所を、横合より飛出て引くみ、短刀にて差殺し、首を取て川をおよぎ越したれば、城中上を下へとかへし鎗取て追かくる。かの伏兵出て信濃を引包歸りしと也。又或書に云、岡則助といふもの、法を背きたりとて、元常へはしり込、時分を見合せ元常を討といへり。

又或說に、元常色を好むを知て、直家兒小姓の內容顏美麗なるを、不義の科有とて、僞て切腹させんとするを、家老共が心得の由にて立退き來ると云なして、此城へ逃入らせけれども、初は元常心をゆるさゞりけるが、數月をへて後元來元常好色なれば、晝夜近習を去らす心底打とけたり。折ふし暑氣をしのがんとて、川の上なる亭に出て、彼兒小性と二人涼み居たるが、兒小性がひざを枕にして寢入りけるを、そばなる元常が刀を拔て、水もたまらず首討落し、下に流るゝ川へ走り下り、血を洗ひ身をきよめ、袴を脫て首をつゝみ、岡山へ歸りしといへり。此外異說多し。

一、中島城　中島村に有。中島何某居城。或說に中島大炊といへり。子孫民間にくだりて此所に居住す。直家元常を亡し、城をはき捨て、其歸陣に不意に此城に押寄攻落し、男女なで切にす。然れども中島は見えず。內外殘る所なくさがしけるが、爰に城の後に椋の大木有り。其際にぬぎ捨てたる

草履あり。是に氣をつけてかの木を見れば内は洞也。其中にかくれ居けるを討けるといへり。今に此木あり。太サ二丈五尺廻る。或説に妙善寺崩の異説有り。其歸陣に此城を乘取といへり。いぶかし。同村のうちに塚二つ在り。古へ落城の時の首を埋たるなるべし。

一、中川城。中川村に在り。正木氏主たり。山の麓に井在り。正木氏兄弟此井に入て死す。正木の井と云ふ。來歷所以を知らず。

一、松崎彥四郎範家。在所松崎村也。

一、原彥次郎胤信。原村に住す。胤信は、宇多天皇十一代の孫、佐々木高島左衛門尉高信三男也。永田と號す。

一、金岡塚。金岡村に在り。中野村の境、金山の後也。

金岡は巨勢野足が子にて、巨勢金岡といふ。日本第一の名畫也。位從二位、官大納言、清和陽成光孝宇多醍醐五朝に仕へて、（備前鏡に一條院畫工と有は非なり。）醍醐天皇延喜六年に、賢聖の像を清凉殿の南庇に書かしむ。（羅山氏の說には、宇多天皇仁和四年九月鴻儒詩文に堪うるものを撰て其像を南庇に書しむといへり。）其詩は大江朝綱、畫は巨勢金岡、讃は小野東風[道]也。之よりして時の人南庇の三絕と稱す。或は金岡の畫所の御倉に納むる繪馬は、夜毎に萩の戶の邊に出て、萩の花を喰ふ。重ねて繪馬に繫ぎければ、それよりは止みにけり。又仁和寺の繪馬は、夜毎に近鄉の田間に出て、早苗をくらふ。里人怒つて繪馬の兩眼をうがつ。よつて出づること止みにけり。

清凉殿南庇障子賢聖鴻儒

東、一の間　馬周　房玄齡　杜如晦　魏徵

二の間　諸葛亮　遽伯玉　張子房　第五倫

三の間　管仲　鄧禹　鄭子產　蕭何

四の間　伊尹　太公望　傅說　仲山甫
四、一の間　李勣　虞世南　張華　杜預
二の間　羊祜　陳寔　楊華　班固
三の間　寬榮　鄭玄　蘇武　倪寬
四の間　文翁　董仲舒　賈誼　叔孫通

巨勢系圖

人皇八代孝元天皇十六代の後胤武內宿禰に十一代の末巨勢臣（コセノオミ）（是より巨勢なり）より九代の孫、中納言巨勢野足が子は從二位大納言巨勢金岡也。相見・公忠・公望・弘高いづれも巨勢氏なり。金岡が末葉なり。代々名畫也。本朝畫工の始は人皇廿二代雄略天皇の御宇、男龍といふ畫工が初也。子孫代々畫を好て、天智天皇の時は和畫師と稱し、又數代をへて稱德天皇は大岡忌寸（イミキ）と稱し給ふ。是に續て百濟河成・紀金石（若イ）さては巨勢金岡也。

一、筆注水。同村に在り。金岡硯水に用ゐし井の跡、今にあり。

一、梅枝橋。西大寺と中野村との堺に在り。昔此所に梅の木を伐りて、橋杭に用ゐければ、花咲き葉を生じ實のりける故、今に橋の名として呼けり。

一、關白屋敷。湯迫村に在り。松殿關白基房公配所の跡也。十間四面に土居有り。南の方に口一つ明たり。（近世故ありて。北の方の土居を崩しけるが、よしある所也と、人のかたりければ、其後北へ長く土居をつけ置あり。今見る所南北二十間計り有り。是なり。）基房とは、大職冠鎌足公に十九代の苗裔、法性寺忠通公の二男にて、攝關の御家藤原氏の正統なり。此とき御歲三十五なり。太政大臣淸盛公惡逆最中、治承三年に此所へ流され給ひ、養和元年七月歸洛し給ふ。三ケ年間憪き鄙の御住居に、春の日の長閑なりといへども、寂寞たる玉顏思ひやり奉る。秋の月さやかなれども、闌干たる泪露を欺らんと、五百三十餘年の昔を思ひ出るも、淚

ぐみてかなしけれ。就中上代は遠流中流近流とて、流人を遣す國極りしが、中古より遣國の數增たり。然れども當國は其數にもれたり。淸盛公惡逆にて、在世の內は諸國に流人の絕る間なし。基房公元太宰府權帥に移して、日向國へと有けれども、鳥羽の邊にて、御出家あるによつて、當國に流され給ふ。定國の後出家あれば、其國へ遣はさぬ法也。

一、溫湯跡。同湯迫村に在り。昔は湯廻りと號す。淨土寺の前也。いつの比よりか廢しけん。今小池にて湯の口は井也。村の名も是に本づく。

一、西明坊。同村に在り。淨土寺の內也。

昔西明寺時賴法師、諸國修行のとき此所に腰をかけ給ふ。よつて爾云。時賴は人皇五十代桓武天皇十八代の後胤、北條平時政に五代の孫、相模守時氏二男なり。代々鎌倉將軍の執權なり。時政より高時まで九代の間、泰時時賴を盛也とす。東鑑云、弘長三年癸亥十一月廿二日戌刻入道正五位下行相模守平朝臣時賴（御法名道崇。御歲三十七。）於西明寺北亭卒去。御臨終之儀美衣袈裟上繩床令座禪給、聊無動搖之氣。頌云、業鏡高懸三十七歲、一槌打摔火道坦然、弘長三年十一月廿二日道崇珍重々々。平生之間以武略而輔君施仁義而撫民、然間達天意協人望、終焉之刻叉手結印口唱頌、而現卽身成佛瑞相、本自權化再來也。誰論之哉。道俗貴賤成群奉拜之。

最明寺の事は、元亨釋書にも載たり。

一、石唐櫃。同湯迫村山麓に塚穴在り。其內に在り。手水鉢の如く四方切立、橫長の百人しても動し難き石の鉢あり。其故事來歷をしらず。雨のもる如く上より水滴る。依之鉢の內に不斷水七八分目湛ふ。此水に汐の滿干有と云習せり。虛言也。誠に奇物といふべし。凡諸國に塚穴とて大小有之其數を知らず。神代の時の家也といふ。天照大神天の岩戶にこもり給ふといふも、此謂也。今の鳥居の二柱は是也。然るに地神三代瓊々杵尊此國に天下りましまして、家作り給ふといへり。

人代に至て、人皇八代開化天皇の御宇に、異國より鍛冶番匠三十二人渡りて殿作り初り、悉三つ葉四つ葉に作り直しけり。同三十四代推古天皇の御宇に、聖德太子掟を定給ひ、分々當々に家作せしと也。又下學集云、往昔は家といふものなく、人々土室に居れり。此時恙といふ蟲人を刺して害をなす。依レ之其時より、人を訪に無レ恙やといふ。然れば其時の土室に付穴賢といふも是より初るといへり。又云、人皇二十六代、武烈天皇二年庚辰天より火の雨をふらすと、諸國に云ひ傳へて、仍レ之國々に石室を築く。今の塚穴是なり。其後推古帝、又天智帝の御宇にも、火の雨ふるといへり。

一、萬燈。湯迫脇田(ワイタ)をはしめ、四五ヶ村より數十人出合ひ、毎年七月十四日十五日酉の刻、手々に明松を持ち東西の麓より山の上峰に上り、明松の手を合す。俗に呼で湯迫の萬燈會といふ。其所以來歷をしらず。希代の例也。

一、古府。國府市場也。是むかしの國府也。是に大きなる伽藍の跡あり。いにしへの國分寺の跡といふ。聖武帝孝謙帝の時は、佛法さかむにして、國々の府に伽藍を建、國分寺と號し國司の菩提所といふ。安國寺なども此例なり。凡八百年にちかき其昔は、貴僧高僧日夜の勤行讀經說法の靈地なれば、群鶴下りて階前に集るも有べきなれど、今は破れたる瓦石のみ殘れり。

一、卜定宮。國府市場にあり。
天子御卽位の後、大嘗會とて大禮あり。先づ國郡を卜定して、其所に至て田地を卜定し、神田と號して稻を作らしめ、其年十月に勅使下て其稻を取る。是を秡穗の使といふ。其稻を以て十一月中の卯の日官廳において、天子手づから此新米にて、陰陽二神を祭り給ふ。是を大嘗會と云といふ。此時卜定したる神田を崇て社をたて、後世卜定宮といふ。何年何ノ御宇にか有けん。來歷詳ならず。尤醍醐帝より前の事なるべし。國に定なければ、是より後は近江國を悠記天神を祭る事とし、丹波備

中兩國を交々主基（地神を祭る事）とす。又冷泉院は播磨を主基とし給ふ由、今所俗誤て卜定神社を國帳宮といふ。宮地五反ばかり有レ之。

一、勅使村。右秡穂の勅使、此所に立給ふ故、後人呼で村の名とす。備前鑑に云、孝謙天皇御惱によつて、御野郡金山寺の報恩大師を召る。此時の勅使爰に立給ふ故勅使村と云ふ。誤なるべし。報恩傳に云ふ、勅使麓に坐て、山上へ案內し給ふとあり。然らば其村を金山の麓と云がたし。其上山陽道往還は、近き比まで牟佐の渡を通りければ、勅使は牟佐村か、又は御野郡牧石村か原村の邊まで至り給ふべし。

一、文讀里。（吉原村の事也。寛文年中改名あり。故有所のよし。追て尋ぬべし。）

一、建幣山。今門田玉井宮の後の山也と云へり。
昔此靈神兒島郡米崎より此所に遷宮のとき、此山に始て御幣をたつ。よつて名とす。

一、水晶山。同ならびの山也。

一、寺尾屋敷。丸山村八幡宮の乾の方の小山也。
今見る所城跡の如し。宇喜多家臣寺尾作左衛門屋敷跡也。當世無双の大力也。弟を七兵衛といふ。是も普通に越えて、五斗入の米俵を一俵口にくはへ、二俵兩手にもち、又二俵足にはきて五間十間歩むに、ちからを出す體も見えず。然れ共作左衛門には及ばず。宇喜多士帳に、作左衛門七百三十石と有り。

一、鰕釣鼻。（宍甘村の出鼻を云。往昔此所入海のときの名也。）

一、宍甘太郎兵衛屋敷。同村に在り。宇喜多家臣、知行千二百石、後戸川家の臣と成る。

一、國富源左衛門屋敷。國富村に在り。宇喜多の家臣にて、知行千五百二十石、今法林寺といふ寺有り。

一、御堂屋敷。森下町の東裏に在り。佛住山蓮昌寺中頃此所に在り。其あとなる故今にかく云ふ。又近來家廻りに、多く桃の木を栽て實を賣、味宜し。御堂桃といふて賞翫す。

一、古京橋。今十橋といふ。備前鑑に右京橋といふ。古を右に見違たるなるへし。此橋詰の町を古京町といふ。或人云、往昔岡山にいまだ町なき時、此所にはじめて町作りして賣買有レ之、賑はしき故俗に京町といふ。今上之町・中之町・下之町・桒町などを京見せ筋といふが如し。依レ之今古京町といふ。橋名も古京橋と云ふ。

一、駒の淵。右土橋の下也。故事不レ知。

一、身投石。右同所也。俗に投石といふ。故事不レ知。

一、姥が石。湯迫村に在り。いつの頃にや割りて所々の橋に懸る。尤大石也。

一、妹尾が太刀。門田村に妹尾太郎兼康が末孫在り。中頃かれが所に所持しけるが、故有て備中道勝寺へ寄進しけるといふ。長二尺六寸七分、幅一寸三分、反り五寸あげものなり。作は長船鍛冶の元祖といへり。銘盡曰、長船元祖近忠は、四條院の鍛冶といふ。然らば時代相違か。

一、平井庄左衞門屋敷。平井村に在り。或書に、天正年中平井庄左衞門、此所に居住す。依レ之平井村といふ。按るに、庄左衞門此所に居住する故に、平井と名乘りたるなるべし。

一、とゞろき。網濱村東の山際の少し上の地をふめば、とん／＼と鳴る所あり。

一、田狹。日本紀に吉備の田狹と有り。在所不レ知。

一、花畠。池田宰相忠雄卿當國の大守の時、花園なり。

一、門田町。當府次第に繁昌に付、門田村を巽の山際にうつして跡を士屋敷とす。これによつて門田町といふ。

一、中島の事は、御野郡中に斷るべし。

神社

一、久保村八幡宮。尊氏將軍の御寄進狀有レ之由、追て寫すべし。

一、東照權現。御宮・寺共に正保二年御建立。御遷宮は二月十七日。

御別當、東岳山松客寺利光院。天台宗。

右之外緣起來歷寶物等無し。郡中の神社七十九社。

佛*一閣

一、高照山臺崇寺。淨土宗。

二世台德院殿。三世大猷院殿。四世嚴有院殿。五世常憲院殿。*二

六世法陽院殿。七世(六世)文照院殿。八世(七世)有章院殿。

御位牌二ヶ所の御靈屋へ被レ爲レ入。

一、萬歲山國淸寺。元法源寺と號す。

武藏守利隆君、妙心寺より、大花和尙を御歸依にて御請待あり。則ち大花の開基なり。其後、宰相忠雄君當國御入部の後、龍峯寺と改む。(是左衛門督忠繼君の御法名なり。)其後、光政君御入部より國淸寺と號す(是輝政君御法名也。播州因州にも利隆君光政君御在國の間に、國淸寺御建立也。不施御改にて、日蓮宗僧徒出國に付光政君より當寺へ御移。)池田御氏族の御位牌、勝入君を初、御簾中(蜂須賀蓬庵御女)の石塔有レ之。(元蓮昌寺にあり。不受)御簾中御母堂御幼息御息女まで不レ殘有レ之。

一、淸泰院。國淸寺塔頭に、見桃庵件松庵とて二つ有レ之を達源和尙一庵に寄せ、法源院と號す。龍峯寺殿御靈屋淸泰院殿の御墓所等、達源より法源院へ預られ候に付、因州より御斷にて淸泰院と改む。此外兒島の內に末寺多し。

---

*一、一本佛閣の條の次に「東岳山松客寺利光院東照權現の別當なり御宮寺共に正保貳年御建立御遷宮は二月十七日也外に大獻院の御殿屋嚴有院の靈御位牌有之」とあり。

*二、この書寶永六年に成れるものなるとはこの序文に就いてこれを知るべし卽ち常憲院薨後六月のとなれば少くとも常憲院以後の法諱の記さるべき理由なしそのこれあるは後世の增補と見るべし一本には左の如く記せり「高照山台崇寺は台德院殿

の御位牌」とあり又六世法陽院は將軍の世代には見る所なし。

*一、一本この一項全くなし時代寶永六年以後に係れはこれも亦後世の增補と見るべし。

*二、一本この一節末項には例によりて和朝酒の始を記述せしも要なきを以つて補はず。

一、大花山格岩寺は、國淸寺開山大花和尙隱居にて、國淸寺の內にありしを、地狹に付門田村へ引越、門田村士屋敷となるに付、今の所へ引しと也。

一、*一、護國山曹源寺。もと兒島長泉庵。圓山に在り。續外和尙、最別下寺長泉庵・天台寺・眞言寺・淨土寺・日蓮寺、松平伊豫守綱政君正德四午の十月廿九日逝去、同十一月十八日御城より龜山へ御出棺、同廿一日於圓山御葬御儀式有り。故備陽國主從四位下行左近衞少將綱政、護國山曹源寺殿羽林湛然德峯大居士御法名、其外御靈屋御影有り。

一、*一、一心山常念寺。法花寺に、辛川に在し大覺上人の石塔あり。門田村にあり。綱政君御子孫繁榮、國家安全の御心願にて御建立、晝夜常念佛、享保元建立、同二年二月八日御入佛。

名所

追て考べし。

一、發句。名にしあふ春の湊の櫻のり（かイ）

一、謠。玉の井。

土産

一、刀。景則　吉井住長船元祖近忠が孫也。此外長則則綱以下子孫代々此所に住。

一、*二、平井淸水。平井山のふもと五軒屋といふ所に在り。昔兒島の人、此水を以て酒を作る。其美味あげていふへからす。此故に、遠近是を稱して兒島諸白といふ。畢竟其名の高き事此水故也。當時此水にて酒を作るに、いにしへにかはらずといふ。

一、湊はい貝。

一、火打坂燧石。

一、小（雄イ）町の淸水。

一、小（雄イ）町芹。根白く味よし。

一、同菜。

一、同鰌。小大となく風味よし。

一、赤田人參。

一、二十日早稲。平島村に在。毎年六月朔日燒米として國守へ捧る也。籾を蒔たるより二十日目に出來るといへり。故に俗に廿日早稲といふ。當村にて此稲を作るもの古今一人なり。

一、東川鰣。　一、同鯉。

一、段ノ原奉書紙。近代也。

御野郡

郡內に御野郷あり。是を以號。

一、當國に川二筋あり、おの〳〵大河也。東川西川といふ。西川をば朝川とも朝日川とも云ふ。川下汐堺をば甲斐川といふ。

一、岡山御城。當府也。天文弘治永祿のころ、金光備前居城也。此時より直家代まで石山本城也。依レ之石山の城といふ。續太平記云、應仁元年細川勝元の進めによつて、赤松兵部少輔政則浦上美作守則行・宇野・小寺・別所等引率して、五百餘騎にて播州にはせ下り、舊功の者を催し、三千餘騎を五手にわけて、姫路・明石・白旗・苔繩・備前岡山五ケ所の敵城、卽時に攻落すといへり。然ば金光備前より前も城ありや、いぶかし。天正の初より宇喜多和泉守直家主たり。直家は能家の孫興家の子也。幼稚にて父祖におくれ、宇喜多家既に滅亡せんとせしが、若年より才智を以て宗景に得られ、晝夜共に昵近す。或とき宗景の機嫌をはかり、ひそかに訴けるは、父祖の仇はともに天を戴ずといへり。貫阿彌を臣に給り候へと。則天神山の城內にて島村を殺す。高取山の城を共に拜領し、其後舅中山備中をも主命とは云なから、妻子眷屬手つから討殺し、是亦城知共に領す。威勢日々に長して金光を殺し、岡山を取らむと巧みける。宗景の弟政宗といふ者金光と睦しければ、兩人一所に殺さずんば後障りと成べしとおもひ、先金光が家臣後藤何某は勇知兼たる者也。直家も入魂なりしが、あるときひそかに金光にいひけるは、後藤が心底計がたし。一度は金光の家をうばはんとはかる事、かならず有り。金光もとより直家と親しき緣者なれば、一言の糺明にも及ばず同心す。依レ之直家より數輩人數を遣はし、岡山へ後藤を呼び忽討ころす。手負死人あまた有レ之、一族不レ殘腹切らせ、其後直家宗景

に讒訴して云、金光備前御舍弟政宗と共に隱謀の志有り。初より此事相知といへども證據なき故延引す。金光か老臣後藤何かしとて眞實第一の大剛の士有り。臣も親しかりしが城中にて殺害し其一族悉く滅亡す。是謀反なる事明也。今兩葉を去すんは後必斧柯を用ゐむ。宗景愚蒙故是を糺すに及ばず。則直家をして舍弟竝に金光を討しむ。追付政宗放鷹に出、岡山城へ入るよし聞て、直家大勢を率し常の訪の體に見せて城中に入り、即時に兩人共に討取る。家臣共周章騷ぐ所を各手當して打殺し、城を乘取て早速此旨天神山へ注進す。宗景大にかんじ則城知ともに是亦直家領しけり。即時に城郭造營して、（石山本城也。）能家以來の家臣等を相集め、威勢肩をならふるものなし。龍口の城主穝所修理亮を方便を以て討殺し、城を乘取り、其騷動に中島城へおしよせ、纔のかきあけ城なれば即時に攻落し、男女老若なて切にす。松田左近將監は備前半國を領して、（御野郡津高郡赤坂郡磐梨郡松田領也、和氣郡邑久郡上道郡兒島郡浦上領也）大身なれば、親縁をむすんで眞實懇志の體をあらはし、透間をうかゝひ金川に至り、親子兄弟一時に亡し、取手枝城等の松田家臣追はらひ、其跡悉く押領す。是より宗景の援兵をからずして、備中へはみ入り美作を略す。尤宗景の命を用ゐず。直家宗景の家老をはじめ大身長老にしたしみければ、皆直家を贔負す。明石掃部を初、大勢天神山を立退き岡山へ來るもあり。直家則天神山を襲て宗景を追落し、家臣延原・廣戸・高畑・高取を初、皆直家にしたかふ。是より直家獨立して備前一國脚下にふまへ、播州赤松晴政を追て其あとを領し、美作國海老山三星の城主後藤美作守高光は、近國に名高きものなれば手立を以絆に取り、毒害して殺し同國所々に砦をかまへ、山名尼子をかすめ、安藝の毛利家の鉾先强うして、備中半國したかひければ、直家あたるべからずと見て、則元就へ方便し人質を出してしたかひ、播州にて織田毛利の取合に信長公の權威秀吉公の大機をみては、安藝の人質をすてゝ信長公に隨從す。それより備中へ喰入り同國忍山に城を築き、同名信濃をこめおき、同國芝場の城を屠り所々を略し、毛利

家より三村家親を作州へ遣はしければ、方便を以て討殺し、漸く近國をのむ威勢有しが、天正九年二月十四日直家病死す。于ㇾ時五十三歳、法名涼雲星友。亂世最中息八郎幼稚なれば、[八歳とも十歳とも]しばらく其死をかくす。[天正十年、或は八年とも、または正月十九日などと有、年月日決せず。宇喜多記に享祿二年己丑誕生にて五十三と有、天正九年たるへし。死をかくす風說相違あるべし。]川下の乞食ども、早く其死を知といふ。其故は下血を煩て、一晝夜の汚物を夜な／＼城下の河へ捨けるを、川下にて毎朝拾ひ取しが、死去の翌日より流れ止りければ死し給ふと察しけるといへり。[西國太平記云、備中國阿賀郡齋田城を永祿十一年元就攻給ふとき、直家後詰の事あり。戸川記宇喜多記等に見えす。ことに永祿のころは、直家小身にて、乙子城か沼村城かに居住あるへし。其外諸々おぼしといへとも略ㇾ之。]

抑直家は若年より宗景につかへ佞智を以昵近ず。島村貫阿彌は祖父の仇なれば共に天を戴くべからず。中山備中は我妻の親なれば我爲にも親の如し、主命辭しかたく外に方便も有て、妻子眷屬悉く殺害する事は、我に後難をおそれ、第一貪欲に眼くらみて也。金光をはじめ松田・後藤其外我手に餘る者には、さま／＼の追從して、我骨肉の女を以て嫁娶を調へ、或は其親類の者を養女と號て是を遣し、親緣の體を表し、時節を見合毒害し、闇討寢首をかく。刑罰三千の內に、不孝不忠より大なる罰なし。然るに代々の主君宗景を廢して、跡を悉く我有とす。是皆天道に背き、人道の惡逆此上有べからず。就中後藤高光が妻は容顏うるはしく、比翼連理の中なりしが、高光が毒死を聞て、歎きの中にうらみ深く、天に仰ぎ地にふして、首を得て新塚を弔はんとすれば、淚の雨露に身をしぼり、道も巷も見えわかず、猶後の世の障ともなるべし。歸て寒閨にふさんとすれば、扉をてらす眞如の月に心をいたましめ、枕の下に淚のつゆをます計にて、晝夜の水穀を絕ち、一七日と申につゐに命果にけり。哀といふもおろか也。此外人のうらみの數々直家一人の積惡より出づ。兵は凶器也。天道は是をにくみ、止事を得ずしてこれを用ゆ。是又天道也。信實隨身してことにしたしき緣あれば、是に過たる味方なし。然るに我分身の女、或は姪を以害心の種として人に遣はし、其人を害すれぼ我骨肉もともにほろひぬ。亂世の人のこゝろ虎狼よりもおとれり。

虎狼も其子に乳を吞せずと、これ直家の事也。總て直家行跡義戰は少く、方便事多し。
天正九年より、息從三位中納言秀家（此時八郎といふ甚家後見たり。）八歲にて父におくれ、信長公より遺跡相續の御朱印を得て、父にかはらず追從し、同き十年太閤秀吉公西國御征伐の嚮導となり、高松表より御歸陣には萬成山まで御迎に出御、同道にて岡山城へ入給ふ。（諸書に此說有。太閤記には沼の城まで歸陣有て一日洪水に支へられ、御逗留有と、いづれか。）
秘書云、秀吉公高松表より歸陣、此度宇喜多家忠節拔群也。追付岡山城に至り料理を給へ、宇喜多の老臣と軍評定致すべしと、使を以て案內ありしかば、宇喜多家にはこれを聞て、元來明智光秀より內通あれば願ふ所の幸不ㇾ過ㇾ之、さらば仕手は誰がし〳〵と相定、今や〳〵と待居たり。然る所に秀吉公同國宮內にて、俄に霍亂の心地にて心身穩ならず。醫師針醫あわてさわぐ。宇喜多より見廻の使者至れば、早速快氣にて今少し寢入申され候と、會釋して使者を返し、此隙に秀吉公は雜人に打まじり、奥州黑と云名馬に乘り、岡山の城をよ所にみて、竹田の渡りを宍甘村へ吉井の渡を三石へ通り、梨が原にて御馬の息乘切から尻馬に召替、半日半夜に二十里を打て播州姬路へ歸陣し給ふ。途中より宇喜多へ使者を以て、急用故此度は間道を罷歸る。かさねて序あらば對面申へしと云送られけると也。是より八郎いよ〳〵秀吉にしたがひ、江州志津嶽の合戰をはじめ、小牧長湫四國退治に至まで、人數一萬三萬秀吉公へ加勢す。依ㇾ之秀吉公の甥と契約の上に、加賀大納言の娘を秀吉公養女として八郎に嫁し、備前美作兩州備中半國播州三郡凡四州の太守と成り、位從三位官中納言羽柴氏豐臣の姓、秀の一字を賜り、誠に飛龍天に上るが如し。朝鮮陣には都督將軍と成り、十萬の人數皆我旗下につどく。其威勢肩を双るものなし。四ヶ國の人民を集めて岡山の本城を築き、七年苦勞にて殿宇門櫓塀（堀イ）石墻等出來す。奢の餘りに城下の繁昌をこのみて、山陽往還を轉じて城下へ角行せしめ、（委細は前の驛路內に見えたり。）領分四ヶ國の富貴長者を呼、屋敷を遣はし、町作諸職人小賣買等の賑ひ、元龜天正の始に比すれば百倍とも云つべし。然るに內室の腰添に中村二郎兵衞

といふもの加賀より來る。此者生質多慾奸曲にして、辯舌を以て秀家へ出頭し。譜代の家老を蔑にして頻りに多欲をすゝめ、長船紀伊守・浮田太郎左衞門・延原土佐など一味して、領內檢地し、家中の名田を取上、其外四民に過役をかけ、金銀を藏庫に滿しむ。戶川・岡・花房等の老臣諫れどもきかず。依て浮田左京をはじめ諸臣一同して、大阪にて二郎兵衞を討殺さんと決斷しけるを、中村聞て秀家の奥がたへ逃込む。家老ども彌憎て忍びて門に番を付置く。二郎兵衞は夜に入り女に紛れ乘物にのりしのび出加賀へ逃たり。門に番を付る事を秀家大に憎て、大谷刑部をたのみて、戶川肥後守をうち殺さんとて、何心なく肥後守を呼ぶ。肥後守これをばしらず大谷の館に至る。浮田左京是を聞き長刀を取て大谷の宅に入り、肥後守を引立歸る。まことに危き次第也。それより左京を初め、各玉造の屋敷に取こもる。岡豐前・花房志摩・同彌左衞門・戶川肥後守・同助左衞門・同文左衞門・中吉・猶村・角南等一所に集り、必死の印に髮を切て討手を今やと待居たり。秀家大にいかり給へども、大阪騷動を憎み默止しける處に、源君の御扱にて各退散す。ときに慶長五年正月なり。戶川花房岡等は源君より祿を賜て子孫今に有り。此內岡越前は大阪御陣の後、子細有て御成敗なり。かゝる處に同年九月石田治部少輔三成の叛逆に與して、源君に逆らひ奉る。此時右の家をはなれし家臣は、戶川花房をはじめ、書簡を以て秀家を諫るといへども用ゐずして、關が原の一戰に討まけ、かひなき命ながらへ、爰かしこに身をかくし、潛に商人船にのり薩摩へくだり、新田八幡宮にかくれゐけるを虜として、豆州八丈島へ右の遠流となり息二人士五人以上八人と云し。時に慶長八年なり。

逆亂の張本なれとも、時過きたれは死罪を宥されしとなり。又云秀家島津公を頼て、命を繼がんとて、ひそかに薩摩へ下りけれとも、島津も降人の事なれは叶かたく、秀家をとらへ源君へ訴へ、早速關東へ引まゐらすへき由御下知なり。島津かさねて昔より當家へ來る者斬戮の例なし。命御たすけあらばまゐらすへき由。依レ之逆徒の張本なれ共流罪に成しとゝいへり。又或書に右敗軍の後近藤三左衞門黒田勘十郎主從三人、とゝかしこに身をかくし、かたな脇さしはきとられ、有るもかひなき體なりしが、三左衞門云くいかにもして薩摩へ御下向有て島津家と徃密談有へし。某は上洛して本多中務へたより歎き見申へし。然は御腰物を賜るへしといふ。秀家即應諾して國次の刀を近藤にわたす。三左衞門上洛して忠勝の家臣に逢、某は備前中納言家來近藤三左衞門と申者也中納言は關原敗軍のゝち北國を浪浪せしが、石田以下梟首のよしを聞自害せられしを、黒田勘十郎といふ者と兩人して灰となし、骨をは黒田が首にかけさせ高野山へ納申候。其

證據は是にて候とて宇喜多の重代の重寳取替、國次を相わたすと、忠勝對面有レ之、其方は何の思慮あつて來るぞ、近藤こたへて、定て國々御せんさくの上にて、科なき者まで罪せらるへきかと、忠勝則上聞に達し、其後島津家より注進有ければ、忠勝近藤を呼てさん〳〵に責ける。三左衛門此上はとて某を誅せらるなりとも、陳謝の言なし源君聞召て實に義士なりとて錄三千石を給ひ、御旗本に被召置といへり。此三左衛門元來直家鳥見*の者なりしが、秀家に出頭し登庸せられて、三千貫の食祿を得しと也。黑田は薩摩へ供し遠流にしたかう五人の内の由。是皆父の惡行の天罰かといへり。

秀家彼島にて名を休福と改む。元來此島に米なし。休福心うさのあまりにや、せめて米を喰て死度よし當々願成しを、花房志摩守聞及び、公儀の御免を蒙りて、年毎に八丈へ米を渡されしと也。

宇喜多家系圖*

- ◎能家（和泉守）— 興家（和泉守）
  - 直家（和泉守）
    - 女子（吉川藏人廣家室）
    - 秀家（八郎後和泉守　從三位中納言）
      - 女子
      - 八郎
    - 女子（赤松左兵衛督廣秀室）
  - 晴（春イ）家
  - 忠家（左京佐入道安心）
    - 基家（與太郎）
    - 信顯（左京佐後　坂崎出羽守）
    - 女子（富田信濃守信高室）
    - 僧（感應院大ケ島住寺）

慶長五年の暮は、秀家領國の所務取上る者なし。此故に作州の農民共今に至て、豊年には前中の年ぞといふと也。

*鳥見（役名）

*宇喜多系圖に依り訂正せるも猶多少相違する所あり委しくは系譜類を參照すべし

慶長六年より小早川中納言秉左衛門佐秀秋主たり。秀秋實は太閤の北の政所の兄、木下肥後守家定が子也。美濃高洲の城主なりしが、小早川左衛門佐隆景の養子となり、隆景は隱居にて備後三原八萬石を領し、筑前の國を秀秋にゆづり、名島の城に居給ふ。此故に筑前中納言とも、名島中納言とも、又左衛門の唐名を金吾といへは、金吾中納言ともいへり。慶長五年關が原大亂に、始は石田方にて伏見の御城へ一番に入り、攻破り。源君の對敵なりしが、關ヶ原にて裏切の忠功にて、備前・美作兩全州、播磨の內赤穗・佐用・宍粟・三郡、すべて七十三萬石にて入部也。秀秋不レ悅ともいひ、又大志あつて中國をのぞみ給ふともいへり。程なく慶長七年十月十八日、或は九月十五日ともいふ。春秋二十二歲にして或は三十一歲病死なり。隨雲院と號す。伊勢宮三番町に墓あり。古記に、城より北、田の中とあり。其時までは田の中にてあるへし。今は日蓮宗本行院の寺內にあり。

抑秀秋は行跡あらく、物をやぶり、ものゝ命をとる事をこのみ給ふ。領國の社領寺領をことごとく召上げて、士官を土芥のごとくし給ふ。あるとき東川西大寺の上下一町は、殺生禁斷の所なるを、國守に何のたゝり有べしとて、川舟を數艘催し集させ、我身も船にて彼所へ至り大網を入、鯉川鱸を數を盡して取上、盡く生船に入て岡山へ廻し玉ひ、不レ斜機嫌にて騎馬にて歸られけるが、中川の町にて落馬し、それより疱瘡を煩ひ給ひ、醫療を盡せども更に驗なく、此時に至て諸社諸山へ立願、或は大法秘法を盡せどもしるしなく、終に死去也といへり。依て右の魚は元の東川へ放しけるとなり。

或說に邑久郡に鄉といふ神子あり。かれが夫村の者と諍論の事有レ之國守へ訴へければ、秀秋聞及び給ひて、かの神子が夫はすぐれて大男なるに目を付、理非の穿鑿もなく大男負也とて、則繩をかけ牢に入れ、翌日城の大手へ引出し刀を拔て、袈裟にや切らん胴切にやせん、立割は、としてかくしてなど引すへ抑伏、なやみ給ふ所を、大男立あがり切樣しらずばしらせんとて、秀秋を一丈ばかりなげ上たり。則人魂にあたつて忽秀秋死給ふといへり。いといぶかし。又ある時秀秋放鷹に出、牧

石原にて鷹飼、鷺に合羽しければ、二つ三つ烏來りて鷹をすり上たり。各あれよ〳〵と手をあげ足を空になせともすべきやうなし。兎角のうちに鷹は龍の口の山をこえていづくへか飛けん、秀秋大にいかり鷹飼を手討にし歸られけるが、向ふなる松の大木に又外の大木卷付てあざなへる繩の如くなる有り。いかにとの給へば機嫌におそれて答るものなし。所の老人呼出し尋給へば、老人云あれこそむかふの山に住む蛇にて名をばなむそうと申候。依レ之向の山を龍の口と申よしに候といへば、秀秋供中を眺てあの蛇をしたがへんものは誰かとの給ふ。詞の下より歩行の者の中に村山何がしといふ者、（後越中といふ）畏て候とて衣裳をぬき捨、はだ着一つに刀ばかり指して川へ飛入りおよき彼蛇を蹈て松の木に登る。蛇これをみて卷付る木をはら〳〵といて、村山を松と一つにきり〳〵と卷付たり。村山まかれながら刀を拔て蛇の首を半ばばかり切る。切られて大にいかり松の木と共にみぢんになれとしめ付たり。村山心得たりといふまゝに持たる刀を取直し、松の木と我身の間へさし込み金剛力を出しはねければ、三つ四つに成て村山ともに大地にどうと落たりける。秀秋大に悅び、卽時に新知百石を遣し、近習の中にぞ入られける。其後秀秋家老杉原下野過ち有り。村山を仕手とし杉原を城へ呼び糺明あり。杉原段々申分立て下城せんとする時、兒小性をして村山に杉原成敗に不レ及と下知し給ふ。村山先達て是を聞くも、兒小性を身をかくしてやり過し、あとより來る杉原を聲をかけて討殺す。此とき本丸への通ひは、二の丸の二階を通けると也。此故に近き頃迄二の丸の二階の白壁に其の時の血付て黑く成て有しが、寬文年中子細有て塗隱しけり。依て杉原嫡子加賀に切腹させ玉ふ。加賀大きに怒て秀秋の家三年續ましとて立腹切しといへり。是より杉原父子が靈夜な〳〵秀秋にまとひければ、有驗の貴僧高僧の秘法秘符あれどもしるしなきによつて、日蓮宗を請して城にて法華經をよみ、頓寫しければ、是にて靜りける。依レ之蓮昌寺を尊敬有て、廣大の屋敷をあたへ、寺内に三光堂を寄進し給ふといへり。

*大谷刑部少輔本名吉繼慶長五年吉隆と改名す

又云、秀秋、邑久郡へ鷹野に出、福岡村實教寺に止宿有しとき、路次を入るとて鴨居にて頭を打大きにいかり、此鴨居したる大工を引て參れとあれば、則同郡山田村の大工、宙にくゝりてさげて來る。明日卽此寺にて成敗せんとて齒を喰ひいかり給ふ所へ、上道郡平島村より、鶴居すはり有レ之よし注進す。秀秋悅び能々遠見を付置べし。明日早々可レ被レ出よしにて床に入る。翌朝寅の刻に福岡村を出、平島に至りて秘藏の大鷹自身拳にて合羽せられければ、元來逸物なれば既にとび、嵐羽より空抓ぐつとむすんで落ければ、鷹師はしり寄て鶴を押へて、鷹をすぐ上げたり。機嫌斜ならずをどり上り悅給ふ所に、近習より山田村の大工是まで引參るよし申ければ、か樣の仕合に、何の大工が入べき、急ぎゆるせとて歸されけり。

又云、右杉原父子が靈を、村山越中刀に手をかけ睨ければ、其儘消失けり。其後關が原にて反忠のとき、*大谷刑部少輔吉繼(隆)、秀秋をいかりて三年の內に滅亡さすべしとて自害仕けり。秀秋病中に大谷が靈見えければ、又村山を呼て右のごとくにらみけれ共、靈少しも驚かずといへり。

慶長八年松平左衞門督忠繼君御居城。時に五歲、藤松と號す。中頃三郎といふ。備前一國御拜領。御幼少故御舍兄武藏守利隆君當分御後見。同十八年播州のうち宍粟作用赤穗三郡御加增。元和元年二月廿三日御病死。于レ時御歲十七歲。龍峰院殿と號す。元和元年七月松平宮內少輔忠雄君御居城。前に淡路國御拜領洲本に居城たり。寬永九年四月三日御病死。于レ時三十一歲。淸泰院殿と號す。寬永九年六月松平新太郞少將光政君御入部。寬文九年御隱居。寬文九年より松平伊豫守少將綱政君御居城。正德四年午の十月廿九日於二岡山一御病死。于レ時御壽七十七歲。曹源殿と號す。正德四年より松平大炊頭少將繼政君御居城。

抑、岡山昔の大槩を云は、御城山の巽の麓に巨石あり。此うへに小祠有て、時の人岡山殿とあがむ。今の酒折明神是也。此故に岡山といふ。或說に、酒折明神は、備前備中備後三ヶ國の一宮の造酒神を祀ひ本丸のうちに勸請す。後今の所に遷宮し給ふと云々。又云當御城の二の郭は、昔銘金山の開起報恩大師の建立し給ふ四十八箇寺のうち、金光山岡山寺の跡也。今磨屋町に移せり。或說に岡山寺は金光備前か祈禱所也。此故に金光山といふ。愚按報恩大師開起の岡山寺九百餘年以前の事なり。金光備前か先祖其時よりこゝに住す。

一、石山。石山大明神鎮座く寛文五年金山寺へ遷宮有り。宇喜多直家代までは石山に本城有り。

一、天満山。今酒折明神の西也。天満大自在天神鎮座、依レ之天満山と云ふ。貞享四年酒折宮の内へ御遷座。此山の北の方に石有り、天神石といふ。其外堀の水際の大石を天神の遊石と云ふ。若レ此岡山・石山・天満山三峰そばたち、南は海にのぞみ、東西は廣野也。北にわづかの里民有て（出石村也）朝夕の煙たつばかり也。然る處、宇喜多直家金光を殺し、則當城石山を經營して居城とし、家臣つどひて繁昌せり。此時まで定まれる町數もなく、所々に五軒十軒の家並で日を極て市を立たり。西に市の町、下に二日市・七日市、上に四日市などいへり。大炊殿の市といふは今の川崎町の事也。さて今の榎の馬場より西の方の町と下之町との間の横町を、西東一筋に町作り、榎の馬場通りと石山通の四辻を、豆腐屋小路と云けると也。

一、朝日川。此時までは中島村より巽の方へながれて、森下の西裏より今の川筋へ流出たり。古川筋とて今に在り。依レ之河原村・竹田村・濱村・中（出洲カ）島・小性町などは、川の東にて御野郡也。直家當城堅固の爲に、中島村より直に城下へ瀬違して、石山の麓にて、川を二流として、東は今のごとく城の麓を廻り、西は今の上中下の町と中山下との間の堀を漲り、下に至ては菅能寺の前へ流れしと也。依レ之此所をも亦古川筋といふ。然れは内山下と上中の町との間の堀は、此時迄はなきと見えたり。今の中の町と下の町との間の西の町に橋をかけて、豆腐屋小路より一文字に郭外の通路とせり。

一、花房助兵衛直次屋敷。中の町東側也。今子孫同處に居住す。名字を辻と改む。

一、小西攝津守行長屋敷。下の町東側北の角より二軒目、魚屋といふ町人、泉州堺の町人の子を養子とす。是則小西攝津守也。（西國太平記に、泉州堺に薬屋彌十郎とて富貴の者有り。備前國福岡に行て、折々宇喜多へ伽に出昵近す。秀吉公此彌十郎を使として、宇喜多と和睦を調へ給ふ。其後秀吉公より彌十郎に祿千石をあたへ給ふ。剃髪して如清といふ。此子攝津守也、）

*直家は天正九年に卒して文祿二年には在らず。

一、蓮昌寺は、もと榎の馬場にありしを、森下の東裏にうつしけるが、今御堂屋敷といふ。宇喜多中納言の室あやしき煩有しとき、法花坊主に仰て讀經し祈禱あれとも驗なく、山伏の加持にて平癒也。秀家大に怒て、士農工商共に法花は改宗すへしと下知せらる。此ときすでに退轉に及はんとせしが、追付宇喜多家滅亡し、金吾中納言入部にて、かの杉原父子が靈魂をしづめし手柄にて、今の屋敷へ引かれ、一宗繁昌此とき也。

一、今村宮は、元榎の馬場に有しを今村へうつしける。それ故內山下岡山の內、氏子多くあり。榎の馬場の榎の枝葉等折れ候へは、今に今村の神職へ被ㇾ下ㇾ之。

一、石堰。中納言秀家卿當城普請のとき、先づ二流の朝日川を、石を以て西の流をせき入、東一方へ流したり。今の川筋是也。依ㇾ之石關といふ。

一、出石町は、昔出石村也。當所繁昌に付、上出石をば今の野田屋町へうつし、下出石をば今の仁王町へうつしけるが、猶次第に繁昌に付、又今の西川端と庭瀨口にうつせり。

一、今の新町は、花畠草創のとき此町初て出來す。此故に今に至り爾云。其外、町の號に在所の名多し。是その初て出たる者の在所を呼て、西大寺町・片上町・兒島町等云也。

一、京橋。あるに說に、文祿二年宇喜多直家(*秀カ)はじめてわたせりと云は非也。文祿二年は秀家朝鮮陣の留守也。つゞいて中橋小橋を渡して、其間に洲二通出來す。秀家卿祖父の恩を思ひ出し、邑久郡福岡村阿部定禪か子を召寄て東西兩中洲を賜ふ。則ち軒をならべて家作り、當時長者と成といふ。今福島屋平左衛門は定禪が五代の孫也。或書に、秀吉公高松陣に、兒島の山伏を加勢にせんとて自身兒島へ行給ふとき、石切久兵衛(後半入といふ)をとらへて案內させらる。後此恩賞に中洲を石切久兵衛に賜る。山崎屋太郎左衛門は久兵衛か四代の孫也といふ。兒島村の權現へ加勢を乞はれし使は、蜂須賀彥六と兒島權現の緣起にあり。但し福島屋山崎屋は一家たるのよし。

一、甚九郎橋。利隆君御居城のとき、佐久間甚九郎此橋の上にて町人と相撲を取り、橋けたをふみおとす。其過怠として新に橋を懸直させしと也。依ㇾ之今橋の名を甚九郎橋とよぶ。當時佐久間

甚兵衛は甚九郎の孫也。

一、から／＼橋。京橋の上に瀨有り。此瀨むかしは井手也。二流の川一流と成し後御野郡用水と爲す也。さて今の御堀の東の止りに樋有て、其上にわづかの橋をかけたり。これをから／＼橋といふ。

一、當時太鼓御門の外、川手の屋敷代々伊木氏の屋敷也。の門は、沼の城の追手の門也。飛彈の工が建たりといふ。名島殿御代稻葉内匠こゝに住す。ある書に稻葉土佐と有。此子則稻葉丹後守なり。

一、小性町。御城のうしろ川の向也。宇喜多秀家卿當城出來の後、士屋敷、町割等有て中小性を此所に町作り居らしめ、勤番に船にてわたりけると也。此故に今に小性町といふ。當時御後園と號し、太守の御遊所也。

一、西川。當府の西町と在との堺に小川流れたり。岡山のうちにて、宰相忠雄君の御代に堀らしむ。

一、淡路町は、同忠雄君始め淡州を領し給ひ、後御舍兄忠繼君御卒去に付、當國御拜領御入部し給ひしとき、淡州の御家來此處に居住す。此故に名とす。此外所々謂れありといへども略す。

一、富山城。往昔富山大掾居城。依レ之號す。萬成の上の山也。萬成山の城とも、大安寺城とも、又矢坂山の城とも云。松田左近將監數代の領也。松田記云、去程に備前國一亂以後は、山名相摸守領知して、小鴨大和を代官として、福岡に城をかまへ居たりしが、細川勝元計略にて、松田左近將監元成、一族若黨相催し、福岡におしよする。赤松が郎等共多年の遺恨を散せんと彼に與力して、則小鴨を追落し、本國（ホンマヽ）たるによつて、赤松政則知行し、軍功の賞として伊福鄕を松田に賜る。則當山に城を築き、大亂の最中なれば、一族どもを催し、西備前數ヶ所押領すといへり。按るに松田は金川城に十二代主たりといふ。元成は右の八代目なり。松田家滅亡の時は、此城を老臣横田土佐これを守る。又横井土佐。天正の初より浮田左京亮忠家居城。直家弟也。入道して安心と云。暫く有て、息左京允に城知ともゆづり、其身は大坂に詰め昵近し、大坂にて病死す。浮田後の左京允實名不レ知、後坂崎出羽守信顯といふ。右安心の家督にて

城知とも領す。慶長五年源君にしたがひ奉り前に委し同年秋景勝陣に關東へ御供し、同關原御陣軍忠によつて石見國津和野本知三萬石拜領し、坂崎出羽守信顯と改め、元和元年大坂落城のとき、秀頼公の北の方を源君の御孫秀忠公の御姫千姫君と云。御乳母の刑部卿奪ひ奉り、御夜の物にて御身を卷き、石垣より落し奉り、其身も共に飛下りければ姫君は恙なし。刑部卿所々打損し絶入けるが、しばらくあつて氣附、如何すべきとあたりを見れば、坂崎出羽守はしたなくはせ來る。刑部卿立より坂崎が鎧の袖をひかへ、しか〳〵のよしかたりければ、則鎧の上に負奉り、飛ぶが如くに茶臼山御本陣へ入れ奉る。大御所樣御機嫌不ㇾ斜、則坂崎に下さるべき由尊命也。大樹は御機嫌あしく、士の子は女にても覺悟の有べき事也と上意なり。依ㇾ之坂崎は御加增一萬石にて、姫君樣を可㆓進參㆒上意の處に、姫君樣御同心なし。大阪より江戸へ御かへりに、桑名の渡にて(口傳)美濃守殿嫡中務殿依ㇾ之事ゆかず。時に太田新六郎康資娘大御所御寵愛なりしが、子なき故水戸賴房君を右の太田の娘の養子とす。後に太田か娘は鎌倉の尼寺護倉寺の住持となりし。此太田娘智略にて千姫君御婚姻の儀は、かたく思召きらせ給ふ。然れども、御身近き御譜代の方へ强てすゝめ奉らば、御同心も可ㇾ被ㇾ遊かと申上られければ、大御所尤也汝謀てみよ、誰か〳〵と上意の處、本多中務などはいかゝ御座候はんと申上られければ、よきに計へとの上意也。則事すみ中務へ御輿入る。御娘一人御誕生にて中務は卒去。姫君御飾おろされて天樹院と號す。千こゝに於て、坂崎大に怒て、公より一度下し賜はる契約違變のうへは、所詮道を遮りうばひ取り、さなくば討果すべしと、家人催し待うけたり。依ㇾ之公儀より坂崎が家を取卷打破らんとせしが、坂崎が家老に、ひそかに内通して出羽守を殺したらんには、出羽守知行無㆓相違㆒家老に可ㇾ遣やくそくにて、家老應諾す。家老が嫡子は坂崎が兒小姓にて側に在り。座敷に蚊屋をつり居たりしが、少しまどろみけると思ひ、次の間より家老障子をそと明ければ、何事ぞと問ける。家老の云、蠟燭の心を切申とて、切て次の間へ出けり。又暫く有て右の如く障子明ければ、又何事やらんと問ふ。則らうそくのしんを切出たり。かくの如くする事三度

に及で、坂崎氏云、我不思議の夢をみる。我死して葬の供を我親安心旗を以て勤らるゝとみる。我身の野送を親が勤るとみれば、家來に殺さるゝといふ世話あり。我家臣に殺されやせんといふ。家老それは誠のそら言にて候。臣父子是に罷有候上はとて、又次の間へ出づ。四度に及で寐入ければ父子ともに内に入て、子は蚊屋のつり緒を切て落し、親は鎗にてつく。出羽守起上り刀を拔て壁にうつる影をみて走りかゝり、かや越に切る所を、又鎗にて突止めたり。則此旨言上す。家老父子は梟首にかゝりけり。或書に云、狂亂して家老これを殺すといへり。又通鑑には、新宮若狭か弟の堀田主水といふもの、秀頼公の御墓所を刑部卿とともに守護して茶臼山へ迯り來る。此賞によつて所領下し賜り大番に入、兄若狭は擒と成て淺野但馬守に下され、紀州にて梟せらるべきに極りけるが、主水が忠賞によつて命助られ、京都に漂泊すといへり。

一、八幡山城。右富山の北別所の上也。南天寺の城ともいふ。松田居城のよし。

一、鑵子釣城。原村に在り。須々木豐前守居城。太平記云、備前國住人須々木備中守高行と有り。豐前が先祖たるべし。

一、甲斐川城。住吉の邊か。太平記に云、備前國には田井・飽浦・頓宮・松田・福林寺の者共、石橋左衞門佐を大將として、甲斐川・三ッ石二ヶ所に城をかまへ、海陸を支へんとす。

右の外、篠が迫城・とつゝき城・根城などあれども、時代城主共に不レ詳。たしかに城跡とも見えず。

一、御野權之介佐重。御野村に住す。一の宮在廳也。太平記に美濃とあり。

一、遠藤河内。半田山の麓に住す。河州の浪人也。里民は其所をゑどうといふ。此所に石橋あり。則遠藤が事は、土倉の下に委し。

一、座主川。御野村より西に流るゝ小川也。小野川ともいふ。

一、釣の渡。鑵子の釣の渡也。むかし此所に渡場有り。

一、鳥岳。笠井の邊をいふ。

一、朝寐鼻。半田山大坂の西の尾崎をいふ。是より津高郡辛川までを福林寺繩手といふ。

一、福林寺跡。津島村の内福井の上にあり。福隆とも、福輪とも。

一、歌島。今土生(ハブ)と云ふ。つしまの內也。

一、妙善寺跡。津島の上にあり。妙善寺崩れといふは、宇喜多直家、遠藤河內をして三村家親を討しめ、土倉の城の下にくわし三村一家此儀を報せんとて、備中半國驅催し、數千騎にて津島村まで押し寄せる。直家はせ向て、合戰有けり。集勢の事なれば、三村打まけ、家親嫡子穗田庄太夫元祐を初め、大勢打死す。これを妙善寺崩れ＊といふ。或書に妙善寺崩は、上道郡澤田村の事也。則澤田村の上に寺跡あり。中島の城を攻落したるも、此の時也といへり。愚按に三村家親備中より當國へ喰入り岡山城を越て澤田村まではよも來るまし、尤敵味方の勢にてよる共、三村に對し直家は大敵なり、津しま村の事實正たるべし。又云、松田將監元成の親、法名妙善といふ。此寺かれが菩提所なりといふ。

一、別所。上伊福村の內也。東播磨八郡の守護三木の城主別所小三郎長治、此所に出生す。此故に爰を別所といふ。備前鏡に長治此所にて出生相違の說有。別所氏は代々播州の士にて、小三郎といふも、代々通り名と見え。嘉吉元年に赤松左京太夫滿祐入道性具と心をあはせ、將軍義教公を弑し奉りしも別所小三郎則治といふ。所々に此類多し。

一、岩井。今石井といふ。妙林寺といふ日蓮宗の寺あり。

一、半田山。備前鏡に、山中に植松とて、往還端に大木松十本ばかり有レ之、是を半田と稱すといへり。或人云、昔此山淺山にして萩すゝきの外木なし。然るに秦氏の人山中に松數十本植たり。今大木となり、植松と稱す。それよりして松の林と成る。依レ之秦山といふ。

一、鹿田。當府往還の西の町外れより、萬成山までの道の南の方を、凡て鹿田の鄕といふ。

一、額が瀨。今餓傀が瀨といふは非也。往古奈良春日大明神にある額を、鹿くはへて此瀨に來て死す。仍レ之、此所に大明神を勸請す。是よりして額か瀨といふ。

一、安宅。右春日明神の下也。左金吾忠繼君の大安宅舟を紀伊丸といふ。船中に十五疊敷有り。此所にて腐り滅しけり。依レ之、此所を安宅といふ。日蓮宗妙法寺といふ寺有り。

＊妙善寺崩といへる大戰爭のありしは上道郡澤田妙善寺に於けるをいふ本書の說は疑もなく誤れり妙善寺戰爭記に就てこれを知るべし。

一、濱野の松壽寺は、むかし多田滿仲十三代後胤多田入道何かしの屋敷也。此入道元弘の亂に、宮方にて軍忠あり。後建武の亂に、尊氏公西國下向のとき、無二に入道をたのまれけり。然れども一度宮方となり、又官軍に向て弓をひかん事道にあらず。我年に不足なし、是までなりとて同郡靑井村にて自害す。嫡子太郎判官吉仲は、武家にくみし、名字を能勢と改む。今御旗本の能勢氏は此末也。是菅能寺日事の傳へ也。

神　社

一、酒折宮。緣起來歷有ㇾ之由、追て記すべし。社內に天滿山より遷座の天神同山王鎭座。同御對面所より遷座の荒神鎭座。

一、萬成山八幡宮は、矢坂山城主富山大椽の建立にして、同姓右京を神職に定めて、代々祠官として、今に富山何がしといふ。

一、牧石村宮本の八幡宮は、行敎の勸請せられしよし。則行敎聖の社頭、幷石塔有ㇾ之。

*都合四十三社の內、緣起來歷無ㇾ之は略す。（大供村戸隱大明神の謂傳へなと不審。略ㇾ之。）

佛　閣

一、利勝（勝利イ）山普現寺光乘院の開起。光輪坊明秀法印は、播州淸水寺に住居なり。天球院殿より御祈禱御賴み、宰相忠雄君御懇意に付、播州より折々被ㇾ參、其時天瀨荒神町にて、士屋敷拜領。當地にて逗留の間の宿也。夫によつて其家自然と寺に成り、其後大工町大圓坊の明き寺拜領にて、移らるよし。

一、金光山岡山寺觀音坊。右に記す。御城二ノ郭に此寺有ㇾ之故、今寺號とす。又光珍寺も、右の通岡山御本丸に有ㇾ之、岡山寺といひし。其後仔細有ㇾ之光珍寺といふ。（中頃露月山光珍寺といふ。）是浮田興家祈願所にて、則興家の戒名露月光珍と云けるとなり。依ㇾ之岡山寺號にさまざまの説あり。

*都合四十三社とは郡內都合四十三社の意なるべし

＊一本『但日増上人の手跡といへり』とあり。

一、豊光山養林寺は、福照院殿御歸依にて、榊原式部太輔康政君の御法名、養林院殿なるを以て也。則養林院殿性壽院殿の御位牌、其外當寺にあり。性壽院殿は利隆君の御母堂。或は利隆君の御母堂は大義院殿といへり。

一、法澤山大雲寺は、天正年中策傳上人開山にて、西大寺町に有しを、金吾中納言殿今の所へうつされしと也。其時までは、田の中なりしが、次第に町作り繁昌して、大雲寺町と號す。

一、超身山正覺寺は、中島町にありしが、中頃今の所にうつされし。良正院殿又凉昌院殿御逝去のとき元和元年二月五日忠繼君より假荼毘の葬禮被ニ仰付一、則御位牌幷御衣服御輿御屏風以下什物として有レ之。

一、佛住山蓮昌寺は、もと榎の馬場に有しを、森下町の東裏にうつし、中ころ金吾中納言殿、今の所へ遷し、廣大の屋敷をあたへ、東堀際より東西の南面イ士屋敷は皆寺内とぞ。三光堂を寄進し給ふ。＊此寺に日蓮上人自筆の曼陀羅・大覺上人自筆の曼陀羅數々あり。ことに日蓮上人自筆の大曼陀羅一幅は世に類なし。

右の外略レ之。

一、銘金山金山寺。守護不入の地成故、外に書出す。天和三年(二イ)寺社奉行へ書出しの寫。當寺銘金山開起報恩大師。私曰、元亨釋書に大師としてなし。昔よりいひ傳へて、大師とする也。孝謙天皇の付け給ふ名也。實は須彌といひし。當國津高郡馬矢郷波河村人也。是則觀音應化云云、此山卜居、常大悲千手咒誦、孝謙帝瘧病御惱、醫術無ニ効驗一、神佛又失レ應、于レ時爲ニ御祈一被レ召ニ報恩一、勅使御ニ座籠一、此山案內。今に其所を勅使村といふ。隨レ命參內、以ニ大悲神咒御加持一、主上御瘧病立有レ驗、叡感之餘、何一望可レ奏由依ニ勅諚一、彌陀觀音一體之義者表ニ四十八願一四十八ヶ寺造立申度由奏聞、則一々可レ有ニ御建立一由宣下、始ニ此山一、四十八ヶ寺草創、天平勝寶元己丑年也、故此山四十八ヶ寺根本靈地也。

四十八ヶ寺 私云、備前國中に有レ之、當時天臺・眞言・日蓮宗に改宗し、三十ヶ寺餘今に有レ之。

御野郡 金山寺　上道郡 瓶井山　同 澤田寺　同 今谷寺　同 岩間寺
同 廣谷寺　同 室山寺　同 馬寺山　同 塚原山　同 西大寺
邑久郡 鯛山寺　同 南谷寺　同 眞德寺　同 上寺山　同 今寺山

同 大ヶ島寺　同 横尾寺　同 庄田寺　和氣郡 正樂寺　同 眞光寺
同 小幡寺　同 大瀧寺　上道郡 藥王寺　磐梨郡 中津山　上道郡 築地山
赤坂郡 石井原山　磐梨郡 元恩寺　和氣郡 滿願寺　同 安養寺　同 市倉山
同 杉澤山　同 石蓮寺　赤坂郡 大松山　同 正滿寺　同 菖蒲山
同 蹈石山　同 幡寺山　同 笠寺山　御野郡 岡山寺　邑久郡 千手山
上道郡 湯迫山　上道郡 駱田山　御油 石井山　津高建部 藤田山　建高菅野 菅野山
同圓城 圓城寺　邑久郡 牛窓山　赤坂郡 上地山

合四十八ヶ寺

大師自作之千手觀音安ニ置本堂一、末木再可レ爲ニ觀音ノ靈木擲ニ海上一、則此靈木洛陽清水寺觀音也。報恩御弟子*一延鎭彫レ之。所謂當山清水寺兩觀音、同木異體也云云。正月七日七夜千手秘(温イ)呪滿坐御祈禱、干レ今無ニ退轉一當寺第一御弟子智久禪師附屬。

一、大師其後備中國所々建立、兒島藤戸寺瑜伽寺開基也。後大和國高市郡草ニ創兒島寺一、此寺延鎭附屬、此延*一鎭報恩門徒一百餘之內、第二入室御弟子也。

一、智久禪師効驗、世有ニ其德一事(寺家門イ)廢帝御目御惱被レ召ニ智久一、則遂ニ參內一御加持、御眼病立處平愈、御感之餘、迦葉附屬御袈裟九重守判板被レ下、改ニ智久ノ名ニ心淨一、故心淨大師云云。後移ニ備中國日差山一。

一、報恩大師延曆十四乙亥六月廿八日於ニ大和一遷化。

一、*二後冷泉院治(曆イ)承五年五月當寺炎燒。

一、近衛院康治元年國司法性寺關白殿、當山嵐勵火雜繁故、御訴訟申上、人夫御合力、東南十五町麓令レ引、只今地也。地引之砌古佛等堀出。

---

*一、延鎭の事蹟元亨釋書に見ゆ

*二、後冷泉院時代ならば年號治暦なるも治暦に五年なし治承とすれば高倉天皇の御世なり但し備陽記備陽國誌等には後三條院御字延久元年五月とせり之を正とすべき歟

一、後白河院長寛年中、平相國清盛請レ勅千手觀音一千體安置、寺院造營供養、長寛二年、導師六宮御師狛僧正行慶下向、是白河院御子、三井學窓第一の人也云云。

一、後奈良院弘治年中炎燒、津高郡主松田將監、當寺可ニ改宗一旨寺僧不レ順レ之、不受不施日蓮宗依ニ不レ改咎一令レ燒レ之、當山靈寶此時紛失。吉備津宮同主同日令レ燒レ之。

一、往昔法相宗也。此山天台宗相極候、法花三昧執行、于レ今無ニ退轉一、四十八ヶ寺法レ之。

一、遍照院主葉上僧正後禪法歸、洛陽建仁寺開起。榮西が事也。一の宮社人大森藤内左門俗兄也。仁安三年令ニ入唐一密法至理彌相極、灌具等將來、殘有ニ于今一、傳法灌頂執行、仍此山葉上流隨一也。今以無ニ退轉一。私云、葉上僧正、明庵榮西嗣ニ法於虛庵懷敞一、臨濟初祖十六世的孫貢龍惠南九代孫、洛東建仁寺開山、千光國師本朝以ニ西公一爲ニ禪宗初祖一。入定は建保三乙亥七月五日、當寛永六丑年迄、四百八十八年に爲る。

一、葉上僧正御弟子、遍照院主觀超上人、承安年中令ニ渡唐一顯密秘傳受歸朝、灌具等將來。

一、本堂本尊、報恩大師自作、千手觀世音。

一、乙護法、慈惠大師作。

一、頰燒彌陀緣起由來有。

一、惠心作三尊彌陀。

一、堀出古佛之內、毘沙門。

一、塔、本尊作の大日如來。

一、護摩堂、本尊作の不動。

一、岩屋、本尊作の不動。

一、慈惠大師の作尊像。

一、自レ海上る釣鐘。

一、鎮守、山王權現。外八幡・稲荷・熊野地藏權現。

一、從レ帝御寄附迦葉尊者、附屬御袈裟竝數珠九重守判板、是日本南寺ニ納、無双之御守判、此外寶物畫像等品々有レ之。私云、本堂の上の山に靈屋二ツ有り。向の左の屋に葉上僧正の木像あり。其向右の方に、宇喜多直家法體の像有り。衣服紋輪の內、劍かたはみ也。右之屋の內に、池田輝政卿束帶の木像有。黑衣に太刀を帶び、笏を持給ふ。

一、當寺境內東は高つゞき、巽は海士堤、南は潮滿石、坤は尾無山、西は門石、乾は妙見、北は水嵜、小玉石、艮は森上タワ。開起ヨリ今ニ如レ此、私云、一本松有。昔の本堂此所といへり。松のもとより岡山城下・讃岐路・小豆島・播摩路、晴天には大阪川口みゆといへり。

一、六條院、仁安三年、寺領境內任ニ先規一守護不入殺生禁斷。目代御判。

一、安德天皇、壽永二年、寺領境內、右同斷。八條殿御下知。目代在判。

一、後鳥羽院、元暦二年、寺領境內免田、右同斷。左近衞權少將兼大介朝臣。

一、同帝、文治元年、右同斷。目代在判。

一、同帝、建久三年、右同斷。目代在判。

一、同帝、同　四年、右同斷。目代在判。

一、土御門、承久元年、右同斷。目代在判。

一、順德院、建寶三年、右同斷。目代雅樂允在判。

一、後堀川、貞應元年、右同斷。目代在判。

一、後宇多院、弘安三年、右同斷。目代左衞門尉藤原在判。

一、同帝、同七年、右同斷。大學介在判。

一、同帝、同十一年、右同斷。掃部介在判。

將軍家御下知狀之覺

一、將軍家政所下ニ備前國金山觀音寺僧徒等一、可レ令三早停ニ止寺領四至內甲乙輩狩獵竝伐二枯樹林一事。

右如ニ寺解一者甲乙之輩令ニ亂ニ入山門一、或企ニ狩獵一、或伐ニ樹林一、更不レ拘ニ制法一、還及ニ濫惡一之間、寺中不レ靜行法退轉云云事。若實者、甚以罪業也、早於ニ自今以後一者、爲ニ地頭之沙汰一、寺領四至內加ニ制禁一、可レ令レ安ニ堵僧徒一也。兼又至レ於ニ違犯之輩一は、且告ニ觸守護人一、且可レ注ニ進交名一之狀、任ニ先規一仰所如レ件以下。

*建保二年、（私云、順德院年號将軍實朝之時か。）　令圖書少允淸原朝臣
別當相模守平朝臣　在判

一、貞應二年、堀川院賴經將軍、右同斷。　前陸奥守平在判。
一、貞永元年、同　上　右同斷。　掃部介平・駿河守平兩在判。
一、仁治二年、四條院、右同斷。　越後守・相摸守兩在判。
一、建長二年、後深草、右同斷。　左近將監平在判。
一、建治二年、後宇多院親王惟康將軍、右同斷。　左近將監平在判。
一、弘安三年、同　上　右同斷。　左近將監平・陸奥守平兩在判。
一、元弘三年、後醍醐院、將軍守邦、右同斷。　左近將監平・陸奥守平板大判札在判。
一、應安元年、後光嚴院、將軍義滿、右同斷。　左衞門尉在判。
一、文明十五年、後土御門院將軍義尙　右同斷。　因幡守・豐後守在判。
一、天平十二年、正親町院　右同斷。　筑前守在判。
一、寛文三年當寺末寺方住寺職目遍照院可ニ相定一旨。臺德院樣以ニ御直判一被ニ仰付一旨、慈眼大師御壁書判形有レ之。
一、慶安元年、少將光政君、江戶御訴訟被ニ仰上一、以ニ大樹御朱印一拜領。以レ是代々御朱印拜領。

*建保二年の狀は備陽記に依れば下記の外案主菅野・知家事惟宗・遠江守源朝臣・武藏守平朝臣・書博士中原朝臣・散位藤原朝臣の六名即ち都合八名連書有り。

＊宇喜多秀家以後一本は異なり詳密を加ふ由りてこれに從ふ

將軍家光公御朱印寫。

備前國御野郡金山寺境內百八十六石六斗餘事。任二先規一寄二附之一訖全可二收納一幷山林竹木諸役等免除如二有來一彌不レ可レ有二相違一守二此旨一專佛法紹隆可レ抽二國家安泰懇祈精誠一之狀如レ件。

一、寬文五年、右同斷。將軍家綱公御朱印。

一、德治二年、後一條院、引聲料田貳反永代寄進。　地頭沙彌　判。

一、正和二年、　花園院、　右同斷。　丹治宗行　判。

一、曆應五年、光明院、燈油料三十六町寄進。　公文　判。

一、文安五年、後花園院、佛餉燈料三反寄進。　景光　判。

一、嘉曆三年、後醍醐院、千手陀羅尼料壹町寄進。　比丘尼　善阿。

一、正和元年、　在前、千手陀羅尼料二度寄進。　平　政有　判。

其外寄進之地、數多往古より付來候へども、慶長年中御取上。

一、天正年中國主宇喜多直家卿從二沼城一岡山城御築御立願、當山御願成就故、如二先規一寺領五千九百石餘、不二相更一御寄附、殊に本堂、竝、坊中屋敷只今之所へ御引上。

一、＊宇喜多秀家御代、右寺領御取上、國中同前。然るを當山遍照院主豪圓僧正御訴訟申上、依二關白秀吉公上意一於二大阪一相極、文祿三年如二先規一寺領御寄附、國中寺領社領に分遣す。其上外に御寄進之地有レ之、殊に護身法兵法大事九字十字まで御傳受。

一、慶長年中羽柴中納言殿御代、國中寺社領御取上、此山へ宇喜多家寄進之地も御取上、是又御訴訟申上。同六年三千石（貫イ）御寄進、如二以前一國中寺社領に分遣す。

一、同九年國守池田輝政卿御代、以二播州中村主殿一巡二見國中一寺社領如二先規一御寄進、然る上雖レ為二重代之社人一闔二歸依僧遍照院一自餘之人雖レ企二訴訟一聊不レ可二承伏一之御壁書有レ之。

一、慶長十八年國主忠繼卿御代、同斷。
一、元和元年忠雄卿御代、右同斷之狀面、殊に遍照院主圓忠法印師被レ成、護身法兵法之大事九字十字まで御傳受。
一、寛永十一年同光政卿御代、右同斷。將軍家御朱印頂戴中絕故書上、家光公御朱印頂戴（此事前に有。支配下備中吉備津宮御朱印も、一度に頂戴。）仕候。此御代諸宗諸社自二當寺一下知仕候段、御斷申上、一宗末寺計支配仕候。
一、寛文五年當國主綱政君、御城內石山明神移二此山一御祈禱被二仰付一、毎月三度づゝ丹誠抽二懇祈一候。爲二御供料一御知行被レ下候以上。
右之通荒々書付申候、天和三亥八月　日

名所　追て考べし。

五月雨に行さき遠き朝日川わたる瀨毎に浪まさるらん

土産

一、石戸米。（凡一國の上米也。）
一、岡山素麵。
一、岡山雪駄。
一、同駿河鍔。
一、同三ッ目錐。
一、朝日川鰻鱺。
一、同川尻餅。
一、同川尻白魚。
一、別所砥。
一、梅村瓦土。
梅村瓦土　南都東大寺の瓦を此所にて燒ける。此例にて、元祿五年春より、東大寺御建立に付、爰にて瓦を燒けるが、暫くして止みけり。

和氣絹　下

赤阪郡

一、白石城。太田村に在り。田淵重郎左衞門氏光居城と云ふ。

松田家滅亡の時分は、家臣横井何某守レ之。直家松田を亡して岡豊前居城となす。

一、周匝城。周匝にあり。保鹿藤内居城。或る書に星賀共。

一、西谷城。新庄村に在り。松田彦二郎居城跡。左近將監初名共云へり。子孫土民と成て、城跡に居住す。浦上宗景感狀數通所持。其寫

今度於ニ作州ー有ニ鉾搆ー、被レ抽ニ粉骨ー之段神妙候。御恩賞之事遂ニ上聞ー、追而可ニ申談ー候。恐惶謹言。

十月二日　宗景判

松田次郎殿

是度於ニ北庄表ー敵被ニ討果ー之由、御忠義候。彌御心懸肝要に候。尙藏人方可レ被レ申候。恐惶謹言。

十月十二日　浦上與次郎宗景判

松田彥次郎殿

鐵炮玉藥の事心得申候人可レ給候。渡し可レ申候。よき放手にて、つれなく候はゝ可ニ差籠ー申候。

今朝敵至ニ其構際ー相働候處、堅固被ニ申付ー、殊卽座追崩數輩討捕之段、御忠節に候。彌賴存候。恐惶謹言。

七月廿日　　　　浦上宗景　判

松田彦次郎殿　　進上

右之外七通有レ之候へ共、略レ之。

一、難波次郎經遠か末伊田村に在り。中比難波十郎兵衛行豊赤松に仕て軍忠有り。感状等今に所持す。爰に寫す。

上總大夫(介事イ)爲ニ上意一被ニ仰出一之際申(達イ)付候所、嚴密致ニ其沙汰一神妙之至に候。於ニ恩賞一は可ニ相計一候。

十一月九日　　　政則判

難波十郎兵衛殿

右者上總介を討取し時の感状之由、同人訴状之寫、竪紙にして裏の繼目に、行豊か書判一宛有レ之候。

一見候畢　判　傳ニ赤松兵部少輔政則袖判とあり。

案るに左之條々御聞届との證文に、如レ斯判して返されたるなるべし。

軍忠状

一、長祿年中御出頭最前企ニ參洛一翌年春宇野上野入道備前新田庄被ニ差下一之時、屬ニ彼手一馳下、同六月十九日於ニ三石一合戰、行豊手初仕。山名相模守彼(披イ)官軍大將足(參イ)立庄左衛門尉首討取訖。依ニ其軍利一庄内悉入ニ御手一歟、御感状竝上野入道證状等、去年備ニ御一覽一訖。忠義不レ可レ有ニ其隱一事。

一、就下斯波義敏與ニ義廉一家督相論之儀上洛中暫不穩之時、最前企ニ參洛一於ニ本能寺一日夜勤ニ御番一翌年五月廿六日山名右衛門督入道御退治之始、於ニ一條大宮一合戰抽ニ粉骨一御感状拜領之事。

一、同六月八日於ニ一條佛心寺前一合戰、竝、廿五日於ニ武衛一構ニ合戰一等抽ニ粉骨一事。

一、同年五月播磨國雖レ入ニ御手一、備州事於ニ福岡一小鴨大和守構ニ要害一國中相踏急度御退治難レ叶之間、行豐於ニ京都一浦上美作守相談、愚兄掃部介幷同名等可レ致ニ計略一之由申下之處、小鴨一族被官等爲ニ山名修理大夫調談一美作國打越之時、掃部介幷に同名等於ニ路次一懸合、宗徒之者十餘人討ニ捕之一、依ニ其利一國中御被官衆同心差寄、小鴨殿退散之刻、鹿田菅一族等、此方御勢令ニ合力一訖、然鹿田菅依ニ軍功一落居之由申掠、守護職競望之處、愚兄掃部介沼田越中入道合戰、國次第一に注進之條、以ニ其狀一浦上美作守依ニ申披一、細川京兆被レ退ニ彼等競望一畢、忠義作事。

一、於ニ三條殿燒跡一、細川京兆御勢與ニ大内勢一合戰之時、行豐令ニ合力一粉骨之條可レ有ニ御感一之由、京兆以ニ使者一被ニ申入一事。

一、有馬總州御退治の時抽ニ粉骨一、御感之御書頂戴之事。

一、於ニ醍醐山崎御陣一抽ニ粉骨一、御感之御書頂戴之事。

一、應仁四年正月十四日、於ニ美作國一鴛淵山合戰之時、愚兄九郎左衛門尉同掃部介子兩人同名三人倅者四人、其外中間等以上十餘人令ニ討死一御感之御書雖レ令ニ頂戴一、其子于レ今無ニ御恩一事。

一、行豐於ニ備州一雖レ令ニ小所拜領一、浦上美作守散合及ニ兩度一寡少所之義無ニ其隱一訖、剩不レ應ニ所務一之時、恐レ有レ之、堪忍既に事々安心訖、預ニ御恩賞一者、彌可レ專ニ忠義一先以軍忠之義下ニ給御判一、爲レ備ニ子孫之龜鏡一、粗言上如レ件。

文明十三年四月七日　　難波十郎兵衛行豐

進上御奉行所

右之外、代々の留書等有レ之、經遠か太刀も所持す。長三尺一寸五歩、樋有り。古備前友成作也。行豐か末、宇喜多に仕て忠功有り。中納言秀家八丈島へ流罪の供して、臼炊之勞を盡しけるか、秀家僅をもたせて强て本國へかへらしむと云へり。

一、遠藤河内は、或書に中村の人といへり。

一、鳥取庄。後醍醐天皇兒島備後三郎高德に御加增に下されし地なり。兒島の內に委し。

神社

一、諏訪大明神宮。周匝村に在り。語傳に、信濃國より戸屋村の山へ御飛なされ候へば、御光海上へ耀き、內海の蜑共獵成りがたきに付、上へ訴へ、只今の地へ遷宮仕候由。緣起は洪水に失ひ申す由。

總合百二十社の內、右一社之語傳也。

佛閣

名所追て考へし。

土産

一、仁掘たばこ。　一、周匝大根。

一、矢原大根。同牛房。

津高郡

郡內に津高鄉在。橫井事也。

一、金川城。金川村に在り。松田十二代居城也。或書に文明十二年松田左近將監元成築しといへり。文明十二年に日向山妙國寺といふ不受不施日蓮宗を金川に建立す。是を聞違たるなり。太平記に云、備前國住人、松田左近將監重明は、淸和天皇十五代の孫、松田七郎太郎重經男といふ。又松田十郎盛朝(明イ)など有り。然れども系圖に見えず。元當國住人赤松家人隨身と見えたり。元成軍功に依て御野郡伊福鄉を賜り、富山に城をかまへ、亂世最中なれば、近鄉を切隨へ押領す。赤松政則聞て、松田を改易すべしとて、播州へ下向すべき由聞えければ、元成さらばとて金川に城をかまへ、備後國山名又次郎俊豐をすゝめて、備前を切取て進み候間、御出陣候へといへば、

山名舊國にて多年の大望なれば一義も及ばず備前に發向し、松田と一手に成り、邑久郡福岡城をかこみ、文明十五年九月より翌年正月迄度々合戰迫合有り。正月末に赤松家城を退散す。是よりして松田彌々威を振ひ、浦上則宗同宗助等と合戰し、勝利を得て備前半國取けり。中頃京都所司代をも勤といへり。依レ之元成を松田の中興之祖とす。代々不受不施日蓮宗にて、領內の僧俗共におして他宗を改させ、違背に及ぶ者は追拂、或は寺社共燒拂ふ。一宮金山を始め悉く燒失。元成四代目を蓮盛俗名不レ知といふ。其子を蓮忠といふ。彼の代に至て蓮盛は隱居し、蓮忠世を繼ながら、亂世の最中に武道を打捨て佛法專念の外他なし。蓮忠が子を淨榮といふ。是以同じ事也。其前元成の世、妙國寺といふ日蓮宗の寺を金川に建立し、代々尊敬せしか、右蓮忠が世に至ては、城の二三の郭まで、悉く寺とし、晝夜香花を供へ讀經す。老臣諫れとも不レ用。依レ之横井橋本等の家老をはじめ、皆在鄕へ引こもる。宇喜多直家是を聞て、元來松田と緣者なれば、家老宇垣市郞兵衞に金川にて鹿獵所望す。市郞兵衞此時備中のうちへ在番に行て留守なれば、弟與惣右衞門出て狩場の裁判する處を、時の喧嘩に取なし、忽ち討殺す。此騷動の紛れに金川城を夜討にして、卽時に乘取り蓮盛をはじめ男女撫切にし、蓮忠は下田村にて城山の西の麓討取り、淨榮は備中すくも山にて討死し、松田家斷絕す。一族共は皆在鄕へ逃かくれ、土民となりて今に新庄村野津里村をはじめ、赤坂郡に有レ之。家臣等は右市郞兵衞を初め、宇喜多へ來るもおほし。

松田家過去帳の寫、俗名不レ詳。

秀哲・秀巖・燈明・法泉・道林・源妙・妙善・妙國俗名元成。・皓月俗名元勝。蓮皓・蓮盛・蓮忠・淨榮。

右代々孫次郞といひ、左近將監と號す。

日向山妙國寺。文明十二年草創。元成法名妙國といふ、依レ之寺號とす。

代々の住持。日精 開山也。權少僧都 ・日範・日悦・日審・日實・日詒・日吏・日城 花昌院。 ・日欣・日航。

太閤記云、伊勢新九郎は、後、北條早雲といふ。 平相國の八男助盛の末葉、平相國の孫小松內府三男。 備中にて本知三百貫、立身の望にて三百貫を同姓の富貴なるに賣て、康正二年武者修行に出けり。評云、或云早雲本國伊勢といふは非也。伊勢新九郎といひしによつて也。松田は生國備前、內藤は丹波、淸水小笠原は伯耆、大導寺は尾張也。早雲共に七人、今一人不足、勇智衆備の士をかり催したりといへり。然らば、五代北條家大老松田尾張守は、當國の松田の一族か。北條九代記は是に異なり、荒木兵庫・谷權兵衞・山中才四郎・荒川又次郎・大道寺大三郎・在竹兵衞尉・新九郎共に七人、共に武者修行に出たりと云。

一、戸倉城。土倉とも書。太平記には德倉とあり。宇垣の內小田村にあり。

松田家老宇垣市郎兵衞守レ之。其前誰が居城といふを不レ知。太平記三十八に云、康安三年六月宮方山名伊豆守時氏、作州院庄より國々へ勢を分遣す。備前へは子息左衞門佐師氏二千餘にて仁掘に陣取、此國の守護の勢松田・河村・福林寺・浦上七兵衞行景等無勢なれば、皆城にこもつて出て戰はず。備中へは多治見備中守・楢崎を侍大將にて、千餘騎備中新見へ出ければ、秋庭三郎松山城へ兩人を引入る。依レ之當國の守護越後守師秀、備前德倉城へ引こもるといへり。然らば昔よりの城なるべし。松田滅亡の後宇喜多直家家臣在番。後遠藤河內三村を討し賞として、此城に一萬石そへて賜はる。抑遠藤は阿州浪人にて、當國赤城郡中村の人ともいふ。 備中松山成羽などに親族あつて、數年居住の後當國に來り、直家の臣となり岡山近邊に居住す。西國太平記には土倉城在番とあり。 時に直家美作の國へ手をかけ、所々切したがへなかば手に入る。然る所に毛利家の旗本備中國松山城主 西國太平記には成羽の城主と有。 三村紀伊守家親 西國太平記には修理亮とあり。 元就の下知として、一萬餘の人數にて作州へ發向し、宇喜多の砦を屠り、在々所々に亂暴す。直家肺肝をくだけとも其勢あたりがたく、時に遠藤喜三郎を呼て、汝は數年備中に居たれば家親を見知るべし。今作州へしのび入り、策をめぐらし三村を打ものならば、恩賞は望に任すべしとて、熊野の午王に誓紙 織イ して渡さる。遠藤一生の大事なりといなみがたく、一命は奉るべしとて、弟 後修理。 と打つれ、革羽折革立付に短き鐵炮懷中して出けるが、家親

は穂村の興禪寺といふ寺に西國太平記には佛寺とあるは非也家親打れし時の鐵砲のあと興禪寺に今にあり。陣して諸將を集め、軍談しし居たる所へ遠藤しのび入り、緣に上り、障子の際に液(ツバキ)を付ねらし穴を明けて覗きみれば、家親床柱によりかゝり居けるを、彼鐵炮を差出しねらひすまして打ければ、肝のたばねを打ぬかれ、即時に倒れ死にけり。上下周章ふためけば、遠藤も同じく騒いで時分を見合立かへりける。鐵炮を捨たるを殘念に思ひ道より又立かへり、緣に置し鐵炮を取り内を覗き見れば、夜中に人數を引て備中へ歸らんとの評議とぞ聞えし。それより無ㇾ恙遠藤兄弟立歸りければ、直家大に感じて右の如く一萬石の所領をあたへ、宇喜多の名字をゆづり、諸太夫になして河内守と改め、土倉城の主とし給ふ。弟にも三千石をあたへて、名を修理と改む。西國太平記には、遠藤三村を打は、元龜元年とあるは非なり。天正の初に遠藤岡山へ移りしは、松田を亡して後の事也。又中納言秀家の士帳に、遠藤河内知行四千五百名と有。外に與力有べし。

一、虎倉城。虎倉村に在。昔の追手を、今に追手と云、つゝら折の處をつゝらといふ。

此城高山にて、麓は西より北東へ流れ有りて、川の向は加茂山に續く深山也。山復山何の工か青巖の形を削りなせる、水復水誰の家にか碧潭の色を染出せるとは、か樣の所を申べし。伊賀守居城。後岡左衛門尉久隆。幼名與一郎、其前誰某かしらず。太平記に云、備前國の住人伊賀掃部介高光、讃岐國にて細川淸氏を討取といへり。伊賀守が先祖なるべし。文明年中、松田左近將監元成家臣在番元成久隆を攻落す。久隆は安藝國へ退く天正年中直家長船越中宇喜多直家家老知行二萬石組五十人合六萬石をして右松田を亡し、此城に蟹江彥左衛門、鎌田五郎兵衛在番せしを即追拂ひ、越中守に賜はる。長船暫く在城せしが、秀家の代に至て政道の事に付て其身は岡山へ出、妹聟の石原新太郎竝檜崎左近將監左京進イを留守居とす。然るに天正十五年石原方より越中守家內を饗應のため、虎倉の城へ招待す。越中の嫡子紀伊守は、石原と常より不快なれば行かず。其外一族妻子殘らず虎倉へ行く。越中弟源五郎と圍碁を打を、櫓のはざまより新太郎鐵炮を以て越中の眉間を擊て打ころす。源五郎を初め座中さわぐ所を、新太郎の子三四郎新介。二人

飛かゝり源五郎をきり殺す。新太郎妻越中が妹也。長刀を以て座敷へ出、越中いまだ死せずばとゝめを刺んとにらみ廻りけるが、頭を前後へ打貫たるをみて、其まゝ奥へ入り、長船妻子兄弟をさしころし、父子夫婦櫓に火をかけ自害しけり。新太郎の兄石原相馬他出し城に居合ず。此注進岡山へくしの齒を引がごとし。紀伊守聞くや否や家來一族一騎がけに馳向ふ。然ども其道六里に餘り難所なれば、其内に事すみけり。楢崎は城に居合せずと云々。石原が塚ども此城跡に在り。楢崎が末、今の納屋村にあり。

一、鍋谷城。下加茂にあり。

一、妙見城。細田村にあり。

一、勝山城。下土井村に在り。

右いづれも城主詳ならず。追て考記すべし。竝、圖追て書入べし。

一、船山城。備前鏡に津高郡勝尾村とあり。城主岡但馬、此城にて討死といへり。按るに、勝尾村は山の上なり。村より四五町南に峰あり。其いたゞきを一反ばかりならして、廻りに榎十二本植たり。依レ之此所を十二本木といふ。近き頃迄二三本殘りしが今は一本もなし。今松を植ゑ、十二本木權現とて小祠あり。是を船山といふか。又岡但馬とは越前が族か。秀家士帳に岡新作・岡小六あれども、千四五百石の身上也。かれらが親か。浮田但馬といふはあり。

一、中川城。備前鏡に津高郡とあり。在所不レ知。岡但馬居城とあり。

一、報恩大師。馬矢郷波河村の人也といへり。今芳賀村の事なり金山城をはじめ、國中四十八ヶ寺幷兒島藤戸寺瑜迦寺等の開基なり。遷化は寶永六丑年まで九百十五年五十イになる。くはしくは金山寺書上に見えたり。

一、葉上僧正。右同金銘山遍照院主也。建久四年五月廿八日、富士のすそ野にて、曾我兄弟に打れし一の宮の社家大森藤内左衞門が俗兄なり。明庵榮西といふ。禪法に歸し、洛東建仁寺の開山千光

國師と號す。本朝禪宗のはじめなり。元亨釋書には、備中吉備津宮の人、加陽氏とあり。

一、美尾屋四郎。右の僧正大藤內等が弟也。壽永三年三月、讃州八島にて、源平海陸戰に、平家の侍惡七兵衞景淸に、冑の錣を引切られしといへり。

一、首塚。頭部村に在り。何れの合戰といふ云來曆不レ知。今首部村。備前鏡に云、木曾義仲妹尾太郎兼康を討て、其切る所の首篠ケ迫りに埋め、近邊を頭部村といへり。按るに其時篠ケ迫りの構は一戰にも不レ及、逃て備中板倉城に籠り、爰にて兼康父子共うたれ、其首同所鷺の森にかけ、萬壽庄へ引とり、後陣の勢を待つとあるは、此時の首塚にはあるべからず。凡此道は備中備前の境なれば古戰場の塚なり。建武三年福山城に大江田式部太輔氏經こもりけるが、左馬頭直義に攻落され、大勢の敵の中を切ぬけ、備前辛川の宿まで返し合せ〳〵十餘度戰ひ、其夜三石まで引取り、直義辛川の宿に一日逗留して首を實驗あるに、千三百五十三と記せり。此時の首塚か。又近來毛利家宇喜多との合戰も有り。

一、大覺上人石塔。辛川村蓮明寺に在りしが、寬文年中に此寺退轉して、後日同村後の山に据置たりしが、元祿年中に、圓山の曹源寺の內、日蓮寺へ引たり。

一、宗善寺。今保村に在り。此寺に日蓮上人自筆の曼陀羅在りしが、寬文年中に他國の寶となり、今寫し判板今保村に在り。

一、木船。楢津村の奥の硲（ハザマ）を云ふ。むかし此邊海なりしが、柴舟破損して船頭共に死したり。里民是をあはれみて、岩の硲に小祠を立て、木船明神と崇むといへり。

一、宇喜多塚。白石村に在り。いづれか。

一、猪俣小平六則綱墓。下牧村に在り。則綱は關東の士大剛い武士也。元曆のいにしへ攝州一の谷にて平家の士大將越中の前司盛俊を組討にして名を擧たり。此所の塚いぶかし。邑久郡田原藤太

の墓の所に評するがごときか。

一、成親卿の石塔。一の宮社内に在り。新大納言成親卿備中國有木の別所向來寺といふ山寺にて殺さる。其墓印也。此寺退轉の時、一宮社家石塔を取來るといへり。成親卿の事兒島の内にくはし。

神社

一、吉備津宮。（正面村に在。備前一國の鎭守故、大森筑後の書上、爰に寫す。今は一の宮村。）

備前國一品吉備津彦大明神者、人皇七代大日本根彦太瓊天皇第三之子、五十狹芹彦命也。（又名吉備津彦命）御母細媛命。抑按此命垂跡、此國曆數既垂一千七百餘年、是本朝神社始日。當社爲權輿、然崇神天皇秋七月定四道之將軍、遣四方國、同九月吉備津彦命爲西道將軍至吉備津國（日本將軍職初なり）于時有神自奉迎命、諮言、我此國位者也。名云吉備冠者。粤有惡神、雖爲異域之王子、其爲行也甚無狀、故見逐謫而至於此國有木別墅、吉備中山當西北有高山、彼山有大石窟、是住、構成城郭疊磐石、密要害（今鬼城是也、有岩穴）於城中湛泉水、貯奇石異樹、恣己樂、又招奪从西國至帝都貢船、以收己廚庫、山麓建炊殿（此所日煮山是有、釜二、一上口一丈二尺餘、今一、七尺余有今に有之。）日々以機車運舉其供具（本ノマヽ）。彼眷屬もら鬼つてう鬼等、取寵一族不知數、猛如雷電所向無前、攻必勝、敢沒之、命聞笑矣、（此所日笑坂。）則冠者爲鄉導（嚮カ）攻彼城、雖然命之矢與鬼王矢相合空中落中途（其矢祝神今矢喰神是也里人奉崇）如此數日未有勝負、于時一度放兩矢、告聲在虛中、其時、命廻賢略、放兩矢、其一箭直中故、兵盡勢屈、垂血淚、或中箭刃、流血如川、（是日血水川、窟下川也、今に爲名。）雖挑戰遂不叶避窟、夫同國日差山至東片岡命尋進軍相戰、彼化爲雉子隱山、命變爲鷹驅之、爲魚入海、命化爲鵜逐之（今鯉喰神社是也）千變萬化無所逃去、遂伏罪、勇士之道不顧死、唯患名泯而已、其後、武埴安彦與妻吾田媛謀反逆興軍忽至、各分道、夫从山背婦从大坂、共入欲襲帝京、于時天皇遣五十狹芹彦命、命擊吾田媛之師、郎遮於大坂、皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒、其後又日本武命東下時、

吉備津彦共下、沒ニ戎夷一、戰功勝ニ日本武尊一、又出雲國賊大發、天皇命ニ吉備津彦命一向ニ出雲一、沒ニ賊衆一、爾後海內風靜波平、而國家安寧也。于レ時命領ニ吉備國一、依レ之地爲ニ淸淨一、遂於レ是經ニ營宮室一、以常住。其後化レ神、吉備津彥大明神奉レ恐也。其後有木谷山嶺又彼吉備冠者武功勝、依レ有ニ導功一神祀。東北御崎是也、于レ今賞罰新也、崇神天皇重於レ是爲ニ吉備宗廟之鎮守一、于レ時春秋七十二候祭祀。又百八ヶ度の祭祀共舊記有レ之、只今は年五十餘度、六月廿八日九月未申は從ニ國守一被ニ仰付一。

奉祭神

正宮殿、相殿神。天足彥命。吉備津彥大明神。大日本根子彥太瓊天皇、(孝靈)

大日本根子彥國牽天皇、(孝元)　稚日本根子彥太日日天皇。(開化)　御間城入彥五十瓊殖天皇。(崇神)

本宮殿奉祭神

倭迹々媛命。杉尾大明神、倭迹々稚屋媛命。彥狹島命。松尾大明神、稚武彥命。

護現、(權カ) 此下文字みへず、白髯、此下文字みへず。

別社奉祭神

子安神社。三座、稻荷神社。神名相傳、內宮神。伊勢神社奉レ申　北東御崎。山嶺八龍王。八幡宮。寬文七寄宮　此

外奉祭末社八十一社。往古より夫々社人共請(役)取有レ之、今に奉レ祭。

一、神功皇后三韓征罰時、御船着ニ牛窓一、于レ今以ニ當國刺吏一、爲ニ勅使一捧ニ幣帛一、爾來此例不レ絕。

一、仁明天皇承和十年十月廿四日、贈ニ送一品爵位一、神主祝部從四位下再官勅許被ニ成下一候。

一、一條院御宇御造營。

一、白河院御宇應德年中炎燒。

一、鳥羽院永久二年八百石の貢米、一萬石の官米、生絹七千九百疋、令レ達ニ補直(宣イ)之功一也。

一、高倉院嘉應二年御造營。

*備陽國誌備陽記等には後醍醐天皇御宇弘治年中とせり之を正しとすべきか

一、後醍醐天皇建武三年五月十八日、尊氏公御上洛之時、妹尾浦に著岸、松田權頭盛朝を以捧ニ幣帛一。同左馬頭直義卿御願事被レ籠。其後天下泰平にて、尊氏公一品宮へ御參詣有レ之、社頭一宇建立、種々寶物被レ籠。此時御寄進の鐘今に御座候。尊氏公御陣へ御もたせ候し鐘のイ由申候。夫故歟年號月日、銘も御座候。

一、後土御門院明應二年十月廿七日、神主掃部介藤原德基任ニ筑後守一、薄墨綸旨頂戴仕候。

一、後奈良院弘治元年ヲシホの御屋形御修理。

一、*永祿五年十一月松田左近將監元成放レ火。日蓮宗に改宗せさる故也。此時多く寶物燒失。

一、慶長五年中納言秀家卿御建立可レ有レ之所に、關ケ原一亂故、礎柱立までにて止む。同き六年後、中納言秀秋卿御建立。

一、同九年池田輝政君改レ舊繼レ絶、悉御建立。

一、同十四年四月四日、少將光政君御誕生。依レ之子安神社御建立。

一、元和八年池田忠雄君、本社上葺、竝、拜殿御建立。

一、寛文八年四月より八月迄不雨、國中竝隣國方々にて雖レ祈レ雨無レ驗。依レ之當社へ被ニ仰付一、山上の龍王にて一七日乞レ雨。三日目に大雨降。國中潤滿。

一、同十二年夏、少將光政君依ニ御違例一、お六姫君御部屋方より子安神へ御立願、正宮にて色々御祈禱被ニ仰付一、早速御快驗。依レ之秋八月子安神社、幷、鳥居御建立。

一、延寶三年正月十八日、神主正六位下筑後守藤原光隆、勅許薄墨綸旨頂戴仕候。以下衍文 是偏に國守樣御威光故也。

一、元祿年中當國守綱政君、本社を初不レ殘御建立、鳥居等造建。

一、八幡宮。久米村に在り。當村人里小し成り、最初に此宮勸請之地評議有レ之所に、一夜の內に大

○佛閣の條を立つるも記事を闕けり別本にも亦見る所なし始より記事闕けしが如し。

成る蟹來て、土上に己が形をなす。人々奇異の思ひをなし、則其所に宮作る。蟹のかたちも寫して、內陣に今に有ㇾ之。

一、正八幡宮。吉尾村にあり。當社は松田森山建立也。是田原藤太秀郷の末葉なり。彼は當國を受領し、宇恒の郷金川の山を城として、臥龍山玉松の城と號す。十二代居城、私曰、吉尾村正八幡の書出しは、田原藤太秀郷末葉と有し。いかゞ。

一、七曲神社。金川にあり。當社の願主は淸和源氏の末、松田十郎盛朝。相州の生士にて承久の合戰に大功有り、備前半國を領し。則生土の神七曲を此所に勸請し給ふ。代々此所に居住也。數代の後、左近將監重朝は尊氏に仕へ忠功有り。其後左近將監元成は山名にしたがひ軍忠度々也。此時玉松の城を築くと也。奉祭神々の事略ㇾ之。其後、日置氏代々崇敬有ㇾ之、社頭幷建立の事、神器武道具奉納供米等の事、委細に有ㇾ之。

總合九十五社の內緣起來歷有ㇾ之外略す。

佛閣

名所

一、細谷川。當國一の宮より、備中一の宮へ通る道也。むかしは谷川有ㇾ之、今は千町の田と成る。吉備の中山は備中國也。

古今集　まかね吹く吉備の中山帶にせる細谷川のおとのさやけさ

新千載　思ひたつ吉備の中山遠くとも細谷川の音信はせよ　三好資連

家集　今日とみる細谷川の音にのみ聞きわたりにし吉備の中山　木下長嘯

一、神南備山。備前備中兩一の宮の山懷をいふ

後選　旅寢して妻戀すらし子規神なみ山に小夜更てなく　讀人しらす

擧白狂歌　神はきねが、ならはしなれば先つきてだんごにしたる吉備津宮哉　細川玄旨

發句　しけりそふ木の間に細し谷の水　牡丹花

土産

一、刀。宇甘庄に住す雲生・雲同・雲次・雲重・代々居住す。尤上手也。雲生は外の鍛冶猜て討殺すといへり。花園院延慶年中也。當丑年迄四百餘年になる。宇甘村は今上中下三ヶ村あり。是より建部へ越す山の嶺を思の溺といふ。これに雲生が屋敷在り。側に松の大木あり。雲生が植しといふ。然るに四十年前に、此所無常所と成り、ある法華宗の坊主下知として、此松の枝葬送の旗の障となればとて、地際より榮し枝をは切捨たり。其切口よりやに出て肥松と成ければ、村の百姓とも幸として、我がちに削り取ほどに、大木のもの五六尺ばかりが間洞と成て、頓て風に吹折れ、今は名のみ殘て跡かたもなし。

*一本延慶以下の記事なし後年の増補にあらざることは當丑年云々とあるに徴するも賓永六年即ち本書の編成當時の記事たることを知るべし。

一、下田紙。三折紙。　一、紙工鼻紙。

一、加茂茶。凡、和朝に茶を取はやす事は、栂尾明惠上人より初まり、大にひろまる事は、嵯峨天皇より起れりといふ。

一、草生、牛房、たばこ。　一、建部鮎、〆干。

兒島郡　郡内に兒島村在。是を以號。

往古は備前の地と兒島の間の地海船の往來也。近年西の方藤戸の邊は地へつゝき、古跡等も今は田の中に在り。兒島の由來諸々多しといへども、皆以て童の昔語也。此故に略レ之。

一、麥飯山。大崎村にあり。西國太平記に云、天正四年、毛利輝元兒島麥飯山の城を攻落し、城主明石源三郎を庄兵部太輔勝資突伏せ、首を取り、勝資を又明石が家來討取といふ。按るに、此事輝元記宇喜多記をはじめ、諸書に見えず。源三郎後飛彈といふ。掃部か父也。宗景の老臣なりしか、掃部の代になつて、主從不和にて、掃部は宇喜多へ來りかくれ居て、宗景天神山を落去後、宇喜多家臣となり、知行四萬石、又云、飛彈病死すとも、又云飛彈の嫡子を源三郎といふ。兒島にて打死す。依レ之、次男掃部家督ともいふ。

*戸川記、秀安慶長二年八月六日死法名自任齋枋授友林とあり。

一、常山城。宇藤木村に在り。三村上野介高德居城。毛利元就に攻られ沒落す。是亦非也。元就代々兒島へ働れし事曾てなし（にカ）高德石に腰をかけ自害す。腹切石とて今にあり。用吉村久昌寺傳へに三好筑前守殿居城とあり。天正年中直家の家臣戸川肥後守秀安居城。知行二萬五千石、組五十人都合六萬石、人數三千、先書。そもそも秀安は備後國門田といふ所にて誕生し、五歳の時父にはなれ、母につれられて美作に來り、母の姉聟富川何某といふに平介肥後守幼名を預け置き、其身は備前へ出、早速宇喜多直家弟左京の乳母に出づ。元來才智あれば出頭して追付平介を迎取り幼少より直家に扈從す。成人するにしたがひ、武功場數有て第一の老臣と成り、忠義ならぶものなし。太閤記に秀吉公御代に從五位下肥後守中ごろ平左衞門といふ。*慶長八年八月六日、此城にて病死す。麓に墓在り。法名自任齋友林坊授と云ふ。今の戸川家元祖なり。忠義武功以下戸川記に有。天正十四年より、嫡子肥後守逵安居城。父秀安病死に依て、城知官位共逵安にゆづる。宇喜多家滅亡の後、家康公より備中庭瀨にて、本知二萬五千石下し賜はり、子孫于レ今御旗本に有り。

一、小串城。小串村に在り。小串三郎左衞門尉秀行主たり。子息五郎兵衞尉秀信、近來浦上の家臣高畠氏代に、同平四郎に至て宇喜多の家臣となる。

一、下津井城。池田家御代々在番す。其前は誰が築きけん。誰が居城なりけん不レ知。或書に慶長六年金吾殿代りにて、平岡石見居城といへり。

一、兒島備後三郎高德入道志純。在所詳ならず。太平記に云、兒島三郎高德に備前の守護職逵變有て、兒島へ郡を賜る。高德うらみて兒島は先祖盛綱に賴朝公より賜り、代々領する所也。何の新恩といふ事あらんやと、いと不快也。依レ之、後赤坂郡取鳥の庄を賜はりけれども、猶あきたらず思ひける也。或は云、備中淺口郡六條院村に、安倉といふ所在。其向に三郎島とて小さき島あり。是高德の在所也といへり。此故に今に三郎島といふ。高德は和田備後守範長嫡男なり。範長は邑久郡射越村に居住す。

一、三郎高德の像。木見村に在り。高德則此所に藥師寺建立有レ之。自分の像をも籠置給ふといへり。雨露に朽損して慥に見えず。

一、水島。むかしは備中のうちと見えたり。今は備前の內也。盛衰記に云、平家讃岐の八島に在り

ながら山陽道を打靡け、都へ攻上るべしと聞えければ、木曾左馬頭義仲これを聞き、信濃國住人矢田判官代義清・宇野平四郎行廣を差遣す。平家は三百餘艘の兵船を漕出したり。源氏は備中國水島の邊に（備中へ近き故如レ斯出たる也）陣を取て、千餘艘の兵船をかまへたり。壽永二年閏十月朔日水島にて源平合戰を企つ（中略）平家の大將軍は本三位中將重衡・越前三位道盛・能登守教經以下三方より攻かゝる。源氏挑す引退く。平家勝に乘て攻ければ、大將足利矢田判官代は越中二郎兵衛にうたれ、海野平四郎・高梨二郎以下究竟の源氏十三人は、教經に射殺さる。以下首數千二百、水に入て死るもの數をしらず。

一、藤戸。元暦のいにしへ、佐々木三郎盛綱海をわたり、先陣して名を擧る所。盛衰記云、平家讃岐國八島に居て山陽道を打靡かし、左馬頭行盛大將軍にて、二千餘艘兵船に乘り、備前の兒島に着く。三河守範頼は室の渡より陸にあがり、備前西川尻藤戸の後におし寄せて陣を取る。兩陣の間海上四五町には過ざりけり。元暦元年九月廿五日、源平互にこゝを渡せと、扇を上て招あひ、其日はいたづらに暮にけり。（夜に入て盛綱浦の男をすかし、漸に瀬ふみし事略す。）廿六日辰之刻に、平家又扇を上て招たり。盛綱黄生衣の直垂に、緋威の鎧、白星の甲、連錢芦毛の馬に、金覆輪の鞍置て打のり、家の子和比八郎・小林三郎・黒田源太を初とし、十五騎轡を双てさつと打入たり。三河守見給ひて、馬にて海を渡す事やはある、あれ制せよと宣へは、土肥・梶原・千葉・畠山あやまちし給ふな、かへせ〳〵と聲々に制しけれ共、澪柱は立たり、耳にも聞入ず渡しけり。馬の鳥頭草脇胸帶盡にたつ所も在り、深き所は手綱をくれ游せて、あさくなれば物の具の水はしらかし、弓取直し向の岸へさつと渡り、鐙ふんばり、弓杖にすがり、宇多天皇の皇子一品式部卿敦實親王より九代の孫、近江國の住人佐々木源三秀能が三男、三郎盛綱今日馬にて海を渡す先陣也とぞ呼はりけり。源氏これをみて、海は淺かりけるぞ、佐々木うたすな、つゞけやとて我先にとうち入、向の岸へはせ登る。平家も叟

を先途と戰へば、兩方八百餘うたれける。されとも源氏利にのつて難なく平家を追落し、讃岐の八島へかへしけり。源氏は馬をおよかせて藤戸の陣へかへりける。

一、鞭木。右の盛綱、浦人が按内にて瀨ふみし、向の岸に至て明日先陣の時のしるしに鞭をさし置き歸りける。依之此所を鞭木といふ。

一、浮洲岩。彼浦人を生けて置きなば、慾にめでて、又他人にも語らんと思ひ、此岩の上にて盛綱刀を拔て刺殺すといへり。盛衰記に此の事見えず。或說に浮洲岩は大閤秀吉公聚樂へ取給ひしが、聚樂廢して後、醍醐の三寶院へ取來り、今に在といへり。

右藤戸に有は其殘り也と。

一、引波の溺(タワ)。或は引馬の溺(タワ)。藤戸の東右平家軍の立所也。又馬を引並たり共、里老傳に源氏は日間山に陣取、日間山の東南小瀨戸山の邊一枚畑(佐々木谷とも)より、粒江村先陣寺の通へ渡り候よし、海の面二十町計在り。戰場は粒江村の內沖ヶ市舟津原などゝ申所のよし。近きころまで地をふかく堀り候へば白骨出申候。右先陣寺は浦の男追善の爲に佐々木殿御建立の由。扨月頭には上口へ引汐つよき故、東が瀨と成り、月末には汐のさしこみつよき故、東の瀨砂西へ流る故、西が瀨に成るよし。馬の鞭の熊柳後に大木となる。然ども何故にか枯うせて、跡より榎と椋二本生出、椋は本口一丈一尺四寸廻り、榎は一丈廻りにて、二本とも二股になりしが、貞享四年九月九日の大風に榎は吹きをれて今椋ばかりあり。一枚畑より鞭木まで十三町、鞭木より先陣寺まで七町。浮洲岩は粒江村にあり。正保二年に石塔立つ。高サ七尺二寸。幷元祿十一年潮通しの溝同じく通り道等出來、同十三年浮洲への道しるべの石立つ。鞭木より浮洲へ六町、藤戸寺より浮洲へ四町卅間。

浦の男屋敷跡粒江村の內青木谷に在り。長十三間橫三間半、鞭木より十四町餘。浦の男の名惣十

郎、又與助とも、子孫今に有レ之。兄は正心と云、先陣寺の庵主、弟は喜七郎。
引馬の溺は右靑木谷の上也。鞭木より十五町。佐々木殿入部の時、浦の男の母御馬の口にすがり恨候故、馬を引くといふところにて、ひくばと云ふ。
腸川は粒江村の內にあり。骸は浮洲の上にかゝり、腸など流れかゝる所を腸川といふ。今に小溝有レ之。鞭木より四町。
日疫神、粒江村の內松尾。夕疫神、同村前が市。天疫神、同村森。此三ヶ所佐々木殿御陣所、又は御辨當所也。疫神にいはひ、社を立ておきし。今は祠なし。
からけ嶠。同村の內びわのかうの池下に在り。佐々木殿家老の陣所也。松尾山にて篝燒く所かどりの地藏と云ふ。小島天城と藤戸の間に在り。兒島の小島とは此島の事也。石塔二ッあり。一ッは浦の男の石塔、一ッは經を納候印の由。依レ之經が島といふ。
鞭木新田。寬永六年御檢地。同在家出來。
天城家中屋敷割。寬永十五年也。同町屋敷割は同十六年、新町は正保二年なり。
藤戸の橋。正保四年に出來。大橋長サ廿一間橫二間。小橋長十二間。
右浦の男の事を按るに、誠に兵は凶器也。其男を我陣屋へ入て一夜留置か、其外殺すともすべき樣有べきに、我名利のみを一途におもひて、恩を得たる人の命を取る事不仁此上有べからず。弟四郎高綱は賴朝公に院宣を賜はり、義兵を揚け給ふよし聞え、江州より只一人關東へくだりしが、濃州合渡の渡にて驛馬を引かへる馬主に逢て、此川を向へ渡り候へば、其賃を遣はすべしとて、則馬にのり向ふへわたり、それより直に馬をはやめて打ければ、馬主追かけ、馬より下り給へ錢を賜はれとて馬にすがりければ、高綱飛下り馬子を一刀に打切り、それより馬に打乘て鎌倉に着けりとぞ。是又己事を得ずといはんか。漢士にて韓信が漢中へ逃行に、樵夫に逢て道を尋ね、

子細委く聞て能く繪圖に合ければ、追手の者にも語らんかと思ひ樵夫を捕へて刺殺すといへり。

一、或書に、此時賴朝公より盛綱へ感狀賜ふ。本紙は邑久郡上寺にあり。但、正筆は燒失し、今は寫し也。

今月七日平氏左馬頭行盛、五百餘騎軍兵を相隨て、備前藤戸の海を渡して、行盛已下の者共を追討し事、誠に昔より河水を渡す事はあれと、未馬にて海を渡すの例を聞かず。盛綱ふるまひ希代之勝事とぞ覺候。委き事は猶跡ゟ可ㇾ申候也。

元暦元年十二月廿六日　　　　朝　賴

佐々木三郎殿

一、後鳥羽院石塔。新熊野山に在り。林權現の前の山寄の屋敷の內に在。此院は承久の亂に、隱岐國へ流され給ひて、延應元年二月にかの國にて崩御なりしを、此石塔は、逆修に櫻井宮立給ふといへり。

一、櫻井塚。後鳥羽院第三の皇子覺仁法親王の墓也。大願寺の內にあり。彼行者より二十五代の先達也。寶治元年四月十二日入滅。當辛丑まで四百六十三年になる。委しくは林權現の緣起の內に有。

一、田井新左衞門信高。田井村の住人也。人皇五十九代宇多天皇十六代後胤、備中守朝信男也。姓は佐々木也。

一、飽浦薩摩守信胤。飽浦村の住人也。同佐々木の末葉也。天正年中佐々木飽浦美作守とあり。信胤子孫たるべし。

一、宇喜多塚。八濱村に在り。宇喜多與太郎基家の墓也。備前鏡に浮田安心家臣の塚とあるは非なり。直家始め子なき時、弟忠家の子を養て與太郎基家といふ。秀家出生に依て、直家死後は秀家の後見となり、基家を晴家の子と有なり。是も非なり。此所にて討死也。秀安記云、直家卒去の後毛利家より兒島へ人數を發し、所々侵掠により、八濱邊に城を築き是を押へんと、與太郎基家・戶川肥後守をはじめ人數を率して渡海す。毛利家隨從の備中の士是を聞き、前夜よりしのひて、八濱のうしろの山に人數大勢かくし待懸けるを、宇

喜多方には夢にもしらず、八濱に着陣し山へ登らんとする處に、敵大勢一度に起り立ち、鬨の聲をあげ突かゝる。宇喜多方思ひもよらず、ことに素肌なれば、立足もなく追崩さる。與太郎基家ふみとゝまりさいはいを取て、きたなしかへせ基家こゝに在りと下知する處を、敵の鐵炮にて胴板を打ぬかれ、眞ッさかさまに落て死けり。乳母子の三五兵衛（名字は不レ知。櫻木氏の書には、河本源太郎とあり。）はしりかゝり、基家の死骸に抱付、刀もぬかず敵にうたる。依て基家の死骸を葬る也。脇の小塚は右の三五兵衛の墓也。依レ之、宇喜多の七本鎗は、國富源右衛門・宍甘太郎兵衛・能勢又五郎・馬場十助（重イ）・岸本惣二郎・小森三郎右衛門・粟井三郎兵衛也。右基家討死故、彌前後騒立ち、悉く海へ追はめられんと見えける所に、戸川秀安大音上げ、大將の討死を見捨ていづく迄逃行くぞや、天照大神も御照覽あれ、我も共に討死ぞとて驅出さんとする處を、能勢又五郎御供申さんとて、鎗を提げ、秀安の馬の七寸に取付、しばし御待候へといふ内に、國富宍甘以下かへし合せ踏留り、競來る敵の中へ面もふらず突懸る。これを見て秀安一手盛かへすと見えければ、總反に取りて返し、勇みかゝる毛利勢を難なくおひ崩し、谷峰におひ上げおひ下し首をとること百餘也。右七人の高名のしるしを初て不レ殘秀安實驗して、其後甲州の板垣信形が糟糠と云ながら、其戰場へ出し士を秀安饗應して朱椀黑椀の別ありしと聞えし。世治て後、戸川後の肥後守達安、備中庭瀨に居給ひ、備前の國守宰相忠雄卿を庭瀨へ饗應の次でに、忠雄卿八濱軍の事御所望あり。右のあらまし御物語にて、右七人の國富源左衛門、今に存命のよし申されければ、忠雄卿御對面有べしとて則被レ召出、大に御感有て、七人の者ども軍に寄せ、場に寄せ、天下へ名を擧べきに、惜ひ哉とて、左文字の御脇指を源左衛門に被レ下けり。

一、米崎。兒島一郡の東のはな也。元光明が崎と云ふ。昔此所に玉井宮鎮坐有レ之、燈明海水にかゞやきたり。此故に海士ども漁事なりがたく、よつて岡山の東山にうつし奉るといへり。此時まで

光明崎といひけるが、光明の二字を下略して、こめ崎と云ひ、又半崎ともいふ。是は米といふ字を半と書違たるなるべし。

一、天神梅。引網村琴の浦に在り。昔菅丞相筑紫左遷の時、浪風あらくて此所に三日船かゝりし給ひ、此磯に梅の若木有を丞相見給ひて、吾木也とて滯留の間愛執し給ひける。春毎に紅の花を咲き出で、匂ひ芬々として、花一輪に實五つ宛梅鉢のごとくに生ず。大きになるにしたがひせり落し、じゆくせる時分には一輪に二つ殘るは稀也。人々執心して、其小枝をうばひ、他の木に接きとめんとすれども、たえて付かず。むかしの木は枯捨たり。其後亦一本出來す。二本と出來ずといへり。里人座論梅といふ。丞相は醍醐天皇延喜元年に左遷、同三年二月廿五日配所にて薨し給ひ、寶永六丑年まで八百八年に成る。薨去は八百六年也。

一、新大納言成親卿配所の跡。詳ならず。平家物語に云、治承元年六月二日成親卿都を出、備前國兒島へ流されし、難波二郎經遠が預り也。されども兒島は海邊船着なりとて、有木別所へ移され給ふといへり。有木別所は備中國也。

一、念佛踊。下津井村に在り。毎年七月十五日、村中男女打交り、太鼓を打て念佛を唱へ、城山へよぢ登り、南無阿彌陀佛をなもで〳〵と略する故に、なもで踊といふ。

神社佛閣

一、林權現。林村に在り。大社也。天平寶字五年に御社建といへり。寶永六年まで九百四十九年になる。これに五流公卿山伏とて、五家在り。此根本は役行者に直弟子五人在り。義學・義玄・義眞壽玄・芳玄なり。是五流の元祖なり。五流は大法院・報恩院・建德院・傳法院・尊瀧院也。公卿といふは代々の聖主熊野御幸有り。依之、山伏先達を公卿と書き、くがうと讀也。委くは此次五流山伏由來書に在り。

*五人の直弟子前記と異なれり孰か誤れるなるか未詳。

備前國兒島郡、新熊野山十二所權現、是如院補陀寺、竝、五流公卿山伏由來大概。

一、人皇初神武天皇より、四十二代帝文武天皇御宇、役行者伊豆大島へ配流のとき、五流八家十二家の山伏、朝家を奉レ恨、評定を企といへども、事ならず。五八十二家の山伏、權現の御神體其外寶物を御舟に奉レ乘、兒島に來り、爲レ求ニ勝地一、御船寄所に殘す。幣帛今に在り。淡州六島權現・讃州多度權現・豫州御崎權現是也。兒島の內四十九所、王子の社皆是奉レ休ニ神輿一所也。同御宇大寶元辛丑役行者蒙ニ勅許一歸洛。其後渡レ唐歸朝、天平寶字五年依ニ勅免一、五流公卿山伏無ニ相違一大峰執行修驗道司職爲ニ勅宣一、此年御社立。寺院草創如レ右。熊野山作道の地に、五流の屋敷今に有レ之。

一、役行者。五人の直弟子有り。義學・義眞・*壽玄・玄芳・玄美・右五人を以て、根本とする也。

一、大峯に五鬼五流に一人宛の仕合也。

五流の紋

丸の內に三柏、大法院。瓜、報恩院。鳩酸草、建德院。酢將草（カタバミ）、傳法院。立葵立釵、尊瀧院。

右五紋根本として、天下の先達此紋の外不レ用。爰を以て紋下といふ。國々の下山伏右五紋を用ふ事不レ成也。

一、五流五家の庄官、熊野より供侍三宅を加へ、六堂の庄官と號す。

一、五流より下山伏へ免許補任狀之事。

權律師・權小僧都・權大僧都。院號、法印。一僧祇・二僧祇・三僧祇、此三、山伏道家官也。此外山伏道器物持物袈裟色々品々有り。略レ之。

一、五流先達聖護院殿。御一代一度御入峯の儀式、一世に一度伯州大仙（山）へ參詣。然れ共一山衰微近年懈怠、失ニ規模一也。近國の天台眞言寺院へ大先達免許補任狀、往古より下し來る也。

一、五流聖護院殿御末寺に成事。白河法皇熊野三山撿校先達司職勅宣、以レ是自然に末寺と成也。寬

治年中以來。

一、五流、元龜天正頃迄家々僧正也。當時宿老此熊野一山に限り、天下に兒島の五人の外なし。

一、新熊野山に、後鳥羽院御石塔あり。院の御子覺仁法親王櫻井宮、役行者より廿五代の先達、當山御住持御建立也。後鳥羽院は延應元己亥二月廿三日崩御。覺仁は寶治元丁未四月十二日入滅、山內御墓あり。五流の內尊瀧院を御庵室といふ也。

一、五流下公卿山伏之事。公卿と號すなり。代々聖主熊野御幸より此號有り。國々の山伏の樣に無緣勸進なし。四國之內且那有レ之。是を以て渡世とする也。

一、崇佛天台眞言の出家同事也。胎金兩部峯行也。

一、五流公卿の勤。春は葛城峯修行、秋は大峰修行第一家業とす。天下泰平國土安民五穀成就の爲也。困窮故修行闕如失二本意一也。

一、霞と云袈裟下の事。備前瓶井山・金山・晄田・武佐（牟カ）・□野・小豆島・作州本山・槇山、除二日向一。右大法院。豫州一國、安藝之內豊田郡、紀州之內日高郡。右報恩院。備前岡山、丼四十八寺。作州本山、槇山西山寺。右建德院。讃州備後二ケ國、并、備中之內淺口郡。右傳法院。鹽飽七島・備中の內松山・連島七浦・（島イ）、肥後。右尊瀧院。

備中兒島は五流手同行と云ふ。古來より入組也。

一、山年中行事。每月朔日權現出仕・御寶前讀經、七日役行者講・本地緣日權現講、十七日御託宣連歌講、十八日權現出仕・同讀經、廿八日荒神講、其外入レ夏供花一夏九旬、五流公卿共に番々日參無二懈怠一。

一、正月朔日より三日まで、於二神前一修正の法といふ行有り。曾原村有南院をはじめ、昔古の社領十七ヶ村の出家出仕修行、五流より社官といふ事を免許、座定色々作法有て、三昧僧といふ社內勤仕の僧中へ、五流より黃衣を免許す。其外、神子宮仕不レ殘五流支配也。かゝる古例も近年神主に付て闕如す。

一、從二往古一延年の舞といふ事。一山の勤め衰微故、寛永十五年已來懈怠。

一、權現御社領。往昔兒島不レ殘といふ。其外四國九州之內、寄附の證家々に有レ之。中興隣鄕十七ヶ村社領の所に、毛利家の士上野肥後守落レ之。然れ共天正年中まで曾原村・福江村・林村知行所之處、備中高松陣に、秀吉公蜂須賀彥六をして、御味方被レ乞所同心せず。從レ是已來三ヶ村被二召上一也。

一、此節社領高百石。前大法院增隆、天正十年より在京。同十七年山伏爲二堪忍領一右聖護院道隆をして達レ之。其後、當國前太守宇喜多秀家より、慶長年中檢地入て、右百石の內高六十石出る、大願寺預る。修理免レ是也。（御宮の修理に用ゆる事なり。）寛永九壬申武州利隆君より檢地入て、百六十石より三十石出る、百九十石の折紙出る所に、備州因州御國替。右折紙は前寺社奉行に渡し置也。

一、承元四年、兒島の內波佐川を、佐々木盛綱と淨論、鎌倉より長床本意之御敎書有レ之。

一、當山大峯執行。中興より有レ之といへども、或は眞言の行人、廻國の聖大峯執行、本山と云對二名義一當山と號す。醍醐三寶院を當山の本寺とするは慶長十七年已來也。右九百八十餘年盛衰は時節也。然共近年家々衰、兒島郡林名山五流之法燈消方に成也。仍如レ件。

天和三癸亥歲

長床政所 覺城院、在判
同 知蓮光院、同
長床五流 尊瀧院、同
同 傳法院、同
同 建德院、同
同 報恩院、同
同 大法院、同

*三好系圖に長慶の法名は聚光院殿室寶進とあり。本書の記事蓋誤りなるべし。

一、豐岳山久昌寺。用吉村に在り。萬才山國清寺の末寺也。建立は常山の城主三好筑前守長慶といふ。*法名久昌院殿英岳宗傑大禪門と位牌にあり。私云、三好長慶兒島に居城の事、諸書に見えず。

右之外、神社佛閣略レ之。

名所

一、兒島。千鳥、松、雪、楸濱、深山木、

拾遺　浪の上に見へし兒島の島かくれ行そらもなし君に別れて　巨勢金岡

續後撰　夕されは汐風さむみ浪間より見ゆる兒島に雪はふりつゝ　鎌倉右大臣

同　都人沖津こしまの濱楸久しくなりぬ波路へたてゝ　式子內親王

一、唐琴。琴の浦の事也。浦泊、舟人、松夕風、

古今　都までひゝきかよへる唐琴は浪のをすけてかぜそ引ける　眞性法師

けふも又とまりやせまし唐琴の日數なが引五月雨のころ　後嵯峨院

名寄　唐琴の聞ゆる波に舟止て通ふはうらの松の夕かせ　中務

一、大島。唐琴の邊といふ。又兒島の內、西沖にも有。鳴戸、灘、早船、蜑小舟、潮風、

後撰　大島に水をはこひし早船の早くも人に逢みてし哉　賴綱

勅撰　都にといそくかひなく大島の灘のかけちは汐みちに皀　惠慶

一、ひゞきの灘。日比村の海原をいふ。又播磨とも筑前とも。いさな、千鳥、浦人、うき舟、五月雨、

夫木　數ならぬ身は浮舟のよるへなきひゝきの灘の浪をこそまて　中務

しまきふく響のなたの舟わたり心まとふも誰によりてそ　長方

一、藤戸。

*一、外國は云ふ迄もなく備前以外の國と云ふ事也。
*二、一本備前平四郎の下に「議經勳功記に備前守兼房の子たる故備前平四郎成房と號す」とあり。
*三、知間次郎親經中吉八郎は、いづれも太平記に見えたるものにして、兒島高德の一門なれば共に邑久郡の人なれども、これをここに掲けたるは編者は兒島氏を兒島郡の人と認めたる故なるべし。
*四、等春の事跡本朝畫史に見えたり。足利時代の畫工周文の門人なり。

大御船下なる波はかくれても藤戸をさしてなきかくれつゝ　よみ人しらず

發句　うらのをのこちかくかふ也藤戸のり　豐前朝今

題、海月　俳諧歌　山のはを出るのみこそさやけゝれ海なる月のくらげ成かな

一、謠。藤戸

土産

一、小串海月。外國[*一]になし。毎年國守より公方へ献上。或人云、前の字付たる國に有レ之といふ。又云、海月はもと山に生ず。小串村海邊に槇の林あり。其槇の木のもとに、六七月の頃よりこまか成るくらげ出來して、雨に引れて海中へ流落ち、水くらげと成る。これを以て、槇の葉にてつけ置也。根本槇より生るを以て也。

一、藤戸のり。天城にてとれば、あまのりといふ。元來一物也。

一、兒島諸白。

一、下津井章魚。

一、八濱鰻。

一、郡村女冠者。

一、浦田酢貝。即君子の蓋と云、不レ詳。追て可レ考。

一、賴仁親王の配所。

一、知間四郎親經[*三]。二郎か。

一、石生彦三郎。

一、中吉八郎[*三]。

一、太田判官金職。本ノマヽ

一、兒島の內ヒラトと云所。

一、等春[*四]畫工也。

一、備前平四郎[*二]。

一、梶原三郎。

一、石子彦太郎。

一、內藤彌治郎。

一、高津入道淨源。

一、海左介。

一、神村山。名所。　一、神島。名所。

一、*ヒダノ女意尻。盛衰記に有り。津高郡尾上村にあり。

名所　神村山。名所集には備前と有り。藻鹽に備中と有り。

夫木　萬代をさしてそ祈る千早振神むら山の峯のまさかき

千はやふる神むら山の初雪をしらゆふ花と人やみるらん

名所　神島。八雲御抄に備前と有り。

うき中をかけて祈らん神島や磯間の浦の浪のしらゆふ　尊圓

本書底本には帝國圖書本を用ゐ校合には沼田氏藏本を參考とし、猶書中に引用の古文書和歌等は、備陽記・備前名所記・夫木集等に對照訂正せり

編者識す

和氣絹　終

*一本、ヒダの女意尻神村山いつれも見る所なし共に後人の増補なるべし。神村山は備中下道郡なり。八雲抄備前とあるも、誤なれば却つて蛇足なりといふべし。

備陽國誌

備陽國誌目次

備陽國誌

序

元文二年冬

君命有レ之

和田正尹　杉浦長式　佐分利知季

和田正邵　熊澤正業

等備陽國志を編集す。次の春秋を過、四年の夏（仲イ）、文艸既になりぬ。時に正尹不幸にして筆をさし置く。此故に市浦直方におほせて、かの四子と共に其事をなさしむ。同じ年の中の冬やうやく記し終りぬ。古今の事變、繁榮の風物、いかんぞ悉く記し得んや。いさゝか是を捧げて、君命に答へ奉ると云ふのみ。

第一之卷

凡例

一　凡例中郷庄村里は不レ殘是を記す。古名異名有もの、其下に細書す。屬邑或は新田等の名は悉く村の字を附記す。森下を森下村と云、倉益を倉益村といふ類のごとし。

一　大(六國イ)正史の類、其外雜書といへども、古書の中に備前の事にわたる證跡正しき處は其所々に是を記す。また採集して別に壹卷として後へに附す。見るに便あれば重出する事をいとはず。

一　里老の云傳への說有は、必しも出所さだかならずといへども、又是を記す、妄誕奇怪の說は多く是を除く。

一　府內を經る所の大川を西川と云ひ、今城西の小渠をもまた西川と云によりて、大川を西川といふ事をしる人少し。今此書にもまぎらはしきをさけて、大川を西大川としるし、小渠を西渠の字を用ひて是をわかつ。

一　凡土產の物漢名なきものは、和名鈔の假名を用ゆ。

一　寺社殘らず是をしるす。末社攝社は是を除くといへども、故有ものはたま〳〵是を記す事あり。梵刹に有處は、鎭座の神祠神職これなく、社領附ざるものは是を除く。

一　寺社領、いにしへこれ有て今是なく、證跡分明ならざるはしるさず。寺社の緣起に載たるは多く是を不レ記といへども、又用捨あり。

一　寺社に有處の古人の判物下知狀の類は、有所の品をあげてことごとく其文をのせす。

奉納の古器物はこれをしるす。うたがはしき物有りといへとも、しばらく寺社のいふ處にまかせて是を記すものなり。其虚實は追て考へし。

一 慶長八年御當家御封建以後の事は皆しるさず。其中にやむ事を得ずして、尊諱を書載たるもの有り。

一 中華の書といへども、備前の事にわたるものは是を記す。

引用書

舊事本紀	古事記	日本書紀
續日本紀	日本後紀	續日本後紀
文德實錄	三代實錄	大成經
延喜式	公卿補任	東鑑
本朝通記	王代一覽	和名抄
姓氏錄	大八洲記	大系圖
萬葉集	萬葉拾穗抄	古今集
後撰集	拾遺集	新古今集
新勅撰集	續後撰集	續古今集
玉葉集	續千載集	新千載集
源氏物語	河海抄	狹衣物語
八雲抄	袖中抄	山家集
枕艸帋	春曙抄	名寄集

備陽國誌

備前國

東、京師に至る事、四十四里餘。江都にいたる事、一百六十三里餘。

東は播州の境に至り、北は作州にさかひ、西は備中に隣り、南は海にいたる。延喜式に曰く上國なり。

日本紀神代大八洲に、吉備の小島を生と有り。いにしへは備前・備中・備後・美作すべて吉備國といふ。何れの時にか備前備中備後と三ヶ國に分たる。大成經に淸貞天皇（忍海飯豐靑尊）詔りして尾張の覺連を以て、黄蕨（吉備の文字を黄蕨と出事大正史に見えす、今此書に初て出たり。）の前中後を分とあり。是より先日本紀仁德天皇六十七年に、吉備の中國といふ事見えたり。いづれが是なる事をしらず。其後、元明天皇和銅六年備前國の内六郡を分て美作國をおく。武備志に備前を避前と譯す。また備前とも出たり。

高。二十八萬九千二百二拾四石七斗壹升

郡。

延喜式に云、管郡八

和氣・磐梨・邑久・赤坂・上道・御野・津高・兒島

雑書に十一郡と有レ之。小足、釜島、小島の三郡の名あり。據をしらず。按るに日本紀其外諸書に備前國小豆島と云ふ事見えたり。足豆字相似たれば小豆島の事ならん。釜島郡といふは、下津井の迫門に釜島といふ小さきしまあり。此あたりのことを云ふにや。小島と云ふ處をしらず。皆考ふべからず。

經國大典曰、備前州水田一萬三千二百十町二段

山川

金山御野郡　熊山和氣郡　龍天山赤坂郡　加茂山津高郡　大王山磐梨郡

是等の山、州内の大山なり。故に爰にかゝく。

東川。上流は作州津山川、同國勝南郡藤原村より赤坂郡河原村に來り、また作州湯鄕川、同國勝南郡飯岡村・高下村の間より赤坂郡周匝村に來り津山川に入り、合流して赤坂郡の東北のさかいと、作州勝南郡と兩國の境を歷て、和氣郡磐梨郡兩郡の間を經、上道邑久兩郡の間より流れて海に入る。

西大川。源は伯州大山の麓より出て、作州を歷て同國眞島郡吉村より津高郡江與味村の內川尻に來り、津高郡の東界と作州久米南條郡と兩國のさかひを流れ、赤坂郡の西さかひを經て、上道御野兩郡の間を流て海に入る。

是等の川、州内の大川也。古書に西川東川と有り。西川をば大川また旭川といふ。歌枕にいへる大川は此川なりと云傳ふ。

官道

播磨國宇根驛より三石驛に至る三里船坂の峯播備兩國のさかひ石表あり、是より三石驛まで十三町餘。三石驛より片上驛に至る三里、此間歷る處は、木山村・木谷村・伊里中村・東片上村片上驛より藤井驛にいたる四里三町。此間歷る處伊部村・大內村・香登村・畑田村・坂根村・長船村・八日市村・福岡村(此間吉井船渡し有り。)一日市村・西祖村・楢原村・沼村・中尾村・北方村・鐵村。藤井驛より岡山驛に至る二里五町。此間歷る處宿村・宍甘村・財村・乙多見村・勅使村・關村・高屋村・藤原村・原尾島村・國富村・森下村岡山驛より備中國板倉驛に至る二里十二町。此間上出石村・三門村・國守村・万成村・矢坂村・西楢津村・一宮村・辛川市場村・西辛川村・より、備中國板倉のさかひに入、此處に備前備中の石表あり、西辛川村より此處まで九町餘總計十一里二十町餘。

城府より東、三ッ石の界迄九里廿一町餘。

城府より西、西辛川の界迄一里卅五町餘。

城府より、備中國庭瀨に至る道。

岡山驛より、備中國庭瀨に至る二里。此間大供村・野田村・今村・中仙道村・西長瀨村・久米村より、備中國平野村の界へいる、此處備前備中のさかひに石表あり、久米村より此處迄十二町總計一

*楯かしまとあるは楯ケ崎の誤

里十五町餘。

城府より、作州飯岡村に至る道。

岡山驛より町苅田驛に至る四里六町。此間歴る處南方村・中井村・北方村・四日市村・三野村・原村・河本村・宮本村（此間牟佐船渡しあり）牟佐村・馬屋村・和田村・川原村・善應寺村・西中村・西窪田村。町苅田驛より福田驛に至る四里十七町。此間歴る處西輕部村・多賀村・出屋村・小原村・惣分村・山手村・八島田村・稲蒔村。福田驛より作州飯岡驛に至る八町。此間周匝村を經て船渡し有り、備前美作のさかひなり。總計九里八町餘。

城府より、作州福渡に至る道。

岡山の驛より金川驛に至る四里六町。此間歴る處南方村・中井村・北方村・東原村・横井上村・柏谷村・益田村・辛香村・中山村・野々口村・小山村・原村・富谷村金井驛より建部村に至る二里。此間歴る處下田村・西原村・中田村・市場村・宮地村・建部村より作州福渡の界に入、此所備前美作の界に船渡し有り、此處まで二里總計六里六丁餘。

城府より、和氣驛に至る道。

岡山驛より藤井驛に至る二里五町。此間歴る所前に見えたり。藤井驛より和氣驛に至る五里。此間歴る處北方村・中尾村・沼村・沖益村・草ケ部村・谷尻村・砂場村・沖村・瀬戸村・光明谷村・寺地村・坂根村・南方村・吉谷村・徳富村釣井村・河田原村・吉原村・原村・元恩寺村、此處船渡し有り。總計七里五町。

城府より、牛窓湊に至る道。

岡山驛ゟ牛窓に至る六里廿八町。此間歴る所門田村・湊村・圓山村・倉留村・倉益村・沖新田・金岡新田・金岡村・（此處船渡し有り）新村・乙子村・神崎村・幸田村・邑久郡下河智村・上河智村・手手渡村・鹿忍村、

城府より、下津井の湊に至る道。

岡山驛より天城にいたる四里二十七町。此間歴る處大供村・野田村・今村・中仙道村・西長瀬村・久米村より、備中の道を經ていたる。天城より下津井の湊にいたる三里三十一町。此間歴る處藤戸村・串田村・林村・曾原村・福江村・稗田村・小川村・味野村・赤崎村・吹上村總計八里廿二町。

舟路

播磨國室津より大漂（オホタブ）湊に至る六里。播備の界、取上嶋より大漂に至る三里大漂より牛窓湊に至る四里。此間楯ケしま牛窓湊より下津井湊に至る十里。此間日比・駒上下津井湊より備後國鞆湊にいたる十里。備前備中のさかひ水嶋まで三里總計二十里。

下津井湊より讃岐國に至る。
高松へ六里十八町。　丸龜へ四里。
牛窓湊より讃岐國に至る。
高松へ七里。　丸龜へ十四里。

古大路

延喜式曰、備前國驛馬、坂長・珂磨・高月各二十匹、津高十四匹。
按するに、坂長の驛は今の三石の驛なり。珂磨驛は磐梨郡にあり。既に廢れて村里となれり。高月の驛は赤坂郡にあり。既に廢す。今和田村河本村立川村是なり。津高驛は既に廢して今いづれの所といふ事をしらず。疑ふらくは津高郡辛川村の事ならんか。皆其のところにかゝる。延喜式の驛路を考ふるに坂長の驛より可眞驛にいたり、（此間野谷村・金谷村より吉田村・藤野村・和氣村にいたり、東川を渡り、磐梨郡吉原村・松木村・澤原村を歷る）可眞驛より高月驛にいたる。（此間赤阪郡日古木村・二井村・上市村・下市村を歷る。）高月驛より津高驛にいたる。（此間岩田村・馬屋村・牟佐村（西大川を渡り）御野郡牧石郷を通り三野村より福林寺畷へいたり、津高郡富原村を歷て辛川村に至る。）

文苑（證跡有る處其所に是を記す。）

本國の名所と出て、今いづれの所とさしいふ事知らざるをあつめて爰にかゝぐ。追而可ㇾ考。
あねのしま。（能因歌枕に見えたり）
かようの浦。（上に同）　名歌集中務の歌に
　から琴のきこゆる波に舟とめてかよふの浦の松の夕かぜ
按ずるに、兒島郡引網村のへんならんか。

こゝろみの浦。能因歌枕に見えたり。

いまはの里。上に同

鷺の浦。上に同

竹島。八雲抄に見えたり。また松葉集に周防とあり。

いはゐ島。八雲抄に見えたり。松葉集に周防と有り。

おきつかり。かり嶋ともいふ。八雲抄に見えたり。また松葉抄に長門とあり。

神島の濱。八雲抄松葉集等に見えたり。

按ずるに、續拾遺集に建久九年大嘗會主基方御屏風に備中國神島有り。神祠所をといふ前書の歌あり。なを考べし。

和岐覇里（わきへのさと）。松葉集に見えたり。

八雲抄に、里か尋へしと有り。萬葉拾穗抄にもところの名とは見えず。いぶかし。

眞郡邊。上に同。

山家集に眞那邊と申す島に、京より入ともの下りて、やう／＼のつみのものともあきなひて、またしわく（塩飽島）のしまにわたりて、あきなはんとするよし申けるをきゝて、

まなへよりしわくへかよふ商人はつみをかひにて渡る成けり

第二之巻

岡山府

東西凡二十餘町南北凡一里餘、諸士の第宅商賈の肆店有り。西大川をまたがりて、西は御野郡に屬す。東は上道郡に屬す。西國往來の巷にして、通船の運送ある繁榮の地なり。

岡山城

天文弘治永祿の比、金光備前居城（夫より直家迄は石山を本城とす。）或書に、應仁元年細川勝元進めによつて赤松兵部少輔政則、浦上美作守則行・宇野・小寺・別所等を率して、五百餘騎にて播州に走り下り、姫路・明石・白旗・苔繩・備前岡山五ヶ所の敵城を卽時に攻落すと有り。然れば金光已前より此城有りしにや。諸書に見えず。いぶかし。天正のはじめより宇喜多和泉守直家居城。（直家は能家の孫興家の子なり、浦上宗景につかへ、父親の仇高取山の城主嶋村觀阿彌を誅し、沼の城主中山備中守を誅し、岡山の城主金光をころし、城郭を造營して此城に居す。其外龍の口中嶋金川等の諸城を陥れて、漸く獨立して宗景の命を用ひず。天神山の城をせめて宗景を追出し、はじめは毛利家に屬し、後信長秀吉に随從す。備前の國を脚下にふまへて、播磨赤松晴政を討、其跡三郡を領し、作州の諸城を陥れて、備中大半をしたかへ、近國を呑の勢有り。大正九年二月十四日直家卒す。或は十年或は八年異説多し。）天正九年子從三位秀家城主たり。此時當城大に造營す。慶長年中東照神君に背き奉り、八丈島へ配流家絕ゆ。

慶長六年金吾中納言秀秋城主たり。卒して子なくして家絕ゆ。

町

內山下郭內なり中山下東西竪横六町。天瀨竪横五町弓之町竪横五町 鷹匠町・伊勢宮番町一番より八番に至る。田町此邊都て八町。七軒町此邊都て竪横五町 船頭町此邊都て竪横六町。佐渡屋鋪竪横二町共に川西にあり。花畑都て二町。門田竪横九町共に川東にあり。是等の類諸士の宅地なり。此外所々商家の間に交錯し、又西渠の邊都て宅地なりといへども、揭ぐるにいとまあらず。

橋本町・西大寺町・川崎町・船着町・上之町・中之町・下之町古名惠比須町・榮町古名千阿彌町此所に府內の時の鐘有り 紙屋町古名郡町・兒島町以上川西にあり 上片上町・下片上町以上川東に有り。共に十二町內町といふ。・小橋町川東にあり。・片瀨町古名天瀨片原町。久山町・油町・山崎町古は此町丸龜町と共に伯樂町といふ。後に二町に分る。石關町共に大町中町といふ。上出石町・中出石町・下出石町・小畑町古名伊勢宮町 廣瀨町此町に蛭兒の祠あり。難波町古名からくわい町又五右衞門町といふ。瀧本町古名新右衞門町。富田町古名宗十郎町 下市町・丸龜町古名伯樂町 岩田町いにしへ銀子町六郎右衞門町新くら町岩田町共四町野殿屋町の西にあり、延寶のころ、富田町の西に移して、富田町の二町となる、夫ゆへこの町を新町といふ。萬町萬町上に見ゆ・野田屋町・桶屋町・柹屋町・鹽見町・常磐町古名佛師町 磨屋町・野殿町・仁王町・高砂町古名又一郎町 濱田町古名六兵衞町以上川西にあり。西中島町古名肩斗町・東中島町共に二町西大川の洲なり。川東に屬す。大黑町古名しみも町 古京町古名土橋町・森下町以上川東にあり・尾上町古名次郎三郎町又松の町 瓦町・大雲寺町・櫻町古名新右衞門町 大工町・瀨尾町古名孫右衞門町 小野田町古名七郎兵衞町。小原町古名又兵衞町。高橋町古名爲三郎町 山科町古名三郎兵衞町 藤野町古名西糖町又惠比須町 上內田町・下內田町古へ上內田町の南にあり此處船手屋敷となる。よつて今の所にうつす。二日市町・平野町古名喜右衞門町 末山町・紺屋町以上川西にあり。

關梁

岡山驛、小橋町に有り。京橋、橋本町西中嶋町の間にあり。西大川に渡す。いにしへは古京町邊にあり。慶長の比今のところに移す。中橋、西中島町・東中島町の間にわたす。小橋、小橋町・東中島町の間に渡す。片上橋、古へは土橋といふ。上片上町古京町の間にあり。昔は、此邊に京橋有の由に依て、古京町と云ふ由。或說紙屋橋、紙屋町西へ渡る横町に有 榮橋、榮町西へ出る横町に有。下橋、下之町西へ出る横町に有 中橋、中の町西へ出る横町に有り。上橋、上町西へ出る横町にあり。北橋、上の町にあり。又甚九郎橋と云ふ、何のころにや、佐久間甚九郎と云ふもの、此の橋の上にて角力を取り橋を踏下したるに依て、過怠に懸かへさせしといふ。石橋、富田町岩田町の間にあり。石橋、瓦町に有、西川に渡す。西川にいたる。

西國往來の通町、森下町・古京町・上片上町・下片上町・大黑町・小橋町・東中島町・西中島町・橋本町・西大寺町・紙屋町・榮町・郭外東西の壹里塚より此所まで一里なり。下の町・中の町・柹屋町・山崎町・丸龜町・下市町・富田町・岩田町・前町。

*橋本甚左衛門一本勘左衛門に作る

備中庭瀨往來の通町、森下町より西大寺町に至り、尾上町と常磐町の間より、高砂町・濱田町・大雲寺町・瓦町。

船路

京橋より牛窓湊に至る七里、此間小串。
京橋より下津井湊に至る十里、此間小串・胸上・日比。

產業

麴 兒島町にて是を製す。 藺笠（アミカサ） 森下町古京町にて是を造る。 糖（アメ） 東中島町にて是を製す。 魚肆 川崎町に多し。 桶 桶屋町に多し。 工匠 大工町に多し、城府創業の時*橋本甚左衛門といふ者に命して國中の大工を多くあつめて、城府の町に居らしむ。今の大工町は、以前は田畑にて有りしよし。法輪寺の寺記に見へたり。 皮鞋（セッタ） 小原町にて是を造る。 紡車（イトクリクルマ）、攪車（ワタクリ） 共に上の町に是を造る。 鍛冶 小橋町に多し、鎌・鍬・釘の類を造る。 鐵煙管 常磐町にて是を造る。 紙 紙屋町に多く是を商ふ。 伊部陶器 下片上町是を商ふ。 材木 船着町石關町に多く是を商ふ。 飯屋（ハタゴヤ） 西中島町是を業とす。 瓦 下市町にて是を造る。 藺席（タヽミオモテ） 瓦町多く是を商ふ。 熊野染 府内所々にて是を染出す。 商船 西中島町紺屋町上内田町藤野町平野町二日市町に有り。

神祠

伊勢宮 小畑町。伊勢内外宮同神 社務正六位下見恒氏。社領十石。 創造時代不詳。延喜式に御野郡伊勢神社といふ是なり。

正一位酒折宮 石關町、所祭日本武尊。 社領三百五石。 社務正六位下岡氏 社僧福聚院、同實成院、同平福院

社司の說に、日本武尊東夷征伐の後、甲斐國酒折宮に住玉ふ事日本紀に見へたり。淸和天皇貞觀年中、いかなる靈驗のありけん。備前國に勸請し奉り、今の御城内岡山に鎭座有て、七百餘歲を經玉ふ。古へは岡山大明神と云ひ、又は坂下大明神、また酒折坂下の字を用ひしよし、天正元年當國沼の城主、宇喜多和泉守直家岡山の城を築くによつて、當社を今の社地に移す。同中納言秀家本殿を造營し、其後金吾中納言秀秋拜殿以下を造營す。

天正十五に宇喜多秀家秀吉の九州征討に從ひて豐後路に向ふ。この鐘恐らくはその時掠奪せるものなるべし。尙邑久郡上寺にも豐後府內道場の鐘あり。以つて參照すべし。尙本書榮町の條下に府內時の鐘とあるも亦同じく豐後より持ち來れる鐘なるべし。

鐘一口* 朝鮮征伐の時、中納言秀家元帥として渡りし時、軍用の鐘に豐後國長興寺の鐘を用ゆ。勝利を得て凱旋の時、其鐘を持歸つて當社に寄進す。

金日比羅權現（丸龜町。所祭素盞嗚尊）創造時代不詳。

廢祠

幸延神社 古へは鷹匠町に有り。貞亨三年に伊勢宮の社地に移して攝社とす。

佛刹

萬歲山國淸寺（門田。寺領二百石。禪宗。本寺京都妙心寺。） 慶長年中利隆君御建立、法源寺と云ふ。輝政君國淸院殿と號し奉る故、改て國淸寺といふ。

淸泰院（門田。國淸寺塔頭。禪宗。本寺京都妙心寺。） 古へは國淸寺の塔頭、見桃庵徉松庵を一所にして、法源院と云ふ。萬治元年光仲君命に依て、改て淸泰院といふ。

忠繼公の御影堂、忠雄君の御墓、 忠雄君の御簾中の御墓。（前は蓮昌寺にあり。寛文年中當寺に移す。）

豐光山養林寺（鹽見町。寺領二百石。淨土宗。本寺京都禪林寺光明寺。） 寛文年中創造。福照院殿御歸依の所故、御先考榊原康政朝臣御院號を以て寺號とす。貞享二年圓盛院殿光岳の二字を賜りて、光岳院と號す。

金剛山常住寺圓務院。（郭內。寺領百五十石。天台宗。本寺東叡山。）

寶永五年戊子 綱政君御創造。

一品公辨法親王御令旨の略。

備前國津高郡玉泉寺、往古雖レ爲二同國圓城寺末寺一、中古寺院退轉、今般太守左少將綱政朝臣、移二玉泉寺舊跡於岡山城下一、改二舊名一稱二圓務院一、再造二立寺院一、以請レ爲二東叡末寺一、仍圓務院被レ補二東叡山末寺一云々

柴岡山岡山寺磨屋町。寺領五十石。天台宗。本寺銘金山觀音寺。

院主光珍寺。寺中圓明院。月窓院。　天平勝寳年中報恩大師創造。いにしへは御城內柴津岡山にあり。天正年中宇喜多直家城郭を築くに依て、寺を森下の東御堂屋敷に移す。宇喜多家露月光珍位牌有るに依て、改めて光珍寺と號す。慶長年中金吾中納言秀秋の時、又岡山寺と號す。慶長六年中納言秀秋の時寺領百石寄附。

御當家御代々九十石岡山寺へ御寄附、慶安五年より柴岡山金光山兩寺へ分つて、當寺五十石御寄附。

古人判物　一、宇喜多中納言秀家寄進狀一通文祿四年十二月吉日。　一、宇喜多秀家寺領圓明院への寄進狀一通。文祿四年十二月吉日。　一、金吾中納言秀秋在判寺領百石寄附折紙一枚。慶長六年六月五日。

金光山岡山寺磨屋町。寺領四十石。天台宗。本寺銘金山觀音寺。

院主觀音坊。寺中淸鏡寺。德元院。一乘院、本住院。

天平勝寳元年報恩大師創造四十八ヶ寺の內也。古へは御城內岡山の傍にあり。天正元年宇喜多直家岡山の城築く時、寺を本城の西に移す。同十八年、權中納言秀家の時、當寺を郭外山崎町に移す。慶長六年、金吾中納言秀秋の時、今の所へ移す。其頃迄は光珍寺と共に一刹成しに、慶安五年一山爭論の事あつて以來、柴岡山金岡山と改て、二刹とわかれり。

古人判物　一、關白兼平在判國宣一通建治二年七月晦日。

平醫山圓覺寺磨屋町。寺領二十石。眞言宗。本寺高野山多聞院。

院主藥師院。寺中惣福寺・正善寺今の正善院　安樂院。彌勒院。不動院。金剛寺。寳嚴院。吉祥院。明星院。成就院。明王院。

創造時代不詳。古へは平醫山圓覺寺といふ。時僧の說に、三代實錄に、圓覺寺の名あり。此寺の事歟　後故有て寺を南方村に移して

*輝直は武蔵守利隆の幼名

德光寺といふ。慶長四年、宇喜多中納言秀家出石の鄕の地を寄附し、伽藍を建立して、平醫山藥師院とす。慶長十年照直*君より寺領二十石を御寄附、光政君の御時より、別に二十石惣福寺に御寄附。

虎溪山東林寺磨屋町。禪宗。本寺備中船木山洞松寺　慶長年中創造の由。

淨福寺磨屋町。貢稅地。一向宗。本寺京都東本願寺

佛住山蓮昌寺仁王町。寺領六十二石五斗余。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。

院主龍花樹院。寺中妙善院。覺善院。大乘院。不染院。本城院。實如院。林正院。

寺僧の說に、慶正年中に松田將監元賢創造す。元賢の法名に依て蓮昌寺といふ。西國日蓮宗最初の道場也。

天正年中宇喜多直家の時、當國に於て本寺代として、此寺を再興す。古へ創造の時は、郭內に有り。今の榎の馬場の所なり。其後、大川の東森下に移す。後又今の所に移す。いにしへは寺領五百石、寺中四十八刹有りしに、寬文年中不受不施御禁制の時衰微して、寺領も沒收せられて、寺中も減少してけり。

法澤山大雲寺大雲寺町。淨土宗。本寺京都禪林寺光明院

寺中以心庵

寺僧の說に、古へは西大寺町にあり。龍昌山大運寺と云ひ、天正年中此寺を再興して、法澤山大雲寺と改む。宇喜多直家の時寺領三百石を寄附す。金吾中納言秀秋の時、沒收して今の所へ移す。其時は地廣し。其後商家多く成て大雲寺町と云ふ。

報身山正覺寺高砂町。淨土宗。本寺京都智恩院。古へは中島町にあり。何の頃か今の所に移す。時代不詳。慶長年中にやと云へり。

契道山淨漢院濱田町。貢稅地。淨土宗。本寺正覺寺。元和年中創造の由。

天秀山超勝寺仁王町。貢稅地。淨土宗。本寺正覺寺。　寛文年中創造の由。
龍德山大隣寺寺京都妙心寺。末山町。禪宗。本　慶長年中の創造のよし。商家の說に古へは末山といふ住僧有り。依て町の名とすといふ。
改觀寺紺屋町。貢稅地。一向宗。本寺京都東本願寺。
正恩寺平野町。貢稅地。一向宗。本寺京都東本願寺。　元和元年創造の由。
智耀山報恩寺尾上町。淨土宗。本寺京都智恩院。　寛永年中創造の由。
大樹山蔭凉寺瓦町。禪宗。本寺京都妙心寺。　寛＊寶イ永九年創造のよし。
獅子山妙德寺瓦町。禪宗。蔭凉寺寺內にあり。小庵也。本寺蔭凉寺。
瑞松山慶福寺瓦町。禪宗。本寺丹波國永澤寺。　元和二年忠繼君に從ひて、播州より當所に移る。
智光山正福寺瓦町。日蓮宗。本寺京都妙顯寺。　元和年中因州より移る。
明光山妙勝寺二日市町。寺領十石。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　創造時代不詳。能勢修理太夫宇喜多直家の崇敬によつて建立也。
寺僧の說に、天正年中の創造と云ふ。能勢修理太夫賴吉の墓境內にあり。
選擇山本願寺山科町。貢稅地。淨土宗。本寺京都智恩院。　寛永年中因州より長久寺の寺地に移る。
勝利山普賢寺光來院大工町。天台宗。本寺播州淸水寺。　古へは圓壽院と云ひ、眞言宗なり。因州より荒神町に移り、寛文三年此所に移る。其時天名宗に改む。
光淸寺小原町。一向宗。本寺京都西本願寺。　前は榮町に有て、千阿彌といふ。時宗也。天正のころ一向宗となり、寛文年中此所に移る。古へは妙恩寺といふ廢寺跡なり。
古人判物　一、東照宮御書一通　文祿年中九州下向の時是を給ふ。
慧日山妙福寺小原町。貢稅地。日蓮宗。本寺京都妙顯寺。　寛永年中因州より移る。
康松山萓能寺船頭町。日蓮宗。本寺京都本能寺・尼崎本興寺。　慶長年中萓若狹創造のよし。

＊大橋圖書館本及沼田賴輔氏本には共に寶永九年とあり然れども寶永に九年なければ寛永を正しとすべきか

淨敎寺西大寺町。一向宗。本寺京都西本願寺。
西寶寺西大寺町。一向宗。本寺京都東本願寺。
鳳祥（松イ）山三友寺門田。禪宗。本寺京都妙心寺。本　因州より移る。其時は寺地御堂屋敷に有り。先年洪水の時大破するに依て、今の所へ移す。
松風山靈巖寺東中島町。淨土宗。本寺京都智恩院。　慶長年中創造といふ。
敎德寺東中島町。貢税地。一向宗。本寺京都西本願寺。　寛永十年創造といふ。
源照寺東中島町。一向宗。本寺京都西本願寺。　寛永十八年創造といふ。
本涌山本行寺鹽見町。日蓮宗。本寺京都妙滿寺。
本門山寶仙寺鹽見町。日蓮宗。本寺京都妙滿寺。　寛永年間創造といふ。
高德山泰安寺鹽見町。禪宗。本寺京都妙心寺。　寛永年中因州より移る、今國恩寺これなり。
少林山安禪寺富田町。禪宗。本寺京都妙心寺。　慶長年中創造といふ。
無量山光明寺難波町。淨土宗。本寺京都智恩院。　寛永年中因州より移る。
峯林山妙應寺難波町。日蓮宗。本寺京都本國寺。　慶長の頃創造といふ。
聞德寺野田屋町。一向宗。本寺京都東本願寺。　天正年中、森寺藤左衞門といふ者創造すといふ。
長源寺野田屋町。貢税地、一向宗。本寺京都東本願寺。　寛永年中因州より移る。
本行院三番町。今黄門山瑞雲寺（金吾中納信秀秋の法名瑞雲院の號によるべし）日蓮宗。本寺房州小湊誕生寺。　曆應年中能勢太郎左衞門賴仲建立し、寺領三百石を寄附、金吾中納言秀秋の時、是を沒收すといふ。金吾中納言秀詮墓境内にあり。
淨覺寺小畑町。一向宗。本寺京都西本願寺。
平福院石關町。天台宗。本寺銘金山觀音寺。　今宇喜多直家の木像あり。
實成院右同斷、

＊松平五郎八は政種の幼名にして利隆の孫輝興の子なり

福聚院右同斷、

三寺共酒折宮の社僧なり。古しへは今の御城内の地にあり。天正年中酒折宮を今の所に遷宮するによりて、三寺とも今の所に移す。平福院は宇喜多和泉守直家の廟所にて、いにしへは位牌影像等あり。今銘金山觀音寺にある所の影像是なり。

廢寺

柳寺、末山町。　妙恩寺、小原町。　大音寺、難波町。　要行寺、富田町。　慶雲寺、田町。

學校

寛文六年丙午、光政君、二の丸松平五郎八君の舊舍を修補して、假に學館として、諸士の子弟に文武の兩藝を敎ふ。寛文八年命あつて祈禱所圓乘院の舊地と、諸士の宅地十七區を轉して、學校を建しむ。同九年正月十八日、學校の經營をはしむ。七月二十五日學校の造作成る。東西六十三間半南北百十五間費用の料として二千石を附す。今は五百石を附す。今五千石を附す、䕃國公の御時也。

學校古跡榮町、今の町會所の所なり。

人物

花房助兵衞直次。宇喜多の老臣なり。中の町に住宅の跡あり。

那須半入。宇喜多秀家朝鮮在陣の時、手船にて渡海し、酒三百荷・水母三百桶獻レ之、秀家大に是を悦び、半入に望みの事有や、と申されしに依て、京橋を下へさげ、中島へ懸けかへ玉はる樣と願ふに依つて、其儘自筆の下知狀を玉ふ。文に曰く、

中島此度普請間違に付京橋を下るものなり。望みたり〳〵西中島の地を半入に玉ふ。其子孫山崎屋といふて、此所にありしが、近年斷絶す。

阿部定全。古へは福岡村に住す。其の頃宇喜多微賤にして定全是に米錢を助す。直家城築の後、東中島の地を殘らず定全に賜りて、こゝに住す。子孫今に此處にありて福島屋平左衞門といふ。

雜事

久山五郎兵衞。久山町に住す。依て町の名とする由。此所に五郎兵衞屋敷といふ所あり。町の會所となる。後に西中島町に移して、跡商家となる。此所と片瀨町との間、西へ出る横町の北側片瀨町の西に、五郎兵衞厩ありしよし。今に久山町の內なり。

石鬪。或說に宇喜多直家の時、此所に石堰を造りて大川を二つに分け、一方は今の川筋、一方は上の町の裏を流しけり。依て石鬪町と云ふ。一說に秀家城築の時、西の流れを堰切り、東一方へ流し、其の堰の所今の商家と成ると云ふ。

古川筋。末山町の水拔の溝を古川筋と云ふ。いづれの所か不ㇾ詳。

商家特傳の物

一、秀吉在判の制札一枚天正十年三月。

一、浦上近江守國秀在判狀一通天正十年閏六月四日。

一、宇喜多直家在判狀二通十七月十六日八月三日。

一、東照宮御軍配一。

---

*一本商家持傳の物の次に左の記事あり。

御城內下馬より所々道法

一一宮島居迄一里廿町卅間余

一酒折宮島居迄五町十八間

一養林寺迄十二町五間

一國清寺門迄六町五十間

一內匠頭様御屋敷門迄六町五十六間

一瓶井山安住院門迄

二十六町
一學校迄八町二間半
一雄町清水迄一里十八町
一川下住吉迄一里十六町
一八幡迄一里六町十四間
一水野仁兵衛居宅迄一里十四町
一圓山御寺迄但御山前通リ一里十三町三十間
一閑谷學校堂前の橋迄八里廿三町四十間餘
一和意谷御棚門迄九里卅四町四十間
一邑久郡千手山仁王門迄五里廿一町廿間余

尾上町山口丈三といふ者所持す。

第三之巻

備中國の内岡山領地

備中の國は、古へは古備國なり。委しくは備前の條下に見えたり。
國造本紀曰、吉備中縣國造瑞籬朝御世、神魂命十世孫明石彥定ニ賜國造ー。
光仁紀曰、寶龜六年三月乙未始置ニ備中大小目員ー。

郡。窪屋・下道・加夜・都宇・淺口、五郡の內交錯して領レ之。

高。二萬五千九百七十五石三斗二升

郷、十二。三輪・輕部・川部・大內・江田・眞壁以上六窪屋郡。上原・蘭・橋本以上三下道郡。日羽加夜郡河村・船尾以上二淺口郡。

庄、八。山手・萬壽・小子位・阿知以上四窪屋郡 中庄・深井以上二都宇郡 津田・占見以上二淺口郡

村里 五十八、

窪屋郡の內二十九。

西郡。地頭片山西郡村に屬す。岡谷西郡村に屬す。宿西郡村に屬す、以上四村山手庄 三輪・小屋山村なり。三輪村に屬す。他領交錯せり。以上二村三輪郷 輕部水村なり。栜木水村なり・輕部村に屬す。古地水村なり。黑田水村なり。以上四村、輕部郷。中島水村なり。輕部村に屬す。川部郷。子位庄コイン・淺原山村なり。生坂・西坂生坂村に屬す。古名神村 三田以上五村萬壽庄、古は阿知庄に屬す。平田・福島・大島・川入・八王寺他領交錯せり。以上五村、大內郷。溢江・田上溢江村に屬す。他領交錯せり。伯樂市ハクロウイチ・四十瀬水村なり。他領交錯せり。以上四村大內郷阿知庄。水江水村なり。古名一口市江田郷小子位庄。眞壁水村なり。溝口眞壁村に屬す。八田部眞壁村に屬す、以上三村眞壁郷。

下道郡の內九。

中原水村なり。眞壁村に屬す。上原水村なり。他領交錯。富原水村なり。上原村に屬す。下原水村なり。八代下原村に屬す。以上五村上原郷。矢田水村なり。他領交錯。蘭郷。秦下村水村なり・

＊養子山は今の遙照山なり

上秦水村なり。秦下村に屬す。福谷水村なり。秦下村に屬す。以上三村橋本郷。

宍粟（しさい）水村なり。見延山村なり。宍粟村に屬す。槇谷山村なり。以上三村日羽郷。

加夜郡の内三。

都宇郡の内六。

松島・矢尾山村なり。黒崎以上三村深井庄。中田・別府他領交錯せり。吉田別府村に屬す。他領交錯せり。古名東別府と云ふ。以上三村中庄。

淺口郡の内十一。

西阿知他領交錯せり。西原水村なり。以上二村江田郷小子位庄。上竹山村なり。富竹村に屬す。上龜山上竹村に屬す。道口上竹村に屬す。他領交錯。下竹上竹村に屬す、以上五村船尾郷占見庄。占見他領交錯せり。地頭下・地頭上・益坂山村なり。地頭上村に屬す。以上四村河村郷津田庄。

山川

福山西郡村・岡谷村・輕部村・古地村・黒田村・西阪村・地頭片山村・小屋村・淺原村に蟠る近邊の高山なり。高山輕部村・黒田村・小屋村に蟠る。寶宮山・天神山共に八田村に有。伊與部山下原村にあり。喜村山・鳥追山共に八代村にあり。西にて他領に入。茶臼山秦下村上原村に蟠る。正木山秦下村・上秦村・福谷村に蟠る高山なり。荒平山上秦村にあり。大佐古山・いやの丸山共に宍粟村に有。西にて他領に入。船場山・東山・西山共に見延村・槇谷村を圍む峰より、外は他領に入る。大山生阪村にあり。御神山・松尾山共に三田村にあり。水別れ山生阪村・西阪村・岡谷村に蟠る。北山・かす山共に西阪村にあり。石堂山・栗林山・入道山・畑山共に淺原村にあり。平岩山・猫坂山・青江山共に子位庄村に有り。こそ山（るイ）大島村にあり。小山福島村にあり。桐木山・倉原山共に中田村・別府村・吉田村に蟠る。日笠山・中山・奥山・大山・平井山共に矢尾村に蟠る。さねふる山・後山・平井山共に黒崎村にあり。片山水江村にあり。養子山上竹村・富村・地頭上村・益阪村に蟠る。近邊の高山なり。西は他領に入る。高つま山・たわ山共に富村にあり。奥山上竹村にあり。高山龜山・道口村に蟠る。大木山・たるい山共に道口村にあり。北は他領に入る。竹坂山下竹村・道口村に蟠る。龍王山・米塚山共に占見村に有り。そうた山・松井山地頭下村・益阪村に蟠る。前平山地頭上村にあり。文字岩輕部村王子宮林の内にあり。すべり岩・身投岩上秦村荒平山の内にあり。高凡十六丈余。からこ岩（かうゆイ）共に占見村にあり。八疊岩矢田村にあり。酒盛岩・米嚙岩共に三輪村にあり。潮滿岩水江村片山の内にあり。此石潮時に水滿といふ。岩窟七十村々にあり。

成羽川源は伯州境山より出る小流れ集て、備後國神石郡より川となり。備中國内の他領を歷て、下道郡福谷村に來り、加夜郡宍粟村下道郡上秦村・秦下村・上原村・下原村・中原村・窪屋郡中島村・古地村へ流れ、是より東西へ別れ、東は窪屋郡黒田村・水江村・八王寺村・四十瀬村より、備前國兒島郡浦田村に流れて海へ入り、西は窪屋郡水江村淺口郡西原村より、他領連島へ派れて海へ入る。潮川備前國兒島郡天城村より、備中國他領を歷て、窪屋郡伯樂市村をへて、他領倉敷村に至る。惡水渠他領酒津村より淺口郡西河知村を流れ、他領を經て入海。惡水渠他領撫川村より流れて、辻村に來り、都宇郡松島村窪屋郡三田村・生阪村・平田村都宇郡別所村・窪屋郡・福島村・大島村都宇郡黒崎村より、他領を經て備前國兒島郡天城村の海に入る。大木池水面凡十町。增原池水面凡十三町余、共に道口村にあり、他領交錯して用ふ。竹坂池下竹村にあり。水面凡四町余、他領交錯して用ふ。舛池占見村にあり。水面凡九町余。他領交錯して用ゆ。新池地頭下村にあり。水面凡四町余。元池地頭上村にあり。水面凡四町余。上原池益阪村にあり。水面凡四町。水別れ池岡谷村にあり、水面凡四町。石尻池下原村にあり、水面凡三町。長池秦下村にあり、水面凡五丁。池二百二十村々にあり、皆用水なり。青江の井子位庄村青江谷といふ所にあり。田淵井子位庄村にあり。藤井中田村にあり。寺川井平田村にあり。いそうし井水江村にあり。

關梁

西阿知驛、西河知村にあり。中島渡、成羽川、窪屋郡中島村より他領川部村に渡す。水江渡、成羽川、窪屋郡水江村より、他領酒津村へわたす。西原渡、成羽川、淺口郡西原村より、他領水江村へ渡す。

官道

窪屋郡宿村より下道郡矢田村へ至る、二里十八町東より西に至る此間歷る所、窪屋郡岡谷村・地頭片山村・西郡村小屋村・三輪村・輕部村・柿木村・中島村(此間成羽川舟渡し)他領川部村・有井村を歷る。都宇郡松島村より淺口郡地頭上村に至る道、松村より西阿知驛に至る三里此間歷る所、窪屋郡三田村より他領中島村に至り、都宇郡中田村・別府村・窪屋郡西阪村・平田村・子位庄村より他領を歷て、窪屋郡川入村・八王寺村より、他領酒津村に至り、(此間成羽川舟渡し)窪屋郡水江村を歷る。西阿知驛より地頭上村に至る三里十一町此間歷る所淺口郡西原村(成羽川舟渡し)他領を歷て淺口郡龜山村・道口村・下竹村・他領占見新田を經て、淺口郡占見村・地頭下村を歷る。

產物產業

煙槇谷村より出る。鶉四十瀬村に多。大樹占見村にあり。周圍七八尺の古木なり。何の木といふ事を知らず。葉形は柏に似たり。

菅笠平田村にて是を造る。竹笠（タケノカワカサ）濫江村にて是を造る。藺席（タヽミノオモテ）松島村にて造る。麪線淺原村にて造る。

神祠

古郡神社槇谷村　創造時代不レ詳。延喜式神名に見へたり。
十二所權現槇谷村　右同斷。紀州熊野より勸請なり。
金毘羅山槇谷村。所祭大已貴命　右同斷。　本宮槇谷村。　右同斷。
大山明神宍粟村。　右同斷。　御崎宍粟村。　右同斷。
御崎見延村。　右同斷。

右加夜郡

三輪神社八代村。　創造時代不詳。延喜式神名に見へたり。
八幡宮秦下村。　右同斷。　天神社同所。　右同斷。
姫社神社福谷村。　右同斷。　八幡宮富原村。　右同斷。
嚴島大明神中原村。社領壹段。所祭市杵島姬尊　右同斷。安藝國嚴島明神を勸請すといふ。
伊與部神社下原村、所祭伊與神社と同歟。　創造時代不レ詳。　八幡宮矢田村。　右同斷。

右下道郡

天神宮西阪村。　右同斷。　延喜式神名に窪屋郡菅生の神社と云ふは當社ならんか。
陽成實錄曰、元慶二年二月授二備中國從五位下菅生神從五位上一、
〔一〕右は神村の前、菅田の中に鎭座有しゆへ菅生の天神といふ。寛文年中神村のうしろ加須山に鎭座すと云ふ。古へは此村を神村といふよし。
十二所權現宮福島村。　創造時代不レ詳　惣堂宮水江村。所祭大已貴命。　右同斷。
八幡宮子位庄村。所祭應仁天皇。　右同斷。　六社權現宮子位庄村。所祭大山祇尊。　右同斷。

姫大明神子位庄村。所祭、大日靈尊。　創造時代不詳。　八幡宮盐江村。所祭應神天皇。　右同斷。
八幡宮生阪村。　右同斷。
天照大神宮生阪村。　右同斷。
八幡宮。　右相殿　古は大社成る由、慶長年中火災にて今は小社なるよし。
御崎宮生阪村。所祭、大巳貴命幸魂。　創造時代不レ詳。
大川大明神生阪村。　右同斷。古は三町計北、屛風岩といふ所に鎭座あり。正和年中今の所に移す。
王子權現輕部村。社領三畝余所祭若王子同歟。　創造時代不レ詳。
古へ幸山の城主石川氏、社頭百石を寄附す。天正三年幸山の城沒落の時、兵火有て社記悉く燒失せり。其の後藝州大江輝元領地の時、社領沒收せらる。
祇園午頭天皇淺原村。御國印社領三石九斗四升三合、四升修理料なり。三斗社領なり。　創造時代不レ詳。
社記略に曰く、鎌倉より是を勸請、蒲冠者範頼祈願所にして、元暦年中頼朝公建立のよし。慶長の頃領主赤松伊豆社領を沒收す。
八幡宮三田村。　創造時代不レ詳。
春日大明神　右相殿
御崎宮地頭片山村。所祭大巳貴命幸魂。　創造時代不詳。　社司の說には、古へは一の御神といふ小社あり。西郡村高山の城主追田式部、武德の神を勸請のねがひ有て御崎宮を勸請す。其後高山の城主石川左衞門の時迄社領ありしが、何の頃にか沒收せり。
八幡宮輕部村。社領二反三畝余。　創造時代不詳。　宇佐八幡を勸請す。古へは平地に鎭座あり。寛文年中南山の上に移す。
王子權現古地村。社領十三步、所祭若王子同歟。　創造時代不詳。　嚴島大明神眞壁村。社領一畝。所祭市杵島姫命。　右同斷。

王子權現（眞壁村。）　右同斷。
一木大明神（溝口村。所祭嚴島同歟。）　右同斷。
疫神　右相殿
明現宮（三輪村。社領三畝。）　右同斷。　社司の說に、古へは明現・御崎・荒神相殿なりしに、慶長十九年兩社に分ち、荒神は御崎の末社となり、其後明現の社を石ヶ鼻といふ山に移し、又今の所へうつす。
御崎宮（三輪村、所祭大已貴命幸魂）　創造時代不詳。　此社明現宮の相殿なりしを、慶長年中別社とす。

右窪屋郡

大明神（黑崎村。）　創造時代不詳。
十二社權現宮（矢尾村貢稅地）　右同斷。　紀伊熊野より勸請す。
五社八幡宮（松島村。所祭應神天皇・神功皇后・大鷦鷯尊・玉依姫・武內宿禰。）　右同斷。
社記に曰く、此社は應神天皇此所に旅館し玉ひてより、萬壽中の庄惣鎮守五座一宇の本社とす。人皇十六代譽田の皇子、筑紫より紀伊國へ移します道にして此山に旅館す。此時皇子二歲になり給ふ。依て此山を二子山といふ。今は里の名とす。又旅館の舊跡なるに依て都宇郡と名づく。また旅館に於て神祇を祭り給ひし時、稻穀を奉る里を貢田（ミツギダ）の里といふ。今誤りて三田里といふ。當社南の方に小島有り。松樹林をなす。此山を名附て松島と云ふ。當所の城主鳥羽左衞門ノ尉供御田十五町を寄附す。其後、藝州毛利元就と鳥羽左衞門と合戰の時、當社兵火の爲燒失す。寬永年中當社築地造營の時、周圍八尺余の古松あり、其下に石棺（巾二尺、長六尺高二尺）有り、其中に五尺余の太刀一口鐵矢二本有り。今に本社に納む。

右都宇郡

天滿宮（西原村。）　創造時代不詳。
十二社權現宮（西阿知村・社領二石三斗余。）　右同斷。
日吉大明神（地頭上村。所祭大已貴命。）　右同斷。
大川大明神（益阪村。所祭罔象女命。）　右同斷。

磐宕大明神地頭下村。經津主命。所祭　創造時代不詳。　大宮大明神占見村。大巳貴命。所祭　右同斷。

山王宮占見村。　右同斷。

社司の說に、古へは一宮大明神と號したりしを、阿部清明山王宮と改むと云ふ。

大森大明神下竹村。　右同斷。　八幡宮道口村。　右同斷。

御崎宮道口村、所祭大巳貴命。　右同斷。　天神宮上竹村。所祭天穗日命。　右同斷。

太郎神社上竹村、寛文の比より祟祭すと云。　右同斷。　御崎宮富村。所祭大己貴命　右同斷。

八幡宮富村。　右同斷。　神前大明神龜山村。所祭荒前姫命　右同斷。

右淺口郡

廢祠

石疊神社秦下村。　延喜式神名に下道郡石疊神社と云ふ是なり。

麻佐岐神社秦下村。　延喜式神名に下道郡麻佐岐神社と云ふ是なり。古へは正木山の上に鎭座あり。今廢して社地のみ殘れり。

百射神三輪村。延喜式神名に、窪屋郡百射山神社と云ふは當社ならんか。今此村明現宮に移し奉りて社地のみ殘れり。

住吉大明神古地村。古へは山上に鎭座有り。今は此村王子權現の社地に移す。

八幡宮地頭片山村。　三輪大明神松島村。　春日大明神松島村。　龍田神社占見村。　塵積神社地頭上（下イ）村。

以上五社、正德二年備前國上道郡大多羅村へ移して寄宮となす。

御崎宮地頭片山村。　四御前大明神生阪村。　天王宮龜山村。　諏訪大明神道口村。

惣堂大明神道口村。　天王宮上竹村。　加茂大明神下竹村。　御崎大明神下竹村。

八幡宮下竹村。　八幡宮地頭上村。　茂戸大明神地頭上村。　國主大明神地頭上村。

惣堂大明神地頭上村。　權現宮西阿知村。　太才社西阿知村。

佛刹

西谷山清水寺泉勝院占見村。寺領五石。天台宗。本寺六條院中村明王院寺僧の說に、細川賴之祈願寺明王院たるに依て、寺領百石寄附し、又細川末葉二十石を寄附す。慶長年中寺領悉く沒收す。忠雄君の御時今の寺領御寄附。

神遊山神宮寺西阿知村、寺領五十石、眞言宗。本寺御室。

院王遍照院寺中　金剛院　善明院　禪恩院　普門院　後三條院勅願の地なりと云ふ。

古人判物、一、元資在判制札一枚永正十四年六月。

無量山禪光寺上竹村。禪宗。本寺西江原村永祥寺。永享年中創造といふ。

右淺口郡

朝原山安養寺淺原村。古は一山を朝原寺と呼し。眞言宗。本寺西阿知村遍照院。寺僧の說に、僧空海の開基と云傳ふ。賴朝卿再興にして、寺領三百町寄附有よし。其後高山の城主石川左衞門田地二町を寄附す。宇喜多中納言寺領十二石寄附し、慶長の頃赤松伊豆領主たりし時、二反五畝寄附す。忠雄君の御時拾石御寄附。今寺領なし。盛衰記に新大納言成親卿配流の後、備中の國安養寺の調御房といふ僧を賴み、同國朝原寺にて出家更戒し給ふ時、六帖抄といふ歌草紙を戒師の布施にせられしよし、當寺の事なり。六帖抄今はなし。建武の頃、福山の城主大江田式部大輔足利左馬頭直義と合戰の時、堂舍悉く燒失す。古は毘沙門百八體を安置す。今四十八體有りといへども、皆朽壞せり。享保年中纔に六體を修造す。又古へ當時結界として、此村の四隅に王子檀といふものを築く。今にあり。

龍王山善福寺四十瀨村。貢稅地。眞言宗。本寺西阿知村遍照院。

南明山眞光寺東雲院生阪村。眞言宗。本寺中の庄性德院。僧空海創造といふ。

摩尼山西方寺青蓮院伯樂市村。貢税地。眞言宗。本寺西阿知村遍照院。
岡江山多聞寺水江村。貢税地。眞言宗。本寺西阿知村遍照院。　永祿年中の中興といふ。
古（石イ）井山寳林寺古池村。眞言宗。本寺子位庄村行願寺。
西岡山西安寺行願院子位庄村。寺領八斗余。眞言宗。本寺御室。　天平勝寶年中僧鑑眞創造。本坊慈照（明イ）院、塔頭十二刹有りし由、慶長年中寺院悉く燒失して、行願院・龍昌院の二刹殘りて今にあり。
西岡山龍昌院子位庄村、寺領八斗五升。眞言宗。本寺御室。

右窪屋郡

大覺山法花寺矢田村。貢税地。日蓮宗。本寺京都妙顯寺。　貞享（治イ）年中、僧大覺創造といふ。
古人奉納の物　一、釋迦木像、一、護道天皇木像、小早川左衞門佐隆景の寄附、一、不動明王木像、毛利元就寄附。一、鞍に脊。猿掛城沒落の時、田上越前寄附。
有緣山妙傳寺矢田村。日蓮宗。本寺備前大乘山妙林寺。　天正年中創造といふ。

右下道郡。

正滿寺宍栗村。禪宗。本寺井山寳福寺。　弘安年中創造といふ。

右加夜郡。

廢寺

松尾山多門寺横谷村。　妙知山観音寺福谷村。　長谷山長谷寺上原村。　不斷山萬福寺輕部村。
西光山慈照（明イ）院子位庄村。　本學山妙乘寺西坂村。　淺原山無量壽坊淺原村。　聖立山大乘寺生坂村。
平松山東漸寺生坂村。　岩本山小原寺道口村。　西谷山吉藏坊上竹村。　西谷山谷本坊占見村。
菩提山竹林寺地頭上村。　神遊山龍源寺西原村。
學校古跡輕部村。

古蹟

薗郷矢田村。　日本紀曰應神天皇[*一]二十七年、御友別以₂苑縣₁封₂兄浦凝別₁、是苑丘之始祖也。

按するに、苑縣此所の事なるべし。

正木山秦下村。

夫木[*二]正木山まさきのかつら紅葉してしくれも時をたがへさりけり　資實

同　時雨つる正木の山のそかひより見ゆる紅葉の色のてこらさ　隆博

神村山西坂村。

夫木[*三]萬代をさしてぞいのる千早振神むら村のみねの眞榊　隆博卿

案ずるに此村を古へ神村といへり。又式內管生神社有り。しかれは神村山は此所を言ふならんか。

中峠淺原村。　此所を古城山とも言ふ。足利左馬頭直義、福山の城主大江田式部大輔を攻る時、此所に陣居せしよし云傳ふ。

首塚原岡谷村。　此所古しへ戰場なりしよし。何れの時と云ふ事はしらず。

青江山子位庄村。　此所古しへ鍛冶多し。世に青江かじと云是なり。其時用ひし青江井今にあり。

---

*一應神天皇廿七年とあるは二十二年の誤又御友別以₂苑縣₁封₂兄浦凝別₁とあるも、御友別のこれを封したるにあらずして天皇より御友別兄弟を封したるものなれば、この御友別三字は衍文なり。

*二この歌前は建久九年大嘗會懷中歌作者は前中納言資實卿後は正應大嘗會歌作者は大藏卿隆博なり。

*三正應大嘗會歌

＊備陽記備中村鑑には幸山城とあり。但し陰徳太平記には高山とあり。又城主久式は久次の孫なり。

第四

四之巻

古城跡

福山城西郡村。　城主大江田式部大輔、建武三年足利直義の爲に落城す。詳に太平記に見へたり。

高山城西郡村。　城主石川左衞門久式、天正三年落城と云ふ。

古城山下原村。　城主明石兵部。　古城山八代村。　城主上野肥前守。

荒平山城上秦村。　城主西川彌三郎。　米城山宍粟村。　城主赤木但馬守。

古城山松島村。　城主番庄五郎。

古城山黒田村。　古城山上竹村。　古城山地頭片山村。　とうし城山道口村。　以上四城主不ㇾ詳。

古城山地頭下村。　城主安藝守といふ。何れの人といふ事をしらず。

堡道口村。　細川庄九郎元道之を構ふと云ふ。

人物

尾崎肥後。生坂村に宅地の跡と云ひ傳ふる所あり。何れの人と云ふ事をしらず。

萱屋惣左衞門。西阿知村に萱屋やしきといふ所有り。惣左衞門宅地二町餘有り。秀吉朝鮮征伐の時輕部村川原に於て秣を献ず。歸陣の後、大阪の城において、坂田丹波守と變名して所領等も有し由云傳ふ。今に其子孫其の宅地に居て、平左衞門と云ふ。寶永年中、其宅地の跡より五六寸斗り圓かなるかね十二枚堀いだす。銀にもあらず。錫にも非ず。何といふ事をしらず　今に平左衞門

*高山の城主は石川氏なるのみならす本書古城跡の部及び備陽記備陽國誌等に依て見るも追田（或は大江田）は同郡福山城主なるべし

持傳ふ。

鳥羽左衞門尉。松島村五社八幡宮の社記に見へたり。

追田式部。神頭片山村の御崎宮の社記に見えたり。西郡村高山*の城主なるべし。按ずるに西郡村福山の城主大江田式部大輔といふ人有り。此人を誤りたるにや。

孝婦。三田村の民久兵衞といふ者の妻なり。久兵衞父頑にして孝婦をつかふて纔に心に協はざれば打たゝきたり。しかれども孝婦罪をうけてさからはず。彌〻仕へて怠らず。或夜孝婦つかれて舅の起るを知らず。舅いかりて孝婦の日ゝ物つくなる臼にゆばりす。孝婦色にも顯さず、ひそかに彼の臼を洗ひけり。和順萬づに斯のごとし。舅終にこゝろざしを感じて、前の僻事を悔改めけり。其頃國のなりはひ見廻りける人、彼の門を通けるに、舅孝婦の和順なる事を語りければ、官に達し大守是に賜し玉へり。事跡詳に本朝孝子傳に見えたり。京都の儒者藤井懶齋の賛に云ふ。

希世之孝、滿腔之誠、感ニ化冥頑一興ニ起黎民一、閭門儀表、國郡美談、誰謂人生、所レ貴者男。

墳墓

藤原爲貞墓。柿木村に有り。碑石に暦應三年辰九月八日と記す。其外石の三方に文字あれども磨滅して見えず。何の人と云ふ事を知らず。

小野小町墓。黑田村に石塔あり。古しへより云ひ傳ふ。いぶかし。

蘆屋道滿墓。占見村佐古と云ふ所に、石塔あり。

阿部清明墓。占見村佐古といふ所に塚あり。西北に當りて、道滿の寶器を納し所と云傳ふる石有り。

釋大覺墓。輕部村に碑石有り。遊行の時是を建と云ふ。

經塚。龜山村にあり。里民の說に、佐々木三郎盛綱海人（尼イ）を殺し、追福のため經を此所に納しといふ

石塔。西阿知村高卒都婆と云ふ所に、高一丈餘の石塔あり。何のゆゑと云ふ事を知らず。
經塚一(三イ)。宿村の水わかれ東の峯にあり。何の故といふ事をしらず。
塚。龜山村こさこと云ふ所にあり。里民これを仙人尼塚といふ。

民家持傳の物、(此外器物判物その在所の寺社に記す。)

一、冑一頭。一、甲三領。一、刀一口。一、顏輝畫一幅。四品共に岡本半九郎幸行より傳へしよし。水江村助兵衛といふもの持傳ふ。

備中鴨方領

鴨方邑。之は淺口郡にあり。寛文十二年池田信濃守政言より、代々之を采地とす。
郡。窪屋・小田・淺口三郡の內交錯して是を領す。
高。二萬五千石。
鄉、二。江田(淺口郡。) 大內(窪屋郡。)
庄、六。里見・小坂・河村・大島・津田(以上五庄淺口郡。) 西濱(小田郡。)

村里　二十七。

淺口郡の內二十。

口林・池口(口林村に屬す。以上二村里見庄。) 小坂西(小坂庄。)小坂東・本庄・鴨方(町區あり。)深田(以上四村河村庄。)大島中(山村なり。)西大島(大島中村に屬す。)東大島(水村なり。大島中村に屬す。)六條院西・六條院中・六條院東(以上六村大島庄。)占見新田(津田庄。)八重・道越・七島(以上三村寛文十年に墾田とす。)上竹新田(寛文元年墾田とす。)西阿知新田(江田鄉。寛永六年墾田とす。)西大島新田(享保十(六イ)年墾田とす。)

小田郡の内一

尾坂山村也西濱庄。

窪屋郡の内六

埋川水村なり寛永八年墾田となす。福井水村なり。四拾瀬新田水村なり。笹沖・吉岡以上四村、寛永六年墾田とす。伯樂市新田元和三年墾田とす。以上六村大内郷。

山川

西山口林村、池口村に蟠る近邊の大山なり。丁山口林村六條院中村に蟠る。のほる山池口村にあり。杉山小坂東村に有。七原山小坂西村にあり。阿部山小坂東村本庄村尾坂村に蟠る大山也。爾名山小坂東村にあり。串山・あら谷山共に小坂村にあり。大門山本庄村にあり。*岩瀧山深田村にあり。はち山大島中村東大島村に蟠る。良高寺山大島中村西大島村に蟠る。御嶽西大島村にあり。青佐山大島中村東大島村に蟠る・福池山東大島村に蟠る。龍王山高山なり。淺倉山共に六條院西村にあり。鳴瀧山大山なり。宮畑山・さいのたわ山共に六條院中村にあり。安倉たわ山六條院中村六條院東村に蟠る。室さこ山六條院東村に有。加賀山・道木山・高後山・神さこ山共に占見新田村に有。七島山七島村にあり。笹沖山・大田山共に笹沖村にあり。小坂石・尾坂石・甲怒(早イ)石共に尾坂村阿部山に有。兒岩笹沖村にあり。窟百三村々にあり。

酒津川岡山領四十瀬村より來り、四十瀬新田村埋川村福井村の西を流れて海に入る。川六條院中村の近邊山々よりなかれ出て、六條院東村より川となり、地頭下村占見村六條院東村占見新田村八重村道越村より、他領に入り海に入る。潮川他領倉敷村より伯樂市新田を經て、備前國兒島郡天城村に入る。あまくさ池鴨方村にあり。水面凡十四町余。湯の池口林村にあり。水面凡五町余。廣池口林村にあり。長田池・そうら田池共に池口村にあり。大內池小坂西村にあり。熊池・太田池共に本庄村にあり。わにし池尾坂村にあり。小さこ池鴨方村にあり。平石池・福池共に深田村にあり清(波イ)改池大島中村にあり。阿正谷上池西大島にあり。尾燒池東大島にあり。鷺池・柴木池共に六條院西村にあり。中田池・佛堂池共に六條院中村にあり。吉池・蓮大寺池共に六條院東村にあり、加賀池・幸水池共に占見新田村にあり。池三百八村々に有り皆用水なり。鳴瀑六條院西付龍王山に有り。凡十丈余。寄島東大島の海に有り。畑壱町余あり。里民の說に古へ神功皇后三韓退治還御の時、御船を寄せ玉ふに依て、寄島と云ふといふ。三郎島寄島の西南にあり、岩島なり。峯三ッあり。里民の說に、古へは此島にて、神功皇后天神地祇を祭り玉ひ、此三ッの島は、仲哀神功應神此三神なりとの玉ふ。神勅によつて三郎島といふ。

關梁

*岩瀧山一本岩瀬山とあり

*岡山領とは池田家本領の意なり

鴨方驛鴨方村。河手川橋鴨方村にあり。

官道

西阿知の驛より笠岡の驛に至る。西阿知の驛より鴨方の驛に至る三里三十一町此間歴る所岡山領*西原村（此間成羽川船渡し）他領に屬す七島村へ至り、岡山領龜山村道口村下竹村より占見新田村、岡山領占見村地頭下村を歴る。鴨方の驛より笠岡の驛に至る二里十五町此間池口村深田村口林村より、他領を歴て至る。

物產

砥小坂東村の杉山より出る。阿佐里大島中村の汀に出る。

產業

砂鍋（ホウロク）口林村の大原といふ所にて、是を造る。漁六條院西村・東大島村・大島中村にて是を業とす。商船六條院西村・東大島村・大島中村・西大島村に有り。鹽竈大島村に有り。

神祠

葦高神社篠沖村。所祭大山祇神。創造時代不詳。延喜式神名に本郡足高神社といふは、當社ならんか。

姫大神篠沖村。寛文年中村々の小社を社地に移し、寄宮とすといふ。

右窪屋郡

午頭天皇宮六條院中村。社記に、光仁天皇寶龜二年勅命に依て、諸國に疫神をまつらしむ。備の中津國にて里をえらひ、眞山戸（マツハサト）と名付て爰に鎭座す。

古人奉納物。一、鏡一口元龜三年河田紀伊守是を寄附す。

龍王神社六條院中村。所祭貴船に同。創造時代不詳。

天神社六條院東村。右同斷。

艮大明神六條院西村。所祭御崎に同。　右同斷。　山王宮六條院西村。所祭日吉に同。　右同斷。
八幡宮六條院西村。　右同斷。　八幡宮東大島村。　右同斷。
八幡宮同所。　右同斷。
社司の說に、神功皇后三韓凱旋の時、御船を此邊に寄せられしより、寄島三郞島と名付、依て當社を勸請すといふ。
山王神社大島中村。　天神大島中村。　菜切八幡宮西大島村。　一宮神社西大島村。
八幡宮口林村。　天神宮池口村。　天神宮小坂東村。　八幡宮小坂東村。
軍神宮小坂東村。　大歳天神本庄村。所祭大歳神。　天神宮深田村。　加茂宮鴨方村。
右何れも創造時代不詳。
遙拜所とて、村々の小社を社地に移して、寄宮とす。

右淺口郡

艮大明神尾坂村。所祭彡賀神に同。　創造時代不詳。

右小田郡

廢祠

一百九十社西大島村。　二百三十八社大島中村。　一百七十四社東大島村。
二百三十一社六條院西村。　一百九十二社六條院中村。　一百四十七社六條院東村。
一百九十三社口林村。　一百七十六社池口村。
以上八村の諸社叢祠、寛文年中六條院中村午頭天皇の社地に移し、寄宮とす。
一百三社鴨方村。　一百二十八社深田村。　九十三社尾坂村。
一百五社小坂西村。　一百五社小坂東村。　一百三社本庄村。

以上六村の諸社叢祠、寛文年中岡山領地頭上村へ寄宮とし、其後、鴨方村加茂宮の社地遙拝所へうつす。

一百一十七社（占見新田村。八重村。道越村。七島村。）

以上四村の諸社叢祠、岡山領占見村の大宮社地に移して、よせ宮とす。

佛刹

（眞イ）興岳山長泉寺明王院（六條院中村。天台宗。本寺輪王寺。）　寺僧の説に、桓武天皇の御宇傳敎大師勅を奉して創造。其後、慈覺大師密敎の遺跡。備中國の天台宗の本寺として灌頂道場の靈地なり。安德天皇當國臨幸の節當山へ御幸有て、數月の間皇居なりし由。山中に玉座の舊跡と云所有り。天皇より境內貢税色衣免許の綸旨、其外秀吉の折紙、細川下野守より五十石寄附の折紙等有りしに、寛永年中燒亡。忠雄君の御時、寺領四石八斗御寄附有之。

櫻見山長德寺圓珠院（六條院西村。天台宗。本寺六條院中村明王院。）　寺僧の説に、慈覺大師の創造といふ。古へ龍王山の城主細川下野守より、供養のため境內に石塔を建る。

福井山壽福寺龍城院（東大島村。貢税地。天台宗。本寺六條院中村明王院。）　寺僧の説に、慈覺大師の創造。細川下野守祈願寺にて、寺領三十石寄附す。後沒收して貢税の地となれり。

古人の墳墓　細川下野守女墓。

三郡山靈山寺（口林村。眞言宗。本寺笠岡村遍照寺。）　寺僧の説に、僧空海創造といふ。天正三年細川下野守通董再興の棟札あり。

淸瀧山長川寺（鴨方村。禪宗。本寺西江原村永祥寺。）　寺僧の説に、源頼政四代の孫西山宗久創造。其後細川下野守通董菩提所にて、寺領百二十石寄附。細川庄九郎長州に至るによつて寺領沒收す。慶長十年忠雄君の御

時、寺領三石壹斗餘御寄附有レ之。
古人の墳墓幷影像判物
西山宗久墓碑銘に正中二乙丑年とあり。　細川下野守通董墓碑銘に天正十五丁亥年とあり。　當山中興の大旦那なり。長州赤間關にて卒す。遺骨爰に葬る。
一、細川下野守畫像。一、細川庄九郎畫。
一、小堀作介在判寄進折紙壹枚慶長十年三月十八日。
無邊山淨光寺鴨方村。淨土宗。本寺笠岡村玄忠寺。　永正二年の創造といふ。
正傳坊鴨方村。一向宗。本寺岡山光清寺。

右淺口郡

廢寺

安樂坊六條院中村。　大坊東大島村。　西の坊大島中村。　財泉坊本庄村。
金藏坊占見新田村。　十鏡坊小坂西村。　財成坊院イ鴨方村。　中の坊池口村。
大坊口林村。　瑞泉寺深田村。　兩南イ方院六條院西村。
學校古跡二鴨方村。大島中村。

古蹟

道越ミチコヘの越コシ。里民の説に、天文年中三好實休愛イ備中へ攻入らんとて、淡路の兵を指向、道越の沖に船をつなぎ、細川下野守道越に走向ひ越に陣を取り防戰といへり。
正頭浦セウトウウラ大島中村。　青佐浦東大島村。　寄島東大島村。　里民の説に、此三所永祿年中大内太郎左衞門豊後イ備中へ攻め來るとき、細川通董父子と相戰ひ、太郎左衞門敗北して壹岐の國に歸ると云ふ。

古城跡

加茂山城鴨方村。城主細川下野守通董、父備中守通政豫州松山の城主にて、備中に六萬石を領地の守護として、下野守備中へ出張し、當城を本城として、大島の青佐村六條院村の龍王山道越の越三ヶ所に小城をかまへ、天文より永祿の頃まで居城す。天正年中島津攻の時、長州赤間關にて卒す。岡庄九郎元通相繼て慶長の頃まで加茂山に居城せり。小丸山といふ所に、家老赤澤修理亮宅地有り。

龍王山城六條院西村。里民の說に、建武年中頓宮亦次郎同孫三郎居城。天文の頃より慶長年中まで、細川下野守同庄九郎堡といふ。

青佐山城大島中村。大內義隆堡とす。其後細川下野守鴨方村加茂山に在城の內、細川家是を守る。

茶臼山城大島中村。城主大內攝津守。大內義隆幕下なり。

泉山城六條院中村。城主不レ詳。

鳶尾山城ロ林村。城主井上伯耆守春忠、大內義隆城代なり。其後、天正年中村上備前守居城す。

杉山城小坂東村。城主河田紀伊守、又は小坂惣右衞門居城といへり。

小丸山城尾坂村。城主尾坂惣右衞門と云ひ傳ふ。

加賀山城占見新田村。城主不レ詳。

人物

孝子甚介。大島中村の內、柴木の民なり。至孝にして忠節いたらざる所なし。兄有。生質頑也といへども、是に仕へて亦悌順なり。承應年中に光政君彼の事狀を聞召て、是を奇なりとし、城府に

召して目下(マノアタリ)嚴命有て、是を褒てのたまはく、汝か孝悌國中に及ぶ者非す。凡父兄に仕ふまつる者の法則とすべし。依て御感書を下して、其元より受る所の田地、子孫に至りて租稅を除しむ。甚介拜して退く。その御感書に曰、

備中淺口郡大島柴木村内均分田方三段畠方二段都合五段、依レ感レ有ニ孝悌之行一、永代與レ之。素僻地之民、雖レ不レ知ニ孝悌之敎一、有ニ誠天質之靈妙一哉。郡中皆至ニ稱其美一。是天之靈也。故以ニ天祿一賞レ之者也。

承應三年十一月十三日

柴木村甚助

京都の儒藤井懶齋賛して曰、

不レ勉不レ强、常心在レ母、其所ニ能養一、曷啻身口、兄立不レ淑、待レ之亦厚、柴木柴木、爾名無レ朽。

孝子(惣十郎。市助。)西六條院村の民二人の子をもちたり。兄を惣十郎、弟を市助といふ。兄弟はやく父をうしないて、おほちなる翁と田つくりて居たりけるに、おほち耳つぶれ、目失ひ、足手もかなひ難し。兄弟母有り。母子共におほちに仕へて孝なり。おほち酒をこのみ、茶を好む。兄弟家も貧しけれども是をかかず。農事のいとまに薪を樵、是を鬻きて酒茶の料とす。又寒夜には已の身を以て是をあたゝめ、暑氣の頃は夜もすがら傍に寢ずして蚊をはらふ。かく孝心ふかかりけるに、母兄弟に戒て曰、おほちの世におはします事いくばくぞや、汝らはおこたる事なかれ。いさゝかもおこたらば、悔ともかひあらしといふ。兄弟いよ〳〵孝を勵しける。おほち死して、母につかへても孝なり。市助は出て人に仕て、わつかの俸をもつて母をやしなふ。惣十郎農事もちからたらざれども、天の惠むところにや、かれが田地の米穀他人の田地よりは多く實のれりと。此事上に達し、光政君より厚く賜し給へり。京師儒藤井懶齋賛して曰、

傷哉病翁、孝矣二孫、曉昏扶持、夏冬淸溫、母又事レ舅、愛養甚敦、因憶ニ後榮一、似ニ崔琯門一。

右二條事跡、詳に本朝孝子傳に見えたり。

墳　墓

尾坂惣右衛門墓 尾坂村に石塔有り。

床上小松墓。本庄村に有り。後月郡江原村神戸山の城主のよし。其の子上總守勝淸、天文年中本庄村に暫く居住す。依て之の所に墓ありといふ。

田中敬之墓。口林村に有り。田中九右衛門といふ者の子なり。寛文年中岡山學校に來り、後に閑谷學校に至る。學問を精勵するに依て、光政君延寳三年淺口郡の新田二町を賜ふ。同五年閑谷の學舍に死して、口林村に假葬す。光政君の命によりて、其事跡を記して墳前に表す。

民家持傳の物 之の外の器物判物は、その在所の寺社に記す。

一、細川通頼在判大島彥十郎に感狀一通 天文十八年霜月廿六日。

一、北條武藏守氏總より大島彥十郎に感狀一通 三月十七日。

右二、末孫道越村の大島猪介といふもの持傳ふ。

一、刀一口 長光作。長二尺五寸五分。 田中與右衛門といふ者、道越村にて討死す。其子與介當の敵を討取る高名を賞して、細川下野守通董よりこれを玉ふ。末孫口林村にて、田中九右衛門といふ者所持す。

第四

五之巻

御野郡

東は上道郡にさかひ、西大川に至り、今は川筋變はりて竹田村・西河原村・東河原村・濱村此川の東にあり。西北は津高郡に隣り、南は海に至る。平野多く、山少し。最膏腴の地なり。古は三野と書けり。

應神紀曰、二十二年秋九月以二三野縣一封二弟彦一是三野臣之始祖也。

國造本紀曰、三野國造輕島豐明朝御世元封二弟彦命一、次定二賜國造一。

高。四萬二千七百零七石壹斗九升。

郷、六。牧石(ヒラシ)・三野・弘西・出石・津島(カツタ)・伊福。

庄、四。大安寺・西野田・元興寺・鹿田。

保、三。野田・市久・新堤。

三代實錄に、圓覺寺の庄と云ふ事見えたり。和名鈔に本郡郷庄の名出て、今有る所と異同有り。

　牧石・廣世・出石・御野・伊福・津島。

民間の私記に、慶長の比、郷庄の名あり。又異同有り。

　牧石・津島・弘西・伊福・出石・野田・元興寺・三野・鹿田・新庄・新堤・大安寺・興福寺・西野田・市久。

村里　七十七

河本水村なり。平瀨河本村に屬す。宮本同上 畑山村なり。鮎歸山村なり。金山寺山村なり。中原水村なり。七村牧石鄕。以上原宿・三野以上の二村三野鄕。北方・四日市北方村に屬す。中井北方村に屬ず。竹田・南方以上五村弘西鄕。西河原・東河原・濱・上出石・下出石以上五村出石鄕。新野・福居・市場・奥坂・西坂・萬世以上六村津島鄕。大安寺・正野田大安寺村に屬す。矢阪大安寺村に屬す。以上三村、大安寺庄 上伊福・別府上伊福に屬す。下伊福古名立川 三門下伊福村に屬す。國守下伊福村に屬す。西崎下伊福村に屬す以上六村伊福鄕。野田古名間 ・島田・高柳以上三村野田保。北長瀨・辻以上二村市久保。西長瀨・田中・辰巳・中仙道以上四村野田庄。西古松元興寺庄。內田・岡・大供・東古松・上中野・今村・京殿・西市・下中野・新保・二日市・七日市古名春日村。十日市・濱野水村なり。圓覺・青江元祿元年墾田とす。田住・奥田以上十八ケ村鹿田庄。富田古名福永。木村以上二村新提保。平吉寬永十九年墾田とす。米倉・濱田寬永五年墾田とす。平福寬永元年墾田とす。福島水村なり。寬永二年墾田とす此村に船番所あり。海上往來の船の標的とす。福成寬永七年墾田とす。福田寬永八年墾田とす福富寬永五年墾田とす。當新田慶安四年墾田とす。新福寬永七年墾田とす。泉田寬永七年墾田とす。萬倍寬永十四年墾田とす。以上十二村新田分。鄕庄保の名なし。

山川

金山此山牧石鄕中七ケ村に蟠る郡中の高山なり。笠井山畑村に有り。明見山三野村に有り。烏山津島鄕中に蟠る。北は津高郡に蟠る。半田山東原村三野村より、西は津島鄕內に蟠る。北は津高郡に蟠る。富山東は三門村國守村、西は大安寺庄に至る。北は萬成村別所村に至る。窟五富山にあり。潮滿岩金山寺に有り。八疊岩金山寺に有り。鬼切岩平瀨村に有り。身投岩三野村西大川の岸に有り。重り岩萬成村富山に有り。西大川赤坂郡牟佐より流れ、本郡河本村・原村・中原村・三野村・四日市村・中井村・南方村・竹田村・西河原村・濱村、是より城府を過て七日市村・濱野村・福島村より海に入る。笹ケ瀨川源は津高郡內より出、三野津高兩郡の間を流れ、東は西坂村・萬成村・矢坂山・大安寺村より津高郡野殿村の西を通り、本郡北長瀨村・西長瀨村・田中村・辰巳村より海に入る。西渠大川の流れを分け、宮本村・平瀨村・原村・宿村・三野村・四日市村・中井村・南方村より城府を過て、內田村・二日市村・七日市村・濱田村・平福村・福島村より海に入る。池三十二村々にあり。用水なり。

關梁

矢坂橋矢坂村にあり。笹ケ瀨川に渡す。白石橋西長瀨村に有り。笹ケ瀨川に渡す。遠藤橋北方村にあり。石橋なり。

竹田渡西大川南方村より、竹田村に渡す。

官道

城府より津高郡野殿に至る道此間經る所、城府より三門村・西崎村・正野田村・大安寺村より津高郡野殿に至る一里餘。

産物

葭當新田村に有。　香魚西大川に生す。　鯉西大川宮本村の內、菅掛に生る物を佳なりとす。　伏老（ヘイガヒ）當新田の潟に生す。　蜆西大川濱野村に出るを佳なりとす。

産業

紙四日市にて杉原の類を製す。　漁濱野村・青江村・河本村・宮本村・平瀨村に多し。　瓦七日市村に是を造る。　鳥銃（テツホウ）藥大供村にて是を製す。

神祠

戸隱宮大供村。所祭手力雄命。　延喜式に、御野郡石川前神社と云ふ當社ならんかと云へり。社司の說に、昔盜人此社へかくれ一命をたすかりける。其後盜人松二本を植たり。其松今に社の左右に在り。此故に里民此社を盜人宮といふ。

八幡宮北方村。里民此を神宮寺と云ふ。創造時代不詳。延喜式神明に天計神社是なり。古林中に鎭座有しを、金吾中納言秀秋の時今の社地へ移し、八幡宮と號す。古の宮地とて今に有り。

御崎宮四日市村に有。所祭大己貴命幸魂。　創造時代不詳。

八幡宮下伊福村。社領一石四升余。　社司の說に、慶長十年御創造ありしといふ。

栗岡宮別所村。社領五斗二升　創造時代不ㇾ詳。所祭攝津國栗生郡鎭座神と同神と、同神は稻荷と同體。

白鬚宮北長瀬村。社領一石五升。所祭猿田彥命。　創造時代不詳。

日吉大明神北長瀬村。所祭江州日吉同神。　右同斷。

天神津島村。所祭少彥名命。　右同斷。

八幡宮大甘村。　右同斷。

天神福居村。所祭少彥名命。又天野神社と云。又天野天神と云。　右同斷。

明見宮三野村。所祭北斗星精。　右同斷。

八幡宮原村。　右同斷。

御崎宮原村。　右同斷。

八幡宮宮本村。　右同斷。

諏訪宮河本村。　右同斷。

春日宮七日市村。社領十石。所祭南郡春日同神。　右同斷。

社司の説に、元暦年中佐々木三郎盛綱當社に戰功を祈り、白羽の矢を献す。此矢今はなし。鏃のみ殘れり。盛綱に兒島を賜りし時、高島に燈明をともし、春日大明神をまつる。これによつて高島を燈明しまとも云ふ。

八幡宮西古松村。所祭玉依姬應神天皇・神功皇后。　創造時代不詳。

八幡宮野田村。社領一石五升　右同斷。

八幡宮萬成村。社領四石一升。所祭神功皇后應神天皇玉依姬。　右同斷。　社司の説に寛平(文イ)年中創造と云ふ。

春日大明神萬成村。所祭南都春日に同。　右同斷。

春日大明神大安寺村。所祭天兒屋根命。　右同斷。

總社大明神矢坂村。所祭伊弉諾尊伊弉册尊・大巳貴尊。　右同斷。

荒神同斷。　右同斷。

白髪須宮中仙道村。江州打下神同。社領三石。所祭猿田彥命。　古は社領三十石有しを、宇喜多中納言秀家の時三石附す。

今村宮今村。社領五石。　創造時代不詳。むかしは廓內榎の馬場の邊に鎮座なりしを、元和の頃今の所へ移す。

天神宮新保村。社領二石一斗、所祭北野同神。

八幡宮新保村。

八幡宮青江村社領七斗三升。

住吉宮福島村。所祭攝津國長濱住吉同。　むかしは邑久郡藤井村に鎮座なりしを、寛文十二年今の所に移す。

山王宮濱野村。社領一石。所祭江州坂木日吉同神。　創造時代不詳。

弟宮濱野村。　創造時代不詳

野々宮濱野村社領二石、石見國より勸請と云傳ふ。　右同斷。

內宮濱野村。社領一石。所祭伊勢內宮と同神。　右同斷。

天野天神 奥田村。所祭稚日女神。　創造時代不詳。
疫神社 東古松村。所祭素盞嗚尊。　右同斷。
八幡宮 富田村。　右同斷。
石神社 田住村。所祭武甕槌命。河内國大懸石命と同神。　右同斷。
天神社 十日市村。所祭山城北野同神歟。　右同斷。
天神社 西市村。　右同斷。
八幡宮 鮎歸村。　右同斷。
八幡宮 畑村。　右同斷。

廢祠

天神社 三門村。所祭少彦名命。　國神社 三門村。所祭大國魂神。　共に延喜式神名に見えたり。何れの時にか廢して、今の社地のみ殘れり。
石門別神社、尾針神社。尾治針名眞若比女神社。三社共に延喜式神名に見えたり。今廢りて何れの所と云ふ事をしらず。
八幡宮 七日市村。　稻荷 今村。　共に正德二年上道郡大多羅村へ移りて寄宮とす。

佛刹

銘金山觀音寺 金山寺村。御朱印領地。高百八十六石七斗余。天台宗。本寺輪王寺御門跡。金山寺村一圓諸役免許、俗に是を金山寺といふ。
院主遍照院。　寺中龍珠院・安禪院・妙音院・壽量院・善住院・智增院。
寺記に曰く、孝謙天皇天平勝寶元年、報恩大師詔に依り創造、同御宇勅によりて、國中四拾八ヶ寺を建立し、當山を以て、四十八ヶ寺の本寺とす。今は四十八ヶ寺或は他宗になり。或は廢亡して不レ全。延久元年火災。當山の堂舍古へは今の寺地より西北妙見の峰、俗に是を一本松と云。に在り。嵐烈しく火災繁きに依て、近衛院御宇康治年中法性寺關白殿を以て言上し、奏聞を經て今の地に移す。弘治年中松田將監、日蓮宗を信仰して、當寺も日蓮宗に改レ事を欲す。寺僧不レ用。是に依て放火す。天正年中宇喜多直家、岡山城築の時立願に依て、寺領先規のごとく、五千九百石を寄附す。國中の寺社へ配當せり。

*建久四年六月日の文書は金山寺國裁申請狀なれば當時國守の在判にして右大將頼朝の在判花押はなし

宇喜多秀家の時、國中の寺社領を沒收す。然るを秀吉、寺領先規のごとく遍照院主豪圓僧正へ付せらるべきの旨上意によつて、文祿三年先規のごとく當山の寺領を寄附す。國中の寺社へ配當す。慶長年中金吾中納言國中の寺社領を沒收す。此時當山より先規の趣を告るに依て、三千石を寄附し、國中の寺社へ配當す。

慶長九年　照直君御代。當山幷國中の寺社領先規の通り御寄附、然る上は重代の社人歸伏の僧といへとも、遍照院をさしおき、自餘の人を以て訴訟企といへども、聊承伏すべからざる旨御壁書有り。

慶長十八年　忠繼君御代同前。

元和元年　忠雄君御代同前。

寛永十一年　光政君御代同前。

古は國中の寺社當山より支配すといへども、寺務繁多故、光政君の御時請て一宗の末寺のみ是を支配す。將軍家御朱印頂戴中絕す。故に天譽法印言上して、寛永年中家光公の御朱印を頂戴し、夫より御代々頂戴す。

古人判物

一、目代在判壹通仁安三年二月廿日。
一、八條殿在判下知狀一通壽永二年四月　日。
一、左近衞權少將兼大助朝臣在判一通元曆二年八月日。
一、目代對馬守在判國宜一通文治元年八月廿一日。
一、建久三年六月日の判物一通。
一、右大將頼朝在判一通建久四年六月　日。
一、目代狀一通承元四年八月　日。
一、目代狀壹通建曆三年十月廿六日。
一、別當相模守平朝臣義時在判一通建保二年九二十六日。
一、目代雅樂允狀一通建保三年十二月。
一、武藏守平泰時在判一通貞應元年十月　日。
一、前陸奥守平義持在判一通貞應二年二月三日。
一、掃部介平時房駿河守平重時在判一通貞永元年壬九月廿六日。

一、越後守平時盛相模守重時在判一通仁治二年六月十一日。
一、寛元四年正月廿九日之判物一通。
一、左近將監平長時狀壹通建長七年正月廿一日。
一、弘長三年十一月十一日之狀壹通。
一、淸原淸三郎在判壹通文永七年十二月廿六日。
一、淸原淸三郎在判壹通文永八年三月十七日。
一、左近將監平長時下知狀一通建治二年四月廿四日。
一、左近將監平朝臣時村陸奥守平朝臣業時狀壹通弘安三年四月十七日。
一、目代左衞門尉藤原狀一通弘安三年五月二日。
一、攝政關白太政大臣兼平在判大學助下知狀一通弘安七年七月二十四日。
一、目代左衞門尉藤原下知狀一通弘安七年八月七日。
一、攝政關白大政大臣兼平在判掃部介盛信下知狀一通弘安十一年二月十八日。
一、攝政關白太政大臣兼平在判、目代沙彌狀一通弘安十七年二月二十三日。
一、大塔宮執當殿法印良忠在判一通正應二年三月三日。*
一、地頭沙彌在判寄進狀壹通德治二年二月六日。
一、平政有在判寄進狀二通正和元年十一月廿三日同三年四月十一日。
一、丹治宗行在判寄進狀一通正和二年三月十八日。
一、左近將監平朝臣陸奥守平朝臣在判の制札元亨三年二月十三日。
一、左近將監越後守在判壹枚元德三年五月廿日。
一、沙彌尙西法眼定昇比丘尼善河等三人在判寄進狀一通嘉曆三年六月　日。
一、公文狀壹通曆應五年三月　日。
一、目代判物壹通正平六年十一月四日。
一、左兵衞尉在判壹通應安元年十一月。
一、沙彌了宗在判壹通應安三年三月十八日。
一、沙彌聖信在判壹通應永十一年十月八日。
一、若狹守須々來大之進狀壹通文安五年六月一日。
一、甚景在判壹通文明四年十月三日。
一、因幡守豐後守兩判壹通文明十五年十二月　日。
一、須々木中行景大淵修理進寫狀壹通長享三年卯月　日。
一、筑前守秀吉判物天正十年三月　日。
一、浮田秀家在判制札壹枚天正十七年六月廿九日。
一、女筆、津高郡すけ村の內五十石寄進狀壹通文祿三年九月十三日。
一、下牧表高野五十石寄進檢地狀文祿五年十一月廿八日。

*三日とあるは十一日の誤

一、金吾中納言秀秋の家臣伊藤雅樂頭杉原紀伊守兩判制札壹枚慶長六年六月五日。

石山明神社。古しへは岡山城内に鎭座有り。寛文五年ゆゑありて此山へ移す。

笠井山妙法寺畑村。銘金山觀音寺壽量院司之。　天平勝寶年中報恩大師創造。弘治年中松田將監堂舍を燒拂ふ。

龍燈松。藥師堂の前にあり。此山上に燈見ゆる事有り。俗に是を、龍燈にして此木にかくれて其所にては見ゆる事なしと云ふ。

古墳。里民の說に、笠村の墓と云ふ。笠村といふ人つまびらかならす。寺僧の說又笠朝臣金村の墓といふ笠朝臣の始祖は、吉備の國より出たりと日本紀姓氏錄等に見えたり。據なきにもあらず。委しくは笠目山の所に見えたり。又經塚ともいふ。此山の絕頂に在り。方二間斗、石を積て冢として碑石なし。

高光山淸照寺上奥院河本村。眞言宗。本寺三野村法界院。　報恩大師の創造といふ。

西谷山法萬寺原村。眞言宗。本寺三野村法界院。　天平勝寶年中、報恩大師創造といふ。

花用山妙龍寺竹田村。日蓮宗。本寺岡山蓮昌寺。　寺僧の說に、永祿年中創造、其比は寺地此村の北の方に有て、岳光寺と云ひし由。慶長年中此所に移して、今の號に改むと云り。

法昌山大林寺西河原村。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　延文年中創造と云ふ。

金剛山遍照寺三野村。眞言宗。本寺御室。寺領十石。院主法界院。寺中實相坊。　天平勝寶年中、報恩大師創造と云ふ。

藥園山長泉寺南方村。眞言宗。本寺三野村法界院。

青王山覺雲寺歸命院南方村。眞言宗。本寺三野村法界院。

岩根山大然寺大安寺村。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　古は禪宗なり。永錄年中日蓮宗に改む。

大乘山妙林寺別所村。日蓮宗。本寺房州小湊誕生寺。　寛永九年御國替の時、因州より來り、岡山山崎町に移り、貞享二年當所へ移す。

天龍興山子孫長延寺（天龍山興岡山イ）上出石村。天台宗。本寺圓務院。同院司レ之　享保二十年創造。

葦原山常慶寺米倉村。古名觀音寺。禪宗。本寺岡山國淸寺。　此所墾田の後、備中の國和氣與左衞門と云ふ者創造して、作州佛道寺の末寺とせり。後岡山國淸寺の末寺となり、今の寺號に改むと云ふ。

靑龍山安養寺最城院七日市村。貢稅地。眞言宗。本寺上道郡瓶井山安住院。　寺僧の說に、天平十一年釋行基諸國に梵刹を造營し、國民の豐饒を祈る。此寺も其の一寺なり。貞應年中には寺領三十石寺數六刹有り。今の春日宮の所なり。金吾中納言秀秋の時、五刹竝に寺領沒收して、當寺のみ殘れり。

立石山松壽寺。濱野村。日蓮宗。本寺京都本能寺・尼崎本興寺。（寺中）本性院、曆應四年、多田入道建立すといふ。

感善山妙法寺濱野村。日蓮宗。本寺安房國小湊山誕生寺。　寬永十一年創造。下總國平賀（賀イ）山本土寺の末寺となり、阿宅山敎善寺と云ふ。寬文六年本寺幷今の號にあらたむ。

常福寺國守村。眞言宗。本寺備中國上房郡古瀨村大寶寺。　此寺は國中居者の寺にして、寺僧も彼か中より出るによりて、里民此寺によらず。

廢　寺

實行寺河本村。　宗龍寺宮本村。　妙法山神宮寺北方村。　蓮代寺南方村。

濱田山敎藏寺濱村。　法輪山藤蓮寺東河原村。

鷲林山妙善寺奧坂村。日蓮宗。　古は市場村に有り。福林寺といふ。大覺上人の創造なり。其後當所へ移し妙善寺といふ。松田將監母妙善の建立といふ。退轉時代不詳。大覺上人の書簡、今に岡山蓮昌寺に有り。

吉祥山石井寺三門村。日蓮宗。　古は萬成村に在り。石井山吉詳寺といふ。後に當所へ移し、吉祥山石井寺と

*この歌正應大嘗會の歌なれば備中なるべし備前に擬するは誤ならんか

いふ。寛文年中退轉。

普傳寺正野田村。
福隆山宗林寺上伊福村。
正林寺辰巳村。
圓覺山願心寺西古松村。
新福寺西市村。
妙源山善勝寺東古松村。
妙長寺青江村。
廣田寺西河原村。
學校古跡上中野村。

臺龍山眞福寺木村。
壽榮山妙傳寺野田村。
妙光寺辰巳村。
乘蓮寺西古松村。
長福山法泉寺岡村。
榮壽山萬福寺上中野村。
妙泉寺青江村。

龍光山白雲寺矢坂村。
蓮(光イ)行寺辻村。
常莊山寶積寺中仙道村。
相(松イ)雲寺今村。
安立(龍イ)山大福寺大供村。
鷄南山本立(照イ)寺新保村。
圓會寺青江村。

妙廣寺北長瀬村。
永久寺西長瀬村。
妙千(チイ)山大乘寺西古松村。
常心寺京殿村。
東海山福傳寺東古松村。
大名山南光寺下中野村。
願福寺富田村。

古跡

加佐目山。歌枕に本州の名出て、今に其所をしらす。

夫木　天*か下かさめの山の草木まて春のめくみに露そあまねき　隆博郷

姓氏錄云、笠朝臣孝靈天皇皇子、稚武彦命之後也。應神天皇巡ニ幸吉備國一、登ニ加佐米山一之時、飄風吹ニ放御笠一、天皇怪レ之、鴨別命言神祇欲レ奉ニ天皇一故其狀爾（シカリ）、天皇欲レ知ニ其眞僞一令レ獵ニ其山一、所レ得甚多、天皇大悦、賜ニ名賀佐一、笠臣笠朝臣同祖、稚武彦命孫鴨別命之後也。

按ずるに本郡畑村に笠井山といふ大山有り。絶頂に塚あり。里民是れを笠村の墓といひ、寺僧是を笠金村の墓と云ふ。笠臣の始祖は吉備國より出たる事正史に見えたり。また文治元年金山寺へ賜はりし國宣に、金山寺并笠寺とあり。是笠井寺のことなり。然れば此山下古しへより笠の名あり。

加佐目山*一といへるは、笠井山の事ならん歟。

甲斐川。太平記に甲斐川三石二ヶ所に、城を搆へ、海陸をさゝへんとすと有り。甲斐川と云は今の福島の邊と云ふ。

岩井。盛衰記に、笹ヶ瀬岩井とあり。今云石井の事なり。

釣の渡*二三野村。今の鑵子のつるといふ所なり。昔此所官道にて船渡し有し由。

福林寺畷。津島の内福井のあたりより、津高郡辛川村までの間を福林寺畷といふ。又福隆寺畷ともいふ。

關白道。秀吉備中國高松陣の時、人數押通りし道といふ。

歌島。津島の内土生といふ所なり。

川尻。福島のあたり、海邊を川尻といふ。盛衰記に、平家は左馬頭行盛を大將軍として、飛驒守景家以下の侍を相具して、二千艘にて備前國兒島に着く。參河守範頼も室の泊りに有けるが、船より上りて、同國西川尻藤戸の渡りにおし寄せて陣をとるといふ事見えたり。

大川。委しくは西大川の所に見えたり。

安宅（アタケ）濱野村。忠繼君の大船あたけ丸を置き玉ひし所なり。

古城跡

舟山城原村。城主須々木豐前。元龜の比の人といふ。　按るに、太平記に備前國の住人須々木備中守高行といふ有り。豐前の先祖なるべし。

明見山城三野村。城主不詳。

古城西河原村。城主近藤因幡守。

一、加佐目　笠井同一なるべし相摸中郡に金目といふ所あり訓んでカサイといふ以て旁證とすべし

*二、盛衰記福輪寺に作り長門本平家物語福隆寺に作る佛祖統記に據ればこの寺後に大覺僧正の宣傳に従ひ日蓮宗に改めたりといふ

烏山城西坂村。篠ヶ迫の城といふ是なり。 壽永二年妹尾太郎兼康、當國藤野寺にて倉光三郎を夜討にす。三郎が下人夜討にうち漏たりけるが、舟坂山に走り歸りて木曾に斯と告ければ、今宿を立、夜を日に繼て馳下りける程に、其晩三つ石に着、明る日藤野寺に着、爰をも打過ぎ、和氣の渡しをうち渡り、可眞鄕へ打入て、福林寺の阡を見れは、堀をほり、逆茂木引、たやすく通り難し。可眞鄕の惣官賴隆といふ者を道しるべとして、北道よりかゝり、鳥が岳[*一]といふ所を廻りて、佐々の井より鬨をどつと作り懸りて、佐々か迫を責たり。妹尾は、今の事にはよもあらじと思ひけるに、鬨を作り寄せたれば、駈武者ともは一矢も射るに及はす、皆ちり〲に落行たり。遂に佐々が迫を攻落して、唐皮[*二]の宿坂倉城に押寄たると云ふ事は、盛衰記に見えたり。

*一、長門本平家物語鳥岳に作る

*二、唐皮は辛川なり

富山城矢坂村。松田左近將監居城。赤松政則より軍功の賞として、伊福の鄕を松田に賜ふ。此時富山に城を築て、老臣櫎井土佐守是を守る。天正の始より宇喜多左京亮忠家居城。入道して安心といふ。直家弟なり。其子左京亮繼て城主たり。慶長の初め、秀家と間有て國を去る。後林玄蕃城主たりと云ふ。

八幡山城別所村。松田氏是を守る。中村彌右衛門城主たりといふ。

古城高柳村。城主中村左馬頭。

人物

多田入道。此入道は元弘の亂に宮方にて軍忠有り。後建武の亂に尊氏西國下向の時、無二に此入道を賴む。然れども一度宮方となり、官軍に向つて弓をひかん事道に非ず。吾老てのぞみなしと云ひて自殺す。事は太平記に見えたり。今の濱野村松壽寺は、入道が屋敷跡と云ふ。

多田太郎判官吉仲。多田入道が嫡子なり。武家に屬し、氏を能勢と改む。

金萬山城。大永の比の人、北方村に住すといふ。
遠藤河內。北方村の人と云ふ。

墳墓

妹尾太郎兼康墓。西坂村に有り。此所の山に塚六つならひて有り。北より二つ目の塚を兼康塚といふ。
多田入道墓。濱野村松壽寺境內に有り。
近藤因幡守墓。西河原村にあり。
繪師雪津墓。金山寺村に有り。

民家持傳の物

（其外器物判物は、その有所の寺社に記す。）

一、宇喜多直家より淺沼又兵衛への感狀二通（天正二年四月廿二日卯月廿五日。）末孫高柳村善左衛門といふ者持傳ふ。

＊本朝畫史雪津畫ニ花鳥人物ー筆法學ニ雪舟ーとあり

第五

六之巻　津高郡

東は西大川を限り御野赤坂兩郡美作國久米南條郡に隣り、北は西大川に至り、同國久米北條郡眞島郡の境にいたり、西は備中國上房加陽都守三郡にさかひ、南は海にいたる。山多く平野少し。

高。三万八千貳百七拾壹石壹斗。

郷、五。馬屋・津高・宇垣・宇甘(ウカヒ)・建部。

庄、一。長田。

和名抄本郡の郷庄の名出て、今有處と異同有り。

驛家・加茂・津高・建部。

民間の私記に、慶長の頃、郷庄の名有。又異同有り。

馬屋・津高・宇垣・宇甘・紙工(シトリ)・長田・建部。

村里　一百二十五

今保(水村なり。)久米(水村なり。)白石(水村なり。)野殿・花尻・尾上・一宮・辛川市場・西辛川・山崎・今岡・松尾・大窪・磯部(イソカベ)・池谷・長野・横尾・西室(山村なり。)安部倉(山村なり。西室村に屬す。)深溺(フカタワ)(山村なり。)狼谷(山村なり。深溺村に屬す。)清水・芳賀・下芳賀(芳賀村に屬す。)佐山・東楢津・中楢津(東楢津村に屬す。)西楢津(同上。)首部・日應寺(山村なり。以上三十村馬屋郷。)辛香・菅野・西菅野(菅野村に屬す。)田原・中野(山村なり。古名黑澤村。)高野尻(山村なり。)横井上・田中(横井上村に屬す。古名中村。)中原・東原(中原村に屬す。古名あら原。)富原(古名西原。)

大岩富原村に屬す。益田古名吉宗村。栢谷以上十四村津高郷。河内・小田(北イ)河内村に屬す。母谷河内村に屬す。古名願照寺。山條河内村に屬す。富谷河内村に屬す。古名本明寺。原水村なり。河内村に屬す。小山・大坪山村なり。大月山村なり。中山山村なり。吉尾・野々口水村なり。下牧水村なり。中牧水村なり。湯須水村なり。中牧村に屬す。十谷水村なり。中牧村に屬す。以上十六ケ村宇垣郷。勝尾山村なり。是より以上都て六十一村を口津高といふ、以下都て六十四村を奥津高と云。金川水村なり。町區有、日置猪右工門采邑とす。草生(クサフ)水村なり。鹿瀬水村なり。下田・菅・宇甘上・下畑宇甘上村に屬す。中泉宇甘上村に屬す。九谷上に同じ。紙工山村なり。久保山村なり。紙工村に屬す。天滿山村なり。紙工村に屬す。虎倉山村なり。以上十四村宇甘郷。西原・中田水村なり。新町水村なり。町區有。中田村に屬す。池田隼人采邑とす。市場水村なり。宮地水村なり。建部上水村なり。品田水村なり。久久水村なり。品田村に屬す。富澤・櫻山村なり。田地子同。以上十一村建部郷。廣面山村なり。上加茂・下加茂・圓城山村なり。案田圓城村に屬す。平岡山村なり。大谷山村なり。十力山村なり。大谷村に屬す。大野原山村なり。大谷村に屬す。大元兼山村なり。大谷村に屬す。加茂市場・下土井・長尾山村なり。大王山村。大谷村に屬す。和田山村なり。森上山村なり。井原・細田・三納谷山村なり。上田東山村なり。上田西上田東村に屬す。三谷山村なり。江與味水村なり。粟井谷山村なり。杉谷山村なり。溝部山村なり。爲蕃・森久・篠目山村なり。尾原・大木・豐岡下古名河内村。寛文四年豐岡村と改む。豐岡上享保四年凡て上下二村とす。小森豐岡村に屬す。柿山山村なり。豐岡村に屬す。五明山村なり。神瀨水村なり。鹽谷水村なり。神瀨村に屬す。黑瀨水村なり。年末黑瀨村に屬す。以上四十村長田庄。

山川

加茂山又本宮山と云。南北五里東西二里、南は紙工村・虎倉村。西は下加茂村・上田西村・圓城村・上田東村・案田村、北は神澤村・品田村・久々村。東は田地子村・富澤村・市場村・櫻村・久保村に蟠る、郡中の高山なり。藤か島山日應寺村・河内村菅野村に蟠る。土倉山河内村・小田村・日應寺村・菅野村にわたかまる。岩子山小山村に有り。蜂山富原村に有り。吉備中山一宮村・尾上村・花尻村に蟠る。備中の國境なり名處の處は備中に多く屬す。龍王山(ライ)長野村に有り。高山なり。備中の國境なり。あした山市場村に有り。高祖山(ニイ)加茂市場に有り。高山なり。備中の國境なり。うね山尾原村にあり。高山なり。備中國のさかひなり。かむりからし岩西菅野村池中に有り、重り岩ともいふ。岩尾岩・大こ岩(ニイ)・水溜り岩・夫婦岩・大明寺岩・狐岩・いさめ岩・あぶみ岩以上八つ日應寺村に有り。しやうし岩・おきう岩以上二つ河内村に有り。岩ヶ端石富谷村に有り。しやうし岩・ていはう岩以上二つ原村に有り。切通岩・保亨寺岩以上二つ小山村に有り。岩尾岩野々口村に有り。狐岩中山村に有り。われ岩・茶臼岩・こたま岩以上三つ下牧村に有り。禰志岩高野尻村に有り。馬取岩・立岩以上二つ下牧村に有り。媒岩・男子岩以上横井上村に有り。鳴岩(島イ)大窪村に有り。烏帽子岩・鹽さし岩

*香橋池一本歌

以上二つ、長野村に有り。鬼岩二久々村にあり。へに岩上加茂村にあり。神子岩・龜岩以上二つ、下加茂村にあり。烏帽子岩神瀬村にあり。呼岩二つ、和田村に有り、男岩女岩といふ。男岩にのぼりて呼時は女岩こたへ、女岩に登りよべば、男岩こたふといへり。窟五つ村々に有り。

西大川美作國の眞島郡吉村より來、本郡江與味村の内川尻に至り、江與味村・小森村・鹽谷村・黑瀬村・神瀬村・品田村・久久村・建部村・宮地村を經て、市場村・中田村・新町村・西原村・鹿瀬村・草生村・金川村・富谷村・原村・小山村・野々口村・十力村・湯須村・中牧村・下牧村より、御野郡宮本村に入る。宇甘川又加茂川とも云ふ。備中國上房郡田土村より來り、本郡加茂市場村に至り、元兼村・野原村・大谷村・下加茂村・虎倉村・紙工村・久保村・天滿村・宇甘上村・九谷村・中泉村・下畑村・菅野村・下田村・金川村より西大川に入る。恩木川又豐岡川とも云ふ。源は美作の國眞島郡土山村本郡溝部村の間恩木谷より流れ、溝部村・森久村・尾原村・井原村・豐岡村・大木村・三谷村・小森村より西大川に入る。篠瀬川源は菅野村近邊の山々より流れ出て、益田村・柏谷村・横井上村・田中村・大岩村・中原村・富原村、東は御野郡のさかひを歷、西は首部村東檜津村・中檜津村。一宮村より尾上村・野殿村の間を通り、東は又御野郡のさかひを歷、西は白石村・久米村・今保村より海に入る。

嫗の池大岩村、凡長二十間横十一間。みとろ池野々口村に有、水面凡六町。かむりからし池西菅野村に有、水面凡六町。白壁池横井上村に有。水面凡五町。香橋池田中村に有、水面凡六町。池六百廿(四村村に有り、皆用水なり。古井吉尾村に有。しほはゆし。水堰西大川久々村に有、建部郷中の用水なり。溫泉小森村に有、甚だぬるし。今高清水長野村岩谷山の上にあり。八幡瀬西大川建部上村に有、長百間。屋な瀬高イ西大川久久村にあり、凡三百間。大また瀬凡長百五十間立石瀬凡長五十間。古おうち瀬長百間、共に三つ、西大川神瀬村に有り。龍王瀑又七瀑と云、鳴瀑とも云、凡長五間中山村に有り。ほうしの瀑建部上村に有り。振瀑加茂市場村に有り。とうとう瀑江與味村に有り。

關梁

金川驛金川村に有り。金川渡西大川金川村より赤坂郡矢原村へわたす。建部渡西大川建部上村より、美作國福渡村へわたす。野殿渡比丘尼橋とも云、野殿村に有、笹ヶ瀬村へわたす。白石橋久米村に有、笹瀬川に渡す。いかふ橋・新橋共に一宮村に有り。高橋石橋なり、中田村になり。間の橋野殿村に有り。

官道

美作國久米南條郡福渡村より備中國蘆守への道建部上村・富澤村・櫻村・久保村・天滿村・勝尾村より備中加陽郡上高田村へいづる、此間惣計二里十町。金川驛より備中國松山への道下田村・菅村・下畑村・中泉村・宇甘上村・九谷村・久保村・天滿村・紙工村・虎倉村・廣面村・上加茂村・下加茂村・大谷村・野原村・元兼村・加茂市場村・下土井村・井原村・尾原村より、備中國上房郡矢野村へ出る、此間惣計六里十八町。美作國眞島郡吉村より、備中國上房郡縣か畑に出る道此間經る所、江與味村・豐岡村・三谷村・上田東村・上田西村・下加茂村・上加茂村・廣面村より、備中國縣が畑へ出る。惣計三里十八町。備中國加陽郡上野村より、美作國大庭郡湯原への道十力村・加茂市場村・下土井村・井原村・尾原村・森久村・

溝部村・杉谷村より作州眞島郡上山村へ出る。此間惣計二里十八町。

産物

竹小山村岩子山の麓に生す。周圍一尺五六寸なるもの有。　磁石野々口村古金堀たる跡に有。　漆紙工村に有。　茶江與味村に出づるもの尤佳なり。　楮宇甘郷建部郷長田庄に出る。　煙草生村に出づ。　牛房平岡村に出する を佳とす。　蘿蔔長尾村に生ずるもの辛味甚だ嚴し。　芋・蒜共に宇甘郷建部郷長田庄にいづる。　薯蕷天滿村虎倉村小森村に出る。　蕨天滿村に出るものを佳となり　栗宇甘郷建部郷長田庄に多く出る。　銅三納谷村下土井村に出る。　鯉今保村に出る。

産業

紙下田村三折を製す。野々口村三折はな紙を製す。紙工村はな紙を製す。　箕金川村虎倉村にて是を製る。　工匠市場村に多し。諸國へ出る。是を建部大工といふ。　土甕(トウス)中野村高野尻村にて是を造る。他國へも出る。　炭焼下加茂村の內ませらと云所に有り。　漁今保村是を業とす。　高瀬舟下牧村中牧村湯須村に有。

神祠

加茂大明神上加茂村。創造時代不詳。延喜式神名に加茂神社と云是也。

宗形大明神大窪村。同斷。延喜式神名に宗形神社、筑前國宗像神と云ふこれなり。

一品吉備津大明神一宮村。所祭五十狹芹彦命、又の名は吉備津彦命と云。社頭三百石社務正六位下大守氏社僧神力寺。社司の説に、崇神天皇の御宇鎮座。いにしへは社頭莊麗にして、西國旅行第一の美觀なり。鎌倉將軍の時、社領一萬余町、又八百町ともいふ。一條院長保六年、白河院應德年中、鳥羽院天永元年、高倉院嘉應二年、後深草院建長四年に度々勅營有り。慶長五年宇喜多秀家、同六年金吾中納言秀秋再興有ㇾ之候へ共、皆全からずして止む。慶長九年照直君御造營成就す。元祿十年綱政君御再興あり。又神功皇后三韓征伐の時、御船牛窓を過る時、當國刺史をして幣帛を奉らしむ。

*尊氏西國より上洛は延元元年即建武三年なれは建長は疑もなく建武の誤

兼守ニ綸言之旨ハ八百八箇度祭禮有ニ懈怠一時、當國之守護松田盛朝、并神主藤原朝臣大助被ニ仰下一處、天下泰平之祭禮、此勅定於レ存ニ違背一者、成ニ天下之朝敵人同前思一可ニ追罰ハ時可レ為ニ守護一云云。右壹通いつれの人の文といふ事を不レ知。文言もさたかならす。缺文誤字ある歟。

又建長三年、足利尊氏西國より上洛の時、辛川村に至り當社に神馬神劍寶財を捧ぐ。案るに此一件不ニ分明ハ*建武三年尊氏西國より上洛の時、尊氏は船にて登り、舍弟左馬頭直義は陸地を責め登り、當國辛川の宿に逗留し、當社へ願書こめられし事太平記に見えたり。疑ふらくは直義の事ならんか。

古人判物類

一、右大將賴朝在判下知狀　壹通 年號蟲喰見えず。
一、北條武藏守泰時在判下知狀壹通 四月廿六日。
一、松田權頭元隆在判下知狀壹通 文明二年六月廿日。
一、江見河原宗淸在判下知狀壹通 文龜二年五月十二日。
一、浦上村宗在判下知狀　壹通 天文二年六月廿二日。
一、小早川左エ門督隆景制札壹枚 天正六年三月廿六日。
一、足利尊氏感狀　壹通 延文元年六月九日。
一、大閤秀吉狀　壹通 四月八日。
一、浮田直家感狀　壹通 天(正イ)文三年三月十五日。
一、浮田秀家折紙　壹枚 慶長三年七月廿三日。
一、沙彌竝松田丹後前司感狀　壹通 文明六年九月三日。

一、足利義敎下知狀　壹通
一、松田權頭在判下知狀　壹通 建武三年六月廿日。
一、島村宗語入道在判下知狀　壹通 文明十四年九月廿一日。
一、浦上掃部助宗隆在判下知狀　壹通 文慶安三年六月十三日。
一、羽柴秀秋在判社領折紙　壹枚 慶長六年六月五日。
一、狩賀駿河守勝宗在判下知狀　壹通 天文四年四月十一日。

以上神物也

一、足利持氏感狀　壹通 八月廿一日。
一、浦上宗景狀　壹通 五月十一日。
一、浮田秀家在印寄進狀　壹通 文祿三年九月十六日。
一、小早川隆景在判狀　壹通 五月三日。
一、浮田七郎兵衛忠家感狀　壹通 五月廿一日。

一、成羽越前守親成在判狀　壹通　五月三日。

以上社務大守氏持傳ふ

陵山有木谷南の山頂に有り。吉備津彦の命の陵なり。

火星照命輝政君の靈神也。　輝武命勝入君の靈神也。

右二座本社に御相殿御供料五十石。

八幡宮尾上村。　創造時代不詳。　八幡宮西辛川村。　右同斷。

八幡宮花尻村。　右同斷。　古老の傳說に、古しへ宇野則武といふ殿上人有り。

平相國淸盛の惡行に依て京師をさりて此國へのがれ來り、花尻村に住し、男山を勸請すといふ。

八幡宮高野尻村。　創造時代不詳。　午頭天王宮下畑村。社領二石壹斗壹升余。　右同斷。

王子權現宮中泉村。社領二斗五升余。　右同斷。　若王權現宮宇甘上村。社領三斗三升余。　右同斷。

柏原大明神九谷村。社領四斗一升。所祭神武天皇。　右同斷。　箱瀨大明神天滿村。社領四斗五升余。　右同斷。

若一王子權現宮天滿村。社領四斗五升余。　右同斷。　傳來之器物、大刀一口長四尺三寸、中身三尺、鐔五寸。

八幡宮久保村。　右同斷。　加茂大明神紙工村。社領六斗八升余。　右同斷。

神原大明神紙工村。社領同。　右同斷。　若一王子權現宮虎倉村。社領一石九升余。　右同斷。

三十八社大明神同。　右同斷。　社司之說に、此處の城主伊賀左エ門久隆の忠臣、

三十八人を祭るといへり。

王子權現宮市場村。　創造時代不詳。　五社八幡宮田地子村。　創造時代不詳。

七社八幡宮建部村。　右同斷。　王子大明神櫻村。　右同斷。

天神宮中田村。　右同斷。　八幡宮品田村。　右同斷。

番神宮富澤村。　右同斷。

*延喜式神名帳頭注云、肥前佐嘉郡與止日女風土記去人皇世代欽明天皇廿五年甲申冬十一月朔日甲子、肥前國佐嘉郡與止姫神有二鎮座一、一名淀姫、乾元二年記云、淀姫大明神者、八幡宗廟之叔母、神功皇后之妹也。

天神宮久々村。　右同斷。　番神宮宮地村。　右同斷。

嚴島大明神西原村。　右同斷。　古森大明神鹿瀬村。所祭龍守神社同。　右同斷。

八幡宮草生村。　創造時代不詳。　川瀨大明神同村。所祭瀨織津比女神歟。　右同斷。

高尾大明神草生村。　右同斷。

七曲大明神金川村。所祭天照大神・八幡宮・春日大明神。　社記略に、古しへ此處の領主松田氏代々尊崇の神なり。松田氏は元來相州の人なり。相州金川七曲の神社の氏子なりし故、此處へ七曲神社を勸請して、所の名をも金川と改しよし。一説に、尾張國七曲神社と同體なる故に名付しといへり。金川と名付事も、川二筋左右に流れたる故に、かね川といひしなり。

案るに、前説是ならんか。左右二すぢの川有てかね川と名づくる事、其言葉あたらさるに似たり。しかれども書經に懷山襄陵の語有り。これ水の二つにわかれて山をいだきたる様子なり。かね共いふ言葉あたらさるにあらずとも、迂闊の説ならん。

内外神社金川村。　延寶四年日置忠明創造。　八幡宮吉尾村。　創造時代不詳。

八幡宮藤尾村。社領一石。　創造時代不詳。　八幡宮中山村。　右同斷。

松尾大明神下牧村。　右同斷。　八幡宮中野村。　右同斷。

*淀子大明神千谷村。所祭肥前國佐喜郡與止日女神又曰川上大明神共云。　右同斷。　松尾大明神菅野村。　右同斷。

春日大明神河内村。　右同斷。　八幡宮原村。　右同斷。

藤田權現宮母谷村。　右同斷。　八幡宮山條村。社領二斗六升。　右同斷。

八幡宮富谷村。　右同斷。　八幡宮小田村。　右同斷。

八幡宮田原村。　右同斷。　八幡宮西菅野村。　右同斷。

八幡宮深溺村。　右同斷。　岩倉八幡宮柏谷村。　右同斷。

御崎八幡宮東原村。　創造時代不詳。　八幡宮日應寺村。　創造時代不詳。
松尾大明神阿部倉村。　右同斷。　天滿天神宮野殿村。　右同斷。
若宮八幡宮中檜津村。　右同斷。　八幡宮西室村。　右同斷。
丑寅御崎宮辛川市場村。社領二石壹斗五升余。　右同斷。　一品吉備津大明神の末社なり。
園崎大明神横尾村。　右同斷。　八幡宮松尾村。　右同斷。
疫神芳賀村。　右同斷。　生大明神下芳賀村。所祭一言主神。　右同斷。
八幡宮清水村。　右同斷。　木藏大明神池谷村。　右同斷。
八幡宮長野村。　右同斷。　八幡宮久米村。社領壹石五斗。　右同斷。
八幡宮今保村。社領壹石壹斗。　右同斷。　八幡宮白石村。　右同斷。
白山權現宮首部村。　右同斷。　明現宮西檜津村。　右同斷。
山王宮佐山村。　右同斷。　松尾大明神富原村。　右同斷。
白山權現大岩村。　右同斷。
化氣大明神年末村。所祭南都春日と同じ。　元正天皇の御宇、大和國添上郡春日神を移し奉ると云ふ。
惣社大明神加茂市場村。社領三石。　寶龜の比鎮座。
午頭天皇和田村。　天暦の比山城國祇園を勸請す。
八幡宮豐岡村。　天暦の頃石清水を勸請す。
御前大明神上田村。　一條院御宇、山城國葛野郡松尾神社を勸請す。
大梵天皇豐岡村。所祭素盞烏尊歟。　社司之說に、寛弘の比丹波國桑田郡愛宕神社を勸請す。
日吉山王宮下加茂村。社領二石。　延喜の比、坂本日吉神社を勸請す。
若宮三所權現三納谷村。社領貳斗貳升余。　天元の比、紀州熊野神社を勸請す。

八幡宮江與味村。　長德年中石淸水を勸請す。　大明神江與味村。　創造時代不詳。
天神宮尾原村。山城國北野を勸請す。　創造時代不詳。　國師大明神森久村。所祭大國魂命。　右同斷。
八幡宮篠口村。石淸水を勸請す。　右同斷。　高野大明神杉谷村。紀州丹生神社を勸請す。　右同斷。
玉藻宮下土井村。作州高田玉康神社を勸請す。　右同斷。　八幡宮上加茂村。　右同斷。
風倉大明神廣面村。　右同斷。　正八幡宮菅野村。　右同斷。

廢祠

宗形神社吉尾村。　加茂神社栂谷村。　姫大明神下畑村。　春日神社建部上村。
八幡宮年末村。　塵積神社杉谷村。　三輪大明神豐岡村。　稲荷上加茂村。
以上八社正德二年、上道郡大多羅村へ移て寄り宮とす。

佛刹

吉祥山日應寺日應寺村。古名勅命山日應寺。日蓮宗。本寺和氣郡浦伊部村妙國寺。　天平勝寶年中創造。天台宗四十八ヶ寺の內なり。其後、松田左近將監改宗せしめ、今の山號寺號に改む。
正保山幸福寺菅野村。日蓮宗。本寺房州小湊誕生寺。　創造時代不詳。古は天台宗なりしか、文明年中松田左近將監すゝめに依り、日蓮宗に改む。
白玉山龍淵寺中田村。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　永正二年松田左近將監元成創造。其比は本郡市場村に有しを、慶長年中今の處へ移す。
臥龍山道林寺中山村。日蓮宗。本寺同上。　松田左近將監元成創造といふ。
明圓山宗善寺今保村。日蓮宗。本寺岡山正福寺。　元龜年中創造のよし。
藤田山成就寺富澤村。日蓮宗。本寺京都妙覺寺中大林坊。　天平勝寶年中創造。天台宗四拾八ヶ寺の內なり。延文年

中日蓮宗に改む。

法住山妙淨寺（建部上村。日蓮宗。本寺富澤村成就寺。）古は天台宗なり。松田左近將監か家士宇垣勘兵衛と云者創造にて、同所八幡の社僧なりしを、永正年中松田の勸に依て日蓮宗に改む。

池本山孝德寺（品田村。日蓮宗。本寺同上。）古は天台宗なり。永正年中松田左近將監元成すゝめに依て、日蓮宗に改む。

本宮山圓城寺（圓城村。寺領二十石。天台宗。本寺銘金山觀音寺。）院主觀音院。寺中松本坊・福藏坊。元正天皇の御宇、筑紫朝敵降伏の御願として靈龜元年御創造なりと緣記に見えたり。其後、報恩大師四十八ヶ寺の數に加ふ。古は本宮山に有て正法寺と云ひ、今に寺跡蓮池等のこれり。後今の地に移して、圓城寺と改む。

山神山德壽寺（一宮村。寺領五石。天台宗。本寺銘金山觀音寺。）和銅年中創造。

七之卷

山神山神力寺（一宮村の吉備津大明神の社僧なり。天台宗。本寺同上。）和銅年中創造。其後大相國准后鹿園院大婦人再興のよし。

廢寺

大光山妙福寺（西菅野村。）　當高寺（中野村。）　善正山正滿寺（勝尾村。）　長谷山顯照寺（毋谷村。）
山名寺（大坪村。）　生前山本明寺（富谷村。）　佛生山法道寺（吉尾村。）　長福寺（下牧村。）
永久山本行寺（大月村。）　宗林寺（中牧村。）　十谷山妙興寺（大谷村。）　清光山香仙寺（横井上村。）
東大山妙現寺（横井上村。）　妙本寺（富原村。）　供養山遠久寺（田中村。）　清信山淨本寺（東原村。）
壽量山本明寺（大岩村。）　妙覺山圓明寺（大岩村。）　經善永山法久寺（首部村。）　金法山寶仙寺（中楢津村。）
承永山道泉寺（西楢津村。）　圓松山法林寺（佐山村。）　納前山妙傳寺（芳賀村。）　志水山清水寺（清水村。）
東福寺（下芳賀村。）　西室山妙雲寺（西室村。）　妙圓山造敬寺（山崎村。）　姫居山光權寺（柏谷村。）

時正山妙徳寺益田村。　加屋山安立寺柏谷村。　以上三十日蓮宗、寛文年中退轉。
伊福寺中泉村。　日向山妙國寺金川村。　吉住山妙安寺菅村。　大徳寺紙工村。
善行寺紙工村。　西光寺紙工村。　赤坂山大乘寺虎倉村。　長寳山醫王寺鹿瀬村。
常蓮寺(運イ)草生村。　眞光山觀音寺上加茂村。　能年寺(建部上村イ。)草生村。　願成寺建部上村。
善眞寺田地子村。　南向山妙要寺櫻村。　道橫山淸久寺中田村。　本行寺山條村。
淸凉山淨源寺西原村。　赤城山佛寶寺三納谷村。　竹本山池蓮寺(地運イ)細田村。　日蓮山新屋寺上田東村。
午頭山宗林寺元粂村。今四堂殘　靑木山正龍寺井原村。　長野山長寳寺今四堂殘る。長野村。　午頭山靑龍寺和田村。
安住寺年末村。　大鶴山小龜寺豐岡上村。　永觀寺豐岡下村。　杉谷山千光寺杉谷村。
權現山玉泉寺江與味村。
學校故趾三野々口村、紙工村、今岡村。

古蹟

西辛川。足利左馬頭直義、九州よりせめのぼり、備中福山の城主大江田式部大輔と合戰の時、備中板倉川より辛川まで十余度戰ひ、福山の城を責落し、直義辛川宿に一日逗留、當國吉備津宮に願書こめし事、太平記に見えたり。

佐々山。陽成院の御時銅を献せし事、三代實錄に見えたり。今何れの所と云事をしらす。

津高驛。延喜式に見えたり。今何れの所と云事を不レ知。古の官道の驛なり。

按するに今本郡に馬屋の鄕あり。和名抄に驛家鄕見えたり。太平記に足利左馬頭直義備中福山の敵を追落し、其日唐皮の宿に逗留と有り。しかれば辛川村の事ならん歟。

宇甘鄕。備前國宇甘鄕の事。委尋捜候條尤神妙、以二此旨一被二沙汰一畢、役夫工米料國々庄々注文事可レ

給二行事辨口一東鑑、權右中辨定長朝臣の奉書の中に見えたり。

あき坂十カ村。　きよつね山上加茂村。

うすい谷十カ村。　かわや谷上加茂村。

右四ヶ所、天正年中加茂市場村藤澤の城番青屋與十郎と、虎倉の城主伊賀左工門合戰の場なるよし。

道林寺丸金川村。　元龜年中、金川落城の時、此所より下田村の間にて戰有し由。

勅使屋敷日應寺村。　孝謙天皇の御時、日應寺へ勅使ありて、勅使の宮と云ふ由。寺記に見えたり。

龍王山鐘掛の松長野村。〔一本〕大閤秀吉備中高松の城攻のとき、陣所の由。又此山の麓なる谷川と云川有り。高松の城水攻の水道なり。

梨子か原長野村。　此所古は地藏有て、毎年十月廿四日廿五日、市をなして刀釼を商ふ。是を地藏尊の市と云ふ。いづれのころよりか此所斷絶して、備中和井本村蓮福寺に移りて、今に刀釼の市あり。

播盋兎杉谷村。　里民の說に、いつの比にや、作州檢地の役人、播盋〔鉢イ〕をうりて碎きしかはりに田地をあたふ。今に作州眞島郡上山村の內にて、田地十步計、備前國より耕作す。

三飛溝部村。　此所備前備中美作三ヶ國の界、二三畝計の小山あり。備中は上房郡の川關村、作州は眞島郡上山村の界なり。

古城跡

古城山西菅野村。　松田左近將監家臣横井土佐守是を守る。

戸倉山城。　太平記には德倉とあり。松田か老臣宇垣一郎兵衞是を守る。又曰、康安二年六月宮方山名

伊豆守時氏、作州院の庄より國々へ勢を分け遣す。備前へは子息左工門佐二千余騎にて赤坂郡仁堀に陣を取る。此國の守護の勢松田・河村・福林寺・浦上七郎兵衛行景等無勢なれば、みな城にたてこもつて出て戰はず。備中へは多治目備中守楢崎を士大將にて、備中新見へ出しければ、秋庭三郎松山の城へ兩人を引入る。是に依て、當國之守護越前守師秀備前國德倉の城へ引籠ると云々。しかれば昔よりの城地なるべし。松田家滅亡の後、宇喜多直家の家臣是を守る。後直家の家士遠藤河內、三村を忍ひ討し賞によりて、祿壹萬石を給りて、此城にをる。

蜂山城富原村。　城主蜂谷某と云ふ。

古城野殿村。　慶長の比、宇喜多左京在城の由。

古城山東原村。　古城山西辛川村。已上二城主不詳。

大膳山城長野村。　城主姓氏不詳。大膳と云傳ふ。

大膳城大窪村。　古城同。　古城山辛川市場村。　以上三城主不詳。

古城山長野村。　城主今田右衛門尉。

古城山横尾村。　天正の比瀨原佐渡在城、敵の夜討の沙汰を聞き、家來四人刺殺し、備中芦森(足守)へ逃る。

臥龍山城金川村。　松田家十二代此地に居す。城は文明十二年松田左近將監元成是をきつくといへり文明十二年元成、日向山妙國寺と云寺を建立す。是を聞誤りたる歟。有る說に、備前國の住人松田左近將監重明、淸和天皇十五代の孫松田七郎太郎重經子とあり。又、松田十郎盛朝なといふ者もあり。當國の住人にて、赤松家へ隨身と見えたり。元成軍功によりて、御野郡伊福鄕を賜り、富山に城を築き、近鄕を押領す。赤松政則是を聞て、松田を追伐すへきため、播州まで下向する由聞えければ、元成金川に城を築き、備後國山名又次郎俊豊に與して、邑久郡福岡の城をかこみ、文明十五年の九月より、翌年正月迄度々合戰有り。つひに正月の末赤松家城を退散す。是より松田彌威をふるひ、浦上則宗同宗助等と

*蓮盛實名は元盛、蓮忠同く元堅、淨榮同く元光也

合戰して、備前半國を取る。中頃京師諸司代を勤といふ。仍て元成を松田の中興とす。元成より四代松田某法名蓮盛*實名不レ知其子法名蓮忠*實名不レ知、庸愚にして武備を忘れ、深く佛法を信ず。蓮忠の子淨榮*是また愚昧なり。城内に多く寺を建て、讀經香花を事とす。老臣横井・橋本等是を諌れどもきかず。浮田直家謀を以て、松田の老臣宇垣一郎兵衞弟與三右衞門を打取、金川の城を夜討にして、即時におちいる。蓮淨・蓮忠・淨榮其外松田の一類を打取、松田家爰に於て斷絶す。その一族皆にげかくれて、つゐに土民となる。子孫多く今に有といへり。松田の家臣等は、宇垣一郎兵衞を始、浮田へ來るもの多く、古北條家の松田尾張守も、當國の松田の一族といへり。

古城山鹿瀨村。　城主丹生民部。

古城紙工村。　古城天滿村。　以上二城主不詳。

古城山虎倉村。　伊賀伊賀守居城。子息左衞門尉久隆初名與一郎。太平記に備前國の住人伊賀掃部助といふもの有り。其子孫なるべし。文明年中松田左近將監元成城を陥れ、久隆藝州へのがる。天正年中直家松田を滅し、此城へ蟹江彦左衞門・鎌田五郎兵衞兩人を留守たらしむ。後長船越中居城、此時石原新太郎といふもの、意趣ありて長船を殺し、城に火を懸け、己か族悉く自殺す。何の意趣といふ事をしらずといへり。

保氣山城西原村。　城主山口兵庫。　沼山城中田村。　城主中山治郎太夫。

茶臼山城富澤村。　城主江田三河。　野見ヶ城富澤村。　古城田子地村。　以上二城主不詳。

大手年イ城下加茂村。鍋谷城トモ　城主河原備後守、河原新太郎とも云ふ。

古城山十力村。　伊賀伊賀守家來是を守る。

古城山黒瀨村。　城主古へは岸本河内守守秀居城なり。其後、黒瀨村丹後守居城といひ傳ふ。

舟山城勝尾村。　岡但馬守此城にて戰死すといふ。此城跡慥ならず。勝尾村の四五町南に峯あり。そ

のいたときに小祠有て、其所を十二本木と云ふ。此を舟山と云ふ歟。又岡但馬守といふものも不ㇾ慥岡越前守一族なる歟。

藤澤城加茂市場村。　或は藤妻の城ともいふ。天正の比、藝州毛利家より、士大將青屋與十郎城番せし由。

古城細田村。　城主能勢常陸守。

古城三納谷村。　城主高見小四郎。

古城三谷村。　城主山脇民部といふ。治安の比落城せし由。

せいひろ山城下大井村。　古城江與味村。　飯の山城爲善村。　以上三城主不詳。

新山城尾原村。城主新山民部、或は兵庫とも。虎倉の城主伊賀左衛門一族といふ。山下に新山町といひて、民家十軒計の町並有り。森久村に此城の大手と云ふ所有り。

狩山城尾原村。　城主狩山兵庫。

百坂山城小森村。　城主菱川右京亮、菱川與九郎共云ふ。

古城小森村。　城主不詳。或は伊賀修理と云ふ人の居城とも云ふ。

江田城豐岡下村。　城主不詳。

人物

美濃權介佐重。一イ太平記に備前國一宮の在廳なりと。今尾上村に宅地の跡と云ふ所あり。

妹尾太郎兼康。豐岡上村に宅地の跡と云ふ所有り。

田邊九郎。尾原村に宅地の跡と云ふ所有り。

海野豐前守。文明の比に下畑村に住せし由、海野宅地の跡と云ふ所有り。

海野因幡守。日應寺村に宅地の跡と云ふ所有り。
河原四郎左衛門。上加茂村に、宅地の跡と云ふ所あり。伊賀左衛門の老臣なりといふ。
伊賀左衛門。河原五郎兵衛。河原源三左衛門。里民の說に、此三人兄弟なる由云傳ふ。元兼村に別業の跡と云て三ヶ所在り。
河原六郎左衛門。伊賀左衛門の老臣なる由、上田東村に別業の跡と云ふ所あり。
橋本五郎左衛門。山﨑村に、宅地の跡と云所あり。
報恩大師。（一本に芳賀村の人なり。金山寺の寺記に見えたり。）芳賀村に宅地の跡と云所あり。
孝子太郎左衛門。横井村の民、太郎左衛門といふ者、兄弟ともに平生父母に事る事いやしき民の風にもならはず、禮儀あつて言葉正しく、行ひ敬あり。父も又禮ありて、父子の交り正しく、相和けり。彼太郎左衛門兄弟父母に禮ありて、又恭しきを見て、近里のものゝ笑草となしける由。父母身まかりし後、母の實（異イ）父姉妹に年大旬に及べる寡婦の便なくてありけるを、太郎左衛門憐みて我が方へ招き、家のほとりに小屋懸などして、飯を分て養ひ誠に母子のことし。また弟疾にふして農事の働に堪されば、その妻子どもかくまい、懇切にいたはりけるなり。もとより太郎左衛門家きはめて貧しかりけるに、かくまめやかなる心行、人々感じあへり。郡吏是を聞き終に光政君に達し、賜有て其家を顯せり。其事跡詳に本朝孝士傳に見へたり。京師儒藤井懶齋の賛に曰く。瞽之觀レ色、以レ鞋爲レ赤、宜乎里人、視二彼啞々一、在レ家必敬、在レ田必敬、胥臣若過、盍レ顧二是行一。

墓墳

新大納言成親墓。一宮村に有り。安元三年六月平相國清盛の爲に、備前國兒島郡に配流せられ、後同國ひたの如意尻難波かもとへ移され、吉備の中山有木の別所にて殺さる。按るに成親兒島へ配

流せられし處、今いつれの所といふ事を不レ知。ひたの如意尻といふ處も、さだかならず。里民の說に、尾上村一宮村の間、山の尾崎にひだやしきといふ所有りと、此處ならん歟。
猪伞小平六則綱墓。下牧村西大川に猪伞の瀨といふ有り。その岸に石塔あり。是を猪伞小平六墓といふ。其由を不レ知。
首塚。小山村に有り。又長門冡と云ふ。何の故と云事を不レ知。
中將塚。吉尾村に石塚あり。何のゆゑと云ふ事を不レ知。
塚。金岡村呼坂といふ處に有り。足利直義辛川市場にて合戰の時、戰死の人を葬りし由。
宇野則武墓。花尻村にあり。同村八幡宮の社記に見えたり。
塚、七十一。二、母谷村に有り。一、山條村。二、野々口村伯母山氏名山に有り。八、尾上村。二十六、西辛川村。五、辛川市場村にあり。十四、松尾村。七、大窪村。二、磯部村。二、池谷村。二、横尾村に有り。何の故と云事を不レ知。

民家持傳の器物 並判物（此外器物判物は、其所在の寺社中に記す。）

一、右大將賴朝在判折紙一枚（建久二年六月廿三日。）右折紙磯部村七郎兵衛といふ者所持す。
一、村上義清在判折紙一枚（天文七年六月十五日。）
一、村上義淸在判感狀一枚（天文七年六月十五日。）
一、浮田直家在判折紙一枚（永祿四年三月七日。）
一、浮田秀家並狀一通。（慶長三年五月十一日。）
一、豐臣秀賴折紙一枚（慶長十五年三月十五日。）
右五通山崎村庄右衛門といふ者是を所持す。
一、鈒、無銘、長六寸四步。後奈良院の御劒と云ふ。また同宸筆とて歌一首あり。爲蕃村清八と云ふ者持傳ふ。

一、海野豐前守在判、同四郎左衞門・同五郎兵衞讓狀壹通文明三年正月吉日。下畑村九左衞門と云ふ者持傳ふ。
一、伊賀左衞門督久隆より、片山與一兵衞へ感狀壹通、文龜元年卯月十六日平岡村傳兵衞といふ者持傳ふ。
一、菱川新五郎江下知判物一通官名諱共なし。何人の判物といふ事を知らず。
一、毛利輝元在判、菱川源四郎へ感狀壹通卯月十九日。一、尼子晴久在判、菱川與兵衞同與次郎へ感狀壹通十一月八日。
一、三村家親在判、菱川右京亮へ感狀壹通永祿四年六月七日。一、陸益在判、菱川與次へ感狀壹通大永四年三月十九日。
右五通小森村菱川亦次郎といふ者是を所持す。亦次郎今は日置氏の家士となる。

*備陽記には庄ニとして平岡及笹原を入れ平岡庄は、平岡郷駒村を其盡にとり又笹原庄には輕部庄中葛蒲山以下の各村を入れたり

第六

八之巻

赤坂郡

南は上道郡にさかひ、東は磐梨郡の境に至り、東北は東川をさかひ和氣郡、作州英田郡に隣り、北は作州久米南條郡に境ひ、西は津高郡にいたり、西大川をさかひとす。山多く平野少し。

類聚三代格曰、元慶五年十一月三日、大政官符應置ニ赤坂郡主政一員一事、右得ニ備前國解一偁件郡郷六（按和名抄赤坂郡周匝宅美輕部高月鳥取葛木六郷此也。）戸二百九十三、課丁千七百三十六、調庸租税各有ニ其數一與ニ御野磐梨郡一賦税殆侌、望請準ニ彼兩郡一加ニ任主政一者正三位行中納言兼右近衞大將皇太后宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣良世宣奉レ敕依レ請。

高。三萬七千九百六拾四石零四升。

郷、二。周匝・平岡。

庄、四*。鳥取・輕部・仁堀・竹枝。

和名抄に、本部の郷庄の名出て、今有る處と異同有り。

周匝・宅美・輕部・高月・鳥取・葛木、民間之私記に、慶長の頃、郷庄の名有り、また異同有り。

宅美・武枝・周匝・楢津・戸津野・勢實・平岡・鳥取・高月・葛木・仁堀・輕部。

村　里　一百一。

牟佐（水村なり、古字裳佐。）大久保（水村なり、牟佐村に屬す。）馬屋・和田・立川・河本（以上三村、古は高月村と云。）岩田・穗崎・長尾・南方・齊富（古名池田。）沼田・中島・石井原・日古木・二井（前は仁井の字を用。）高屋・三又（古は穢多村にて有しに、盜財をせしによりて死罪に行れ、人家ことごとく亡ひて、今は村

名殘て人家なし。　正崎・上市・下市・門前・熊崎・河原・善應寺・西中・上仁保・下仁保・斗有・鍋谷水村なり。　大鹿水村なり。

上地山・幡寺山・山口・由津里・西窪田古へは仁保窪田村といふ。　東窪田・五日市・尾谷・津崎・神田・大苅田・町苅田町區なり。　國原水村なり。以上四十四村鳥取庄。　西輕部・笠寺山山村なり。　東輕部・今井・南佐古田古へは迫田の字を用ゆ。　北佐古田古へは北迫田の字を用ゆ。

大屋山村なり、古へは大矢の字を用ゆ。　菖蒲山山村なり。　多賀・出屋・正蒲寺山村なり。　山手山村なり。　平山山村なり。　惣分・惣分下惣分村に屬す古名田々原。　坂邊・小原・山上山村なり古名山方村。己上十八村、輕部庄。　下鹽木・中山山村なり。　黑澤・福田水村なり町區あり、古名稻津村。　黒本・瀧山黒本村に屬す。

周匝水村なり町區あり、池田伊見采邑とす。　草生・是里山村なり。　河原屋是里村に屬す、以上十村周匝庄。　仁堀東・仁堀中・仁堀西・仁堀河原毛・廣戸山村なり。　小鎌・小鎌下山村、小鎌村に屬す、古名下庄。　西勢實・中勢實山村なり。　沓石山山村なり。　戸津野山村なり。　上鹽木以上十二村仁堀庄。　石上古名西上村。　大松山山村なり。　佐野・平岡西・矢知古へ野知の字を用ゆ。　寺部・新庄・中畑山村なり。　伊田・矢原水村なり。　川高水村なり。以上十一村平岡郷、　太田・上谷太田村に屬す。　下谷水村なり、太田村に屬す。　吉田水村なり。　土師方水村なり。　小倉水村なり。以上六村竹枝庄。

山川

本宮山又高倉山とも云ふ、伊佐村・大久保村・鍋谷村・上仁保村・西中村・和田村・馬屋村に跨る。郡中の高山なり。　龍天山東南は西勢實村・中勢宅村・仁堀西村・仁堀中村に跨る。西北は作州に跨る。郡中の高山なり。

百間林の山・高峯山ともに是里村に有り。　善應寺山善應寺村に有り。　西山西中村に有り。　新田陣山穗崎村に有り。　石井原山石井原村に有り。

田土山國原村にあり。　*一矢淵山吉田村にあり。　白石山下谷村にあり。　太平山太田村・上谷村に跨る。　田戸谷山小倉村にあり。　猿谷山矢原村に有り。

茅野山伊田村にあり。　川平山新庄谷村にあり。　引地山平岡西村に有り。　行田山佐野村にあり。　瀧城山大鹿村にあり。　地藏岩牟佐村瀧口川端に有。

疊岩・烏帽子岩・船岩ともに惣分村の西にあり、烏帽子岩*二少しものにふれるれば動くと云ふ。　烏帽子岩・甲岩、ともに馬屋村にあり。　毘沙門天岩、土師方村にあり。

詰皐岩・立岩・猿岩共に牟佐村高倉山に有。　窟二十四、村々に有、下鹽木村窟は瀧の口といふ、いにしへ龍出るよし云傳ふ。牟佐村の窟は、長さ九間計、其中に石棺の如きものあり。

東川上流二つ作州津山川、同國勝南郡藤原村より河原屋村に來り、草生村・周匝村を經。又作州湯郷川、同國勝南郡飯岡村・高下村の間より、本郡周匝村に來り、津山川に合流して、本郡福田村より、磐梨郡稻蒔村に入る。

西大川作州久米南條郡福渡村より流れ、本郡太田村・吉田村・土師方村・小倉村・矢原村・川高村・國原村・大鹿村・鍋谷村・大久保村・牟佐村より、上道郡原村に入る。

---

*一、矢淵山一本「西中村に有」とあり

*二、一本共に牟佐村高倉山にありとあり

*手洗の瀑は盞血洗の瀑の誤か。

砂川（仁堀庄中の山々の小流れ集て、仁堀東村より川となりて、仁堀西村・仁堀中村・仁堀河原毛村・山上村・坂邊村・小原村・出屋村・多賀村・西軽部村・町茢田村・東窪田村・西中村・五日市村・正崎村・上市村・熊崎村・門前村・下市村・河本村・立川村より、磐梨瀬戸村に入る。）

手洗の瀑*（是里村に有り。）　瀑布（牟佐村に有り。）　二井（二井村にあり。）　大池（日古木村に有り。凡水面十二三町。）　天満池（西中村にあり。水面七町。）　大池（大茢田村にあり。水面七町余。）　眞德池（今井村に有。水面五町余。）　福萬池（福田村に有り。水面凡八町余。）　奥畫谷池（瀧山村に有。水面四町余。）　寂光寺池（周匝村に有、水面凡五町余。）　中勢寶大池（仁堀中村に有、水面凡八町。）　松尾池（矢知村に有、水面凡四町。）　池（六百六、村々に有り、皆用水なり。）

關梁

町茢田驛（町茢田村にあり。）　福田驛（福田村に有り。）　石橋（大松山村に有り、玉の渡と云。）　土橋（下市村に有り。）　牟佐渡（西大川牟佐村より御野郡宮本村へわたす。）　周匝渡（東川周匝村より、作州勝南郡飯岡村へわたす。）

產物

棉花（鳥取庄の村々に多し。）　梅子（鍋谷村に出る。）　煙草（國原村に出る。）　蘿蔔（周匝村に生るを佳とす。又矢原村に多く出る。）　山椒（新庄村にて是を製す。）　松茸（下鹽木村・大鹿村・吉田村・瀧山村にいづる。）　漆・楮（カウゾ）（共に土師方村・小倉村・國原村・鍋谷村に多し。）

產業

紙（川高村にて、三折はな紙を製す。瀧山村・黒澤村・黒本村にて杉原はな紙の類を製す。）　蠶（黒澤村・黒本村・瀧山村・草生村・矢原村・國原村・小倉村・土師方村にて是を業とす。）　紺屋形（牟佐村にて是を作り、諸國へ出す。）　工匠・木挽（共に平岡庄竹枝の庄の村々多く是を業とす。）　筬筅（チサ）・茶（共に西中村にて是を作る。）　伯樂（山手村・福田村に多し。）　高瀬舟（牟佐村・大久保村・鍋谷村・大鹿村・矢原村・土師方村・吉田村・下谷村・周匝村・河原村にあり。）

神祠

韴靈（ふつのみたま）神社（石上村、社領弐拾石。）　延喜式神名に石上布都の魂神社といふ是なり。社記の略に云、素盞嗚尊出雲

國にて、八またの大蛇をきり給ふ。尾に至りつるぎの刄少しかけたり。怪しみてさき見給へば一つの劒有り、是をば天(アマ)に奉り給ふ。後に草なぎの劒といふ是なり。其おろちをきり給ふ劒を、おろちの麁正の劒と云ひ、またおろちのからさびの劒ともいふ。則吉備國石上の神社是なり。人皇十代崇神天皇の御時、大和國山邊郡に移り、石上ふるの宮といふ。韴靈(ふつのみたま)といふは、武甕槌神の持給ふ小劒の名なり。委くは縁起に見えたり。

神社啓豪曰、當宮素盞嗚尊斬レ蛇之劒、號二韓鋤一也、祭以爲二神靈・神祀所一レ謂其素盞嗚尊斬レ蛇之劔、今在二吉備神部許一、又云其斷レ蛇之劒號曰二蛇之麁正一、此在二石上一者是也、因レ功則名二麁正一、據レ形則號二韓鋤一、所謂異名同物、崇神天皇御宇奉二遷大和國山邊郡一。

布勢神社 仁堀西村。社領壹(貮イ)石八斗。所祭布勢氏神祖大彦命。　創造時代不詳。延喜式神名に見えたり。古は中勢實村龍天山に鎮座、後今の處へうつす。

加茂神社 仁堀西村。　創造時代不詳。延喜式神名曰、鴨神社三座と云是なり。前は京都加茂神主松下三位事務を勤しか、勅勘の後、寺社奉行司レ之。今に松下氏に百五十石御寄附の地有り。

紫(柴イ)明現 多賀村。所祭北斗星精。　創造時代不詳。社司之説に、古來より延喜式宗形神社と云傳ふ。不審。

正二位高倉大明神。傘佐村。所祭高倉下(タカクラジ)靈歟。　同斷。高倉院を祭るといひ傳いふかし。高倉院にては不レ可レ有。

八幡宮 傘佐村。　創造時代不詳。　　天王宮 同。　右同斷。

天神宮 同。　右同斷。　　天神宮 大久保村。　右同斷。

春日大明宮 馬屋村。　右同斷。　　王子權現宮 同所。所祭若王子と同歟。　右同斷。

國分寺八幡宮 同村。　右同斷。　　兩宮大明神 岩田村。　右同斷。

松尾大明神 穗崎村。社領八斗三升。　右同斷。　　八幡宮 同所。社領二石一斗八升余。　右同斷。

天神宮 同所。社領八斗二升余。　右同斷。　　王子權現宮 同所。　右同斷。

惠美須宮上市村、社領一石七斗貳升余。　創造時代不詳。
大明神同所。　右同斷。
王子權現宮山口村。所祭若王子。社領三石。　右同斷。
大明神同所。　右同斷。
龍王宮同所。　右同斷。
久保八幡宮同所。　右同斷。
八幡宮長尾村。　右同斷。
片山大明神由津里村。社領一石四斗四升。所祭勢州鈴鹿神社と同。　右同斷。
王子權現宮同所。　右同斷。
正八幡宮西中村。　右同斷。
御崎神社五日市村。所祭大國魂幸魂。　右同斷。
西王子權現宮上仁保村。所祭若王子。　右同斷。
天神宮上仁保村。　右同斷。
明現宮大鹿村。　右同斷。
十二社權現宮斗有村。　右同斷。
南王子權現宮同。　右同斷。
祇園神社川高村。　右同斷。
福井八幡宮東輕部村。　右同斷。
尾崎大明神神田村。社領一石九斗。　右同斷。
木船大明神大苅田村。　右同斷。

八幡宮熊崎村。　右同斷。
同村八幡宮之社地に有り。
八幡宮同所。　右同斷。
八幡宮和田村。　右同斷。
祇園神社河本村。　右同斷。
櫻大明神同所。　右同斷。
大明神同所。　右同斷。
御崎神社同所。　右同斷。
王子權現宮正崎村。社領七斗三升余。所祭若王子。　右同斷。
中八幡宮同。　右同斷。
六社權現宮上仁保村。　右同斷。
小山八幡宮下仁保村。　右同斷。
天神宮鍋谷村。　右同斷。
天神宮鍋谷村。　右同斷。
天神宮同。　右同斷。
八幡宮國原村。社領壹石六斗六升余。　右同斷。
大埇神社同。　右同斷。
箱大明神同。　右同斷。
八神宮大苅田村。　右同斷。
王子權現宮町苅田村。　右同斷。

八幡宮同。　右同斷。
內王子權現宮津崎村。社領三石壹斗六升。　右同斷。
野原八幡宮沼田村。社領七斗一升余。　右同斷。
御崎大明神出屋村。所祭大國魂幸魂、又白髭大明神と云。　右同斷。
津野八幡宮山手村。社領三斗三升。　右同斷。
八幡宮仁堀中村。社領一石一斗三升余。　右同斷。
山王宮同村。　右同斷。
王子權現中勢實村。社領六斗五升。　右同斷。
若一王子權現西勢實村。社領貳斗四升。所祭若一王子。　右同斷。
八幡宮坂邊村。　右同斷。
權現宮同。　右同斷。
王子權現廣戸村。社領九斗一升。　右同斷。
十二社權現小鎌村。社領貳斗六升。　右同斷。
權現宮同。　右同斷。
尾中大明神北佐古田村。　右同斷。
旭明現宮南佐古田村、所祭北斗星精。　右同斷。
明現宮大屋村。所祭北斗星精。　右同斷。
小森神社同村。吉田の折紙に籠守大明神住吉同神と有。　右同斷。
天下大明神上谷村。　右同斷。　古へ上山に鎮座有よし。天正の頃、今の所へうつす。
明現社太田村。所祭北斗星精。　元和年中創造。

天滿天神宮西窪村。社領一石六斗。　右同斷。
山田八幡宮日古木村。社領二石三斗五升。　右同斷。
中八幡宮尾谷村。　右同斷。
王子權現宮西輕部村。　右同斷。
八幡宮平山村。　右同斷。
貴船明神同村。　右同斷。
八幡宮下盧木村。　右同斷。
龍王宮同、社領三斗八升。　右同斷。
松尾大明神坂邊村。社領貳斗三升。　右同斷。
天神宮小原村。　右同斷。
天神宮同。　右同斷。
明現宮同。社領貳斗四升。　右同斷。
八幡宮多賀村。　右同斷。
朝日明現宮今井村。社領四斗五升。所祭北斗星精。　右同斷。
津野八幡宮同村。　右同斷。
明登八幡宮大屋村。社領三斗貳升。　右同斷。
明現七社大明神土師方村。所祭七曜星精。　右同斷。
坂本明神太田村。　天正年中創造。

*一本社領田地五反三畝五石とあり

權現宮下谷村。　寛文年中創造。

八幡宮小倉村。社領貳段壹畝六步。　創造時代不詳。

八幡宮伊田村。社領三石五斗五升余。　右同斷。

八幡宮同村。　右同斷。

十二所(社イ)權現寺部村。社領二斗。　右同斷。

龍王宮佐野村。所祭高靇龍神同歟。　右同斷。

明現宮同村。　右同斷。

天神宮惣分下村。　右同斷。

天龍王山上村。　右同斷。

天王宮戸津野村。社領三斗五升。所祭素盞鳴尊。　右同斷。

五社大明神黑澤村。　右同斷。

王子權現宮同村。　右同斷。

卷峰八幡宮社領三斗貳升。　右同斷。

河原權現河原屋村。　右同斷。

諏訪大明神周匝村。社領八斗。　右同斷。

卷大明神同。　右同斷。

正八幡宮周匝村。社領四石。　右同斷。

明現宮黑澤村。　右同斷。

十二所(*社イ)權現宮吉田村。社領五石。　創造時代不詳。

權現宮矢原村。　右同斷。

三社權現新庄村。社領壹石八斗。　右同斷。

大梵天王同村。所祭御天御傳中主尊。　右同斷。

八幡宮平岡西村。　右同斷。

龍王宮中畑村。所祭高雷(靇カ)龍神同歟。　右同斷。

稻妻八幡宮惣分村。社領三石四斗八升余。　右同斷。

福一八幡宮惣分村。　右同斷。

弓矢八幡宮戸津野村。社領三斗五升。　右同斷。

弓矢八幡宮中山村。　右同斷。

山王宮瀧山村。　右同斷。

天神宮是里村。　右同斷。

王子權現宮同村。　右同斷。

天王是里村。　右同斷。

正八幡宮福田村。　右同斷。

天神宮黑本村。　右同斷。

弓矢八幡宮草生村。　右同斷。

廢祠

稻荷神社馬屋村。　塵積神社上仁保田村。　布施神社大鹿村。　熊野權現大苅田村。

三輪大明神日古木村。　巨祖神社西輕部村。　八幡宮大松山村。　多賀神社新庄村。
顧(コトン)盻神社平山村。　姫大明神黒澤村。
以上十社、正徳二年上道郡大多羅村へ移して寄宮とす。

佛刹

金泉山正滿寺正滿寺村。寺領拾八石九斗八升余。天台宗。本尊銘金山觀音寺。　院主妙覺院。　寺中東光坊・本明坊。
天平勝寶年中報恩大師創造、四十八ヶ寺の内なり。
菖蒲山西光寺菖蒲山村。寺領六石六斗八升。天台宗。本寺同上。　院主隨縁院。　寺中安養院・地藏院。
天平勝寶年中、報恩大師創造、四十八ヶ寺の内なり。
笠寺山淨土寺笠寺山村。寺領二拾二石壹斗。天台宗本寺同上。　院主持教院　寺中圓光院、養善院、慈善院。
天平勝寶年中報恩大師創造、四十八ヶ寺の内なり。
金光山德行寺大乘院大久保村。天台宗。本寺同上。　天正年中の中興といふ。
二王山慶立寺黒本村。日蓮宗。本寺岡山蓮昌寺。　天正年中創造といふ。
正氣山妙法寺仁堀東村。貢税之地、日蓮宗。本寺御野郡妙林寺。　永祿年中、領主羽床伊賀守建立のよし。
沓石山高福寺*沓石山村。寺領拾壹石壹斗四升。天台宗。本寺銘金山觀音寺。　院主蓮花院、寺中善行院・西明院・利生院。
天平勝寶年中、報恩大師創造、四十八ヶ寺之内なり。往古は伽藍莊麗なりしが、建久年中悉く燒亡す。境内に皮籠石沓石と云石あり。
近福山久成寺草生村。日蓮宗。本寺京都妙滿寺。　慶長年中創造といふ。
日影山蓮現寺周匝村寺領二石貳斗五升。日蓮宗。本寺岡山蓮昌寺。古名受(慶イ)福山妙圓寺。　天正年中創造といふ。
妙現山圓立寺大鹿村。貢税之地。日蓮宗。本寺同上。　天文年中創造といふ。

*一本高極寺とし備陽記には又光福寺とせり

幡降山極樂寺幡寺山村。寺領十八石壹斗七升。眞言宗。本寺御野郡法界院。院主普門院。寺中光明院、泉藏院、千手院。曆應年中創造といふ。

瑞輪山香雲寺周匝村。寺領一石九斗七升余。日蓮宗。本寺岡山蓮昌寺。　天文年中の創造といふ。

藥王山眞福寺正崎村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。　萬治年中の中興といふ。

高倉山宿雲寺玄龍院牟佐村。天台宗。本寺同上。　天文年中の中興といふ。

正順山妙圓寺下谷村。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　應永年中創造。古へは眞言宗白石山藥王寺といふ。後日蓮宗に改む。

石井原山千光寺石井原村。寺領三拾五石四斗五升余。天台宗。本寺銘金山觀音寺。院主敎王院。寺中西明院。玉泉院。淨心院。

天平勝寶年中、報恩大師創造、四十八ヶ寺の內なり。天正十八年沼田左衞門太夫・同右京進再造之由棟札有り。往古は境內龍王山にあり、火災有て千手谷と云處に移る。其寺跡今に有り。其後何の頃にや、今の堂の頂へうつす。境內に來迎石と云ふ岩あり。

和田山聖觀寺無量院黑本村。天台宗。本寺同上。　寛文年中の中興と云ふ。

江久山蓮光寺吉田村。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　津高郡鹿瀨村の城主丹生民部建立、禱（祈イ）願所と云ふ。時代不詳。永祿年中、松田左近將監元成再造のよし。

石指山寶壽寺中畑村。眞言宗。本寺御野郡法界院。

上地山滿樂寺上仁保村。寺領七石九斗九升、眞言宗本寺同上。院主地藏院。寺中東福坊、圓城坊、明王院。天正（平イ）年中創造といふ。

大松山妙覺寺大松山村。寺領四石七斗五升。眞言宗。本寺同上。院主觀音院。寺中福壽院、蓮上院、不動院、普賢院。神護景雲年中僧鑑眞創造といふ。

金光山善敎寺兼壽院馬屋村。眞言宗。本寺同上。　天平年中、創造といふ。

葛山高仁寺仁堀西村。眞言宗。本寺同上。院主靑蓮院。寺中文殊院。弘仁年中、僧空海創造といふ。

瑞雲山大龍寺周匝村。禪宗。本寺京都妙心寺。　寛永年中、池田河內建立。代々此家の菩提寺なり。今に至りて、寺務此家に屬す。

光專寺周匝村。一向宗。本寺京都本願寺。　寛永年中建立、寺務池田但見家に屬す。

廢寺

國分寺馬屋村の北東三畝計の空地に高さ壹丈斗の七重の塔あり。　退轉の時代不詳。

日立山善應寺善應寺の村。　觀音寺神田村。　眞福寺福田村。　寶大寺大や庭村。

法昌山宗祐寺矢原村。　本中山妙圓寺西中村。　高明山宗蓮寺神田村。　常在山妙泉寺大苅田村。

學校跡二西中村・仁堀中村。

古蹟

高月驛。延喜式に見へたり。古官道の驛なりし由。宇喜多中納言の時三ヶ村に分れたり。今河本村・立川村・和田村是なり。古へ高月庄と云ふ。

牟佐。盛衰記に裳佐につくる。妹尾太郎兼康倉光を討て後、兼康は西川裳佐の渡りをうち渡り、福輪寺の繩手にも要害をかまへたりとあり。古への官道にて舟渡し有り。川向は御野郡なり。

仁堀。太平記に、山名伊豆守時氏、五千餘騎にて伯耆より打て出、子息左衞門師義を大將として、二千餘騎備前中へ發向す。一勢は備前の仁堀に陣を取て、敵を待つとあり。今仁堀庄十二ヶ村あり。いにしへの仁堀といふは、四ヶ村に分りて、今の仁堀東村・仁堀中村・仁堀西村・河原毛村なり。

新田陳山穂崎村。　いにしへ新田義助陣取場所のよし云傳ふ。

古城跡

白石城太田村。田淵七郎左衞門氏光ナイ居城なり。後松田の家臣橋本菜守り、松田家滅て後、宇喜多直家臣岡豐前守レ之。

古城正崎村。　古城善應寺村。　龍王宮穗崎村。　以上三城主不レ詳。
瀧城山大鹿村。城主草賀五郎兵衞、又平正繼とも云ふ。
から〱山の城作イ山口村。城主岡與右衞門、又草賀仁兵衞ともいふ。
古城山口村。城主華房助兵衞正次。
木山城山口村。　高尾山城由津里村。　小屋谷山城由津里村。　以上三城主不詳。
高尾山城大菰田村。　城主菰田四郎左衞門、又額田與次右左門共いふ。
おんち山城町菰田村。　津地の上城東輕部村。　古城山小原村。　古城山黑澤村。
古城山惣分下村。　古城山坂淵村。　古城山黑澤村。　以上七城主不レ詳。
古城神田村。　城主本房與左衞門と云傳ふ。
佐古谷城西輕部村。　城主額田嘉介。　宮口の上城東輕部村。　城主福島兵衞。
古城山。本丸二の丸といふ有り。城主笹部勘次郎と云ふ。大川の邊に、戰場跡とて一の善二の善と云ふ處有よし。一説に保鹿又星賀ともいふ。　藤内居城。
山鳥城是里村。　城主平賀大進。
德近古城仁堀東村。　明田古城仁堀中村。　梅坂古城仁堀河原毛村。　以上三城主不詳。
古城山仁堀西村。　城主羽床大和守。里民の説に、雲州尼子家の侍と云ふ。
古城山石上村。　城古山石上村。　古城山矢知村。　古城山矢知村。　古城山中畑村。　以上五城主不詳。
長佐古城中勢實村。　城主高松祐膳。　古城山平岡西村。　城主浦上與次郎。
古城山矢原村。　城主楢村又次郎。　松撫の城新庄村。　城主明石飛彈。
西谷城新庄村。　城主松田彦四郎。　うな山城伊田村。　城主長崎四郎左衞門。
殿谷城伊田村。城主難波將監經高より、代々守レ之。八郎左衞門尉經定の時に至りて、浮田か爲に落城

す。
古城山上仁保村。　城主葛坂左京進。　古城山土師方村。　城主山口與一兵衞。
上古山城馬屋村。　城主左近といふ。何人といふ事をしらず。

人物

沼田左衞門太夫。　同左近進。　沼田村畑の中に兩人の宅地と云ふ所有り。右井原山村千光寺建立棟札に、願主沼田左京進とあり。
小原源次兵衞。　福田村の西の山に、宅地の跡と云ふ所有り。
羽床伊賀守。　仁堀東村妙法寺の記に見へたり。
難波十郎兵衛尉行豊。備前國住人難波次郎經遠の末なり。其子孫民間に下りて、代々伊田村に居住す。今小十郎と云ふ。

墳墓

丹生民部墓。吉田村宮林の中に石塔二あり。津高郡鹿瀬村の城主なるよし。
遠藤河内・同修理亮・同内藏助。西中村の南に、右三人の墳墓あり。松二本栴檀の木有り
笹部千千代墓。周匝村一の谷といふ所に有り。城主笹部助次郎の子のよし。
大試塚又勅使冢とも云。　中勢實村に有り。何ゆへといふ事をしらず。

民家持傳の判物　此外之器物判物は、其有所の寺社に記す。

一、久家在判難波豐前への狀壹通、四月廿七日。

一、政則より松田遠江入道への下知狀壹通十月二日。
一、政則在判浦上四郎左衛門松田遠江入道への下知狀吉通閏十月五日。
一、政則在判難波十郎兵衛へ之感狀壹通十一月九日。
一、難波十郎兵衛言上赤松政則下知在判壹通文祿十三年四月七日。
右五通末孫伊田村小十郎といふ者所持す。
一、浦上宗景在判松田久兵衛尉江の感狀壹通天正三年五月廿八日。
一、浦上宗景在判松田久兵衛江の感狀壹通天正三年五月八日。
一、浦上宗景在判松田彥次郎江の感狀壹通七月廿日。
一、浦上與次郎宗景在判松田彥次郎江の感狀壹通七月廿一日。
一、宇喜多和泉守直家在判壹通九月三日。
一、日笠次郎兵衛賴房在判松田彥次郎江の狀壹通十月朔日。
一、宇喜多三郎左衛門直家在判松田彥次郎の狀壹通十一月廿日。
一、浦上村宗在判松田彥次郎江の感狀壹通十月二日。
右八通末孫新在村六右衛門と云もの所持す。

＊那磨は珂磨の誤なるべし延喜兵部式珂磨驛馬廿疋とありまた續日本死天平二年五月の條にも珂磨とあれば那磨は珂を誤れること明かなるべし

＊磯名この郷名見る所なし平賀元義の說に續紀に佐伯郷見え後世に至るまでこの御名有しなれば磯谷は佐伯の誤なるべしといふ

第七　九之巻

磐梨郡

南は上道郡にさかひ、東は和氣郡に隣り、東川を境とし、西北は赤坂郡の境に至る。古へは石生の字を用ふ。又古事記に石無の字を用ふ。山多く平野少なし。

古事記曰大中津日子命者、吉備之石無別祖也。桓武紀曰、延暦七年六月癸未美作備前二國國造中宮太夫從四位上兼攝津大夫民部太輔和氣朝臣淸麻呂言、備前國和氣郡河西百姓一百七十餘人、款曰、己等元是赤坂上道二郡東邊之民也。去天平神護二年割二隷和氣郡一、今是郡治有二藤野郷一、中有二大河一毎レ遭二雨水一、公私難レ通、因レ玆河西百姓屢闕二公務一。請下河東依レ舊爲二和氣郡一河西建二磐梨郡一、其藤野驛家遷二置河西一、以避二水難一兼均中勞逸上。許レ之。「類聚三代格曰、元慶四年十一月五日大政官符應レ加三置磐梨郡主政一員一事、右得二備前國解一偁撿二案內一件郡元與二和仲郡一爲二一郡一而其間有二一大川一吏民往還有レ煩、仍以二去延暦七年六月十三日一申官分二置件郡一、郎管二郷六一。按和名抄磐梨郡、和氣・石生那磨肩背磯名・物部・物理六郷此也。戸二百九十七、課丁二千三百六、備二進調庸一出二擧官稻一郡司少レ員濟レ事乏レ人、望請因循御野郡被レ置二件員一令レ濟二郡務一、謹請二官裁一者、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多宣奉レ勅依請。

高。貳萬一千貳百八拾八石七斗四升。

郷、四。肩背、和氣、石生、可眞。

庄、三。吉岡、小野田、佐伯。

保、一。物理。

和名抄に本郡の郷庄の名出て、今在處と異同有り。

和氣、石生、那磨、肩背、磯名、物理、物部。

民間の私記に、慶長の比、郷庄の名あり、又異同有り。

肩背、物理、石生、和氣、可眞、佐井田、吉岡。

村里 六十五

沖村・江尻・肩背・大内水村なり。村の内に鵜居と云所あり。古へ別の一村なりしに田池減少して、後大内村の内のあさ名となり、以上四村肩背郷。下村・瀬戸・光明谷・寺地・森末。坂根以上六村物理保。南方。宗堂・鹽納・鍛冶屋・大井。多田原。梅保木。吉谷（岡イ）梅保木村に屬す。以上八村吉岡庄。二日市水村なり。いにしへ和氣郡の内に屬する由。徳富古名長福寺。小瀬木。釣井水村なり。河田原水村なり。吉原古へ和氣郡奥吉原村の内にて、原吉原と云。洪水の後今の所へうつす。吉原村の内畑と云所は、古より本郷畑村成しに、いつの比にか吉原村に屬す。以上六村和氣郷。本村。原。元恩寺。田原下（山イ）水村なり。田原上水村なり。圓光寺。松本以上七村石生郷。殿谷。岡石生郷。澤原・佐古以上四村小野田庄。可眞下・可眞上・彌上（山イ）水村なり。野間・稗田・石蓮寺山村なり。以上六村可眞郷。酌田山村なり。西谷・東谷・田中・大方・田尻・加々知田山村なり。父井水村なり。小原水村なり。市場水村なり。頭水村なり以上二村町區有り。土倉左膳采邑とす。寺山・津瀬水村なり。稲蒔水村なり。來光寺・石村山村なり。鹽木・暮田山村なり。八島田山村なり。宇屋。矢田部。土生・三宅・壁以上二十四村佐伯庄。

山川

國山田原上村・田原下村・父井村に蟠る。郡中の高山なり。龍王山寺地村にあり。鼓山田原下村・吉原村・本寺村に蟠る。大王山佐伯庄の村々に蟠る、郡中の大山なり。石蓮山石蓮寺村に有高山なり。飯山下村に有り。細尾山森末村に有り。せまり山瀬戸村に有り。大坂山・清水山・別所山共に坂根村に有り。ちんば山江尻村に有り。周東山肩背村にあり。三谷山大内村・南方村に蟠る、高山なり。こうち山大内村に有り。大岩山南方村に有り。新田山宗堂村に有り。高尾山・梅手折山共に鹽納村にあり。千種山・天王山共に鍛冶屋村にあり。高山・久津山共に梅保木村に有り。熊野山・三明寺山共に徳富村に有り。大森上山小瀬木村に有り、高山なり。上荒神山・

*田尻池一本水面凡五丁余

下荒神山・長尾山共に水村に有り。志水谷山田原下村に有り。笠岩山吉原村にあり。大嶺圓光寺村にあり、一谷山澤原村に有り、高山なり。大井山・死出山共に可眞上村にあり。名倉山西谷村に有り。赤尾山殿谷村にあり。新田山市場村に有り。船山頭村にあり。高星山稲蒔村にあり。飯山石村・八島田村に跨る。いわらが嶽父井村にあり。龜石・立石共に南方村の三谷山にあり。平岩來光寺村高星山に有。うちの宮山壁村に有り。神崎山三宅村に有り、いふこ山守屋村・土生村・八島田村に跨る。

ひんたらい石頭村にあり。立石八島田村にあり。窟六十村々に有り。大内村に古四十塚と云あり、今纔に二つ三つ殘りて、是を四十塚といふ。

東川赤坂郡稲田村より來る。本郡稲蒔村・津瀬村・頭村・市場村・父井村・小原村・田原上村・田原下村・原村・元恩寺村・本村・吉原村河田原村・釣井村・徳留村・吉谷村・二日市村・南方村・大内村より、上道郡吉井村へ入る。砂川赤坂郡立川村より郡郡瀬戸村・下村より上道郡谷尻村へ入る。小野田川小川なり。源は酌田村・野間村・彌上村・近邊の山々の小流水集りて岡村より川となり佐古村・殿谷村・可眞上村・薭田村・可眞下村・澤原村・松木村・小瀬木村・徳富村より、東片上に入る。

堰東川田原上村にあり。長三百八十間、郡中の用水なり。瀑四。肩背村閼伽井谷・大内村木庭谷・小瀬木村野山・稗田村今行山にあり。岩土大池澤原村にあり、水面凡十一町余、※田尻池田尻村にあり。水面凡三町余、可眞大池可眞上村に有、水面凡四丁余。兒の池・鵜居の池共に大内村に有り。へ東川此所へ流し由。古池下村に有り。上に同し。池三百九。村々に有。皆用水なり。あみか瀬長凡六十八間。小五郎瀬長凡百三十五間。ちやうなる瀬長凡百間有りし由。鴻の瀬凡長七十五間。岩淵長凡貳百二十間、共に兩川稲蒔村に有り。森井鹽納の森池底に有て、旱にて池水涸る時は、井の水を用ゆと云。くす井宗堂村にあり。閼伽井・尾原井・白柏子井・鹽井共に肩背村にあり。横井森末村にあり。向井大内村にあり。かな井鍛冶屋村に有り。土井井大有り。父井・母井共に人井村に有。此井有故に村名とす。古井頭村大王山の内に有り。

關梁

土橋南方村に有。瓜生橋ともいふ。ちはら河原の橋頭村にあり。土橋二壁村に有。青木橋はるてん橋と云ふ。佐伯渡東川市場村より、和氣郡矢田村に渡す。

官道

上道郡谷尻村のさかひより佐伯頭村に至る道。四里十八町此間歴る處、仲村・下村・瀬戸村・光明谷村・寺地村・森末村・宗堂村・鹽納村・鍛冶屋村・大井村・梅保木村・多田原村・吉谷村・徳富村・小瀬木村・澤原村・父井村・市場村。

*一本貞徹年中創造とあり

產物

煙草大内村に有。　竹釣井川村中島に多し。　銅小瀬木村に出る。　燧石南方村に出る。

產業

蒟蒻市場村・頭村にて製る物、佳なりとす。　獵暮田村・父井村・酌田村・西谷村とに多く、其外村々是を業とす。　高瀬舟田原上村・田原下村・稲蒔村・頭村に多し。

神祠

王八幡宮可眞下村（上イ）。　創造時代不詳。　八幡宮同。　右同斷。
明現宮莽田村。所祭星精。　右同斷。　武津神同。　右同斷。
黒田權現野間村。所祭河州志紀郡同神歟。　右同斷。　王子權現岡村。所祭熊野眷屬若王子歟。　創造時代不詳。
小野田八幡宮佐古村。*　右同斷。　以前は浦上政宗より、小野田の庄にをゐて田地五町八段寄附有し由。
今社領なし、天文年中、殿谷村の城主小野田左馬進の先祖小野田宗右衛門尉茂行再興の棟札あり。
小川御所大明神澤原村。　右同斷。　山王宮石蓮寺村。　右同斷。
若宮八幡宮彌上村。　右同斷。　王八幡宮可眞上村。　右同斷。
松御崎大明神瀬戸村。所祭松尾同歟。　右同斷。　權現宮同村。　右同斷。
八幡宮寺地村。　右同斷。　三寶荒神下村。　右同斷。
熊野權現德富村。　右同斷。　春日大明神坂根村。　右同斷。
福山權現松木村・小瀬木村春日大明神の末社なり。　右同斷。　春日大明神小瀬木村。　右同斷。
宇佐八幡宮頭村。　右同斷。　社司の說に、豐前國宇佐八幡宮を勸請の由。神輿船にて大島に着す。

國中所々宮地を撰び、今の處に建立す。此所古へ池大納言領分なる由。當所へ遷宮の時、大しまより西大寺まで船こぎよせ、其時川船なかりしゆゑ、いかだにて當所まで着す。其砌り社領有し由。浦上宗景沒收すと云り。

王子權現父井村。所祭熊野眷屬。　創造時代不詳。　加茂大明神壁村。　右同斷。
春日大明神三宅村。　右同斷。　王子權現田中村。所祭熊野眷屬。　右同斷。
石神宮田中村。所祭武甕槌命。　右同斷。　子守八幡宮酌田村。　右同斷。
御崎大明神西谷村。　右同斷。　天神宮田尻村。　右同斷。
二宮八幡宮同。　右同斷。　三寳荒神土生村。所祭沖津彥・沖津姫命。　右同斷。
諏訪大明神宇屋村。　右同斷。　雨吹大明神天田部村。　右同斷。
天神幕田村。　右同斷。　天王宮島田村。所祭祇園に同。　右同斷。
八幡宮石村。　右同斷。　宇佐八幡宮稲蒔村。社領一石貳斗壹升余。　右同斷。
朝日明現同村。　右同斷。　高瀨大明神同。　右同斷。
正八幡宮元恩寺村。社領八石五斗。　右同斷。　箱崎大明神原村。　右同斷。
春日大明神圓光寺村。　右同斷。　飛松大明神田原下村。　右同斷。
春日大明神同。　右同斷。　天神宮鍛冶屋村。　右同斷。
正八幡宮多田原村。　右同斷。　古へ南都東大寺の瓦を燒し時、南都正八幡を勸請すといふ。
熊野權現宮吉谷村。　右同斷。　天王宮宗堂村。　右同斷。
天垂大明神肩背村。所祭天足神と同歟。　右同斷。　孝謙天皇の御宇奥州黑川郡天足大明神を勸請す。此社の氏子故有りて、伯州大山へ參詣せざる由云傳ふ。
八幡宮江尻村。　右同斷。　八幡宮沖村。　右同斷。

御崎宮肩背村。所祭大國魂幸魂。　右同斷。　正八幡宮大內村。　右同斷。
明現宮大內村。　右同斷。　諏訪八幡宮同。　右同斷。
荒神同村イ大方村。　右同斷。

廢祠

稻荷神元恩寺村。　三輪大明神多田原村。　八幡宮江尻村。　春日大明神佐古村。
姫大明神頭村。
以上五社、正德二年上道郡大多羅村へ移す。金剛童子社南方村。

佛刹

中津山元興寺肩背村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。　院主大乘院。寺中光明院。天平勝寳年中報恩大師創造、四十八ヶ寺の內なり。
藥師堂肩背村。同村中津山大乘院司レ之。　藥師堂江尻村。同院司レ之。
小川山常念寺自性院澤原村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。
岩生山元恩寺元恩寺村。寺領三石三斗貳升。天台宗。本寺同上。　院主光明院。寺中不動院、明王院。天平勝寳年中報恩大師創造、四十八ヶ寺の內なり。
大王山本久寺寺山村。日蓮宗。本寺房州小湊誕生寺。　天正年中領主宇喜多土佐守創造。境內に宇喜多土佐守墓あり。
光現寺頭村。古名大東坊。一向宗。本寺京都本願寺。　寶永年中備後國より來る。寺務土倉左膳家に屬す。

廢寺

明長寺瀨戸村。　泉光寺寺地村。　妙正寺寺地村。　正行寺森末村。
妙光寺森末村。　高德山妙源寺南方村。　梅手折山法蓮寺鹽納村。　正光山道德寺鍛冶屋村。
正住寺梅保木村。　金光山福成寺吉谷村。　法永山蓮久寺大井村。　法花山大蓮寺野間村。

時正山妙應寺田原上村。　平滿山石蓮寺石蓮寺村。　立雲山大乘寺彌上村。　光長寺彌上村。
大泉寺大内村。　湯神山淸光寺澤原村。　圓福寺可眞下村。　圓成寺可眞上村。
大光寺可眞上村。　妙圓寺可眞上村。　慶雲寺可眞上村。　來光寺來光寺村。
學校故跡二　宗堂村・梅保木村。

古蹟

珂磨驛。延喜式に見えたり。いにしへ官道の驛なりし由、今可眞上下の村是なり。

佐伯庄。

東鑑曰、池前大納言並室家之領等者、載ニ平氏沒官領注文、自ニ公家ニ被レ下云云而爲レ酬ニ故池禪尼恩ニ能申ニ宥彼亞相勅勘ニ給之上、以ニ件家領三十四箇所ニ如レ元可レ爲ニ彼家管領ニ之旨、昨日有ニ其沙汰ニ令レ辭レ之給、此内於ニ信濃國諏訪社ニ者被レ相ニ傳伊賀國六箇山ニ云云。

池大納言沙汰。

走井莊河内。　長田莊伊賀。　野俣道莊伊勢。　木造莊同。
石田莊播磨。　建田莊同。　由良莊淡路。　弓削莊美作。
佐伯莊備前。　山口莊但馬。　矢野領伊豫。　小島莊阿波。
大岡莊駿河。　香椎莊筑前。　*安富領筑前。　三原莊筑後。
球磨臼間莊肥後。

右莊園十漆箇所、載ニ沒官注文ニ自ニ於院ニ所レ給レ預也。然而如レ元爲ニ彼家沙汰ニ爲レ有ニ知行ニ勤狀始レ件壽永三年四月五日。

太田梅保木村。　古へ此所にて、南都東大寺の瓦を燒たる由。

*安富庄筑前とあるは筑後の誤

湯能奥谷肩背村。此所古へ温泉ありといふ。時代不レ詳。

湯神澤原村。此所に温泉ありしよし。其時の湯壺のあとあり。時代不詳。

鍛冶屋谷大内村。古へ菊一文字國重といふ鍛冶、此所に住みたりといふ。

鍛冶屋村坂根村。古へ吉岡一文字吉光といふ鍛冶ありし由。

古城蹟

古城山坂根村。城主不レ詳。一説に文明のころ長船右京居住。吉岡九ヶ村の南の山と此所ならんか。

高尾山城肩背村。城主周東飛驒守、或は佐藤將監とも云ふ。

古城山肩背村。城主岡豐前。

古城山肩背村。城主不詳。

古城山南方村。城主日置孫市郎。

熊野保木山城德富村。明石飛驒守是を守る。父を源三郎と云ふ。飛驒守早世して弟掃部頭家をつぐ。

飛彈守初の名は源三郎といふ。明石源三郎・同飛驒守・同掃部頭全職三代居す。

古城山田原上村。城主宇喜多土佐守。

古城山可眞上村。城主上村出雲守。

古城山殿谷村。城主小野田左馬進。

古城岡村。城主不詳。或は宇喜多家士小野田左馬進と云ふ。

古城江尻村。城主岡次郎兵衛。

人物

可眞郷惣官賴隆。木曾義仲可眞の郷に至りて、賴隆に道しるべせしめて、妹尾太郎兼康を討しこと盛衰記に見えたり。
澤原源藏左衞門。澤原村に宅地の跡あり。明石掃部に仕ふ。大坂落城のとき、掃部か行衞不レ知により、東照宮より源藏左衞門を捕て、掃部の行衞を御尋有しといへども、終にいはず。世間其忠を感ず。後豐後の國小倉へ行て祿仕すといへり。
小野田宗右衞門。天文年中の人と云ふ。野田八幡宮の社記に見えたり。

墳墓

小川御所墓。澤原村小川山自性院境內に石塔有り。
松田將監左近元成墓。彌上村にあり。
塚十五。一、吉谷村・二、田原下村・二、可眞上村・三、彌上村・一、矢田部村・五、屋村・一、土生村。何のゆへといふ事を知らず。

民家持傳の物 此外の器物判物は其有所の寺社に記す。

小川御所畫像。澤原村武左衞門といふ者所持す。澤原村武左衞門家に云傳ふるは、京家の人にて、落魄して此國に來り住し由。武左衞門先祖も、京より此家にしたかひ來れるものなり。はしめは作州和氣と云ふ所に有て、それより備前和氣郡吉永村に住す。其後澤原村に住居せし由。畫像はまゆつくりてはかま着たる女なり。自畫の由いひ傳ふ。嘉應年中の事といへり。

第八十之卷

和氣郡

東は播州赤穗佐用兩郡にさかひ、北は作州英田勝南兩郡に隣り、西は東川に至り、赤坂磐梨兩郡にとなり、南は邑久郡に界ひ海に至る。山多く平野少し。

姓氏錄曰、和氣朝臣垂仁天皇皇子鐸石別命之後也、神功皇后征ニ伐新羅一凱旋、明年車駕還レ都、于レ時忍熊別皇子等、竊構ニ逆謀一於ニ明石界一備レ兵待レ之、皇后鑑識、遣ニ弟彥王於針間吉備界一造レ關防レ之、所謂和氣關是也、太平之後、錄ニ從駕勳一酬以ニ封地一、仍被レ賜ニ吉備磐梨縣一治家レ之焉、光仁天皇寶龜五年改賜ニ和氣朝臣姓一也。

元正紀曰、養老五年夏四月丙申分ニ備前國邑久赤坂二郡之鄉一、始置ニ藤野郡一。

聖武紀曰、神龜三年十一月已亥改ニ藤原郡名一爲ニ藤野郡一。

按するに、元正天皇養老五年藤野郡を置とあり。藤原郡と云ふ事は、外に見えず疑ふべし。

高野紀曰、天平神護二年五月丁丑大政官奏曰、備前國守從五位上石川朝臣名足等解偁、藤野郡者地是薄塉人尤貧寒、差ニ科公役一、觸レ途忽劇、承ニ山陽之驛路一使命不レ絕、帶ニ西海之逹道一迎送相尋馬疲人苦、交不ニ存濟一加以頻遭ニ旱疫一戶纔三鄉、人少役繁、何能支辨、伏乞割ニ邑久郡香登鄉赤坂郡珂磨佐伯二郡、上道郡物理肩背沙石三鄉一、隸ニ藤野郡一、又美作國守從五位上巨勢朝臣淨成等解偁勝田郡鹽田村百姓遠ニ隔治郡一、側ニ近他界一、差科供承、極有ニ艱辛一、望請隨ニ所住處一便隸ニ備前國藤野郡一者奏可。

*別本新田新庄なし又吉永庄あるもこの書これを缺く

*ニッタ新田和名抄この郷名あり今の入田村の邊恐らくはこの郷ならんか

神護景雲三年六月丁丑改₌備前國藤野郡₋爲₌和氣郡₋。

按するに、和氣郡邑久赤坂兩郡を別たる故の名なるべし。

高。二萬零九百七拾八石六斗五升。

郷、二。和氣、矢田。

庄、八。新田、菅原、香登（カヽト）、伊里、新田新、本庄、田土、金剛。

保、七。三石、藤野、吉永、益原、八塔寺、神根、日笠。

和名抄に本郡の郷庄の名出て、今有處と異同有り。

坂長、藤野、益原、新田、香止。

民間の新記に慶長の比、郷庄の名有り。又異同有り。

新田、香登、神根、吉永、伊里、藤野、日笠、益原、三石、裳掛。

村里　九十六

西片上水村也。町區有。天正の比迄は濁神の字を用ゆ。東片上・八塔寺山村也。和氣水村也。町區有。あるひは和氣郷に屬すといふ。大中山・淸水以上六村新田庄。伊部古名上伊部。浦伊部水村也。古名下伊部。以上二村菅原庄。大内・香々登・本香登西・畑田・坂根・福田・新庄・弓削以上八村香々登庄。千體（センタ）・勢力・浦吉原以上三村和氣郷。三石・五石谷三石村に屬す。田倉以上三村三石保。八木山・木谷・伊里中・友延古名栟香寺村。麻宇那或は新田新庄に屬すとも云ふ。蕃山古名寺口、或は新田新庄に屬すと云ふ。日生（ヒナセ）水村也。或は新田新庄に屬すとも云ふ。雞田水村なり。井田巳上九村伊里庄。寒河（サウゴ）・福浦以上二村新田庄。福浦新田福浦村に屬す。天和二年墾田とす。鄕庄なし。吉田・働（カセキ）古しへは閲の字を用ゆ、吉田村に屬す。奴久谷山村也。吉田村に屬す。古名地光寺。藤野以上四村藤野保。南方・吉永・中村・葛籠・吉永北方・三股・倉吉古名萬願寺村、以上六村吉永保。下原・野吉・尺所水村なり。太田原尺所に屬す。森・曾根・南曾根曾根村に屬す。小中山・日室・稻坪古名平松（井イ）村。入田以上十一村本庄。益原水村也、益原保。日笠下・日笠上・牛中山村也。古名牛内。飯掛山村也。大岩山村也。片倉山村也。木倉山村也。岸野山村也。室原山村也。以上九村日笠保。瀧谷山村也。東畑山村也。下畑山村也。以上三村、八塔寺保。大股

*一本難田村は井田村と又金剛川は神根川とあり

山村也。南谷山村也。門出山村也。神根本・山津田山村也。小坂屋山村也。脇谷山村也。樫山村也。大藤山村也。以上九村神根保。金谷、野谷以上二村金剛庄。野谷新田野谷村に屬す。郷庄なし。南山方山村也。北山方山村也。苦木水村也。矢田水村也。以上四村矢田郷。龍ケ鼻水村也。河本水村也。天瀬水村也。上田土山村也。下田土山村也。上田土村に屬す。杉澤山村也。上田長村に屬す。以上六村川土庄。久々井水村也。鹽田水村也。奧鹽田山村也。大多府海中の島也。以上四村郷庄なし。閑谷新田・和意谷新田以上四村郷庄なし。岡山學校より司レ之。

山川

熊山北は奥吉原村・小中山村・南曾根村・大中山、東は淸水村・伊部村・南は大内村・香登村、西は坂根村・弓削村・千躰村・勢力村に隣る郡中の高山也。本宮山八塔寺村に有大山也。龍山倉吉村に有り大山なり。醫王山・たけにわ山共に伊部村に有り。岩山大田原村に有り。烏捿山日生村・蕃山村に蟠る。高尾山三石村に有り。天狗の丸山寒河村にあり。上見山日笠下村に有り。松村山日笠上村に有り。明見山ぬく谷村にあり。長溝山大中山村に有り。神の上山野谷村に有り。烏帽子岩西片上村の山にあり。身投岩大田原村にあり。かます岩八塔寺村作州さかひにあり。蒜岩南谷村に有り。立岩大中山村に有高さ九丈四尺此石を立石大明神といふ。天狗岩稲坪村にあり。岩戸樫村に有り方四間の大石二つ谷道の左右に有に依て名附。窟百十七村々にあり。東川作州勝南郡高本村より本郡鹽田村に來り苦木村に龍ケ鼻村・河本村・天瀬村・益原村・和氣村・曾根村・奥吉村・千體村・勢力村・弓削村・坂根村より邑久郡長船村に入る。閑谷川閑谷村山々の谷水集り木谷村より川となり、伊里中村・友延村・*難田村より海に入る。金剛川八塔寺・東畑・瀧谷山々の谷水集りて下畑村・大股村・南谷村・門出村・神根本村・小坂屋村・葛籠村・吉永村・北方村・三股村・吉永中村・吉田村・藤野下原村・野谷村・大田原村・尺所村・曾根村より東川へ入る。三石川三石村山々の谷水集りて鬬川より野谷村・金谷村・田倉村・南方村・吉田村より金剛川に入る。堰坂根村に有り長溜百四十間余・邑久郡へ懸る用水なり。水引の瀑大中山に有り、高さ八丈四尺。男瀧八塔寺村作州の堺にあり高さ十丈余瀑布奴久谷村に有り高十二丈。瀑三つ三石村、葛籠村・大内村に有り。千貫釣井三石村の城山にあり。百貫池井下田上村天神山に有り今埋りて水なし。疣水三石村ゑかり坂に有り岩間より流れ出る、里民此れにて疣を洗へはいゆると云。淸水三石村に有極めて冷水也。旱もかるゝ事なし。大ヶ池大内村に有。面凡十七町。水福石池三石村にあり水面凡七町。池二百八十七村々に有。皆用水也。埜島・頭島・かもめ島・をつるゝ島・鴻島・にちこゑ島・かつ島・鶴島以上八、日生村の海にあり。取上島福浦村の海に有。此の島岸より西は備前國東播磨國に屬す。さる小島・鹿久居島・見付島共に寒河村福浦村日生村の海に有り。梔島牧難田の海に有り。

關梁

片上驛、西片上村。三石驛、三石村。和氣驛、和氣村。大多府港、町區有。燈籠堂有り、海上往來の船の標的とす。橋、西片上村に有り。新大橋、三石村關川にわたす。龍間の橋、伊里中村に有り。石橋也。和氣渡、東川和氣村より、磐梨郡吉原村へ渡す。

産物

龍鬚菜（シヲモ）西片上村の海にあり。　罌粟（ケシ）・阿片共に伊部村に出る。　煙草寒河村・福浦村・弓削村・勢力村・上田上村・奥吉原村に有。寒河村に生ずるを上品とす。福浦村是につぐ。

白石三石村に有り。滑石に似たり。又紫なるもあり。里民是を八木山石といふ。　密柑福浦村に有り。　海參（イリコ）・海鼠腸（コノハタ）共に灘田村是を製す。　山椒南山方村に有り。　箭竹（ヤノタケ）三石村八木山村に有り。

棉花三股村・日生村・吉田村・益原村・尺所村・南方村・吉永中村・和氣村・藤野村・吉永村・北方村・葛籠村・大中山村・稲坪村に出る。　茶樫村・八塔寺村・大藤村・室原村・南山方村・北山方村・奥鹽田村・下畑村・東畑村・大股村。

漆日笠上村・日笠下村・矢田村・苦木村・上田土村・吉田村・働村南方村・野谷村・金谷村・神根本村・山津田村に出る。

産業

陶器伊部村にて是を作る、依て伊部焼といふ、古しへ、此名有り。何れの時始まるといふ事をしらす。香爐・香盆・酒注・酒瓶・花瓶・擂盆の類ひ多く是を作りて、諸國へ鬻ぐ。　土盌伊部村にて多く製す。　蠶尺所村・矢田村・吉田村・奥吉原村・鹽田村・田倉村・神根本村にて是を業とす。　反魂丹益原村にて是を製す。　土龍石香登村・大内村・板根村・福田村に是を作る。他國へ多く出る。　桶浦伊部村にて多く是を造る。　漁日生村難田村に多し。

紙大河原村にて杉原を製す。奥鹽田村にてかいたを又製す、日笠下村にて製する紙を、日笠紙といふ。　六介膏香登西村にて是を製す。　炭八塔寺村・瀧谷村・東畑村・下畑村・大股村・南谷村・門出村より是を出す。

神根蠟燭神根本村・瀧谷村・南谷村・東畑村・門出村にて是を作る。蠟にあらず。松脂燭にて造るなり。　灰八塔寺村・下畑村・大股村にて柴を焼き灰として染ものゝ用となす。　絹和氣村にて是を作る。今是を作るものなし。

矢師金谷村よりいにしへ信國といふ矢師有て是を造る。今是を作るものなし。　高瀬舟勢力村・奥吉原村・尺所村・和氣村・益原村・天瀬村・河本村・下田土村・矢田村・苦木村・鹽田村に有り。

神祠

神根神社神根本村。社領二石九斗。所祭開化天皇皇子大根王歟。　創造時代不詳。延喜式神名に見えたり。

八幡宮日笠下村。社領五石一斗。　創造時代不詳。　大巳貴大明神　同所。　右同斷。

若王子權現日笠上村。所祭天神荒魂。　右同斷。　松尾大明神同所。　右同斷。

朝日明現木倉村。　創造時代不詳。
八幡宮牛中村。　右同斷。
御崎神社苦木村。社領二石四斗。　右同斷。
八幡宮片倉村。社領一石二斗。　右同斷。
竹馬天皇北山方村。　右同斷。
瀧大明神瀧谷村。所祭濃州多岐神社同歟。　右同斷。
王子權現大股村。　右同斷。
王子權現大藤村。所祭熊野眷族歟。　右同斷。
山王同所。　右同斷。
熊野神社樫村。　右同斷。
大山祇神社和意谷村。　右同斷。
正八幡宮吉永中村。社領壹石壹斗。　右同斷。
荒神田倉村。　右同斷。
八幡宮吉田村。社領七斗。　右同斷。
明現同村。　右同斷。
諏訪大明神同村。　右同斷。
天神宮河本村。社領七斗。　右同斷。
八幡宮大田原村。同四石五斗。　右同斷。
神功皇后宮大河原村。八幡宮の末社。　右同斷。

熊野權現飯懸村。　右同斷。
八幡宮鹽田村。　右同斷。
八幡宮北山方村。　右同斷。
明現大岩村。　右同斷。
八幡宮南山方村。　右同斷。
八幡宮下畑村。社領六斗。　右同斷。
岩戸七社下畑村。　右同斷。
山王八塔寺村。　右同斷。
山神同所。　右同斷。
八幡宮門出村。　右同斷。
今伊勢宮山津田村。　右同斷。
注進大明神同所。　右同斷。
猿目大明神藤野村。社領三石。所祭猿目命。　右同斷。
山王權現ぬく谷村。　右同斷。
八幡宮大中山村。社領一石二斗。　右同斷。
大明神同村。　右同斷。
八幡宮矢田村。社領一石。　右同斷。

社記に、赤松律師則祐尊氏にしたがひ、筑紫にて戰ひ、武運を宇佐八幡に祈りて、合戰勝利を得

*承永恐らく康永の誤なるべし

後神助を報て、此處の八幡宮の傍に神功皇后の靈璽を奉して、當社を創造す。共に皇后の陣草履と云物を納め、鎧金簇を奉納す。家臣等も亦弓矢を獻す。又新田の庄本庄・和氣・伊里・新庄・吉原・田土・弓削・七村の民を氏子とす。造宮の間則祐假屋を本庄に設て、松をそのかたはらに植ゑ、松月丹艘(カイ)と名付け創造成て播州に歸るといふ。

八幡宮弓削村。社領五斗。　創造時代不詳。
八幡宮益原村。社領一石八斗。　右同斷。
神明宮岸野村。社領四斗二升。　右同斷。
明現同村。所祭北斗星精。　右同斷。
山神所祭山祇神。　右相殿　右同斷。
八幡宮片上村。

八幡宮室原村。　右同斷。
武內神社千體村。　右同斷。

社記に建武三年足利尊氏九州合戰の時、武運を祈りて、宇佐八幡宮に參籠し、其夜の託宣によりて、一戰勝利を得たり。歸洛の後宇佐八幡を富田松山に勸請し、社領(頭イ)神物莊麗にして、神田五十餘町寄附有りし由。曆應二年尊氏神祇長にもふして、神職松末宮內秀富を從五位上に補す。嘉慶二年松末權頭秀春を從五位上に補す。*承永元年八幡大神を和鹿(麗イ)林山に移す。

天神宮伊部村。社領四石七斗。所祭天滿大自在天神。　創造時代不詳。
大明神大內村。　右同斷。
大將軍香々登西村。社領八斗。所祭磐長姬尊又大白星精共云。
八幡宮坂根村。社領二斗。　右同斷。
天神宮畑田村。社領一石一斗。　右同斷。古しへは鶴山二の丸といふ所に鎮座なりしを、寶永年中今の所へ移すといふ。

木々須大明神同村。所祭一氣化現神。　右同斷。
四社大明神香々登本村。社領二石四斗。　右同斷。
天神宮大內村。　右同斷。

八幡宮新庄村。社領八斗。　創造時代不詳。　天神宮福田村。　右同斷。
正八幡宮奥吉原村。社領七斗。　右同斷。古しへは郷所と云ふ山に鎮座ありしを、元和年中、今の所へ移す。
大谷八幡宮勢力村。　創造時代不詳。
春日宮廊宇那村。社領二石七升。　古しへは春日岩倉宮と云ひし由、棟札に見えたり。
天神宮友延村。社領三石二斗。　創造時代不詳。　住吉宮難田村。社領六斗。　右同斷。
天神宮木谷村。社領一石四斗。　右同斷。　福神社閑谷村。　右同斷。
八幡宮寒河村。社領六斗。　右同斷。　權現宮同村。　右同斷。
正八幡宮福浦村。社領二石六斗。　右同斷。　春日宮日生村。社領九斗。　右同斷。
蛭兒神社同村。　右同斷。　八幡宮同村。　右同斷。
春日宮大多村。社領二石。　寶永四年創造。
金子大明神金谷村。社領一石八斗。所祭對馬國那須加美、金子神社と同類。　創造時代不詳。
八幡宮三石村。社領二石一斗二升。　社司の說に、伊藤(東イ)大和次郎建立と云ふ。
春日神社三石村。　社司の說に、伊東大和次郎建立。天正年中浦上遠江守家臣日笠次郎兵衛再興すといふ。
三石大明神三石村。所祭伊非諸尊。
　社司の說に、神功皇后異國退治の時、此所に暫御座ありし時に、五月五日水石火石風石を得給ふ。
　それ故に三石大明神と號す。御宮造營有り。其後、伊藤(東イ)大和次郎再興之。
天王宮三石村。所祭祇園に同じ。　社司の說に、伊藤大和次郎建立と云ふ。
鏡石神社八木山村。社領二十石。
熊野權現社領一石。　右相殿

右古殿岩の西方二間計光り有て、物の影を移す所、一尺五六寸、今に明らか也。此の社の神體と崇ふ。

廢祠

稻荷神社倉吉村。　地主神社香登村。　丹生神社日笠下村。
巨祖神社大田原村。　姫大明神麻宇那村。　八幡宮伊部村。
以上六社、正德二年上道郡大多羅村へ移し、寄宮とす。
山王木倉村。　北辰權現野谷村。　明現同村。

佛刹

大瀧山福生寺大内村。寺領五拾石。眞言宗。本寺高野山西南院。院主西明院。寺中實相院・中道院・寶光院・大聖院・圓光院・本命院・寶生院・福壽院・吉祥院・西法院・寶壽院・圓藏院。
寺僧の說に、天平勝寶年中鑑眞和尙の創造也。鑑眞は唐揚州の人なり。委しくは、宋高祖傳に見えたり。三重の塔あり。嘉吉年中將軍義教の建立といふ。
古人判物。一、宇喜多中納言秀家在判寺領五十石寄附狀一通元祿四年。一、宇喜多中納言秀家在印捉狀壹板。
帝釋山靈山寺戒光院奥吉原村。寺領二十石。天台宗。本寺銘金山觀音寺。
天平寶字年中鑑眞和尙創造、俗呼て熊山寺といふ。足利尊氏の時、戰場と成て、堂舍緣記等燒失すといふ。
小幡山長法寺伊部村。寺領二十一石九斗四升余。眞言宗。本寺高野山西南院。院主光明院。寺中大乘院・中藏院・慈心院・天平勝寶年中鑑眞和尙

の創造なり。後報恩大師四十八ヶ寺の數に加ふ。

古人判物。

一、地頭免田の折紙一通（正中元年七月七日。）　一、沙彌蓮性左兵衛尉朝元兩判一通（貞治四年三月廿三日。）

一、公文鷹取彈正能佐寄進狀一通（永正十五年七月朔日。）　一、浦上政宗在判下知狀一通（永正十八年正月廿三日。）

一、浦上村宗在判下知狀一通（天文十三年十一月十三日。）　一、浦上景宗在判下知狀一通（永祿三年六月廿六日。）（一本永祿）

一、宇喜多家臣長船紀伊守・岡越前守・戸川肥後守等家來在判折紙一通（文祿四年二月三日。）

一、宇喜多秀家寺領寄附判物一通（文祿四年十二月吉日。）　一、宇喜多寺領寄附判物一通（天正十六年（一本六年）十日。）

淨光山妙國寺（浦伊部村。寺領十一石七年余。日蓮宗。本寺京都本國寺。）　寺中中正院・圓立坊。

永正年中多田滿仲五代の後胤下野守多田太郎明國寄附の寺地也。仍て多田山明國寺といひて、天台宗也、御朱印七百石餘りといふ。貞和年中改て靜興山妙國寺といふ。亦改て淨光山とすといふ。

古人判物。　一、豐臣秀吉の制札壹枚。

御瀧（瀧イ）山眞光寺（西片上村。寺領二十六石六斗五升余。眞言宗。本寺高野山西南院。）　平等院・成就院・花藏院・西福院・心王院・松壽院・自性院。

寺僧の說に、天平年中僧行基の創造。宇喜多直家の時、寺領三十石を寄附す。後木下隆景三石を減す。

當國の主木下隆景といふ人、外に見えず。按するに金吾中納言秀秋は、元來長嘯の子にて、小早川隆景の養子となり、慶長年中備前に封せらる。疑ふらくは秀秋の事ならんか。

藥師堂（西片上村。眞光寺司之。）

地藏堂（同上。）

潮音山大長寺（西片上村。寺領三石二斗。淨土宗。本寺岡山大雲寺。）　古へは時宗なり、いつの頃にや、今の宗に改む。

常照山法鏡寺西片上村。寺領三石八斗三合。七斗九升余イ日蓮宗。本寺京都妙覺寺。　天文二年創造。

潮光山正覺寺同村。貢稅地。一向宗。本寺京都西本願寺。　寺僧の說に、文祿年中創造。この村の山上に窟有て觀音を安置す。俗に是を穴觀音といふ。此寺より司ㇾ之。

豐成山本城寺和氣村。日蓮宗。本寺京都妙滿寺。　慶長年中創造といふ。

清瀧山双圓寺正智院難田村。眞言宗。本寺蕃山村正樂寺　元和年中創造といふ。

虎溪山多聞寺柳青院難田村。眞言宗。本寺同斷。　慶長年中創造といふ。

東光山藥王寺寶生院奧吉原村。天台宗。本寺妙金山觀音寺、　應永年中創造。

瑞頎山香雲寺友延村。寺領八斗。眞言宗。本寺蕃山寺。正樂寺。

古人判物。　一、中山伊賀守橘家能寄進一通文永六年。

鶴林山長樂寺友延村。寺領八斗。眞言宗。本寺同上。　天正年中創造といふ。

西願寺寒河村。一向宗。本寺播磨龜山本德寺。

放香山法光寺福浦村。貢稅地。一向宗。本寺同上。　文明年中創造といふ。

經納山西方寺三石村。一向宗。本寺同上。　天文年中創造といふ。

日光山光明寺寶珠院三石村。寺領一石二升余。眞言宗。本寺高野山西南院。　僧空海の創造といふ。境内に古へ此處に城主の石塔といふものあり。何人といふ事を不ㇾ知。

福昌山實成寺藤野村。日蓮宗。本寺岡山蓮昌寺。　寺僧の說に、天正年中の創造なり。古へは津高郡野々口村に在り。元祿年中今の所に移す。古へ境內に方五間半の塚あり、經塚といひ、塚をこぼち少しばかり殘れる上に、三十番神の堂を建つ。按ずるに、古へ倉光三郎を妹尾太郎夜討にしたる藤野寺といふは此處の事也と。いつの比にや。寺廢して畠となり、七本堂といふ。今經塚或は淸丸墓といふ。里民是を倉光三郎の墓也といへり。何れが是なる事をしらず。

西念寺日生村。一向宗。本寺京都西本願寺。　天文年中創造といふ。
常立山長泉寺日笠上村。日蓮宗。本寺邑久郡福岡村妙興寺。　天正年中、宇喜多秀家の家臣藤田甚左衛門といふもの、兩親の菩提として此寺を建立すと云ふ。

十之一卷

杉澤山長樂寺上田土村。寺領十二石。天臺宗。本寺銘金山觀音寺。　院主圓了院　寺中理性院。
天平勝寶年中、報恩大師創造四十八ヶ寺の內也。古しへは寺領百五拾石、寺數三十二ヶ寺有し由。文治年中源賴朝、西國平均の祈願所たるに依て、寺院十五建立、又其舊地今に有り。天正年中天神山の城主浦上宗景の祈願所也。

古人判物奉納の類

一、太刀一口、宗景寄附之。　一、宇喜多秀家寺領二十石寄附折紙一通。
鳴瀧山淨光寺伊里中村。貢稅之地。一向宗。本寺播州龜山本德寺。　元龜四年創造といふ。
日光山正樂寺蕃山村。眞言宗。本寺高野山西南院。寺領九石一斗二升。　天平勝寶年中報恩大師の創造といふ。古へは寺領五十石有し由。金吾中納言秀秋の時、是を沒收す。
照鏡山八塔寺八塔寺村。天臺宗。本寺銘金山觀音寺。寺領三十六石四斗四升餘。　院主常照院。　寺中明王院眞言宗。本寺高野山二階堂高祖院。寶壽院本寺。同斷
寺僧の說に、天平神護年中、道鏡法王創造。古へは十三重の塔有り。源賴朝の建立と云ふ。

古人判物。

一、平景時在判掟狀壹通元曆元年六月　日　一、武藏守在判掟狀壹通承久三年八月　日。
一、左馬助平朝臣中務大輔平朝臣兩判掟狀壹通正安四年十月十八日。
一、越後守平朝臣遠江守平朝臣兩判下知狀壹通嘉元二年九月廿日。

*原本正和二年七月七日連署衆徒詮議狀を逸す

一、左近將監平朝臣在判下知狀壹通 元亨三年七月四日。

一、相模守修理太夫兩判之掟狀壹通 嘉暦二年八月十日。

一、武藏守在判掟狀壹通 暦應三年六月十三日。

一、左兵衛督源朝臣在判下知狀壹通 康永四年九月廿七日。

一、御所在判下知狀壹通 嘉慶二年六月十二日。

一、左兵衛佐在判掟狀壹通 嘉慶二年六月廿四日。

一、掃部助在判制札一枚 永正十八年九月日。

一、與七郎在判制札壹枚 天正七年七月十九日。

一、八郎在判制札一枚 天正十年八月六日。

金剛山善養寺觀音坊 大中山村。眞言宗。本寺高野山西南院。 古へは十四刹有り。中山中納言の祈願寺也と云ふ。依之中山寺といふ、後改て善養寺と云ふ。又大旦那を中山五郎左衛門尉光能と云ふ。慶長年中退轉して今一刹殘れり。

松尾山松本寺理性院 南方村。本寺同斷。 古へは今の地の南恩德山と云山に有り。何れの比にや、今の處へ移と云ふ。

賓生山金克寺正光院 金谷村、本寺同斷。貢税之也。 僧空海の創造と云ふ。古へは金谷の字を用ゆ。

照光山安養寺 野吉村。天臺宗。本寺銘金山觀音寺。寺領十九石二斗九升餘。 院主 延壽院。 寺中 南光院・本知院・吉祥院・中之坊。

寺僧之說に、天平勝寶年中報恩大師創造。村上帝康保元年御造營有之、京鎌倉の祈願所なり。寺領四十八町を寄附せらる。右より尊氏の時迄は五十貳刹有し由。

古人墳墓。石川主殿墓。　石川左近墓。

古人判物。

一、領(封)所沙彌在判寄進狀一通 寶治二年十一月 日。

一、地頭藤原在判寄進狀一通 正元二年九月 日。

一、藤原資親在判寄進狀一通 弘安七年十月十五日。

一、藤原光久在判寄進狀一通 弘安九年十月十七日。

一、藤原資政在判寄進狀一通 永仁三年十月十五日。

一、藤原範朝在判寄進狀一通 正和三年十一月九日。

一、左兵衛尉政貞在判寄進狀一通 文保元年五月十九日。

一、左兵衛尉政貞在判寄進狀一通 文保元年六月九日。

*建武元年七月十一日橘貞義寄進狀にあらず雨乞祈願狀なり。

一、左兵衛尉政貞在判制札一枚 文保元年六月十九日。
一、左衛門尉藤原宗信在判寄進狀一通 元應二年三月二日。
一、*橘貞義在判寄進狀一通 建武元年七月十一日。
一、左近將監平朝臣時益在判寄進狀一通 建武三年四月十一日。
一、左衛門佐在判制札壹枚 觀應二年正月廿日。
一、左衛門尉昌時在判寄進狀一通 應永四年九月廿日。
一、沙彌甲斐守尾張左近將監等在判制札一枚 嘉吉元年九月 日。
一、金重兵衛砂藤左宗左在判下知狀壹通 天正十七年六月廿七日。
一、左兵衛尉政貞在判寄進狀二通 文保二年十月 同二年十一月八日。
一、左兵衛尉政貞在判寄進狀一通 元亨四年二月十二日。
一、右衛門尉在判狀一通 建武三年三月廿五日。
一、藤原時泰在判寄進狀一通 康永元年八月五日。
一、沙彌觀阿在判寄進狀壹通 應永廿一年十月廿九日。
一、刑部大輔源滿政在判寄進狀一通 應永三十二年三月二十一日。
一、丹生屋豐後守正頼在判寄進狀壹通 應仁三年二月晦日。
一、宇喜多秀家在判折紙二枚 文祿四年十二月吉日。

廢寺

神上山金剛寺野谷村。
西善坊伊部村。
千福寺麻宇那村。
金剛山中山寺大中山村。
二坂山願成寺奥鹽田村。
佛住山圓滿寺藤野村。
大壽山法泉寺同村。
善正寺神根本村。
正覺山願成寺木谷村。
高堂寺大内村。
日生山福生寺日生村。
槙尾寺淸水村。
岩屋山善生寺矢田村。
福昌寺藤野村。
日笠山淨(雪イ)蓮寺日笠下村。
慶運山蓮久寺葛籠村。
大成山泰(安イ)平寺福浦村。
淨立山長泉寺久々井村。
慶運山妙久寺吉田村。
眞福寺淸水村。
法華山長樂寺下田土村。
林在寺益原村。
南谷山長樂寺南谷村。
黒澤山萬願寺倉吉村。
增泉寺西片上村。
米水山正福寺八木山村。
址光寺奴久谷村。
鍛冶山長福寺北山方村。
杉澤山長福寺杉澤村。
大光寺益原村。
艸(性イ)善山長福寺神根本村。
御堂山倉寺弓削村。

學校閑谷新田村。

寛文十庚戌、光政君之命に依て學舍を建て先聖の位牌を奉禮す。延寶三年始て聖堂を建つ。貞享三年東堂成る。光政君の文書弓矢等を納む。元祿十四年秋聖像を鑄奉り、堂を大成殿と云ふ。十

五年改て講堂を造る。寶永元年春光政君之尊像を鑄奉り、堂を芳烈祠と云ふ。

學校故跡部村、苫木村、和氣村。

古蹟

三石。平家物語に倉光三郎瀨尾太郎相具して、備中國へ馳下り、備前の三石の宿に止り、この夜瀨尾が相知たる者共酒を持せて來り集り、終夜酒盛してけるが、倉光が勢三十騎計りをしゐふせて起しも立てず、倉光三郞を始として一々に差殺しけると有り。太平記に、延元の比、備前には田井・飽浦・內藤・頓宮・松田・福林寺の者共、石橋左衞門佐を大將として、甲斐川三石二ヶ所の城を構へて船路陸地を支へなんと有り。委敷は城山の所に見えたり。惠美須の社、太平記に官軍伊東大和が勢三百騎、三石の東の宿惠美須の社の前に打寄るとあり。今其所をしらず。

鬮川。三石の宿の西に、鬮川といふ川あり。按ずるに、古和氣の鬮と云ふは此のあたりにや。鬮川もそれ故の名か、和氣の鬮の在所詳ならず。

柹木溺ワタ。三石村の內奧山のたはなり。太平記に、備後三郎高德、熊山に旗を揚し時、官軍伊東大和守を案內者として、三石の南に當て、鹿の渡細道一有、三時計嶮岨を凌て、三石の宿へ打出ると云ふは、此處のよし。

船坂山。備前播磨の境に有り。山背を限て西は備前也。平家物語に妹尾太郎三石の宿にて、倉光三郞を殺しける。備前國は十郎藏人の國也。其の代官の國府に有けるをも、やがて押寄て討てけり。其下人迯れて京へ上るが播磨と備前の境なる船坂山にて木曾に行逢ひ、此由斯と申すと有り。元弘建武の比、應仁の間、度々戰爭の地なる事、諸書に見えたり。

和氣關。姓氏錄に出、前に見えたり。

熊山。兒島三郞高德、後醍醐天皇御味方を心指、此山に楯籠る事、詳に太平記に見えたり。

伊部。此所にて陶器を作る事、古書に見えたり。延喜式に、備前國より陶器を多く貢する事見えたり。此所に燒出したるにや。

藤野寺。盛衰記に、妹尾太郎兼康、備前國和氣の渡より東に藤野寺といふ古き御堂に祈り居て、倉光をはかり、終に兼康は十四騎の勢を具して、藤野寺に押寄、倉光三郎を夜討にして歸るとあり。

按ずるに平家物語に、妹尾太郎三石の宿にて倉光三郎を差殺すとあり、何れか是なる事か不レ知。

鹽田。昔は作州の内にて有し、高野天皇の時、備前國へ入る事は、前に見えたり。

坂長驛。延喜式に見えたり、今三石の驛の事ならんか。古よりの官路にて驛成し由。

藤野驛。桓武紀曰、延暦七年六月備前國和氣郡河西百姓一百七十四人欵曰、己等元是赤坂上道二郡東邊之民也云云、請河東依レ舊爲二和氣郡一河西建二磐梨郡一、其藤野驛家遷二置河西一以避二水難一兼均二勞逸一許レ之。

按するに藤野村古への驛なりしに、河西に移すと云は、延喜式に見えたる珂磨驛の事なるべし。

茶屋屋敷跡西片上村。天正十年浮田直家秀吉饗應の爲、茶屋建し由、今の倉の所也。此所の門は、古の茶屋の門を用ひし由。

芝堤鹽田村。備前作州の界にあり。長百間高一間餘横二間の堤也。古へ作州勝南郡高下村と、此所界論せしによりて是を作るよしといふ。

鐵炮壇矢田村。宇根山と云處に有り、方十間計、凡三四尺築上げたる壇也。里民の說に、宇喜多直家天神山の城を攻し時、此所に鐵炮を打ける由、天神山の北に當れり。

古戰場下田土村。陣屋と云所有り。里民の說に、天神山落城の時戰有りと云ふ。

古戰場日笠上村。青山と云所也。里民の說に、天神山落城のとき戰ひ有りし由。

宿吉永中村。昔官道の宿にて人家多く有し由、今畑と成れり。

古戰場三股村。　飯の山麓ひと見川の河原也。里民の說に、古戰場と云傳ふ。何れの時の戰場といふ事をしらず。

まみ谷金谷村。　里民の說に、此所谷の左右を石にて圍み、大石を以て戶に用ひ、亂世の時百姓共隱れ住し由。圍石の戶今に有り。

古城跡

富田松山城西片上村。　城主不詳。里民の說に、浦上遠江守國秀といへり。按ずるに、浦上家臣に秋津宮內少輔國秀と云ふ者有り。此人ならんか。其後、宇喜多直家居城と云ふ。是又不ㇾ詳。

茶臼山城西片上村。　富田松山の城の出丸の由。

狐塚城伊部村。　鬼が城同。　茶臀岩城同。　鶴山城畑田村。以上四城主不ㇾ詳。

熊山城。香登村の上也。國中第一の大山なり。建武の比、兒島三郞高德此城に籠り、山中にて合戰有し事、太平記に見えたり。

古城香登村。　城主浦上宗景家臣高取佐左衞門居城也。其子孫今に香々登村に有り。又掃部頭村宗(助カ)の弟宗久の居城とも云ふ。

たい山城伊部村。浦伊部村界に有。　城主安達修理。

古城三石村。　山陽道第一之嶮也。建武元年、伊東大和次郞此城に楯籠り西國の道をふさぐ。其後後醍醐天皇隱岐國遷幸の御時、兒島備後三郞高德乘輿を奪ひ奉らんとて、此處にて乘輿を待ちし由。又足利尊氏西國へ落玉ふ時、當國の侍田井・飽浦・松田・內藤等尾張左衞門佐(石橋イ)を大將として、此城に籠置く、是官軍を押へん爲なり。其後、赤松兵部少輔政則、播磨美作備前三國の主たりし時、家臣浦上近江守宗助・掃部頭村宗(助カ)父子此城に居す。

*一本城主伊勢新九郎以下の記事なし

古城三石村。鷲の丸といふ。村宗の老臣小玉刑部居城す。

宮山城働村。城主明石飛彈守。

北上城大中山村。城主中山五郎左衛門、又善兵衛と云ふ。

鳥がなる城大股村。城主浦上家臣明石大和。

惣谷山城門出村。城主明石宗運。

城主伊勢新九郎居城也。剃髮して後、北條早雲と號す。先祖は平相國淸盛の末（此所不審）平松里（臯イ）の孫小松内府の三男也。諸國武者修行に出て、應仁の比、備中國に身上あり。文明年中に此城に楯籠ると云ふ。里民の說に、此所北條田といふ所あり。北條の一族ならんか。

いわふ山城神根本村。城主高取備前。又（以下一本無）いわふ次郎忠度と云ふ。不詳。高取の子孫今に神根本村に有り。

東山城吉永北方村。城主明石三郎左衛門景行、永祿年中落城と云ふ。

古城曾根村。城主明石大和守景行。

青山城日笠上村。日笠下村界に有り。浦上宗景の老臣日笠次郎兵衛賴房在城す。

天神山城。城主浦上遠江守宗景。代々赤松の家臣。應仁以後赤松家衰微の時は、畠山に隨從せしと也。宗景愚蒙にして、家臣浮田直家に權を奪はれ、宗景是を誅せんとして、却而直家大軍を催して天神山を攻て宗景を追ふ。天正六年宗景城を出て、兒島飽浦の佐々木美濃守を賴み、播磨備後鹽飽の邊を流落して、翌年兒島にて卒す。或は戰死すとも云ふ。

歸當羅（キトウラ）山城日笠上村。城主日笠甚左衛門。日笠次郎兵衛賴房の子。

天王久保山城同村。浮田直家是を守らしむといふ。

ろんき山城山津田村。古城八木山村。飯森山城瀧谷村。上見山城日笠下村。

鹿歸前丸山城日笠下村。以上五城主不詳。

堡、二。金谷村。何れの時と云事をしらず。

人物

和氣淸麿。南谷村に、屋敷跡と云所有り。
桓武紀曰、正三位民部卿造宮太夫本姓磐梨別公、後改二藤野一、仕二高野天皇一配二流大隅國一後飯二復本位一、延暦十八年二月薨。
備前平四郎。源義經の郞等也。太田原村に宅地の跡と云所有り。
宮崎刑部。里民の說に、文龜年中宮崎刑部と云者有り。福浦村入竈池の邊に往し時、龍女出て讃州志渡より大蛇來り、我龍宮城へ入んとす。汝退治すべしと云、刑部池の邊にたゝずみ伺ひ居たる所へ、南の海より大蛇來る。刑部弓を取て是を射る。竹の濱といふ所迄追來て狂ひ死す、龍女又出て方一寸の手箱を與へて池水に歸る。刑部此時より俄に富といふ。其の子孫今に有て、彌三兵衞といふ。
宗淸。門出村に宅地の跡といふ處あり。里民の說に、平家侍也。池殿の臣にて、播州石田の庄、美作弓削の庄、備前佐伯の庄三ヶ所を宗淸に賜る。又石田の庄にも居りしよし。頃は壽永年中の事也。宗淸子孫今に有り刑部と云ひ又四郞左衞門共云ふ。文龜年中參州に於て討死共いふ。
安達修理亮。伊部村に宅地の跡といふ所有。
明石宗納。里民の說に、明石掃部の伯父、有學の人といふ。働村に宅地の跡と云處有り。
粃田與次右衞門。里民の說に、浦上宗景の家臣といふ。河本村に宅地の跡といふ所有り。
太田備前守睛淸。太田原村に、宅地の跡といふ處あり。
明石右近。葛籠村に宅地の跡と云所有り。

墳墓

安達修理墓。伊部村に有り。たい山の城主也といふ。
浦上村宗墓。木谷村に有り。浦上遠江守宗景の父也。
明石宗納墓。働村にあり。
藤原末光墓。大股村に有り。里民の說に、流落の公家といふ。
日笠彈正墓。日笠下村に有り。浦上宗景の老臣也と云ふ。
延原八郎左衞門墓。矢田村に有り。里民の說に、浦上宗景の老臣也と云ふ。
浦上與次郎墓。河本村に有り石塔有り。
塚。伊部村迯り山の麓に有り。茶磨岩の城戰の時、戰死の者を埋めし首塚といふ。
塚。麻宇那村に有り。塚の上に石碑有り。銘に新田新庄麻宇下村と有り。疑らくは古の村境の石表なる歟。
耳塚。龍ヶ鼻村大川邊に有り。天神山落城の時築きし由。今は塚の形なし。
墓。山津田村に有り。明曆年中小谷と云所にて武士一人腹切し由。夫より今に其所を腹切谷といふ。
其人を埋めし墓と云ふ。
兒が塚。倉吉村龍山に石塔有り。何の塚と云事を不レ知。
千人塚。倉谷村に有り。據を不レ知。仙人塚と云ふ。
墓。田倉村に有り。塚の元と云ふ。古人の墓と云傳ふ。石塔也。
首塚。金谷村に有り。古戰死の者の首を埋めしよし。
墓。大內村高堂寺と云ふ廢寺の跡に石塔有り。文字磨滅して見えず。里民是を尊氏將軍の墓とい

*一本貝多羅葉の次は秀吉陣羽織伊部村の孫九郎といふ者持傳ふとあり。

ふ。據を不レ知。何人の墓ならんか。

民家持傳之物（此外の器物判物は、其有所の寺社に記す。）

一、秀吉在判制札壹枚（天正十年三月日。）　西片上村喜兵衛と云者持傳ふ。

一、秀吉在判制札壹枚（天正十年三月十日。）　伊部村の孫九郎と云者持傳ふ。

一、秀吉在判制札一枚（天正十年三月日。）

一、浮田中納言秀家在判浦伊部村法悦へ屋敷免許之狀一通（文祿三年四月七日。）浦伊部村伊八郎と云者持傳ふ。

一、佛經の表紙。厚き紺の絹に大方廣佛華嚴經と云文字を織付たる絹、長一尺三寸幅五寸。浦伊部村才右衛門と云者持傳ふ。同人先祖中納言秀家高麗陣の時、取歸ると云ゝ。

一、はいたらよう（貝多羅葉）壹枚。寒河村市左衛門と云者持傳ふ。長一尺八寸計、幅壹寸五分。文字の如く蟲ばみたるやうなる物有り。天竺より來たる物といふ。

第九

十二之卷

邑久郡

西は東川に至り、上道郡に隣り、北は和氣郡の界にして、東南は海に至り、平野多く山少く、尤も膏腴の地也。大川を帶び海濱多くして商舶の通路能く、富饒にして民多し。
齊明紀曰、七年春正月甲辰、御船到二大伯海一時、太田姬皇女產二女焉、因名二是女一曰二太泊皇女一。
國造本紀曰、大伯國造、輕島豐明朝御世、神魂命七世孫、佐紀足尼定二賜國造一。
高。四萬五千五百八十三石九斗五升。
鄉、五。笠賀・土師・靭負・包松・笠松。
庄、八。豐原・鹿忍・牛窓・佐井田・裳掛・福岡・服部・山田。
保、二。須惠・尾張。
和名抄に、本郡の鄉庄の名出て、今ある處と異同あり。
邑久・靭負・土師・須惠・長沼・尾沼・尾張・拓梨・石上・服部。
民間の私記に、慶長の比の鄉庄の名有り、又異同有り。
土師・須惠・礒上・包松・拓梨・尾張・長沼・靭負・牛文・服部・邑久鄉・豐原・鹿忍・山田・南北條・津留海・佐井田。

村　里　七十三

上阿知・下阿知・東片岡・西片岡東西二村元一村にして入賀村と云ふ。正儀水村也。西片岡村に屬す。濱・藤井・千手山村也。福山・川口・新地・射越・上寺山村也。門前・北地・向山・大富・大山・久志良・大窪・百田・宗三・福元・長沼・五明・新村・乙子水村也。神崎・邑久鄕(オクノガウ)・宿毛・久々井水村也。以上三十一村豐原庄。鹿忍水村也。奥浦水村也。上山田・下山田以上四村鹿忍庄。牛窓水村也。町區有、古しへは牛轉の字を用、中古は、牛間戸。大浦水村也。以上二村牛窓庄。北津・尻海水村也。横尾山村也。佐井田・庄田・土佐以上六村佐井田庄。福谷・間口・蟲明水村也。町區有り、伊木豐後釆邑とす、以上裳掛庄。下笠賀・上笠賀・南谷・北地・箕輪以上五村笠賀庄。土師土師鄕。八日市・福永・福岡町區有。此所古へ上道郡へ屬す。故に上道郡に福岡の庄の名あり。豆田以上四村福岡庄。長船古名靱負村靱負庄。磯上・牛文・飯井・佐山・鶴海水村也。東須惠・西須惠以上七村須惠保。福里古名馬塚。服部以上三村服部保。閏德・包松以上二村包松鄕。山手・尾張以上二村尾張保。山田庄山田庄。大ヶ島・圓張以上二村笠村鄕。幸島新田・東幸崎・西幸崎・南幸田・北幸田・東幸西・西幸西貞享元年甲子年是を墾田とす。

山川

玉葛山虫明村に有り大山也。黑井山虫明村鶴海村に蟠る。大山也。かつら山牛文イ土師村・西須惠村・牛窓に蟠る大山也。大ヶ島山大ヶ島村に有大山也。阿彌陀峯牛窓村に有り。大山也。高山西須惠村に有り。大山なり。玉島東幸島村に有。昔は東片岡の海中に有りしに、貞享年中新田に成る。昔は服部鄕の玉島と云由云傳ふ。小島上に同。幸島東幸西村に有り。古は神島の字を用ふ。元海中なりしに貞享年中に新田に成る。卒都婆島上に同。國府山土師村に有大山なり。大山東片岡村に有。佛岩西幸崎村玉島の脇浦と云ふ磯邊に有り。夫婦岩・ふみなし岩共に牛窓村の磯邊に有り。裳掛岩・唐琴岩、舟岩倶に虫明村海中に有り。楯石虫明村、楯崎に有り。犬岩・白石共に久々井村犬島にあり。は岩・たて石共に正儀村の磯邊にあり。千部岩正儀村、山上にあり。龜岩南幸田村の磯邊に有り、龜の形に似たり。窟三百五十二、村々にあり。東川和氣郡坂根村より來る。長船村・八日市村・福岡村・豆田村・福元村・大山村・久志良村・福山村・射越村・川口村・濱村・新村・乙子村より海に入る。千町渠郡中小流の水集りて、西須惠村より川となり、土佐村・山手村・佐井田村・下山田村・包松村・尾張村・閏德寺村・圓張村・大ヶ島村・長沼村・北地村・門前村・神崎村・乙子村・北幸田村・東幸西村より海に入る。干田渠(ホシタ)古しへ小流の水集りて沼となりしを、此の渠をつけて水を流し、跡を田地とす、牛文村・磯上村・福里村・土師村・箕輪村・豆田村・福元村・大山村・久志良村・大富村・福山村・射越村・新地村・河口村・濱村・新村より東川へ入る。黑井虫明村に有り。大臣殿井大山村に有り。池三百五十二、皆用水なり、村々にあり。晴礁虫明村・東長島村の間にあり。東西五十間、南北十五間。釜の蓋晴礁也牛窓村東かふら先に有。百尋の瀬牛窓村の海黑島の西脇にあり。前島・中の小島・黑島・端の小島・大島・木島・鼠島・上筏・下筏・釜蓋島以上十牛窓村の海にあり。大島・辨財天島以上二つ尻海村の海にあり。喜島(ウレシ)・鍋島・圓島・長島・裳掛島・共に虫明村の海にあり。犬島貞治元年豐原庄の四至傍所に、南は加備島こめ崎とあり、此島を釜島といひしにや、外に釜島と言事をしらず。此島

の内に釜の蓋釜のふちといふ所あり。然れば此島を釜島といひしにや不詳。島の内には竹子島に八斬島といふ少さき島あり。うす島正儀村にあり。小島鹿忍村の海にあり。辨才天の祠あり。ひさご島・羽島大中小共に四つ、西幸西村にあり。唐島・横島・馬の上島共に鶴海村の海にあり。

闗梁

牛窓湊人家多く、町區有り。燈籠堂有て、海上往來の標的とす。大橋大ケ島村の石橋也。千町渠に渡す。じゆずくり橋長沼村の石橋也。千町渠に渡す。埋田橋乙子村石橋也。千町渠に渡す。福山渡東川福山村より、上道郡久保村の內、鴨越へ渡す。世に是をかものこやの渡と云ふ。

產物

鹽鹿忍村より出るを上品とす。正儀村・小津村・鶴海村・久々井村等、鹽濱多し。龍鬚菜小津村の海に生る、是を佳也とす。鱠殘魚(シロウヲ)乙子村の海に出る。鯔魚(イナ)牛窓村の海に出るを佳とす。烏賊牛窓村の海に出る。海鼠虫明村・尻海村の海に出る。海參・海鼠腸以上二品虫明村にて製するを佳也とす。あさ里貝虫明村の渚に出る。苗鰕(アミ)上に同。指甲螺(ヌカワシヤ)正儀村の海に出る。甜瓜(マクハウリ)射越村に多し。茄子射越村に早く生ず。柹佐山村に多し。章魚牛窓村に出る。石首魚久々井村の海に出る。鰕牛窓村の海に出る。煙草大ケ島に有り。

產業

麵線福岡村に製るを佳也とす。大鋸圓張村にて製す。樵牛窓村・尻海村多し。四國九州の邊に往て業とす。漁久々井村・正儀村・牛窓村・尻海村・虫明村にて是を業とす。鍛冶長船村祐定といふて今三家有り。只之進・源八郎・河內守と號す。刀劍の類をつくる。古へ福岡村・長船村に鍛冶多くして、天下にいちじるしく刀劍の類代々名作多し。大永の比、洪水に鍛冶の家多く漂沒して、其の家悉く斷絕す。纔に祐定の家のみ殘れり。行光・清光の子孫、今に有といへとも、其業を傳へず。歷代名匠多し。名將勇士の名ある太刀は、此所の作多し。委敷は祐定の家の系圖に有り。

友成一條院比、長船に住す。此所の鍛冶の元祖也。則宗後鳥羽院の比、長船に有、後福岡に住す。福岡鍛冶の先祖也。宗吉同時、福岡鍛冶の祖也。宗長上に同じ。

後鳥羽院御宇、諸國の鍛冶月を分て召れけるにも、備前國尤多し、世に此を番鍛冶といふ。正月則宗

*本書揭ぐる所和氣絹に擧くる所と異同あり就て來照すべし。

備前大夫と號す。二月三月延房・七月八月宗吉刑部丞と號す。*九月十月助宗・行國・十一月十二月。助成・助延。

右七人番鍛冶相勤めるに付て、大宮大納言俊常卿を以て、菊一文字の勅號を被レ下よし。兼光延慶の比、尊氏將軍九州下向の時、福岡奥の城に越年有て、兼光を召され、太刀を作らしむ。長船村崇神天皇の社頭にて是を鍛ふ。將軍此太刀を試みんため、鎧二（領イ）札冑を重ねて、切割たり。則冑わりと名付け、兼光を九州へ伴ひ、上洛の時長船村にて宅地を賜り、今に其跡有り。又將軍より崇神天皇の社建立仕れとの定意にて、兼光造營するよし。

武備志曰、上等曰二上庫刀一。山城君盛時、盡取二日本各島名匠一封二鎖庫中一不レ限二歲月一竭二其工巧一謂二之上庫刀一。其間號二寧久一者、更嘉。世代祖傳、以レ此爲レ上（按に此の說後鳥羽院御時番鍛冶之事カ。）次等曰二備前刀一以レ有二血漕一爲レ巧。刀上或鑿レ龍或鑿レ劍或鑿二八幡大菩薩春日大明神天照皇太神宮一。皆其形著在レ外爲二美觀一者也。

神祠

安仁神社（藤野村。社領五石。）　社務宮崎氏。創造時代不レ詳。延喜式神明に見へたり。大社也。仁明紀曰、承和八年備前國邑久郡安仁神社預二名神一焉。

康永三年四月火災、此時紀錄等燒失せり。古は社頭莊麗、神事嚴重にして勅使下向の規式あり。今に社頭の北の方に、勅使屋敷の跡あり。中比社領も凡千三百石計有し由。金吾中納言秀秋の時、社領を沒收す。其後輝政君の御時、社領五石御寄附あり。

古人判物。　一、浦上美作守則宗下知狀一通（文明二年十一月廿日。）

片上日子神社（土師村。所祭大山祇神。）　創造時代不詳。延喜式神名に見えたり。古へは國府山に鎮座、後山下に民家出來、未だ村名なき時、神名を取り片上村といひし由。今の土師村是也。後今の處へ移すといふ。

八幡宮八日市村。社領八斗。　創造時代不詳。
七戸(キイ)八幡宮豆田村。社領一石。　右同斷。
八幡宮久志良村。社領三石四斗七升。　右同斷。
大明神同村。　右同斷。
明現宮宗三村。　右同斷。
岡八幡宮福元村。社領二石二斗。　右同斷。
權現同村。　右同斷。
貴船大明神(八幡宮イ)山田庄。社領三石三斗。(六斗イ)　右同斷。
宇佐八幡宮服部村。社領四石九斗六升。　右同斷。
天寺(アマテラ)八幡宮同村。　右同斷。
諏訪大明神牛文村。社領二石。　右同斷。
八幡宮同村。　右同斷。
稻荷神社同村。　右同斷。
家高八幡宮磯上村。社領八斗。　右同斷。
多賀大明神同村。　右同斷。
天神社長船村。社領五斗。　右同斷。
祟神天皇社長船村。社領三石八斗四升余。　右同斷。　此所の社を天皇原といふ。古へより眼病を憂ふる人、此所に祈て驗有る由云傳ふ。
松尾神社土師村。　創造時代不詳。
木鍋八幡宮土師村。社領十八石三斗。　右同斷。
王持(ワウチ)八幡宮上笠賀村。社領三石四斗八升。　右同斷。
荒神社福永村。　右同斷。
王持(ハウチ)八幡宮箕輪村。　右同斷。
八幡宮北地村。　右同斷。
八幡宮牛窓村。社領二十石。山城男山より勸請。　右同斷。　古へ社頭十二宇有り、社領千石計有し由。永祿の比藝州兵亂の時、海賊多く、民衆を掠めとり、此社頭をも燒き亡す。神功皇后の御太刀御鎧當社にありしを、寛文年中五香宮へ移し納む。
古人判物。一、金吾中納言秀秋社領寄附家臣稻葉内匠頭杉原紀伊守兩判の折紙一枚慶長六年六月五日。
五香宮牛窓村。所祭神功皇后。　寛文七年創造。光政君の御時御勸請。此時同村八幡宮に有りし神功皇后の御太刀御鎧を此宮へ移し納む。古へは住吉大明神を祭りしよし。
天神社牛窓村。　創造時代不ㇾ詳。
御靈社同村。　右同斷。

疫神社同村。　創造時代不詳。　惠美須社同村。　右同斷。○

祇園社大浦村。　右同斷。　八幡宮尾張村。社領一石六斗二升。　右同斷。

八幡宮下山田村。社領五斗。　右同斷。　明現宮同村。所祭北斗星精。　右同斷。

八幡宮上山田村。社領五斗。　右同斷。

今殘る所の棟札に、大願主天野伊賀（紀伊イ）守重次、天文二十三年甲寅十一月吉日とあり。何人といふ事をしらす。

天神社上山田村。所祭少彦名命。　右同斷。　天神社同村。　右同斷。

天神社同村。　右同斷。　春日大明神奥浦村。　右同斷。

五社大明神鹿忍村。社領一石。所祭春日若宮。　右同斷。　御崎同村。所祭大己貴幸魂。　右同斷。

國師（島イ）大明神同村。所祭大國魂命。　右同斷。　明現宮同村。所祭北斗星精。　右同斷。

廣高八幡宮東須惠村。社領十七石二斗。　右同斷。　大垣八幡宮山手村。社領一石四斗一升。　右同斷。

八幡宮山手村。　右同斷。　八幡宮飯井村。社領一石。　右同斷。

八幡宮佐山村。社領一石。　右同斷。　春日大明神同村。　右同斷。

（一本に無）八幡宮鶴海村。社領一石。　右同斷。　住吉大明神同村。海馬上島。　右同斷。

正八幡宮虫明村。社領一石五斗。　右同斷。　宗道大明神福谷村。所祭猿田彦命。　右同斷。

若王子權現宮西須惠村。所祭天照大神宮。　右同斷。　正八幡宮尻海村。所祭大山祇神。　右同斷。

正八幡宮佐井田村。社領二石二斗五升。　右同斷。　若王子權現宮同村。　右同斷。

大島大權現尻海村。所祭大山祇神。　右同斷。　社司の說に。古は海中の島に鎭座あり。其比は人家定かならず、村名もなかりしに、後人家多く成て、尻海村と名付て、其時今の處へ移すと云ふ。

若宮八幡宮尻海村。社領八斗。　創造時代不ㇾ詳。　若宮八幡宮上寺村。所祭應神天皇。社領八石余。

社記略に曰、舒明天皇六年豊州宇佐より勸請す。近衛院の御祈願所にて、兎田百八十町御寄附有之由。壽永の頃、平家兒島に籠りし時、佐々木三郎盛綱藤戸の海を渡し、先陣せし時、あらかじめ當社へ戰功祈願有に依て、甲冑鐙太刀長刀を奉納す。太刀長刀は中比紛失せるよし、甲冑鏕（鐙イ）今に有り。甲冑朽敗して忠雄君の御時御修覆あり。其後綱政君の御時御修覆有り。頼朝より盛綱に賜る感狀をも、武具に相添へこめたりしが、中比燒失せるよし。

東鑑曰、元曆元年十二月廿六日、佐々木三郎盛綱自ㇾ馬渡ニ備前國兒島郡一追ニ伐左馬頭平行盛朝臣一事、今日以ニ御書一蒙ニ御感之仰一、其詞曰。

自ㇾ昔雖ㇾ有下渡ニ河水一之類上、未ㇾ聞下以ㇾ馬凌ニ海浪一之例上、盛綱振舞希代勝事也。按するに、盛綱が感狀を奉納すべきものにあらず。いぶかし。

八幡宮大富村。社領壹石九斗四升余。　創造時代不ㇾ詳。

若宮大明神福里村・服部村。宇佐八幡の末社也。　右同斷。

八幡宮長沼村。社領七斗。　右同斷。

社司の說に、當社は浦上遠江守宗景より社領百石寄附し、金吾中納言秀秋の時、社領悉く沒收す。輝政君の御時、社領七斗寄附也。

笠松社大ヶ島村。所祭北斗星精。　創造時代不詳。

天神社同村。　右同斷。

山王權現宮大ヶ島村。　右同斷。

春日大明神新村。　右同斷。

八幡宮東片岡村。社領一石二斗。　右同斷。

社司の說に賴朝の時、片岡八郎の氏子たるに依て、山城國男山より、此所伊茂岡山へ勸請す。其比は、東西の片岡を入賀村と云ふ。今に到つて祭禮の時、幣は八郎の末孫の者より是を献ずといへり。

八幡宮福山村。寺領八斗。　右同斷。

八幡宮川口村。社領一石。　右同斷。

八幡宮大窪村。社領三石五斗七升余。　右同斷。

天神社圓張村。　右同斷。

白石權現宮濱村。社領三石六斗。所祭伊弉册尊。　右同斷。

山王權現宮新地村。社領一石二斗。　右同斷。

社司も、片岡氏にして、彼の先祖民部丞範季に賜りし、足利尊氏の判物有り。中頃衰微せし時、是を八郎の末孫の家に預け今に有り。委敷は下に見えたり。古へは社領八町二段有しに、金吾中納言秀秋の時是を沒收す。

地主權現千手村。　創造時代不ㇾ詳。　千手山弘法寺の境内に有り。

加茂大明神服部村。　右同斷。

荒神礒上村。　右同斷。

八幡宮邑久鄕。社領一石二斗。石清水より勸請。　右同斷。

辨財天正儀村。　右同斷。

若宮大明神乙子村。　右同斷。

天神東片岡村。　右同斷。

白石大明神北幸田村。　右同斷。

山神西片岡村。　右同斷。

天神上阿知村。　右同斷。

大將軍八日市村。所祭盤長姬命。　右同斷。

天神邑久鄕。北野より勸請。　右同斷。

山王神社同村。　右同斷。

五位大明神長船村。　右同斷。

神崎大明神神崎村。社領五斗。所祭猿田彥命。　弘安年中鎮座。

明現西片岡村。　創造時代不詳。

旒御山大明神邑久鄕村。　右同斷。

稻荷神社南幸田村。　右同斷。

天滿天神久々井村海犬島。　右同斷。

瀧權現藤井村。所祭一大己貴命、一云素盞鳴尊。　右同斷。

春日宮同村。社領一石二斗。　右同斷。

荒神同村。　右同斷。

廢社

美和神社福里村。　延喜式神名に見えたり。正德年中、上道郡大多羅村へ移して寄宮とす。今社地のみ殘れり。

熱田大明神上寺村。　姬大明神大富村。　丹生神社福岡村。　八幡宮山田庄。

龍田大明神佐井田村。　以上五社は正德年中上道郡大多羅村へ移して寄宮とす。

住吉大明神（尻海村。）　天神（同村。）

十三之卷

佛刹

千手山弘法寺（千手村。寺領六拾一石七斗四升。眞言宗。本寺高野山隨心院。古名報恩山興法（福イ）寺。舊記に千壽の字を用ゆ。）（院主）遍明院・（寺中）東壽院・香福院・醫王院・圓明院・根生院・福壽院・善光院・善集院・圓福院・覺成院・青林院・普賢院・龍樹院・慈眼院。

緣記に天智天皇の勅願也。其後養老年中、雷有て、佛閣僧院悉く燒失す。天平勝寶三年、報恩大師此等を再造して、四十八ヶ寺の數に加ふ。延曆年中火災。其比、弘法大師此舊跡を見て、又新に寺院を建つ。元亨三年春火災。又應永六年の冬火災。

古人判物。

一、勘解由次官冬長下知狀壹通。
一、豐源庄官沙彌等四人四至傍示禁制狀一通（寛元二年二月　日。）
一、西市在正判下知狀一通（文永六年九月五日。）
一、尊氏在判祈願狀一通（觀應元年十一月廿一日。）
一、宇喜多秀家在印寄進狀一通（文祿三年九月十六日。）
一、出雲守次職在判寄進狀一通（應永廿九年卯月十四日。）
一、前伊勢守邦主下知狀壹通。
一、政所左馬允在判掟狀一通（建長三年十一月　日。）
一、左衞門尉中原在判下知狀一通（文永六年十月十日。）
一、遠江守紀在判下知狀一通（永祿十二年十二月　日。）
一、宇喜多秀家在印寄進狀一通（文祿四年十二月吉日。）

鎭主、山王宮。社領百石、綱政君より御寄進。きみか塚（天狗谷に有は何の故と云事を不知。）報恩大師墓、永倉峯に有り。

橫尾山靜圓寺（橫尾村。眞言宗。本寺高野山西南院。寺領十五石一斗九升。）（院主）光明院。（寺中）中道院・安樂院・地藏院・定光院。

天平勝寶年中創造、四十八ヶ寺の內也、宇喜多中納言秀家、寺領五十石寄附。金吾中納言秀秋は

*次織は助成の誤。

寺領を悉く沒收す。
福田山圓福寺豆田村。眞言宗。本寺高野山寶心院。寺領一石八斗二升。　天平勝寶年中創造、四十八ヶ寺の內也。
大船山寶光寺鹿忍村。本寺右同寺。古名今寺山。　寺記に、明應文龜の比、播州太田前若狹守小笠原兵部少輔より、寺領百廿石寄附。其後宇喜多中納言秀家、寺領三十石寄附。金吾中納言悉く沒收す。
小笠原兵部少輔墓は境內にあり。文龜年中播州の人といふ。
本蓮寺牛窓村。日蓮宗。本寺京都本能寺。尼ケ崎本興寺。寺領三十三石。　寺中 本隆院寺外續浦にあり。　慶住院・圓立院・正善坊・大藏坊。
寺記に、永亨年中、當所の領主石原但馬守の創造。
古人墳墓。　石原但馬守道高墓康正元年。當所領主。　石原八郎墓康正二年。
此外石原一族十三人の古墳有り。
石原修理亮伊俊墓永正七年。
大雄山大ヶ島寺大ヶ崎村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。寺領八十二石三斗六升。　院主 等覺院 寺中 圓藏院・淨教院・明鏡院。
天平勝寶年中創造、四十八ヶ寺の內也。元龜年中火災。宇喜多直家の墓境內に有り。いぶかし。
當寺持傳之甲冑有り。浮田與太郎基家の甲冑と云傳ふ。按するに、天正九年八月廿二日、備前國兒島郡八濱村に於て、宇喜多與太郎基家、毛利家と合戰有り。時に何れよりか打たる鐵砲にて、基家の內兜に當り、則馬より落ちて卽死す。士卒も多く軍功あり。中に七本鎗といふは能勢又五郎・國富源右衞門・宍甘太郎兵衞・馬場重助・岸本惣次郎・小林三郎右衞門・粟井三郎兵衞也。
寶谷山金剛頂寺眞光院牛窓村。眞言宗。本寺高野山金剛頂院。　天平勝寶年中創造。四十八箇寺の內也。古へは坊舍多く有し由。俗に呼て西寺といふ。
上寺山餘慶寺上寺村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。寺領三十一石八斗五升。　院主 本乘院 寺中 吉祥院・定光院・大教院・善光院・戒定院・仲藏院・明王院。　天平寶年中創造、四十八ヶ寺の內也。
古人判物。　一、浦上則宗寄進狀一通文明十七年三月十五日。
吉塔山成願寺神崎村。天台宗。本寺京都盧山寺。古名四王山天業寺。寺領一石一斗一升余。
寺記に僧慈覺創造。寛德元年寺院雷火。正慶元年後醍醐天皇隱岐に遷幸の時、兒島三郎高德帝の

重祚を祈り、願書及上矢を奉る今願書上矢ともなし。後醍醐天皇重祚の後、建武元年春明導上人に勅して、當寺を改め作る、廬山寺の末派と成る當時住僧明範は兒島長範の男也。建武二年勅して成願寺と改め、吉塔山とす。其頃は寺中僧坊六宇有し由。天文十一年出火のため燒亡す。

往生山西方寺慈眼院長船村。寺領二石七斗七升余。眞言宗。本寺高野山西南院。天平勝寳年中、僧鑑眞創造といふ。

海岸山妙福寺觀音院牛窓村。眞言宗。本寺高野山金剛頂院。延暦年中創造。是を東寺といふ。

黑井山等覺寺虫明村。眞言宗。本寺高野山金剛頂院。承和元年、僧空海創造と云ふ。

大金山妙光寺飯井村。寺領五斗。日蓮宗。本寺和氣郡浦伊部村妙國寺。

西善寺鶴海村。一向宗。寺領二斗一升余。本寺京都本願寺。大永年中創造といふ。

敎意山妙興寺福岡村。寺領五石四斗。日蓮宗。本寺房州小湊誕生寺。寺中本住院・眞淨院。應永十年創造と云ふ。

本住山實敎寺福岡村。寺領五石九斗。日蓮宗。本寺京都妙覺寺。延久年中創造といふ。光政君の時、院主是要慈心の深き事を感じ、賞し給ふ事あり、下に見えたり。

庄田山朝日寺庄田村。眞言宗。本寺高野山金剛頂院。寺僧の説に、養老年中創造。中比廢亡して元祿年中再興といふ。

宇瀧山醫王寺飯井村。寺領五斗。眞言宗。本寺高野山隨心院。

醫王山正通寺土師村。寺領三石三斗。眞言宗。本寺御室。光孝天皇の御宇創造といふ。

大福山善福寺福谷村。眞言宗。本寺高野山金剛頂院。

金部山寶壽院虫明村。禪宗。本寺尾州萬松山齋年寺。寺僧の説に、寛文年中、伊木氏建立、代々此家の菩提寺也。本郡佐山村に有り。金剛山金昌寺といふ。後當所に移して、今の號に改む。寺務此家に屬す。

廢寺

蓮花寺千手村。　南谷山長樂寺南谷村。　醫王山桂山寺土師村。　日光寺磯上村。

金剛山善住寺佐山村。　龍光山海藏寺鶴海村。　畑山大聖寺西須恵村。　泉龍寺新地村。

太平山善興寺大山村。　流(源イ)岡山長福寺大山村。　眞德山明王寺山手村。　鴫山光明寺尾張村。

圓通寺山田庄。　願滿寺濱村。　紅岸寺邑久鄕。　成願寺(一本無)邑久村。

大(イ)唐山台藏寺牛窓村。　午頭山眞光寺牛窓村。　寶藏坊福山村。　隆高山藥王寺福岡村。

學校古跡四、福岡村、尾張村、鹿忍村、牛窓村、

古蹟

蟲明迫門。虫明村はあけぼのゝ絶景なり。

新勅撰　波たかき蟲明のせとに行舟のよるへしらせよおきつしほかせ　後京極攝政

續古今　影うつす袖はうきねの我からに月そ藻にすむ蟲明の瀬戸　參議雅經

玉葉集に、備前守にて下りけるとき、蟲明と云ふ所の古き寺の柱に書付ける。

玉葉　蟲明のせとのあけほの見る折そ都のこともわすられ(ゑイ)にけり　平忠盛

新千載　風あらき蟲明の迫門の夕やみに友よひかはす夜半の舟人　後嵯峨院

夫木　都にていかにかたらん蟲明の迫門のいりへの松のたへまを　定家

狹衣物語に、蟲明の迫門へと、うとうとあり。飛鳥井姫の身を投ぜし處となり。

なかれても逢ふ瀬(邇イ)有やと身を投て蟲明の迫門にまちこゝろ見む　飛鳥井姫

牛窓。神社考曰、神功皇后舟遇二備前海上時一、大牛有出欲レ覆レ舟。住吉明神化二老翁一以二其角一投二倒之一、故名二其處一曰二牛轉一。今云二牛窓一訛りし也。其牛蓋塵輪鬼所レ化、塵輪有二八頭一嘗駕二黒雲一來侵二仲哀帝一、帝射レ之身首爲レ二落死、塵輪又射レ帝帝遂崩。

萬葉　牛窓の浪のしほさゐ島ひびきよられし君にあはすかもあらん　人丸

家集　牛窓をたゝく水鷄の音すなり浪うちあけてたれか問らん　俊頼

夫木　牛窓や潮と風とのあいおひにはやく過ぬる泊門の舟人　　爲家

山家集に、牛窓の泊門にて海士の出入てさとへと申物をとりて、船に入れけるを見て。

さだへすむせとの岩つぼもとめ出ていそきし海士のけしき成かな　　西行法師

神島。松葉集に、備前と有り。何れの所と云事を不知。本郡幸島の事にや。里老の說に、古へは神島といひしを、何れの比にや、今の文字に書替しよし。

韓泊虫明村。源氏玉かつらの巻に、ひびきの灘の下に、川尻と云所に近づきぬと云にぞ、少しいき出る心地する。例の舟子共、から泊より川尻なすほどいとうとふ聲の情なきも哀にきこゆとあり。狹衣物語所々に見えたり。

から泊り底のみくすと流せしをせゝの岩浪たつねてしかな　　狹衣

かへりこしかひこそなけれから泊りいつうむかし人のゆくゑは　　同

服部。日本紀に、織部縣を以て兄媛に給ふとあり。織部といふは此所の事ならんか。

馬塚。盛衰記に、昔備前國に海佐介と云けるこそ兵のきこえ有りければ、西戎を鎮められんか爲に、官兵を指添られたりけるに、官軍は船に乘りけれども、佐介馬に乘ながら先陣に進んで海上を渡る。程なく賊徒を責隨て、又馬に乘ながら海の面を步せて、本國に歸りけるか、備前の內海にて海鹿といふ魚に馬を誤られたりけれども、馬少しもひるまずして、佐介を陸地に着て後馬死けり其所に堂を建て供養しける。馬塚とて今にあり。按するに兒島郡宮の浦に尼塚と云あり。又是を馬塚とも云ふ。佐介が內海を乘て歸るとあれば、此處に馬を埋めしにや。服部村に天佐介が城と云有り。夫故馬も福里村に埋しにや。皆考ふべからず。

裳掛岩虫明村。

扇の濱虫明村。是は狹衣の物語に依て、後の人の名付たるならんか。飛鳥井姫の虫明の泊門にて

身を投し時、狹衣の中將より形見に給はりし扇に歌を書添し事、狹衣物語にあり。

　　はやきせの底の藻くずと成にきと扇の風よ吹もつたへよ　飛鳥井姫

楯ヶ崎虫明村。　古事記曰、神倭伊波禮毗古命從二吉備國一上行之時、經二浪速之渡一而泊二靑雲之白肩津一。此時登美能那賀須尼毗古興レ軍待、向以戰。爾取レ所レ入二御船一之楯ヲ而下立。故號二其地一謂二楯津一於レ今者云二日下(クサカ)之蓼津一也。

細川玄旨法印九州道の記に、風あらくなつて楯の浦といふ所にあがり、人里もなき所に旅寢し侍る。

　　夕浪の楯のうらより弓はりの月もひかりをはなつとぞ見る

按ずるに、楯津と云ひ楯浦と云ふも、皆此所の事ならんか。今舟路の舟掛りする所也。

神崎池。淳和紀曰、天長三年備前國停二田原池一築二神崎池一。何れの池と云事を不レ知。按ずるに神崎村の山あいに、きれ池といふ所あり。古しへ池ありしよし。此所の事ならんか。

犬島。此島の內、つゝみの瀨といたの岩穴白石抔云所あり。嶺に犬岩とて大なる石あり。遠く望み見れば、犬がうづくまりたるに似たり。是に依て名を得しにや。惣して大石多し。枕双紙に犬島の名あり。さたかなる名所と聞えず。

矢寄濱鹿忍村。　里老の説に、元暦の比、八島の浦にて源平の戰の時、此所へ矢を吹寄たるによりて名付といへり。按ずるに、此說いぶかし。盛衰記に新大納言成親配流の時、道の記に藻掛のせと蓬ヶ崎矢寄濱を漕渡り、備前國あへの浦より、內海を通りて、小島と云所に着とあり。是八島の合戰以前の事也。古より此名あるか。又盛衰記は後世に作りたる書故、矢寄濱の名成親道の記に書載たるか。

蓬ヶ崎鹿忍村。　盛衰記に、新大納言成親配流の道の記に見えたり。

福岡庄。東鑑曰、文治四年御請文。
先日所ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候ㇾ之備前國福岡庄之事、被ㇾ入ㇾ沒官注文ㇾ下賜候畢、而宮法印御房被ㇾ令ㇾ勤ㇾ修讃岐院御國忌ㇾ之由被ㇾ歎仰ㇾ候之間、以ㇾ件庄ㇾ可ㇾ爲ㇾ彼御料ㇾ云々。
太平記に、備前福岡庄は、頓宮四郎左衞門尉の所領也。然るを頓宮が軍忠中絶の刻、赤松律師是を申給る。頓宮細川が手に屬して忠有しかば、細川是を贔負して安堵の御敎書を申與ふ。
師樂(シカラ 一本シラク)牛窓村。是新羅の文字なるべし。古へ新羅の人多くおきけるよし、古き書に見えたり。新羅をしらきと訓せし故、しらくと轉せしにや。東片岡村に有し義經狀に、しらこすしと有も、此所なるべし。みな通韻也。
聖武紀曰、天平十五年備前國言、邑久郡新羅邑久浦漂着大漁五十二隻、長二丈三尺已下一丈二尺已上、皮薄如ㇾ紙、眼似ㇾ朱泣聲如ㇾ鹿鳴ㇾ故老皆云未ㇾ嘗聞ㇾ也。
長島虫明村。古へ牧にて有しよし。
桓武紀曰、延曆二年勅ㇾ備前國ㇾ兒島郡小豆所ㇾ放官牛有ㇾ損ㇾ民產ㇾ宜ㇾ遷ㇾ長島ㇾ其小豆島者住民耕ㇾ作之ㇾ。
延喜式曰、備前國長島馬牛牧。

古城跡

作州山城上阿知村。　朝日山城東片岡村。　二城主不詳。
大つきの城。城主片岡八郎經春。
天神山城牛窓村。　紺(浦イ)山城牛窓村。　古城山牛窓村。　城主鳥山左馬允(進又丞イ)。
古城山佐井田村。　古城山福谷村。　古城山上山田村。　古城山鹿忍山。
已上六城主不詳。

古城山虫明村。　城主虫明藏人、亦虫明四郎左衛門といふ。

古城山長船村。　城主小笠原金光、或は長船長左衛門尉秉光と云ふ。又鍛冶祐定が家に云傳ふは、尊氏より鍛冶秉光に此城幷六萬貫を給ると云ふ。秉光は長船鍛冶の元祖、近忠の末にして、元德觀應の比の鍛冶といふ。六萬貫と云事不審。

古城山西須惠村。　城主烏山左馬允（滿イ）。

奥の城福岡村。　（稻荷山と云、又中島山と云。城は本村より五六町乾の方河原中に有る小山を云。今は城地とも見えず。古とは川筋かはりて如レ此なるか。）赤松淡路守滿弘居城。後山名相摸守備前を領せし時は、小鴨大和守・頓宮四郎左衛門是を守る。應仁の亂の後、赤松左京大夫政則此國を領せし時は、「家臣守レ之。文明十五年福岡合戰の時は、當國守護浦上喜三郎是を守る。

圓山城服部村。　城主天（アマノ）佐介、又蟲明（スイ）亦右衛門とも云ふ。

古城射越村。　今木城向山村。二城主不詳。按ずるに、平家物語に、壽永二年豐後國臼木次郎惟澄・緒形三郎惟茂・伊豫國河野四郎通信、備前國今木城に楯籠る。能登守教經押寄せ、即時に責落すとあり。此城の事にや。

古城尾張村。　城主不レ詳。城主の臣に鷲見越中と云者有りしといひ傳ふ。

砥石城大ケ島村。　宇喜多和泉家能家居城也。浦上則宗・宗助・村宗三代に仕へて、軍功莫大なり。浦上老臣島村觀阿彌と不和にして、此城にて觀阿彌に殺さると云ふ。

高取山城大ケ島村。　砥石城三丁許西の山也。高取備中守居城、高山共云ふ。後に浦上の老臣島村觀阿彌、是に居す。

高尾城長沼村。　城主島村豐後。

古城濱村。　城主宇喜多宗院（隆トモ）。何人と云事を不レ知。

古城乙子村。　宇喜多和泉守興家居城也。興家は能家の子也。生質愚昧にて、纔に三百貫を領す。短

命にして病死すといふ。

古城邑久郷村。 城主宇喜多五郎左衞門。

古城山磯上村。 神崎城神崎村。 古城大山村。 右三城主不詳。

人物

片岡八郎經春。豐原庄入賀村今の東西の片岡二村を云。に在城と云へり。義經の郎等也。

藤井孫次郎惟景。元享以前の人、鹿忍庄下司とあり。藤井村の人也。宅地の跡を殿屋敷と云ふ。今は畑と成る。

頓宮四郎左衞門。福岡村に住す。 山名相摸守の家臣也。

鳥山左馬允。或は左馬進とも、時代不ㇾ詳。牛窓村の人也と云ふ。

浦上喜三郎。福岡村に住す。浦上氏代々の幼名也。何れの人と云事を不ㇾ知。

小西攝津守行長。福岡村に住す。里民の説に、行長は元泉州堺の商家の子也。當所小西彌九郎と云者の養子と成り、暫此所に住す。宅地跡今民家と成る。又岡山下之町に居住すとも云へり。いぶかし。

宇喜多宗院隆イ濱村に住すと云ふ。

天佐介。服部村に城跡有り。又海佐介共云ふ。時代不詳。

島村觀阿彌・同豐後守。浦上遠江守宗景の老臣也。觀阿彌をも豐後と云よし。子豐後守と云者外に見えず。長沼村に住すといふ。

木鍋攝津守。土師村の住人の由、木鍋八幡宮の社記に見えたり。時代不ㇾ詳。

虫明藏人。虫明村の人といふ。時代不ㇾ詳。

藤原貞吉牛窓の人と見えたり。 經國大典曰、丁亥年遣ㇾ使來ニ賀觀音現像ヽ書偁備前州卯島津代官藤原貞吉。

按ずるに、明朝の成化三年丁亥は、日本の應仁元年に當れり。卯島津といふ牛窓の事ならんか。藤原廣家。經國大典曰、戊子年遣レ使來ニ賀觀音現像一、書僃備前州小島津代官藤原廣家。

按ずるに明朝の成化四年戊子は、日本の應仁二年に當れり。小島津と云は牛窓の事ならんか。

孝子惣太夫。岡山紺屋町のこう書何某、播磨に移り住て、又赤穂にて死せり。其子惣太夫母を養ふて孝也。妻も又能姑に事て家貧し。母故郷なれば岡山に歸らんとて出ぬ。夫婦取物も取あへず手引負などして隨ひ行けり。食なければ夫婦は喰眞似のみにして、母にすゝめけり。糧絶へ行疲れて福岡村の實敎寺と云寺に入り食を乞けり。院主是要と云ふ僧、彼が孝行成事を知て其飢を救ひ、寺のかたへに宿し養ひけり。冬深くなれば母の衣の薄を悲しみ、夫婦潜に己が衣を母が身の上に加へけり。人是を感じて米一俵を取らせければ、衣を買て母に着せけり。母も辭して婦に與ふ。婦も又辭して此衣を徒らにし有けるが、人又是を聞て、衣を又取らせければ、はしめて母も婦も衣を着せり。事跡、詳に本朝孝子傳に見えたり。

京師の儒藤井懶齋の賛にいはく、

孝子孝子、極レ力事レ母、不ニ翅子子一、婦亦是婦、令名竟達、嘉賞是受、豈作ニ爾碑一、備人有レ口。

僧是要は福岡村實敎寺の院主也。惣太夫夫婦の孝行を感じ飢を救ひ、寺の傍にしつらひ宿し憐みけり。彼の產業の紺屋なる事を問て、此業をなさしめんとすれ共、貧寺なればさせる貯もなし。折節人のえさせたる銀十二三錢皆あたへ、近里の染物杯取集て、染させけれ共、たへ〴〵しき事也。懇に心を付け、彼者共に一飯を分て養ひけり。終に上に達し、光政君是要が慈心の深きを感ぜられ、支米五石賜はりて、其德を賞し給ふ。其文に曰、

其大慈悲者諸佛之本心也。棄捨濟度者如來之德行也。布レ之名ニ妙法一、覺レ之號ニ妙覺一修レ之謂ニ淨業一寫レ之爲ニ妙典。于レ茲我備州邑久郡福岡村實敎寺是要、素有ニ慈眼一視ニ衆生一好布施。而救ニ苦厄一、嗚呼

＊こう書は紺(カウ)搔(カキ)の當寫なり紺屋職人をいふ。

庶下幾脩二大乘之妙法一而行二無緣之慈一者上乎。可レ謂二眞學レ佛之徒一也。是以頗雖レ有レ字二于閭里一、然實知二其人一者鮮矣。惟天不レ蔽、頃有二乞者一來而詳顯二其誠一。予於レ是驚嘆深感之故、以二支米五斛一每歲供二養于當住寺之慈心一、以奉二行于天之明命一者也。

承應四年正月十三日　　實敎寺是要

墳墓

馬場右近墓。鹿忍村に在り。

古墓。赤松氏族の墓と云ふ。福岡村妙興寺境内林叢の中に有り。

宇喜多墓。大ヶ島村に有り。宇喜多直家の墓といふ。いぶかし。宇喜多一族の墓ならんか。

石塔。田原藤太秀郷墓と云ふ。長沼村に有り。いぶかし。

宇喜多順哥墓。邑久郷にあり。墓印に松一本有り。此人詳ならず。直家の一族なるべし。

古塚。邑久郷に有り。一本すゝきと云ふ。又いつ木ともいふ。何故と云事を不レ知。小き塚也。

後藤筑後守。西須惠村に有り。何人と云ふ事をしらず。

民家持傳の物（此外器物判物、其有所の寺社に記す。）

一、源義經より片岡八郎經春への書翰と云ひ傳る者有り。ひらかなにて文字讀みにくし。

一、民部丞範季狀尊氏下知狀在判一通（元亨三年五月十日）共に片岡八郎が末孫の者所持せしに、大守君の上覽に入て、後東片岡村庄屋預レ之。

一、四至傍示。建久六年貞治元年豐原庄內至傍示に信景の判あり。何人と云ふ事を不レ知。

右之〔三カ〕通、東片岡村萬介といふ者これを預る。

一、秀吉制札一枚〔東片〕岡村吉右衛門と云ふ者持傳ふ。

一、宇喜多和泉守能家畫像。一、法師の畫像。〔宇喜多安心の像と云傳ふ。〕

右二つ邑久郷彦次郎と云者持傳ふ。

一、藤原惟政在判和與狀一通〔元亨四年四月十九日。〕　末孫藤井村彦次郎と云者持傳へしが、家斷絶して同村嘉七〔ナイ〕郎と云者預ㇾ之。

一、浦上政宗在判平井右兵衛えの感狀二通〔天文廿三年十月廿六日。〕

一、浦上政宗在判平井右兵衛・同與三・同與太郎三人えの感狀壹通〔十月十二日。〕

一、浦上政宗在判平井右兵衛えの感狀〔十二月十六日。〕

右四通末孫山田庄又三郎といふもの持傳ふ。

第十四之卷

上道郡

東は邑久郡に隣り、東川を境とし、北は磐梨赤坂兩郡の界に至り、西は御野郡に隣り、西大川に界ひ南は海に至る。いつの比よりか奧・口と二つに分れり。

按るに、天文元和の比の檢地帳に、上東郡の名あり。鄕庄多くは、今は上道郡の名也。上道郡を分て、上東郡を置く。又上道を上東と書しにや不レ詳。山少く、平野多し。尤膏腴の地なり。

應仁紀曰、二十二年秋九月幸二吉備一云云以二上道縣一封二中子仲彥一、是上道臣香屋之臣之始祖也。國造本紀曰、上道國造輕島豐明朝御世、元封二中彥命兒多佐臣一、始定二賜國造一。

高、五萬三千零々一石七斗六升。

鄕、六。宇治・幡多・上ミ道・可知[*一]・財[*二]・草部。

庄、七。吉富・古都・當麻・福岡・竹原・淺越・金岡。

和名抄に、本郡の鄕庄の名出で、今有所と異同有り。

宇治・幡多・可知・上道・財田・居都・日下・那紀[*三]・寄田[*四]。

民間の私記に、慶長の比鄕庄の名有り、又異同有り。

草部[*五]・豆田・淺越・金岡・竹原・南方・百枝月・西隆寺・福岡・可知・幡多・宇治・藥師・吉岡(富イ)。

村　里一百一

*一、東寺文書に可知鄕の名見ゆ。

*二、高山寺本財部に作る續紀財部氏あり。

*三、邦紀姓氏錄は那癸勝ありこの氏人の居りし地か

*四、寄田高山寺本豆田に作る東寺文書にもこの鄕名ありと後莊となり西大寺文書に見ゆ。

*五、草部平家物語草加部に作る。

平井水村なり。古名吉岡。網濱此村東南の山に、非人谷有。門田此の村東の山に非人谷有。湊・原尾島・藤原・國富・森下國富村に屬す。瓶井門前・穝中島・八幡以上十二村宇治郷。淸水・赤田・高屋・澤田・闢・山崎・圓山以上七村幡多郷。荒井・新屋敷・今在家・段原水村なり。祇園水村なり。脇田・中田・國府・市場・中井・雄町・四御神古名大領村、一本土師又六神。湯迫以上十二村上道郷。今谷・勅旨・刈田・神下カウノシタ・下村・岩間・海面・福谷ゴイ・福泊以上九村吉富庄、乙多見・松崎・大多羅・松崎新田寛文三年墾田。目黑・長利・中川・益野中川村に屬す。以上八村可知郷。長原・財・土田以上三村財郷。是より以上都て五十一村、口上道といふ。宍甘・矢津・藤井町區あり。鐵・宿・南方・北方・中尾・菊山山村なり。沼・沖益沼村に屬す。以上十一村古都庄。當麻當麻之庄。宿奥山村なり。觀音寺・篠岡・谷尻・草部・築地山山村なり。砂場以上七村草部郷。西平島・東平島・西島東平島村に屬す。吉井水村なり。一日市水村なり。西祖サモリ・寺山・淺川・浦間・矢井・南古都・楢原・百枝月・內原・才崎以上十五村福岡庄。竹原竹原庄。吉田・西隆寺山守・堀內・吉原・淺越以上六村淺越庄。金岡水村なり。西大寺水村なり。町區有。古へは犀戴寺の字を用ふといふ。原水村なり。久保水村なり。富崎・西庄廣谷・中野・金岡新田以上九村金岡庄。

新田。倉田・倉富・倉益。田地二百九十六町三畝。

高五千零々四石一斗二升七合、延寶七已未年是を墾田す。

沖新田。一番より九番迄の名あり。是墾田のとき、普請の次第なり。今是を以て、民の保組をわかつて、村落の界とす。

田地千五百三十九町五反八畝零一歩。高二萬八千零三十八石九斗零七合。元祿申年是を墾田す。

山川

三櫂山圓山村・門田村・國富村・瓶井門前村・澤田村にわだかまる。龍口山湯迫村・祇園村・協田村・西大川に臨み、段原村に蟠り赤坂郡牟佐村にまたがる。築地山谷尻村・草部村・菊山村・篠岡村に蟠る。芥子山西庄村・廣谷村・松崎村・大多羅村・目黑村に蟠る、郡中の大山なり。龜山平井村にあり。寶聚山網濱村にあり。茶臼山湊村にあり。燈明山土田村にあり。山王山宍甘村にあり。高尾山鐵村にあり、横岩山宿村にあり。ついごま山下村にあり。天神山岩間村にあり。正木山中川村にあり。龍王山北方村にあり。梅が溺山中尾村にあり。し

＊富岡山一本矢井村とあり

た山・大谷山共に菊山村にあり。青木山宿奥村にあり。郷司山・長内山共に觀音寺村にあり。大平山草部村にあり。龜山沼村にあり。鈴木山西島村にあり。

＊富岡山寺山村にあり。岩藏山竹原村にあり。角山内原村にあり。金山大寺村にあり。鼬山・東山共に湊越にあり。窟十八村々に有、脇田村の窟長七間計、其中に石棺の如きもの有。

比沙門岩湯迫村龍口山にあり。夫婦岩二・海老釣岩共に土田村の山にあり。鷹巣岩・夫婦岩共に南方村の山にあり。腰掛岩吉井村にあり。東川磐梨郡大内山より來り、本郡吉井村・一日市村・寺山村・内原村・百枝月村・西隆寺村・久保村・原村・西大寺村・金岡村より、海に入る。西大川赤坂郡牟佐村より來り、本郡段原村・祇園村・今在家村・中島村より御野郡の內、城府を經て、本郡網濱村・平井村・沖新田より海に入る。砂川磐梨郡瀬戸村・下村より來り、本郡谷尻村・草部村・砂場村・沖益村・南古都村・楢原村・竹原村・堀内村・富崎村・山守村・吉原村・淺越村・中野村・金岡新田村・金岡村より海に入る。倉安渠延寶年中運送の爲め、東川を分て此渠とす。東川より吉井村に至り、西祖村・淺越村・楢原村・竹原村・堀内村より砂川に入り、富崎村より又分れて吉原村・淺越村・廣谷村・松崎村・大多羅村・中川村・海面村・福泊村・山崎村・圓山村・湊村・平井村・網濱村より西大川に入る。尾島池原尾島に在り。凡長三百間、幅貳十間、里民是を尾島川といふ。西大川此處へ流れし由。鴨越堰東川の久保村にあり。七百貳十六間郡中の用水なり。龍口堰西大川段原祇園村にわたる。凡長四百間斗郡中の用水なり。清水雄町に有。地上に涌出し流れて田畝にそそく。情冽にして性輕きこと他水にことなる事なり。味きはめて甘美なり。旱にもかれる事なし。玉之井觀音寺村にあり。正木井中川村にあり。百間堤此堤西大川洪水のとき中島村の堰より此堤へ水勢をもらす。堤のわたり百間ある故に、百間堤といふ。中島村より分れて、澤田村・中川村の方へまはり、沖新田にいたつて海に入る。荒神井海面村にあり。

關梁

藤井驛藤井村にあり。舟の橋砂川村にわたる。尺堂橋倉安渠にわたす、に楢原村にあり。共土橋、八楢原村にあり、耳切橋といふ。一、谷尻村。一、島村。一、淺越村。二、竹原村。一、中野村。一、金岡。皆砂川に渡す。閘（スイモン）二、吉原村。一、平井村。一、富崎村。一、網濱村。皆倉安渠にあり。一日市渡東川、一日市村より、邑久郡福岡村へわたす。いにしへは吉井村にて渡す故に、今に吉井の渡と云ふ。金岡渡東川、金岡村より、邑久郡新村へわたす、いにしへは西大寺にて渡す。今に同村より是をつとむ。

産物

鱠殘魚（シロウヲ）西大川平井村東川金岡村にいづる。鯉・鱸・之久知共に西大川平井村東川久保村に出つ。鱒・香魚共に西大川祇園村東川久保村に出づ。鰡魚平井村・金岡村沖新田に出つ。茅（チヌ）淳鯛（タイ）・川鰕（カハエビ）共に西大川平井村に出づ。砂魚（ハゼ）・蠣（カキ）・鰻鱺（ウナギ）共に沖新田に出づ。青瓜・茄子共に西大寺村に出づものは早し。松茸草部村に出づ。桃子森下村の内御堂屋敷に出るを佳とす。俗に是を御堂桃とも云ふ。水晶三糴山の內門田村に有。其所を水晶山と云ふ。

產業

篛笠(タケノコカサ)平井村にて是を製す。 藺笠(アミ)國富村・森下村・瓶井村門前村にて是を製す。 裏筵湊村にて是を製す。 韈(タビ)門田村にて是を作る。 素麵(ソウメン)吉井村・西祖村・一日市村に製す。 漁金岡村・中野村・平井村にて業とす。

鍛冶(カジ)吉井淺川村。(以下一本註文トス)(國盛—助盛—盛助—盛恒—盛次—盛景—長船住、永和の比是を大宮村と云。—吉則後雲州住。(以下註文ノ混セシナルベシ)盛則—永則—則綱

是を吉井物と云ふ。其子孫斷絕して今はなし。)

神祠

東照宮門田村。御社領。二百石。 別當利光院。正保二乙酉年、光政君奉二公命一御創造。

御靈屋。 台德院殿、文照院殿、有章院殿、右御相殿、台宗寺奉仕。

　大猷院殿、嚴有院殿、常憲院殿、右御相殿、利光院奉仕。

大神神社(チナムワノ)四座。四御神村。社領一町七段八畝九歩、所祭三輪同神。 創造時代不詳。延喜式神名に見えたり。

社司の說に、いにしへ伊勢國鳥羽より鎭座。今の社地より五町計東北、松山といふ所に、右への社地あり。其後神妙の事有て、今の所へ遷宮す。中比火災有て、記錄神寶皆燒失す。

末社松尾御崎の祠あり。大神神鎭座以前より地主の神といふ。其比は、此村を土師村といふよし。

　當社傳來の神物。一、大刀一口、兩樋長二尺四寸。

八幡宮八幡村。社領六十石。 創造時代不詳。社務正六位下見垣氏。社司の說に、忠雄君御時御建立、其後延寶六年綱政君御造營あり。

玉井宮門田村。社領十六石。創造時代不詳。所祭彥火火出見尊・豐玉姬命。 社司の說に、古へ兒島郡光明崎といふ所に鎭座。其後、門田村の山へ遷宮、正保二年、東照宮其所へ御鎭座あるによりて、當社を今の所へ移す。此時幣建山を替地に賜ふと云ふ。

愛宕權現社門田村。　社僧、松壽院。元和年中忠雄君御勸請。萬治年中今の社を造營すといふ。

大宮春日大明神淺川村。社領十石。所祭武甕槌命・經津主命・天兒根命・姫大神。　社記略に曰、備の前州上道郡北方の社、春日大明神は、三條院の比鎮座。其後保元三年三位行羽林中郎將平維盛の息女疾病之節、此宮に祈りて驗を得ることあり。長和五年秋八月二十七日疾雷迅雨山澗缺け數十仭の池となる。靈驗有つて是を建立す又歸徳山といひ、馬岩山といふ。今の本社大宮山是なり。又榊の段といふ所有り。毎歳酒折宮神事の榊この所より出すといへり。

石津大明神吉井村。社領十石。所祭石津連祖野宿彌。　創造時代不詳。社記略に曰、いにしへ本村の東山の谷に鎮座有しに、其後神妙の事ありて今の地に遷宮あり。人皇五十二代嵯峨天皇當社へ行幸有り。今に其所を嵯峨のはなといひ、また嵯峨天皇の腰懸石とて今に社地へ取入て有り。宇喜多直家より社領八十六石寄附也。金吾中納言秀秋の時、社領十石寄附し、元龜二年に火災あり。

古人判物奉納の類。一、宇喜多直家在判下知狀一通四月十七日。　一、金吾中納言秀秋寄進狀家臣稻葉內匠頭杉原紀伊守兩判　一通　慶長六年辛丑六月五日。　一、黑田右衛門佐寄進繪馬壹枚。

一、元龜年中黑田彌九郎寄進神輿三。社司の說に、今の黑田家先祖といへり。

土田八幡宮觀音寺村。　創造時代不詳。　天照大神宮笹岡村。社領五斗。　右同斷。

簗杵八幡宮西平島村。社領一石八斗。　右同斷。　天神宮西島村。　右同斷。

北古都八幡宮西島村。　右同斷。　朝尾八幡宮矢井村。　慶雲(長イ)年中創造。

浮田大明神下村。　創造時代不詳。　八幡宮吉井村。　創造時代不詳。

龍王宮浦間村。　右同斷。　立川大明神草部村。社領一石六斗。所祭國常立尊・伊弉諾尊・伊弉册尊。　右同斷。

八幡宮草部村。　右同斷。　王子權現宮草部村。　右同斷。

*一本句々迺神社の前に沖田神社を入る社領五十石元祿七年創造とあり

武部八幡宮谷尻村。社領七斗五升。　右同斷。　春日大明神宿奥村。社領八斗。　右同斷。
牛頭天王觀音寺村。社領六斗。　右同斷。
熱田八幡宮中尾村。當社菊山村上八幡宮、沼村青津八幡宮、藤井村岡屋八幡宮、宍甘村正八幡宮、南方村中山八幡宮、以上六社々領八石。　創造時代不詳。
　古人判物。一、宇喜多家在印下知狀一通文祿四年十二月吉日。
　一、宇喜多家下知狀家臣長船紀伊守岡越前守戸川肥後守等在判一通文祿五年正月十三日。
總社大明神祇園村。所祭大巳貴命。　創造時代不詳。社司の説に、いにしへの棟札に、百二十八社と有り。鳥居
　跡八町計南に有り。此間綱はり松とて萬治寛文の頃迄大本有りしよし。
正八幡宮菊山村。社領六社之内前に見えたり。　創造時代不詳。　青津八幡宮沼村。右同斷。　右同斷。
岡屋八幡宮藤井村。右同斷。　右同斷。　正八幡宮宍甘村。右同斷。　右同斷。
中山八幡宮南方村。右同斷。　右同斷。　總社八幡宮藤井村。　右同斷。
牛頭天王宮藤井村。　右同斷。　辨才天宮沖益村。　右同斷。
祇園宮祇園村。正德二年綱政君御造營。　創造時代不詳。　正八幡宮段原村の内龍口山。所領十五石。　創造時代不詳。
天神宮今在家村。所祭天滿天神。　右同斷。　山王宮湯迫村。所祭日吉同神。　右同斷。
山王宮脇田村。　右同斷。　天神宮神下村。　右同斷。
國長宮國府市場村。　創造時代不詳。或説に、卜定宮（ボクジヤウ）を誤て國長と唱ふ。古へ大嘗會の時地を卜定して、神
　田と號する事あり。よりて名とすといふ。
　按るに、備前國大嘗會に預る事神龜元年由機（ユキ）、天應元年・大同二年須機（スキ）と成る事、續日本後紀に見
　えたり。此時の事なるか。
八幡宮乙多見村。　創造時代不詳。　天神宮財村。社領五十石。祭所北野同神。古は土田山に鎮座の由。
*句々迺馳神社大多羅村。社領四石。寛文六年創造。所祭伊弉諾子木神。　元祿十六年、國中小社六十六社を庄地に移し寄宮とす。正德

三年大多羅村松崎新田の內にて、二十九石五斗九升餘綱政君より御寄附。

午頭天皇大多羅村。社領八斗。所祭祇園同神。　創造時代不詳。　八幡宮同村。牛頭天皇社內に有り。　右同斷。

岩間權現宮岩間村。所祭素盞鳴尊。　右同斷。　鬼道八幡宮原尾島村。社領三石六斗四升。　右同斷。

五社大明神當麻村。　右同斷。　春日大明神勧旨村。南都より勸請。　右同斷。

深田大明神今谷村。神護景雲二年丹波國與謝郡より勸請し深田神と同神なり。　吉備明現宮海面村。所祭北斗星精。　右同斷。

高尾八幡宮高尾村。　右同斷。　八幡宮圓山村。　右同斷。

天神宮金岡新田。所祭北野同神。社領一反一畝二十步。寛文十一年勸二請之一。

裳掛天神宮金岡村。社領一石九斗。　創造時代不詳。社司の說に、管丞相筑紫へ左遷之時、金岡の海上にて、日暮風波にあひ給ひし時、此所の松原に火の光り見えしによりて、舟を寄せ陸に上り、此松原に裳を懸け給ひしによりて、裳かけの松と云ひ、又裳掛の天神と云ふ。

窪八幡宮久保村。社領十一石二斗四升余。　社司の說に、貞觀元年領主藤井久馬進弘清、山城國石清水より勸請す。其後尊氏より岡下久保村二ヶ所の內にて、田地二十町余寄附せらる。以後亂世之節、社領沒收す。宇喜多直家社領百石寄二附之一。

古人判物。一、尊氏在判祈願狀壹通觀應二年十月八日。　一、尊氏願書壹通　一、いちや女筆下知狀壹通天正二十年八月十五日。　一、金吾中納言秀秋家臣平岡石見制札一枚慶長五年十月四日。　一、金吾中納言秀秋寄進狀　家臣稻葉內匠頭在判制札一枚慶長六年六月朔日。　一、金吾中納言秀秋寄進狀　家臣稻葉內匠頭・杉原紀伊守兩判一通慶長七年六月五日。

諏訪八幡宮西隆寺村。社領五石。所祭譽田天皇。　社司の說に、いにしへ譽田八幡宮と云ひしよし。貞觀年中に諏訪某といふ者、宮殿を建立せしによりて、諏訪八幡と云ふ由。其後賴朝の時、守護佐々木四郎社領一町六段寄二附之一。金吾中納言秀秋沒二收之一。輝政君の御時社領五石寄附有レ之。中古火災有レ之社物記

錄燒失たるよし。按るに、佐々木四郎當國之守護たる事、いまに見當らず。猶考ふべし。

津宮八幡宮内原村。社領二石四斗。　創造時代不詳。

岩熊八幡宮百枝月村。社領六石。　社司の說に山下（中イ）に窟有り。前は此所に鎮座有り。後夢想に依て、今の所に遷宮す。寛和二年河本左近進武政、當所王子山に堡（トリテ）を構へ、居城有りしが、出陣の時、當社へ立願せしに、其夜夢想に鐙を賜はると見えて出陣す。歸陣の以後、社領凡五十石計寄附し、其社領田を今に鐙田といふ。

八幡宮西庄村。社領二石。　創造時代不詳。　片岡大明神竹原村。社領二石四斗。所祭松尾同神。　右同斷。

八幡宮同村。　右同斷。　貴船大明神同村。　右同斷。（一本以下の文無）

和田八幡宮楢原村。　創造時代不詳。　社司の說に、和田義盛建立のよし。　右の外緣起由緒書無之。神祠五十一社之分除不寫。廢社十二社、正德二年大多羅村へ移して寄宮とす。五社廢社。

岩倉八幡宮山守村。社領二石四斗。　創造時代不詳。　金山八幡宮淺越村。社領五石。　右同斷。

若宮社富崎村。　右同斷。　南古都八幡宮南古部村。　右同斷。

祇園宮同村。　右同斷。　貴船大明神同村。　右同斷。

廢祠

稻荷神社中川村。　大山祇神社湊村。　美和神社今谷村。　巨祖神社澤田村。

姫大神祇園村。　八幡宮土田村。　立田大明神久保村。　春日大明神久保村。

姫大神宮久保村。　八幡宮淺川村。　稻荷神社菊山村。　美和神社藤井村。

以上十二社、正德二年大多羅村へ移して寄宮とす。

天神宮岩間村。　王子權現南方村。　辨才天中尾村。　寄宮網濱村。

王子權現北方村。

佛刹

東岳山松客寺利光院門田村。天台宗。本寺比叡山。東照宮別當、正保二年創造。御社領三百石。
高照山台崇寺圓月院門田村。寺領三百石。淨土宗。本寺江戶增上寺。正保四年創造。其時花畑に有レ之、萬治二年今の所へ移る。
護國山曹源禪寺圓山村。寺領二百石。禪宗。本寺京都妙心寺。
下寺光明院眞言宗。本寺高野山隨心院。玉泉院天台宗。本寺銘金山觀音寺。初は普一院といふ。大光院日蓮宗本寺佛住山蓮昌寺。清光院淨土宗。本寺京都黑谷。
右、下寺四ヶ寺に寺領各二十石、元祿十一年綱政君御創造。兒島郡郡村永昌庵を此所へ移して、改て護國山曹源禪寺と號す。
長泉庵圓山村。曹源禪寺塔頭。寺領三十石。禪宗。本寺京都妙心寺。昔は兒島郡郡村の永昌庵を兼帶せし、長泉寺といふ寺也しを、元祿十一年、永昌庵を移して、曹源禪寺とせし時、此寺も共に移して、長泉庵と改め、曹源禪寺の塔頭とせり。
一心山常念佛寺一行院門田村。寺領二百石。淨土宗。本寺江戶增上寺。正德四年、綱政君御創造にて、同六年當御代に至りて御造營成就せり。
國富山少林寺國富村。古名長松山盛岩寺といふ。禪宗。本寺京都妙心寺。播州赤穗城主松平右近太夫輝興朝臣の御菩提寺也。初は片上町の西にあり。萬治三年今の地に移して、今の號に改むといふ。
通眞山圓常寺門田村。淨土宗。本寺京都智恩院。寬永九年創造。いにしへは東中島町に有り。いつの頃にや、此處に移す。
平烝山玉峯院門田村。淨土宗。本寺同村台崇寺。
太華山格岩寺門田村。禪宗。本寺京都妙心寺。元和の比迄は、國清寺塔頭双杉庵といふ。後改て蛻(タイ)庵と號す。格岩院殿の號によりて、格岩寺と號す。門田村三友寺の前に移り、後今の所へ移す。
神光山寶珠庵門田村。三友寺司レ之。禪宗。本寺京都妙心寺。いにしへより蓬雲寺と號して、三友寺の東に有り。正德年中東山

今の所に移す。

瓶井山禪光寺（瓶井門前村。寺領百五十石。并に山林の中七拾石。惣寺中、眞言宗。本寺京都御室。）院主安住院・寺中堯王院・蓮花院・理證院・法明院・萬德院・侍經院・金藏院・明壽院・中藏院・普門院。天平勝寶元年報恩大師創造、四十八ヶ寺之內也。後今の宗旨に改む。

古人判物。一、宇喜多秀家在判寄進狀一通（文祿十四年十二月吉日。）一、宇喜多秀家在判制札一枚（天正十八年正月廿八日。）

一、金吾中納言秀秋寄附家臣稻葉內匠頭・杉原紀伊守兩判狀一通。（慶長六年五月六日。）

一、金吾中納言秀秋在判寄附狀一通（慶長七年二月十四日。）

塔元山德興寺藥師坊（門田村。寺領二石。眞言宗。本寺瓶井山安住院。）延喜年中、醍醐天皇の御願により、僧聖寶中興のよし。

能滿山觀音寺大樂院（門田村。眞言宗。本寺瓶井山安住院。）

聖滿山大福寺（門田村。右同所。）天平勝寶年中報恩大師創造、四十八ヶ寺の內なり。古へ和氣郡伊部村にあり。寬永年中上道郡古門田村へ移す。其後今の所へ移せり。

幣建山能滿寺大德院（門田村。寺領五石。眞言宗。本寺瓶井山安住院。）前は玉井宮の社僧にて、德吉村に有り。燒亡の後、塔の山に移る。然れ共玉井宮へ旦暮掃除行事等勤めがたきによりて、玉井宮の山內に移す。

東照宮の御勸請によりて、今の所へ移る。

勝鬘山法輪寺（眞富村。眞言宗。本寺高野山寶心院。）天正十二年、橋本勘左衞門といふ者に命じて、御野郡の田野に家作りして、工匠を集め、おかしむ。今の大工町也。其所古へ市中の火葬場なるによつて、替りに人家を離れたる所にて三百步の地を賜ふ。祐盛といふ僧聖德太子の像を安置し、太子堂を建て大圓坊と號す。岡山惣大工の氏寺と稱す。寬文年中寺院滅却し民屋を借りて住す。同九年先規の通貢稅を免許ありて、今の所に移る。

愛宕（岩イ）山十輪寺松壽院（門田村。愛宕權現社僧天台宗。本寺銘金山觀音寺。）

靑龍山松琴寺門田村。古名妙香山。曹源禪寺司レ之。貞和年中創造。曹洞宗越中國國泰寺の末寺也。其後兵亂に依て廢亡す。
慶安三年再興。享保十二年、京都妙心寺の末寺に改む。

瑞光山佛心寺湊村。天台宗。本寺山門安樂院。享保元年創造。

寶聚山安樂寺上生院網濱村。寺領三石八斗五升。眞言宗。本寺瓶井山安住院。應永年中創造。古へは伽藍(大イ)にして、寺領二町計有し由。
宇喜多直家寺領田地八段を賜ふ。金吾中納言秀秋の時沒收す。

平井山妙廣寺平井村。日蓮宗。本寺妙覺寺。寺僧の說に、永和年中創造。古へ法華山妙實寺と云ふ。今の地より北龜山の邊、元平井といふ所にありて、天文元年地震によりて梵刹悉く滅却す。其後、漸く小庵を建て、是に住す。同(元年イ)十八年火災有レ之、退轉に及ぶ。永祿年中平井助之進父母の菩提として、今の地に再興す。天正年中今の號に改む。

沖邑山妙樂寺平井村。貢稅地。日蓮宗。本寺同村妙廣寺。古へは眞言宗極樂寺と云ふ。天正年中改宗して、今の號に改む。

廣谷山如法寺廣谷村。寺領十石五斗。眞言宗。本寺高野山多聞院。院主 無量壽院。寺中 常勝寺・西方寺・正覺院・威德院・羯摩院。
神龜二年創造といふ。

十五之卷

金陵山西大寺西大寺村。寺領五十七石七升余。眞言宗。本寺高野山多聞院。院主 觀音院。寺中 圓滿院・安樂院・持命院・普門院・千手院。
寺記略に曰、天平勝寶年中周防國久川庄藤原氏の女皆足の創造也。古へは金岡庄松中島と云ふ所にあり。今に礎殘れり。寶龜八年安隆といふ僧、兒島の海槌の戶と云所にて、龍神より犀角を得て是を投ず。則今の地に落つ。よりて堂を其所に移して、犀戴寺と名付と云ふ。猶緣記に委し。後醍醐天皇西大寺と改む。或は尊氏上洛のとき、此寺に入て是を改むとも云ふ。
正安元年正月火災、同三年再興。明應四年五月火災、同七年又再興。

永正年中住持忠阿上人は中興の人なり。當寺に於ては毎歳元朝より二七日の間修正の法會有り。國家安全五穀成就の祈なり。十四日の夜更會畢りて、午玉を參詣の人に投與ふる事有り。此事世に弘り今に退轉なきゆへ、此午玉をとり得たるもの、祝賀の供へ物を以て、別に此の上人の影像に備ふ。世俗に夜叉神といふは非なり。此上人の木像にて、古來より常に本堂に安置す。
天文元年火災、同三年修造。

古人判物。

一、後醍醐天皇御宇元享二年當寺四至傍爾繪圖一枚本書今無。
一、從三位赤松左京太夫政則在判下知狀一通卯月三日。
一、浦上美作守則宗在判下知狀一通卯月十一日。
一、浦上重能・浦上則宗兩判下知狀一通ニイ應仁元年九月十八日。
一、浦上重能・浦上則宗兩判下知狀二通應仁三年二月廿八日。
一、浦上基景在判下知狀一通應仁三年卯月廿貳日。
一、浦上重能・浦上則宗兩判下知狀一通文明二年四月七日。
一、宇喜多修理進宗家下知狀一通文明二年五月二十二日。
一、浦上宗助在判掟狀一通延德四年七月廿五日。
一、浦上友興・浦上則宗兩判下知狀一通明應五年十二月十一日。
一、浦上宗久在判下知狀一通永正十四年九月廿六日。
一、島津左京助在判下知狀一通永正十五年四月十三日。
一、秋津宮內少輔國秀在判寄進狀一通天文二年七月十二日。
一、浦上政宗在判下知狀一通天文十四年六月廿八日。
一、將軍義政管領讃岐守源朝臣勝元制札一枚文正元年二月三日
一、赤松左京太夫晴政在判下知狀一通三月三日。
一、浦上美作守則宗在判下知狀一通十二月二日。
一、浦上遠江守藤榮在判下知狀一通應仁元年十一月十四日。
一、浦上重能・浦上則宗兩判下知狀一通應仁三年卯月十二日。
一、浦上重能・浦上則宗兩判下知狀一通應仁三年十二月九日。
一、浦上基景在判下知狀一通文明二年五月七日。
一、浦上則宗在判下知狀一通文明八年十一月廿八日。
一、浦上三郎四郎宗助掟狀一通延德四年七月廿五日。
一、浦上友興・浦上則宗兩判下知狀一通文龜元年十月十一日。
一、浦上掃部助村宗在判下知狀一通永正十四年十月九日。
一、浦上宗久在判下知狀一通永正十六年四月廿七日。
一、國秀在判下知狀一通天文七年十一月卅日。
一、浦上政宗在判下知狀一通天文廿三年二月廿日。

一、浦上政宗在判下知狀一通天文廿三年二月廿日。
一、浦上村宗在判下知狀一通三月七日。
一、浦上元宗在判狀一通十一月廿六日。
一、浦上政宗在判下知狀一通二月九日。
一、中納言宇喜多秀家在判狀一通十一月二日。
一、宇喜多三郎左衞門直家在判下知狀一通弘治三年二月四日。
一、宇喜多延家在判下知狀一通八月四日。
一、金吾中納言秀秋下知狀家臣宮路長兵衞在判一通慶長五年十二月廿五日。
一、金吾中納言秀秋寄進狀家來稻葉內匠頭杉原紀伊守兩判狀一通慶長六年六月五日。
一、金吾中納言秀秋家臣稻葉內匠頭在判制札壹枚。

藥師堂原村。金陵山西大寺司レ之。
法林寺天神坊金岡村。眞言宗。本寺高野山多聞院。　古しへより金岡古寺といひ傳るなり。
塚原山西明寺山守村。寺領九石八斗四升余。眞言宗。本寺同上。　院主持香院。寺中寶光院・一乘院。
天平勝寶年中僧鑑眞創造。はしめ此寺の有し所を松尾山といふ。鎌倉の最明寺遊歷の時、爰に來り、伽藍を塚原に建て、舊號を改て塚原山西明寺と號す。寺領百五十石寄附。梵宇十八刹有レ之、浦上宗景・宇喜多直家・秀家の時、寺領五十石寄附す。金吾中納言の時是を沒收す。輝政君の御時、今の寺領御寄附有レ之。
鶯梅院西隆寺村。眞言宗。本寺高野山多聞院。　圓成院同村。眞言宗。本寺同上。
法幢院金岡村。眞言宗。本寺西大寺の內圓滿院。　紫雲山瑞泉寺聚福院久保村。眞言宗。本寺高野山多聞院。
弘慶山圓福寺百枝月村。眞言宗。本寺同所。
富海山東山寺淺越村。寺領二十石。眞言宗。本寺同所。　院主松壽院。寺中加納院。
地藏院久保村。眞言宗。本寺淺越村東山寺。
馬路山明王寺竹原村。寺領七石二斗。天台宗。本寺銘金山觀音寺。　院主現成院。寺中西光坊・圓成坊。

孝謙天皇の御宇創造、四拾八ヶ寺の內也。古へは寺數十三ヶ寺有し由。輝政君の御時より、今の寺領御寄附有レ之。

観音堂竹原村。馬路山現成院司レ之。　阿彌陀堂右同所。　薬師堂右同所。

岩間山西明寺岩間村、寺領二石六斗。眞言宗本寺高野山多聞院。　院主　山本院。最カ　寺中　吉祥院。

天平勝寳年中報恩大師創造四十八ヶ寺之內也。西明寺時賴諸國微行の時、此の國に來り、此寺の傾廢を見て、再興の志有り。鎌倉に歸りて後、數ヶ所の良田を寄附し、永世の僧資とす。此寺再興成て寺號を改て西明寺とす。元龜二年兵火有て寺院不レ殘燒亡す。後本堂を建、今只二三院を存す。堂前に櫻の古木有り。昔より諸人是を稱す。

千福山寳泉寺大多羅村。眞言宗。本寺高野山多聞院。　薬師堂目黒村。大多羅村。寳泉寺司レ之。眞言宗。本寺高野山多聞院。

朝尾山薬王寺矢井村。　寺記に西明寺時賴再興の由。

築地山常樂寺築地山村。寺領三十一石六升六合。天台宗。本寺銘金山観音寺。　院主　明靜院。　寺中　彌勒院・観了院・地泉院・多聞院・常樂院・圓淨院・善明院・中藏院・光明院。

天平勝寳年中報恩大師創造四十八ヶ寺の內也。古へは小廻大廻とて二重の築地有し由。今は其所しれず。大同元年僧空海歸朝の砌、一宿六時に建立す。內外の築地是なり。仍レ之築地山と號すといふ。

古人判物。一、羽柴筑前守秀吉在判、築地山并多田屋敷制札一枚天正十年卯月日。　一、宇喜多直家書翰一通。

右多田屋敷は、本部郡草ヶ神職多田又惣といふ者へ、秀吉より下し賜ふといひ傳へり。

福傳寺東平島村、天台宗。本寺築地山常樂寺。

今谷山長樂寺今谷村。寺領三石九斗。眞言宗。本寺高野山多聞院。　院主　光明院。　寺中　成就院・延命院・南光院・玉藏院。

天平勝寳年中、僧行基創造。宇喜多中納言の時、寺領三十石寄附。金吾中納言の時沒收す。利隆君より今の寺領御寄附有レ之。

*寂室悟錄に賢姪繁茂林當初來備前安國依正老拙とあり寂室は貞治六年に入寂せしものなれば備前國安國寺は暦應年間の創立に係りしを知るべし。

室山滿願寺南方村。寺領五石五斗。眞言宗。本寺高野山隨心院。 院主慈眼院。 寺中安樂院・報恩院。

寺僧の說に、天正年中僧鑑眞創造。其後報恩大師四十八ヶ寺の數にくはふ。正和年中火災。古へは寺領三百石有しよし。宇喜多氏の時五拾石寄附す。其頃は梵刹多かりしが寛文年中より三刹となる。

古人判物。一、與次郎在判禁制狀一通永祿三年十一月 日。 按するに、與次郎は村上與次郎なるべし。

藥王山高福寺醫光院北方村。眞言宗。本寺高野山隨心院。

青雲山安國寺地藏院鐵村。眞言宗。本寺同所。 橘氏藥師寺加賀守公義法諱元可 創造。靈叟和尙青雲山安國寺と號す。暦應の始、國每に寺を建て、此國には此寺を以て安國寺とすといふ。明應年中火災。

古人判物。一、秀吉在判稻荷社官少將への寄進狀一通天正十九年八月十日。

湯迫山淨土寺湯迫村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。 院主新成院。 寺中本覺坊・見明院。

天平勝寶年中報恩大師創造四十八ヶ寺の內也。當山古へは溫泉有し由。則今の非昔の湯つぼのよし云傳ふ。

脇田山安養寺脇田村。天台宗。本寺銘金山觀音寺。 院主常行院。 寺中等覺坊。

孝謙天皇の御宇、報恩大師創造。四十ヶ八寺の內也。

古人判物。一、宇喜多秀家寺領五十石の寄進狀一通。

祥雲院今在家村。天台宗。本寺脇田山安養寺。 法泉坊國府市場村。天台宗。本寺右同所。

澤田山恩德寺澤田村。眞言宗。本寺高野山隨心院。 院主西方院。 寺中池松院・多聞坊。 天平勝寶二年創造。

古人判物。一、宇喜多秀家在判寺領三十石の寄附狀一通。

與雲山龍翔寺原尾島村・寺領三石。眞言宗。本寺瓶井山安住院。

廢寺

持寶院中島村。 善住寺八幡村。 持泉寺淸水村。 妙永寺淸水村。

泉福寺國府市場村。　開地山大法寺一日市村。　千明院宍甘村。　赤田山清水寺赤田村。

格（極イ）樂寺雄町村。　津山寺當麻村。　西光寺（西イ）南方村。　正覺寺楢原村。

妙法寺篠岡村。　吉祥寺吉井村。　藥神寺大多羅村。　法音寺（蓮イ）草部村。

平福寺西平島村。　寶正寺寺山村。　西祖寺西祖村。　長蓮寺中野村。

三寶寺岩間村。　泉公寺岩間村。　牧雲菴門田村。

學校古跡久保村。

古蹟

大川今の西大川の事なりといふ。藻鹽草に備前とあり。

名寄　大川のおちかた野邊に苅かやのつかの間も我忘られぬやは　讀人しらず

關白屋敷湯迫村。　治承の頃、關白基房松殿と號す。此所へ配流せられたりと盛衰記に見えたり。其の配所の跡なり。其邊に武士屋敷といふ所有り。疑ふらくは、松殿配流の時警固の武士の居たる所にや。

國府今の國府市場村の事ならんか。　古へ當國の國府なりしにや。平家物語に關白松殿配流の時、備前國國府の邊湯迫と云ふ所に流し下すと有り。湯迫村は、今の國府市場村の北に有り。又妹尾太郎兼康倉光を討し時、備前の國守十郎藏人の代官國府に有と見えたり。然れば此の所ならんか。

草部。盛衰記に草壁に作る。妹尾太郎兼康、藤野寺にて倉光三郎をたばかり、先達て草壁といふ所に馳着て、使を方方へ遣し親しき者四五人招寄せて、夜討にせんとぞ出立けると見えたり。

轟網濱村。安樂寺の東の山也。　此の所人ふめばひゞき鳴る故に名付るよし。

椋木（ムクノキ）中島村。廻り二丈七尺の大木なり。　中島落城の時、城主中島大炊介、此木の洞中に隠れたるよし。子孫今民間に下りて、中島源左衛門と云ふ。彼が宅地の邊に在り。

＊一本トラメラ山、一本燈明山

藻深谷網濱村。　里民の說に、古へ此所淵にて漁する者多し。其節兒島郡用吉村の者、この所に漁して一尺餘りの鯉を得たり。尊氏將軍西國下向の時、此鯉を献ず。腹中に一寸の金佛を呑居たりといふ。尊氏網免許之直書を賜る。今此村の新左衞門といふ者の先祖なる由。右網免許狀は、人に盜取られ、今備中門滿寺に有りと云ふ。藻深谷は田地と成る。

古城跡

古城圓山村。　城主寺尾十左衞門。子孫民間に下り、同村權左衞門といふ者今にあり。三櫂山麓に本段といふ所あり。其外東に惣門といふ所も有り。皆此城の跡ならんか。

妙善寺城澤田村。　宇喜多家の士守レ之。三村家取レ之。又宇喜多直家是を攻落す。此時三村家多く死亡す。是を妙善寺崩といふ。

比丘尼山城國富村。　城主國富源右衞門。一說に國富佐左衞門佐とも、又豐前ともいふ。

古城中島村。　城主中島筑前守・同大炊助備中三村家の幕下なり。　宇喜多直家龍ダツの口の城を陷れて、其歸陣に不意に此城へ押寄攻落す。しかれ共、城主中島は不レ見。內外殘所なく探しけるに、城の後なる椋の朽木の洞の中に隱れたるを、探し出して打捕けると也。

古城山土田村。　城主不レ詳。＊とうめて山に續き、北に當りて十郞殿陣といふ城跡有り。山の峯東西百間南北百二三十間計、築地の跡有り。又南北の方に、櫓の部といひ傳へたる所有り。

龍の口城湯迫村。　城主穝所修理亮元常。今に東西二十間南北三十間計築地の跡有り。里民誤りて宰相殿と云ふ。又或說に、山口與市と云者の居城なりと云へり。宇喜多直家謀をもつて元常を討ち、城をおとし入るといふ。

おん山城藤井村。　城主中山備中守。今に凡方一町半計の築地跡あり。本丸より北に當り、二の丸と

云所有り。

正木山城中川村。　里民の說に、正木氏の人是を守る。麓に井有り。正木兄弟此井に入て死す。依レ之正木の井と云ふ。詳なる事を不レ知。又岡但馬守守レ之。委き事しれず。

內山城南方村。　城主中山備中守。永祿年中直家の爲めに落城のよし、中山八幡宮の社記に見えたり。

龜山城沼村。　浦上遠江守家臣中山備中守是を守る。後に宇喜多和泉守直家。其時の鎭守といひて、弁財天の祠有り。此所を本段といふ。又二の丸跡から堀跡等有り。一說に中山浦上の命に背くより、直家に命して是を討しめ、城地を直家に賜ふ。中山は直家の舅といへり。永祿年中より宇喜多和泉守直家居城。直家岡山に移り、後舍弟七郎兵衞晴家居城、或は左京亮忠家の居城といふ。

火鉢山城楢原村。　城主不詳。一說に三河守觀阿彌居城と云ふ。

新庄山城竹原村。　城主中山備中守。又新庄助之進と云ふ者是を守るといへり。是備中守の家來なるか。

古城平井村。　平井助之進といふ者居城すといふ。

古城淸水村。　古城山脇田村。　妙見山城南方村。　以上三城主不詳。

人物

上道臣。本郡より出たるよし、上道姓諸書に見えたり。

巨勢金岡。里民の說に、本郡金岡庄より出たるといへり。西大寺村に金岡が墓、又金岡が筆すすぎの井といふ所あり。按るに、里民の說據をしらず。此所より出たる金岡といふは、笠の金岡の事ならんか。笠の臣の祖吉備國より出たること、日本紀に見宅たり。

佐藤因幡守。篠岡村に宅地跡有り。子孫善六といふて今に此村にあり。

岡崎常感。中野村の人なり。岡崎四郎の末孫といふ。
松崎彦四郎範家。太平記に見えたり。松崎村に宅地跡有り。其子孫民間に下り、今佐五兵衛といふ。
平井右兵衛尉家秉後光信とあらたむ。大永の頃より、本郡平井村に來り代々居住す。其の子孫民間に下りて、今邑久郡山田庄に移り又三郎といふ。

墳墓

首塚。中島村に有り。永祿九年三村家親、宇喜多直家合戰の時、戰死の者の首を埋むと云ふ。
帝子墓。湯迫村淨土寺の境內に有り。御廟といふ。何故と云事を不ㇾ知。後鳥羽院の皇子の御墓といひ傳ふるゆへ、御廟と云ふなるべし。
中山備中守女墓。藤井村に在り。石塔なり。
宇喜多直家墓。寺山村に石塔有といへ共、據をしらず。
金岡塚。西大寺村に在り。塚上に石塔有り。巨勢の金岡の塚といひ傳ふ。
岡崎常感墓。中野村にあり。
宗心墓。中野村にあり。畠山氏末孫の由云傳ふ。
平井助之丞母墓。平井村妙廣寺境內に在り。
潮見塚。中川村に在り。此塚何といふ事を不ㇾ知。按するに海潮の滿干を伺ふ所ならんか。
塚．五十七。　三、中川村・五、海面村・四、南方村・五、北方村・五、菊山村・五、觀音寺村・七、笹岡村・二、草部村・十四、沖益村・一、楢原村・一、竹原村・一、吉田村・二、百枝月村一、內ヶ原村・一、中尾村。　何の故といふ事をしらず。

民家持傳の物 此外器物判物其所の寺社に記す。

一、秀吉より岡崎喜之助ゑの感狀一通天正十二年七月十二日。

一、秀吉より長野三郎左衞門へ五千石の折紙一通天正十六年八月十二日。

右西大寺村醫者宗碩といふ者所持す。

一、腹卷。浦上宗景の腹卷と云ふ。中野村半九郎と云ふ者所持す。

一、權律師在判。吉井村吉祥寺の四至傍爾一通康安二年五月廿日。

一、島村彌三郎在判。吉祥寺山境下知狀一通天文二年十一月六日。

一、富川肥後守在判。吉井村大内村山境下知狀一通文祿三年八月十三日。

一、花新入より岡崎藤左衞門へ吉井村・肩脊村・大内村山境下知狀二通十一月十二日。

右四通、吉井村勘十郎といふ者所持す。

第十一
十六之卷
兒島郡

此島凡東西九里、南北三里、城府の南二里に在り。此島の北を內海と云ふ。古へ西國往來の舟路なりしが、年歷て後干潟となり、中頃墾田として、備中の地に連る。山間所々田野多く、海上運送魚鹽の利多し。依て民豐饒なり。

舊事紀曰、吉備兒島。

欽明紀曰、十七年遣二蘇我大臣稻目宿彌等於二備前兒島郡一置二屯倉一、以二葛城山田直瑞子一爲二田令一。

敏達紀曰、十二年日羅等行到二吉備兒島屯倉一。

桓武紀曰、延曆三年勅備前國兒島郡小豆島、所レ放官牛有レ損二民產一、宜下遷二長島一其小豆島者住レ民耕中作之上。

陽成實錄曰、元慶六年兒島郡野永爲二藏人所獵野一。

高。二萬九千四百二十九石二斗八升。

鄉、二。三宅•林。

庄、三。豐岡•加茂•暇。

和名抄に本郡鄉庄の名出て、今有所と異同あり。

三家。都羅•賀美•兒島。

民間の私記に、慶長の頃鄉庄の名有り、又異同あり。

*一、一本天城の所池田和泉采邑とすとあり

*一、一本まゆみ池水面四町余とあり

波智・三宅・眞島・通生・比比・利生・豐岡・家浦・兒島・佐河。

村里八十六

小串水村なり。番田水村なり。北方・下山坂・上山坂・阿津水村なり。宮浦水村なり。飽浦水村なり。北浦水村なり。郡水村なり。碁石水村也。古名中浦。宇多見水村なり。廣木・波智・西田井地・東田井地・梶岡・胸上水村なり。山田水村なり。沼水村なり。後閑水村なり以上廿一村三宅郷。池迫・八濱水村なり。大崎水村也。以上三村豐岡庄。大藪・田井・福原田井村に屬ず。福浦同上。槌ヶ原・迫間・宇藤木水村なり。用吉水村なり。木目・小島・地廣・岡瀧・長尾・宇野水村なり。玉水村なり。利生水村なり。日比水村なり。向日比水村なり澁川水村也。以上十九村加茂庄。引網水村なり。田之口水村なり。下村水村也。古名柘榴濱。上村以上四村郷庄不レ知。小川水村なり。稗田・柳田以上三村、吸庄也。味野水村なり。菰・池・赤崎・大畠水村なり。田之浦水村なり。吹上水村なり。下津井水村也。町區有。通生水村なり。鹽生水村なり。宇野津水村なり。呼松水村なり。廣江水村なり。福田水村なり。福田新田水村なり、福田村に屬す。浦田水村なり。八軒屋浦田村に屬す。黑石浦田村に屬す。粒江水村なり。粒浦水村也。粒江村にぞくす。*天城水村也。町區有。池田主税采邑とす。藤戸水村也。以上二十一村郷庄不レ知。串田・曾原・福江古名火打庄。林古名福岡村。木見山村なり。植松水村也。以上六村林郷也。尾原山村なり。彥崎水村なり。川張水村なり。片岡水村なり。宗津水村なり。迫川水村なり。奧迫川山村なり。山村山村なり。白尾山村也山村にぞくす。以上九村郷庄不レ知。

山川

甲峯郡村・宇多見村・波智村に蟠る、郡中の高山也。立石山番田村に有り。常山用吉村・迫川村・宇藤木村に蟠る高山なり。麥飯山大崎村・槌ヶ原村に蟠る。鬼味山長尾村・迫間村に蟠る。ちちの峯山村・奧迫川村・小島村に蟠る。福南山福江村・稗田村・林村・木見村に蟠る。瑜伽山山村に有、高山なり。錫南山赤錫丈山共いふ。澁川村・引網村に蟠る。仙隨山田の口村・下村に蟠る。鷲羽山大畠村・甲浦村に蟠る。一松山粒江村にあり。積塔山廣江村に有り。鷲巣見鼻大畠村に有り。下松鼻向日比村にあり。出崎沼村にあり。米崎小串村に有り一に光明崎と云。立石番田村立石山の頂に有り。浮洲岩粒江村に有り。夫婦岩大槌島に有り。酒盛山田井村に有り。*天皇池長尾村にあり、水面凡二十八町余。森の池木見村に有り、水面七町余。長谷池上山坂村に有り、水面凡貳町余。三堀池瀧村に有り、水面四町余。福林海池福江村にあり、水面凡四町八反。*まゆみ池福田村に有り、水面三町七段。池七百六十八。村村に有、皆用水也、可暗礁

*暗礁・瀬・洲等各異同有り今本書底本とせし甲本と乙丙二本との差異を揭ぐ
はへ出暗礁(丙)長九門横六間
はだかの暗礁(丙)長十三門横六間汀より一丁餘
松尾鼻(乙)良五十間横五間
暗礁(乙)長三十五間
(丙)長百三十間餘
しこみの暗礁(丙)汀より十五間
高洲の瀬(乙)南北五町餘(丙)東西四町餘
中藻瀬(丙)南北六町余
藻崎瀬(丙)東西三十町
中會の瀬(丙)同三十間
鳩島の瀬(乙)長十八

胸上村の海に有、凡長さ二十間余、横四間余。はへ出暗礁沼村出崎の海に有、凡長さ五間横一間余。なへが崎暗礁番田村に有、凡長さ五間余横二間。大浦暗礁小串村の海に有、凡長さ三十四間横十間余。水の暗礁小串村前崎の海に有、長さ九間余横五間余。凡暗礁大藪村の海、汀より百間余に有、長さ五十間、横四間。つぶし暗礁阿津村の海に有り、凡長さ十間横十間。はだかの暗礁宮浦村の海に有り、凡長さ三十五間横二十八間。松尾鼻(晴イ)暗礁郡村の海に有、長サ十二間横カ間。脚石暗礁槌ケ原村の海に有、凡長さ十六間横六間汀より一町余。・祖父祖母(ケイズバノツアヒ)暗礁引網村の海に有り、凡長さ十町、汀より十八町西に有り。暗礁引網村唐琴の海に有り、凡長さ三十間余横二十五間。しこみの暗礁通生村の海に有り、凡方二十五間、汀より五十間。白石暗礁通生村の海細濃地島の西に有り。め*一くらの暗礁下津井村の六口島の西に有り、二つの間二百間計。錫なきの瀬引網村の海に有り、凡東西十六町余、南北五町。高洲の瀬大畠村の海、釜島の東に有、凡東西四十町余、南北四十間。沖の藻瀬大畠村の前より引網村の前に至る。凡東西三十六町余、南北七町余。中藻瀬大畠村の前より、田の口村の前に至る。凡東西四十町、南北五町余。瀬通生村の海に有り、凡東西十町南北一町。備前の瀬通生村の海、水島と濃地島の間に有、凡長二十町、横三十間。藻崎瀬下津井村の海に有。六口島の北に有、凡東西三十一町南北五町。中會の瀬八濱村の海に有、凡長三十町横二十間。磯際の瀬八濱村の海に有り、凡長三十五町、横三十間。小會根の瀬八濱村の海に有、凡長十五町横一町。中會根瀬八濱村の海に有、凡長十四町横十二町。にしか瀬郡村の海に有、凡長二十町横八町。鳩島の瀬阿津村の海に有、凡長八十間余横十間。はいか瀬阿津村の海に有、凡長十間横五間。中藻洲後閑村の海に有、凡長十八町横五町余。小中藻洲後閑村の海に有、凡長六町横二町。宮出し洲八濱村の海に有凡長三十五間横十間。横山出しの洲八濱村の海に有、凡長十町横二十間。碁石洲郡村の海に有、凡長廿五町横八町。會根の洲八濱村の海に有、凡長二十町横五十間。丸洲郡村の海に有、凡長廿五町横十二町。沖の洲八濱村の海に有、凡長七十町横二十三町。潮川天城村より川となり、藤戸村・粒江村・粒浦村・八軒屋村・黑石村より備中國成羽川と共に海に入る。龍王の窟大槌島に有り。窟九十九。村村に有。早瀑瀧村に有、三段に落る。段毎に瀧壺有。告の井大槌島に有。經が島藤戸村・天城村の間に有。里民の說に、佐々木盛綱浦の男を殺して、其の供養の爲、經を納し由。印の石塔あり。岩島槌ケ原村の海に有り。辨財天島郡村の海に有。津ふり島北浦村の海に有り、石島なり。高島宮浦村の海に有り。鳩島阿津村の海に有り、戸板殿と云窟有、口の高一尺計、横二尺余、深さ五間余有。鉾の島番田村の海に有り。樂島胸上村の海に有り。石島胸上村の海に有り。畑六段余有り。此島の峯より北は、備前國、南は直島の地とす。大蛭の島・小蛭の島・石筏(イシイカダ)共に胸上村の海に有り。野兒島宇野村の海に有り。大槌島日比村の海に有。此島峯より北は備前に屬し、南は讃岐に屬す。竪場島(タテバシマ)(ろイ)引網村田の口村・の海に有り、島の内畑一段七畝あり。釜島大畠村の海に有り。松島田の浦村の海に有り。島の内畑一反余有。上濃地島(カミノウチ)・大濃地島・細濃地島・いさか濃地島共に通生村の海に有り。水島下津井村の海に有、島の内畑三段余有。柄杓島三つ、下津井村の海に有り。長島宇野村の海に有り、*二石島なり。高島鹽生村の海に有り。島の内に人家十七軒あり。畑三十町余有り。葛島通生村の海に有り。うふめ島・大島島の内に畑三町余有り。はなぐり島共に呼松村の海に有り。六口島下津井村の海に有り。

町横五町餘宮出し瀬(乙)長三十二間(丙)同三十六間碁石洲(丙)横十二町會根の洲(丙)横十五間

*一 乙本メヅラノ、丙本メヅシノとあり

*二 乙丙二本共人家一軒畑少しとあり。

下津井湊下津井村。人家多く町區有り。燈籠堂有レ之、海上往來の船の標的とす。大橋村藤戸村より天城へわたす。

官道

天城村より日比村に至る道、五里八町餘此の間歴る處藤戸村・串田村・植松村・彦崎村・川張村・片岡村・宗津村・迫川村・宇藤木村・用吉村・槌原村・迫間村・長尾村・利生村。

產物

酒郡村、古へ兒島諸白とて、諸國へ賣出す、今はなし。鹽本郡海濱の村々に有り。石灰藤戸村にて製す。これを製す。眞の石灰にあらず。多く色々の貝を燒きて蕨高島に生ず。甜瓜田井村に多し。箭竹常山に生す。棘鬣魚日比村下津井村に多し。海鰡(ボラ)沼村の邊に多し。鰻鱺(ウナギ)八濱村に多し。味も佳なり。鰑(マナカツチ)魚胸上村に出る。赤魚(メバル)下津井村に多し。石首魚(ソコニベ)胸上村に出る。利生(イ)馬鮫魚(サハラ)利生村に多し水母阿津村に出る。章魚(タコ)下津井村の邊に多し。鱆魚(イヽタコ)同上。猴染(ベイカ)北浦村に出る。鱠殘魚(シロウヲ)北浦村に多し。苗鰕(アミ)北浦村に多し。味も佳なり。海荀(ウミタケ)八濱村に出る。鱵(タイラキ)八濱村に出る。蠣(カキ)宇藤木村に多し。味も佳なり。指甲螺(メクワシヤ)大崎村に出る。伏老(ハイカイ)彦崎村・迫川村に多し。文蛤(ハマグリ)廣江村に多し。藤戸海苔藤戸村。今はなし。龍鬚菜(シラモ)胸上村に有。味も佳なり。裙帯菜(ワカメ)下津井村に多し。於期(チゴ)本郡海濱所々に有。山田村に出るを佳とす。海髮(イキス)本郡海濱所々出る。凝(コヽロブト)艸本郡海濱所々出る。

產業

漁大畠村,田之浦村・吹上村・下津井村・日比村・向日比村・利生村・八濱村・郡村・北浦村・宮浦村・阿津村・小串村・胸上村・是を業とす。鹽竈小串村・番田村・北方村・西田井地村・東田井地村・梶岡村・胸上村・沼村・後閑村・田井村・宇野村・玉村・味野村・赤崎村に有り。商舶八濱村・郡村・北浦村・阿津村・小串村・胸上村・日比村・下津井村に有り。工匠郡村に多し。麪線(ソウメン)胸上村にて是を製す。藺(タヽミオモテ)席天城村にて是を製す。

神祠

明神田之浦村。所祭水門神歟。　創造時代不詳。延喜式神名に、田土浦產神社といふ是なり。

熊野十二所大權現林村。社領三十石。所祭、軻遇突知命・埴山姫命・罔象女命・稚產靈命・天照大神・國常立尊・天忍穗耳尊・瓊瓊々杵尊・彦火々出見尊・速玉之男・葺不合尊・伊弉册尊・事解之男。

大寶元年辛丑年初て、此の所へ鎮座。應仁の兵火に燒亡す。當社來歷委しくは五流山伏の處に見えたり。

明神吹上村。　創造時代不詳。　荒神下津井村。　右同斷。

天王菰池村。　右同斷。　八幡宮柳田村。所祭應神天皇・仲哀天皇・神功后宮。　右同斷。

八幡宮稗田村。所祭右同斷。　右同斷。　八幡宮下村。　右同斷。

天皇社上村。　右同斷。　稻荷社田の口村。　右同斷。

明現社引網村。　右同斷。

琴浦天神同村。　右同斷。祉司の說に、延喜年中菅相丞筑紫へ左遷の時、此所へ泊玉ふ。其時梅の枝を挿玉ふ。此木は八重梅といふて、今に枝葉榮え周圍四尺計、高サ三間餘の大木也。此花臺一つに實を八ッ結ぶ。尋常の梅にあらず。本村彌右衞門といふ者の宅地に有り。

又菅丞相の詠歌とて、

舟とめて波にたゞよふ琴の浦　かよふの山のまつか勢の音

風により浪のをかけて夜もすがら　しほやひくらんから琴のうら

しらへよりけさから琴のきこゆるは　春の夕日に引あみのうら

按るに此歌里民の云傳ふる事にして、外に見る所なし。言葉にもてにをはにも聞え難き事見ゆるは誤多きにや。

天神祉宮イ味野村。　祉司の說に、岩崎五郞左衞門と云ふもの、應永十四五イ年、阿波國より天神を守護し奉り、此所に來り、尾首塚に鎭座有り。文明四年柘榴濱と云所に移す。

今宮味野村。　創造時代不詳。祉司の說に、古へ田村將軍此所に來りいこひしに仍て、後小祉を造り、田村明神を勸請せるよし。

八幡宮赤崎村。所祭應神天皇・仲哀天皇・神功后宮。　右同斷。　明神大畠村。　右同斷。
八幡宮通生村。社領十五石。所祭右同斷。　社司の說に、大寶元辛丑年鎮座と云ふ。
明神宇野津村。　創造時代不詳。　疫神鹽生村。　右同斷。
福南山明現宮福江村。社領二石五斗。所祭北斗星精。　右同斷。
三臺明現宮尾原村。所祭右同斷。　右同斷。　案るに三臺星を祭る歟。
庄大明神片岡村。社領五斗。所祭素盞嗚尊。　右同斷。　荒神社片岡村。所祭右同斷。　右同斷。
御崎神社迫川村。所察大國魂命。　右同斷。　若一王子權現奥迫川村。　右同斷。
坂手王子山村。所祭諏訪明神と同歟。　右同斷。　別補海龍王川張村。所祭膳所八幡と同し。　右同斷。
山神白尾村。　右同斷。　天神宮彦崎村。社領六斗四升。所祭菅相丞。　右同斷。
行疫神藤戸村。社領二石一斗余。所祭遊雄尊。　右同斷。　天神宮福田村。所祭菅相丞。　右同斷。
明現粒江村。社領五斗五升。所祭北斗星精。　右同斷。
廣田大明神天城村。社領一石。所祭攝州廣田大明神と同じ。　右同斷。
當社傳來の神物。一、太刀一口長二尺九寸九分、備前兼光作といふ。　古へ夢想の事有て吉井川の水底より上ると云ふ。
天形星廣江村。所祭明現の屬。　創造時代不詳。　八幡宮呼松村。所祭應神天皇。　右同斷。
權現浦田村。所祭伊弉諾尊。　右同斷。　荒神黑石村。所祭素盞嗚尊。　右同斷。
淸田八幡宮曾原村。社領十石壹斗七舛余。所祭神應神天皇・仲哀天皇・神功皇后。　元久の比、造宮成し由。　社司の說に、當社の記錄は古しへ
兵火に燒亡す。　然れども、古への木札といふ物殘りて今に有り。其文に曰、淸田八幡宮は、神功
皇后の三韓を退治して歸朝の節、難風有レ之、此里に御船着て、田の中に行幸有り。依て淸田と號
す云々。
國津大明神郡村。所祭大巳貴命。　創造時代不詳。　八幡宮碁石村。　右同斷。

八幡宮宇多見村。　右同斷。
八幡宮日比村。社領一石二斗余。　右同斷。建武の比、此村の山上に有り。其跡今に殘れり。いづれの比にや、今の所に移す。
八幡宮澁川村。　創造時代不詳。古は此村の山上に有り。寛文の比今の所へ移す。
八幡宮長尾村。　貞永二年創造のよし。　八幡宮槌ケ原村。　創造時代不詳。
八幡宮大ケ崎村。　右同斷。　早瀧大明神瀧村。　右同斷。
八幡宮用吉村。　右同斷。　天神宮同村。　右同斷。
善兒宮木目村。社領二石六斗余。吉田の折紙不レ詳。　社司の說に、此島に古へ鈴鹿山の鬼の餘類來り、兒を三人かたらひ橫行せしゆゑ、田村將軍是を亡し給ふと云々。奇怪の說信ずるにたらず。瑜伽山蓮臺寺其外本郡宮寺に此說多し。其兒名東鄉太郎・加茂二郎・稗田三郎と云し由。是により此宮加茂二郎を祭て、延喜式の鴨の神社といふ說あれども、慥かなる據なし。不審。
八幡宮木目村。　創造時代不詳。　若一王子權現廣岡村。　右同斷。
八幡宮玉村。　右同斷。　八幡宮宇野村。　右同斷。
八幡宮後閑村。　右同斷。　若一王子權現沼村。　右同斷。
八幡宮利生村。　右同斷。　御崎明神同村。　右同斷。
山王權現田井村。　右同斷。　荒神宮福原村。社領七斗二升。　右同斷。
荒神宮大藪村。　右同斷。　八幡宮田井村。社領七斗二升。　右同斷。
水守大明神山田村。　右同斷。　八幡宮北浦村。社領三畝十五步。　右同斷。
八幡宮胸上村。社領四石一斗四升。　右同斷。古へは明現宮なりしに、いつの比にや宇佐八幡宮を勸請しけるよし。
八幡宮郡村。　右同斷。　八幡宮同村。社領八石八斗二升。　右同斷。

*快神社一本には單に大明神とのみあり

高島宮高島。所祭春日同神也。吉田の折紙に神武天皇幸二吉備國一都二高島宮一云々。　社記略に曰、光仁天皇寶龜の頃、闔國大に旱す。國司雨を祈りて、當社を創造すと。古史を考るに、此時の國司は備前守藤原朝臣眞葛ならんか。

鹽竈大明神小串村。社領二石三斗五升。所祭奥州の名取郡笠島道祖神に同し。　創造時代不詳。古へは胸上村吉浦の鹽濱に鎮座。いつの比にや此所に移す。

素盞嗚神社飽浦村。　創造時代不詳。　稻荷大明神同村。　右同斷。

八幡宮阿津村。社領二石七斗二升。　右同斷。

天滿天神宮木見村。　社司の說に、仁和年中菅丞相讃岐守たりし時、船隣浦に泊る時に、此鄕の主三宅何某出迎へ尊敬を盡し奉るに依て、懇遇佳惠を蒙る。延喜三年二月廿五日菅丞相薨去の後、三宅氏、社を此所に造營す。

八幡宮八濱村。社領二石六斗六升。　創造時代不詳。　*攝社快神社同村。　吉田の折紙に不レ慥と。此神古より此所に鎮座のよし。寛文七年小串村寄宮へ移す。故有て當所に歸座。

八幡宮番田村。宇佐より勸請。　創造時代不詳。　氏大宮八幡宮波知村。　右同斷。

廢祠

姫大神宮柳田村。　稻荷林村。　三輪神社曾原村。　宗形神社長尾村。　春日宮胸上村。

以上五社、正德年中上道郡大多羅村へ移して寄宮とす。

佛刹

降龍山大雲寺宇多見村。貢稅地。禪宗。本寺岡山國淸寺。　觀音寺迫川村。用吉村久昌寺司レ之。

豐岳山久昌寺用吉村。貢稅地。禪宗。本寺右同斷。

實相山宗藏寺八濱村。禪宗。本寺岡山國淸寺。　寺僧の說に、いにしへ常山城主三好筑前守長慶大旦那たるよし。

古人判物。一、細川右京亮久信在判石川へ寄進狀一通（文安五年十月三日）一、右京亮常伯（信イ）在判寄進狀一通（享德元年七月三日）。

藏泉庵（八濱村。禪宗。本寺岡山國淸寺。）　養泉庵（同村。禪宗。本寺右同所。）　觀音堂（波知村。八濱村宗藏寺司ㇾ之。）

古へ此所に金甲山圓通寺と云ふ寺あり。延寶天和の頃退轉して、今は小堂に觀音の像計殘れり。寺僧の說に、坂上田村麿西征の時、此の寺に來り、觀音に祈願有て、甲冑を脫て此山に納し故に山の名を金甲山といふよし。其後元曆の頃、佐々木盛綱藤戸を渡せし後、此の觀音に祈願有て、盛綱も又武衣を脫て奉納せしとなり。武衣は今に有り。

盛綱奉納の武衣といふ物、地は黃なり。紗のやうなる物に赤き裏うちて、草花やうの如き紋を繡て、四五尺はかりにして、今の梵家の打しきといふ物に似たり。またおなしきもの紺地に裏うちて、黃なる糸を以ててつせんのとき花に蔓出したる繡物有り。鍵二、盛綱の馬の口取かぎと云ふ。

十七之卷

經王山天祥寺（赤崎村。禪宗。本寺天城海禪寺。）　弘長年中創造のよし。

横尾山千柱（株イ）寺瑞泉院（北方村。眞言宗。本寺高野山多聞院。）　寶德年中中興と云ふ。

醫王山藥王寺慈等院（胸上村。眞言宗。本寺右同斷。）　寶德年中中興と云ふ。

東嶽山松蘭寺龍龜院（東田井地村。眞言宗。本寺右同斷。）　天平勝寶年中創造、四十八ヶ寺の內也。いつの比よりか眞言宗に改む。

林松山常光寺福壽院（上山坂村。眞言宗。本寺右同斷。）　寶德年中中興と云ふ。

長尾山正法寺常樂院（梶岡村。眞言宗。本寺右同斷。）　寶德年中中興といふ。

南海山稱名寺吉祥院（胸上村。眞言宗。本寺右同斷。）　寶德年中中興と云ふ。

眞福山藥王寺中藏院（北方村。眞言宗。本寺右同斷。）　寶德年中中興と云ふ。

圓山阿彌陀寺明王院番田村。眞言宗。本寺右同斷。　寶德年中中興といふ。
宮尾山神宮寺地藏院駒上村。眞言宗。本寺右同斷。　應永年中創造といふ。
向上庵郡村。禪宗。本寺岡山國清寺。　童子山掌善寺同村。禪宗。本寺右同斷。
閻浮山玉泉寺同村。禪宗。本寺右同斷。　香雲庵同村。禪宗。本寺右同斷。
正覺庵同村。禪宗。本寺右同斷。　松光院飽浦村。禪宗。本寺右同斷。
香養庵郡村。禪宗。本寺右同斷。　萬年寺郡村。禪宗。本寺右同斷。
普門寺同村。禪宗。本寺右同斷。　正校庵同村。禪宗。本寺右同斷。
楊柳山東光寺千手院宮浦村。眞言宗。本寺高野山多聞院。　永祿年中創造といふ。
兩兒山金剛寺八濱村。眞言宗。本寺醍醐三寶院。　應永年中中興といふ。
當寺持傳の器物幷判物。一、澤村大學助寄附屛風一双雪舟畫。一、三宅時實在判寄進狀一通文安五年三月二十五日。
觀音堂八濱村。同村金剛寺司之。　藥師堂同村。右同斷。　阿彌陀堂同村。右同斷。　觀音堂田井村。八濱村金剛寺司之。
新花山醫王寺福壽院宮浦村。眞言宗。本寺高野山多聞院。
花學山松海寺圓藏院郡村。眞言宗。本寺右同斷。　長德年中創造のよし。
城淵山東龍寺三藏院同村。眞言宗。本寺右同斷。　古來傳說に、僧空海の開基と云ふ。いつの頃にや古瓦十枚計り掘出せしに、銘に文龜元年六月日沙門長宗と彫刻有り。又或は弘法大師增法樂と梵字寺號等彫付たるあり。
厚學山海清寺持福院阿津村。眞言宗。本寺高野山隨心院。　如意山持齊寺延壽院小串村。眞言宗。本寺右同斷。
慈眼山普門寺本覺院北浦村。眞言宗。本寺高野山多聞院。　此寺始は郡村にありしが、正德二年イ年中今の所へ移す。
高島山松林寺高島村。寺領貳拾石。眞言宗。本寺高野山隨心院。　聖武天皇天平十一年創造、當國の國分尼寺とす。觀音堂の前に松の古木あり。里民是を千年松といふ。

厚學山伊勢寺寶積院 阿津村。眞言宗。本寺高野山隨心院。

兩兒山法雲寺蓮光院 八濱村。眞言宗。本寺同村金剛寺。

觀音堂 大崎村。八濱村法雲寺司レ之。

兩兒山淨光寺寶積院 八濱村。眞言宗。本寺右同斷。

圓城山西光寺高明院 小串村。眞言宗。本寺高野山隨心院。

興樂山常光寺觀音院 日比村。眞言宗。本寺高野山多聞院。

御影堂 利生村。日比村常光寺司レ之。

毘沙門堂 玉村。日比村常光寺司レ之。

佛光山東光寺持生院 迫間村。寺領八斗九升二合。眞言宗。本寺高野山多聞院。

藥師堂 槌ケ原村。迫間村東光寺司レ之。

觀音堂 同村。迫間村右同斷。

早瀧山建曆寺正藏院 瀧村。眞言宗。本寺高野山多聞院。

瑜伽山蓮臺寺 山村。寺領二十石。眞言宗。本寺御室。　天平年中僧行基創造と云ふ。古へは經王山瑜伽寺といふ。天和年中今の名に改む。

藥師堂 田口村。山村蓮臺寺司レ之。

觀音堂 下村。山村蓮臺寺司レ之。

補陀落山藤戸寺 藤戸村。寺領二十九石三斗五升。眞言宗。本寺曾原村一等寺。　天平年中創造といふ。

惠日山後嶽寺遍照院 天城村。眞言宗。本寺右同斷。　寛平年中創造といふ。

海光山明王寺西明院 粒江村。眞言宗。本寺右同斷。　大同年中僧空海創造といふ。

先陣寺（センジン） 粒江村。同村明王寺兼帶の小庵也。　古へ佐々木三郎盛綱、藤戸先陣の時討死の兵士、海の案內せし浦の男、追善の爲此の寺を造立有し由。いつの比にや寺破却して、今小庵殘れり。

岩瀧山弘長寺蓮花院 浦田村。眞言宗。本寺曾原村一等寺。　弘長年中創造といふ。

梅光山（香イ）般若寺 福田村。眞言宗。本寺右同斷。

瑠璃山醫王寺持命院 廣江村。眞言宗。本寺右同斷。　寺僧の說に、當寺は後鳥羽院の皇子、櫻井親王尊重の地也。本郡呼松村の沖、王島といふは、櫻井親王配流の地の由云傳ふ。侍女の墳墓七つ有り。親王當寺に於て、後鳥羽院追福の爲、寺の前の山に石塔を建て、積塔院と云ふ。則今の岩瀧山是なり。

按るに櫻井親王配流の事、諸記に見えず。事跡詳に五流山伏の傳に見えたり。

安養山總持寺寶壽院福江村。眞言宗。本寺曾原村一等寺。　光應山大悲寺慈眼院尾原村。眞言宗。本寺右同斷。
天滿山自在寺文珠院木見村。眞言宗。本寺右同斷。
金光山妙音寺眞淨院林村。古名仁平寺。眞言宗。本寺右同斷。　仁平年中創造といふ。
新熊野山西方寺串田村。眞言宗。本寺右同斷。　天平寶字(勝寶イ)年中創造といふ。
吟松山潮音寺南之坊植松村。眞言宗。本寺右同斷。　慶昌庵片岡村。眞言宗。本寺右同斷。
圓長庵宗津村。眞言宗。本寺右同斷。
法輪山一等寺曾原村。眞言宗。寺領十三石五斗。本寺御室。　天平九丁丑年、僧行基創造。古へは護國寺と云ふ。後有南院といふ。
遍照院彥崎村。眞言宗。本寺曾原村一等寺。　十王堂同村。曾原村一等寺司レ之。
通生山神宮寺般若院通生村。眞言宗。寺領十石。本寺御室。　寺記に曰、桓武天皇延曆二十三年十月將軍田村麿の創造也。瑜伽山鬼神退治の爲め、勅命を蒙り、此所八幡宮に祈り退治せり。此鬼阿久良王といひ、眷屬の兒に東鄕太郎・加茂二郎・稗田三郎といふ三人有り。阿久良王は桓武天皇御弟早良太子也。中納言藤原種繼を討殺す罪に依て、淡路に流され玉ふに、路次にて薨去とあり。實は、僞りて兒島へ來り、名をかくして、阿久良王といふ。三人の兒は種繼を射殺せし大伴竹良の嫡男繼人の子也といへり。
按るに、田村將軍西征の事、諸書に見えず。坂上苅田麻呂備前守たり。是を田村將軍といふにやいぶかし。阿久良王の事桓武天皇の弟早良太子の事を附會するに似たり。皆詳かならず。
新熊野山大願寺林村。天台宗。本寺東叡山輪王寺。　大寶二年創造。新熊野權現の社僧也。社領の內五拾九石餘は、權現宮の修理料として此寺に納め、祭禮修理料の用を勤む。
潮音山圓福寺下津井村。寺領五石。眞言宗。本寺通生村神宮寺。　天文(寛イ)年中中興といふ。
天王山觀音寺吹上村。眞言宗。本寺右同斷。　嘉曆年中創造といふ。

鷲羽山弘泉寺田浦村。眞言宗。本寺通生村神宮寺。　正應年中創造といふ。
鷲羽山大寶寺大畠村。眞言宗。本寺右同斷。　大寶年中創造といふ。
佛母山善岡寺文珠院菰池村。眞言宗。本寺右同斷。　應長年中創造といふ。
岩崎山本願寺持寶院味野村。眞言宗。本寺右同斷。　正和年中創造といふ。
吉初山吉答寺柳田村。眞言宗。右同斷。　延曆年中、坂上田村麻呂の創造と云ふ。
島向山松音寺安樂院呼松村。眞言宗。本寺右同斷。　嘉曆年中創造といふ。
醫王山德成寺吉祥院鹽生村。眞言宗。本寺右同斷。　元亨年中創造といふ。
正覺庵天城村。岡山正覺寺司レ之。
海禪寺同村。古名正宗寺。禪宗。本寺京都妙心寺。　慶長年中池田紀伊守建立。代々此家の菩提寺。今に至て寺務此家に屬す。
靜光寺淨又常イ天城村。古名願龍寺。一向宗。本寺京都本願寺。　萬治年中の中興。寺務池田和泉守に屬す。
惠光山正福寺天城村。日蓮宗。本寺京都妙顯寺。　寬文年中創造といふ。寺務池田和泉守に屬す。
新熊野山山伏林村。寺領九十三石。天臺宗。本寺聖護院。
建德院長床宿老大先達。　尊瀧院長床宿老大先達。　傳報院同。　報恩院同。　太法院同。　吉祥院同。
　以上是を五流といふ。
知蓮光院大先達。　寶良院政所。　覺城院、　南瀧坊、　常住院、　本成院、　青雲院、
常樂院、　大泉坊、　千手院、　正壽院、　大善坊、　以上是を公卿といふ。
五流傳記略に曰、文武天皇三年、役優婆塞伊豆國大島へ配流せられ、高弟義學といふ僧、諸弟子と共に三百餘人、害を避んが爲に、紀伊熊野本宮の神輿を移し奉りて、舟に乘り海に浮んで四國九州の邊を漂泊する事三年。大寶元年に至りて、備前國兒島郡柘榴濱今の下村をいふ。に至りて、福岡の邑、今の村をいふ。に鎭座なし奉り、聖武天皇天平二十年、此神を尊んで、兒島を寄せらる。孝謙天皇天平寶

*親王の薨去外記日記文永二年の條に見えたれはこの説全く誤れりとす

字五年に、大に造營有り。亦木見村に宮殿を建て新宮諸興寺といひ、山村に宮殿を建て那智山を移して、新熊野山瑜伽寺といふ。是を新熊野三山とす。（諸興寺は廢して今はなし。瑜伽寺は寺僧を除て、今瑜伽山蓮臺寺といふ。）鳥羽院元永元年長床衆徒に給二僧官永宣旨一後鳥羽院皇子櫻井宮二品覺仁法親王再造し給へり。覺仁親王は、三井圓滿寺の門主にて、三井長吏熊野三山并新熊野撿校に補せられてより、當山長床初て撿校に隨へり。是新熊野撿校の始也。其後、聖護院の宮代々其職に補らるゝに依て、其末寺となる。櫻井の宮は承久二年都の亂を避て、當山に下り給ふ。其の時尊瀧院の寺院久しく荒廢す。其地に庵室を構て住し玉へり。其明年官軍利なふして、後鳥羽院隱岐國に遷幸ありて、宮々も國々へ流され給ひ、*賴仁親王（冷泉の宮と云。鳥羽院の皇子。）後は、此の島へ流され給ふ。寶治元年丁未四月十二日、尊瀧院にて薨じ給ふ。木見村諸興寺に葬り隱し、德光院と申奉るは、此の御事也。其所を若宮御靈殿といふ。御鳥羽院隱岐國にて崩御まします以後、仁治元年二月二十二日、後鳥羽院の御石塔御廟堂一切經藏等を建て供養有り。建長七年御嵯峨の上皇熊野三山御幸の時、勅を蒙り先達修行し給ふ。是親王先達の初めなり。弘長三年癸亥三月二十八日、尊瀧院にて薨じ給ふ。則權現の境內地中の島に葬り奉る。（世俗に之を櫻井塚と云ふ。）

賴仁親王の御子を覺仁親王の弟子になし給ふ。道乘僧正是なり。覺仁親王の遺跡を繼給へり。後御子六人を五流の院々へ主たらしめ、是より皇孫の五流と稱す。世々子孫是を繼ぎ、他姓を以て五家を繼がず。公卿も又此種を續て他姓をまじへず。故に長床衆徒の種姓、賴仁親王より出たり。長床衆徒の五家八家十二家の山伏は役行者立行相傳の家として、修驗道の根元也。五家又五流と稱す。義學・義玄・義眞・壽玄・芳玄の五祖、各立る所の行法軌則異にして、修行の所傳別流也。故に五流と稱す。最正統他室に讓らず。故に五家と云ふ。是修驗道の貫長なり。代々の帝熊野御幸の時に、詔を下して先達とす。

往昔より元龜天正の比に至る迄、家々僧正に任ぜらる。神領沒收己後、僧正の昇進その沙汰なし。道乘大僧正より以來、五流代々僧正に任ず。他種地下を繼ざる故に、僧正轉任の時、攝家清花（家イ）等の子と稱する事を用ひず。是無双の規模なり。後鳥羽院の皇孫なるゆゑなり。

元暦元年九月、源範頼平行盛と藤戸の浦にて戰ひ、佐々木盛綱海を渡して先陣して行盛を破る。頼朝公より恩賞として、兒島の內波佐川庄を盛綱に給はる。長床知行なるゆゑ、眞瀧坊法眼を鎌倉に下して、訴訟せしむ。鎌倉に有事二十七年、實朝公の代承元四年九月十九日、長床理運に極て、鎌倉殿（實朝よりたり。）より直の消息を五流に給はる。其文に曰、

備前國兒島（郡イ）の內波佐川庄の事、隨ニ天平聖主永勅一再令レ寄ニ與長床一畢、宜下任ニ古往之旨趣一被上復領上候、累訴ニ積欝一令ニ遠察一候也。謹言。

九月十九日　　　　御判

五流中

判斷の狀を、散位中原庄より眞瀧坊に給る。文に曰、

備前兒島郡の內波佐川庄事、佐々木兵衞尉盛綱法師被レ罷ニ地頭職一候、以ニ此旨一可レ令レ披ニ露長床給一之由、鎌倉殿御消息候也。依以執越如レ件。

承元四年九月十九日　　　　散位中原　在判

眞瀧坊法眼御房

實朝公消息散位中原の狀、共に兵火の爲に燒失す。今其寫有り。其後尊氏の時、康永元年飽浦三郎左衞門謀反す。長床衆徒外戚の因（ちなみ）有レ之飽浦に加勢す。飽浦滅亡後、高師直兒島常山より東を沒收す。是當山衰微の始也。其後五流の內覺王院圓海、細川勝元の所緣により其權威をかり、一山の大小事共、恣に振廻す故に衆徒是をにくむ。應仁元年細川勝元山名宗全京都に於て合戰す。その

亂に乘じて、衆徒覺王院を亡ほさんと謀る。仍て圓海備中國阿知に退き、細川の兵士をかりて、當山に亂入し、社中三十餘の伽藍僧社寺院一宇も殘さず燒拂ふ。是より已後互に相いどむこと數年也。應仁の亂落居の後、衆徒の罪を擧て、神領を滅し、近隣十七ヶ村を領地とす。明應（元年イ）年中、上野土佐守同肥前守十七ヶ村を押領す。永正年中大內義弘管領の時、聖護院道興親王御賴ありて漸く林庄曾原庄火打庄（今の福江村是なり）三ヶ村を返附せらる。永祿十一年聖護院道應親王、毛利元就へ當山靜謐の下知を賴まれし故、元就輝元より使者宮內大輔元村を以て、近國近隣の幕下の城主へ、當山守護の事を相觸れ、三ヶ村の界を正して、制札を建らる。其文にいはく、

備前國兒島熊野十二所權現宮、並當知行神領三ヶ村林庄火打庄曾原庄の事。

一、敵味方亂妨狼藉之事。
一、社中へ新儀申し掛之事。
一、右三ヶ村竹木伐取事。
一、軍勢陣取之外平生不レ可二寄宿一事。
一、從二藝州一用段之外、非分申懸事。

以上

永祿十一年十月廿六日　毛利少輔太郎輝元判
毛利陸奧守元就判

天正十年豐臣大閤中國征伐の時、備中高松の城いまだ落ちず。毛利家大軍襲來り秀吉公危窮存亡の時、長床へ加勢を乞れ、蜂須加彥六辯論を盡すといへども、毛利家の好みを以て、一山同心せず。已後此の罪を以て、三ヶ村沒收せらる。此時までは、諸國の寄附の神領有て、院々豐饒也。度々の兵火に、家々の證狀燒失して、肥後國熊本の城主鹿子木民部少輔親俊、尊瀧院への證狀のみ殘れり。其文に曰、

肥後國佗(託イ)摩郡之内幷阿尻庄之内御神領之事、如二先例一御執納可レ然候。堅固に申付候。恐惶謹言。

七月十七日　民部少輔親俊　在判

尊瀧院　御同宿中

三ヶ村神領安堵を願ふといへとも不レ叶。天正十七年に堪忍領として、高百石給ふ。其後金吾中納言殿の時、領地沒收して、五流公卿とも屋敷貢稅の地となり、六十石の地稅を出す。一山是を乞得て、社中修理料として、大願寺六拾石の修理料是也。寛文年中始めて權現へ神職を付らる。是より以來山伏大願寺神職三方より社用を務む。

廢寺

向山船(般イ)積寺下山坂村。　相坂山清水寺東田井地村。　西瀧山尾崎寺東田井地村。　正岡山慈眼寺西田井地村。
淨圓山常泉寺西田井地村。　受法院山田村。　神宮寺山田村。　行相山一宮寺同村。
藥泉寺同村。　德常寺同村。　長福寺沼村。　西潮寺後閑村。
三内山圓福寺田井村。　長泉寺恭石村。　金甲山圓通寺波知村。　醫王山法樂寺波知村。
萬(善イ)福寺波知村。　高源院波知村。　麥飯山福壽院大崎村。　增頭山弘法寺利生村。
天神山西福寺日比村。　吉常山本源寺用吉村。　西福寺木目村。　月照山願成寺廣岡村。
高尾山長正寺長尾村。　建照寺槌ケ原村。　竹田山萬勝寺槌ケ原村。　安樂院宗津村。
隨王寺川張村。　明王院彥崎村。　持聖寺彥崎村。
新熊野山龍岩諸興寺木見村。
神宮寺、　是如院、　蜜藏坊、　多寶坊、　大學坊、　清樂寺、
極樂寺、　善誓院、　實相坊、　眞如院、　寶生坊(坊イ)、　西光坊、　中之坊、　阿彌陀寺、　爲蓮坊、
慶林坊、　岡本坊、　法華寺、　寶光坊、　延長寺、　西藏坊、　新之坊、　西樂坊、　玉泉寺、
金藏坊、　以上廿五、林村新熊野社僧也。

千光寺天城村。　玉仙寺串田村。　吉福山才覺寺柳田村。　岩瀧山日光坊田之口村。
新熊野山宗願寺下村。　淨土山極樂寺下村。　法樂寺味野村。　金剛寺赤埼村。
鷲羽山多聞寺田之浦村。　雲瀧寺吹上村。　遍照寺吹上村。
學校古跡北浦村。

十八之巻

古蹟

兒島

萬葉　大和路の吉備の小しまを過きゆけはつくしの小島おもほゆるかも　大納言大伴卿

萬葉拾穂抄に宗祇か説に大和に都有時はいつくよりゆくをもやまとぢの何といへる也。
八雲抄に吉備兒嶋は備前也と。

萬葉　波のうへにみゆるこしまの雲かくれあないきつかし相わかれなは　笠金村

拾遺　浪間より見ゆるこしまの濱ひさし久しく成ぬ君にあはすして　讀人不知

拾遺集に笠の金岡がもろこしへ渡りて侍りける時、女の長うたよみて侍りける返し。

新拾遺　波の上に見えしこしまの島かくれゆく空もなし君に別れて　笠金岡

新古今　夕なきにと渡る千鳥の波間より見ゆる小しまの雲に消ぬる　後徳大寺

續後撰　夕されはしほ風寒し浪間より見ゆるこしまに雪のふりつゝ　鎌倉右大臣

同　みやこ人沖つこしまの濱ひさし久しく成ぬ浪路へたてゝ　式子內親王

山家集に備前國小島と申島に渡りたりけるに、あみと申ものをとる所は各われ〳〵しめてなかき

竿に、袋を付てたてわたすなり。そのたてはしめをは、一のさほとて名付たる中に、年たかき蜑人のたて初る也。たつるとて申すなることはきゝ侍りしこそ、涙こほれて申はかりなく、おほへてよみたる。

たて初るあみとる浦の初さほはつみの中にもすくれたる哉　西行法師

唐琴泊引網村。濱邊長さ四町ほと有り。

古今　波の音のけさから琴に聞ゆるははるのしらへやあらたまるらん　安倍清行

古今　都まて響きかよへるからことはなみの絃(を)すけて風そ引ける　眞性法師

新六帖　波のをを風のかけたるから琴にひき留られ(しイ)ぬ舟人の袖　知家

類聚　けふもまた泊りやせまし唐琴の日かすなかひく五月雨のころ　後嵯峨院

名寄　から琴の聞ゆる波に船留てかよふは浦のまつの夕かせ　中務

響の灘日比村の海、又ひゞのてともいふ。

萬葉　きのふこそふな手はせしかいさなとりひびきのなたをけふ見つるかも　作者不詳

萬葉集拾穂抄にひちきの灘は、ひゝきの灘也。袖中抄に播磨、名寄に備前とありと。源氏玉かつらの巻に、思ふかたの風さへすゝみてあやふきまて走りのほりぬ、響の灘もなたらかに過ぬ。海賊の舟のとふやうにて、くるなと云者有り。海賊のひたふるならんよりも、彼のおそろしき人の追くるにやと思ふに詮方なし。

うき事に胸のみさわくひゞきには響の灘もさはらさりけり　玉かつら

李部王記曰、天慶四年六月十一日、是日備前備中淡路等飛驛至二備前一使申云、賊一艘純友等也從二響奈多一捨レ船脱遁疑入京歟云云。河海抄に見えたり。又玉葛の巻響の灘の下に、例の船子共からとまりより、川尻なすほといとうとふとあり。併せ考

るに響の灘は此所ならんか。

山家集に、讃岐國へまかりて、みの津と申津に着て、月あかくてひゝのてもかよはぬほとに、遠く見えわたりたりけるに、鳥のひゝのてにつきて、とび渡りたりけるを、

山家集　しきわたす月の氷をうたかひてひゝのてまはるあちのむらとり　西行法師

浦田澁川村。山家集に、ひゞしぶかはと申かたへまかりて、四國のかたへわたらんとしけるに、風あらくてほとへにけり。しふ川の浦田と申所に、をさなきもの共の、數多ものをひろひけるをとひければ、つみと申ものひろふ也と申けるをきゝて、

おりたちて浦田にひろふ海人の子はつみよりつみを習ふなりけり　西行法師

大島いつれの所といふ事を知らす。藻鹽に備前とあり。呼松村のかたへに大島といふて小き島あり。此の所ならんか。又古歌に多く鳴門灘を讀みそへたり。案するに犬島の事ならんか。大の字犬の字似たり。大島を誤りて犬島に書しにや。

後撰　人しれすおもふ心は大しまのなるとはなしになけく比かな　讀人不知

同　大しまに水をはこひしはや船のはやくも人にあひ見てしかな　大江朝綱

新勅撰　都にといそくかひなく大島のなたのかけちは鹽みちにけり　惠慶法師

續古今　思ふ事なをしき波に大島のなるとはなくて年の經ぬらん　正三位知家

續千載　あま小舟今やいつらん大しまの灘のしほ風吹すそふなり　按察使資平

高島宮浦村の海に有り。

古事記曰、神倭伊波禮毗古命從二阿波國一遷上幸、而於二吉備之高島宮一八年坐。故從二其國一上幸之時、乘二龜甲一爲レ釣乍打レ羽擧來人遇二于速吸門一。爾喚歸問レ之、汝者誰也。答曰僕者國神、又問汝者知二海道一乎。答曰能知。又問從而仕奉乎。答曰仕奉。故爾指二度槁機一引二入其御船一、即賜レ名號二槁根津日子一。此者倭國造等之祖。

日本紀曰、神武天皇乙卯年、從二入吉備國一起二行宮一以居レ之。是曰二高島宮一。積三年間、備二舟檝一蓄二

兵食一將欲ニ一擧而平ニ天下一。

大成經曰、于ㇾ時行宮庭一夜生ニ八蕨一。其長一丈二尺、其太二尺五寸、其色濃黃。國有ニ人神一云黃光命。卽朝奏曰、此草異草也。當ㇾ治ニ八州一祥、是天爲ㇾ瑞軍卒ㇾ競之、故道ニ此國一號ニ黃蕨國一。

鉾島 番田村の海に有り。 里民の說に、古へ神功皇后の御船、此島に着、行宮を造り御鉾を揚られて、暫く皇居有しよし。宮跡の石海邊に有り。大內樂島・冠岩・烏帽子岩の名有り。其時此あたりの漁者とも、鯛に櫻の花を添て奉りしかは、皇后櫻鯛とのたまふといひ傳ふ。

天神硯石 大崎村(大島イ)の海に有り。 汀より八九間沖の海中に水有り。潮滿る時も其味しほはゆからず。此あたりに天神の社有り、仍て此名あり。

古戰場 藤戸村。粒江村。 里民の說に、元曆元年、平家は小松新三位中將資盛・同少將有盛・丹波侍從忠房大將として、兵船數百艘にて、粒江村の內沖かいち舟津原と云所へ揚り、正森山に陣を取り、源氏は三河守範賴、三萬餘騎にて備中國日間山(ヒルマ)の邊に陣を取る。佐々木盛綱海を渡し、先陣して此所にて大に戰ひ、平家敗北して、浦田村・廣江村の邊より、船に乘り落けるといふ。

按するに、里民の說は平家物語に見えし所といへり。盛衰記に、平家左馬頭行盛を大將軍として兵船二千餘艘にて備前の國の兒島に着と有り。兩說何れか是なる事を知らず。

玉葉集金性法師の歌の詞書に、元曆元年世中さわがしく侍りける比、平行盛備前の道をかたむとて、檜の浦と申所に侍けるに、八月十五日夜月くまなきに、過にし年は經政・忠度朝臣などもろともに侍けるを、いか計あはれなるらんと思ひやられて、そのよし申遣すと有り。

又東鑑に、佐々木盛綱備前國兒島郡を渡して、左馬頭行盛朝臣を追伐すといふ事見えたり。是等を合せ考ふれば、盛衰記の說是ならんか。

佐々木盛綱海を渡せし跡。里民の說に、盛綱藤戸の先陣せし時、備中國日間山の東南、瀨戸山の邊

一枚畑佐々木谷共云ふ。といふ所より、兒島の粒江村舟津原の邊へ渡せしとなり。海の面二十町計と云ふ。
按するにいにしへは八軒屋村・黑石村・粒江村の邊、悉く海にて、西國往來の通船ありしが、年經て後干潟となり墾田して今は村里になれり。平家物語に佐々木盛綱壽永三年九月廿五日の夜に入て、浦の男を一人かたらひ、直垂に袖大口白鞘巻なんどをとらせ、すかしおほせて、此海を馬にて渡しぬへき所やあると聞ければ、此男は案内よく存て候。たとへば川の瀬のやうなる所の候が月頭には東に候盛衰記に此所を大脇の渡りと有り。月の末には西に候盛衰記に此所を藤戸の渡といふ。件の瀬のあはひ海面十町計も候らん是は御馬なとにてはたやすくわたらせ給ふべしと申ければ、佐々木いざさらば渡り見んとて、かの男と二人紛れ出て、はだかになり、件の川の瀬のやうなる所を渡りて見るに、實にもいたく深ふはなかりけり。膝腰肩に立所も有り、鬢のぬるゝ所もあり。深き所をおよいで、淺き所におよぎ着く。をとこ申けるは、是より南は北より遙に淺ふ候。敵矢先揃て待參らせ候處に、裸にてはいかにも叶はせ給ひ候まじ、唯是より歸らせ玉へといひければ、佐々木も實にもとや思ひけん是より歸りける。下郎はどこともなき者にて、また人にもかたらはれて、案内もやをしえつらん、我計こそしらんとて、かの男を刺殺し、首掻切て捨てける。
鞭木粒江村の鞭木といふ所に有り。里民の説に、佐々木盛綱この海の淺瀬を試みて、其時持し鞭をさし、翌日先陣の澪標とす。其木生つきて、大木となれり。木はくま柳なり。年經て後枯しが、其所に椋榎生出でしに、榎は枯て、今は椋の古木一本殘れり。
按するに、盛衰記に、佐々木陸に上りて申けるは、暗さはくらし海の中にては有り、明日先陣を掛ばやと思ふに、如何して只今の通りをば知べき、然るべくは、和殿人にあやしまれぬ程に、標柱を立て得させよとて、又直垂を一部たまひたりければ、浦人かゝる幸にあはずと悦ひて、小竹を切集て、水の面よりちと引入て立て歸りて、かくと申す。佐々木悦んて明日を遲しと待とあり。

鞭木といふも此標柱の事ならん。

浮洲岩粒江村。　里民の說に、佐々木か海の案內せし男を殺せし時、此男の死骸流れかゝりたる石なるよし。今石表有り。此男の名をは想十郎と云ふ。或は與介ともいふ由。靑木谷といふ所に、此男の宅地の跡在り。子孫今に粒江村に有て平六と云ふ。

日疫神松尾といふ所に在り。　夕疫神前か市といふ所に在り。　天疫神森といふ所に在り、皆粒江村也。　里民の說に、佐々木盛綱陣取の跡といふ。古は祠有しよし。

からけ崎粒江村。　里民の說に、佐々木か老臣の陣所といふ。

引馬の溺粒江村。　里民の說に、佐々木盛綱入部の時、海の案內して殺されし男の母、盛綱の馬の口にすかり恨を云ひ、馬を引留し所といふ。

笹無山天城村。　小山なり。里民の說に、浦の男の母悲みのあまり、此山の笹をむしり捨しゆゑ、今に笹はへざるよし云傳ふ。

琴捨藪浦田村。　里民の說に、古へ平家藤戶を落し時、琴を捨置し所なりといふ。

篝地藏粒江村。　松尾山に有り。里民の說に、古へ源平の戰の時此所にて篝火焚し所といふ。

濁川廣木村。　方二間計の溜池なり。里民の說に、佐々木盛綱馬の轡を洗ひしによりて、水濁りて澄ざる故に、其名とするよし。

下津井。平家一の谷にわたりし後、四國のもの共源氏に心をかよはし、阿波讃岐の在廳等、平家に矢ひとつ射かけ奉らんとて、門脇平中納言敎盛・越前三位通盛・能登守敎經、父子三人備前國下津井にましますと聞て、兵船十餘艘にて寄せたりけり。能登守大に怒り、小舟をおし浮べて散々に追ふ。餘りに手いたく責たれば、淡路をさして引退くといふ事、平家物語に見えたり。

陣所跡大畠村。　鷲羽山の麓、畑の中に陣取の跡といふ所あり。里民の說に、いにしへ平家大勢戰死

*平賀元義は純友の戰ひし釜島は邑久郡にて今の犬島なりとせり（参照吉備國地理之聞書）

せし所也とて、其弔ひに下津井四ヶ浦にて、今に毎年七月十五日、なもて踊とて念佛して踊る事あり。

古戰場濱村。島村。　大里民の説に、宇喜多與太郎基家八濱村の楠の峯八幡山を要害とす。小早川隆景二萬餘騎にて押寄せ、大崎村の汀より、柳畑と云所にて大きに戰ひ、終に與太郎基家戰死す。今に柳畑の邊、土中より白骨其外劒の類出づる事あり。

吹上村。建武年中足利尊氏西國より上洛の時、此所に船をかけられ、左馬頭直義か備中國福山の合戰の勝敗を伺ふて、逗留有し事、太平記に見えたり。

錫なき灘溢川村。　何の故といふ事を知らず。山伏落しと云ふ嶮しき岩山あり。

*釜嶋。天慶年中、純友此嶋に城を築き戰ひし山と、前太平記に見えたり。

古城跡

常山城用吉村。　城主三村上野介高則守之（一説に上野備後守。）毛利家是を攻て陷れ、高則最後。腰掛石とて今にあり。天正年中宇喜多家臣戸川肥後守秀安、嫡子肥後守逵安相繼て居城す。

鬼味山城長尾村。　城主不詳。

麥飯山城大崎村。　西國太平記に、天正四年毛利輝元麥飯山の城を攻落し、城主明石源三郎を莊の兵部大輔勝資討捕る。勝資を又明石か家來討捕ると有り。按するに此事毛利記宇喜多記に見えたり。

二子山城八濱村。　城主宇喜多與太郎基家。

小丸山城波知村。　城主佐々木三郎盛綱。

いか塚山城碁石村。　古城山郡村。　貝柄山城阿津村。

岡御城山城同村。　はなつら山城同村。　以上五城主不詳。

高山城飽浦村。　城主飽浦三郎左衞門尉信胤。又土持彈正親成。

古城山小串村。　元龜三年、高畠和泉守築レ之。天正十七年子市正か時、落城と云ふ。

古城山上山坂村。　城主高畠和泉守。　古城山胸上村。　城主高畠源太兵衞。

古城山山田村。　城主三宅源右衞門。同掃部。天正十一年落城と云ふ。

砂山城波知村。　佐々木盛綱堡といひ傳ふ。　圓山城沼村。　城主明田日向守。

古城山田井村。　古城山田井村。　古城山玉村。　以上三城主不詳。

地藏山城利生村。　城主四宮隱岐守宗雪。　向山城田之口村。　城主難波若狹。

鍛冶山城瀧村。　古城山同村。　寺上山城同村。

古城山同村。　以上四城主不詳

神水山城味野村。　古城山柳田村。　以上二城主不詳。

古城山下津井村。　慶長年中金吾中納言秀秋老臣平岡石見居城。其後、御當家老臣池田河內、池田出羽相繼て是を守る。

元太山城鹽見村。　城主能勢修理。

川越山城廣江村。　古城山同村。　櫻山城天城村。

とんき山城彥崎村。　以上四城主不詳。

鼻高山城串田村。　元龜三年毛利家より是を築き、上野源次郎兼次、後に沖左衞門尉兼忠是を守る。天正十七年落城といふ。

木見戶山城木見村。　城主備後三郎高德。　古城山片田村。　城主三村孫太郎（源兵衞イ）行淸。

古城山山村。　城主不詳。

黑山城浦田村。　城主鹽津左衞門。

人物

備後三郎高德。林村に宅地の跡といふ所有り。和田備後守範長か子にして、代々兒島に住すと云へり。後醍醐天皇の御時軍功有し事、詳に太平記に見えたり。

田井新左衞門信高。田井村の人と云ふ。宇喜多源氏備中守持氏の子なり。事跡太平記に見えたり。今に此村の民新左衞門と云名を憚るといへり。

飽浦薩摩守信胤又、三郎左衞門。飽浦村の人なり。宇多源氏高島左衞門二郎高信か子也。事跡太平記に見えたり。

鹽津三河。粒江村に宅地の跡といふ所有り。毛利家の人と云ふ。事跡詳ならず。

高島林齋。郡村に宅地の跡と云ふ所有り。何人といふ事をしらず。

伊賀栗之介。東田井地村に宅地の跡といふ所有り。何人といふ事を知らず。

孝女。小串村の窮民七郎兵衞と云者の一女有り。少き時より人の婢たり。久くして家にかへる。父及ひ繼母ともに老て男子なし。族人等贅壻を擇ばんとす。女是に隨はす。自ら耕作辛苦して、二親を養ふ。繼母大に悅ふ。いはんや父に於てをや。其事狀官に達し、大守是にたまもの給へり。事跡詳かに本朝孝子傳に見えたり。京都の儒者藤井懶齋の贊にいはく、

吉備之國、兒島之濱、一女躬稼、矻々養親、人說贅壻、兩眉必顰、切哉孝情、非是潔身。

墳墓

冷泉宮賴仁親王墓。木見村に有り。後鳥羽院の皇子也。古へは廟堂有しが、今は石塔のみ殘れり。里民是を若宮殿といふ。承久の亂に、此所へ配流せらる。

東鑑曰、承久三年七月廿五日丁未冷泉宮遷二于備前國豊岡庄一、兒島佐々木太郎信實法印受二武州命一、令二子息等一奉レ守二護レ之一云云。阿波宰相中將信成、右大辨光俊朝臣等赴二配所一云云。

櫻井宮覺仁親王墓。林村權現の社地池中の島に有り。後鳥羽院の皇子にして、三井の圓滿院の座主、熊野三山の檢校たり。承久の亂を避て、此所へ來給ふ。

戸川幽林墓。宇藤木村常山の麓に碑石有り。

宇喜多與太郎基家墓。大崎村の汀に碑石有り。

能勢修理墓。鹽生村に有り。

東鄕太郎墓。東田井地村に有り。

四宮隱岐守宗雪墓。利生村刑部太郎山の頂に有り。

木食上人墓。大畠村の巖に碑の石あり。里民是を木食上人の墓と云ふ。岩窟に住居して、常に鷲の雌(シ)雄(ユウ)を馴し給ふ。仍て鷲羽山といひ、鷲巣見鼻ともいふ。

尼か塚。宮浦村に有り。里民の説に、海(アマ)佐介の馬塚共云ふ。亦邑久郡にも此塚有り。

民家持傳之物

此外の器物判物は、其有所の寺社に記す。

一、佐々木盛綱刀一口無銘長サ壹尺九寸五分。　郡村喜兵衞といふもの持傳ふ。

一、隆德在判　木村喜八へ感狀二通天正三年二月十四日。天正三年二月十三日。　末孫木見村喜八と云者持傳ふ。

一、秀吉より賜る銀小判一兩。古へ小串村傳左衞門といふもの、商船數艘有し故、高麗陣の時、秀吉の陣用の物運送せしによりて、歸陣の時、犬島のへんへ出て肴を献りしかは、秀吉より銀小判を賜り、今末孫傳左衞門といふもの持傳ふ。

備陽國誌　終

本書は帝國圖書館甲本を底本とし、校閲の際には沼田氏本を參考とし、校正に際して又大橋圖書本、帝國圖書館乙本、備陽記、町村便覽等を參照し、尙引用の句章に就ては、能ふ限り平家物語、源平盛衰記、及び夫々の歌集原書等と對照訂正したり………………………編者識す

美作國古城跡

美作國古城跡目次

*山名系圖時氏の二男は義理とあり美作古城記時義に作るも時義は五男に當る

山陽道美作國古城跡

太平記に出る古城

一、大見丈ノ城　高圓村有元民部太輔入道。
一、菩提寺城　同　村小原孫次郎入道。
一、小原城　大野一族。
一、林野妙見城
一、英田江見城。
一、倉掛城。
一、神宮（向イ）神樂尾城。
一、篠葺城。

此外六ヶ城雖レ有レ之、不二分明一。

康安元年七月十二日、山名伊豆守時氏・嫡子右衞門佐師氏・二男中務太夫（大輔）時義*・伯耆出雲因幡三ヶ國の勢、三千餘騎を率して、美作國へ發向す。當國の守護、赤松筑前守範資入道貞世、播州に在て、戰前に廣戸掃部介、名木能仙二ヶ城の菅家一族、笹葺の城飯田の一族、大見丈の城有元民部太夫入道、菩提寺の城小原孫次郎入道、小原の城大野一族、右六ヶ所の城は、一矢も不レ射降參す。北野妙見一ヶ城は、廿日餘り怺へたりけるが、山名に兎角にすかされて、遂に是も敵に成る。今は倉掛の城一つ殘る。佐用美濃守貞久・有元和泉守、僅三百餘騎にて籠りたりけるを、山名時氏・同二男時義・三千餘騎にて城の四方の山々嶺々二十三ヶ所陣を取て、鹿垣二重三重に結回し、逆茂木繁く引掛、矢掛り近く攻たりける。播磨美作との境には、竹山・千草・吉野・石塔・千峯四ヶ所に城を構て赤松律師則祐百騎宛の勢を籠たり。山名か執事小林民部之丞重長、二千騎にて星祭りの嶽へ打上

＊赤松系圖貞世を貞範に作る

り、城を目の下に見下して、透間もあらば打掛らんと馬の腹帶を堅めて扣たり。赤松筑前入道貞＊世・舍弟律師則祐・其弟彈正少弼氏範・太夫判官光範・宮内少輔師範・掃部少輔直頼・筑前五郎顯範・佐用・上月・眞鍋・杉原の一族相集て、二千餘騎高倉山の麓に陣を取て敵倉掛を攻は、弊に乘じて後詰をせんと企ける由聞えければ、山名左衞門佐師氏、勝たる兵を八百餘騎率て、敵近附し所へ浮勢に成り扣たり。赤松は、師氏小勢なりと聞て、先此敵を打散せよと打立ける處に、阿保肥前入道信禪俄に敵に成て、但馬國へ馳越し、長九郎左衞門と引合て播磨國へ討入らんと企ける間、赤松さらば東の方へ城廓を構へ、道々警固の兵を置けとて、法花山に城を構え、大仙越の道を塞て五ヶ所へ勢をぞ差向ける。依て山名戰はんとする勢もなく、退て但馬國へ向はんとするも不ㇾ叶。進退歩を失ふて、前後の敵に迷惑す。さらば中國の大將細川左馬頭頼宗、讃岐國守護相論にて、四國におはするに觸れ送、其勢を呼越、備前・備中・備後當國の勢を以て、倉掛の城へ後詰をせよと、事の子細を牒し送るに、右馬頭大に驚て九月十日備前へ押渡り、後陣の勢を待けるに、相隨ふ四國の兵共已が國々の戰を捨兼、皆野心を含むもの共なれば、非ㇾ可ㇾ頼也。大將唐川に陣を取て、徒らに月日をぞ被ㇾ送ける。去程に倉掛の城は人多くして兵粮少く、戰ふ度に利有りと雖、後詰のたよりもなく、食盡き矢種盡ければ無ㇾ力、十一月四日遂に城落ちにけり。

東北條郡

一、別所城 山口周防守。山名入道忠重。 上高倉村。

一、藤田城 赤松彈正少弼氏範。赤松宮内少輔師範。 一に云、月田山の城と云ふ。

楢崎彈正少弼元兼。

永祿十二年三月毛利陸奥守羽林大江元就、九州立花戰陣の時諸國毛利家に背く由注進有ければ、月田山の城主楢崎彈正少弼元兼を作州へ被ㇾ歸。元兼小勢なればとて、兼重左衞門尉元宣に、三百

餘騎を付て、作州手當の爲に被ㇾ歸ける。

一、大山城　草苅但馬守重繼　大篠村。
一、横田城　田中修理　下（上イ）横野村。
一、醫王山城　綾部村。
一、八畝城　楢崎彈正少弼光兼　綾部村。
一、室尾城　川端左近　青柳村。
一、杉山城　青柳村。

一、天神山城　平家一族　下（上イ）横野村。
一、年本城　福田盛昌　下（上イ）横野村。
一、勝山城　福田盛昌抱　大篠村。（上横野イ）
一、岩尾城　山名入道忠重　吉見村
一、高山城　知和村。
一、高山城　草苅三郎左衞門景繼　山下村。

因幡の國の住人草苅加賀守衡繼。嫡子三郎左衞門景繼二男太郎左衞門重繼（後に但馬守と云。）は、智頭郡作州苫北郡を斬從へ、武威を兩國の間に振ひ、毛利家に對し無二の忠功を盡したりしが、景繼如何思ひけん忽に心を變じ、織田上總介信長に心を通ぜんとす。信長は景繼味方に與せば因州作州の退治可ㇾ速とて、領地過分に可ㇾ給朱印を書て、大谷刑部少輔吉隆を山伏の姿に窶し、作州へ被ㇾ遣ける。爰に楢崎彈正少弼元兼は草苅を討亡し、毛利家へ與力せんと奸計を廻らしける折なれば、因播兩國の關所を大谷吉隆通りける時、關守怪しみ是を捕へ懷中を披き見るに、草苅が謀叛の回文あり。楢崎是を取て備州鞆の津へそ送りけるに、小早川左衞門佐隆景大に驚き、景繼が一族草苅左馬之助・同名亦三郎・家老黑光土佐守を召て、爾々の由急き景繼を討て可ㇾ出と下知せられ、土佐守否やに不ㇾ及急き馳歸り、景繼が舍弟太郎左衞門重繼と評議して、景繼を方便出（チビキ）し、攻馬見物する處を無難に討て、首を鞆津へ捧ける故に、重繼に家督を宛行はれける。重繼は勇の勝れたるのみか節義を專として貞實第一の者なれば、兄が不義骨髓に徹し、口惜しき事に思ひて彌々藝州に對し忠義を盡し、數度の武功を献るなり。去程に先日羽柴秀吉公因州發向の節も、宮部善祥坊・木下備中守・神子田左衞門・尾藤甚右衞門等、國方案内として磯部兵部大夫（大輔）八木の某を差添へ、草苅か端城因州淀山へ押寄せ、處々

放火せられける處に、重繼城中より討て出で散々に戰ひ、數十人討取けり。其後浮田家の者共、作州に於て數ヶ度相戰ければ、重繼毎度利に乘て、鳥取沒落して後は木下備中守彼の城に在て、秀吉に牒し合て作州の城を攻けるに、重繼壹人守城して怺へたりしかとも、敵猛勢なれば遂に難レ叶と思ひ、淀山以下の端城を明け、己が家城作州苫北郡山下城に籠む。依レ之淀山には木下備中守が前父隱岐士佐守籠置たり。又、笹山城には浮田直家より小原孫次郎入道信明と申者入置けり。或時笹山より敵馳寄て働きけるを、草苅是をこそ願ふ處の幸やと悦て、高山より勢を出し、混々(ひた〳〵)と追つ返しつ戰ひけるが、遂に討勝て付入に篠山城を乘取り、小原信明は詮方なくて命生たるを希有に思ひ、這々逃て落けるに、重繼は頓て凱歌を揚げ、篠山をば火を放しけり。

私ニ曰、篠山の城は東北條郡に雖レ有レ之、所しかとしれず。

一、行重山城　行重村。

一、百々城　草苅三郎左衞門一族、百々村。

吉野郡

一、高畑(山イ)城　須々木主計(粟井遠江守イ)　馬形村。

一、中村城　菅家一族

一、倉掛城　赤松一族(一本に須々木主計)　田殿村。

一、立石城　立石秀胤　立石村。

一、石塔城　大野一族(赤松イ)　赤田村。(立石村イ)

一、三王山城　新免彈正少弼宗政(叙イ)　尾崎村。

一、佐淵城　須々木主計一人抱　長尾村。

一、高山(淺相イ)城　粟井一族　粟井中村。

一、小房城　粟井近江守景盛。福田孫八郎。　小房村。

一、尼山(岩イ)城　赤松一族　壬生村。

一、赤田城　赤松一族(大野イ)　赤田村。

一、竹山城　新免伊賀守長重　大茅村。(下町村イ)

一、會下城　佐用美濃守貞久　古町村。

*備陽國志赤坂郡周匝村墳墓の條に「笹部千千代、周匝村一谷と云ふ所に在り城主笹部勘次郎か子なり」とあり

英田郡

一、大畑城　角南法印　山外野村。

一、倉敷山城　川副美作守久盛　倉敷村。

一、土居福城　江見帶刀　土居村。　江見伊豆守初は江見市之丞と云ふ。

天正年中、延原彈正忠景光、軍卒を引具して、倉鋪山の城を責め、江見市之丞を討取る。

一、楢原城　山名藏人　楢原村。

一、小原城(北イ)　山名伊臥(猪イ)入道　小原村(猪臥村イ)。

一、城尾城　澁谷權之丞　神田村。

一、上山城　延原彈正少弼景光　上山村。

延原彈正少弼景光は、元來浦上遠江守宗景が家臣なりしが、天正年中天神山城沒落の後浮田和泉守直家に被ㇾ賴て、本庄矢田山方に致二住居一。然る處直家被ㇾ召二彈正一、我已に天神山を攻落し、宗景逐電の上は、何れ我下知に隨ふ處に、作州の内に殘居る侍ども一向我に不ㇾ隨、己が領國に被ㇾ籠逆心を企ける由奇怪なり。事急に其方の向々退治せよと、討手の大將に被二仰付一、天正七年三月上旬、岡山を立て罷向ふ。先手合せに佐々部貞利周匝村の北の山*に城郭を構へ居るを、彈正早速攻落し、軍の門出よしと、作州川を東へ渡り責入けり。貞利が墓、周匝村城山一の谷にあり。

一、横尾城　山名一族　横尾村。

一、鷹巢城　江見次郎後越中。　海田村。

延原彈正、鷹巢城に押寄せ攻けるに、近邊深山故大木生繁りて案内知り難ければ、彈正當城の掛谷の百姓を賴み東南より火をかけ燒討に致し、遂に江見次郎を討取ける。然るに江見が郎等坂田織部・清水帶刀、主を討せ最早世の中是迄と無二無三に切入しを、彈正方の侍大將備前田土村池土佐守懸合しが、土佐と帶刀と引組、アイヤ〳〵と揉合しが、帶刀が郎等廣田七兵衞と云大强の勇士、主の敵迯さしと池土佐*を追かけ戰しが、土佐は帶刀と揉しに勢勞て討取られけり。廣田は主の敵即時に討取り、即海田村に二人の頭塚して、其身は播州へ引けり。江見が墓所卒都婆崎に有り。

*東作誌に淸水帶刀池の土佐守二人兄弟及江見兄の墓の墓はかねて海田村卒都婆崎にありと記せり

*陰德太平記五十七に、宇喜多直家小早川隆景吉川元春を饗膳に託して誘殺せんとせしことと見えたり。參照すべし

勝南郡

一、シャガ（勝又尉イ）横手城　瓜生原村。　一、神宮城　木下道光　新田村。

又一說に、道光朝臣木下勘四郎居城と云ふ。城山の下に神宮の社あり。其向ふの方に義經屋と云ふあり。古しへ義經にて被（本ノマヽ）責と云、殆と不審の語なり。然れども村の人の說處を聞て爰に記す。今は麥畑になつて居也。

一、神田山城　難波一族　爲本村。　一、爲本城（塔尾イ）　爲本村。

一、田淵城　金井村。　一、吉田城　安藤信濃守高泰　吉田村。

一、糸山（堀カ）筑紫城　岡村。　一、三星城　中村三郎左衞門。後藤攝津守勝基。　妙見村。

一、小矢田城　小矢田村。

備前大守浮田和泉守（衍文カ）直家は家臣明石飛驒守景親家城を宿として、毛利の一族小早川左衞門佐隆景吉川駿河守元春に*饗膳にあ□□（不明）事を寄て、隆景元春を可ニ討果一隱謀なり。定日は八月三日成るに同二日黃昏に至て、直家か聟作州の明見村三星の城主中村三郎左衞門が陣へ押寄せ一時の間に討果さんとす。中村は無二の毛利方なる故、若隱ニ討兩將一告ることも可レ有レ之かと、疑ふて誅するなり。

三星の城主後藤攝津守勝基は近邊を打從へ、威を作州に震へり。家老は後藤左近・水島久助・下山市左衞門、軍大將には山本權內・同彥右衞門・福田左內以上百騎本丸に籠りけり。西の丸には水島久助・駿河將監・瀧又市郎案內にて、安藤相馬都合其勢八十騎。又難波利助・柳澤太郎兵衞、其勢百三拾騎籠る。其外に後藤河內久元・小坂備前吉詮・浦上將監景行・下山平內正武・奥山源內・福田・靑山・石田・西田・五拾壹人、都合百四騎扣えたり。本丸の北の櫓には、小阪部織部・同惣左衞門・有本・戶坂・梶次五十騎籠りけり。南の櫓には、備前由津里村難波三郎左衞門・岩井伊織・其勢三十騎籠りけり。扨又

軍大將には赤堀・原田・島・江田四人其勢六拾騎にて扣たり。天正七年四月下旬に、延原彈正倉掛山へ押寄たり。東の丸の大將には安藤・相馬・難波・隱田利介・柳澤太郎兵衞、諸寄手の勢を見るに大軍と見えたり。謀略を回らし可ㇾ防と評定して、後藤河內久元・小坂田備前吉詮・下山平內正武・浦上將監景行以上四人、手勢引具して荒木田村深山に籠居る。延原彈正敵後を卷事を夢にも不ㇾ知、不ㇾ移ニ時刻一三海田村へ押寄せ鯨波を揚て進む。四人のものも倉掛の城へ入替り前後より押回し攻ければ、面背敵防ぎ兼て佐瀨村へ引退く。四人のものとも追掛戰しか、彈正が郎等拾七騎打取けり。後藤河內久元と彈正と打給ひ、彈正深手負ひ位田村鳥目山の城へ引退く。後藤久元は彈正を討洩し無念に思ひ、倉掛城へ火をかけぬ。下の(一字不明)燒はらひける。又彈正が家來敗軍の勢を催し、三星の城へ押寄ける。右四人の者とも後より取卷戰しが、彈正か郎等兒島三保之介と云大强の者、敵七八騎討取り大聲發し控し處に、難波利介掛合て、甲の鉢附の板を打落され、太刀を捨て組合、難波を取て押へんとする處を下より刎返し首を取にけり。其勢に三星城より軍兵とも打出火花をちらし戰しが、彈正方の兵不ㇾ叶と思ひ、旗を卷て湯鄉村へ引にけり。大將後藤勝元、久元・吉詮・正武・景行四人の者を被ㇾ召、此度の高名不ㇾ可ニ擧計一、恩賞重て可ニ宛行一と被ニ仰付ける。其後彈正和田四郎內談にて、先位田村鳥貝山に陣を以、名をかへて勝間と號す。寄城にそしたりけり。其時、浮田直家より左京家治に西尾文五郎を相從て爲ニ加勢一被ㇾ遣けり。勝間の城にて、軍兵評定ありける。然るに湯鄉村長光寺の住持を、彈正へ被ㇾ召、貴僧は勝基の家來とは皆以入魂と承る、其中に安藤相馬・柳澤利介同太郎兵衞、右三人の中、何卒壹人味方へ引入候はば、早速城は乘取べし、御思案在て給れと賴ける。長光寺被ㇾ申けるは、出家の身は世の事は少も不ㇾ構事なれども、平に夫程御賴の上は違背申まし。安藤相馬とは別に心易し、密々談し申さんと、直に兩家へ行き右之趣被ㇾ語ければ、安藤相馬立身の事に受乘り、御味方を申さんと堅く約して、長光寺悅び走歸り、彈正に委細を被ㇾ語ければ、其年

*東作誌飯同村の條に、古塚鷲山の麓にあり、星賀藤内の墓あり、家臣鑪矢又七秋山十右衛門、大澤十郎左衛門。大手にて討死し山南麓に墓ありとあり。

大軍引率し、三星の城へ押寄せ、火花を散らし戰ける。軍半ばに安藤相馬は後所々火をかけ裏きりす。前よりは彈正强く攻、難波利介・柳澤太郎兵衛荒木田へ引退くを、敵兵とも追かけ戰しが、柳澤は年積て八拾三歳、難波は生年四十四歳、深手數多負ければ、最早戰は是迄と腹掻切て失にける。大將勝基は郎等二拾七騎召れ落給ひけり。入田中村邊に敵大勢追かけ戰ひ、落延ひて長(中)河内村隱坂と中所にて御自害被ㇾ成、其所に墓あり。

一、大谷城　　下大谷村。

一、入田城　後藤勝基一族　入田村。

一、勝間山城　初鳥貝山城共　位田村。

一、鷲山城　星賀藤内光重　飯岡村。

星賀藤内光重當城の主として要害稠敷固めたり。延原景光無二無三に責め、星賀*か賴み切たる鑪矢又七郎・秋山重右衛門・大澤重左衛門爰を專どゝ相戰ひ、遂に拾七騎討取打死す。大將星賀も討取らる則この丸に墓所あり。

一、下山城(井ノ内イ)　　下山村。

一、上間城　浦上左馬頭行豐　百々村。

一、姥ヶ城　難波九郎左(右イ)衛門　羽仁村。

一、金風呂城(室イ)　浦上左馬頭行豐　行信村。

勝北郡

一、岩黑倉山城　井上一族　田熊村。

一、矢櫃城　岡本新三郎廣義　市場(廣戸市場)村。

一、鎌倉山城　江見兵庫　馬桑村。

一、菩提寺城　小原孫次郎入道　高圓村。

一、名木能仙城　有本右衛門太夫　高圓村。

一、宮山城　植月彦五郎　植月中村。

一、金山城　大谷佐介　植月東村。

一、眞加部城　原與次郎　眞加部村。

一、河内城(西坪イ)　有本遠江守　河内村。

一、大町山城(別所イ)　大町甚右衛門　大町村。

一、中島城　有元菅四郎佐弘　中島村。

一、小房城　有本宗兵衛　久賀村。

*一、美作古城記氏兼を右京大夫とせり。
*二、養子修理夫夫義久とあるは晴久の誤なり。又大藏甚兵衛直治とあるは直清の誤なるべし。
*三、千場一本千波に作る。

一、細尾城　福田助四郎盛昌　宮内村。　一、金剛寺城（山名忠村・上野對馬）　新野西村。
一、烏帽子形城　岡本彈正廣家入道　新野西村。　一、吹山城　岡本次郎廣實　新野西村。

西北條郡

一、神宮神樂尾城。　今村越前守　上田の村。[*一]

建武以來赤松山名が兵燹に居る。天文年中山名左京亮氏兼・同小次郎氏直爰に在り。[*二]尼子修理太夫義久、原田播磨守を遣し是を責落す。毛利尼子を亡して後、家臣大藏甚兵衛直治此城を守る。直治が知音千場[*三]三郎左衛門逆意を抱く事露顯して、密に逃去る。大藏怒て土井四郎を追手として遣す。下田の村追戸（地名）小道に至る。土居大に呼て千場を切臥、則死骸を其地に埋む。今に印墓に木あり。

一、日上城　小瀬勘兵衛　寺和田村。　一、逢坂城　上ノ外形と云ふ。　眞經村。
一、升形城　福田玄蕃勝昌・同助四郎盛昌　藤屋村。

天正七年宇喜多和泉守直家壹萬餘騎を率し、備前岡山を打立て作州高田へ打出、夫より苫北郡升形の城を可ㇾ責とて、先山の尾頭へ打上て陣を取る。城中には吉田肥前守、吉川元春より檢使として森脇市郎右衛門何れも至て剛の者なれば、多勢に不ㇾ屈、僅五百騎靜り還て待かけたり。直家下知して一時に責落さんと呼はりたれば、直家の舍弟七郎兵衛忠家諫て曰、吉田森脇死を一途に思ひ究て、其氣顯然と見え申す程に、易々とは落申まじ。譬へ無理に責るとも、手負死人出來るのみにて、更に利は候まじ。唯先打入給ふなと諫ければ、直家其儀に同じ、高田迄引去りける。城中のものどもは九死を出で一生をのがる。斯くて直家高田に陣を構へ、荒神山の城を修理し、花房助兵衛直次を入置き、舛形と祝山の兩城を陷て、會稽の恥を雪がんと心肝を勞して計略す。

*尼子修理大夫義久とあるは、晴久の誤なるか

西々條郡

一、二の宮城（美和山イ）　立石掃部久朝　二の宮村。　一、構城　蘆高右馬丞（片山杢之丞イ）　院莊村。

一、構城　片上杢之介抱　圓宗寺村。

一、葛下城　片山杢之介／中村大炊介頼宗　山城村。　家臣越井越中守末流同村に居る。

當城は中村大炊介持にして、軍士入置しに、天正十年二月中旬宇喜多より花房助兵衛直次を大將として、數百騎にて押寄せ責けれ共不ㇾ得ㇾ陷。同年備中國高松の城和平の後、大閤秀吉公御下知にて双方和解相調ひ、頼宗は城を明け渡し藝州へ下りけり。葛下城沒落す。

一、眼崎城　浦上左馬頭行豊　下原村。　一、小田城　高山村。

一、小田草城　齋藤玄蕃　馬場村。

*尼子修理太夫義久、家臣平野又右衛門久利を召出し、汝は美作へ立越小田草の城齋藤玄蕃を語らひ、國中の兵を催し後詰して給り候へと云傳ふべし。作州には三浦貞廣一類共味方に志し深し。殊更齋藤當家に志厚くすべき子細有り。彼是味方に與せば市蘆田なとも同意すべきぞ、能々誘て見候へと宣へば、久利畏り申けるは、作州へ相越齋藤を語らひ可ㇾ申事、挾（ミ）ニ泰山（チ）一越（ユル）ニ北海（チ）一も猶難義なる事候べし。近國の武士靡然として元就の威風に隨順す。況や、詰籠（本ノマヽ）鳥納魚水雪を慕ふが如くになりたるを、誰一人とて强きを捨て弱きに與し可ㇾ申。當家普代の諸士だにも、野心をふくむ者候へば、增て他家の輩に於てをや。迚も作州へ立越候とも、齋藤ふたゝび故郷へは歸らせ候まじ、唯御前にて白首取刎候へと再三辭したりけれ共、義久夫も去事なれど、今別に頼み申べき方なければ、先利をまげて作州へ立越よ、齋藤縦へ味方へ不ㇾ與とも、年精々（本ノマヽ）可ㇾ討事は有まじと宣ける。無ㇾ程小田草に著ければ、先城下國にても命を捨んは同じ道にて候と御諚に隨ひ作州へ立越けり。

に宿を取て、郎黨壹人齋藤へ遣し爾々(シカシカ)義言送りければ、齋藤今宵は已に深更に及ぶ。明朝是へ御入候へ萬事對面の上にて申談ずべしと返事す。されば久利、さて〳〵案の通りなり。齋藤隔心なくば卽時に對面すべきに、明朝と約する事、人數を集め我を可ㇾ討支度なり。乘て思ひ設けたれば、今更驚くに非ずとて、夜明け遲しと待居たる。既に夜も明ければ久利起て髮搔撫て居たる處に、齋藤より使を以て唯今御出候得と言遣しける間、平野心得たると主從四人彼の館へ越えける。已に二三の曲輪を過ぎ、本丸の門前へ至り見れば、混男二百計太刀長刀を提け我討取らんと進んだり。久利是を見てあら事がしの御待受や、我爰にて命を限りに戰へば、面々數百人などは一人も不ㇾ殘討取死出三途の道友達と可ㇾ成にて候得ども、しばし愚案を回すに、只今討死仕候へば、久利如何云なして斯く討たれつらんと富田の者共可ㇾ申事の口惜て、暫し待賜へ國元へ爾々の由申遣し、其後自害可ㇾ仕と云ければ、齋藤櫓の上より、承る處尤至極皆候へと下知をなす。久利硯紙を乞ひ有し樣子委細に書記し、郎黨一人本國へ遣しけり。扨我身はいかに、齋藤の目前にて腹十文字に切て、いかに齋藤殿と詞をかけゝれば、齋藤尋常に見え候と譽ける。其時久利最早首討てと云ければ、郎黨頓て水も不ㇾ洩打落す。郎黨とも命を可ㇾ助本國へ歸り候得と言けれ共、二人の者此度は主人に從て古鄕を出しより、二度立歸るべくとは覺え候はず、まして主人の自害を見捨て、爭でか歸り居べきとて指違ひて死たりけり。齋藤主從三人の頭を洗合へ御送りける。久利か郎黨は平野甚三郎、中間は五郎次郎、一説に馬木彌七郎、平野又右衞門に副使として一處に趣き自害すと云ふ。

一、城山(中屋山城イ)　中谷(屋イ)平兵衞。　貞永寺村イ

一、構城　川端清治。　河内村イ

一、西屋城　川端丹後。　西屋村イ

一、二山城　湯野藤右衞門。　養野村イ

一、西浦城　大原主計(助イ)相共。　養野村イ

大庭郡

一、中村城　牧藤右衛門家信　山久世村。（上河内イ）
一、二城　湯藤右衛門大輔。落合刑部大輔。　余野村。
一、土器尾城　牧藤右衛門家信
一、寺畑城　牧兵庫　同勘兵衛　久世村。
一、下村田永城　同人抱　同　村。
一、高仙城　水野爲虎　余野上村。
一、高山城　岩佐勘解由　下河内村。（馬場村イ）

宇喜多直家織田上總介信長に一味せしかば、渠か領國を可ㇾ被ㇾ責とて、天正七年二月上旬、毛利右馬頭大江輝元・吉川駿河守元春・其嫡子治部少輔元長・三男民部大輔經家・小早川左衛門佐隆景四萬余騎を率ゐて、作州へ發向し玉ふ。直家兼て沼本新左衛門景直に下知して、大寺畑・笹葺等の城を取繕ひ、軍士多く入置たりしを、同九日藝州勢小寺畑へ押寄せ、尾崎より仕寄を付て攻けるに、朝枝治郎を先として、無㆓比類㆒働き討死す。今田玄蕃是も同く先を爭ひ力戰しけり。是も深手おひけり。されども寄手代りの仕寄を付て攻働く程に、同十二日城中こらへ兼て降人になり、大寺畑へ入にけり。藝州勢十六日大寺畑取圍けるに、當城には直家聟江原兵庫介親次、幷に羽柴秀吉の加勢とも籠りける。寄手尾崎よりは、毛利家の旗下幷小早川の勢、川の方は吉川勢仕寄を付て攻けるを見て、砥石山の城は不㆓取卷㆒先にとや思けん城を明て逃去けるを、吉川勢早く聞付て追かけ、數十人討取ける。かかりける處に、大寺畑城中に叛逆人在て、高田城に有ける楢崎彈正少弼元兼許へ、御勢を切岸迄被ㇾ寄候はば、其時城中に火をかけ申べし。煙空中に迯るを相圖に乘入候へと言送りける間、楢崎即承諾して約束の日を待處に、定日になりしかば寅の下刻に到て、城中の小屋に火をかけたり。楢崎一番に切岸に着たりけるに、是を見て吉川勢取ものも取あへず續き押寄たり。富山半左衛門は直家より使者として來り有合けるが、味方を諫め散々爲ㇾ射ける。されども寄手は頻りに攻上らんとす。城

中には出火出來不レ叶とや思けん、皆々落去らんと門外へ出たりけるを、富山が制する故立歸るものも多かりける。其中に三十人許一ッに成て城中へ入ける者ども、吉川勢の切岸へ上りけるを味方とや思ひけん。長刀持たる兵切岸を顧て手を揚て招ければ、吉川勢は又、味方先達て城中へ乘入けると思ふ間、近く責寄たり。城中より是を見て、矢先を揃て散々に射けれども、初の程はきり深く降て、敵の有所分らざりけり。夜明方に至り朝嵐吹拂ければ、寄手の切岸に有を見て、得たりと鐵砲を揃へ射立ける。吉川勢に松岡安右衛門・境外記・兒玉市之介・同朋の少阿彌等一所に有けるが、如何に市之介、味方には鐵砲一挺もなく、唯まとになりて討るゝ許なり。鐵砲の者呼寄て[ ]挾間討取やと云處を、敵ねらひすまして射たりける間、少阿彌唯一矢に死たりける。松岡安右衛門・楢崎元兼も手負ければ、當城乘取る事を不レ得して退けり。其後、仕寄間近く寄ける程に、江原城を明て篠葺の城に荅みけり。城には市三郎兵衛・蘆田太郎・玉串與十郎以上三十人許にて籠りけるを、頓て取籠めんと仕たまへば、名城を明渡し備前をさして逃上りけり。

一、多田山城　　沼本新右衛門景直　　多田村。（久世イ）

沼本新右衛門景直は、浦上遠江守宗景の家臣にて、多田山の城主なり。生資智謀深く勝れたる勇士なり。宇喜多和泉守直家が思へらく、枝枯る時は其根たふる。景直を亡さば宗景が一臂を斷つが如くにして、遂（本ノマヽ）に泯滅の端と可レ成と、工夫をして景直に逆心有る由を中間を以て言傳ふ。されば國家の亡滅か在亡人を、宗景の家系斷絶すべき前表とや、此由を聞しや否や、讒言虛浮を不レ正大に怒る。故に景直せん方なく國を去て九州に流離し、夫より四國に寄寓の縁を求む。直家は彼の才智勇猛を豫て知りつ、頓て招き寄て交を堅くし、播州野中の城をぞ預ける。

一、篠葺城。江原兵庫親次入道久淸三崎河原。

親次は宇喜多直家の聟なり。智謀勇烈の士にて、家老には粂田六郎左衛門・牧左馬介・同源藏・福

田玄蕃・桶山新介、何れも主人に劣らぬ勇士なり。

一、逆巻城　牧藤左衛門　赤野村。　一、湯本城　牧源内　湯本村。

一、湯山城　浮田平右衛門盛重　湯本村。

浮田直家作州を領せんと思ひ、同國英田郡江見の城主後藤美作守高光、至て剛にしてたやすく難レ討思ひければ、姉を以て彼に嫁し毒殺しける間、作州諸士多く味方に降りける。依レ之上山の城には延原彈正景光を置、荒神山の城には花房助兵衛直次、湯の山の城には浮田平右衛門盛重、此外長船明石・國富・畑なとに所々城を與へて守らせける故、威光日々に盛んなり。

眞島郡

一、高屋城　市又次郎　高屋村。

城山南向、南方高サ三百九拾間、北高サ三百三十間、本丸東西十三間南へ九間、二ノ丸東西へ十七間南北へ八間、三の丸東西へ三十間南北へ八間、太鼓櫓ノ段東西へ四十間南北へ四間。

市又次郎は（浦末宗四郎イ）秀家流罪の後、浪人にて其終所を知らず。

一、上山城　由井宗次郎　上山村。　一、高田山城　三浦駿河守元兼　高田村。

高田城には先年佐伯七郎次郎辰重・熊野彌次郎入道・津川土佐守・并杉原播磨守盛重か家人共を加へ籠り居たりしに、彼國の住人三浦の一族其外牧・玉串・芦田等押寄て、一日の間に攻落し、津川土佐守・擅上與太郎・山名權平を始め數十人討取けり。仍て毛利陸奥守元就大に怒り、杉原盛重に急き責取べき由を下知せられける間、盛重か手勢に牛尾太郎左衛門・三澤三郎左衛門爲清・三部屋彈正左衛門久佐等相加へて押寄たり。城中密に防き戰ふとは雖、寄手方へ内通の者有て、或夜手引して諸手一同に攻たる故、二度城を取返す。扨此度は牛尾太郎左衛門を大將として、足立重兵衛國衡隱岐

守に熊野佐伯を籠置しに、此度尼子助四郎勝久、本國歸入するに依て、近國のもの共大に力を得て名本領を切入らんとするに依て、作州諸々動亂して、三浦の一族共重て高田の城を取返さんと、度々押寄責動を、城中密々防と雖も、勢微なれば遂に保得事あたはずと思ひ、大將壹人被ニ差越一候へと訴ける。去に依て、去年七月廿二日香川左衞門尉光景美作守に任し、嫡子少輔五郎廣景を左衞門尉に任し、長左衞太夫を檢使として差添へ、其勢五百余騎をぞ高田の城へ取籠りける。去程に三浦・盧田・市・玉串等の者共、重て高田の城を可レ責とて、浮田和泉守直家に加勢を乞ければ、長船紀伊守・同信濃守・同剛介・沼本新左衞門等に、四千余騎を相添て作州へ遣しける。盧田五郎太郎其身は幼稚なるに依て、叔父同名民部太夫に、五百余騎添て差出ければ、牧勘兵衞・玉串監物等一手に成て備前の勢を後に立、各先陣に近きつゝ、兩三度小高へ遣て押寄たりけれ共、足輕迫合のみにて柵の一重も不レ得レ破。然るに當地二ノ丸に熊野彌次郎入道を先として、雲州の者とも多かりけるに、皆勝久に與力して、同十二年七月下旬に、兵粮藏に火をかけ、敵の陣へぞかゝりける。依レ之、城中以の外難義したる處に、香川光景が次男兵部少輔春繼九州立花陣ゟ馳上り、直に藝州に入て、八木弁、二保島に殘り居ける家ノ子郎等を催し、百八十騎引具して九月十日高田へ赴、附城の前を白晝に通けるを、篠葺の城より是を見て、扨も小勢にて此數ヶ所の附城の前を通こそ不敵なれ、アレ討取らずば寄手の名折れなるべしとて、三百四五十人討て出けるを、春繼二三度追ひ卷りつして、忽追着き十四五討取り、何にも勝れたる土產なるべきとて、高田の城へ入ければ、城中寔に一騎當千の勇士を得て、洞魚遭レ水百穀迎レ雨歡をなす。然るに城中佐伯七郎次郎辰重と云もの有、其身力量群に越え、智謀も衆に抽たるものなり。先年富田籠城の頃山中鹿之介幸盛好て妹聟に取ける故に、香川光景何樣佐伯が鹿之介に志を通せざる事はあらじと思ひければ、彼が草履取に辰若とて十二三なるを近附け、酒呑せ餅喰せなとしてすかし、扨ナニ辰若よ、汝か主の佐伯に此程折々使の來るは、何方よりの音信

にやあると問けるに、童心の悲しさは、さん候何方より使あるとも存候はず乍ㇾ去誰とはしらず三の郭の掛出しの雪隱の下より通ずるもの候と云ふ。光景是を聞て扨こそ隱謀の企あると思ひ、宗像三郎左衛門・江戸三郎左衛門等に下知して、彼通路に伏兵を置き守らせたるに、或夜子の刻許なるに斯とも不ㇾ知敵壹人、忍やかに來りけるを取て押へ搦取、持たる文を奪取て見れば、芦田五郎太夫が文なり。依て佐伯が逆意を察し、可ニ討果一に僉議一決しけり。大剛の者なれば難ㇾ誅、先櫓の普請して、彼を奉行に定め、用心をするや否見計せ、其容體に依て兎も角も可ㇾ討とて、三宅源四郎・杉原佐介兩人に討手を下知しける。佐伯甚用心して少も緩體なければ、討手のもの透間を伺不ㇾ得して時刻移りけり。春繼は佐伯と相共に、其所に垣付よ、彼所に矢間を開よなど下知して有けるが、佐伯少し緩むかと思ふ處を、眉の間を續ケ樣に二刀切る。さしもの佐伯も周章けるにや、太刀をも不ㇾ拔櫓より閃り飛ければ、春繼も續て飛下り、佐伯眩みけるにや下り付處に倒けるが、寢ながら腰の刀を拔んとする處を、春繼其腕を切落しける間、遂に其所に死ける。三宅源四郎・杉原等も續て飛下り一太刀宛討ければ、早川市右衛門も番の余所に居たるが、つと走り來り是も一太刀切付たり。去程に如何なるもの告たりけん、敵方には是を聞て是程の謀計いたづらに成ぬといかり、さらば高田表へ一働して、春繼手並を試よと、永祿十二年十月五日、玉串監物・牧勘兵衛壹千余騎にて、高田の山下を放火し、敵出合へやと待かけたり。城中より是を見て牛尾太郎左衛門・是立十兵衛大門濶と開や、雷の如く喚て翔出散々に戰ひ、手本に能き敵六人討取けり。城中にも香川が郎等に大ノ美修理介・材間源左門・香川惣左衛門等槍下に於て、無ニ比類一討死す。敵猶も勇て押返し攻入らんとする所を香川左衛門尉廣景・同兵部大輔春繼・入江總兵衛・遠藤左京介等討て出、一戰に追立ければ、敵は前後一ツに成引退く處を、香川郎等三宅源四郎跡をしたふて追懸け、芦田が童德阿彌取て返しけるに渡合ひ、忽切伏首を取ける。扨三浦芦田等僉議して曰、香川兵部大輔春繼は文武を兼、常に其勇に誇

て我鎗先には鬼神も敵なしと自賛すると聞、如何様にも一日當地へ上り候時、小勢にて白晝に味方の大軍の前を通り、雑茸の者とも追立ける有様、又佐伯を自誅し、殊に今日の合戰座作進退を見るに、聞しに十倍せり。され共齢未だ三十不レ定（足カ）、血氣盛に勇に誇のみにて、戰を愼む心少く有べき道なれば、欺くに可レ易、唱（ホンノマヽ）哉。明日伏兵を置き、先小勢を以て餌兵として呼引出し、城中より追來るを態と思ふ圖に引付、中に取圍て討取れば、兵部は必定壹番に可レ討出一間、討取ん事かまどの上の塵を掃はんより可レ易、當城を陥ん事全ふするは、兵部討に有と、衆口同儀に決定して、同六日備前勢三千餘人を久世村三ヶ所に伏兵を作り、山の高み／＼に相圖をし、旗を伏せ置き、玉串監物照則・牧勘兵衞清冬兩勢は敵を呼引く餌兵と定たり。是をば不レ知城中には寄手今日にも可レ押寄一間、伏兵を置て打取れとて、牛尾太郎左衞門・足立十兵衞・早川市右衞門・香川が郎等門田孫四郎・香川右衞門太輔・同石見守・芥川・江戸・材間以上五百騎三ヶ所に伏置て敵遲しと待掛たり。斯て玉串監物は百余人牧勘兵衞五百余人に督て、二陣に別々打出んとする時、何としてか知たりけん、敵に伏兵有と聞て、伏兵の眞中へ切かけて壹人も不レ殘可レ討取一、扨戰利有は直に城へ可レ入間、後陣の備前勢も、續て取候得、若又勝利なく敵追來らば、相圖の旗を守り大鼓を聞て伏兵を起し、悉く討取候へと約束す。扨玉串・牧・鐵砲を揃へ伏兵の眞中へ射越、拔連て蒐ける間、牛尾・足立等按に相違して覺ければ、伏兵を起し合散々に戰と雖も、小勢を以て大勢の敵に不意を討れける故、何かは叶べき忽討負て引退く是を見て城中より我も／＼と下り合ければ、玉串・牧豫ての謀に任て態と引て行を、眞に引と心得て我討取と下知し、勝誇つたる勢なれば耳にも不レ聞入一、不覺に阪一ツ越ける處に、長船・沼本・齊藤以下三千余の者とも相圖の旗を見、兵鼓を聞て鬨を噇と作て起り立ける。高田勢一合もせず引返し敵亡す事頻なれば、牛尾・足立度々取て返し防けれども、所は廣し敵は多勢なり纔の勢にて防ぎ得ん事難く、次第／＼に引て行く。香川右衞門太夫勝雄は、味方一人も不レ殘と思ひければ、數ヶ度返合し

て戰けるが、我一人討死して多勢の味方を可ν助ぞ、足早に引や者共と下知して、唯一人踏止り、多勢を左右に引受、或は甲の鉢を破り、或は橫切胴切袈裟掛に切て落し、當るを幸に討ける程に、前後十二三間は手負死人人塚を築て纍々たり。されども、其身鐵石に非されば、狙の如く疵を蒙り、討死したりければ、首を取んと敵十五六人程奪合ける處を、勝雄が小者又五郎と云者、我主を討れ何の爲に命可ν惜や、唯一人取て返し、彼十五人の敵共を手に任せて切たりける。首奪ひける折なれば暫しが程は渡合ぬる者もなかりける間、手の下に八人切臥せ其身も段々に成て死ける。志は盡したれ共、人の力者と成程の者なれば、持處の鈍刀にて八人の內二人は脈切れて死したれとも、殘る六人の者ともは淺手故命生きたりとかや。川田彌四郎繼久・錢櫃佐介も勝雄が討れたるを見て取て返し數人に手負せて討死す。其外の者ともは殘り少しと討れければ、已に此城付入に乘取べくと見えければ、味方を助けんと香川美作守景光門を開て討て出ければ、嫡子左衞門尉廣景山八分迄下しける。二男兵部輔春繼・宗像三郎左衞門・原田又右衞門・芥川七郎・材間新右衞門・塚脇十太夫・江戶三郎五郎以下二十四人を引具し、鄕中迄下し合ふて備前勢の先陣に懸合たるは、寔に項羽の二十八騎が、漢の數千騎に當りし勇も如ν此あらんと人々申あへり。敵は小勢なりと見侮て、中に包んで討んとするに、二十騎の者共は、關羽・張飛が大勇を我物としければ、必死と成て一生を不ν顧、爰に請け、彼所に開き、鬨をかけ力を戮せ、縱橫無盡に翔り立、忽敵の一陣を追崩し、一所退て見れば、在し廿人大半討れ、或は手負、殘り少く成にけり。暫く息を繼て、麓なる柵の中に入にける。敵の後陣より入代りて押來り、柵を廿間計引破りしを見て、春繼鎗を打振て一番に取て返し、主從僅六人の勢に比するに、九牛の一毛大海の一粒なりけれど、何れも大剛强の者なれば春繼を輔て喚て蒐る。敵剩强く被ν蒐て、中を開きて通けるを、得たりと馳合て蜘蛛手十文字掛廻り、左右に繫ぎ前後に當れば、さしもの備前勢人馬の足を立兼て、蛛蜘の子を散すが如く不ν殘颯と入ける。春繼は又兵を四騎取ら

れて、宗像三郎左衛門と主從二人に討なされ、春繼とても、討死可レ致氣色にて、あれなるは玉串が勢の馬印なれば、彼を待受てより討死すべけれとて、迫多側に薄〔叢〕一村枯立たる有り、此隱に休んで可レ有、我君討れば、骸は土に埋むとも枯野の薄かたみともなれとて、心細くも主從二人村薄〔叢〕の霜拂ひ、居敷に槍を横たへ居たるは、狩場に殘る片鶉、列卒の待レ命に不レ異。斯て、髙田川の方へは、牧勘兵衛千計にて敵を追行き、此方の口へは、玉串監物八百騎にて城を付入乘取んと、小具足計指堅め、壹丈許の槍引提げ、味方に五六段先立て、岩の廻り田の畔を閃りと飛上り、唯一息にと進たり。頓て押續て、郎等等從來り、其後には混冑、八百許眞黑に成て續たり。玉串既に程近になれは、薄押分けつと出て近きたる見て、玉串誰ぞと問へば、香川兵部大輔春繼と名乘合ひ、無ずと渡り合て暫く戰ふとみえしが、春繼は敵後陣に續なば惡かりなんとや、相突に成てはなれんと思ひ定め□丁と衝ければ、昭則運や盡けん、草摺をかけて細腰後ろへ衝通され、今迄さしも鬼神と勇をなせし玉串も、小膝を折て倒ける處を、春繼押へて首を掻切たり。後に從來りたる兵一人をば、宗像三郎右衛門突伏たり。今一人は猿渡壹岐守先刻合戰に無レ比類レ働して引けるが、さるにても主の春繼の行衞無レ心元レ思ひ、爰彼所と尋る處に、新左衛門と云者踵て切られ伏居けるが、いかにも壹岐守殿はあれにて槍を取合名乘聲玉串と串候と云けるを、聞や否や得たりと走行き、彼壹人の敵と渡合討勝首を取る。扨主從三人槍引提て待ける處に、玉串が後陣の大勢馳來けり。三人の威勢にや恐れけん、又主人を討せて氣おくれ力落されけん、誰渡合んとする者もなし。數人立寄玉串が死骸に取付、蟻の物引樣に次第〳〵に引取ければ春繼等も不レ戰に、向ふの尾崎には香川佐渡守・同石見守返合、牧と戰ひ二人ながら敵を突伏、兵部殿御覽と言葉をかけたり。此日の陣も玉串討れて一陣破れたるを見て、香川後陣へ返さば大事成らん迚、前後一ッに成て引にけり。先陣の崩たる事なれば長船・沼本も打れて、扨名君〔ホンノママ〕二陣の備前勢追返して來るかと思ふ處に、土俵空穗付たる武者一人出來り、すはや敵の足輕をとみれば、

さはなくて早川市右衛門にてありける。敵は早悉く打入て、すあノ山の一方迄、後をしたひ見濟て歸り來り候と云へば、諸勢安堵の思ひをなしけるなり。斯て寄手の者共、重て高田城へ寄なりとは擬しけれ共、此戰に一鹽付られて不ㇾ得を、殊に田次郎大藏は城中に在て、子供は敵に有ければ、寄手も敵も若父子心を通ずるかと、互に心を置合て、何れも戰を愼みける處に、藤屋村升形の城に有ければ、牛尾豐前守近邊の國どもと牒し合、近日後詰せんと議しける間、三浦叶はしとや思ひけん、或夜忍て陣をはらひけり。其後、光景父子は牛尾と心を合せ國中に打出、三浦を初悉打從へ、近國平均に歸服せり。彼香川が玉串を突し所をば、無双の槍場なれば、一町四方の內は黍稗を植る事もせず、茫々と荒し捨て、槍場と號し、今に至り其跡殘りけるとなり。

天正年中備中松山の城主庄備中守爲資卒て、其子備中守高資父が家督を相續す。高資母は美作國高田の城主三浦元兼が娘なり。然に元兼老臣三浦藏人己が威に誇り、主人元兼を蔑にせしかば、元兼是を憤り藏人を方便り討んとせし處に、藏人是を風と聞き大に怒りて天文十二年舍弟化生寺般若坊と云大强の惡僧とともに、高田城二の丸に引籠れば、元兼の一族を始、楯籠るもの多かりけり。元兼怒りて士卒を從へ、二の丸を責と雖ども、敵は本死を期したれは能く防ぎ守る程に、容易に落べしとも見えざりけり。元兼今はすべき樣なし、外孫備中松山庄高資が許へ使を馳せ、長臣藏人逆心を企、高田城の二の丸に引籠候。元來渠は大剛强の者といふ、舍弟の般若坊は隱なき大强力の惡僧なるに、當手の郞等どもも多くは渠に一味仕候。去に依て味方勢少く、元兼又老衰して誅罰を加る事難儀に及候。貴殿の一族植木下總守秀長は、武功の譽有るなれば貴殿より賴み被ㇾ遣、藏人を誅罰有て可ㇾ給とぞ言送りける。備中守高資は如何あらんと思ければ、案じ煩ける處に、下總守秀長此事を傳へ聞き松山へ來り、ケ樣に風聞候が寔にて候か、左もあらば秀長打向ひ打亡し候はんと言ふ。高資曰美作にて雙なき大剛者か、死設して楯籠たれば、勝劣如何と存じ思慮不ㇾ決候と言ふ。秀長聞て左あり

とて、御邊の祖父の賴給ふを聞て捨置には成難く、明五日は其地へ參著仕らん。急に返事し給へとて己が居城兼田へ歸り、士卒を催し作州高田城へぞ向ひける。爰に秀長舍弟三尾寺宿然法師とて、世に隱なき大力の惡僧あり。好む所の大長刀を持て秀長に從ひ高田へ越さんとす。秀長續て是を制しければ、先達て高田へ馳越し秀長を待てける。去程に植木下總守高田表へ着、一揉に攻落さんと思ひ二の丸に押寄ける。三浦藏人櫓に驅上り寄手の勢を見渡して扇を揚て招ければ、植木が郞等岸十郎馬を城近く馳寄れは、藏人大音揚て唯今是へ向ひ玉ふは誰人ぞ、旗の紋は中黑に橘を附られたれば、必定備中の植木殿と覺たり。某願ふ所の相手にて候。互に多の士卒を討せ罪を作て何にかせん、植木殿被ㇾ出て一騎合の勝負して、運を瞬目の中に定候はんと。十郎馳歸り此由を言へは、秀長聞て□汝等は壹人も出づべからず、控て我武勇を見物せよ、必ず矢を射べからずと、閑々として乘出せば、舍弟の宿然法師白糸絨の鎧に烏帽子形の冑を著し、大長刀を引側め相從ふ。藏人門を開きゆるぎ出せば、是も舍弟の般若坊脇に添て打出る。其時植木馬より下り、互に詞をかはし火花を散し相戰ふ。味方も敵も拳を握り汗を流して汗唾はいて見物す。遂に植木戰ひ勝ち藏人を取ば、宿然も般若坊を突伏せる。然れ共二人とも態と首を取ず靜々と退ける。是を見て二の丸の軍勢とも十方へ落行を、追懸〳〵討取ける。三浦元兼大に感じ、下總守が手を取て本城に入れ饗應して歸しける。夫より福島右近兵衞長臣とす。笹葺の城主江原兵庫介親次も、剛强の譽ありけるが、此度の秀長が武勇を傳聞き大に感じ、今よりは無二の交をなすべしと約しけり。

一、日澤（月イ）の城　小右衞門直利　中村。
一、十六城　　下方村。
一、栗原城　栗原惣兵衞　栗原村。
一、關山城　小瀨右京進廣勝　關　村。
一、シヽ（志見イ）山城　井原左衞門　垂水村。
一、槇山城　鈴木孫右衞門　鹿田村。
一、佐引城　　佐引村。
一、本山城　源修理太夫秋行　月田本村。

右城山高さ表裏百間計、東北に向ふ。本丸東西六間南北へ十三間、二の丸東西六間南北へ四間、三の丸東西二間南北へ二十四間、四の丸東西六間南北へ三十七間。當村に正八幡宮の祉有り、右城主秋行を討申者に有レ之とは承候へども、其人曾て相知不レ申。

一手谷城　牧左衛門家臣 池田新兵衛、　手谷村。

右城山高さ二間許、西向ひ、但辰巳の方山續申候。東西南北四十間宛。櫓丸、二つの內、一ヶ所東にあり、長さ七間横五間、一ヶ所西にあり、長さ十二間横八間。かんへい丸、東西六間南北十一間。馬乘馬場、東西へ五十間、南北へ六間、但本丸より北西にあり。右城山丸表に明神の祉あり。

一、三堂阪城　沼田太郎左衛門　三堂阪村。

右城山高六十間、本丸東西二十間南北二十二間、櫓丸二つの內、一ヶ所東西八間南北四間、壹ヶ所東西十二間南北十四間、但本丸より北に當る。右古場本丸と櫓丸の境に、今八幡宮の祉あり。

一、横塚城　神代村。　一、飯山城　安藝重盛　藤森村。

一、岩井城　岩井村。

久米北條郡

一、搆ノ城　河原四郎兵衛　神代村。　一、岩屋城　中村五郎祐直 大河原大和守　中北上村。

赤松上野介政村は浦上宗景に一味せし岩屋の城主中村五郎可レ討とて、永正六年赤松家の一族たる播州姬路の城主小寺加賀守則職子孫をぞ被レ差遣。此勢作州岩屋城へ押寄て責働く事雷霆の如く、されども城主中村五郎武勇に長し其上香川助次郎・芳根入道閑月・岩淵吉次郎杯と云武功の者ども楯籠りければ、敵の多勢事ともせず近々と引受て大石木を投かけ、敵の色めく處へ出懸くる。幾度も如レ是しければ、寄手も案に相違して、□此城侮にくしとて合戰を止め、遠卷して日を送りけり。此

*備中松山に衣笠長門守の居城したりとは他書に見る所なし

分に日數を經る中に、備前浦上後詰せば、味方勝利を可レ失とて、播州へ馳二飛脚一、急ぎ御出馬候て、中村五郎を御退治候へと、頻りに注進したりけり。然れども政村當國は心易し迚、備中へ發向し、松山城主衣笠長門守村氏と晝夜の合戰不レ怠。扨小寺則職は、中村五郎と戰陣し、息をも不レ繼攻戰ふ。寄手の勢も只大將の後詰を相待居たりける。爰に寄手の勢の內に、野澤主計と云者熟々思案して、當時浦上が武威盛なれば、赤松家は遂に斷絕に可レ及。此上は城中へ內通して身の後榮を計らんと、忍やかに城中へ矢文を射入しかば、城主中村五郎是天の與る所なりと大に歡び、同十月六日城を掃ひて突出、寄手の陣に押寄る。城兵等か突出たるは寄手を思ひ侮ると覺えたり。近々と僞寄せ手𩙿く責城へ付入に乘取んと、敵を間近く引受矢の一つをも不レ射出一をめき叫んで相戰ふ。敵味方直に勇を震ひ、鶴翼に連り魚鱗に進み、陰に開き陽に閉ぢ、千雷萬鼓して大山も是が爲に崩れ、洪河も忽裂ぬべし。斯在處に野澤主計介が軍兵ども、時分はよしといふ儘に、後陣に討てかゝり、壹人も洩さず討取んと、息をも不レ繼責立る。寄手勢案に相違して、野澤か逆心を不レ知敵の謀計に落たる口惜さよと、後の敵を防んとすれば、前なる城兵とも一揉に切崩さんと切立て攻蒐る。前後に備を分て敵に相當らんと悶る故に、諸勢一同に崩れ立て、主を討せ親を捨て我先に逃んとするを、短兵急に進んで責付れば、紅血滂々として波を揚げ、死骸は壘々として山をなす、あはれなる事ともなり。小寺加賀守則職は今は、遁れぬ處なりと思ひければ、多勢の敵に相當り、七顚八手を碎き、父子三人自害して同じ枕に伏にけり。是を見て死を一場に契りし者皆討死し、其餘の者どもは我先にと逃行ける。扨又赤松上野介政村は、衣笠長門守が居城を攻落し、今は心易しとて作州へ發向し、小寺に力を添て岩屋の城を攻拔んと軍勢を率し、小鹽を打立白旗の城迄出張しけるに、早小寺父子討負て自害せし由聞えければ、政村大に驚て力を落し、小鹽へぞ引かれけり。

天正年中、北上村岩屋城主大河原大和守は無二の毛利方なり。家老には加藤伊豫守・芦田備後守秀賴居す。然るに備後守は子細有て大和守を饗應に招き侍して弑殺す。加藤伊豫守は其頃病氣甚敷くして主の敵討べき樣なく、故に無念の事に思ひ、岩屋本□□にて腹十文字に切て失にけり。此由を聞て備前の國主浮田直家より、天正九年三月下旬、長船紀伊守・戸川肥後守富安・久米南條郡原田稻荷山の城主原田三河守定佐を監吏（本ノマヽ）として作州に遣し、不意に岩屋城へ押寄一日の內に城を乘取り、備後守も戰死して、岩屋城には直家の伯母聟濱田淡路入置ける。爰に同國苫西郡山城村葛下の城主には毛利家より中村賴宗を大將として、與力の士には同郡養野村西浦城主大原主計相共に、幷、加藤兵部少輔・三谷五郎左衞門與吉・同新太郎元孝・賴宗の家臣櫻井越中守を大將として、大藏甚兵衞直治を始、林原金屋幷に中村が家僕勘兵衞合て二百騎を差向たり。此山搦手は蜀の九折山阪にも過て嶮難の所なれば、多勢にては叶ふまじとて上は四十歲下は二十五歲を限り、立石武一郎・武本又三郎・西尾與五郎・大林久助治綱・原田藤一郎・片山左馬介秀胤等に大原・加藤を兩將として都合選兵三十二人を被差向、此者共峨々たる山岳の岩根つたひ葛藟を攀ぢ、漸々として山の半腹を過て、少し平なる一段高き所に取上り、一息ついて見上けたれば、猶山頂は白雪綠靄之間に聳えて、白日に天へ昇るが如し。されども血氣さかんの若者、少しも緩怠の心なく、遂に掛出しの雪隱の下まで馳付、夫より忍て塀を越、屋上に上り處々に火をかけ、鬨を噇と作りたりければ、城中大に周章し、逆茂木を引破りて入ければ、搦手三十二人の者共、爰彼處に働ける程に、濱田淡路も討死し、諸人我先にと落去ける故に、當城には賴宗より軍士を入置ける。夫より苫北郡香々美藤屋村升形の城、幷に上橫野村年本の城、此兩城抱へに福田勘四郎盛昌を籠置ける。

一、平福寺城　毛利左近　里公文村。　一、圓宗寺城　里公文村。

一、中山手城　江原一族　中山手里村。　一、高陣城　尼子一族　中塀和村。

一、一瀬城　竹内中務大夫　中塀和村。

一、高出城　竹内友長　境　村。

一、鶴田城　塀和八郎　和田村。

一、鬼山城　下打穴村。

一、鳥越城　古川（吉イ）一族　上打穴村。

一、高山城　竹内源十郎　和田南村（角石畝イ）。

一、天神山城　吉川藏人廣家　下打穴村。

一、高山城　江原兵庫　油木村。

久米南條郡

一、神原山城　小桁村。

一、荒神山城　花房助兵衛直次　荒神山村（稲村イ）。

花房直次は本城備前赤坂郡山口村なり。天正七年己卯年迄作州大半毛利屬ニ麾下一、浮田八郎秀家も爲ニ其手當一荒神山城を築き、家臣花房助兵衛直次に知行八千石與へ、勢士與力同心被官、幷に雜兵六百許を籠置けり。又毛利家よりは田の村神樂尾城に、千場土佐守を大將として、大藏・三浦・宮川等を花房と張合に被（爲カ）レ對ける。其頃花房は近國に沙汰せし程の軍者なり。其上歌道にも心を寄ける。或時、時雨降て直次發句、いつもあれとことさら山の初時雨。花房夜盜の者を久しく抱置、津山戸川の市場に物買させ置、諸方へ賣ひに遣せしに、或時千場人數を集め、荒神山へ夜掛の用意頻なり。然に如何して顯れけん、此商人この[illegible]を早速直次へ告知らせければ、直次歡び、心易く思ひ候へと言けり。夫より手分して六百の勢三手に分け、四百の勢を向ふの山の籔がけに隱置き、殘人數は城中を堅固にして寄來る敵を待居たる。古語に曰く、將の謀洩る時は軍無レ利。右の手配をは夢にも不レ知、亥刻許に千場土佐守は神樂尾を打立て、夜半に荒神山の城を取圍み、凱歌を相圖に一度に城を乘取んとするに、藪の中より伏勢起て同鯨波をぞ揚にける。流石の千場も大に仰天して、爰彼所と人數を求る内、早旗本弱兵者から崩れて、右往左往に敗北す。花房馬上に旗を取て士卒をすゝめ、此勢ひに直に付入して神樂尾を乘取れと、伏兵得たり賢しと迯行く敵に追付、打首分取不レ知レ數。千場は荒神山よ

り田の村越に落行しが、馬を放れ爰なる小畑に下り敷、一息繼て居たる所を、草木と云者槍にて突伏せ首を取る。今に至て其場を千場畑と云ふ。爰に毛利家臣升形の城主福田玄蕃勝昌は、兼て其夜討を聞傳し故無二心元一足手五調（キソマヽ）成兵貳百餘騎引率し、千場か後詰として荒神山に馳出し、千場が勢の敗軍を見て追還し、敵を東西へ追拂ひ、早速神樂尾城へ悉く人數を籠、堅固に相抱、翌日東北條郡吉見・岩屋・八郎等の一族迄追々馳集る處へ、毛利家より岩岐兵庫と申者に三百騎の勢を被二差越一けり。此合戰の次第は福田勝昌・助四郎盛昌の家子に長久與兵衛と申者、慶安年中迄高倉村に住居し、長壽にして毎々趣を語りしなり。

一、丸山城　福田村。

一、皿山城　入谷河内守長昌　花房五郎左衛門

天正年中延原彈正少弼景光、浮田直家の命を蒙て、作州所々の城を責落し、皿山城へも押寄せ、稠敷責かくる。城主花房五郎左衛門防戰不レ叶、遂に和睦を乞故に、彈正承諾して無事相整ひ。夫より彈正は備州をさして歸陣し、後本庄矢田へ引籠暮しけるが無レ程病死す。即矢田村の邊に塚あり。印に森木有るなり。

一、嵯峨山城　錦織右馬允利政　中嶋村。

一、神南（雨鍋イ）山城　井口村。

一、大谷城　原田村。

一、稻荷山城　原田三河守定佐　原田村。

一、新庄山城　赤松兵部少輔　原田村。

一、奥谷城　南庄村。

一、立畑城　上二ヶ村。

一、大上城　下二ヶ村。

一、草木城　赤松孫次郎　渡上總介義村　下二ヶ村。

赤松伊豆守政則子なし。七條藏人元久か子を養子とす。上總介義村是なり。義村草木の城に在て足利將軍義澄公の御味方に參り、少々軍功を致す處に、家臣浦上掃部介則宗執權の職たりしが、義村病氣故、則宗計ひとして七歳の男子を家督と定め、義村をは隱居せしめ萬事は則宗後見たり。則宗

死去の後、息揚部介村宗同執權たり。義村は剃髮して爲常法印と號す。村宗義村を播州室津へ押籠め置しが、後の災を怖れ大永七年九月十七日、村宗より菅野・花房・岩井三人を室津へ遣し、是を弑殺す。夫より作州大半を奪へり。

一、蓮花寺城　難波十郎左衛門　下二ケ村。

一、龍王山城　岸備前守　(下籾イ)傘間村。

一、(篠イ)マキ山城　(下神目イ)川口村。

一、安盛城　上神目村。

一、轟山城　大戸村。

一、小松城　沼本新右衛門　下二ケ村。

一、伊勢畑城　赤松上總介　(下神目イ)川口村。

一、下風城　(下神目イ)川口村。

一、山上城　山上村。

美作國古城合百五拾四ケ城

右の內朱丸有*之城は、正保二年乙酉歲、從公儀御改之節、井上筑後守政治へ上り候帳面之寫百五十四ケ城也(の內カ)。此外に津山御城を以て百五十五ケ城なり。

于時延享元年八月吉祥日新寫

延寶六年の夏、筑前より閑心と云座頭來り語る樣は、一條院の御宇には美作國高六萬石、頭貳拾壹人にして被取由、西北條郡田村末社兩村の境神樂尾城主曾孫賴村末々十三代、後に村上天皇より德守宰相を勅使として、御闔仕候樣と御賴被遣居處、鶴戶川にて急病にて卒去す。崇て德守大明神と號すと濤卷記に有りと語る。元和三丁巳年九月二十六日、征夷大將軍秀忠公御朱印には拾八萬六千石餘の國。

美作國祝山の城には城主熊谷伊豆守信直・四男三頭兵部少輔、並に鹽屋豐後守・其子佐介・同松之介等を被籠けるに、二ノ丸に有ける猪股平六反心を抱けるに依て、此城こらへがかく見えたりける。されども三頭鹽屋の者共戰死と一途に思ひ極て、矢石を論しけるが、遂に猪股を追出す。斯て花房

*右の內朱丸云々とあれど底本とせし縣立圖書館本に無之

*一、直家の舍弟忠家は左京亮にして、與太郎は娚の基家也。

*二、小倉城は古昔撫川村に有り。城主は藤井久任、天正年中は伊賀左衞門久隆居城たりしも信原家次の居たるは見る所なし。

直次荒神山の城より度々討出戰けれ共、三頭等何れも剛强の者ともなれは、戰ふ毎に利を得ける。敵方にても三頭・鹽屋をば鬼神の樣に恐怖する故、近郷あへて下知に不ㇾ背。爰に中村の脇に、浴室ありけるに、或時鹽屋佐介浴せんとて、中間に十文字の鎗を持せて行けるを、人皆無益の事哉、敵若し出なは討死せん事は尋常なる物をと制しけれと、佐介己か勇に誇り、近年備前のもの共には數度のせり合に手並の程は見せ置たり。佐介と聞なば五里も十里も逃去べく、我に向つて勝負せんと欲するものは不ㇾ覺と、荒言吐て赴ける。斯と半納土民とも、花房に告けれは、大に歡ひ、頓て貳百人計にて押寄、浴室を取卷たり。是を見て荒神山の勢何程の事か可ㇾ有ぞ、我手並を日頃能知たる族(やから)どもが物懲もせず又來る迚、白き湯帷子の兩袖袒(はだぬぎ)て出たりけれは、後には是を見て、渡合けるを、爰にて十三人迄突伏たりけれは、後にはあへて近付ものなし。死なんこそ口惜哉。十文字を持たればしひて近付かさらん、不ㇾ知太刀にて切死せんと思、十文字を側になげ捨て、太刀を拔きつゝ立、備前勢の臆病者共、搶は捨たり寄て生捕にせよと呼はりければ、大勢馳集りたるを、太刀にて數人斬伏たれとも、鑓數十本にて中に取込み突けるほどに、佐介心は猛しと雖とも地を裂て入る事も不ㇾ能、飛て天に昇る事も不ㇾ得故、遂に爰にて討れける。首をば花房が家臣難波六右衞門討取ぬ。花房かゝる勇士を今は見もせす聞もせず、昔物語抔に有けれと大に感しける。其日の暮方に死骸をは父豊後守許へ送りける。佐介は勇あり、助兵衞は情ありと、人皆取々に感しけり。

備前の住人浮田和泉守直家は内々將軍義昭公に從ひ義心不ㇾ撓處に、織田上總介信長より直家當家へ附屬し、軍忠を盡さば、備前備中美作都て三國爲㆓恩賞㆒可㆓宛行㆒筆狀を被ㇾ附しかば、忽逆心を企て將軍家に相背き、都て退治すへくと誓約す。一族悉く是に與し、*一舍弟浮田與太郎忠家は、其勢五百余騎を從へ、備前國蜂濱へ城を築き、爰に居す。一家信原内藏允家次は、三百騎にて備中國小倉*二の城に籠り、浮田石見守直信は、三百餘騎を率し、作州大庭郡寺畑城へ討入て、作州半國主草苅對馬

守重繼を可ㇾ責と相議し、先以ㇾ使織田信長より、當國の護は浮田直家に賜る間可二降參一さなくは急に可二討果一と言遣しければ、草苅驚き、近年信長羽柴秀吉に命して、數度計策を廻らすと雖も從はず。今何ぞ浮田か分として、我々代々の守護國を申請、己が幕下に可ㇾ屬とは非道の企、一族直信威を振ひ、寺畑の城舊城を掠取て、我に使を立る狼籍者、爭でか見ながら可二捨置一かと、使者新見猪之介長次を搦取、備中鞆の津へ送り遣す。將軍義昭公御感有ㇾ之、又作州に人を馳せて草苅を諭して、作州を浮田へ渡す其代りには、伊豫國白眞の莊を可ㇾ給とありければ、此上は力なしとて、早速作州を引拂ひ、伊豫國へぞ赴けり。

備中國成輪の城主三村備中守家親は、莊ノ高資を討て後松山に居住せり。家親初は日野の不動嶽の城に楯籠り。其後又法性寺の城に有て武威を震ひ、伯州を鎮護しけるが、去年永祿八年の秋、毛利輝元へ訴けるは、近年自國備中表滅否を不ㇾ顧、當國許に有て頗る戰忠を致候。然るに、今は富田一城に被二取詰一候へば、敵の降を旛を□國中の平均に歸せん事、舉ㇾ踵可ㇾ待覺候條、家親に暫く身の暇給候へは、本國に歸り浮田直家を亡し候はゝやと申ければ、元就渠か望に任せられける。家親歡ひに堪えず急き松山をさして歸り、頓て一族郎等を催し、貳千餘騎にて浮田領内の城郭を、備前備中作州の間にて五ヶ所責落しけるに、直家も三ヶ度後詰したりけれど遂に不ㇾ得二勝利一、宗徒の郎等討せ興醒て居たりけるが、斯ては將來家親のために虜となるべき事の口惜しさよ。今は謀を以て討んと、晝夜思慮を廻らしけるが、爰に備前國赤坂郡中村と云所に、遠藤又三郎とて常々殺生を事とし、近國の山川の案内を能知る者あり。彼者を賴んで討んと思ひけるに、彼か弟に修理亮とて直家近習に奉公して有ければ、此者を使として遠藤又三郎を呼寄せ、直家渠に向ひて曰、御邊所々の案内を能知りたる故、如何にもして家親の陣所へ忍ひ入て討て得させよ。於ㇾ有ㇾ功は恩賞壹萬石の采地を可ㇾ與被ㇾ賴ける。又三郎易き御事に候と承諾して、其術を工夫するに、同九年二月五日家親美作

國へ出張し、弓削の邊に火を放ち、下二ヶ村佛敎寺に陣を取り、軍議し居る處に又三郎忍ひ來り、後の方竹藪の中よりひそかに忍ひ入て伺ひ來り見るに、客殿の障子に蠟燭ひかりかゝやき、大庭には番の兵共篝火を燒て並居たる。又三郎其側に立寄り、殊の外の寒さやと詞を懸れは、雜人共なれは四方山の物かたりして問答るものもなし。夫より客殿の邊に行て聞けは、合勢の評定區々たり。扱足して立寄り、唾を以て障子を破り内の體を伺ひ見るに、座上に大將家親、其次座頭壹人末座に三村助次郎・原平七等の一族郎等數輩並居たり。又三郎心を靜め、夫より又篝火の許に行き、某は夜廻の役人なるが夜長にて難儀仕候。方々も同事にて候やと咄する内、羽織の端に火を付て其所を立去り、火繩に火を移し、懷中より壹尺二寸の小筒に二つ玉を込て、障子の隙より家親の胸板究と射通しけり。遂に唯中を打抜かれてどつと臥す。こは何者ぞと立程こそ有れ、寺中震動して上を下へと悶絕す。遠藤は夜にまぎれて藪をくゞり逃歸り、直家にかくと言へは、大に歡び、又三郎に同氏を許し改號させ、浮田河内守と號て壹萬石の恩賞を與へ、息修理介に別に五千石宛行ふ。扨も家親は不慮の害に逢ひし故數多の戰功空しく、諸勢備中に敗走せり。

本書に出る古城名、郡村名等、美作鬢鏡、美作古城記、作州記の三本と對照せるに、各本夫々甚しき相違ありしを以て、卽ち其傍に細字にて記載し置けり。…………………編者

美作古城跡終

寸簸之塵

寸簸の塵目次

上巻

下巻

寸簸乃塵　上巻

備前國　土肥經平纂

吉備國並備前國を分置れし始

吉備國といふは、吉備子洲大八洲の一にして、大日本のなり出し時にその稱あれば、類もなき古き國名なり。是を寸簸國とも昔し書しよし日本紀の釋幷纂疏に見えたり。又黄薇國ともかく。それは神武天皇東征したまふ時に、此國高島宮にしばし皇居の時、黄なる薇一夜の中に生出て、是を供御にまゐらせしより、黄薇といふよし、大成經といふものに見えしといへども、此書據とすべきものならねば、信すべからず。三國の中に備前國は、人皇七代孝靈天皇の御時に初て置れたるなり。古事記に大吉備津日子命と若日子建吉備津日子命と二柱相副て、針間氷川の前に於て忌瓮を居て、針間を道口として、以て吉備國を言向和し給ふとみえし。和名抄に備前を岐比乃美知乃久知と訓したれば、古事紀に道口といふは備前國なる事明けし。此事を今按に、二柱の命を吉備國に下し、其國を治んとはかり給へども、往古の世あらく、殘賊つよくして、簸川を隔て穴海の濟を越て、たやすく爰に討入、國を治め給ふ事難かりし故に、兩命の針間の國西を劃て、先此國を置、吉備の道口の國と名付て、こゝに府をしめて居給ひ、簸川の前に忌瓮をすゑて、吉備の諸神を祭禮し、またあしき神の有に和議を入て言なため、猶も天威にしたかはざる者を征伐して、國を治め給ふ事と見えたり。往古、國の守を國造といひし世には、人の心淸直にして、國民を治るに事すくなければ、國造の職とする所、專に天長地久國土安寧を神に祈るの外、他事なかりし事なり。（令集解曰、昔無ニ國

司一而只有二國造一治レ國と見え、職原抄曰、國造乃國司名後改云レ守なりと注し玉ひて、往古の國造は今の國守なり。然るに近き頃壺井義知が說に、國造と國司は既に異なりといへるは誤りにて、國造と國司と別かれたるは太古の事にあらず。上宮太子のころよりの名なり）職原抄に、世のはしめ輔翼の臣の事を論じて、祭祀の事を主る。是れ朝政を執るの義なりと注せるも、則是なり。故に二神の先吉備の道口の國を置て、爰に神を祭り祈り、且言向し民を和らけ給ひけるなり。今鍛川も忌瓮も備前國に有は、此時針間國を分て此國を置れし故なり。其後に、備中國備後國を分置れし事、國史に所レ見なけれども、仁德天皇の六十七年に、備中國の名見へたれば、夫より前に分置れしなり。備後國も安閑天皇の元年に、初て國名見えたり。然るに天智天皇の御宇に、吉備國を三國に分られしといふ事、平家物語に見えたるは誤りなり。又、大成經に淸貞天皇の五年に、三國となりしと云、猶據とすべき事にあらねば、論に不レ及（此淸貞天皇と申御事は、飯豊天皇を申歟、飯豊天皇は水鏡に見えたれども、淸貞天皇と申は何書にも所レ見なし）其後はるかに世を經て、元明天皇和銅六年夏四月に、備前國六郡を割きて始て美作國を置れし事は、續日本紀に見えたり。

石上韴靈社　赤坂郡

此神社は神代よりあとたれ給ひて當國第一のふるき御神なれば、まづこゝにしるし奉る。日本紀神代卷曰、既而諸神嘖二素戔嗚尊一曰、汝所行甚無頼故不レ可レ住二於天上一、亦不レ可レ居二於葦原中國一、宜急適二於底根之國一、乃共逐降去、于時霖也、素戔嗚尊結二束靑草一以爲二笠蓑一而乞二宿於衆神一、衆神曰汝是躬行濁惡而見二逐謫一者、如何乞二宿於我一、遂同拒レ之、是以風雨雖レ甚不レ得二留休一而辛苦降矣。是時素戔嗚尊自レ天而降二到於出雲國簸之川上一、時聞三川上有二啼哭之聲一、故尋レ聲覓往者有二一老公與二老婆一、中間置二一少女一撫而哭之、素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲レ哭之如レ此耶、對曰吾是

國神。號脚摩乳我妻號手摩乳。此童女是吾兒也。號奇稻田姬、所ニ以哭一者往時吾兒有ニ八箇少女一、每レ年爲ニ八岐大蛇一所レ呑、今此小童且臨被レ呑無レ由ニ脫免、故以哀傷。素盞嗚尊勅曰ク若然者汝當以レ女奉レ吾耶。對曰隨レ勅奉矣、故素盞嗚尊立化ニ奇稻田姬、爲ニ湯津爪櫛一而插ニ御髻一乃使下脚摩乳手摩乳一釀ニ八醞酒一幷作ニ假庋八間上、各置ニ一口槽一而盛レ酒以待レ之也、至期果有ニ大蛇、頭尾各有ニ八岐一、眼如ニ赤酸醬、松柏生ニ於背上、而蔓ニ延於八丘八谷之間一、及ニ至得酒、頭各一槽飲醉而睡、時素盞嗚尊乃拔ニ所帶十握劒一、寸ニ斬其蛇一、至レ尾劒刃少缺故割ニ裂其尾一視レ之、中有ニ一劍、此所謂草薙劍也、素盞嗚尊曰是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上ニ獻於天神一也、然後行覓ニ將婚之處一、遂到ニ出雲之淸地一焉、乃言曰、吾心淸淸之於ニ彼所一建レ宮云云。

第三一書曰、其素盞嗚尊斷レ蛇之劍、今在ニ吉備神部許一也、出雲簸之川上山是也。

此第三の一書の所に、忌部正通口訣に注して、吉備神部許者、備前國石上布都魂神社簸川上山是也者殺ニ大蛇一地也云云。正通如レ此註せしは、ふるき日本紀私記數部有し世なれば、是等のたしか成說によりて書し故に、此說よく叶へりと云べし。されば、爰に抄出せし書紀の詞は、皆備前國石上の事跡にて、脚摩乳・手摩乳・奇稻田姬、ともに此石上の人にて、然後行つゝみあはせん所はいづくか宜かるべしとて、遂に出雲國淸の地に到り玉ふといふ。この淸の地に宮居し給ふは、大蛇を斬り草薙劍を得たまひ、是を天の神に獻じ玉ひて、後はるかに年を經し事にて、同時の事に非ず。かくあれば日本紀に、出雲國簸の川上に降到とあるを、正通の說によりて、出雲の二字備前と置かへて見て、其事理よく通ずべし。是を明にせん爲に、日本紀・古事紀・備後風土記・金烏玉兎集・二十二社記、或は一條禪閤の纂疏、卜部兼倶抄物等の說を並べ考て、此尊の事跡を正通口訣をもとゝして猶明らかにこゝに註す。

日神の御時、素盞嗚尊葦原中國を逐降玉ふ時に、霖の頃にて、青草を笠簑として、宿を所々にて

＊上市場は加茂市場の誤か

乞給へどもかさず。やうやく備前國石上簸川上に降給ひて、脚摩乳手摩乳がもとにとまり玉ひ、こゝにては彼大蛇に酒を飲しめ、醉て睡る時に帶せ玉ふ十握劍（則韴靈劍なり）にて、是を斬殺し、草薙劍を得玉ひ、その劍を天の神に奉りたまふ。韴靈神社とある是なり。扨青草の笠簑をば、はじめてこゝにぬぎすてて奇稲田姫を妃として、備前國にしばしとゝまらせたまひしにぞ。（已上は日本紀第三の一書の說、同忌部正通か口訣による。又此國に留り玉ふといふは、備前國津高郡＊上市場村に、高祖山といふ山あり、その麓を神原といふ。其處の民間の口碑に、素盞嗚尊此上に宮居し玉ひ、その山下に從隨せし神々すみ玉ふが故に、神原といふと云傳ふ。按ずるに、此のときのことと思ふるなり。又此國に御野郡簑里といひ、笠目山といふも、尊の脫置き玉ふ笠みのを收めし處なるにぞ、くはしくはこのつきに註す）素盞嗚尊大蛇を殺し玉ひける勇猛に恐れて、此國の國民したがひ奉りければ、それより備中・備後國に到て其國々を治め、あしき神を征伐し給ひけるに、備後國にて御軍敗れし事ありしにや、其難をさけて、巨旦將來がもとによりて宿をかり給へども、惜みてかし奉らず。その兄なる蘇民將來を賴み玉ひけるに、其家至て貧しけれども、かひがひ敷宿を奉りて、粟殼をしきて座とし、粟飯を以て饗として一夜を明し宿り給ひぬ。（備後風土記二十二社記等の說なり。日本紀纂疏兼倶抄等には、中つ國より直に此所に到りて、青草の笠簑をこゝにぬき玉ふとあれども、此時には稲田姫を得玉ひし時の事なれば、青艸の笠簑を着玉ふ時にあらず。されば前に註す。かく笠簑をぬきすて玉ふは、備前國石上にての事なるべし）さて蘇民將來の許を出て、南海西海に赴き玉ひ、國々を治めて新羅國曾戸茂利の地まで到り玉ふ。（新羅に行到り玉ふ事は日本紀一書の說なり）此時以來備前國にて得玉ひし奇稲田姫をともなひ玉ひ、八たりの王子誕生ましまして國々を治めしたがへて、二十一年を經給ひし後に、再ひ備後國蘇民將來か所に歸り到り給ひ、巨旦將來其外國中の惡神を討て、其國を治め玉ひし。（金烏玉兎集廿二社記の說なり。備後風土記には奇

稲田姫を南海の龍女といふ。されどこれはあやまれるなるべし)。かゝる功業年を經ておわりぬれば出雲國の淸の地に宮居まし給ひて、八雲たつの神詠ありし事にてはありし。右に註する古典どもにかく竝べ考れば、日本書紀に記し給へるは、備前國石上簸之川上に到り、八岐大蛇を殺し玉ひし事をしるし、初て其後の中間二十餘年の事ともをば略し給ひて、然後行つゝといふ詞に、是等の年月をこめて、終に出雲國淸の地に宮居し玉ふ事を記し玉ひて、又新羅へ行玉ひし事とも、又異說どもを集めて、皆一書の說には記し玉ひし事と見えたり。(按ずるに日本紀に中略して記したる、爰計にあらず多かるべし。崇神天皇六年天照太神宮の倭國笠縫の邑に移し初奉りて、垂仁天皇廿五年に伊勢國度會宮にうつり玉ひし。其間凡八十九年にて國々處々もうつろひましませし事をば、日本紀に略して、はじめ笠縫邑と度會宮に鎭坐し給ひし事を記し玉ふにも同例なり。其餘にも多かるべし。是を以て此處の中略なる事を思ふべし)。扨素盞嗚尊出雲國に移り住せ給ひし後に、備後國にては此尊を武塔神と申奉り、後には午頭天皇とあがめ、又八王子と奇稲田姫と合せ祭りて、祇園宮三座と申、播州廣峯へ移し奉り、それより又山城國愛宕郡へ移し奉りて、今いつき祀り奉る。皆素盞嗚尊の御事なるを、日本紀に出雲の事のみを記して、其中間廿一年の事を略し給ふより、此事もれたり。故に今舊典の徵とすべきものを取て、祇園宮の備後國に跡たれ給ひ、稲田姫を備前に得給ひ、西國へともなひ、八王子誕生ましませし事を爰に補ひ註す。是をもて尊の蛇を斬り稲田姫を得玉ひしこと、備前國石上たる事うたがひなきを知るべし。此混ぜしもとは、備前國に簸川あり、出雲國に肥川ありて、その唱へ同じきよりの事なるべし。簸川の事は後に註す。

又按に素盞嗚尊を日神のやらひ出し玉ふと見えたれども、其實は山陰南海西海の國々を治め給ふべき勅をうけたまはり下り玉ひし事なるべし。故に靈の神劍をさづけ玉ひて、備前國に初て下り八岐大蛇を殺し玉ふより、新羅國までも渡り玉ひ、二十餘年に諸國を征伐しおさめ給ふ事、いかで

か私の意を以てなし給ふべき事なるべき。（按るに此時靈劍を賜し事、人の代となりて、征伐に八尋戈をたまひ、節刀をたまふなる初ともいふべし。）よりて按るに、霖の時にて青草を笠簑として下り玉ふは、賤ものゝ形にやつして、敵國へ忍び入て、惡神を討玉ふの謀なるべし。太古の謀は、かゝる習ひにてもありし。人の代となりても、筑紫の熊襲を日本武尊の殺し玉ふ時、酒樂の時童女の形となり給ふも、また同じ類なるべし。

又、備前國にて大蛇を斬て得玉ひし寶劍を、謹て考るに、太古にはなべて他の國劍をよしとしけるにや、靈劍も一名は蛇韓鋤といひ、人の代となりても、百濟より劍を奉り、或はよき劍のためしには、呉眞鋤など歌にも讀玉ひけるに、此寶劍には韓とも呉とも稱せる事のなきは、是そこの國の劍にて、備前國にて作れるものにそあるべき。されば後代までも、此國には代々に名匠多く、或は名ある劍、昔よりあまた今に傳はれるもの多し。本阿彌家の說なりとて、或人の語りしは今の朝庭の寶劍は、備前國福岡の住則宗が作といへり。（後鳥羽院御宇に置れし、正月番鍛冶この則宗なり）昔の寶劍、西海にしづみ失にし後に、備前國の鍛冶の作れる御劍を以て、寶劍に備へらるゝ事、神代の事によれるいはれあるにや。いかさま故ある事なるべし。此國にその名劍ともの出來れる根本和歌の詞にも眞金ふく吉備といひふりしは、其鐵余國にまされるより、すぐれたる劍刀も出來りしにぞ。されば異國までも備前刀の名高く、こゝにも備前刀備中鐵と庭訓往來にも稱せし事、神代に八岐大蛇をころして得給ひし草薙劍の時よりの事にてや。その原久しき備前の產物といふべし。又吾國に酒と云ふものゝ見えしも、酒を釀すことの初も、神代此時の事なり。さらばさけの出來りし根元も、此國を初とすべし。よりて按るに萬葉集に太宰帥大伴卿に、丹生女王のたまひける歌に

いにしへの人ののませる吉備の酒やめばすべなしぬきすたまはん

とよめるも、又後代庭訓往來に酒を備後國の產物と稱し、今の世にも酒をかもする米には吉備三箇

徊往箕之里余

國なるもの、余國にまされると云にや。此等を合せて按すれは、神代の久しきにはじまりて、ながく代々に傳はり來りし事、所謂ある事といふべし。

蓑里 御野郡　蓑山 同　笠目山 同

此郡、或は山或は里の名其所謂あるべけれども、其據をしらず。備前風土記には記せるが、その書を見し事なし。今按に、上に記せる神代の卷、素盞嗚尊中つ國をやらわれさせたまひし時、霖ふりけれども、青草を結ひつがねて蓑笠となして出給ひ、處々にて宿を乞給へとも、鬼神に同しき神なりとふせぎて、風雨の甚きにもとゞめ休め給ふ事をせす。根の國へ下り給ひし時に、備前國石上簸の川上の山あしなづち手摩つちがもとに到り、大蛇を殺し給ひ、其時初て青草の蓑笠をぬぎ捨て、しばし此國にとゞまらせ給ひ、是を此國におさめて蓑を置し所を、御野郡みの里、蓑山といひ、笠を置し所を笠目山といひて、今にその名の殘りしなるべし。されば其名どもふるく聞えて、催馬樂の蓑山の歌に、

　みの山のしゝにおひたる玉かしは豐のあかりにあふかたのしさやあふかたのたのしさや

蓑里は萬葉集に、

　たちとまりゆきみの里に妹を置て心そらなり土はふめとも

と見えて、體源抄にも蓑山備前國たるよし註せり。(近代の名所記等に蓑里を山城の國の名所とし、蓑山を美濃國の名所とす。みな誤れる事なり）笠目山は應神天皇二十二年九月に、吉備國に巡幸ましまして、御友別命の子三人、長子稻速別に川島縣を賜ふ。下道臣の祖也。（川島縣今不レ詳、備中國中島水江の邊をいふにや）中子仲彥に上道縣を賜ふ。是上道臣香屋臣の祖也。（和名抄備前國上道郡を載す。今も上道郡あり。）弟彥に三野縣を賜ふ。三野臣の祖也。（和名抄備前國三野郡

三野縣を載す。今も御野郡御野村あり。）御友別の弟鴨別に波區藝縣を賜ふ。是笠の臣の祖とす。（波區藝縣今不レ詳）兄の浦凝別に、苑縣を賜ふ。是苑の直の祖なり。（苑縣は、和名抄備中下道郡に曾能あり。今下道郡園村あり。）兄姫に（應神の妃なり）部縣を賜ふ。（織部は和名抄備前國上道郡備中加陽郡に載たり。今もその兩郡に服部村あり）是を以て其子孫今に於て吉備國に有と云々。姓氏錄には、應神天皇笠目山に狩獵したまふに、得玉ふ處甚だ多かりければ、大に悦給ひて、鴨別命に名を加佐と給ふ。笠臣笠朝臣は、此鴨別命の後なりと見えたり。考るに下道臣眞吉備笠朝臣金村といへる、みなその裔也。かくのごとくむかしより笠簑を以て、村里山川の名として今に至るは、素盞鳴尊の脱捨給ひし蓑笠に起りし名なるべし。此國の風土記には此事あるべきか、その書を見ざればしらず。後人見る事を得て、かゝる事どもあらば、合せ記し給ふべし。

簸川　甲斐川

簸川は此國岡山の府下を流るゝ川也。大川とも西川とも御野川ともいひて、今朝日川ともいふ。簸川は古名なり。簸川の事神代巻本文には出雲國の川とす。第三一書の説に素盞鳴尊蛇を斷の劍、今吉備神部許にあるなり。出雲簸川上の地是なりとある處に、忌部正通註して、吉備神部許といふは備前國石上布都靈神社簸川上の山是なり。大蛇を殺すの地也といへるにては、簸川は備前の川とす。此二説を今按るに、出雲備前兩國にひの川といふ同名の川ある故に、混したるにや、唱は同じけれども、出雲國のは肥川なり。備前國のは簸川なり。その故は此書紀の垂仁紀にも、景行紀にも、出雲の肥川と出、古事記にも出雲の肥川と書たり。又風土記に斐伊(ヒイ)川と出て、神代の卷の外、出雲のを簸川と書たるなし。是にて出雲のは肥川なる事をしるべし。備前のを簸川といふは、往古吉備を一に寸簸と書たれば、簸川は寸簸川の上略なるものにて、簸川は備前なる事をしるべし。又古事記

に備前の氷川と書るは、此書稗田のあれが口に誦したるを以て錄せしものにて、之に隨ひて、字を改ざると序文にも書たるものなれば、簸を誤りて氷と書たるを改めざるや。それのみならず、書紀の文意も、簸川の上にて大蛇を殺し給ひ、然る後に遂に出雲國淸地に到ますとあれば、備前簸川より出雲へ到り給ふは日を經し事なり。（しかのみならず、此間年月を經し事は、前にちゆうす）是にても、此簸川は備前にて出雲にあらざる事ヶ可ㇾ思也。簸川。肥川とて兩國におなし唱の川あるより、かくは神代卷に混じしるし給ふなるべし。又大川と古歌によめるは、此川大島の下に流れ出れば、其島に對したる名なるべし。源平盛衰記に、西川といふは此國に和氣川と簸川の大河東西にながるれば、和氣川を東川と云、簸川を西川といふなり。又御野郡を流れて海に入れば、御野川ともいふ。今川了俊西國道の記には、みのゝ渡りとよみたる、みな簸川の事なり。此頃の世朝日川ともいふ。是は寂蓮法師の「くれて行春の湊はしらねどもかすみに落る宇治の柴舟」といふ歌を、この川宇治鄕をながれ、此川に春湊といふ所有るによりて、此所の歌といふ事を云出し、それより山城國宇治の朝日山によりて、爰にも朝日山朝日川といふ名をいひ出せりともいふにや。

甲斐川といふ名、太平記に甲斐川三石二箇所に城を構へて、船路をさゝゆるといふ事計見えて、其餘何れの書にも、甲斐川の名聞えず。此國にもその名殘らねば、今甲斐川不ㇾ詳。按に、昔簸川の大橋の下に到りて流れ入ける海ども、みな新墾の地となりしより、此簸川のすゑはるか新墾の地をへて、備中境まで西へ流れ出ければ、其川を下の簸川といひしにや。其後此川筋を網濱湊村へ新しく通じて、西なる下の簸川塡られし故に、その跡も殘らす、其名も失けるなるべし。かくあればその名も文字もあらぬことによびかへて、下の簸川をかひとつらね唱て、甲斐川とは誤れるにや。此川かくあらば、此川の末海に至る所、城を築て內海通行の舟路をばさゝゆへき所なり。據とすべき所、見外になきまゝ、今按をかくは註し置ぬ。

大嶋 御野郡　岩井嶋 同　并御野郡古地理

上に註せし御野郡へ籔の川の流れ出し様、昔とは大にかはりて、さりし世の地の形更に殘らず、書記せるものもなく、里民の口碑にも殘らねば、名所舊跡の古歌古戰場等をふるく記せし事ども、辨へしるべきに便なし。しかあれども、猶古き歌の詞により、野史に見えし所をもて、今按るに、昔は半田山の下、津島村首村等の山下に、西國往來の道一條ありて、其南は汐干潟はるか南海へつゞきたる所なりしが、年を經てその干潟新墾の地となり、今御野郡の村里田畠とはなりたるなり。其故は、源平盛衰記に曰、瀨尾兼康は西川もさの渡を打わたり、福輪寺のちまたをほり切て、(平家物語福輪寺に作るを得たりとす。岡山府の蓮昌寺にある古の文書に、福隆寺とあり)ひしうえさかも木ひきなどして、馬も人も通ひがたくこしらへたり。かのちまたといふは遠さ二十餘町、北に峨々たる山、人跡たえたるがごとし。(平家物語に、はたばり弓杖一杖ばかりにて、遠さは西國道一里なり云々)南は渺々たる沼田はるかに南海につらなりたり。西には岩井といふ所有。是をば打過ぎて當國一の宮をも過て、さゝかせまりにかゝり、(按るに一宮を過て笹が迫と云ふは、記者の誤なり。前後して記せるなり。實は笹が迫を過て一宮にいたるなり。)此さゝのせまりといふ處、東西は高き山谷の間一の細道あり。左右の山の上に、石弓多くはり立たり。後には津高の郷とて谷は沼なりければ究竟の城なり。敵何萬騎むかひたりともたやすく攻落しかたき所なり。是には兵ともをさし置て、我身は辛川の宿板倉の城にひき籠と云々。是にて壽永元曆の頃の此所の地理を知るべし。如ㇾ是盛衰記に書し西川裳佐の渡といふは、今の牟佐の渡にて、岡山府より二里程川上なり。此國の海道むかしは三石驛より北へ入て、藤野を通り東川和氣の渡を越て、珂磨村を經て牟佐の渡を越へ、福隆寺阡を通り、笹か瀨を過ぎ、一宮の方より辛川の驛へ至る也。是往古より建武の頃までの

驛路なりし。福隆寺は津島村の麓に有し寺也。後は此寺日蓮宗の道場となり妙善寺といひ、又夫も寛文中に頽轉して、寺跡殘れり。(今堂地の礎殘り、又妙善寺と銘をほり付たる石の水鉢あり）此寺の前阡なる故に福隆寺阡といふ。二十町といひ又一里といふ。今半田の山下みの村より笹瀬石井などいふ處まで、實に二十町より一里に近きほど成るべし。岩井といふは今も石井といふて、人家わづかのこれり。是昔の岩井島にて、壽永の頃此島はや陸地となりたる也。盛衰記に石井と記して島とは見えず。笹か迫は今笹か瀬といひて大略かの記に註せるがごとき地にて、東西に高山有て、津高郡より流るゝ川其間に有り、是福隆寺の西のはてにて石井の下なり。(此川を今笹か瀬川といふ。下にて白石川といふなり）其川の東西の山上に今も城跡殘れり。その東の方の山南へさしたる尾崎に瀬尾兼康が塚有り。其外に塚五ッならびて有り。(兼康ヶ塚といふは寛文の頃壞れし事ありしに、其中に瀬尾兼康塚と銘ありし鏡有り。故に兼康が墓といふ事たしかに知れたり。其外五ッの塚たれといふ事知らざれども、兼康が子小太郎その外一族等の塚なるべし）辛川は今驛ならねど、往還なり、板倉は備中國なれども辛川村に並びたり。古の地のやうかくありて、昔は今の半田山下阡只一條ありて、南はみな干潟遠く海につゝきたる所にて、其後墾田となりしは明なれども、其南の沖なる所に伊福村野田村等の地あり。此村は和名鈔東鑑等に見えて古き郷保なり。又其並に式内の神岩戸別の神社もあり。東に鹿田庄も有り。(鹿田の庄和名抄には見えねども、弘仁四年に南圓堂を建て、法花會のありし料所に備前國鹿田庄をよせられし事、東齋隨筆に見えてふるき庄の名なり。)是等は後世の墾田の地にはあらず。古き地なれば、爰は東よりはるかに海上へさし出て有し地と見べし。其餘、半田山よりは東なる所の三野むら、出石村（今は市店となり、出石町といふ所なり）等もはるか南へ出たる所なり。この三野出石も和名抄に見へたる郷名にて、又その所に式内の伊勢神社あり。神宮寺山といふ舊き荒陵も殘りて、新墾の地はあらず。其三野出石の兩郷よりは西津高郡に到

*名和系圖に上神太郎兵衛尉高直は富山にて討死せしこと記せり。

り、大島岩井島の麓みな新墾の地にて、鏇川の末はるかに西へ流れて海へ入る故に、むかし西川尻の藤戸とはいひし。其川もいつのころよりや塡られて、新に網濱村平井村の方へ川をほりて、鏇の川の末海近き方へながれけるなるべし。（攝津國安治川 備中國 水江川等ほり改められし是と同例なり）しかりしより大島もおのづからはるか地かたとなり、今は島といふべくもなくなりかはり、都會の地となれり。岡山府と稱せし初は、いつの頃か未レ詳ども、南朝正平の年の初め、*上神太郎兵衛尉高直といふ者、備前岡山に在城せしよし、櫻雲記に見えし。是岡山といふ名の見えし始なれば、その正平の年のはしめ鏇川の流をほりかへて、大島の地陸地となり、城をも築き、岡山と稱しけるにや。夫より世々に繁昌の地となり、今に至れり。よりて此地の昔を按るに、岡山の城の本丸に、今も岡山と稱する所あり。西丸を石山と唱へ其西に天神郭ありて天神岩といふもあれば、その大島といふうちに、はじめより岡山・石山・天神山とわかち稱する所ありて、後世にその名殘れるにぞ。されど總名の大島といふ事は、書も傳へず、民間の口碑にも殘らねど、今按おなし、若此しるし付し證とすべき事を下にならべ記す。萬葉集十五卷周防國へ行く時八首の歌中、無名

つくし路のかだの大島しましくもみねは戀しきいもを置てきぬ

此次の歌に、

家ひとはかへりはやこと岩井島いはひまつらん旅行われも

此大島岩井島備前の名所なる事は、八雲御抄に注させ給ふ。ここに周防へ行に、備前の大島岩井島その海路にならびある事も、是にて明なり。又かたの大島は鹿田の大島にて、この大島の南地御野郡鹿田庄なり。其庄內の島なりしなるべし。（今は岡山の地出石鄕なれど、尤鹿田の庄に隣る所なり）此後も、家隆卿爲家卿の歌にも鹿田の大島とよめる歌、玉吟・夫木等の集に見えたり。是その證の一つなり。後撰集戀二に大江朝綱朝臣

大しまに水をはこひし早舟のはやくも人にあひみてしかな

此歌は、大島の下に籤川なかれて海近くおつれば、海上通行の舟より水舟を此川へやりて、水をとりし事をよめる也。是その證の二なり。

新勅撰集羈旅惠慶法師

都にといそぐかひなく大島のなだのかけ路は汐みちにけり

この歌にて、大島は西國海上にありし島なる事明なり。然るに、惠慶かくよめる時の備前の國の驛路は、延喜式に見えたり。坂長驛珂摩驛高月驛津高驛（坂長は今の三石驛なり。珂摩は磐梨郡可眞村なり。高月は赤坂郡高月郷馬屋村なり。津高驛は津高郡辛川村なり）此驛路みな山中にて、高月驛と津高驛との間に、御野郡福隆寺の阡の所一里の間ならでは海邊御野郡の地に決したれば、岡山の地、昔の大島なる事まがふべからず。又、なだのかけぢはしほみちにけりとよめる大しまより、西福隆寺の阡岩井邊に至る海道、山にそひたる阡なれば、笹が迫の所にて、北の山間へめぐり入たる道にてありしなるべし。しかるに此處遠干潟なれば、汐の干たる時には本道を行ずして、岩井島の下より大島の北の方へさして干潟のかけ路を直さまに通行すれば、其道近くなるに、汐滿てその近道のかけ路通られざるをなげきて、急ぐかひなくとよめるなり。なだとは灘にて遠干潟の舟も付けがたき處をいふなり。（如ㇾ是をかけ路といひ、本道を上野の道といふ。國々に有事なり。攝州には、しほかけぬ須磨の上野の露にだになを鹽たるゝ旅衣かな千載。尾張には、旅人はさぞいそぐらん鳴海がたしほひの方の道にまかせて新千載。などよめるみなこのたぐひなり）是その證の三つなり。

此大島に神をよめる、夫木集に具氏、

さりともと身のうきことは大島の神の心をたのむばかりぞ

とよめる、げに爰に大島の明神と申せし鎮座有しにや。（このこと下に註す）其外、酒折宮・今村

宮・天滿天神宮等の神社、むかしよりましませば、是らの神をよめるなるべし。是其證の四つ也。今此地を見るに、西の丸の下圓務院の前等の塹に、昔島山なる海邊の地とみゆる所多く、今も殘れり。榎の馬場の塹、昔城を築ざる時深き淵にて大なる蛇のすみける。今も此所は外より水深くて、その蛇もすむべきといふ所なり。（醫師榎氏の家に、爰に蛇のすみけるといふ古物語をいひ傳ふ事あり）又近き世に、下の町に井をほりけるに、舟の帆柱のせみといふ物を掘出せし事あり。中山下にも舟の具を掘出し、内山下南西のすみにても、井をほるとて古錢を掘出せし類、みなむかし海川なりし故也。又近きとし掘さらへ有しに、天神郭の天神岩といふ石の下より、古錢あまた出しといふ。是はむかし大島より舟出せる手向に、天神宮へ奉りしぬさの錢の殘りて有しなるべし。是その證の五つなり。

如レ是の證ども多くあれば、岡山の地昔の大島なる事まかふべくもあらぬに、大島の名のいづくにも殘らざる事いぶかし。是を今按るに、籏川よりは東御野郡に境せる上道郡の地に、原雄島村といふ有り。（雄或は尾につくる）こゝに雄島明神と申て八幡宮の社頭あり。もしは大島の地城地となりし時其大島の村里も社頭も此地へうづもれて、大島の名轉して雄島村、雄島明神といふ事になりたるにや。山城國愛宕郡大原里を、歌にはその儘おほはらとよめども、なべての唱にはおはらといひ、其唱より文字をも小原とも書けるあり。小原御幸・小原女・小原木など也。此例もあれば此國の大島も歌には大島とよめども、唱は昔おしまといひしを、是も文字まで雄島と書けるより、おのづから大島の名の失たるにやあるべき。（此所の大島も、山城國の大原の例にて、いはゞ小島と書べき事なれども、この國には兒島の名あれば、小島と書てはその名のまぎらはしければ、雄島又尾島の字を用ひたるにぞあるべき）此大島此所の名所に、その名高ければ、雄島明神も此國にてことに尊敬重かりし社頭にやありけん。上道郡西大寺所藏の明應四年に記さる備前國神名帳百廿五社を

記せるに、第一に八幡大菩薩雄島宮、第二一品吉備津彦命・第三正二位安仁大明神、その下總て九社をば別にかゝげ記して、次に諸郡の神名を郡分に記したれば、其昔は大島の神と申て、國中第一の神と尊びて、社頭も廣大なりしにぞ。其上海陸共に都への順路なれば、その名高く、歌にも大島の神と詠せしと見えたり。されば今の雄島の八幡宮、原雄島村といふは、大島の島に有し村里、又大島の神をうつせし所なるべし。原雄島といふは、此所にもとより原と云ふ村名有ける處へ、大島の村里を合せうつしければ、たゞ大島といへば、はじめの大島の名に紛るゝ故に、是をば原の字をかうむらしめて、原尾島村といひし事なるべし。

岩井島は御野郡の西のかぎり、大安寺村・萬成村・三門村・妙林寺等の山その島山なれども、今ははるか地方(ヂカタ)となり、海遠ければ島といふべくもなし。されどその島の名のこりて、妙林寺の西の山の峡に石井といふ少しの人家あり、其古名こゝに殘りたれは、その余證を取に不ㇾ及して分明なり。尤大しま岩井島を萬葉集に雙べ出されたるにても知べし。しかるに萬葉の後は撰集或は家々の集等に詠せし歌なくて、八雲御抄・能因歌枕に、岩井島備前の名所たる事の名のみ出されたり。考るに此島ははやく地方となりければ、岩井とのみいひて、岩井島といふ人なくなりければ、都への西國の驛路なれども、岩井島の名をしる人なく、ことに祝といふ佳名ながら詠出する人なく、今に其名をとる人なくなりしにぞ。しかのみならず、近代に記せる歌枕、松葉集・藻鹽草等に岩井島を周防國の名所として、松葉集の歌を抄出せしは、かの集に周防へ至るの道とあるによりし計にぞ。委しくうかゞはず、又は八雲御抄の御說、能因が說を不ㇾ知よりの誤り也。今も西國への驛路、岡山の府より一宮に至るの間を萬成坂といふは、則むかしの岩井島なり。

御野郡古圖
天神岩
旭川
備中道
一宮

穴海　穴濟　穴門　藤戸　　兒島郡

景行天皇二十七年十二月日本武尊九州を悉く平げ、熊襲を討て倭國に還給ふ時に、吉備の穴海穴濟の神を悉く殺して、水陸の道をひらき給ふと、日本紀に見え、古事記に穴戸神皆言向(コトムケ)而和參(モウ)上り給ふと見えたる、吉備の穴海・穴濟・穴門といふ穴門は、今兒島郡天城村の藤戸をいふにぞ。むかし兒島と天城村との間海にて、是を藤戸の渡といふ。此海東西へ通じて甚狹少なる故に、穴門とも穴戸ともいふ。若レ是所を穴門といふこゝのみには非ず。長門國と九州との間の海せまりたる事又如レ此なれば、日本紀等ふるく穴門國とは書たる也。又備中國下道郡穴門山の神社、藤戸に遠からず有て式内の神にて此穴戸の神なる故に、伊勢の神主出口信濃守延佳が舊事紀の穴海の渡といふ首書にも。備中穴門山神社をとりてあはせ註せり。穴海といふも此藤戸より東、小串村の米崎よりは西なる内海をいふなるべし。日本武尊の穴海の惡き神を平げて、水陸の道をひらき給ふといふは、吉備津宮緣起兒島郡通生村般若院の記等にいへる、この邊の惡しき神を討給ひし神軍の事ともは、則吉備津彥の時と此日本武尊の時の事をいふなるべし。然るに備後國安那の郡の海を穴海といふ說あり。是は安那をあなと呼ぶゆゑなれども、和名抄に此安那(ヤスナ)郡を夜須奈の郡と訓すれば、穴といふにあつる說いかゞ、覺束なし。尤穴といふべき海の形もなし。穴濟といふは藤戸の渡をいふなるべし。舊事紀の國造本紀に吉備穴國造といふ穴國は、もし兒島郡をいふか、未レ詳。

高島宮　兒島郡　　龜石　邑久郡

神武天皇御代のはじめ、乙卯のとし筑紫より吉備國に移り行宮を作り給ふ。是を高島の宮といふ（一に竹島と書るもの有、歌にも竹島とよめる是は高と五音通る故なり。高鞆と書竹鞆と書る古書

にタケタカ通ぜし事多し）こゝに三年を經給ひて舟を作り、兵食を蓄へ給ふといふ事、日本紀にみえし。（古事紀には八年を經給ふといへり）その高島は、上道郡と兒島郡との間の海上にあり。今此島をみるに狹き島にて、行宮を作り、舟を作り兵粮を蓄へ置給ふべき程の所にあらず。是を按るに、その島の南の正當に兒島の宮浦村有り。爰に海上へさし出たる廣き岡あり。此地かの行宮を作られし舊地なるべきに、高島は海上にあるが故に高島の宮といひて、其宮のありし處なるが故に、宮浦の名あるなるべし。名寄に

三年へしこや高島の宮柱ふとしきたてゝ後も萬代

とよめる歌も、日本紀によれる也。かくて中國へ行幸あるべしとて、高島の宮より御船を出されし時、龜の甲に乘りて釣をなし羽打て擧り來る人ありて、速吸門（ハヤスヒ）に遇ひ給ふ。是をめしよせて汝は誰ぞと問給ふに、國神なりと答へ奉る。汝海の道を知たるやと問給ふに、能知たりと答ふ。仕へ奉らんか、答へて仕へ奉らんと申し、槁機（サホ）をさし渡して其御舟を引入れ。卽名を賜ひて槁根津彥（シヒネツヒコ）と號す。故に其國よりのぼり行給ふの時、浪速の渡を經て青雲の白肩津に泊り給ふと、古事記に見えたり。此速吸門（ハヤスヒ）といふは、高島の東の海、今に米崎と云所なるべし。汐のさしひきつよき所なり。又米崎の東の邑久郡幸島といふ處の濱に、龜の形なる大石ありて、里民これを神石と尊び、しめを引てあがむ。此石則槁根津彥の乘りし龜の化して石となりて、後世に殘りたりといふべき石にや。今幸島と書けとも、はじめは龜島と書て、かうしまとよびける事なるべし。

伊勢神社　内宮　外宮　野宮　春日宮　共に御野郡

外宮は出石鄕にあり。內宮は鹿田庄濱野村に有レ之、式內の神なり。人皇十代崇神天皇の御宇御鎭座ます。倭姬の世紀に、崇神天皇五十四年丁丑吉備國名方濱宮に遷て、四とせがうち齋奉る。

時に吉備國造釆女吉備津比賣、又地口の御田を進むると見へし。皇太神宮則是なり。（今按に、地口の御田といふは、道口の御田にて、備前國の御田といふ事なるべし。皇太神宮御鎭座本紀に、吉備國名方濱宮神崎岩の上殘水の御壺に遷り坐と見えたり）是を日本書紀に考るに、崇神天皇六年までは天照大神の御神を天皇の大殿の內に祭り給ふに、その神勢を畏て、共に住給ふに安からず。故に此としに天照太神を豐鍬入姬命（崇神の皇女なり）に詫せて、倭國笠縫の邑に祭り奉り給ふ。それより八十九年を經て、垂仁天皇二十六年十月に、今の伊勢國度會宮に御鎭座ましますと見えて、其八十九年の間、諸國にうつり鎭座まします。所々は略して記し給はざりしや、この事は見えず。是を又倭姬世紀に考ふれば、所謂、崇神天皇六年九月天照太神及草薙劍を朝廷より倭國笠縫邑にうつしはしめ奉り、豐鍬入姬命をして齋奉りける。次に丹波國吉佐宮、次に倭國伊豆加志本宮、次に木の國奈久佐濱宮に遷り給ふ。此四箇所の宮に、凡四十五年經て、同帝の五十四年丁丑に吉備國にうつり給ひ。こゝに四年御鎭座ありて、同五十八年倭國三輪の御諸の嶺の上の宮にうつり給ひ、其後十一箇所の宮々を經て、垂仁天皇二十六年丁己のとし十月に、今の伊勢國度會の宮に御鎭座ありし。國々の名ども世紀には委しく記されたり。此國名方はその宮にありしは、今の伊勢國に御鎭座ありしより、三十八年前の事也。かくいちじるしき大神宮にてまします。此濱野の內宮に近き所に野宮といふ社頭もあり。則豐鍬入姬命の宮居して住せ給ふ所なるべし。その余、伊勢の內外の兩宮と、此國の內外の兩宮に、其樣似たる事多し。故ある事にや。たとへば伊勢の兩宮の間五十町あれば、この國の兩宮の間も五十町あり。其間に伊勢國も宇治川流るれば、此國にも鈸川ながる。伊勢に宇治の里あれば、こゝにも宇治の鄕あり。（宇治鄕今は上道郡なれども、鹿田庄の濱野村にならびて隣鄕なり。往古は宇治鄕も御野郡なりしも知べからず）今按るに、宇治といふは八十氏の宮人のつどひ居し處なるによりて、宇治といふ里の名あるにや。又內宮の北に遠からず春日大明神の社頭あ

り。其社記には花山天皇の御宇、寛和中に南都より爰に御鎭座ありしといふ。今按るに、細流抄に伊勢太神宮ましますす所には、かならず春日大明神ましますごとく、後には必藤氏の人あるべきやと物語に注せる事あれば、此春日を南都より遷し奉るも、かゝる故あるを以て、内宮近く春日の御神も鎭座し給ふなるべし。

酒折宮　御野郡

此社記に傳ふる所は、貞觀年中に甲斐國の酒折宮を勸請せし社頭なりといふ。是を今按るに、此祭神は日本武尊なり。此尊景行天皇廿七年に筑紫へ下り給ひ熊襲を殺し、その族を征伐ありて上洛し給ふ時に、吉備國穴海を渡り、吉備の穴濟の神とて、惡神の有しを殺し、同廿八年に及て此處のあしき神を悉く征伐ありて、水陸の徑をひらきたまふこと日本紀に見えし。此時この尊しばしこゝにましまして、吉備武彥の女吉備穴戸武姬に、さいあいし給ひしにぞ。此尊に十五人の御子（男十四人女一人）まします、外に此穴戸武姬の二男子をあれませし武印王十城別王と申せしよし、舊事記にみえたり。（日本紀には、武印王を武鼓王と記せり）又、此時此尊の功名を錄さんとおぼして武部を定むとも日本紀にあるに、此國に津高郡に建部鄕建部村あり。和名抄にも津高郡建部あり。是此尊の御爲に定められし建部にて、此尊には如レ此故ある國なれば、その昔よりこの尊をこゝに祭祀せし社頭なるべし。甲斐國の酒折は國史にも見えて、もとよりの事なれば、此國にも甲斐國にもいつきかしつきて、兩國とも其世より酒折宮と稱せしなるべし。甲斐國より勸請といふは覺束なし。こゝのを祭神二座といふにや、是は察するに、日本武尊と吉備の穴戸武姬この二座を祭り奉るなるべし。又此宮の社務に武田と稱するものあり。其家は新羅三郎源義光の子孫といひて、武田菱を家の紋とす。然るにこの尊の十五の御子の中に、武田王と申あれば、もしこの遠孫なるを、甲州

*安仁神社を以て秋篠安仁を祀れりとすある説は附會なり。此説従ひ難し當時人臣を神に祀りしは異例なるのみならず、假にこれを祀りたりとするもその社名を諱名を以つて呼ふか如きは不遜なりといふべし

の武田源氏が名後代に名高ければ、混して源氏と誤りいふにや。此御神の社務ならんには、武田王の遠孫と稱しいはんぞ便有るがごとし。已前は社頭にも武田菱の文[紋]を書たりしといふ。是も甲州の酒折宮を武田源氏のものゝ再興せし事ありて、その時に已が家の紋を畫し事のありしを、誤りて此國にも寫せしにや有べき。舊事記には武田王を、尾張國丹羽建部の君の祖とは書たり。

安仁神社　邑久郡

邑久郡藤井村に鎭座にて、式內の神、殊に名神大社といふは國中この一社なり。承和八年に備前國邑久郡安仁神預名神と、續日本後紀に見えし。しかるに其祭神未ゞ詳。今按に參議從三位*秋篠安仁卿を祭りし神なるにや。此安仁卿は從四位下土師宇遲の男なり。弘仁三年正月參議從四位下にて備前守に任せられ、同六年正月に至り、此時に參議文屋綿麿備前守に任せられ、同九年六月綿麿卿中納言に任せられし時、又安仁卿參議從三位にて備前守に復任あり、同十一年正月上表して致任し、同年十二月上表して骸骨を乞てこれを許し、その明年正月十日安仁卿七十歲にて薨せられしよし、公卿補任に見えし。此卿仁德ありし人にて、此國の民したひければ再任ありしにぞ。故に薨後其德をしたひ尊ひて、此國此所にうつし祭りて、安仁神社とあがめ奉りしにぞあるべき。弘仁十二年薨せしより、廿一年を經て承和八年に名神に預ると國史に見へし其年序も、略相叶ふがごとし。

牛轉　邑久郡

神功皇后西國をうち、三韓をしたがへて上り給ふ時、御船備前國の海上を過玉ふに、此處へ大牛出て御舟を覆んとする時に、住吉の明神老翁に化して、其牛の角をとりて投倒し玉ふ故に、其處の名を牛轉といふ。今牛窓といふは訛なり。その牛は盖塵輪鬼の化すところなり。塵輪は八頭あり。背

て黑雲に乘して來り、仲哀天皇を侵し奉る。帝是を射て遂に帝崩じ玉ふといふ事、林道春の本朝神社考に見えて、舊事紀古事記日本紀ともに此事はなし、春齊の正保犬追物の記に神社考のごとく記て、此事風土記に有やらんと書たるにて考れば、道春の如く是書れしも、備前風土記文を其儘にしるせるなるべし。今川了俊の嚴島詣の記に書れしも、譽田八幡宮緣起に見えしも、みな神社考に同し。風土記によれるなるべし。今牛窓の瀨戶なる島を、塵輪島とも前島ともいひて、其處に云傳ふ處も住吉明神のなけ入玉ひし牛、化して島となり殘れりといふ。此牛轉の泊、善相公の意見封事に、西海の泊を並べ記されたるには見えざれ共、往古神功皇后の小舟をかけられ、又萬葉集に柿本人丸

牛窓の波の鹽さゐ島ひびきよられし君にあはづかもあらん

とも見えたれは、むかしよりの船泊にてはあらじ。殊に後世に至り韓泊海あせて、その泊に舟よらずなりしより、猶以此牛轉の湊、もつぱらの泊とはなりしなり。

此所御香宮といふ社頭に藏せし神功皇后の御鎧といへるもの有り。威糸など少しも殘らず、大に損せし鎧なれ共、脇楯もそひてまがふべくもなき古物なり。さはあれど、皇后の御鎧といふべきものとは見えず。

小豆島　小豆郡　釜島　釜島郡

小豆郡は大洲を生ませしにつゞきて、六つの小島なり出しといふ中の一つの嶋にて、又の名を大野手比賣共いふと、舊事紀古事記に見えたり。人代にても、應神天皇二十二年吉備國に行幸ありて小豆島に遊び玉ふと、日本紀にみえ、桓武天皇御宇備前國小豆島に官牛を放されたるに、民產に損ありとて、長島にうつされし事續日本紀に見へて、吾此國の生れ出し時より聞えし島なれ共、延喜式和名抄等に此等の島名、郡にも鄕にも載られず。はるか世を經て、太平記には備前國小豆島の名見え

たり。その頃に書たる物か、此國の郡の名に小豆郡釜島郡の二つを加へ記せるもの有り。其後永祿九年十月に記せし當國の郡鄕庄を書たる一帖、和氣郡働村の民家に家藏せし物に、小豆島郡あつて庄四つを出せり。

尾美庄（ビビ）　草部庄（クサカベ）　池田庄　肥戸庄（ヒト）

と記せり。此永祿の頃迄は、往古のこと此島備前國にて郡たりしことも明なるに、いつよりか此國の外となりし。未ㇾ詳。遠からぬ世よりのことなるべし。又釜島郡といふは、其餘古くも近くも何れの事にも見ず。今兒島下津井の海上に釜島といふ小き島あれ共、保とも村ともいふべき程の島にあらず。此島に並びて鹽飽七島有り。もし昔此七島を釜島郡といひて、その名此小き島に殘るにやと思ふに、鹽飽島の名は古く聞へて、釜島の名はさらに聞へし事なし。いといぶかし。

兒嶋泊

此名昔には聞えて今なきは、昔藤戸の海、舟通行有し時內海にありし泊なりしに、藤戸の海地かたとなり、內海の通行止りしより、此泊廢れて年を經たれば、その名も聞えず、其所も今はたしかならぬ事になりし。是を今按るに、高倉天皇治承四年嚴島御幸の道記に、兒島の泊に着せ玉ふ。此處より向ひの山のあなたに入道おとゞおはすると申と云云、此入通おとゞと申は、松殿關白の御事にて、この時上道部湯迫村に配流しておはします時なり。今兒島郡波知濱村より、此湯迫村は此記のごとく海を隔て、其間に大島の島山、又御野山の東の山ばな等隔てある所なり。又其記に曰、八幡の若宮おはしますときこしめして、幣奉り給ふと云云、此波知濱に八幡宮昔より御鎮座にて、今もたゝせ給ふ。幣奉らせ給ふ若宮是なるべし。されば兒島の泊とむかしにいへるは、今の波知濱なる事たがふべからず。又山家集に、小しまと申處に八幡のいはれたまいたりけるに籠りたりける、

年經て又その社を見けるに、松どものふる木になりたりけるをみて、

昔みし松は老木になりにけり我としへたる程もしられて

と西行法師のよめる、此八幡のいはれ給ひたりといへるも、兒島の泊の邊なれば、此波知濱の社頭にてよめる事なるべし。

春湊　上道郡

是も內海通行の時の湊なれども今もその名殘りて湊村といひ、其所に春の湊といへる所あり。昔神功皇后の三韓をしたがへて、御歸陣のとしの春御船のかゝりし所といふ。春の湊の名其時に起れりと此所にいひ傳ふ。日本記をあはせ考ふれば、是は神功皇后の攝政し給ふ元年の春二月なり。又その處の口碑に、宇喜多直家の時まで春の湊村といひしが、その唱長しとて湊村と改られしに、其年直家病で卒せられしといふ。或はいふ、この所に今も春を貴ふ事にて、いかなるいはれか此村にては、正月十五日已前に生れし子はそだちかたしと云傳ふ。此所川筋も昔とは地のさまかはりてわかち難けれど、藤戶といふ謠の詞に、春の湊の行末や藤戶の渡りなるらんといふ詞には、よく叶たる所なり。八雲御抄をはしめ名所を記したる歌枕共には、春の湊といふ所聞えざれど、筑紫豐前國に秋の湊といふ所もあれば、春の湊も有べき名なり。拾玉集に、

波にゆく心のはてや是ならん春の湊のはるの明ぼの

見つるかな春の湊にうきねして霞にもるゝ波のはつ花

この兩首慈圓大僧正の、たゞに春の湊と讀るやうには聞へず。春湊といふ名所にあてゝ讀玉へる如し。さらばこのところのことなるべし。

蟲明韓泊　邑久郡

蟲明といひ、韓泊といひて、兩名にして同所なる事は狹衣物語に見えて明なり。然るに、昔は蟲明と云よりもから泊と專に唱しと見えて、善相公意見封事にも韓泊と載られたり。此韓泊といふ名は、往古神功皇后の御時已來は、三韓より春秋の貢物ことに絶さりし故に、攝州難波津に三韓人の館をもふけられし事、國史にも見えて、其處を樓の岸といひ、その館を大江殿とはいひけるにそ。その時中國又筑紫の泊にも、韓人いこふべき亭を設けて、是を韓泊と稱せしことゝ思はれぬ。萬葉集に筑紫筑前國志麻郡三韓亭にてよめる六首の歌の中に、作者不詳。

からとまりのこの浦波たゝぬ日はあれともいへにこひぬ日はなし

と見えて、筑前國能解浦にも三韓の亭をもふけられて、韓泊といひし事は明なり。又この蟲明には韓の亭の有し事萬葉集にも不ㇾ見、その跡などといふ所こゝにも殘らねども、韓泊の名あれば、昔は筑前國のこの浦の如く、からの亭有し事はまがふべからず。しかるに後世蟲明の瀨戸あせて、年ふれば舟船の通行ならぬ故に、韓泊の名もすたり、舟よらざれば舟路の記などにも、蟲明とよめるもまれにて、平忠盛の備前守にて下りける時、蟲明のふるき寺の柱に書ける歌玉葉集に見えし以來は、こゝに人のきて歌をよめる事、さのみ聞えざれは、此泊の廢せしは久しき事なるべし。連歌師紹巴が書せし狹衣物語の抄稿に、韓泊といふ名所は人もよらず舟もつかずと筑紫へ下りし人の語りしも、天正十九年に書たれば、その頃はいとどふねの通行の沙汰にも及ばて、今に至れり。

寸簸之塵卷之上 終

寸簸乃塵　下卷

備前國　土肥經平纂

勅旨村　上道郡

勅旨省は天子の服祀の物を掌る省にて、その料に當らるゝ田を勅旨田といふ。往古是を置れけるに桓武天皇勅して服翫今用るに足る。勅旨省勅旨田用なしとて、延暦元年に是を罷られて省を内藏寮に隷られし。もとより勅旨田も無用なれば止られて、他の用途にあてられし事、國史に多く見えたり。其後又服翫の用繁多になるに及て、勅旨省は置れざれ共、勅旨田をば置れたる事ありて、天長七年十一月備前國空間地五十町勅旨田に充られ、同年十二月備前國之穀四百五十石勅旨田とするといふ事、ともに類聚國史に見えたれば、此勅旨村は天長七年に充られし勅旨田にて、其名の今に殘れるなるべし。當時も御讓位の式に、勅旨田千町を點せらるといふ事のみえたれば、今も御讓位の時は、都近き處に勅旨田を充らるゝ事ありと見えたり。しかるにその所の里民の說には、當國に四十八箇寺を建られし時、都より勅使下向ありて、しばらく居給ひし所といふ。されど勅旨と文字を違ひたれば、民間に誤り言傳へしことなるべし。

伊田村　赤坂郡

天平勝寶六年十月、畿內七道諸國に射田を置るゝと國史に見ゆ、又延喜式に射田二十町近江國八町・丹波國六町・備前國六町・大射の射手調習の資に充とあれば、此伊田村は射田有し所なるべし。

射田を伊田と書しは後世に誤り書し事なるにぞ。又和氣郡に井田村といふ處あり。是は射田の例にあらず。近き世に異國の井田の形をうつさせられし故に、その名有りしなり」

大供村　御野郡

延喜式に、木工寮へ進す所の庸米の中は備前國千斛とみへたり。今按に大供村はもと大工村にて、木工寮へ庸米をまゐらせし所にて、其名村に殘り、大工を大供と轉じたるにや。

建部村　津高郡　　草ケ部村　上道郡　　輕部村　赤坂郡

八田部村　盤梨郡

磯ケ部村　津高郡　　藤原村　上道郡　　石上村　邑久郡

小原村　赤坂郡

日本武尊の功名を錄せんとて武部を定む（古事記には日本武尊を倭建尊と書く、古に武と建と通じ用ひたるなり。）と日本記に見へ、大日下王（仁德王子）の御名代の爲に若日下部をなす。木梨輕太子（允恭皇子）の御名代の爲に輕部を定むと、古事記に見ゆ。今備前に建部鄕・建部村・草ケ部村・輕部村の有るは、その御名代の名の殘れるなり。此例にておして考ふれば、八田皇女（應神皇女）にも御名代の地有て、いま八田部村あるか、*五十芹彦命（孝靈皇子）の御名代の地有て、磯ケ部村あるにや。又衣通姫（應神の御孫允恭の妃）の爲に藤原部を定むと日本紀に見え、私記に御名代は或は御名を取り、或は居所の地名をとるとあれば、衣通姫の藤原宮にましませば、藤原部と定られしに。此國の藤原村といふも、此部なるべし。又弘仁元年平城皇女石上内親王大原内親王に、備前國

*五十芹彦命は古言イサセリヒコにしてイソサセリヒコにあらず。今伊勢に五十鈴川あり。五十訓んでイスズ川と云ふ。然れば磯部を五十狭彦の御名代とするは當ら如し

の穀を賜ふ事、類聚國史に見えし。今備前に石上村あり、小原村は是も往古の御名代の例にて、内親王の御名村里の名に殘れるか。大原を小原といふは、後世誤れるか。其考は前の大島の條下に出せり。並べ見るべし。

今按に、名代といふ名も代もともに田地の名なり。代は歌にも十代田とよみて、十代は田七十二歩をいふよし、拾芥抄に見ゆ。また延喜式に代頭といふ者あるは、百代か五十代のかしらなるべし。名といふ事東鑑に、永平名松永名武久名など、當國にても、赤坂郡瀧山寺の建保二年の古文書に、周匝保久松名といふ所名見えたり。今も國によりて、名とよぶ所も殘りたるにや。村里に名主とよぶ名のあるも、何某の名のぬしといふより起りたる名なるべし。

圓覺村 御野郡

三代實錄に備前國御野郡圓覺寺見えたり。今御野郡圓覺村あり。是則圓覺寺の庄の名の殘れるなるべし。この圓覺寺といふは、今岡山府下に平醫山圓覺寺あり。寺僧の說に、昔は上道郡平井村に有し故に、平井山圓覺寺といふといへり。この圓覺寺庄、則此寺へ寄捨ありし庄園なるにや。今岡山城中に鐘あり。其銘に太田山經森圓覺寺院主仙遵、享祿四年辛卯六月一日とあり。もしこの鐘此寺の物にて、寺有し所を經森といひしか。又は太田山といふ圓覺寺は別なるか。未詳。尋ぬべし。又按に淸和天皇元慶四年十二月四日、山城國粟田山圓覺寺にて崩御ありたれば、元慶七年の國史に見へたる備前國御野郡圓覺寺庄といふは、もし此粟田山の圓覺寺へよせられし庄園なりしもしるべからず。

興福寺庄　大安寺庄　元興寺庄 共に御野郡

*大安寺伽藍縁起流記資財帳に備前國壹佰伍拾町の内に御野郡五十町長は原とありその四至を見るに東丹塀眞人綛田南海西津高界江北石木山之限とあり大安寺庄は津田郡の堺に接したる所にして今も大安寺といふ北石木山とあるは石井山の誤なるべし。

興福寺庄は、元慶五年九月備前國穀二百斛（此餘七箇國あり畧レ之）興福寺へ施して鐘樓僧房料に充と、三代實錄に見えたる時の庄園の名の殘れるものか、*大安寺元興寺庄の名殘りたれ共、是は國史等所レ見なし。されども當國は南都の寺へ施入せられし事多し。天平寶字中備前國墾田一百町東大寺施入、延曆中備前國田地十三町又水田一百町招提寺へ施入、天長中備前國稻一千束を大和國靈感寺へ施入等、みな國史に見え、百錬抄にも建保三年東大寺の僧侶二人を、知行の國なれば備前周防兩國へ配流するといふ事見えて、知行の國などいへば、昔は南都七大寺の庄園ども此國に有しより、大安寺庄元興寺の庄などの名殘りたるなるべし。

國分寺　赤坂郡

國分寺の廢せし跡今赤坂郡馬屋村にありて、七重の石の塔高一丈ばかりなる一基のみ殘れり。其塔のほとりに破たる古瓦とも多く殘り散たり。國分寺八幡といふ社頭あり。其寺の鎭守の宮なるべし。にうもんの池といふ有り、仁王門の礎殘れり。諸國に國分寺を建られしは聖武天皇御宇天平年中なり。寺號は金光明四天王護國の寺、又國分金光明寺とも國史に見え、諸國の國分寺も、寺別に一千町を寄せられしといふ事もみえたり。天平十三年三月二十四日に詔曰。朕以二薄德一忝承二重任一、未レ弘二政化一、寤寢多レ慚、古之明主皆能二先業一、國泰人樂、災除福至、修二何政化一能臻二此道一、頃者年穀不レ豐、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪レ己、是以廣爲二蒼生一遍求二景福一、故前年馳レ驛增二飾天下神宮一、去歲普令下天下造二釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪一、竝寫中大般若經各一部上、自二今春一已來、至二于秋稼一、風雨順序、五穀豐穰、此乃徵レ誠啓レ願靈貺如レ答、載惶載恐以無二自寧一、案經云若有下國土講宣讀誦恭敬供養流二通此經一王者上、我等四王、常來擁護、一切災障、皆使二消殄一、憂愁疾疫亦令二除差一、所レ願遂レ心、恒生二歡喜一者、宜下令二天下諸國一、各敬造中七重塔一區上、竝寫二金光明最勝王

*今日現存する七重塔は石造のものにして長一丈許の小塔なり國花と見るべき程のものにあらず。當時の七重塔は疑もなく木造建築の大塔なることは、今も猶國分寺の遺蹟に存する塔の礎石に就いて、これを證することを得べし。

經妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫ニ金字金光明最勝王經一、毎レ塔各令レ置ニ一部一、所レ冀聖法之盛與ニ天地一而永流、擁護之恩被ニ幽明一而恒滿、其造塔之寺、兼爲ニ國花一、必擇ニ好處一實可ニ長久一云云、下略、今こゝに殘りあるもの此詔に見えし*七重の塔にて、則この塔の下に宸筆の金字金光明最勝王經一部納置れてあるなるべし。又天平勝寶八年五月、聖武天皇崩御の時も詔ありて、國分寺に丈六佛像佛殿を造るべし。是を造り畢らば、塔をも造るべし。來年の御忌日には必造り了べしといふ事も、續日本記に見えたれば、昔の佛殿塔堂の廣大なる事おもひて知るべし。さて年をはるか經て今のごとく荒廢せし、いつの年頃か未レ詳。今按るに松田權頭元隆といふ者、赤松家に臣從せしが、後には自立して、文明の頃は西備前をば押して、吾領となして富山金川などに居城して有しが、其子左近將監元成家督して、此父子專ら日蓮宗を信仰して、我領西備前にある諸寺をば、みな日蓮宗に改む。其時其意に隨はざる諸寺をば、破却或は燒はらひけるといふ。この國分寺の廢せしも、此時松田父子の所爲なるにや。

一説に、いつの頃にや、熊山戒光院とあらそふ事ありし時、戒光院の僧來て燒はらひしといふ。何れともたしかなる事をしらず。

國分尼寺

此國分尼寺も國分寺と同じく天平中に建られて、法華滅罪の寺と名付られし事も、其後淡路廢帝の御時國分尼寺に丈六の阿彌陀の像、脇侍菩薩の像二軀を作られし事も、ともに續日本紀に見えて廣大の寺と聞えしが、いつ廢亡せしか、今はその跡といふ處だにもたしかに聞えず。是を今按るに寶字四年孝謙天皇詔ありて、天下國分寺に戒壇を築かしむといふこと、法皇外記に見えたり。夫より前天平十九年の詔に、七道諸國沙彌尼等、當國の寺にて受戒して、更に京に入しめずと見えたれ

*備前安國寺は、高師直の舊臣なる藥師寺公義の開基せしこと、上道郡鐵の青雲山安國寺地藏院所藏の明應年間同寺再興募疏に見えたり。

ば、此は僧尼受戒の爲に、國々の國分寺國分尼寺どもに戒壇を築かれしなるべけれども、その事は國史等にもみえず。寺廢せしとき毀ちすてたるか、國分寺の跡に形も殘らず。しかるに和氣郡熊山の戒光院に戒壇三所にあり。昔は五つ有しといふ。この外國中に戒壇ある所さらになし。今此戒壇の殘りあるにて思へば、此戒光院は國分尼寺の殘れるにや。今はわづか成る寺なり。その寺にいひ傳ふ所も、天平寶字年中に鑑眞和尚の創造せし寺といへば、その草創の年も國史に見えし頃に、略相叶へるがごとし。かた〴〵國分尼寺の殘れる跡なるべし。又高島の松林等にみづからいふ、此寺むかしの國分尼寺の跡なりと、又宇喜多興家の妻直家の母、尼になりて西大寺にありしといふ古きもの語りある故に、西大寺ははじめ尼寺にて、國分尼寺の殘れるならんといへる事ども有れと、その據を知らねば如何、いぶかし。

安國禪寺

寂室語錄に、備前安國寺に來り止るといふ事みえたれば、當國にも安國寺ありしことは明なれども何れの所に此寺ありし事未ㇾ詳、*此安國禪寺を諸國に建られし時代、說々多くして一定ならず。高僧傳には暦應二年に尊氏將軍、民を利せん爲に州ごとに安國禪寺を立られしと云ひ、無德和尚の行狀には、康永元年州ごとに安國禪寺を立らるのよしみえたり。しかるにいかなるゆゑありてや當國安仁神社に、備中安國禪寺の鐘殘りてあるを見しに、其鐘銘に、文保丁巳年とあり。（按に丁巳は文保元年也）又寂室語錄にも備前安國寺に姪の來るとし、志學に登らずと書たれども、その年はしれず。此寂室は正應三年庚寅に生て、貞治六年丁未に七十八にて遷化せし人也。是等を會せ考れば、安國寺を立られし事、尊氏將軍の時より前にありて、暦應と云ひ康永と云ひ建立の年記は誤れるがごとし。又藤浪記に北條時賴武家執權の時國々に安國寺を建られしと有り、此說を得たりとすべきか、されども無

德の行狀はその世にて記したるものなれば、康永元年といふ事虛談ともしがたし。さらば時賴武家の執權たりし時に、諸國に安國寺を建始めけれとも、その數多き事なれば、其功終らずして、尊氏將軍たりし時、追て殘れる國々につきて建られし事なるべし。又此國の安國寺を今按るに、寂室語錄曰、賢姪、繁茂林當初來二備前安國一、依二止老拙一吃歲未レ登二志學一、後十有二年避二逅遠江野部山中一、執レ手話レ舊相得甚歡下畧又曰

春日遊二吉備中山一韻

勝地千年寺、房々竹樹間。落花埋二古經一、幽鳥叫二空山一。遊客凌レ晨到、歸程踏レ月還。留題誰耀璧、才拙愧二追攀一。

書曰實翁本韻

三月二春盡、韶光一夢間。偶尋二無事日一、遠討有二花山一。路與レ巖高下、人和レ雲往還。雨天令二我返一、隱約二再來攀一。

といふ詩をも記したれば、當國の安國寺も備中境吉備中山の邊にありしなるべし。*備中安國寺は鐘の銘に記したれば、吉備中山にありし事まがふべくもなし。さらば兩國の安國寺、國は別なれども吉備中山にならび建しならん。又按るに、もし安國寺を諸國に立らるゝ時、國ことに一寺を立事わずらはしければ、備前備中の安國寺をば兩國の境なる吉備中山に一寺を立て、兩國の爲に兼用て、兩國の安國寺とせし事有し故に、備前の安國寺とも備中の安國寺とも稱して、かくは語錄にしるせしにや。

大瀧寺　和氣郡

天長五年備前國懇田四町六反大瀧寺の田とするといふ事、類聚國史に見へし。此外は六國史にも當國の寺のみへしなゝ。三代實錄に圓覺寺の庄といふ事見えし。是此國の圓覺寺の庄園ならん事は

*備中安國寺は曆慶二年上房郡高梁に建てられたるものにして、今の賴久寺これなり。同上寺號を天柱山賴久安國禪寺と云ふ。寂室も寺主として此寺に居りしなり。寂室語錄に備前安國寺に關する詩の次に吉備中山の詩を載せたるの故を以つて備前安國寺は吉備中山にありとの說は附會なり。備陽國志に青雲山安國寺地藏院あり。この寺備前の安國寺たることは云ふ迹もなし。

*此間の一句脱落せる如し

*この圓覺寺計國史に見えたるなれども、是も山城國の圓覺寺の庄ならんも知るべからず。委く前に注す。

瀧山寺　赤坂郡

今周匝郷黑本村にわづかに殘りて慶立寺といふ。昔は故ある寺にては有し。承安三年巳來の古文書八通有り。中に元久元年從二位と書て花押あり。古文書も有り。此從二位といへるを公卿補任にて考ふれば、大納言藤原兼基卿なるにぞ。又景隆寺といふ三字を書たる物も有て「奥に上總介義則書」之と書そへたり。是は當國の主赤松上總介義則なるべし。應安四年に家をつぎて、應永四年九月廿日卒せし人なれば、其中間廿五六年が中に書し物なれば、その頃より瀧山寺を景隆寺と稱しけるを、今慶立寺と書く事、いつより誤りしにや。

西祖寺　上道郡

寂室語錄に見えたり。文明中の首書に備之前州福丘邊にありといふ。今福岡の西の川を隔て西祖といふ所有り。是西祖寺の有し跡なるべし。いつ廢せしか今は所の名に殘りて、寺の跡といふ所もしれざるにや。

明禪寺　上道郡

是も同し語錄に見え、文明中の首書に備之前州澤田に有といふ。今澤田村に妙善寺山といふ古城山あり。是は永祿中備中の三村等と宇喜多直家と大合戰有し時の城なれば、その時に寺も廢せしなり。今妙善寺山といふは、明善寺を傳へ誤りしなり。

慈廣寺　和氣郡　大澤庵　同

又同語錄に藤野保大士山慈廣禪寺あり。今和氣郡藤野鄉奴久谷といふ所に、地光寺ありしといふ寺跡あり。是大士山慈廣寺の跡にて、後世に慈光寺を地光寺と傳へ誤りしなるべし。又

寄ニ大澤菴主一

大士峯前思ニ大澤一、安心山下獨安禪、君今抱レ疾吾還老、來往不レ知能幾年。

此詩を語錄にならべ出す。大士峯前ニ思大澤一とあれば、大澤庵も慈廣寺の中に有し庵なるべし。

神宮寺陵　御野郡

北方村に有り。天子或は后妃皇子等の陵といふべき方料なるものなり。しかるに吉備津彥命の塚は一宮の上の山にあり。其外の皇子とすれは吉備兄彥皇子の陵なるにや。此皇子の事を考ふるに、景行天皇の皇子七十餘子あり。皆國郡に封じて各其國に行く、今時諸國の別といふは、即其別王の苗裔なりと日本紀に見えて、其皇子中八坂入姬の生る所七男六女ある、第十一なるを吉備兄彥皇子と申と記せるを以て考ふれば、此皇子吉備國に封ぜられ給ふ故に、吉備兄彥と稱せしなるべし。又其國に行とあれば、この國にましまし、此國に薨したまふなるべければ、推して是を察するに此皇子の陵か、この外に如レ此の陵有べきなければ、大やうたがはざらんか。其はじめ此北方村に式內の神天鉡神社ありし、其跡といふ所村中にあり。いつのころよりかこの神社を此陵の上にうつして今に有り。此神宮寺といふを、則天鉡の神社の神宮寺山とはいふなり。此神社の祭神何といふ事を知らねども、則此吉備兄彥皇子を祭り奉し神ならんには、陵も境內に有しなるべし。

*平賀元義の説に、蚊島田は上道郡大多羅の附近にして、今もこの地名小字に遺れること、金岡庄考に見えたり。就いて見るべし。

湯迫村古墓　上道郡

この墓何人の墓といふ事未ㇾ詳。日本紀に墓の方料を定られし中に上臣の墓の方料あれども、此墓夫にもまさりたる程なれば、上臣の墓なるべし。此上臣といふは後の公卿をいふなるにぞ。然るに國史補任等にて考るに、此國に墓あるべき公卿多からす。中に吉備大臣の塚は備中にあり。和氣清麿丸卿のは磐梨郡にあり。其餘參議秋篠安仁卿、弘仁九年此國復任の後同十一年骸骨を乞て、是を許され、十二年薨したまふ。今按に、再任も有てこの國にしたしみあるまゝ、骸骨乞たまふ後に、もし此國府へ來りて住たまひ、こゝに薨し、爰に葬り申せしにや。此所國府市場村の隣り村にて、國府に近き所なり。此卿の事は安仁神社の下に註せり。並べ見るべし。

或曰雄略天皇の御時小弓宿禰の墓ならんと、されども是は攝津國の人にて、雄略の九年に三韓にてみまかりし後、その妻上道采女大海遺骸をとり歸り、古鄕に葬りし事日本紀に見えて、今和泉國日根郡淡輪村に其墓有よし、和泉志に見えたれば、爰の墓を小弓宿彌に當るは誤れる也。其妻吉備上道の采女大海、その墓をつかれし事を欣で、吉備上道*蚊島田の邑家人部六口を（家或作ニ家字一）送りし事計にて、この國の事には非ず。又蚊島田といふ所も未ㇾ詳。

和氣清麻呂卿墓　磐梨郡

金光三郎兼光塚　和氣郡

清麿卿墓磐梨郡石生鄕松木村にあり（石生一に和氣鄕に作る、ともに此郡に有る鄕にて、和名抄にも兩鄕ともみえたり。）其墓の形寶篋印塔のごとくにて、高五尺計、最古代のもの也。その處にては公家塚とも清丸塚ともいふ。其卿の傳類聚國史に

見えたり。曰

延暦十八年二月乙未廿一日從三位行民部卿兼造宮太夫美作備前國造和氣朝臣清麿薨。本姓磐梨別公後改藤野清麿。與姊廣蟲仕高野天皇、並蒙愛信。天皇落飾、廣蟲隨出家。法名法均。此時僧道鏡得幸於天皇、出入警蹕號法王。景雲三年七月、太宰主神阿蘇麿媚事道鏡、矯八幡神託曰、令道鏡卽帝位、天下太平。道鏡聞之情喜。天皇召清麿於牀下、曰、夢有人來稱八幡神使云、爲奏事情下尼法均。朕答曰法均軟弱難堪遠路、其代遣清麿、汝宜早參聽神之敎。道鏡復喚清麿、募以大臣之位。先是路眞人豐永爲道鏡之師、語清麿云、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾與二三子共爲今日之伯夷耳。清麿深然其言、往詣神宮。神託宣云、令道鏡卽帝位、天下太平。清麿祈曰、今大神所敎是國家之大事也。託宣難信、願現神異。神卽忽然現形、其長三丈許也。如滿月。清麿消魂失度、不能仰見、於是神託宣、吾國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輙望神器。是以神靈震怒不歆其祈、汝歸如吾言奏之、天之日繼必續皇緖、汝勿懼道鏡之怒。清麿歸來奏如神敎。天皇不忍誅。爲因幡員外介、改姓名爲別部穢麿、流大隅國。尼法均還俗爲別部狹蟲、流備後國。道鏡又追將殺清麿於道。雷雨晦暝未卽行刑、俄而勅使來、僅得免。干時參議藤原百川愍其忠烈、割備後國封戶鄕二十戶、送充於配所。寶龜元年聖帝登祚。有敕入京、賜和氣朝臣、復本位。姊廣蟲又掌吐納、敍從四位下云々。清麿練於庶務、尤明古事、撰民部省例二十卷、于今傳焉。奉中宮敎撰和氣譜奏之。帝甚善之。大學南邊以私宅置弘文院云々。公卿補任云、薨時年六十七。又清麿卿の墓の傍に同じ形なる小き墓あり。何の墓といふ事をしらず。按に卿の姉法均尼の墓なるべきにや。

和氣郡藤野村安養寺の前に實成寺といふ日蓮宗の小庵あり。爰に塚ありて、その上に三十番神堂をたつ。この塚里氏のいふは、木曾義仲の臣倉光三郎兼光壽永二年十月此安養寺にて、妹尾太郎兼

康の爲に殺されし、その倉光が塚といふ。或は和氣清麿卿の墓ともいふ。二つともたしかなる據はしらねども、松木村なるもの清麿卿の墓にて、藤野村なるもの倉光塚なるべし。そのさま今も尊卑おのづから分れたるがごとし。

*和氣氏の墳墓のその故鄕にありしことは、續日本紀に據るも明かなれば、清麻呂の墓も備前にあるは疑はし。實成寺古の藤野寺の遺蹟にして、藤野氏の氏寺たることは明かなり。藤野は和氣氏の始の稱なり。ここに國造宮あり。和氣氏は高祖佐波良以下備前美作の國造に任せられたり。卽和氣祖先を祀れるものなり。委しくは和氣清麻呂鄕貫考を見るべし、

笠金村墓　御野郡

今笠目山の山上に其墓といふもの殘れり。此金村は前に記せし鴨別命に笠臣を應神天皇の御代にたまひしその末孫にて、笠朝臣金村といひしなるべし。萬葉集に此人の歌四十二首を出せり。往古より今に至りて、備前にて雙なき歌人なり。其歌の中に。

　ますらをの弓ずゑふり起し射つる矢を後みむ人はかたりつぐかね

とあるは、越前鹽津山にて作れる歌なり。その次に角鹿にての歌もあり。此歌にておもへばすぐれたる精兵にて、武名も有し人なりけれども、世を經しことなれば、功名も傳らざるなるべし、拾遺和歌集に、此人の萬葉集の歌を出して、かなをかと假名にて書たれば、金村と書て、かな岡とよめることとなるべし。

　上道郡西大寺村に金岡の墓、金岡の筆あらひ水といふものあり。さらば是は畫工の巨勢金岡の墓なるべし。されども巨勢金岡此國なる人といふこと更に所ゝ見なし。按に西大寺の邊を金岡といひ又笠の金岡この國の人にて名あれば、其人の名により所の名あるが故に附會して、畫工巨勢の金岡の筆洗ひ水などいふ事を呼出せしか、もとより本據もなき事なれば、尤もいぶかし。

新大納言成親卿墓

此成親卿は中納言藤原家成卿の三男にて、今の阿野家この大納言の遠孫也。治承元年六月二日備

前國へ配流、同く七月十三日難波にて薨すと、補任に見え、平家物語には八月十九日失ひ奉るとあり。此成親卿の墓今兩所にあり。一つは備前備中の境なる有木別所に有木寺といふ小庵ありて、其邊に少き墓あり。今一つは備前一宮の本社よりは南なる所、神宮寺といふ寺の前にあり。是はその方料も大きにて、墓穴あり。上に五輪建たり。源平盛衰記には、大納言をは備前備中の境なる、有木の別所といふ所に迯捨、形のごとく堀石を疊て奉レ納。難波が後見知明といふ法師、此奉行したりけるが、其後大納言入道の死靈有けるを恐れて、社を造りて怨靈を祝ひ奉る。知明か若宮とて今にありと見えたれども、此若宮今はなし。同書に大納言の子少將成經鬼界島より歸京の時、その配所其墓等を尋られし時の詞に曰、御墓は何處やらんと問給へば、有木別所といふ山寺と申、是やこの備前備中の境なる、吉備の中山打過て、細谷川を分登りたまへば、かの別所にて何處の程ぞと尋れはあれにはべる一村松の程と申ければ、少將は萠出る若草を分入て見給へとも、其驗しもなければ、卒塔婆の一本もみえず。たれかは立べきなれば、只一村の松の本に八重葎ひき塞り、苔ふかく土の少し高かりける所をそ、其驗とも思はれける 中畧 なく／＼舊苔を打拂つゝ、墓を築て釘貫し廻て、道すから造られたりける卒塔婆墓の中に立たまひぬ。又參らん事も有難とて、墓の前に蓬葺の道場しつらいて、僧を請て少將と判官入道 康頼 と相ともに、七日七夜の不斷念佛申、卒都婆經一部かき、過去聖靈成等正覺とぞ祈給ふ 中畧 判官入道哀に思入て、成親を有木の別所に迯りたりけるにそへて、釘貫の柱に、

　　朽はてぬ其名計は有木にて身ははかなくも成ちかの卿

かくしるせしは、皆有木の別所に有る墓にての事なるべし。又一宮の南にある墓を今按に、吉部秘訓に曰、文治六年十一月十六日故成親卿の子息等備前國に下向、その骨を取て改葬有しと見えたり。此時改葬ありし墓なるべし。此成經、島より歸り再任ありて、此六年には參議にも任せられければ

此國にも下向、改葬して法のごとく墓をも築かれし故、流人などの墓とは見えず。大納言たるべき人の墓なりしなるべし。又寂室和尚の成親卿墓にて、

身亡ニ王事一只名存。悲看荒墳長蘚痕。千古中山春寂寞。巖花香可レ通ニ幽魂一。

語錄に見えて中山とあれば、有木に殘れる墓にて作れる詩なるべきにぞ。

親成卿の配所は、治承元年六月備前の兒島に御座しけると平家物語に見ゆ。(長門本には兒島田浦の柴の庵と云々)又曰、是は猶舟著近て惡かりなんとて地へ渡し奉り、備前備中の境庭瀨の鄕吉備の中山有木の別所といふ山寺に置奉る云々。(盛衰記には高麗寺といふ。又後に成經の尋ね行れし時の詞には、兒島より飛驒如意尻といふ處へうつし奉り、夫より有木の別所へうつし奉ると見えたり)是を今按に、兒島田井浦に、成親卿の配所の跡といふところ今もあり。又如意尻といふ處は未レ詳。有木別所の配所の跡、今そこに云傳ふるは、則其墓の有所に今に庵ありて、有木寺といふ。是配所なりといふ。異本平家物語に、其配所の跡といふより東へ十余町行て墓ありと云々、此説によらば、有木に墓の有所より、はるか西に配所有りと聞ゆ。いと覺束なし。

乙子村古墓　邑久郡

乙子村の城山の北裏に古き墓あり。その處にも誰が墓といひ傳ふことなくて未レ詳。今按に太平記に、建武三年五月に和田備後守範長播州阿彌陀が宿にて討死せし時、葬禮懇に取沙汰して遺骨を故鄕に送るとあれば、古鄕なる邑久郡和田にて取納葬りし事明らかなり。さらば此乙子の山の北裏は和田南の正當にて見るにも遠からず、便よければ範長をこゝに葬り、墓を建しなるべし。其五輪を見るに、建武の頃のふる墓の近國に殘れるもの此形に類すれば、範長が墓たる事大様たがはざらんか、下様のものゝ墓にはあらず。

多田入道頼定（貞イ）墓 御野郡

能勢修理墓 兒島郡

能勢修理大夫頼吉墓 御野郡

多田入道頼定か墓濱野村松壽寺にあり。寺に云傳ふ處、建武の亂に天皇の御味方に參り、天皇吉野にうつらせ給ふ後も、始終志を變せず。後に赤松則祐に當國の守護職を給はりて、しきりに將軍家に降らん事を頼定にすゝむといへども、是にしたがはず。（按に備前は南方へ屬せし國たるよし南方紀傳に見えたり。此入道は吉野より置れし守護なるにや、其後もしばし南朝に屬せしにぞ。故に則祐へ當國の守護を賜はりしは、頼定死後十年計後文和四年の事なり。されば入道と戰ひし事は、赤松播州に有て此國へ軍を出せしなり。其時赤松守護たりしと、寺にいふ說はつたへ誤れるなり）康永二年八月十三日終に此所にて腹切て死す。法名道鐵といふといへり。（異本太平記には源了入道とあり）是より先、延元三年七月八幡山にて、此入道は高木十郎政直・松山九郎安里といふ、名を知られたる兵を率て、北軍と大に戰ひし事も太平記に見えたり。其子太郎頼仲父入道生害の時十三歲なりしが、降參して武家に仕へける。入道遺言せしは、死後武家に降ことあらば稱を改て多田の名を恥むことあるまじといひける故に、多田を能勢と改て武家に仕ふ。夫よりその末葉みな能勢といふ。それより代を經て、永祿の頃能勢修理大夫頼吉、又能勢修理・能勢又五郎といひて、宇喜多直家に仕へて武名ありしものなど、皆その入道の末葉といふ。修理大夫頼吉が墓は岡山府下妙勝寺に有り。（今は寺の外町家裏に有り）能勢修理が墓は兒島郡鹽生村にあり。しかるに松壽寺寺記に、（近年に寺僧の傳へし說を以て書たる物なり）修理大夫も修理も又五郎も同人とす。されども修理

大夫頼吉が墓と、能勢修理といふ者の墓と別に二つあり。又五郎兒島波知濱にて鑓を合せしは天正十年の事にて、はるか年を隔てたり。此二人は別人なるべし。一人なりといふはいぶかし。所謂土岐十郎源頼貞。土岐伯耆守源頼貞。多田入道源頼貞なり。土岐十郎は、正中元年九月十九日京都三條堀川の宿所にて討死せし事太平記に見えたり。土岐伯耆守は玉葉集已來世々撰集の作者にて、作者部類に見え、武家百人一首の中の一人なり。曆應二年二月三日卒せし人にて、武名の事はきこえず。多田源了入道(一に曰道讃入道)は康永二年生害の事右に註す、是をば一に頼定とも書たり。同時同名實にまぎらはしきものなり。延元三年八幡城中にて、多田入道の手の者高木十郎政直松山九郎安里といへる兵、もし備前の人か、こゝにはその名いひ傳へし事なし。

小川御所墓　同畫像　磐梨郡

澤原村小川山自性院といふ寺に小川御所の墓あり。又其村の民武左衞門といふもの有り。その家に小川御所の自ら畫きたまふといふ畫像一幅を傳へて藏せり。そのさま帳をかゝげたる下に官女一人あり。其家に云傳ふ所は、都の人の漂落して此所に來り隱れ住、爰に身失し人なり。此武左衞門が先祖その小川御所に附來りて、此所にあり。子孫今に住すこと如レ此といふ計にて、いかなる人といふ事云も傳へず。今按に親長記宣胤卿記にしるせる所に、小川御所といふは慈照院將軍(義政公世に稱東山殿)の御臺富子也。是は日野政光公の娘にて、義尙將軍の母公なり。京都一條の南小川の西に御所あつて、小川御所といふ。(今も其所を小川殿町といふ)此御所は文明の初に新造ありて、慈照院將軍の御所なり。文明八年には行幸あり。しばらく內裡ともなりし御所なり。文明十二年將軍東山の慈照院に移り住たまふ後は、義尙將軍つゞきて御所となり。その母公富子も同じく住たま

ひけるに、延德元年二月義尙將軍（此時は義尙を義熙といふ）江州鈎里の陣中に薨したまひ、東山殿も其翌年正月に薨したまふ。其後も御臺富子のみ此御所に居たまひける故に、世にこの富子を小川御所と稱しける（此時より富子を妙善院殿といふ）義政義尙兩將軍薨したまひし後も、東山殿の養子義材將軍の母公は、小川御所の妹、是も政光公の娘にて富子も義材將軍の姨なれば、さのみ勢も衰へざりしに、義材將軍河內國正覺寺敗軍の後とらはれとなり、周防國へ下向あり。明應二年義澄へ將軍移りしより、小川御所勢おとろへ、終に京都の住居したまふ事もなりがたく流浪有し之、此國の澤原村へたよりある事ありて隱れ住たまひしなるべし。かく人しらぬ所へ身を隱し給へば、世にしるものもなく、まして亂たる世何に記し置事もなければ、後世にその名殘らず。世に傳らず。知る人なきに、此所の山に小川御所の名も、其のしるしの墓も殘りたるせめての事なり。それを以て考ふれば、此寺を自性院と今いふも、東山殿の菩提の爲に建られて、もとは慈照院なりしを後に書誤りしなるべし。又此所に五所八幡といふ社頭あり。是も京都室町の御所に八幡を勸請ありて、五所八幡と稱せられし、是を爰に又勸請して御所八幡といひしを、五所八幡と書誤りしにぞ。今爰の武左衞門が家の紋鶴の丸の下に二つ引なり。考ふるに鶴は日野家の紋なり。二つ引は足利將軍家の紋なり。この小川御所の家臣の相印に此紋ありしより、おのづから武左衞門が家の紋とせしなるべし。此等の據多ければ、小川御所は東山殿の御臺義尙將軍の母公、日野政光公の姬君富子にて、後に妙善院といふ人に疑ひあるべからず。

あまが塚　兒島郡　馬　塚　邑久郡

馬塚、いま福里村の桂山といふ山の麓に有り。あまが塚といふは兒島郡宮の浦に有り。此馬塚の事源平盛衰記に見えしは、むかし備前國に海佐介（アマ）といひけるこそ兵の聞えありければ、西戎を鎭ら

＊越知系圖に孝靈天皇第三皇子を伊豫皇子と云ふ。この第二子を三宅姓の始祖となす。吉備兒島に住すとあり。この皇子の弟を小千皇子と云ふ。伊豫和氣島に居る。その孫に天狹介といふものあり。天狹介海佐介國音相同じ。三宅姓を以つて伊豫皇子の後となし、而も兒島に居るとなし、而してこの一族に天狹介といふものあるが如き、是等古傳説と何等かの關係あるが如し。

れん爲に官兵をさし副られたりけるに、官兵は舟に乘けれども佐介＊は馬に乘ながら、海の面歩せて本國に歸けるが、備前の內海にて海鹿(イルカ)といふ魚に馬を誤られけれども、馬少しもひるまずして佐介を陸地へ着て後に馬は死けり。其所に堂を立て孝養(供カ)しける、馬塚とて今にありとみえし。その馬塚是なるべし。一に此兒島のあまが塚といふは、此海(アマ)佐介が塚なるべし。更に此兒島のあまが塚を馬塚ともいひ、今に塚あり。盛衰記に見えたるごとくにては、兒島なるもの馬塚にて、福里村にあるものあまが塚なるにや有べき。又邑久郡服部村に圓山の城といふ古城山あり。海佐介が居たりし城とその所にいひつたふ。福里も遠からぬ所なれば、佐介が城といふさも有べし。又兒島の西備中よりの渡りげに天城村あり。是もかの海左介が城ありてその名の後世に殘りたるにぞ。この海佐介が事盛衰記に見え、この國にも其舊跡今も殘りたる多ければ、此事のありしはまかふべからざれども、此事實國史野史等にも見ざるにや。今按に日本紀敏達天皇十二年秋七月に、紀國造押勝と達率日羅と百濟國に在けるを召けるに、押勝は十月に歸しけれども、日羅は百濟の國王をしみて歸さゞりければ、吉備海部(アマノヘ)羽島(シマ)を百濟に遣して、日羅を召ければ、則日羅をつれて海部羽島兒島の屯倉(ミヤケ)に歸り至るといふ事みえたり。もしこのあまの羽島吉備の國の介などにてあまの佐介と唱へ、此馬の死たりし事實盛衰記に見えしは、此羽島が事なるにや。

大伯海　邑久郡

邑久郡の海なり。其中奥浦牛窓のあたりをいふがごとし。むかしは邑久郡を大伯(齊明紀)或は大來(天武紀)ともかけり。齊明天皇七年西をみづから征したまふとて、正月八日御船大伯の海に到る。時に天武の后太田姫皇女、爰に姫宮を產したまふ。所の名を取りて大伯皇女と申すよし、日本紀に見えたり。しかるに續古今集に、順德院の御歌に

うしとても身をばいづくにおくの海のうの居る岩も波はかゝらん

此御歌に云ふ此國不審なりと井蛙抄に註し、また新古今集定家卿

尋見るつらき心のおくの海よ鹽干のかたはゆふかひもなし。

此歌にも同抄に、おくの海陸奥かと註せしはいぶかし、當國邑久郡のおくの海は、皇女の御名にもとりたまひ、國史にも見えて顯然たるに、御製又定家卿の歌、ともに備前としるさず陸奥かとは、いかでか頓阿法師不審をばなせし。尤蝦夷が島によみ合せし奥の海陸奥なるに混ぜし故にて、近代の名所記名寄等には、みな陸奥國の奥の海とせしは甚誤れる事なり。

響の灘　兒島郡

響のなだは今の比々村の灘なり。此名所を攝津國とも、播磨國とも、備前國ともいふ。津國といふは、忠見集に津の國に侯けるに召上せて、天暦の御時御厨子所に侯て奏する歌。

としを經てひゞきの灘にしづむ舟波のよするを待にぞありける

とよめるによれるなり。又播磨といふは、同じ集に

音にきくめにはまだみずはりまなる響のなだと聞はまことか

これはうかれめの歌なり。かくあればはりまといふも疑あるなり。實は備前國なり。河海抄に李部王記を引て曰、天德四年六月十一日備前使申言、賊舟二艘（純友等なり）響奈多より舟を捨て脱遁、疑らくは京に入歟と云々、是備前なる證なり。又源氏物語にも、玉葛の筑紫より上京ある舟路にもひゞきの灘・から泊・川尻と書つゞけたれば、備前の韓泊より西に響の灘ある事明かにて、津國播磨にあらず。故に三光院の抄にも備前なるよしを註したまひ、勅撰名所集にも備前のよしは記せり。近代の松葉集杯のねざめごときに播磨と注せるは、忠見集のうかれめの歌あるによりしばかりにて、

くはしく考へざる故なり。

玉浦　兒島郡

今兒島南おもての海邊加茂の庄玉村あり。是玉の浦なり。萬葉集（十五）天平八年丙子夏六月遣使ニ新羅國ー之時、使人等各悲レ別贈答、及ニ海路之上ー慟旅陳思作レ歌、竝當所誦詠古歌八首乘レ船入レ海路上ノ作歌　作者不詳

しほまつとありける舟をしらずしてくやしく妹をわかれきにけり

あさびらきこぎでてくればむこの浦のしほひのかたにたづが聲すも

わぎもこがかたみに見んを印南づま白波たかみよそにかもみん

わだつみのおきつ白波たちくらしあまをとめども島がくるみゆ

ぬばたまのよはあけぬらし玉の浦にあさりするたづ鳴わたるなり

月よみのひかりをきよみ神島のいそまのうらゆ舟出すわれは

はなれそにたてるむろの木うたかたもひさしき時をすぎにけるかも

しましくもひとりありうるものにあれやしまのむろの木はなれてあるらん

同卷屬レ物發レ思歌一首竝短歌　作者不詳

あさされは、いもが手にまく、かがみなす、みつのはまびに、おほぶねに、まかぢしじぬき、からくにに、わたりゆかむと、たゞむかふ、美奴面をさして、しほまちて、みをびきゆけば、おきべには、しら波たかみ、うらまより、こぎてわたれば、わぎもこに、阿波ぢの島は、ゆふされば、くもゐがくりぬ、さよふけて、ゆくえをしらに、あがこころ、あかしの浦に、ふねとめて、うきねをしつゝ、わだつみの、おきべをみれば、いざりする、あまのをとめは、をぶね

のり、つららにうけり、あかときの、しほみちくれば、蘆べには、たづ鳴わたる。朝なぎに、ふなでをせんと、船びとも、かこも聲よび、にほどりの、なづさひゆけば、いへじまは、雲井に見えぬ、あがもへる、こゝろなぐやと、はやくきて、みんと思ひて、おほぶねを、こぎわがゆけば、おきつ波、たかくたちきぬ、よそのみに、みつゝすぎゆき、玉の浦に、舟をとゞめて、はまびより、うらいそをみつゝ、なくこなす、ねのみしながゆ、わたつみの、たまきのたまを、いへづとに、いもにやらむと、ひりひとり、そでにはいれて、かへしやる、つかひなければ、もてれども、しるしをなみと、またおきつるかも。

反歌

たまのうらのおきつしら玉ひりへれどまたぞおきつる見る人をなみ。

あきさらばわがふねはてんわすれがひよせきてをけれおきつ白波。

始の八首の歌攝津國武庫浦、播磨國印南、次に玉浦、備中神島と次第したり、後の長歌は、淡路島播州明石浦、同國家島、さて玉浦とよみつゞけたれば、備前國の玉浦なることとまがふべからず。然るに萬葉集(九卷)紀伊國作歌二首を出して

わが戀るいもにあはさず玉のうらに衣かたしき獨かもねん

とある、是は紀州にて、備前も、紀州と同名の名所あるなり。この紀州の歌によりて、八雲御抄に玉浦を一つにみな紀州と書せ給ひ、仙覺抄にも萬葉の歌をみな紀州として、備前國の玉浦をわけしるさゞるより、後世の歌枕等に紀州とのみ記して、備前の玉浦をしる人なし。兩國に同名の玉うらありて、おのづから分てること、爰に註するがごとし。混ずべからず。

同七卷に

あり磯ゆもましておもへや玉の浦離れこじまのいめにしみゆる

*萬葉集名所考にはこれを紀洲玉浦に擬せり。

とあるより、後世玉浦*にはなれこじまをよみ合する歌あり。是をよみ合たる紀州か備前かわかねども、當國兒しまの玉浦なれば、はなれ小島とよめるも、備前なる玉浦をよめるにや。

神島の濱　屍島　京上﨟　兒島郡

神島の濱を八雲御抄に備前の名所としたまひ、かばね島を能因の歌枕に備前の名所とす。されども今名をよぶ所聞えず。しかるに萬葉集云（十三卷）備後國神島濱調使首見屍作歌一首並短歌

玉鉾の、道に出たち、あしびきの、野行山ゆき、ひたす川、ゆきわたりては、いさなとり、海路にいでゝ、ふくかぜも、おほにはふかず、たつなみも、のどにはたゝず、かしこみや、かみのわたりの、敷なみの、よする濱べに、たか山を、へだてに置て、いりぶちを、枕にまきて、うらもなく、こやせるきみは、母父の、愛子にもあらむ、わか草の、妻もあらむと、家とへど、家路もいはず、名をとへど、なだにもつげで、たがことを、いたわしとかも、しきなみの、かしこき海を、たゞわたりなむ。

反歌

母父も妻も子どももたかたかにこひと待けむ人のかなしき。

家人のまつらむものをつれもなき荒磯をまきてふせるきみかも。

いりぶちにこやせる君をけふけふとこむと待らむ妻しかなしも。

いる浪のきよする濱につれもなくこやせる君が家路しらずも。

萬葉にかく備後國神島濱と見えたれども、神島の濱は、備前の名所たる事たしかに順德帝の御抄に記させたまへば、萬葉に備後といへるは、備前を後世に備後と書寫し誤れるなるべし。さてその濱によき人の屍のありけるをみて、此和歌どもよみ出して、世に名高く、此集にも記されしより、此

島の名をかばね島とのみ稱して、神島の濱の名廢りて、おのづから世に屍島と呼改しなるべし。さて能因の歌枕にも名所とし、後頼の歌

むかし人いかなるかはねさらされて此島にしも名を殘しけむ

と名寄に見え、ねさめの物語にもかばね島の名見えたり。しかるに此屍京都の上﨟たる人なりければ、則此神島の濱に葬てしるしの墓をたてて、此墓を京の上﨟といひしより、屍島の名佳名ならぬを忌て、又後世に京の上﨟とよぶ事になりしにぞ、今も京の上﨟の墓とて、其濱に大きなるふるき墓立たり。さらば神島の濱といひ、かばね島といひ、今京上﨟といふ。その名はことなれども島は同じ島なるべし。げにも此島の邊は小き島多くつどひたる所にて。海賊のあつまる事往古より今に至れり。夫故この海邊に要害を作り、兵器舟楫を置き、勇敢の者をして非道の備ありし事國史に多く見えし。又その故に、源氏物語にも此響の灘に海賊の早舟の事をかけるも、世にこの所の海賊名高きが故なり。むかし京都の樂人筆篥の小調子をふきて難をのがれ、又まきき矢を以て其賊を射しりぞけし事などふるき物語に多く見え、夫よりははるか後に、周防の國司戸坂の某、安藝國の溫科左衛門此邊にて海賊に逢しことも語り傳へて。此災ひ多き所なれば、かの京の上﨟の屍ありしも、かゝる難にあひし人と見えて、萬葉の和歌等よくこの所に叶たる事跡といふべし。

いまはの里　いはま村　上道郡

能因歌枕にいまはの里備前のよしみえたり。今按に岩間村あり。其村の山の麓に岩間山西明寺といふ古寺あり。北條時頼再興有し寺といひ傳ふ。爰に岩間櫻岩間井などありて古き所なり。いまはは、若しいはまをかき誤れるにや、いまはといふは佳名ならず。里の名によぶべきものとも思はれず。大やう岩間をあやまれるなるべし。

おきつかり島　心みの浦　鶯のうら

此名所今何かたにも聞えず。おきつかり島八雲御抄にあれども、萬葉集長門なるおきつかり島とよみたれば、當國なる事いぶかし。心みのうら、鶯の浦は、能因歌枕に見えたれども今思ひなぞふべき處もなし。今の御野郡の田畠新墾の地多ければ、此所むかし海にてありし時に有し浦の名にて、その處新墾の地となりしより、浦の名どもすたれけるにや。

右大伯海已下の名所近來の歌枕等に、當國の名所にのせず。他國の同名所あるに混じて一つに附會す。このほか箕山・箕里・岩井島・韓泊等此國なる事をしらず。如〻斯類以前にたれ考ふものもなく、又後に世を隔て行けばいよいよその處を失ひて、この國の名苑すたれなんことを惜む心の忍ばれざるまま、淺見の今按を思ひ出、見出すに任せて、おろ〳〵註し付ぬ。されども今按をなすべきにもたよりなきもの又あり。是は後に殘して其名ばかりを出し置ぬ。後見ん人所見を得る事あらばしるし付べし。又萬葉集に

春さればわぎへの里の川とにはあゆごさばしる君待がてに

といふ歌をとりて、和岐覇里といふを名所とし、和氣郡和氣村にあてて、藻鹽草松葉集等に當國の名所に出せり。和岐覇は萬葉に一には吾家とも書て、わきへの里とは吾家さとといふ事にて、更に所の名にはあらず。まして此歌は肥前國松浦川にて娘等がよみし歌なり。此筑紫の事を此國の和氣村とす。誠によりもつかぬ事を附會せしなり。かゝる事ともよく〳〵おもひて、實か、あらぬかを辨へて知るべし。

官道驛家

當國むかしの驛路を考ふるに、延喜式に備前國の驛馬坂長・珂磨・高月各二十四疋、津高十四疋と見えたり。坂長は今の三石の驛なり。珂磨は盤梨郡可眞上村下村あり。是なり。高月は赤坂郡に以前高月村ありし。いつよりか其名廢れて和田河本立川の三村になりたり。その隣村に馬屋村といふあり。是昔高月驛のありし所といふ。驛の名馬屋郷といふにのこれり。是延喜の頃よりの驛にて、その以前は又かはりけるにや。往古には藤野の驛みえたり。延暦七年藤野驛を河西に遷置て、水難を避んと百姓の請事ありて許レ之といふ事、續日本紀にみえたり。今是を考ふるに和氣川より西磐梨郡に松木村あり。民間の口碑に松木はもと驛ムマツキ村の訛なりといふ。さらば此松木村は藤野の驛を川西へ延暦にうつせし所なるべし。此所もむかし一都會の所なりしにや。和氣淸麿卿の墓もあるなり。その驛又西へうつりて珂磨の驛は出來しなるべし。しかる故か坂長(三石)より珂磨に至るは遠くして四里にもあまるべし。此驛路久しく續きて、建武又觀應の頃までたがはざりしにぞ。建武三年將軍尊氏九州より上洛の時、陸路の軍勢藤野寺に陣せし事今の寺の古文書に見え、其後觀應二月正月尊氏將軍當國へ下向の時も、斯波左衞門佐制札の書を出されて、是も今に寺に藏せり。これにて知るべし。將軍下向にて當國福岡に逗留ありければ、是より已前に國府市場の國府福岡へうつりて其巡路なれば、驛路も今の道にうつりたるにて、其年月未レ詳ざれども、今川了俊の道行ぶりに(應安五年九州の探題となりて下りし時に書し道の記にや)書しは今の驛にて、香々戸より福岡に泊り、みのの渡りを越て辛川に泊と見へたれば、觀應より應安のはじめまで凡二十年計の中に、驛路あらたまりしなるべし。今は三石・片上・藤井・岡山・備中板倉と驛宿次第したり。しかるに秀吉公備中高松攻の時下向、沼に休みあり。上洛の時も沼に逗留ありければ、其頃まで沼驛にてありしにぞ。其時までは沼村は城下にて、町家もありしなるべし。其頃までは藤井の驛の名は聞へず。又岡山の城下いまだ出來ざる以前は、古津はなより山にそひ、釣の渡りをへて辛川驛に至りしなり。今にその古道の跡、半

*平安時代備前國司が國府より上京するを見るに、先片上に至り。これより水路上京せしが如し。

田山の麓にあり。宇喜多直家岡山の城へうつり、年々に繁昌せしより、岡山の方へ通行し、驛もここにうつりて今に至れり。又秀吉公朝鮮征伐の時、九州へ下向の泊々をしるせしものに、姫路より赤穗、赤穗*より片上、片上より岡山とあり。されども赤穗の方へ通行し、爰に驛宿ありし事外に見し事なければ、赤穗になべて泊有し事は覺束なし。何ぞ子細有て、秀吉公の旗下の人數ばかり、その道を通行せし事なるべし。

備前國府

國府は昔上道郡國府市場村に有し故にその名今に村名に殘りたり。和名抄に御野郡に國府を記され、源順の時代には此所御野郡に屬せしにや、平家物語に松殿殿下を備前國へ流し奉りて、國府のあたり湯迫といふ所に置まゐらすとありて、その配所の跡湯迫村にあり。則國府市場村の隣村なれば、此所國府たりし事まがふべくもなし。又備前守行家國府にありし事も、つゞきて源平盛衰記に見えしもおなじ國府なるべし。其後は國府の事所見なし。鎌倉將軍の頃より、國府市場村の國府すたれて邑久郡福岡へうつりけるが、觀應元年當國へ尊氏將軍下りて、冬十一月より二年正月まで福岡村に逗留ありし事太平記に見えたり。又嘉吉に、山名相摸守に當國の守護職を給りし時も、その家臣福岡へ集り居し事も聞へ、それよりはるか世を經て、秀吉公の備中高松攻の時もここに逗留有しと聞えし。されば鎌倉將軍の頃已來は、當國の國府は福岡なりしにぞ。又按に此福岡此時始て起しにもあらず。往昔の國府この處なりしにや。大津皇子（天武帝子）朱雀元年六月薨したまひし時、其子粟田王を此國豐原庄へ流させたまひし事體源抄に見えし。（此粟田王の子公連に始て豐原の姓を賜ひしも、此居給ひし所の名を取しなり。今樂人豐原氏は其遠孫なる事も同書にみえし）すべて、昔貴族を配流の事を記せるに、必その國の府の邊に置まゐらすならはしのやうにあれば、此王を置まゐら

せし豊原庄と、福岡庄と並びし所なれば、その世の國府福岡なりしにぞあるべき。其後府、國府市場へうつりてもこの福岡そのまま都會の地にて、後世に及しにぞ。故に昔名匠の鍛冶多く爰に居て太刀・刀を代々作り出して、今も其劒刀世に殘りて福岡一文字など稱して、名高きもの今も多し。是にても一都會なる事を知るべし。故にむかし軍團と稱せし所も此邊にありしや。この福岡の南につづきて遠からず今木の城有し。今もその城跡豊原庄向山村といふに殘れり。此今木城は壽永元曆の頃、備前にて第一名高き城にて、武士も多くつどゐ居りし所なりしにぞ。四國の河野九州の尾形等源氏に附て、この城に籠り居るを、能登守敎經爰へ渡り來て攻落されし事、平家物語に見えたり。その後、元弘に備後三郎高德作州院庄へ參り、官軍を催し、已來此國に軍を起して、官軍へ參る國の兵はいつも此今木・大富・射越・和田等なれば、ここは兵の集りし所と見ゆ。よりて考ふれば鎌倉將軍已來國々に守護地頭を置れし時、この國の國司の廳は福岡に有り、守護の居所は今木の城にありて、國の兵ともこの城下に集り居しにぞ。さてその守護たりし人の中に、元曆に佐々木三郎藤戶の先陣し、海を渡せし功をほめて兒島をその賞に給りし後、その子孫此國にありし事久し。さあれば其子孫なりし佐々木黨の人も、守護となりてこの今木の城に在し事有べし。その時家に傳へて三郎盛綱の甲冑のありしをとり出して、あたり近き上寺の八幡宮に奉納せしもの、今に傳はりしにや。その社頭に言傳ふる所は、藤戶の渡をせし時、此社頭はるかにをがまれさせたまひし故に、この鎧をここにおさめられしといへども、藤戶より此上寺までは其遠きこと十里にも及ぶ程なれば、はるかに見えたりとも社頭など有事はいかでか見えわかつべき。その上かゝる遠き所を、戰の事しげき時に尋來りて奉納せんことの有べきならねば、此說はいといぶかし。また兒島備後三郎高德、兒島は家の稱號、備後はその父備後守なりしゆゑなり。邑久郡和田の人なれば、和田とも稱しける。今木三郎と異本太平記には書たり。是は此高德三宅兒島等の一家の長なりし人にて、其時今木城主たりし故に、

今木とは稱せしなるべし。扨太平記に今木・大富・和田・射越のものども書て、その村里の名今存して近隣につゞいたるに、今木村といふ名は聞えずして、向山村に今木の古城の跡のみあり。さらば今木といふは城のふるき名にて、村の名にてなきなり。思ふに此城往古より有て、もとは今城と書しを後世に今木とは書誤り來りしなるべし。扨備前にては代々都會の地にて、福岡を國府とも稱せしほどなりしが、慶長の頃より今の岡山の地にうつりて、もとより四神相應自然に備はりたる勝地なれば、年をかさねて、ますく繁昌して今に至り、よろづ代もつきせぬ府とぞなりにけり。

寸簸のちり跋

きびの道の口の國の中なる昔の所の名とも訛り傳へて、その名所舊跡を今失ふにあり。殊に南海にむかひし國なれば、新墾の地にあらたまりぬるもあれば、いとどあらぬかたにふりし名をよぶこと多く、又里民の口碑にのこれる事もまれなれば、むかしを今におもひなそへなんにも所なしよりて舊史・舊典・和歌の集に見えし所、或は古物語り野史釋家の語錄等までも、その徵とせんに、たより有ものをとりてをちこち今按を加へて、爰にしるしつけてきびの地理と題す。その中に同じ國の中ながら、程を隔たる村里はこゝら近き山林水村にかはり、見聞するにうときのみか、今綠雲庵にかきこもる身には、ひろくとめたつねむ事もかたければ、おのづからもらせる所あり。誤りしるせることも多かるべし。後見ん人考ふることありて是を正し、しるし付なんことを併請ふのみ。

安永七年の春

土肥經平誌之

寸簸之塵下之卷　終

備前名所記

備前名所記目次

備前國境名所

已上

備前名所記

土肥經平著

笠呂山　御野郡

應神天皇二十二年九月に吉備國に行幸ましく〳〵て、加佐米山に遊獵し給ひしこと、日本紀姓氏錄に見えて、古に其名あれども、和歌によめるも、八雲御抄等の歌枕には此山の名はみえず。たま〳〵夫木集に一首あれども、是も何れの集に出し事かはしらず。里民訛ていまは笠井山といふなり。

夫木集　天か下かさめの山の草木まて春の惠に露ぞあまねき　　隆博卿

箕山　御野郡

歌枕の類みな美濃國みののを山に之を混じ出したるは誤なり。みの山といふは備前國なり。體源抄催馬樂の事を書しには、備前國と出したり。今岡山の城の北にある山なり。

催馬樂　蓑山

みの山にしゝにおひたる玉かしはとよのあかりにあふかたのしさやあふかたのしさや

催馬樂註秘抄曰、愚案ミノヤマニシヽニオヒタル玉カシハトヨノアカリニアフカタノシサ、此歌は、承和御門の大嘗會の悠紀の風俗の歌也。シヽはシケクオヒタルと云ふ心なり。シケシも同事なり。

寶治二年百首歌奉りける時豐明節會

新拾遺集冬　みの山のしら玉椿いつよりかとよのあかりにあひはしめけん　從二位行家
名寄　みの山にいつともわかぬ杉の葉もしるし計りの松風そふく　成茂
名寄　故郷となりにし世よりみの山の玉の葉柏とる人もなし　よみ人しらす
夫木集　玉かしは逢みそめにしみの山の豐の明りぞけさは戀しき　小辨
七枯抄　みの山のしゝに生たる玉柏豐の明りに逢ふかうれしき

箕里　御野郡

近代の歌枕の類に國不レ知とあり。則備前國御野郡三野村なり。
堀川百首　五月雨にぬるゝもしらぬみの里の門田の早苗いそきとる也　師時

みのゝ渡　御野郡

三野村の北に鐶子の釣といふ所あり。是をつるの渡りともいふ。此邊也。それよりこなたに川あり。みのゝ渡といふ。
道ゆきぶり　ふる里も戀しからめや東路のみのゝ渡とおもはましかは　今川了俊

大島　御野郡

今兒島郡の西の海上に大島といふあり。又備中國にも大島といふあり。去れとも都への道によせ、水母をよみかた（鹿田）を讀合すれば、今の岡山の地なるべし。岡山の市中の北は出石郷、南は鹿田庄也。又萬葉集に岩井島とならべよみたるにてもしるべし。
周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌八首

筑紫道能可太能於保之麻、思末思久母、見禰婆古非思志、伊毛乎於伎弖伎奴八首の中第四に淡路しまをよみ、次に此歌を出し、次に岩井島の歌あり。その歌は奥に出づ。

女につかはしける

後撰戀一　人しれす思ふ心はおほしまのなるとはなしになけく比哉　讀人しらず

女につかはしける

同　戀二　おほしまに水をは戀しはや船のはやくも人にあひ見てしかな　大江朝綱朝臣

おほしまのなるとゝいふ所にてよみ侍りける

新勅撰旅　都にといそくかひなくおほしまのなたのかけ地は鹽みちにけり　惠慶法師

題しらす

續古今雜中　思ふことなをしきなみにおほしまのなるとはなくて年の經ぬらん　正三位知家

題しらす

續千載雜上　あまを船今や出らん大島のなたの鹽風吹すさふ也　按察使資平

上とのはま

家　集　おほしまのなるとの浦のこきかたさうへとの濱もかくやあるらん　元　眞

○

玉　吟　あさ衣かたの大島行まよひあはて此世や波にしほれん　家　隆

夫木集　逢事のかたの大島いたつらにこゝろ盡しの波にぬれつゝ　爲　家

同　聲をたにかよはんことは大島やいかになるとの浦とかはみし　和泉式部

同　大しまのまつ吹聲に聞ゆなるみちある時の秋の初風　經　光

同　大島やをちの鹽あひを行舟のかち取あへぬ戀もする哉　惠慶法師

夫木集　さりともと身のうきことは大島の神のこゝろをたのむ計りそ　具氏

同　大島や波間にいそく早舟のほにも出すて戀渡るかな　よみ人しらす

千首　大島のなるとを過る程なれや夜舟に近き松風の聲　爲尹

永正十三年八月、月次の歌に島月を

雪玉三　秋の夜もなかき名にのみおほしまの月や早舟行路もなし　實隆

○

現六　大島のなたのかちゝに鹽みちて今日はなるとに泊りぬるかな

源氏玉葛、舟子とものあらゝゝしき聲にて、うらかなしくも、とほくきにけるかなと、うたふをきくまゝに、ふたりさしむかひてなきけり。

姉歌　舟人も誰をこふとか大島の浦かなしけに聲の聞ゆる

妹あてき　きしかたも行衞もしらぬおきに出てあはれいつくに君を戀ふらん

ひなの別におのがじゝこゝろをやりていひける。かねのみさきを過てわれはわすれすなと、夜と共のことくさになりて、かしこにいたりつきて云云。

大島といふ名所、伊豆・播磨・備前・周防等の國にあり。又源氏物語によみたる大島を、河海抄に筑前國とす。是は玉葛を乳母のつれて筑前へ下るといふと、金の御崎をならへ出したるより、松岩寺のとゝも考あやまり給ふにや。此物語の外、歌枕などにも筑前といふことは見えす。歌も聞えす。されば是も筑前への海路なれば、備前國の大島をよめるなるべし。名寄に、平泰時の歌雪晴て大島白き朝なきにさゝの葉うかふ沖のつり舟、とあるは伊豆國なり。堀川百首に隆源の歌、終夜大島あらしおろすなり高砂舟はいまそ出へき、とよみしは播磨の國なること、まかふべからず。其外はみな

此國の歌か。しかるに近代に名所を集めしるしたる松葉集、秋のね覺など言ふものに、歌を分て鳴門灘かだうへとの濱などの讀合たる歌を、周防とするは何によりていひしや。夫木集などによりたるべし。されど大しまを周防といふもの、もと萬葉集に周防國へ行時の舟路にてよみたるより、周防といひたるなり。されば淡路島を讀し次に、大島岩井島と次第して歌も出たり。此の二つの島、ともにかの國へ下る舟路備前國にての歌なり。後世周防國と萬葉集に書しを見誤て、大島に周防の名をよぶなるべし。根元備前の名所たるによりては、八雲御抄をはじめ歌枕の類に、ふるくは備前國とありて、周防國の名はきこえぬか。これゆゑ大島の古歌を總てこゝに出しぬ。

又大島に神をよむこと、以前岡山の地に今村宮鎮座ありしを、城を築くみきり、今の今村へうつし奉り、其外石山明神・天滿天神宮鎮座ありし。是等を大島の神といふて歌にもよみしなるべし。

大河　御野郡

此郡と上道郡との境をながる。上にて箕の渡といふ。下にて大河といふ。みの川とも、西川とも古きものに書たり。いま朝日川といふは近き頃の名にて、其據も知らず。

*大河のをちかた野邊にかるかやのつかのまも我忘られぬやは　よみ人しらず

*此歌萬葉集相聞に載せたる歌なるを大名兒を大河と改めたるまでにして全く編者の誤なり從つて名寄には見る所なし作者も皆異れり

岩井島　御野郡

八雲御抄に當國のよし見えたり。岡山の城の西、津高郡にさかひたる所に石井といふ小村あり。今は海はるかにへだてたれども、島の形はのこれり。

萬葉集十五曰、周防國麻里布浦行之時作歌八首

伊敝妣等波(イヘヒトハ)、可敝里波也許等(カヘリハヤコト)、伊波比之麻(イハヒシマ)、伊波比麻津良牟(イハヒマツラム)、多妣由久和禮乎(タヒユクワレチ)。

久佐麻久良、多比由久比等乎伊波比之麻、伊久與布流末弖、伊波比伎爾家牟。

神村山　上道郡

湊村と網濱村との境にある西へ尾さしたる山をいふ。藻鹽に當國と見えたり。

夫木集　萬代をさしてそ祈る千早振神村山の峰のまさかき　　よみ人しらず

春湊　上道郡

湊村にあり。神功皇后筑紫より上らせ給ふとき、此所に御舟かゝりて年を越させ給よし、里民の口碑にあり。歌枕にはすべてみえねど、八雲御抄に作者名所と思はで讀みたれども、諸國所々名多ければ、自然にあふもありと書せ給ひし。豐前國に秋の湊ある類にて、慈圓の春の湊の歌、此所と見てたかふべからず。又藤戸といふ謠の言葉に、春の湊の行末やふじとの渡なるらんといふも、こゝに當れり。

旅

拾玉集　波に行くこゝろのはてやこれならん春の湊の春の明ほの　　大僧正慈圓

同　見つる哉春の湊にうきねして霞にもるゝ波の初花

大伯海　邑久郡

齊明天皇七年御船にて西のかたを征伐せさせ給ふ時、正月八日御船大伯の海に到る時、天智天皇皇女大田姫の皇女、天武の后宮にてわたらせ給ひしが、ひめ宮をこゝにあれまし給ふ。是を所の名によせて大伯の皇女と名付奉るよし日本紀に見えたれば、おくの海といふは邑久郡奥のうらの海な

るべし。しかるに蝦夷が島をよみ合たる陸奥國のおくの海あるに混じて、すべてを陸奥とするは誤りなり。されば一本に蝦夷をよまざるおくの海を、國不レ知とも書たり。

新古今戀四　題知らず　　定　家

尋みるつらき心の奥の海よ鹽干の方のいふかひもなし

續古今雜中　百首の御歌の中に　　順德院御製

うしとても身をは何くに奥の海のうの居岩も波はかゝらん

續後拾遺戀一　弘長元年百首の歌奉りける時、不レ逢戀　　常盤井入道大政大臣

尋ねてもあたし心の奥の海のあらき磯邊はよる舟もなし

同戀一　題しらず　　後鳥羽院御製

我ためはつらき心のおくの海にいかなる海士のみるめ刈らん

新千載集冬　嘉元百首奉りける時　　前中納言爲相

夜をさむみ翅に霜やおくの海のかはらの千鳥更けてなく也

新續古今戀四　百首歌奉りし時、寄レ海戀　　左大臣

おなしくは思ふ心のおくの海を人にしらせてしつみ果なん

考足利將軍義教公也

大伯浦　邑久郡

牛窓の邊に、奥の浦又師樂といふ所あり。續日本紀には、天平十五年邑久郡新羅邑久浦に、大魚漂着せし事をしるせり。今云奥の浦師樂といふ所のことなるべし。八雲御抄に、おくの浦は陸奥國とあれど是も國の名によりて誤り給ふか。此國のおくの浦なるべし。

又奥の島といふ名所、攝津國のよし八雲御抄にしるし給ひ、其外歌枕にも同じ國に出たり。萬葉集を考るに、山部赤人歌に繩の浦をそむきにみゆる奥の島こぎたゆ舟は釣をすらしもといふ歌より、後世かならず繩の浦より奥の島をそむきに見ゆるとよめるなるべし。然るに備前國にて播磨國境の海邊に綱崎といふ所あり。又播磨國にて備前の國境近く奈波の浦といふ所もあり。此等の所よりそむきに見ゆる島に、大多府といふ島此國和氣郡にあり。若此島奥の島といふにはあらぬか。今は和氣郡なれども、養老五年其郡を置かれし前は邑久郡なり。後人猶考べし。

牛窓　邑久郡

うし窓といふ所、今西海舟路の湊なり。そのかみ神功皇后の御舟こゝを過させ給ふとき、大牛出て御舟をくつがへさんとせしに、住吉大明神老翁と化して、其牛の角をとりて海になげ入給ひしより、こゝを牛まろぶとよぶ。其言葉轉じて牛窓といふ。其牛といふは塵輪といふものゝ化する所也。其塵輪はじめ黑雲に乘して來り、仲哀帝をおかし奉るに、帝是を射おとし給ひて死す。塵輪も又帝を射奉りけると、此國の風土記に見えたり。其牛まろびて此前の島となるゆゑ、其島をちんりん島といふ。又前島前の洲などゝもいふ也。其後牛窓を宇島門などとも書たり。

萬葉集十一寄レ物陳レ思歌三百二首其中

牛窓之浪乃鹽左猪島響所依之君爾不相鴨將有

右上見二柿本朝臣人麿之歌中一

家集　なを高砂の松なれど、身はうしまとによする白浪の、たづき有せばすべらきの、大宮人となりもしなましを、心にかるふみなりせば、何をかねたる命とかしか。

よさの浪と名は高砂の松なれど身は牛窓によする白浪　曾根好忠

家　集　うし窓をたゝく水鷄の音す也波打あけて誰か問らん　俊　頼

牛窓の迫門にあまの出入て、さたえと申ものをとりて舟にいれ〳〵しけるを見て、

さたえすむせとの岩つほもとめ出ていそきし海士のけしきなる哉　西行法師

建久二年九月十三夜水無瀬殿戀十五首歌合に旅泊戀

拾遺愚草下　忘ぬは波路の月にうれへつゝ身を牛窓にとまる舟人　定　家

夫木集　牛窓や鹽と風とのあひおひにはやく過ぬるせとの舟人　為　家

同　登り舟こち吹風を過すとてよをうし窓に泊てそふる　好　忠

同　人しれぬみのみ思へは牛窓に引ほす網のいはてすきぬる　隆　實

夫木集　牛窓の浪の鹽あひ常なれば思ひおもはすみてぬる物を　讀人しらす

野曲に

車船わたの御崎をかひめぐり牛窓かけて鹽や引らん

備前のうちひゞといふ所に泊り、それより暮程に宇島門に着て、船をかけても、やがて出すべきよしをいへば、あかりもせてかちまくらの月を見るに、物うきたびねなれば

九州道記　船にねてなにをたのまむ月にさへ猶牛窓のとまりなりせは　源　藤孝（細川玄旨）

虫明　邑久郡　（俊頼集のむさけも虫明か。）　韓泊　同、　裳懸岩　同、　扇濱　同。

今裳懸庄蟲明村あり。其舟泊を韓泊といふ。裳懸岩扇濱とみな其所にあり。もかけ岩扇濱などは歌枕などにはみえねど、古き名にて其所の稱號ともなり、又人の稱にも裳懸と書てむしあけともよむ。素より此もかけ・あふき濱の名、狹衣物語に據たる名なれば、名所とこゝにならべ記す。則奥に物語の文をしるし出ぬ。韓泊を八雲御抄其外歌枕には筑前國とす。萬葉集に能解の浦をよみ合たる

は其國也。其外は備前也。狹衣物語淸行の意見封事等に書たる所、當國の蟲明なる事明なり。
題知らす
新勅撰　浪たかき蟲明のせとに行舟のよるへしらせよ沖津鹽風　後京極攝政前大政大臣
入道二品道助親王家五十首に海旅を
續古今羇旅　影うつす袖はうきねの我からに月そ藻にすむ蟲明のせと　參議雅經
備前守にて下りけるとき、蟲明といふ所の古き寺の柱に書付侍ける。
玉葉旅　蟲明のさとの明ほのみるをりそ都のこともわすられにける　平忠盛朝臣
文永八年七月七日、白川殿にて人々題をさくりて歌つかふまつりけるついでに、旅泊の心をよませ給ひける。
新千載集旅　風あらき蟲明の瀨戶の夕やみに友よひかはす夜半の舟人　後嵯峨院御製
御集　月影にむし明のせとを漕出れは八十島かけておくる鹿の音　後鳥羽院御製
同　船とむる蟲明の秋の初風にわすれかたくもすめる月哉　同
花月百首
蟲明のせとの鹽干の明方に浪の月かけ遠さかるなり　後京極攝政
西洞隱士百首雜同
同　浪さわくむし明の泊門のかし枕都にさかぬ濱風そ吹く
左大將の十首の題の中夜泊聞鹿といふこゝろを
長秋詠藻　やよいかに蟲明の松の風にまたはるかに鹿の聲おくる也　俊成
院句題五十首旅泊月
拾遺愚草中　蟲明の松としらせよ袖の上にしほりしまゝの波の月影　定家

百首歌に千鳥

同員外　むし明の松吹風やさむからん冬の夜ふかく千鳥なく也　同

拾遺愚草　思ふ人あらはいそかん船出して蟲明のせとは猶あらくとも　同

拾　玉　舟とむる蟲明の磯の松の風たか夢路にかまた通ふらん　慈圓

同　蟲明のうらかなしくや過ぬらん風によわりし聲を戀ひつゝ　同

千五百番歌合　ありし世の月を浪間に待詫て袖ふしかぬる蟲明の迫門　公繼

同　さひしさは蟲明のせとの鹽風に夜ふかき月にしく物そなき　後鳥羽院

同　漕はなれ行月影もあはれなる蟲明の松の風の音かな　俊成卿女

夫木集　契らねとよその逢瀨を賴むかな蟲明のせとの松の嵐に　後鳥羽院

同　月そすむなれこし秋は夢なれや蟲明の磯の夜半の松風　鎌倉左大臣

同　蟲明の松に秋風吹すきて泪もとめぬ波の音哉　俊成

同　何となく心そとまるそれとみて漕はなれ行蟲明の松　同

同　都にて如何にかたらんむし明の迫門の入江の松の絕間を　定家

同　むし明の迫門の鹽あひ漕くれは雲にかくるゝ淡路島山　爲家

家　集　たのもしなむさけの瀨戸をいる程は立白浪もよらしとそ思ふ　俊賴

一ノ下
狹衣物語曰、女のそうそくのこゝろことなるかあるを、是はまろか中納言殿の（道成）（狹衣）たれとしらねど、（飛鳥井の）（姫君の衣のしほれ也）いで行なる人に、かならすきせよとて、たまはせたりつる御心さしのまゝに奉りたまへ、御泪にいたうしほれぬるなめりなといふを、げになくてならぬ色あひにこそ待るめれなどめで居たり。又此扇も給へりつるを、あたらしきよりはとて申しとりたる、目はづかしき人にもこそあれ、い

たうなれたりと惜ませ給ひつ。されど、かたみに見よとてたまはせたるぞ、はかなくうちもたせ給へる。かやうのものともさへぞ、なべての人には似させたまはぬやといふを聞にも、是はさは此うつまさにて聞しものにこそあれ。こと人にだにあらで、あな心うの有樣やと思ふに、かなしければなきゐたりたるに中略。

道成かむつかりて立ぬるまに、此扇をとりて見れば、たゞ一夜もたまへりしなりけり。うつり香のなつかしさは、うちかはし給へりしにほひもかはらで、まなかるゝと書ませ貯へるをみれば、わたる舟人かぢをたえなと、かゝすく\かゝれたるは、その折は我としりてかき給へるにはあらじなれど、只今わか見つけたるはことしもこそあれと、いかでかなしと覺えざらん。かほにあてゝなかるゝさま、繪も皆おちぬべし中略。

乳母うちむつかりてたちぬるまに、かしらをもたけて、つく\／\とおきの方を見やれば、空もいさゝかなる浮雲もなくて、月のさやかにすみわたりたるに、海の面はきしかた行末も見えず、はるばると見わたされたるに、よせかへるなみばかり見えて、船のはるかにこがれ行か、心細き聲してむしあけの迫門へこよひとこふるも、いとあはれにきこゆ。

飛鳥井姬君　流れてもあふせありやと身をなけて蟲明のせとにまちこゝろみん

とて、袖をかほにをしあてゝ、とみにもうこかれぬほどに、人やみつけんとしつこゝろなければなく\／\ひとへばかまばかりをきて、髮かひこしなどするに、ありし御扇の枕かみにありけるが手にさはりたるも心さわきせられて、先とりて見れば、涙にくもりてはる\／\しくも見えず。すみはかりぞつや\／\として、たゝ今書給へるさまなるに、さしむかへたるおもかげさへふと思ひいでらるゝに、此世にて又見奉るましきぞかし。只今かく成ぬるともしり給はで、いづこにいかにしてかおはすらん。ねやし給ひぬらん。さりともねさめにはおぼしいつらんかしなどより外は

又なきこゝろまどひなり。硯をせかひにとり出て、この御扇にものかゝんとするに、目もきりふたかり、手もわなゝきて、とみにもかゝれず。

飛鳥井君　はやきせの底のもくつとなりにきと扇の風よ吹もつたへよ

えもかきはてず人のけはひすれば、とうおちいりなんとて、うみをのぞく。いみじうおそろしとぞ。

二ノ下

かきりのさまに成にしかば、（飛鳥井姫君）心のとかにおもひたまひて、よりもつかす打たゆみて侍りし程に、からとまりと申す所にてきへうせにしありさま、海におちいりたるとなん見給ひし扇をとらせてなんさふらひしに、しか／＼なんけかしてさふらひし。いかに思ひけるかたゞにも侍らて、七月八月計に侍りけるは、何かしの少將にや侍りけんと語るをきゝ給ふに、さはまことなりけりとおほすに、けしきもかはるらんかしと覺ゆるまで、いみしく覺ゆれと、つれなくもてなし給ひて、げにおほけなく心ふかゝりける人かな、かへりてはうとましきまでこそ覺ゆれなと、ことすくなにて入給ひぬ中略。

人々まかてなとして日も暮れぬるに、此扇のとくゆかしけれは、はしつかたに出ていそき見給ふに、空いとふかすみわたりて、はか／＼しくも見えず。げにあらひける涙のけしきしるく、あるかなきかなるをたどり見給へば、たどる所なき水莖のあとは、やがてさしむかひたる心地して、今はとて落入りけんほどのありさまなど、只今見るこゝちして、かなしなともよのつねなり、さそふ水だにも、涙くみたりしけしきも、面影におぼしいでらるゝに、かゝるあとをつてにみてやむべきことゝは、契り思はざりきかしと思つゞくるに、いとゝ忍びかたくいみじくて、やがてそのおなしみおにも、なかれ出ぬべくおぼゆる。

狹衣　唐泊そこの水くつとなかれしをせゝの岩浪たつねてしかな

かひなくともかのあとの白波〻だにみるわざ哉とおほせて、都の中の御ありきをたにも御心にまかせ給はず、所せくわりなき御もてなしなれば、まいておほしかくべき事にもあらねば、いと口をしくおほしつゞけらるゝに。かの光源氏の須磨の浦にしほたれ佗給けんすまゐさへぞ、うらやましくおぼされける。

狭衣　あさりするあまともかなやわたつ海のそこの玉ももかつきみるへし中略

つとめてもいつしかと見給ふに、かほにあてゝ泣入し泪のあとはいとしるく、繪ともあらはれおちたちたるを、又我もいとゝなかしそへ給ふ。

狭衣　なみた川なかるゝ跡はそれなからしからみとむる面影そなき

なとかきつけて此扇は返し給はす。

大貳にも成にければ、やんごとなき女どもあまた引具して、思ふさまにてくだれど、むかしの事ども思ひ出てものあはれなるに、から泊にてはたこといみもしあへずうちながれて

道成　歸りこしかひこそなけれ唐とまりいつら昔の人の行衞は

ものゝ折ことには、ありがたかりしさまなとを、打とけかたらふ事だになくてやみにしくちをしさ、又人をいたつらになしてしづみ、ふかさなどもわすれず。

千首　おほつかな舟路いつこそから泊此あし原のなとも覺えす　宗良親王

羇中泊

元祿十五年御法末千首　から泊夢路も遠くへたてきて波のよる〳〵したふ古郷　後洞院攝政九條輔實

旅泊重夜

御集　幾夜へて遠きうきねそから泊もろこし舟にあらぬ波路も　靈元院御製

文明十五年將軍家着到和歌に古渡秋夕といふ事を。

雪玉七　松にふく浦はの風も秋はなを夕かなしき蟲明のせと　實隆

楯崎　邑久郡

蟲明の海に手長島といふ島あり。其の南のはしに、楯をたてたるやうの岩あり。それをたてか崎といふ。

名寄　打波にみちくる汐のたゝかふを楯か崎とはいふにそ有ける　芦主

九州道記　風あらく成て、楯の浦といふ所にあかり、人里もなき所に、たびねし侍りて

夕なみの楯の浦より弓張の月も光をはなつとそみる　源藤孝細川玄旨

蓬崎　邑久郡

牛窓の西にあり。源平盛衰記にも見えたり。貞世の歌に蓬しまと讀るは、聞あやまりしなるへし。

備前國よもき島といふ所になりぬ。

厳島詣の記　いく藥とらまし物をよもき島およふ計にこき渡るかな　源貞世今川了俊

船坂山　和氣郡

三石驛の東播磨國の境なり。それ故忠見の家集にもはりまと書たり。

はりまのふなさか山といふ所にて

家集　風をはぬ船坂山は年月も同し所そとまりなりける　壬生忠見

兒島　兒島郡

今郡の名となりて此島を一圓に兒島郡といふ。吾日本のはじめてひらけし時の大八洲の一ッなる事、神代の巻に見えたり。往古は小島と書き後兒島と書く。萬葉集にもはや兒の字を用たり。兒字に改し古ことゝ今しまの口碑にあり。又吉備の小島といふは外に備中國なりと八雲御抄に見え、近世の歌枕にも大和なといひしは、大和路のきびのこしまと讀しよりのことか、日本紀に吉備のこしまと、此國の兒島をいふなれば、同斷なること少も疑ふべからず。

萬葉集六天平二年冬十二月。太宰帥大伴卿兼任大納言向東上道。此日馬駐水城顧望府家。于時送卿府吏之中有遊行女。婦其字曰兒島也。於是娘子傷此易別嘆彼難會拭涕自吟振袖之歌。

大納言大伴卿　和歌二首　一首ハ略之

日本道乃吉備乃兒島乎過而行者筑紫の子島所念香裳　旅人

同八日、天平五年閏三月笠朝臣金村贈入唐使歌一首、并短歌。

玉手次不懸時無氣緒爾、吾念公者虛蟬之、命恐夕去者、鶴之妻喚難波方、三津埼從大船爾、二梶繁貫白波乃、高荒波乎島傳伊、別往者留有、吾者幣引齊乍、公平者將往早還萬世。

反歌

波上從所見兒島之雲隱、穴氣衝之相別去者。

玉切命向戀從者公之三船乃梶柄母我。

同十一曰、見柿本朝臣人麿之歌中云云。

浪間從所見小島之濱久木久成奴君爾不相四手。

かさのかなをかが、もろこしにわたりて侍りけるとき、女のながうたよみて侍けるかへし。

拾遺集六離別　なみのうへにみへし小島のしまかくれ行そらもなし君に別て　かなをか

經平考るに、此歌萬葉集に大體同じ。拾遺集選ばれし時異本によれるか、又わさと引直されしか然らばさきに記せし萬葉集の長歌は、金村が妻の歌か。萬葉に長歌の次に必反歌と出たり。すべては人のかへし歌せしこととも聞えず。されど拾遺集にかくのことく選入られたれば、長歌は妻の歌、反歌は金村なるへし。

又金村とかなをかとたがひたるも、若異本によれるか、又村の字ををかと訓するか、猶たづぬへし。

拾遺集戀四　浪まより見ゆる小島の濱ひさき久しく成ぬ君にあはすて　讀人しらす

伊勢物語　昔をとこすゞろにみちのくにまてまどひにけり。京に思ふ人にいひやる、

浪まよりみゆる小島のはまひさし久しくなりぬ君にあひ見て

考るに、拾遺も伊勢物語も萬葉をとりたるなり。萬葉には人丸の歌とあり。

題しらず

新古今冬　夕なぎにとわたる千鳥波まよりみゆる小島の雲に消ぬる　後徳大寺左大臣

冬の歌の中に

續後撰冬　夕されは鹽風さむし波まより見ゆる小島に雪は降つゝ　鎌倉右大臣

旅のこゝろを

同　旅　都人おきつこしまの濱ひさし久しくなりぬなみ路へたてゝ　式子內親王

島の松をよめる

玉葉雜二　波まよりみゆる小島の一松われもとし經ぬ友なしにして　前參議雅有

貞和二年百首歌奉りける時

新拾遺集旅　漕舟の行方もしらぬ波まよりみゆる小島や泊なるらん

後岡屋前關白左大臣

○

御集　濱ひさし波のまに／＼なかむれはみゆるこしまに有明の月　後鳥羽院御製

女御入内月次御屛風の歌第十帖海邊に千鳥ある所海士人鹽やあり

月淸集四　友千鳥興津小しまにうつるなりきしの松風よ寒なるらし　後京極攝政

藤川百首海邊眺望

拾遺愚草員外　しるらめやたゆたふ舟の浪まよりみゆる小島のをとの心を　定家卿

○

玉吟　濱ひさしはるかに霞むなかめにも小しまの浪は袖に懸けり　家隆

はま

新六帖　濱ひさしさせるかひなき住家にもみゆる小島の月そ馴ぬる　知家

○

夫木集　里わかす花咲ぬれは浪まよりみゆる小しまも雲かくれつゝ

醍醐入道前太政大臣

同　大和路の吉備の小島は遠けれとちへの庵への浪間よりみゆ　公朝

同　行末の心盡しに大和路のきひの小島はかすみこめたり　知家

夫木集　海士のすむ興津小島の鹽風に里もまかはすうつ衣かな　家淸

島月

草庵集　和田の原夕霧晴て波まよりみゆる小島を出る月影　頓阿

備前國小島と申島にいたりたりけるに、あみと申ものをとる所は、おの／＼われ／＼しめて、長

きさほにふくろをつけてたてわたすなり。そのはしめをは、一のさほとそ名付たる。なかにとしたかきあま人のたて初る也。たつるとて申なることはきゝ侍りしこそ、涙こぼれて申計なく覺えてよみ侍ける。

山家集　たてそむるあみとる浦のはつさほはつみの中にもすくれたるかな　西行法師

比治奇奈田　兒島郡

又ひゝきの灘とも云ふ。比々村なり。播磨なるひゝきなたともよみしゆゑ、袖中抄等にも播磨なるよしいへども、吏部王記にも備前とあり。源氏物語にも、玉葛の筑紫よりのぼる舟路ひゞきの灘から泊川尻と書つゞけたれば、（源氏の詞奥に出す）兒島の比々村といふたかふべからず。又勅撰名所集にも、三光院殿の源氏の註にも、備前のよしはみえたり。源氏物語に、こゝに海賊の事をまじへ書し。近き世まで、比々村の邊は海賊を事とせし所也。昔物語にも海賊のことを兒島に言傳ふことあり。是等にても此所をひゞきの灘といふにかなひたる事しるべし。袖中抄にちひきの灘ともいふといへり。

萬葉集十七天平二年庚午冬十一月、太宰帥大伴卿（旅人）被任大納言上京之時、陪從人等別取海路入京。於是悲傷羇旅各陳所心作歌十首。

昨日許會、敷奈底婆勢之可、伊佐魚取、比治奇乃奈太乎今日見都留香母　（第四首に書次に淡路島武庫なと書たり畧之）

袖中抄に孫姫式を引て（今の世にある孫姫式には此歌みえず）。

あふ時はますみの鏡はなるれは響の灘のなみもとゝろに

家集詞　ありと聞ひゝきの灘と聞しかは戀しからすのせをそ行らん　伊勢

前たいの御時、凡河内のみつねか候けんれいにて、みつしところに候へとおほせことあり

しを、其後せしのをそかりけり。さてせしたまはりてみつし所にさふらへてまゐらす。

家集　としを經てひゝきの灘にしつむ舟波のよするを待にそ有ける　忠見

夫木集　風をいたみひゝきの灘をとほる日も領の櫻にめかれやはする　俊惠法師

數ならぬ身は浮舟をよるへなみひゝきの灘の波をこそまて　中務

かなしさは響のなたにみちにけり都の人も聞おつるまて　恵慶法師

同　よそ人もかゝるひゝきの灘ゆゑにきくは袂のたゝならぬかな　よみ人しらす

萬代　しまきふく響のなたの舟わたり心まとふも誰によりてそ　長方

題林　浦風に雲もさわきて鳴神のひゝきの灘をすくる夕立　雅親

方與　うら人のとるやいさこをたゆむらん響のなたの五月雨の比　中務卿親王

源氏物語。玉葛、ひゝきのなたも、なだらかにすきぬ。海賊の舟にやあらん、ちいさき舟のとぶやうにてくるなどいふものあり。海ぞくのひたふるならんよりも、かのおそろしき人のおひくるにやと心にせんかたなし。

玉葛　憂きことにむねのみさわく響にはひゝきの灘もさはらさり鳧

かはしりといふ所のちかつきぬといふにぞ、すこしいきいつる心ちぞする。れいの舟子ども、から泊よりかはしりをおすほとは、うたふ聲のなさけなきもあはれに聞ゆ。

比々の手　兒島郡。是も比々村なり。

讃岐國へまかりて、みの津と申津に着て、月あかくて、ひゝの手もかよはぬ程にとほく見え渡りけるに、鳥のひゝの手につきてとびわたりけるを、

山家集　しき渡す月の氷をうたかひてひゝの手まはるあちの村鳥　西行法師

唐琴浦 兒島郡　唐琴泊 同、　通生浦 同、

唐琴の浦は引網村にあり。下津井の東也。通生浦は下津井の西に通生村あり。能因歌枕にもかよふのうらと、當國の名所に出たり。からことゝいふ所にて、春の立ける日よめる、

古今集十物名　波の音のけさからことに聞ゆるは春のしらへやあらたまるらん　安倍清行朝臣

同十七雜上　都まて響きかよへるからことは浪のをすけて風そひきける　眞せい法師

新撰六帖　波のをゝ風のかけたるからことに引とめられぬ舟人のそて　知　家

名　寄　からことの聞ゆる浪に舟とめて通ふは浦の松の夕風　中　務

夫木集　住吉の松風かよふから琴を波のをすけて鹽や引らん　土御門院御製

類　聚　今日も又とまりやせまし唐琴の日數なかひく五月雨の頃　後嵯峨院御製

千　首　から琴の泊しられぬ月の夜に音吹立る浦の松風　宗良親王

同　　おなしくは人の手なれ（人手になれしイ）の唐琴の泊（浦イ）にこよひ憂ねをやせん　爲　尹

春雨抄　足引の松ふく風の通ひきて波やひくらんから琴の浦

千　首　松風の音さへかよふからことはこゝろ引るゝ泊なりけり　榮　雅

浦　田 兒島郡

兒島の西の海邊浦田村といふ所あり。去とも山家集に澁川の浦田とあれば、兒島の南おもて、澁川村に浦田といふ所ありしを、よめるなるべし。

ひゞ、しぶかはと申かたへまかりて、四國の方へ渡らんとしけるに、風あしくてほどへにけり。

しぶかはの浦田と申所に、をさなきものども、数多ものをひろひけるに、とひければ、つみと申ものひろふなりと申けるをきゝて、

山家集　おりたちて浦田にひろふあまの子はつみよりつみを習ふなりけり　西行法師

玉浦　兒島郡

今加茂の庄玉村といふ南おもて也。しかるに萬葉・仙覺抄・八雲御抄その外の歌枕ともに、玉浦は紀伊國のよしあり。是は萬葉集九卷に、紀伊國作歌二首とありて「我戀ふる妹にあはさす玉の浦に衣かたしきひとりかもねん」とあるをもて、玉の浦といふを不レ殘同國と思ひ誤りてしるせしなるべし。同書十五卷新羅國へ使人乘レ船海路に入路のほとりにて、作歌八首といへる中に、武庫浦攝津國印南播磨玉浦備前國神島備中と次第して出たり。又同書同卷屬物發思歌とある長歌にも、淡路島・いへ島播磨玉浦と讀つゞけたれば、此二首はさらに紀伊にてはあらず。備前たる事まぎるべからす。同書七卷にあら磯もの歌は、羇旅のうたの中に出て、諸國をまじへ出したれば、備前とも紀州とも分ちがたけれど、はなれ小島とあれば、兒島の玉浦なるべきか。よりて離小島をよみ合たる後世の歌も、こゝにならべしるしぬ。

萬葉集十五、天平八年丙子夏六月遣ニ使新羅國一之時、使人等各悲レ別。贈答及ニ海路之上一慟レ旅陳レ思作レ歌併當所誦詠古歌一百四十五首

奴波多麻能、欲波安氣奴良之、多麻能宇良爾、安佐里須流多豆、奈伎和多流奈里

右八首乘船入海路上作歌

八首武庫浦の歌、次に印南の歌、次に玉浦の歌、次に神島の歌出たり。玉浦の外七首は略レ之。

屬物發思歌、一首併短歌。

安佐散禮婆、伊毛我手爾麻久、可我美奈須、美津能波麻備爾、於保夫禰爾、眞可治之自奴伎、
可良久爾々、和多理由加武等、多太牟可布、美奴面乎左持天、之保麻知弖、美乎妣伎由氣婆、
於伎敝爾波、之良奈美多可美、宇良未欲理、許藝弖和多禮婆、和伎毛故爾、安波治乃之麻波、
由布佐禮婆、久毛爲可久里奴、左欲布氣弖、由久敝乎之良爾、安我己許呂、安可志能宇良爾、
布禰等米弖、宇伎禰乎詞都追、和多都美能、於枳敝乎見禮婆、伊射里須流、安麻能乎等女波、
小船乘、都良々爾宇家里、安香等吉能、之保美知久禮婆、安之辨爾波、多豆奈伎和多流、
安左奈藝爾、布奈弖乎世牟等、船人毛、鹿子毛許惠欲妣、柔保等里能、奈豆左比由氣婆、
伊敝之麻婆、久毛爲爾美延奴、安我毛敝流、許己呂奈具也等、波夜久伎弖、美牟等於毛比弖、
於保夫禰乎、許藝和我由氣婆、於伎都奈美、多可久多知伎奴、與曾能未爾、見都追須疑由伎、
多麻能宇良爾、布禰乎等杼米弖、波麻備欲里、宇良伊蘇乎見都追、奈久古奈須、禰能未之奈可由、
和多都美能、多麻伎能多麻乎、伊敝都刀爾、伊毛爾也良牟等、比里比等里、素弖爾波伊禮弖、
可敝之也流、都可比奈家禮婆、毛弖禮杼毛、之留思乎奈美等、麻多於伎都流可毛。

反歌二首

多麻能宇良、於伎都之良多麻、比利敝禮杼、麻多曾於伎都流見流、比等乎奈美。
安伎佐良婆、和我布禰波弖牟、和須禮我比、與世伎弖於家禮、於伎都之良奈美。

同七日

自荒磯毛、益而思哉、玉之浦、離小島夢石見。
右件歌者古集中出

千五百番歌合　浪の打玉の浦わの荒磯に光をくたく夜半の月かな　公継
同　玉の浦はなれ小島の鹽のまに夕あさりするたつの鳴める　衣笠内大臣

夫木集　汐風や遠より千鳥たまの浦の離小しまに友さそふ也　公朝
玉　計　小夜更て月影清み玉の浦のはなれ小島に千鳥鳴也　忠度

藤戸　兒島郡

こじまの西藤戸村あり。昔はこゝより兒島の東の端小串村米崎といふ所までを穴海と云て、筑紫への舟路なりしが、いつのほとよりか、海あせて舟路も絶え、今はるか地形となりたり。藻鹽草又近代歌枕に、藤戸を播磨國の名所とする甚誤なり。佐佐木盛綱のこの戸に先陣せしことの、平家物語等に記せしより、其名高く、世の人の知りたる所なり。

堀川百首　おほみふねしたふに浪はかくれとも藤戸をさして島かくれゆく　顯季
家　集　定なき空の氣色の追風をまつに藤戸をかけてさりぬる　俊頼

高島　兒島郡

兒じま郡宮のうらの海上にあり。此島の名萬葉集には竹島と書き八雲御抄にも竹島と出たり。それ故にふるき歌、竹の事によせて讀る多し。然るに神武天皇乙卯のとしの三月六日吉備國に入て、行宮を造り居給ふこと三とせ、是を高島の宮といふよし、日本紀にしるし給ひ、萬葉にも、竹と書てたかと訓したれば、高とかきたかといふも又叶へり。則下に出す。光俊の歌は、神武帝の宮居し給ふことをよみし歌也。今も此國に高島とも竹島とも書、又たかしまとも、たけ島とも通しとなふること、昔のおのづから殘れるにや。同名の所、近江國周防の國にもあれと、八雲御抄に當國のよししるし給ひし。されば竹の言葉によせ、かり宮のことなどよめるも、たか島といひ竹島といふもみな此國たること更にまがふべからず。

萬葉集七羇旅歌　　古集中出云云。
竹島乃阿戸白波者動友吾家思五百入鈍染。

名寄　三年經しこや高島の宮柱ふとしきたてゝ後も萬代　光俊
御集　竹島の波のよるかとみゆるまて垣ねを越て咲る卯の花　後鳥羽院御製
夫木集　小夜ふけて月たけ島の影みれはふしうき旅のねをのみそ鳴　讀人しらす
同　竹島のあと白浪のたちかへり磯もとゆすり鳴千鳥かな　公相
同　竹島によするさゝ波幾返りつれなきよゝをかけて戀ふらん　爲家
同　海士のたく煙の末や竹島の名に立初て代々を經ぬらん　爲相
同　代々を經ておのかねくらの竹島にふしなれて鳴鶯の聲　雅定
懷中抄　古へはかくやは聞し竹島のふしをへたてゝ今そさゆなる　讀人しらす

○所さだかならぬ名所

神島の濱

八雲御抄備前國と記したまふ。邑久郡に幸島といふ所あり。此濱か。

おきつかり島

八雲御抄これも備前國とあり。今其名きこえず、古き歌も傳はらす、歌枕等にもみえず。長門國にも同名あり。萬葉集に長門なるおきつかり島とよめり。

いまはの里

能因法師の歌枕に、備前のよし見えたり。いま考るに、上道郡岩間村あり。其所の山の麓に岩間山西明寺といふ古寺あり。平時頼北條の再興せしと云傳ふ。又岩間櫻・岩間井などいふものゝありて古き所なり。若いまはゝいはまの書あやまりにて、此所のことか。

河ねの島　心みのうら　鶯のうら

此の三の名所も、能因法師の歌枕にあれども、其所さたかならず、古き歌も聞えず。備前國にはあらぬ名所近代歌枕等に此國のよしいへとも、此國にあらす。子細下に記す。

神島

近代の歌枕松葉集 秋寝覺に備前國のよしは書たれども、續拾遺集に、備中國とあれば、當國といふは誤なるべし。去と近代の説もあれは、爰にしるしぬ。

建久九年大嘗會主基方御屛風に、備前國神島あり。神詞所を。

續拾遺集十賀　神しまの波のしらゆふかけまくもかしこき御代のためしとそ見る　前中納言資實

和伎覇里

藻鹽草に備前の名所と書しより、是に倣て松葉集にも當國と出したれども、所の名とも聞えず。わきへの里とは萬葉集に一に、我家と書てわきへと訓したれば、我家里といふことなり。其上松葉集に出たる春されはわきへの里の川かとにあゆこさはしる君まちかてにといふ歌は、萬葉集に肥前國松浦川にて其所の女のよみし歌なり。それを備前國和氣郡和氣の里にあつるは、誤れるなるべし。

近代の抄物に、備前國のよし書たれとも誤なり。備中國にてもはるか西によりて、海上に此名の島あり。

眞那部

○備前國境名所

吉備中山　備中國加陽郡　細谷川　同

他國といへとも、半は備前國にかゝりたる所をこゝにしるす。

吉備中山は備前國一宮の後の山なり。半は備中なり。其境にながるゝ細き山川を細谷川といふ。此中山をひなの中山とも、吉備の小山ともよめり。

催馬樂呂　本しけき、吉備の中山むかしより、なのふりこぬは、今の世の爲、本しげき、本しけき、きひの中山昔より、むかしより二段昔から、昔より、なのふりこぬ、今の世の爲、けふの日のため。

大歌所御歌

まかねふくきひの中山おひにせる細谷川の音のさやけさ

此歌承和の御人のきひの國のうた

備中守棟利身まかりにけるかはりを、人々のそみ侍るときゝて、內なりける人の許に遣しける。

後拾遺雜三　誰かまたとし經ぬる身をふりすてゝきひの中山こえむとすらん　清原元輔

百首の歌の中に鶯のこゝろをよめる

金葉集春　鶯のなくにつけてやまかねふく吉備の中山春をしるらん　修理太夫顯輔

天曆の御時大掌會主基備中國中山

新古今集賀　ときはなるきひの中山おしなべてちとせを松の深き色哉　よみ人しらす

備中の國へ下り侍る人に餞し侍けるによめる

新千載集別　思ひたつ吉備の中山とほくとも細谷川のおとつれはせよ　三好資連

御集　まかねふく吉備の山風打とけて細谷川も岩そゝく也　後鳥羽院御製

拾玉集　船とめてちきりし袖のゆかりにはけふもなかむる吉備の中山　大僧正慈圓

夫木集　春くれは細谷川にちりつもる花もてゆへか吉備の中山　伊綱

同　苗代に細谷川をせきとめて吉備の山田は帯をひく也　公朝

同　まかねふく音絶えにけり五月雨の日數ふりゆく吉備の中山　道經

同　夏蟲の細谷川をてらす夜は玉の帯するきひの中山　仲正

同　眞金ふく吉備の中山夏來れはすたく螢のかけそすくなき　爲忠

同　雪深みきひの中山跡たえてけふはまかねを吹や煩ふ　俊恵法師

同　春のくるけしきは空にしるきかな吉備の小山のみねの霞に　讀人しらす

同　麓まて峯の嵐やすさふらん紅葉ちりくる吉備の中山　經信

同　冬くれは細谷川に氷して玉の帯するきひの中山　實家

夫木集　谷川の氷の帯や結ふらん音こそきかね吉備の中山　西園寺

名寄　春くれは麓めくりの霞こそ帯とは見ゆれ吉備の中山

柏玉集　春は今吉備の中山かすむより細谷川の氷とくらん　後柏原院御製

阿利木山　備中國加陽郡

吉備の中山に阿利木といふ所あり。此所の山をいふなるへし。

夫木集　萬代にありきの山の白椿君かさかゆく卯杖にそきる　盛　永

夫　木　阿利木山今ありきとも君こそはかそへもしらめ松のちとせを　同

筆の海　讃岐國

讃岐と備前の小しまとの間にある海をいふ也。

類聚名所集　水くきの岡の湊の浪よりや筆の海てふ名には立らん　為　家

吉備津宮八景和歌

○瑞籬櫻花

しらゆふの色に榊もみかゝれてあまた櫻の咲るみつかき　阿野 權大納言藤原公緒

○池上秋月

うつりてる光そきよき秋の月神のみまへの池のかゝみに　押小路 正三位實岑

○高嶺朝日

山たかき峰よりいてゝみるかうちに登る日影そ空にくまなき　久世 光祿大夫通夏

○岸頭楓樹

くれなゐの梢を色にをりかけてあやなす波のきよき岸哉　六角 金紫光祿大夫益通

○平田稻花

なかむるにたのものほなみ色つきてやゝ秋さむし山おろしの風　石山 參議師香

○林間宿鳥

影しけきかた山はやし暮ことにねくらあらそふむら鳥の聲　左權中將藤原師季

〇岡邊白雪　　霜臺御史中丞從久錦織

岡の名の尾上のほかのをの邊まで花のさかりとみする白雪

〇行路旅人　　右衞門督爲久冷泉

世にひろき神のめぐみは瑞籬の外面のみちのゆきゝにもしれ

嵯峨巑岏吐無量之景。滄蕩鴻溶生不測之景。就中八景、此景大者也。其景有三四五、而有不全之地。不能無遺恨矣。備前吉備津宮八景殊奇絕也。神主肥後守藤原隆美、風格不凡。因分其題以乞搢紳已成矣。聚以納祠宮。嗚呼和歌與八景倶不朽哉。於是乎跋。

享保乙巳歲芳春中澣　　從三位實積記

　　法名爲空風早

此八景和歌、今納て備前國吉備宮の神殿にあり。

河口八景

〇高島秋月

鑑中高島一靑螺。鳧渚鶴汀淸絕多。秋夜凝望宜達旦。月升滄海墜江波。　三宅可三

月は猶松の梢に高島のなみのたまもにかけをやとして　左少將綱

〇平井落雁

征鴻萬里雪霜翎。兄弟相呼不耐聽。遠客無端添旅況。猶憑斜日下寒汀。　三宅可三

一行は霧の絕間に見え初て平井の瀉に落る雁金　左　少將

〇北浦歸帆

浦頭雲水自依々。一葉扁舟過二石磯一。漁叟賣レ魚供二醉夢一。片帆閑帶二夕陽一歸。　三宅可三

追風に歸る浦半の漁舟今日のしはさのかひもあれはや　左　少將

○湊村晴嵐

積雨初收虹未レ藏。貪看晴岫染二嵐光一。芸夫蕘豎解二蓑笠一。好向二江村一事々忙。　三宅可三

海士のすむ星の外面に干網をあへす吹まく嵐はけしも　左　少將

○網濱夕照

到處江濱繫二短篷一。雙鷗孤鷺傍二漁翁一。歸隨二柳岸一麗二斜照一。網挂殘霞一片紅。　三宅可三

夕附るなごりも遠く移ふは汐や引らん網の濱邊に　左　少將

○常山暮雪

慘淡天涯雲欲レ扃。雪埋二山色一映二林坰一。晩來忽轉羊家眼。遙對二翠屛一作二玉屛一。　三宅可三

夕されは汐風までもさへ〱て先常山に降るゝしら雪　左　少將

○上寺晩鐘

雲靜寒鐘出二梵樓一。山頭度レ翠數聲幽。斜陽同聽不レ同レ趣。多使二人間一生二百憂一。　三宅可三

海こしのひゝきやいつこ夕風の便りにつとふ入相のかね　左　少將

○濱野夜雨

瀟々濱埜掩二茅衡一。夜雨如レ繩寒夢驚。村皷梵鐘聲亦濕。青熒漁火近二黎明一。　三宅可三

船かけて幾夜かなれぬ雨の中にうきねの枕とまの雫に　左　少將

虫明八景

新　荒井筑後守源君美

○迫門黎明　海口在ニ郡治東南長島一舊有ニ居人千余戸一舟行出ニ乎此一則東接ニ壇島一西望ニ扇濱琴浦等所一。

海門煙霧斷。微妙望ニ滄溟一。日湧雲霞赤。天涵島嶼青。扇濱懸ニ落月一。琴浦散ニ稀星一。欲レ盡東南美。層樓倚ニ窈冥一。

○裳掛殘月　右在ニ石南海上一舊傳飛鳥姫沈レ水之日、衣佩漂來掛ニ于此石一去レ石數十步、有ニ深淵一、名曰ニ龍宮城一、邑人遇レ旱則禱、往々有レ驗。

金樞殘月落。碧海氣蒼々。龍底珠輝冷。蟾宮桂子香。波明神女襪。霓舞素娥裳。誰挽天河水。頻添玉漏長。

○玉葛晴雪　山在ニ治西一其山最高。登臨則四境在ニ目中一、去レ山里許有ニ馬冢一、蓋神后征ニ新羅一之日、海左助者、埋ニ其乘馬一所也。

西峯明ニ霽色一。積雪掛ニ雲端一。影動金烏曉。光銷玉馬寒。山陰詠ニ叢桂一。郢裏奏ニ幽蘭一。坐向瑤臺上。誰披ニ鶴氅一看。

○橘山鹿鳴　山在ニ治之東北一、西谷曰ニ鹿口一。鹿口西上則有ニ城墟一。

黄橘霜飛日。丹楓露下秋。林間時濯々。谷口自呦々。鄭國蕉成レ夢。吳城草亦愁。嘉賓堪レ可レ樂。更爲ニ皷琴一留。

○舟越歸帆　濱在ニ治之東南一昔有ニ鹺戸一。

長煙鹺戸暗。帆落夕波中。南北常占レ斗。東西只任レ風。排レ雲千片白。掛レ火一輪紅。爲問鱸魚膾。歸心想未レ同。

○扇濱夕陽　濱在ニ治之東南レ飛鳥姫作レ歌題レ扇投レ水而死、其扇所レ止也。

落日層波動。蒼茫海甸分。雲如レ飄ニ畫扇一。水似レ泛ニ紅裙一。虹霽連輪出。霞沈反影曛。乘鸞人去後。歌怨不レ堪レ聞。

○黒井晩鐘 山在二治北一山上有レ寺、曰二等覺一有レ殿奉二大悲像一殿之東有レ泉而出焉。水色常黒、西北去レ殿四五百歩、飛瀑雙落、青山湧二乎其中一下低二巖下一而合レ流。

寶塔慈雲暮。華鐘慧日沉。屢添天籟響。遙動海潮音。崖拆銀河落。泉通黒水深。諸方皆善應。須レ發二菩提心一。

○唐琴夜雨 浦在二治南一西望則牛窓燈火香明、亦曰二唐泊一蓋海舶之所レ會也。

夜雨鳴二琴浦一。聲々曲裏傳。清風廻二玉軫一。流水入二朱絃一。燈暗燃レ犀渚。篷孤載レ鶴船。遙識神明宰。應レ如二子賤賢一。

右白石詩草に見えたり。八首の詩の題の下小註、此所に傳る民間の口碑を聞てしるせしなり。故に古く書し事にたかへるあり。海左介が、馬をうつみて馬塚といふこと、源平盛衰記に見えたれども神功皇后の御時といふことはふるき物に見えず。敏達天皇の御宇に吉備國の入海部直羽島、三韓に行て兒島へ歸りつきしこと、其御世の記にあり。若此詩の事か。いまだ其たしかなることをみず。又飛鳥井姫君の海に身を投せしにことよせて、跡をからせし時、扇裳などの、濱にとゞまりしことは、狹衣物語には見えず。されども、作物語なれば、其昔實にかゝることのありしを、此所に云傳へて、それによりて、物語にとりて書しなるべければ、其名もあるべき事也。又唐琴の浦といふも唐泊といふ名所と、琴浦といふ名のあるを、後世に合せ名付しなるべし。名所の唐琴のうらは、兒島郡にあり。此所にはあらず。

寶暦十三年中冬のはしめ　土肥經平記

備中名所記

備中名所記 目次

備之中州名所

土肥經平著

○吉備中山

賀陽郡一宮大神の山なり。延喜式云、備中賀夜郡吉備津五社の神社、名神大月次新嘗祭有りと、賀陽賀夜とも。

まかねふく吉備の中山帯にせる細谷川のおとのさやけさ

古今大歌　誰かまたとし經ぬる身をふり捨てきびの中山越むとすらん　元輔

○細谷川

備前一の宮より備中一の宮へまゐる左の方山あひなり。川とみえし谷あひ岩間行水出て有り。吉備の中山の內、

おもひたつきびの中山とほくともほそ谷がはのおとつれはせよ　三好資連

○阿利木山

賀夜郡なり。備前と備中の境細谷川の谷上なり。所の物がたりして聞く、新大納言成親卿この所にながされさせ、しばらく居させ給ふに、平家の武士來りて、終に是がために此所にてうせさせ給ふとなん。其後、成經鬼界島より歸京の時、備前の兒島より此所に尋ねさせ給ふに、成親うせさせ給ふてければ、かなしみにたえで、

朽はてぬその名ばかりは有木にて身ははかなくも成ちかのきやう

となん。また此處に大岩のかさなりて、瀧のごとく成有り。是なん兒が嵩といふ。とへば成親卿に

つきそひ奉りし兒を、彼平家の武士此嵜よりつきおとし死してよりかくいふとぞ。阿利木山觀音寺とて、小庵あり。此あたり青江清水とて、間半四方の清水あり。人皇八十一代後鳥羽院のころかとよ、青江備中守右衞門亮貞次とやらん此所に來りて、太刀をうち、吉備津宮へ奉劍[献カ]せしに、今神前のひがしの方に懸りてあり。それより青江清水とぞいふ。

夫木　萬代にありきの山の白つばききみがさかゆく卯杖にそきる　盛永

〇板倉橋

賀陽郡板倉の町の中に有り。宮内村へ流るゝ溝のごとくなる小川にかゝれり。むかし大川、今は溝のごとし。

〇比佐志山

都宇郡山地村の枝村にひさしといふ所有り、其上の山なり。松生ひ茂りて松茸おほく、將軍へ奉献す。世に名物なりと云ふ。吉備中山より二十町計り申酉の方に當りたるらん。

夫木　長閑なる春のひさしの山たかみあきらけき代のはじめをそしる　隆博

〇岩　崎

都宇郡庚申堂の山に續く北東の流尾崎に大岩數多重り有り。其所に靈佛多く切付有り其所をいふ。

するとほき千代の影こそ久しけれまた二葉なる岩崎のまつ　前中納言經光

〇窟　山

賀陽郡鬼の城のことなりとぞ。又淺口郡南浦に窟山といふ山あり。此所にもいはれ有ることともありつべき事なり。ことながきがゆゑやむ。

うこきなき千代をぞ祈る窟山取るさかき葉の色かへずして　藤原經衡

〇長等川

賀陽郡庚申堂の山より北西の方にて、南は窪屋郡赤濱村、北は賀陽郡長等村なり。それより流るゝ川也。下にながれて菊水川とぞ。

風雅賀　汲む人のよはひもさすな長月のなからの川の菊のした水　正三位隆輔

○野　山

賀陽郡也。上房郡松山へ行道筋、下倉といふ少しの峠を過ぎ美袋村に入て見れば、戊亥に當りたらん山の上に、野山村有り。

○正木山

下道郡秦村の城山をいふなり。

○夕部山

下道郡下原の城山をいふ。

○二萬里。下道郡の內。

金　葉　御調物はこふよぼろをかそふれは二萬のさと人かすそひにけり　藤原家經

君が代は二萬のさと人數そへてたえずそなふるみつき物哉

○高倉山

上房郡高橋村の松山の南也。町へ入る近所にから〳〵橋といふ橋有り、その右手の山をいふ。

詞花雜下　打むれて高倉山に摘ものはあらたなる世のとみ草の花　家經朝臣

○松　山

上房郡也。水谷左京亮殿城下を高橋村といふ。今の城は松山の麓に有り。則松山のうらなり。所の物語して聞く、城有る所を小まつ山といふ。後に續く山を大松山といふ。天文二年の頃は、大松山に上野伊豆守居城。時に猿掛の庄ノ爲資と合戰し、植木下總守秀長といふもの、庄ノ爲資が親類た

るに依て、横合に討て出で伊豆守敗北す。小松山には上野右衞門頭居城。植木が一族若林二郎左衞門の爲に討れぬ。其後、兩山ともに庄備中守爲資持城となり、其子高資にいたるまで三十八年持城。元龜元年に三村家親のためにうたれ、家親居城。其後池田備中守殿、高橋村なれども名山の城下なれば、町有る所迄を松山といふとぞ。

新續　十かへりの花咲ぬらし松山のこずゑを高みつもるしら雪　　權中納言忠光

○松原山

上房郡高橋村定林寺の上の山也。玉翁山定林寺は、葦山全虎の開（ひらイ）基也。全虎は水谷左京亮殿祖也。

風雅秋　村雨のなかは晴行く雲きりにあきの日うすき松原の山　　院御歌

○玉田野　榮花物語玉の村菊に、備中玉田郡とあり。

川上郡玉田野里あり。今は田野を略して玉村と申侍る。

新拾遺賀　曇りなき玉田の野邊の玉日かけかさすや豊のあかりなるらん　　清資朝臣

後一條院大嘗會主基かた、いなつきの歌内の藏人よししげの爲政、玉田のこほり、

榮花　とし經たる玉田のいねをかりつみて千代のためしにつきそはしむる

○長田山

川上郡中野村の內、長田といふ所有り。

千載賀　千代とのみおなしことをそしらふなる長田の山の峯のまつ風　　爲政朝臣

○秋坂山

川上郡田井村の內に有り。里人にとへば是なむ秋山といふ。秋坂山なるべし。

玉葉賀　初時雨ふりにけらしな明日よりはあきさか山の紅葉かさゝむ　前中納言賴資

○泉　井

川上郡小泉村の事とぞ。又小泉村より一二里餘北へ入て、哲多郡矢戸村に、萬歳の泉といふ有り。是かといふ人も有り。

○黑髮山

英賀郡新見の町の上にあり。

新千載賀　色かへぬくろかみ山の山かつらかくてや人につかへまつらむ　行家

○花見山

英賀郡花見村に有り。備中と伯耆との境、あけち村のこなたなり。

○豐岡

哲多郡宮河内村に有り。則氏神の社の邊にて、豐岡大明神といふ也。新見の近所也。又後月郡井原村の内廣岡といふ所に、村岡明神有り。むかしは豐岡今は廣岡。

○倉垣

後月郡井原村の南に倉掛といふ所有り。是かと云人有り。

倉垣のさとに浪よる秋の田はとしながひこのいねにぞ有ける

○稻總

未レ勘、備後にいなふさといふ所有り。元は備中の内なりしが、毛利檢地の時分より、備後の内になりしか、さたかならず。

○岩倉

小田郡岩倉村の事也。

○稻井

小田郡稻木村の事といふ。行てみしに、さもあらんか。名水あり。井の名、明地井といへり。淸

*行宮は天子に限るべし左遷の大臣にこの文字を用うるは當らざるにその後身は天滿宮なれば斯ゝる敬語を用ゐしものかそれにしても作者の不注意なるべし。

*古川反古には名所の彌高山は加夜郡なりとせり。

水にて其あたり物ふり見ゆ。

〇衣笠山

未ㇾ知、小田郡笠岡の事といへど、定かならず。

〇神　島

小田郡かうの島の事也。神島天神とて靈地あり。彼島の北濱邊也。大木の松數多有り。鳥井に檜木たるべき片々の柱は露霜に朽て片方に笠木殘り、加棟木のごとくに成て有り。百とせに及ぶ。島人かの鳥居の片方に成たる始を語り侍るにも聞ずとなん。中頃聞く、菅原右大臣道眞公時平大臣の讒によりて右大臣たりしを、太宰少二位に追下せられ給ひて、太宰府へ左遷の時、此島に暫し行宮*を造りて泊らせ給ひ、既に太宰府にて神去ましぬ。數ヶ年を經て王城の北野に奉ㇾ齋しより、島人かの行宮を經營して奉ㇾ齋となん。それより神島と申也とぞ。

續拾遺　神島の波の白ゆふかけまくもかしこき御代のためしとそみる　資實

〇雄琴里

小田郡横谷村に猿掛とて、毛利元清の古跡城山有り。其所の麓を東へより、妹市場より出たる在家あり。此所をいふ。其家の東に琴引の岩とて、凡貳間四方なる大岩ひとつ有り。物ふりたる所なり。

金葉集　まつ風のをことのさとに通ふにぞおさまれる代の聲ぞ聞ゆる　敦元

〇彌高山*

小田郡横谷村と、下道郡服部村との境に有る山也。猿掛山に續く東の高き山をいふ。

金葉冬　雪ふれはいや高山の梢にはまた冬なからはな咲にけり　行盛

〇小田村

小田郡小田村の事也。

名寄　有明の月に夜ふけて出たれば小田のわたりに雁ぞ鳴なる　嘉言

〇高機山

小田郡神島にて、天神の上の山、西の方なり。神島にての高山也。今は水野美作守殿山にて、松生茂れり。

堀川百首　紅葉する高機山を秋行けは下てるばかり錦をりかく　顯仲

〇眞那邊

小田郡也。神島の南なり。

山家集　眞那邊より鹽飽へかよふ商人はつみを買にぞ渡るなりけり　西行

〇木々村

後月郡木子村、或は木目村の事といふ。木目村は小田郡の内なり。此近所に王下村といふ所有り。むかし後鳥羽院此所にきたり給ひし事有り。則鳥羽山長寶寺とて、眞言宗の寺有り。おくの山を王屋敷といふ。廻りて見れば凡五六百歩も有べき平地なり。唯今は木目村、むかしは木々村。

〇後月郡高月山

木子村の枝村に高月といふ所有り。今市の町より南の上の山に在家五六軒有り。此所をいふ。

夫木　霧晴るゝ高月山の月影につらもみたさす雁は來にけり　隆輔

〇神南備山

川上郡二ヶ村の内に有り。むかし彼山は風景國中無双の山也。八幡と天神と兩社ましします。神並山と書くとなん。

保安四年大嘗會主基方御屛風

名寄　千早振神なひ山の椎柴のいやとしのはに祈りまつらむ　行成

○銀　山

川上郡吹屋村の金山をいふ。

類　聚　白かねの山のあひなる梅の花よろづ代經べき匂ひこそすれ　匡　房

○湯川寺

哲多郡宮河內村に湯川といふ所に有り、又草間村の枝村湯川村に有とも。禪宗也。

續古今　山田もる僧都の身こそ悲しけれあきはてぬればとふ人もなし

○阿知方海

窪屋郡山南に東阿知とふ所有り。淺口郡の內西阿知村といふあり。此間五六十町もあるべき、其間に阿知の里有り。倉鋪の町のうちなり。此間むかしの海面とおぼしき體也。

夕付日阿知方海に東風吹けはなみに色ある花の咲けり

○長尾村。淺口郡也。

御三條院の御時大甞會備中國の歌

新拾遺賀　はるかにそ今行するゑをおもふへき長尾のむらの長きためしに　藤原經衡

○甕　泊

淺口郡玉島の事とぞ。物語して聞く。爰に阿彌陀山といふて小山あり。今の羽黑權現の宮山是なり。むかしより名におふ山にて、行基の作の阿彌陀ましますす。堂の前に水晶にて三重の塔あり。經墳とて大小の石數多あつめ、彼の石に大乘經の文字を一文字つゝ切つけ有しが、いつ〳〵の頃他國へ取行しや。阿彌陀は乙島の寺に移しぬとぞ。

御調物はこふ千船も漕出よもたひの泊りしほもかなひぬ

○富　山

〔原本頭註〕野衣葉此歌彌覺等に國知とあり、多は言傳をよめりはや野なるべし

淺口郡富村の山也。横谷村へ越す峠の東方に高き山あり。是といふ。人、村の者に尋ぬれば、此山こそといふ。

○松　井

淺口郡地頭上村の枝村に坂といふ所有り。其前の山を明上山といふ。此西麓の淸水有る谷相(合)也。

新古今　常磐なる松井の水を結ふ手のしつくことにそ千代はみえけり　資　實

夫　木　結び上る松井の水は底澄みてうつるは君が千代のかげかも　義　明

○長　井

淺口郡長尾村すへさことといふ所に井あり。中頃水谷伊勢守殿、外の汐を催(堰カ)止めて汲ませし井也。

夫　木　千とせふるみつきそなふる我君のなかゐの水のとしへたるかな　讀人不知

○勝間浦　未知

名　寄　おもひ出に千代の子の日の今日(よイ)ことにかつまの浦の岸のひめまつ　元　輔

榮華物語　玉の村きく

○玉田郡　備中國いなつきの歌、内の藏人よししげ(善滋)のためまさ

としへたるたまたのいねをかりつみて千代のためしにつきそはしむる

○はや(なカ)野　御屛風歌、はやのといふ所を、同人

あきかせになひくはやのゝ花すゝきほにいてゝみゆる君か萬よ

○にゐ田池　御屛風歌、にゐ田の池　同人

ことにきよきにひたの池の水の面はくもりなきよの鏡とそみる(本ノマヽ)

とよのあかりのよ、あれたるやとの月のぼりたりければ

めつらしきとよのあかりのひかりにはあれたる宿の中さへそはる

是は近江か備中かいづれか不ㇾ知、里人誰とはしれず。
右後一條院長和五年十一月十五日、大嘗會悠紀方備中歌人よししけのためまさ、主基方近江大内記藤原ののりたゞ朝臣なり。のりたゝの歌は略ㇾ之。

備之中州名所　終

歌枕備中民談

歌枕備中民談　目次

歌枕備中民談

土肥經平輯錄

○吉備中山

拾玉集　船とめて契りし袖のゆかりにはけふも詠むる吉備の中山　前大僧正慈圓

夫木集　雪ふかみ吉備の中山跡たへてけふはすかねを吹や煩ふ　俊惠法師

おなし　眞金ふく音絶へにけり五月雨の日數ふりゆく吉備の中山　道　經

名　寄　春くれは麓めくりの霞こそ帶とは見ゆれ吉備の中山　讀人しらす

金葉集　鶯の鳴につけてや眞金ふく吉備の山人春をしるらん　顯　輔

新古今集　常磐なる吉備の中山おしなへて千とせの松のふかき色哉　讀人不知

○細谷川

古今大歌所御歌　眞金ふく吉備の中山帶にせる細谷川の音のさやけさ

夫木集　春來れは細谷川に散つもる花もてゆへる吉備の中山

○吉備の小島

さす所さだかならず。藻鹽草八雲御抄等に備中とあるは、三國の惣名歟、備前の兒島ならんか。萬葉集に、大和路の吉備の小島とよめる備前か。日本紀に曰、以二淡路洲一爲レ胞生二大日本豐秋津洲一次生二吉備子洲一。由レ是始起二大八州之號一。

藻鹽草に

大和路の吉備の小島を過行けはつくしの小島おもほゆるかも

夫木集　行末の心つくしにやまと路の吉備の小島は霞こめけり　讀人不知

○松　山

一國の府中なり。大松山高くそびえて、其前に小松山横をりにせめ、峯に聖廟の社あり。又湖水の淸きあり。蛙が池といへり。

永和元年大嘗會主基方の御屛風吉備中の國松山の歌

新續古今集　○松平山　松山城の南八幡宮天滿宮鎭座の山なり。

すかへりの花咲ぬらし松山の梢を高みつもるしら雪　中納言忠光

風雅集院御製は松平山にあらず、松原山なり。

風雅集　村雨のなかははれ行く雲霧に秋の日うすき松ひらの山*　院御製

○高倉山　松山の南十餘丁に有、俗に下山といふ。

詞花集　打むれて高倉山につむものはあらたなる世のとみ草の花　家經

○玉田野　川上郡玉村なりとそ。藻鹽草には近江といへり。

高倉院御時大嘗會備中國歌

新拾遺　曇なき玉田の野邊の玉日影かさすや豐の明なるらん　淸輔

○野山　松山の東一里吉野村なり。

夫木集　あかすこそ秋の野山の里人は曇りなき世の月を見る哉　隆敎

○長田山

八雲御抄に備中と有り。川上郡富村の內中野村に長田山といへり。又同郡赤濱の山を穴門山、又長田山ともいへり。

千載集　千代とのみおなしことをそしらふなる長田の山のみねの松風　爲政

○秋坂山。田井村の內。

* 風雅集松ばら

初時雨ふりにけらしな明日からは秋坂山の紅葉かさらん　賴　資

〇稲井。下道郡種井村といへる人有り。

金葉集　苗代の水は稲井にまかせたり民やすけなる君か御代かな　明　賴

〇板倉橋

藻鹽草に備中と云々。加陽郡板倉町に石橋の名殘とて有よし。予がむかし尋侍るに、板倉の西の方六七町もやあらん、田中の溝に三尺ばかりの石の渡したる有り。是なんそのかたとて殘りけるよし、里人のいへるさもこそと思ひし。

堀川院百首　板倉の橋をば誰も渡れともいなおふせ鳥そ過かてにする　公　實

〇有木山。吉備津宮東南備前境也。

夫木集　萬代に靑木の山の白椿君かさかゆく卯杖にそきる　盛　永

〇比佐志山。都宇郡矢部村に有り。

おなし集　長閑なる春のひさしの山たかみあきらけき世の始をそみる　隆　博

〇長等川

村の名は新庄ともいへり。加陽郡庚申堂の西、此邊に赤濱といへる所あり。雪舟和尚出所なり。菊の下水とて名水有り。

風雅集　汲人のよはひもさぞな長月やなからの川の菊の下水　隆　輔

〇松　井

小田郡水砂村・阿賀郡阿口村抔に此名あり。予あるとし足寄て尋侍りしに、是より一里許東山の内村といへる處に有り。今も淸冷の涌かへるよし。藻鹽草名寄等に備中又丹波に同名あり。

新古今集　常磐なる松井の水をむすふ手の雫とにそ千代は見へ皀　權中納言資實

＊猿掛山は彌高山の一支脈なれど猿掛山卽ち彌高山には非ず。

〇彌高山。小田郡猿掛山＊の事とぞ。ひろかい村といへるよし。

金葉集　雪ふれは彌高山の梢にはまた冬なから花咲にけり

〇窟　山

加陽郡二井山に有り。國人鬼の城と云ふ。吉備津彥命と戰しける溫羅といへる鬼形の者籠り居たる所、此名あるか。今もすさまじきやうなり。榊葉玉松などよめるよし、藻鹽草に見えたり。

千載集神祇　動きなき千代をそ祈るいはや山とる榊葉の色かへすして　經衡

〇高機山。英賀郡中津井村に有り。

堀川院百首　紅葉する高機山を秋行はしたてるはかり錦をりかく　顯仲

〇麻佐岐山

下道郡秦原波多波良神名帳備中十八座の內、麻佐岐山の神社此山に鎭座なり。社頭はいたく荒たるよし。

夫木集　まさき山正木のかつら紅葉して時雨も時をたかへさりけり　實資

〇泉井。小田郡吉田に有り。又英賀郡井殿村にあり。冷水なり可レ考。

夫木集　國郡今そさかへん泉井の君か御代には絕へしとおもへは　讀人しらす

〇湯川寺。則湯川村なり。

續古今集　山田もる僧都の身こそかなしけれ秋はてぬれはとふ人もなし

〇二萬里。下田郡なり。世にいひわたる歌枕なり。

昔すへらきの逆臣の爲におかされたまひ、此所にさすらひ玉ひけるに、兵二萬計出きたり。防ぎたゝかひたる故、此名有とぞ。又東福寺二世寶覺禪師出生の地なりとぞ。

御調ものはこふ丁をかぞふれば二萬の里人數そひにけり

又周防内侍が歌とて、彼是の文に見えわたりたる歌

君が代は二萬の里人數そへてたへず備ふる御調ものかな

○夕部山。下道郡八代境に有り。古城となん。

山口の谷よりつゞく夕部山月さへ出るとしのくれかな　紫式部

○小田渡。小田郡堀越の事なるべし。此ところ、昔徹書記の兄林上小松の知行なるよし。

藻鹽集　有明の月に夜更て出たれば小田の渡りに雁そなくなる　嘉言

○岩崎

英田郡熊谷村に、石崎の松とて傘の形しける松田面にたてり。都宇郡庚申堂の山を石崎といへるよし。此邊むかし海邊なるべし。崎字のなせしよし、岩なども屏風のごとし。松もしげりあへり。

續後撰集　末遠き千代のかけこそ久しけれまた二葉なる岩崎のまつ　前中納言經光

○花見山。英賀郡花見村。

夫木集　今そしるちらぬ櫻の花見山風もうらゝに治れるよを　隆博

○黑髮山。同郡新見にあり。清龍寺とて觀音靈場の景地なり。

新千載集　色かへぬ黑髮山の山かつらかくてやひさにつかへまつらむ　從二位行家

○長尾村。淺口郡なり。

新拾遺集　はるかにも今行末を思ふへき長尾の村の長き例しを　藤原經衡

○甕泊。同玉島とぞ。

夫木集　ころ船も醉ふ人ありときゝつるはもたひに泊るけにや有らん

藻鹽草　御調物はこふ千船もこき出よもたゐの泊汐もかなひぬ　讀人しらす

○銀山

尋ねまとひける神職高谷のいふ、玉島より十町ばかり東に有り。今もしろかね山といへるよし。

しろかねの山のあひなる梅の花萬代ふへきにほひこそすれ

○豐岡の里。哲多郡宮川內村に有り。豐岡明神鎮座、又笠岡に同名あり。

時にあふ民の心もやすらけき御代のはしめの豐岡の里

○富山。橫谷の山なり。

夫木集　とみ山のかけまさり行君か世にあへる國民たのもしきかな　兼盛

同　昔よりなつけそめける富山は我君か代の爲にそありける　よみ人しらす

○高月山。後月郡木子村。

藻鹽草　秋といへは光をそへて高月の川瀨の波も淸く澄けり　讀人不知

○岩倉。藻鹽草に、備中と有は岩倉なり。

夫木集　うたふらし代を治れと岩倉のむらの諸人もろ聲にして　隆教

○雄上川

後月郡西江原今市の町はづれにあり。里人おかふ川となんいへり。神名帳十八座の內足次の神社、此邊に鎮坐のよし。

藻鹽草　おかみ川紅ふかき乙女らか足次とるとせにたゝるらし　讀人しらす

○倉垣の里。後月郡井原村に所の人からかけといふ。

同　くらかきの里に波よる秋の田はとしなかひこの稻にそ有ける　匡房

○いなふさ山。

越前近江備中同名有り。當國は岩本のすへ森脇の內稻總といへる枝村有よし。

名寄　長閑なる天か下なるいなふさの山田に田子の早苗とるなり

*藻鹽草には紅ふかきを匂ふをとめらかあしつきとるとせにたゝるらしとあり藻鹽草には讀人不知とあるもこの歌實は萬葉十八、家持の歌をかみ川くれないにほふをとめ

らしあしつきとるとせにたゝるらしより來るものなるべし。

○神南山。不詳。備前吉備津宮と備中吉備津宮と中原に有よし、或人語り侯。

夫木集　千早振る神なみ山の椎柴のいやとしの葉に祈まつらん　行盛

○勝間の浦。かちま新田なるべし。いまは古神島といへる。

名寄　おもひ出よ千代の子の日のけふことに勝間の浦の岸のひめ松

○中井。英賀郡中津井なるべし。和名抄に中井とかひて中つ井とよみたり。

夫木集　千年ふる御調備ふる我君の中井の水の年經たる哉

○木々の里。藻鹽に備中とあれどもさだかならず。走出村の木々の峠と有是歟。

同　いろことに染る紅葉の木々のむら時雨けるとは今ぞしらるゝ

○いはめ山

藻鹽に備中といへり。小田郡新賀村に岩目といふ所あり。こゝならんといへり。

吉備國のいはめの山のいはすとも千代もさかへん峯の姫松

○雄琴の里。小鏡に備中と有り。横谷村湫村の間に、琴ひき岩とて今も有り。

金葉集　松風のをことの里にかよふにぞ治れる世のこゑぞ聞ゆる　藤原敦光

○鷹の尾山。哲田郡山の月村に有り。八雲に近江とあり。同名なり。

新古今　とやかゝる鷹の尾山の玉椿霜をはふとも色はかはらし　前中納言匡房

○春邊山

藻鹽に丹波備中と有り。たしかならず。英賀郡中津井奥にこの名あるよし。又窪屋郡刈邊村ならんとも云ふ。

藻鹽草　煙たつ春邊の山はいにしへの難波の御世のけしきこそすれ　よみ人しらず

○宮高山。備中といへり。升戸高といふ人有り。

同　みとせ經し宮高山の宮柱ふとしき立て後も萬代　讀人しらず

〇轟の橋

小田郡江原村往還の邊に有よし。藻鹽には近江と、又淸水谷大納言抄には大和ともいへり。同名なるべし。

藻鹽草　霰ふる玉ゆりすへて見る計しはしなふみぞ轟の橋　讀人しらず

〇千田村。萬葉に千田の浦といふは、紀伊國なるべし。

當國の千田は、小田郡甲怒にせん多といふ所あり。神なみ山を大和人しんなんといへる歌なるべし。

新拾遺集　時を得て千田のむら人幾ちたひとれと盡せぬ早苗なるらん　權中納言時實

〇神村山

もしほに備中といへり。淺口郡杉山に小坂の上村といふ處有り。行賀の信元說なり。

千早振かみ村山のはつ雪をしらゆふ花と人やみるらん

〇引野村。淺口郡西小坂の枝村にこの名有よし。

梓弓引のゝつゝら末つひに我が思ふ人に事のしけゝん

〇阿知方

此國に西阿知東阿知有り。順和名抄に阿知の明神窪屋郡と有り。この神社倉敷の內に有、是窪屋郡也。

春くれはあちかた海のひとかたにうくてふ魚の名こそをしけれ

〇神島。小田郡也。所にはかふの島といへり。

續拾遺　神しまの浪のしらゆふかけまくもかしこき御代の例しとそみる　前中納言資實

〇石　疊

*一、大ひさく小ひさく皆島名也

*二、吉備前秘錄には和氣の里とせるも備前名所記には否定せり

二十一代集以下の歌ともには見えず。萬葉に出たり。延喜式神名帳備中十八社の內下道郡五座の一社なり。上秦村道のほとり川にさしおほひたる石壁あり。岩たゝみの神社なりとぞ。所の人茶臼瀧といへり。此邊の山を荒平の城とて、古戰場なり。今は社も見えず。

萬葉　磐たゝむかしこき山としりつゝも我は戀ふるかなへうならなくに

○高島。小田郡神島と白石の間に有る小島也。

新拾遺　高島（砂イ）や松の梢に吹かぜの身にしむ時ぞ鹿もなきけり（るイ）　増基法師

○眞那邊

沖の小島とてあまねく人知れり。西行法師備前の兒島より此島につたひ來り、鹽飽の島にわたらんとて舟待したるよし。

山家集　まなへより鹽飽へかよふ商人はつみを買にそわたる成り鳧　西行法師

又幽齋法印の歌に

水島をまなへに入てやくきたきひさくはないかくめや三郎

*一、大ひさく。小ひさく。水島。三郎島。各此間わたしなり。奇妙のはたらき也。

○八重山。藻鹽草に備中と有り。淺草郡占見村の內。

雲霧は七重八重山へたつとも千年の松のかけはかくるゝ

*二、○和伎覇の里。名所集、秋の寢覺など各備中と書たり。其所知り難し。後の人詳にせよ。

夫木集　春されはわきへの里の川とには鮎子さはしる君待かてに

○神樂岡

古き名所物語に、備中と有れども、出所不レ知。純德按に、總社村に神樂岡といへる所あり、是ならん。

○衣笠岡

是も備中とかきたるもの有り。笠岡の事にして、衣の字を略していへる引歌
音に聞衣笠山をまた見ねば待つゝそふる雨の宮には
雨の宮をよみたる衣笠岡は、春日の末社にて、仁和寺の邊に有り。八雲御抄にも、山城の國といへり。後人あきらめよ。
堀川百首に
秋ごとに誰きて見よと蘭衣（フヂバカマ）笠岡に匂ふなるらむ　右近衞中將師時
○竹の里。出所も本歌もしらず。
○櫻草。右同し。但此名矢田村に有よし。
○川島川。出所も本歌もしらず。
○名根山。時鳥菅莚などゝよめるよし、秋の寢覺に出たり未ゝ勘。
名所六十四箇所。

備中民談終

右一書は、予か大祖父無樂翁、かい輯め候ひし書にして、此國の歌まくら此書にもるゝ事なし。しかあれど、其書いまた草稿にして、他人のわきまへ難き事もあれば、こたび新に册子に綴り、拙き筆にうつして和歌の良材とす。手澤の書は重襲して、簾箱の中にひめおくといふ事しかり。
安永四年乙未の夏　琴野の佐純德書す
備中民談、其なかに誤れると見ゆるところもあれど、其國に住て其輿地をしるしたるものなれば、村里山川の名園をたづねとめんに便あれば、とみにうつし置也。
同じ年の仲秋　富山々人經平

吉備の志多道

吉備之志多道目次

下道郡之部

古川橘辰著

*本集に用ひし原本には「此處大略圖を挿む今略ㇾ之」とあり

*國郡の名を二字に定めしは文武天皇の御代にあらず元明天皇の和銅年間なり。

*成輪は即今日の成羽也

吉備の志多道 下道郡

古松軒古川辰著

吉備中國ノ大略圖說

中華には地理記錄の書多く。下民に至るまで州郡の事跡を詳に知ると雖とも、日本にては上世海內の地名定かならず。文字も分らざりしに、文武天皇詔りありて海內を六十六州に定め、*國郡の名二字に定る。是より一定して後世に是を改めず。此時に吉備の一州を三ヶ國とす。元より日本は文字無かりし國故に、山川等の地名字義に當らず。書ならはしのまゝなり。記錄繪圖もあるべけれども官府に秘して庶人の手に渡らず。故に其國に產して、其國郡の地理事跡を知らず。歎かはしき事なり。予其地の人に會せる時は、地理事跡を尋て圖し、又記するものなり。然ども、其地に到らざる所は、齟齬少なからず。且紙面狹くして彼に闕き、此に略し、方角水道の遠近違ひあるべし。見る人信ずべからず。當國の圖諸家に數多あると雖、邑里混し、地理の違ひ甚し。其故を知らず。當國上古の國司守護人諸書に顯すといへども、後人の僻說にして其實未ㇾ詳。文正應仁年中より海內大に亂て、戰はずと云ふ國もなく、國主地頭も一定ならず。天文末年の頃より當國の諸士藝州毛利家に屬し、或は雲州尼子家に屬し、或は備前宇喜多家に與力し、或は阿州三好家に志を通ずるものあり。*成輪の城主三村備中守家親毛利家に屬せしより、國士三村家の旗本となる。相繼て子息修理進元親松山に在城し、門葉幕下士諸所に居城して、毛利輝元卿の領國にて三村黨の食地たり。此時に當り

て元親反心を抱き、織田信長に通せりと、宇喜多直家讒をなして三村黨を亡さんと謀る。毛利家此奸計を信じて、小早川隆景、吉川元春兩將を以て、天正三乙亥の春三村氏を追伐す。是れ毛利家大ひなる誤なりと世に稱せるものなり。其後、毛利元淸猿掛山に在城ありて、國中の權を執り給ふ。然るに信長公武威盛なるに及んで、天正十年の夏、羽柴秀吉を軍將とし高松水攻の砌、京都に於て明智光秀信長公を弑せり。玆に因りて秀吉毛利家と和睦し、軍を都に還すより、松山川の流を以て境とし、東を宇喜多家の領とし、西を毛利家の知行とせしより、當國無爲にして鬪爭のうれひなし。程なく、秀吉公海內を一統し給ひ、逝去の後までも、天下和平なりしに、慶長五年、石田治部少輔三成故ありて兵を發し、東照宮と屢戰ふ。此時毛利家石田に與力あり、故に關東より下知ありて、十州の領國を削りて、長州防州の二國を賜ふ。爰に至りて當地闕國となり、關ヶ原軍功の諸將に分領せさせ給ひぬ。是より天下泰平となり、貴賤腹を鼓するの御代となりぬ。

* * * * * *

左に圖せるは、鬼の身の城主上田家の傳來にして、山田村の住三村某の所持せるものなり。至て古圖なる故に、蠹み破れ裂けて、數々となりて文字全からず。或は一字、或は半字殘りて解しがたし。僅に南方の圖を爰に寫し置くなり。海は地となれ共、山の形は動くべきの理なし。是を以て、見るに齟齬多し。然れ共私意を加へず、舊圖のまゝに圖せり。見る人考へらるべし。

當國上管大上々國、北方山に連り、南方に海を帶し、陰を背にして陽に向ふ。故に百穀早く熟し氣味佳に、土産は銅鐵紙木綿を以て上品とす。此外魚類禽獸草木多く、王城遠からずして、萬物缺く事なき國なり。昔時九郡、古、高二十萬七千八百九十石餘、其後川上郡上房郡を分割して十一郡、高三十三萬八千百四十石餘、是大概にして、其實未レ詳。今世山林を辟き、海を築きて新田とす。幾萬石計るべからず。

吉備中国上古南方圖
北島ヲ吉備ノ大島トアリ今ノ児島ト見ユル
中島トアリ今ノ中山ト見ユル

備の三州を吉備國と稱する事、上古國に黄なる薇を産せしにより、黄薇國と稱すと諸書に出せり。其說詳ならず。或書に吉備國の三州となりしは、神功皇后吉備の牛窓に着船し給ふ時、土人貢物を奉る。是を始として吉備の國にて三度に及べり。始て奉るを備前と稱し、中を備中と云ひ、後を備後と云ふとあり。此說後人の謬說なるべし。或る書[*一]に曰く、吉備三州の人總て狡なり。故に上に翫ふ事は善惡を撰ばずして是を好み、又藝術を執り行ひ、兵書器物を取扱ふるも、心掛けよき人と稱せられん事を思ひて實なく、名利を好んで諂へる國風なりとあり。愼むべし。

源順倭名類聚抄に記せる備中の郡鄉

都宇郡　河面加波毛　撫川奈都加波　深井布加井　驛家。

窪屋郡　大市於布知　三須[*二]、美賛、眞壁萬加倍　輕部加留倍　阿知。

賀夜郡　庭妹（ニヒセ）爾比世　板倉伊多久良　足守安之毛利　大井於保井　阿宗（アソ）安曾　服部波止利　八部也多倍　生足[*三]、刑部於佐加倍　日羽比波　巨勢（コセ）、多氣（ダケ）、有漢（ウマ）宇萬　大石（チヽシ）保於之。

下道郡　穗北（ホイタ）保伊多　八田也多　邇磨邇萬　曾能（ソノ）、水内美乃知　釧代久之呂　田上多加美　呉妹（クレセ）。河邊（カハノヘ）加波乃倍

淺口郡　湯野由乃　穴田（マムト）安奈多　茅（セ）賢勢　成羽奈之波　秦原波多八良　近似知加乃里。

小田郡　阿知、間人萬無上　船穗布奈保　占見宇良見　川村加波無良　小坂乎佐加　林八也之　大島於保之萬

後月郡　實成美奈利　拜慈（ハヤシ）波也之　草壁（クサカヘ）久佐加倍　小田乎多　甲弩（カウヌ）加乃布　魚緖（イチスナ）伊保須奈　驛家　出部伊都倍

哲多郡　荏原（エハラ）江波良　縣主（アカタ）安加多　足次安須波　出部以豆倍　驛家。

英賀郡　石蟹（イワガニ）伊波加爾　新見爾比美　神代（カムシロ）加無之呂　野馳（ノチ）乃知　額部（ヌカタヘ）奴加多倍　大飯（チヽヒ）於保比。

中津井奈加都井　水田美都多　呰部（アタ）安多　丹部（タチヘ）多知倍　林鄕、刑部於佐加倍、川上上房ハ分割ノ郡也、時代予不レ知。

*一、或書とあるは人國記を云ふ。人國記の記既に和氣絹に收めたり。就いて見るべし。

*二、三須は美賛の訓註なり。古人轉窃の際これを誤りて三須美賛を二個の郷名とせるは决めて誤なるべし。又三須とあるは三和の誤なることは諸國郡郷考に見えたり。

*三、生足は生石の誤なるべし。備中西國巡禮記に門前村に生石といふ寄名あるとを記せり。

*此處の挾圖底本とせる岡山圖書館本になくして此句あり

當國十八神社

賀夜郡　吉備津彥神社、野保神社、古郡神社、鼓神社。
窪屋郡　百射山神社、足高神社、菅生神社。
下道郡　石疊神社、神(ミワ)神社、麻佐岐神社、横田神社、穴門神社。
小田郡　在田神社、神島神社、鵜江神社。
後月郡　足次神社。
英賀郡、比賣(ヒメ)坂(サカ)鐘(カナ)乳(チ)穴(アナ)神社、井戸鐘乳穴神社。

當國に備中府志と號せる書あり。是は川上郡平川金兵衞と云ふ人の著述にて、當國古城の來歷民家の姓氏を顯す書にして、其趣旨は平川氏を始め一族の家系を世に稱せんか爲に編める記にして、古城の來由大に他姓の事私作甚だし。是により元文の頃、矢掛の驛矢野六右衞門なる者其僻說を責て、大坂の板元に達して絕板せしと雖ども、未だ諸家に殘りて、古城の事跡を語る又多く府志の說を取る。予下道の記を見るに、一として其事實なく、妄說のみなり。爰に載て平川を謗るには非ず。終には土人の口實となりて謬らん事を思ふのみ。予か書も亦齟齬あるべし。見る人過ちあらは告給ふべし。

*此間挾圖アリ略レ之

二萬の鄕の事蹟

太平記十六の卷に云、天武天皇大友皇子此所にて御合戰ありし時、何れより來るともなく兵二萬(ナツケ)騎天皇の御味方となる。故に大友皇子敗北ありて天武位に卽き給ひしより、此所を二萬の里と名號たり。周防の內侍が歌にも、「君が代は二萬の里人數副て絕えす備る御貢(ミツキ)物哉」と記せり。

太平記十六の巻は、善智法印の作にて、尊氏筑紫落の時、菊池大軍にて押寄ける故に、味方鬪ふべき氣色なし。尊氏の臣高駿河守味方の兵を勵まさんため、虚説の例を引て先陣に進み、大ひに勝利を得たり。是を多々良濱の合戰と稱す。兵は詭道なりとて、色々の虚説を以て兵を勵せし事世に多し。此合戰を面白く書著さんとて謬書せし事なり。天武天皇大友皇子の御事跡、當國には更に無き事なり。又周防の內侍は、七十三代堀川院の內裏女房、應德年中の人にて、天武天皇大友皇子御合戰の事によつて詠せしにもあらず。此里へ來りて讀みしにも非らず。大嘗會御屛風の歌なり。太平記の説信すべからず。天武天皇大友皇子御合戰の始終、日本紀に委き故に爰に記せず。當國にて鬪爭し給ふ事はなし。甚しき虚説なり。

王代一覽に云、齊明天皇（皇極帝重祚の號）の御宇百濟國より使者來て言上す。新羅國の兵大唐（高宗皇帝）の兵をかたらひ、大軍を以て百濟國を攻敗りて、君臣新羅國のために生捕らる。願くは日本に人質となりて居る處の百濟の皇子豐璋を迎て、百濟王となし、日本の加勢を以て、國を興さん事を請ふ。天皇許容し給ひ、豐璋を百濟王と稱し、兵船を作り武具を調へ、諸國の兵を集め、難波の浦まで行幸あり。太子中大兄の皇子を（後天智天皇と稱し奉る）攝政とし、西國の兵を徵し集め給ふ。此時に備中國下道にて、大軍皇子の隨兵となれり。今の二萬の里に著到ありしに、二萬騎と記せり。故に此地を二萬の鄕と號せしとあり。

予思ふに此説是なるべし。中の大兄の皇子は後天智天皇と稱し奉るなり。天武天皇は天智天皇の御弟、大友の皇子は天智天皇の皇子なり。故に混ぜしものにや。

輶軒小錄に、本朝文粹三善淸行意見封事に播磨風土記を引て云、唐より百濟を伐つ事あり。加勢を本朝に乞ふ。天皇筑紫に行幸し給ひて援兵を致さんとし、備中下道郡に至り一鄕の民戶甚だ繁昌なるを見給ひて、兵を徵さるゝに勝兵二萬人を得たり。天皇大に悅て邑を二萬と名づけ給ふ。後又邇

摩と書く。既にして天皇崩御ありて、援兵はつかはされず。其後、吉備公以來數人代々所の宮司となりて、課丁を閱せらるゝに、皇極天皇よりこのかた延喜の頃まで、二百五十年の間、段々減少して、淸行時分には課丁一人も無きよしを奏聞し、諸國の衰弊を推はかり、仁政を行ひ玉はん事を申す。其詳なる事は本書にあり。此説を聞誤りて、怪異の僻說を云ひ出せしならん。さなければ金葉集の歌も分明ならず。

丁の字はよぼろとよむなり。課丁と云は十六歲より六十歲の人夫役を勤むるを云なり。

辰云、課丁は十六歲より六十歲の人を云とありて、淸行の時分に壹人も無しと記せし事いぶかし。課はコヽロミルと讀み、丁はサカンナリとよみ、大內の卑奴なり。課丁は力などありて公役にたつ人をいふものか、今の世の領主地頭よりの徭役なり。白丁仕丁の類なるべし。

御調物はこぶ丁をかぞふれば二萬の里人かず添にけり　藤原家隆

君か代は二萬の里人作る田の稻のほずへのかすにまかせて

すへ遠み春のむかへの御調物かず〳〵備ふ二萬の里人

君か代に二萬の里人數そひて絕へす備る御調物哉

幾千代とかきらぬ代々の子の日して二萬の松尾の小松をぞ引

松尾と稱するは、二萬の枝鄕なり。

此外にも古歌數多ありと云へ共、手爾葉飌齬し出所知れざる故に記さず。右の歌は大嘗會御屛風の歌なり。

大嘗會御屛風の歌と云ふは、天子御一代に一度天神地祇を祀り給ふ禁中の大禮なり。是を大嘗會と稱す。

此時に國郡占定と云ふ事ありて、占定を以て國を選定し給ひ、其國の產物を禁中へ奉る事あり。

二萬塚の圖

又村里の地名を題とし、壽の和歌を讀て御屛風に張る禮あり。故に御屛風の歌書と世に稱するとなり。此大禮戰國の時より絕へて無りけるに近き御代再び興し給ひぬと云ふ。此占定の國六十六州悉く選び給ふにはあらず。上古より古例ある國ばかりなり。當國も占定の國にて、其選びにあたる時は、村里より古例定り、御調物をする事なり。二萬の里よりも稻穗を奉る例なり。當國の名所古跡殘りなく御屛風の歌有るべき事ながら、下民是を知らず。國に舊記なき故なり。

二萬塚の圖

其狀儼然たる古墳なり。然るを國人誤て二萬塚と稱す。是れ上世王室の墳墓なる事明けし。則圖の如し。千歲を經て狀崩れ損せざるは此墳の幸といふべし。今墳壟二つあり。土崩れ陷り流れて二つの狀を見すものか、小墳の方に墓坑あらはれ見ゆるなり。穴の口北にありて、廣さ六尺餘、三十年以前までは土人這入しと云ふ。其言傳を聞くに、穴の內平にして二十步ばかりも行ば石門ありて、

石の扉あり。是より底穴にて這入がたし。今世は穴の口埋り草茂りて入る事ならず。按ずるに上世人を葬るの制様々あり。定て隧道のあらはれしならん。然るを天武天皇大友皇子合戰の時に、此塚穴より兵二萬人出て、天武天皇の御味方となりて。大友の皇子敗亡ありし此塚を二萬塚と云傳ふと、ア丶愚なるかな。此塚の內何程かありて二萬人を出ださんや。旅人二萬の里の舊跡を問へば此塚を語る。是國の愚を他に告ぐるものか、死尸を藏めし墳墓を以て、先生の命し給へる二萬の里に混ず、歎かはしき事なり。慶長年中の頃までは廟ありて、大塚明神と稱せしを、高見帶刀と云ひしもの他の山に遷して、八幡宮と崇め土產(ウブスナ)神とせり。今上二萬の村神是なり。近き頃より墳の傍に小祉を建て、又大塚の明神と稱す。

東福寺二世寶覺禪師の事蹟

元亨釋書に云、東福寺第二世寶覺禪師は三聖寺の湛然と稱し、又東山と號す。備中の人なりとあり。又東福寺舊記に、湛然は吉備の中國二萬の鄉に產れ、其里の寺にて出家すとあり。是に由て近頃東福寺より、當國寶福寺に尋來りて、二萬の鄉に事跡ありやと搜索せしに知れず。然共釋書の作者は、東福寺三世虎關にして、寶覺禪師の弟子なり。此人の書に寶覺は備中の人とあれば、違ひなき事なり。其事跡の知れざるも亦なげかはしき事なり。

ミツゴ岩の事蹟

下道・窪屋・淺口三郡の堺なる故、三郡岩の淵とも云ひ、岩に童子の足跡の形ある故に、三つ子岩とも書す。又縣守の故事を引て、三瓢岩とも稱す。何れが是なる事を知らず。

日本記に云、仁德天皇六十七年、吉備の國川邊川の派(カハマタ)に、大きなる虬(ミツチ)ありて人を苦しむ。其毒に犯

北
松山川ノ流
下原村
下道郡
中原村
西三和
東三和
柿木村
軽部
福山
浅原
中嶋村
窪屋郡
古地村
黒田村
酒津ノ山
下道郡
浅口郡柳井原村
倉敷ノ道
西酒津
大内村
古水江
窪屋郡酒津村水江村
西原村
南
浅口郡
西阿知村

されて死亡する者多し。こゝに笠臣(カサナミ)の縣守(アガタモリ)勇悍にして強力なり。派の淵に臨み、三つの瓠を以て水に投じて曰、汝毒氣を吐て路人を苦しましむ余汝虬を殺さん。是の瓠を水にしづめば則余避ん。沈めずば則汝を斬らんと高く呼ぶ時に、虬忽ち千鹿に化して以て瓠を水に引入るれとも瓠沈まず。縣守劒を擧て水に入りて虬を斬る。更に虬の黨類を求む。乃ち虬の族淵の底に滿てり。ことくく是を斬る。河水血に變す。故に其所を號て、縣守の淵と云ふとあり。

予按ずるに川邊川の派とあれば、今のミツゴ岩の淵なるべし。虬の鹿と化して瓠を水に引入れんとせし事は、信じがたし。龍虬とつゞきて、虬は蛇より龍に近き類なり。化す事未ㇾ知。

河田八助資友派の淵に沈む事

八助祖父二代は彈正左衛門と云ひ、曾祖父は藏人と號し、代々細川家の功臣にて奈須與市の枝流なりと云ふ。八助は武者修行に出て、池田宮内少輔忠雄卿に仕へ、小田原陣大阪陣に武勇を顯せし事普く世人の知る所なり。後故有りて浪士となり河邊村に來り住せり。此時御領主金龍寺殿（奉ㇾ號ニ伊東丹後守）に隨從して、ミツゴ岩の淵にいたる。御供の士某の曰く、此淵は水底に岩穴多く、鯉魚其洞にあつまると雖も、水深きに由て漁夫も沈む事を得ず。河田殿御沈あらんやと云ふ。素より強勇の八助且水練の達者なりしかば、何の會釋もなく心得候と云て、淵に飛び沈む。其深き事限りなし。漸く水底に沈み、彼岩穴を探り見るに怪きもの洞の中にあり。不思議の事に思ひ、よくくく見るに大いなる虬なり。證據なくては武名の瑾ともならんと思ひ、刀を以て彼虬の鱗を切はづして、水上に浮ぶ。諸人河田が勇を感賞す。其鱗の徑三寸ありと、近き世までも、當鄉藏鏡寺の寶物となりてありしに、寛文末年、盜賊の爲に失すと云ふ。土人の云ひ傳に八助爲ㇾ人剛直にして、膂力衆に超へ、武名高き人なりしに、甚短才にありけるとなり。七十餘歲にて沒す。子は無くして嗣絶ゆ。妹一人

有りしが小野氏の室となりける。此妹にも子は無かりしといふ。然るに平川金兵衞が著す備中府志に、八助が子は太郎左衞門と稱し、當國矢部村河屋の城主にて、備後の浦部へ所替ありしと記す。予按に、其頃は大阪陣後元和年中秀忠公の御治世にて、當國松山ならで城なし。平川氏何に依て記せしや不審し。

河童岩の事跡、河邊川にあり。

元龜年中雲州尼子家の軍將、當國松山城主吉田左京亮義辰、成羽の城主三村修理亮家親のために松山を攻落されて、主從二騎此所へ落のびて、三村紀伊守親宣大勢にて追かけ、我討取らんと切てかゝるを、主從會釋もなく、多勢を左右に引受け大ひに戰ふ。然れ共大勢にて取圍み、郎黨も討れければ、左京亮も是までと思ひ、河水に飛入り、此石に腰をかけ大音聲を揚て、吉田左京亮と云ふ剛の者が自害するを見よとて、腹十文字に搔切て、水底に飛沈みける。形象勇々しかりけるとなり。是よりして土人此岩を吉田岩と稱せしとなり。其後雨夜などは陰火燃へ怒れる聲ありし故、漁夫雨夜には川へ出ず、村童川の邊に臨めば、土人此岩より河童出と言て戯れをなせしより、吉田岩の名を失して、河童岩と稱す。予按に陰火燃へ怒れる聲の有しは、野狐のわざなるべし。

唐土訓蒙圖彙に曰く、俗に河童と稱するものは水虎なり。狀三四歲の小兒の如く、甲に鱗あり、頭虎に似るところありと記す。豐後には多く出ると云事、和漢三才圖會にのす。

南山の古城跡

備中府志には此城の開基は河部臣百依、河部村も百依に始ると記し、又元曆年中には木曾義仲在城今井四郎隨身一國當城に旗下し、應仁の頃は石川源吾城主として、加藤新左衞門鹽尻源次兵衞守城

*幸山に又高山に作る久式は久次の孫也

せしとあり。是甚しき僞作なり。日本記に人皇十七代仁德天皇の御宇を記せし言にも、吉備の河邊とあり。河邊臣百依は人皇三十代欽明天皇の御宇の人なり。然れば、河邊臣未た產れざる先より河邊の地名あり、其名の同じきによりて取會（トリアハセ）たる平川氏が私作と見へたり。川の邊の鄉なる故川邊村なるべし。又義仲在城と記せしは、猶以て虛說なり。此山の巓徑十間に過ぎず。百騎とも任城なるべき城跡にあらず。義仲當國下向の時は、平家追討の將にて數千騎の主たり。かゝる不便の小山に在城あるや、平川氏地理軍事を知らざる故、人の信せざるの僻說を記て笑を招くものなり。石川源吾の事跡も分明ならず。元より加藤鹽尻門葉たる事大ひなる妄誕なり 信すべからす。土人の言ひ傳へに、石川源吾の事にや詳ならずといへども、此山の城主漁りに出でしを、敵方の忍の者藪かげより出で、源吾を討取と云ふ。又云、幸山の城主石川左衞門久式の砦にて、番城たりしとも言傳ふなり。備中府志に記せし說は、更に無き事なり。

南山古墳の圖

此地昔時は二萬鄉の地なり。今は川邊村の內なり。圖する所の墳の高さ七間半、頂六間。中壇の濶さ一間、同めぐる所二百二步、塹の深さ、所により或は五尺或は七尺餘、土崩れ埋りて水なし。塘の高さ五六尺、狀楕形の如し。周り四百步、所々に瓶を布けり。六七十年以前までは、瓶六七百餘もありて、土人子壺と稱せしなり。以來此墳を見て來れるもの古器なりとて、一つ二つとなく掘り取り、又樵童の穿割る事、年々の事故に今殘る所の瓶漸く七八つ見ゆるなり。墳のあたりに瓶の殘缺數多あり。昔時は貫珠（シュズ）の如くに連ね布きてありしと云ふ。今に山下の貧家では小便壺などに据へあるも見ゆるなり。泉州堺の津東二十町に仁德天皇の陵あり。土人大仙陵といふ。山陵を訛るものか、此陵山の如く周り四十餘町、まはり塘（ダルミ）にて幅三四十間、小船ありて往來するなり。此陵にも所々に

瓺を布けり。又播州垂水といふ所に、仲哀天皇の陵ありて、周りに塘あり。數多瓺を布く所あり。又和州奈良より三十町西に、神功皇后の陵あり。數多の瓺を布き連ねたり。瓺の大きさ二斗ほども入るべく見ゆるなり。仲哀天皇の陵に布きある瓺は、口の徑し一尺ばかりあり。此南山の古墳の瓺に略似たり。其違ひありといへども、己に上世墳に瓺を布し事、古制にして疑ふべきにあらず。上世諸王皇室の墳なる事明けし。總て此山中には小墳多し。土流れ陥りて、其狀全からずといへども、墳に違ひなし。子孫か或は家臣の古墳なるべきか。此地より山つゞき三町に、同じく瓺を布く古墳あり。高さ三間頂き一丈餘、土流れ崩れしと見へて、僅に遺る狀あり。往昔瓺を連ね布く事多かりしや、墳のあたりに瓺の殘缺甚多し。南山の墳に布きし瓺の形にて小なり。口の徑五寸高さ七八寸、こと〳〵く底あり。南山の瓺に比するに古く見へて色も異なり。此山の麓の郷を矢形村と稱す。昔時は館と書く。上世皇族の尊き人の御座し地にや。此山上にかぎり瓺を布く古墳二つまで有る事不審。

當國に天子の山陵あると云ふ。舊記なしといへども、孝靈天皇の陵當國にありと言傳ふ。虛說か未詳。追て考ふべし。今土人大ひなるを大膣といひ、小なるを小膣といふ。日本紀雄略天皇崩御の事に、吉備の臣尾代吉備の國に下向して、尾代の館を過る事を記し、又婆婆の水門浦掛の水門二ヶ所の地名を出し、海濱の戰をのせたり。予吉備の三州にて、右の地名ありやと搜索するに知れず。二萬の里の東南上世は海なり。海邊川北より流出、小田川西より流て二萬の鄉の東にて落合て、南方の海に入る。尾代の舊跡此あたりの事にやと俛思するまゝ、爰に記せり。時代遙に隔る故に、地名も失せしならん。予が意によらば、古墳を發き見たし。方今益なしと雖も墓誌あらば其人の德を崇め、國の舊蹟を千載の後もうしなはじと思ふのみ。

吉備大臣の御廟、八田村。

昔時より吉備公御墳墓なりといひ、時代遙に阻るに因りて其證も無かりし故、大僊院殿（奉號、伊東信濃守長貞）廉潔質直の御氣象あつて、世人半疑半信にて是を崇むるは、其實にあらずと仰あり。元祿年中此墳を發き見給ふに、御棺ありて內には御骨あり、御脛骨甚だ長し。傳へ聞く吉備公御長高かりしと、是によりて御眞廟なりとて、緣記除地を寄附し給ひ、眞藏寺といひし寺を吉備寺と改稱して、末代に吉備公の靈を祀らしめ給ふ。墳墓を發き給ひしは大器量にして、普く世人の疑を解き給ひぬ。是れ聖知とも云ふべきか。

按に小田郡東三成村にて、吉備國勝公母君の墳を發きしに、御骨藏の器に銘あり。又和州宇和郡大澤村にて吉備公の葬り給ふ楊貴氏の古墳墓を誤り發きしに、甎に銘あり。然るに吉備公の御墳墓に銘のなき事不審。或人の云ふ、墓誌ありしと言傳ふと、然れども吉備寺の緣記にも記さず。其他を索るにまた詳ならず。諺に云ふ鰯の頭も信心といへば、吉備公の德を崇むるに、其地の眞僞

を論せんや。大僊公名稱し給ひし吉備公の御廟に、疑を記せるは甚だおそれ有りといへども、其實を云ふのみ。

吉備大臣の賢德

吉備公は、孝靈天皇第三の皇子稚武彥命、功あるによつて備中國に封せらる。此命の後胤右衞士少尉下道朝臣國勝の息男なり。幼少より穎悟敏達一度耳に觸て忘れず。史漢文選等の詞賦誦せずと云事なし。世人神童と稱す。成長するに及んで和漢の學明にして、諸の技藝までを熟し、元正帝二年遣唐使多治比の縣守藤原宇合に同船して、唐朝に渡り學業を受く。（于時年二十三、下道眞備と云、）唐に在る二十年、衆藝に該涉し、聖武帝天平七年の春遣唐使の副使中臣名代歸朝の時に、日本に歸り給ふ。書籍珍器を獻ず（爰に略す、）數多なり。此時に正六位を授けられ、大學ノ助に任ず。孝謙帝未だ親王にて御座ます時より、師として學問し給ひ、帝位に卽き給ひて侍讀官となり、恩寵渥く姓を吉備の朝臣と賜ふ。孝謙帝寶字二年九月、藤原淸河遣唐使たる時に、大伴の古麿と共に副使となつて入唐して、玄宗皇帝に謁し、頗る才調を顯す。歸朝の後官位昇進して、稱德帝天平神護二年中納言に任し、又大納言に轉し、右大臣に拜し、正二位を授り、中衞大將を兼たり。光仁帝寶龜元年上啓して仕を致さん事を願ふ。上表を叡覽ありて、詔報に　聖忌未ㇾ周縣車事の何ぞ早きやと許し給はず。中衞大將の兼官を免し、餘官は本の如し。同二年累て表を上て骸骨を乞ければ、漸に勅許ありて、吉備の中國下道の舘に退居して、寶龜六年十月二十日壽八十三歲にて薨去ある。光仁帝其德を惜ませ給ひて勅使を下し是を弔賻せらる。吉備公文武の才に達し、大學寮に及び、大宰府の學校を盛に興立し、惠美の押勝か暴逆を討つの謀を廻し、再び唐に至て才能を異域に輝し、聖武孝謙の多難の朝に立て、或は黜き或は陟れ、其間に君を諫め下を恤み傾を扶け、世に大勳功ある事靑史に闕て載せずといへ共、今の世

までも、婦人小兒に至るまで吉備公の德を知り、其績を數へ、千歲口碑に傳へて尊敬する所なり。世俗の物語に云、聖武天皇の時に日本より聘物を送るに、安倍の仲麿を使として大唐へ渡さる。唐朝の帝、其贈物の微少を怒りて仲麻呂を殺す。其後吉備公を使として大唐へ渡さる。唐帝吉備公の才藝を試んとて、闘非をなさしむ。仲麻呂が亡靈鬼となりて敎へしといふ。又文選并野馬臺亂文の詩を讀む時に、仲麻呂が靈蜘となりて敎へける故に、吉備公是を讀給ふ事懸河の如し。唐帝是を感して殺す事を赦すと云ふ。是大なる虛說なり。唐朝は賢德の帝多く、文學然も盛なり。贈物の微少にて其人を殺すべきや。又才藝無しとて害すべきや。後人甚しき僞書を作して、世の惑をなすもの也。野馬臺の詩も後人の妄作なり。俗傳に云、梁の僧寶誌一千八人の化人に遇て、日本の始終を語るを聞て、十二韻を作る。是日本の讖文なり。千八人の女は倭の字を分ると云ひ、姫氏國とは天照大神の御事なりと、いろいろの謬說をなす。かゝる怪語を作すは、多くは浮屠の者佛力を誇說して、世人をあやまらしむ。然れども具眼の者、何ぞ其邪說を知らざらんやと、爰に多言を費すものなり。

天原の舊跡、八田村。

吉備公御館の舊跡とて小さき標を建て空となせり。地名を土師谷(ヒジヤ)天原と稱す。千年も隔る故に詳かならず。植置せ給ひし松樹などもありしが、心なき民の薪に摧かれ、庭の建石岩橋も傳ふべきに、賤の藁打つたよりとなりはてゝ、我鄕の舊跡を失ふ。歎かわしき事なり。此地の傍に彌三右衞門と云ふ農家、吉備公の御家人の末流なりと土人悉く言傳ふなり。代々至極の貧家にて、又一家ながら血脈絕へずと云ふ。又此所より少し西に淸濟(シサイ)川と稱する流あり。吉備公御誕生ありし時に、此水を汲(ウツ)で產水とし給ふと云ふ。土人今子洗(シサイ)川と書く。產水と云ふより作說をなすものか。

櫻原の舊跡、八田村。

昔時養源寺と云ふ寺ありて八重櫻の名木數多ありけるに。樵夫の爲に伐つくされて、殘種今一樹あり。土人矢砂の八重櫻と稱す。古老の言傳へには吉備公の植おかせ給ふといへども未ヽ詳。名木なれば古歌などもあるべき事ながら、舊記なき故に知る人なし。近き世に里人のよめる歌に

七重八重矢砂の櫻なぜさきやる枝を折られていたからふに

此甚だ至愚の詠ながら、花美にして餘木に異なるを、心なき山賤の打つくせるを惜む愛情の深きより讀みし詞なれば、艷しき事に思ひて爰に記せり。また來ん春は何を詠めんと讀しにも、愛翫の情は劣るまじきなり。

鳥ヶ嶽の古城跡、尾崎村。

土人石田山と云ふ。平川金兵衞が著古城記に鳥ヶ嶽の古城と書すといへども、昔時より鳥ヶ嶽と云傳へず。定て平川氏の私作なるべし。吉備公御先祖より當城主なりとも記す。是以て事跡なき事なり。前太平記藤原純友謀叛の時に、備中鳥ヶ嶽の城主備中守義直を討取る事を記すれども、此古城鳥ヶ嶽の城と定めがたし。平川が古城記に著すのみにて、舊記言傳へもなき事なり。又賴朝公時代石田次郎爲久居城しける故に、石田山と稱すと云ふ。是亦附會の僻說なり。小き古城跡は何所にても數多あるものなり。委く知るゝ事にあらず。

猿掛山の古城

小田郡下道郡の境山の半より、西は横谷村分にて庭瀨侯の御領地、東は妹村にて岡田侯の御領地

なり。穂井田の城と稱せしも此山の事なり。往古何人の開基せると云ふ事詳ならず。備中府志に庄の太郎家長開基とあれども、舊記言傳も無き事なれば、是としがたし。一の谷合戰に家長軍功あるにより、當國にて食地を賜ふ事あり。其後相續き庄の一黨繁茂し、天文年中の頃、庄の治部大輔爲資當城主たるによりて、平川氏僻說を記せしと思はれ侍る也。當城主たる人は穂井田を以て家名とする事、地名によるものか、爲資城主たりし時の家臣に、藤田四郎次郎・村田掃部之助・行吉五郎左衞門・池上七郎四郎・淺野又次郎・加藤十兵衞などといふ士陣將たる事は、舊記に見へ、爲資松山の城主上野備前守賴久と屢々合戰し、終に上野家衰廢に及んで、爲資松山へ移城す。其後は庄豐後守實近在城せり。此時にあたりて、成羽の城主三村修理亮家親毛利家に旗下し、藝軍の援兵を以て豐後守を攻退く。元龜元年より毛利元就の五男伊豫守元淸（穂井田備中守とも稱す）城主として國中の權を執り給ふ。此時にあたりて、植木資富城中に招れて討るゝ事跡、陰德太平記にあり。元淸嫡男甲斐守秀元は毛利輝元卿の養子となりて、山陰山陽十箇國の主たり。事長き故に爰に略す。委き事は陰德太平記にあり。天正十年、秀吉當國發向の時には、輝元卿も此城に在りしなり。秀吉と和睦ある以後は、番城となりて城主一定せず。慶長五年石田治部少輔三成謀叛の時、毛利家石田に與力ある。是を以て十州の領國を、八州を削り給ひて防長の二州を下さる。是れ慶長六　の春なり。此時に當城をはき捨てらる。安永九子ノ年まで百八十年になる。今に東門の石垣・古井・馬場の狀殘れり。壇どり五六段ありて、矢竹など生茂せり。近世樹木繁りて紅葉の時節は尤美景たり。南方彌高山につゞくと云へども、堀切ありて要害堅固の城と見へたり。

關（セキ）が端（ハナ）の事跡

太平記十六卷西國蜂起の記に云ふ、備中には庄・眞壁・陶山・成合・新見・多地部の者共、勢山を切

塞て、鳥も翔(カケ)り越へがたく構へたりとあり。按するにこの所なるべし。古城記には東三成村の內、行部(ユクベ)が端は茶臼山の事なりと記せり。平川氏地理を知らざる故なり。既に太平記にも勢山とあれば此所に違なきなり。近き萬治年中までも、淺口郡道口村まで潮滿ち來りて、南方に往來の道なく、北方山つゞきにて嶮しき道ばかりなり。此地は山と山との間漸く一町餘にて、中に小田川の流あり。山道を切塞く時は西國街道の通路は絕ゆるなり。太平記に鳥も翔り得ずと記せしも思ひやらるゝ所なり。此時は勢山とばかり記して、猿掛穗井田の地名を載せず。然る時は、其頃までは此所に城は無かりしと思はるゝなり。又太平記に足利直義輌の浦より陸地を攻め上らるゝ時、大江田式部大輔福山城（窪屋郡片山村西部にあり。）に楯籠りて、直義の大軍を支へし時にも、直義の軍勢山を越て福山に寄するとばかり記して、猿掛穗井田の地名なし。是を以て見れば、この時迄は葉山にて城はなかりしと思はるゝなり。古城記に賴朝公時代庄の家長築て、代々居城すと記せしは私作なるべし。勢山と稱するは謬なり。

太平記の大全に天武天皇大友の皇子の合戰を此地に有と記す。甚しき謬說なり信すへからず。

穴門山の事蹟、妹(セ)村。

往古より此山に無名の小社ありしを、寬保三亥の春再興せんとて、土人此地を開きしに一つの神鏡を鑿出せり。其形六角にして徑三寸、裏に蜻蛉(トンボ)の形を鑄付たり。然れとも年久しく土中に埋れありし故に、其狀明かならず。漸く號て神鏡なりとし、是より祭日を定め、穴門の神社赤濱宮と稱す。按ずるに、穴門の神社は下道郡に建つと神明帳に記しある故に、川上郡の穴門は僞りにて、當社の穴門山こそ實跡なりと、土人の思ふ所一理あり。然れ共、川上郡は下道郡分割の郡にて、元は下道郡の內なり。川上郡高山村の近鄉穴門の鄉に違ひあらざれば、穴門赤濱宮の實跡は、川上郡の高山村に決せり。眞僞は何れにもせよ、其本は神德深く、其末は神德淺きと云ふ言あるまじ。自己の信

心より神は守護し給へば、事跡の論は無益なるべし。此所勸請の地なるべし。

雄琴の里

妹村の里人は妹村の名とし、東三成村の土人は瓦谷藤の棚の事と云ひ、横谷村の土人は平林の事と云ふ。又風雅なる人は雄琴の里の艶（ヤサシ）き名によりて、自己の住める鄕に引つけて、彼も此も雄琴の里と稱す。誰咎むる者もあらざれば、其まゝに濟み來れり。歌人などの來りて名所舊跡を尋ねる時に、此も彼も雄琴の里と言はゞ、をかしく思ふべし。按ずるに、凡此邊雄琴の里なるべし。古歌などを彫刻し、標（シルシ）を建たきものなり。

未木集　今はまた通ふためしもよそに聞く玉の雄琴の里の松風　賴　氏　卿

葉金集　松風の雄琴の里に通ふにぞ治まれる代の音ぞ聞ゆる　藤　原　敦　光　公

大嘗會の倭歌なり。此外言ひ傳への古歌ありと云へ共其實を知らず。手爾葉合はざる歌故に爰に載せず。

琴（コト）彈（ヒキ）岩（イハ）

猿掛山の麓より東にあり。相傳ふ此岩の上にて吉備公月夜琴を彈し給ひしより、號て琴彈岩と稱す。西に猿掛、南は彌高山、前に小田川の流ありて風景よき所なり。

音高山

琴彈石の上なる山を云ふ。

*岡直廣翁は御野郡伊勢神社を倭姫世紀に見えたる名方の濱の遺跡とせり元この神社は同郡濱村にありしを後岡山に移せるものとせりこの説疑ふべき餘地あるも更にこれを備中の長田濱に擬せる愈々不可なるべし

長田山

此山未ㇾ詳。八雲抄には、吉備國坂本と矢戸との間に長田山ありと記せり。然る時は川上郡の坂本村哲多郡の矢戸村なれは、兩郡の境にある山にや。又備中名所記と云ふ書には、川上郡の中野村に長田山ありと記せり。備中府志には穴門を往古は名方(ナカタ)と唱へて、長田の文字を用ひ、長田山は穴門の郷にありと記にありと記す。同名有る事にや。何れと定めがたし。矢掛驛天野氏の著す中山道しるべと云ふ書には、名方の濱賀陽郡にありと記したり。加夜郡に長田村と云あり。土人此地と云ふ。まちまちの説にて信し難し。予按するに、後一條院長和五年大嘗會の歌

千載賀　千代とのみおなし琴をや調(シラブ)なり長田の山の峯の松風　　善滋爲政朝臣

此詠歌を以て見る時は、長田山雄琴の里につゞくと思はれ侍るなり。同じ琴をや調ぶと讀み、長田とつゞける下の句にて地名をとのふ。三才圖繪にも長田山は二萬の里に近しとあり。又陰德太平記に毛利勢猿掛攻の記に、穗井田爲資の家臣藤井四郎次郎長田山に伏兵する事あり。後人考ふべし。世に名所舊跡と稱せる地は、名譽ある人の和歌より其所を名所と云ひ、又名稱名士の由緒あるを以て、舊跡とも名所とも稱する言なり。勢州梅の木村は、和中散屋繁昌して諸國に普く知る所なれ共、名所には非ず。然るに冷泉爲久卿の讀給ひし歌に

往來(ユキヽ)の袖の香淺し旅衣きてもとまらぬ梅の木の里

此歌より今は名所と號して、大内御歌合の題ともなれり。是近世の事なりとかや。

長田の濱

此所未ㇾ詳。*大和姫世記には名方の濱と書く。丹波の名所に長田の濱あり。左の歌何國の長田の濱

を讀給しや其實不ㇾ明。

新古今　神代より今日のためとや八つかほに長田の稻のしるへ初けん　　權大納言兼光卿

彌高山、服部村。

辰按に未詳。追て考ふべし。其大概を記す。

此山峯平にして甚廣し。土人彌高千町と云ふ。享保年中までは農民ありて、五穀を作るに土よくして產甚だよし。然れとも家數なき故に盜賊に妨けられ、猪鹿の田畑をあらす故に、今は住むものなし。備中府志には彌高山川上郡にありと記せり。信すべからず。

曙や麓をめぐる雲霧に彌高の山の高根をぞ見る

細川玄旨海上より此山を見給ひての詠吟なり。川上郡に海上より見る山なし。是を以て平川氏が謬說を知るべし。細川玄旨と云しは幽齋とも稱し、三淵伊賀守宗勳嫡子にて細川兵部少輔元有の養子となり、細川兵部大輔藤孝と云ふ。後に正二位法印玄旨と號し、武名は記するに及ばず、近衞院殿の御門人にて、古今傳受此人一人にて、和歌の蘊奥に達し、歌書の著述若干卷ありて世に行ふ。八條殿烏丸殿中の院も、玄旨より歌道を傳受し給しなり。

金葉集　雪ふれば彌高山の梢にはまだ冬ながら花咲にけり　　藤原行盛卿

此外に和歌あり。近江の國にも同名あり。詳ならず。故に爰に載せず。或書に孝靈天皇の陵此山にありと記す。不審き事なり。

彌高山は足守奥に在りと云ふ。按に實跡なるべし。服部村の彌高は古書には八高とあり。又云ふ八高寺と云ひし寺、近き世までありしと云々。

陶村

此地天地*(智)天皇の御宇に僧の行基陶(スヘモノ)せし事跡と云ふ。又陶山藤三義高當鄉の産故に陶山を以て家名とせし事、土人の言傳へあり。按ずるに河內國に陶邑と云あり。數多陶人の居る所なり。相傳ふ行基人に敎へて杯□數品作らしむ。今に行基やきと云ふ。當陶村行基の事跡未ㇾ詳。當村に陶山が城と稱して古城跡あり。誰人の古城といふ事を知らず。土人の云傳へには、陶山備中守と云し人在城すといへども、其備中守と云は何の時代如何なる人の末流と云事も、舊記口碑もなし。其古城跡は藤本と云所の上の山なり。西の方は嶮岨にて、東は平常の山なり。後は堀切あり。此西に谷を隔て嶮山あり。城連寺と云ふ。昔時は城連寺と云ふ寺ありしなり。其寺を彌高仙坊と稱して、陰陽に二ヶ寺有り。服部村にては彌高山八高寺、陶村には彌高山城連寺と云ひしとなり。城連寺をいにしへは淨連寺と書せしを、陶山が城に連なりし山故に、城連寺と書すと、古老の傳へなり。

*行基入寂は神武紀元一四〇九年にして歳八十二と云はる然らは天智天皇の崩御ありし一三三一年には正に五歳也即ち此說は五歳以前に陶せしと云ふものにして頗るいぶかし

馬入道山の古城、嵯峨野山。

備中古城記に大なる妄說を顯す。取る所なき故に爰に略せり。當城は上野肥前守城主として、其身は備前兒島常山にありて、家臣を以て番城とす、所謂三宅左馬允・三宅左馬介・佐々井伊賀・鹽見河內・白神右京等、守城せしなり。天正年中藝軍發向の時に、當城をはき捨て、兒島につぼみしといふ。

喜村山の古城、八代村嵯峨野村の境にあり。

備中古城記に、城主土肥次郎實平頼朝卿より五ヶ國の守護職を賜ひて在城せりとあり。甚しき虛說なり。此山獨立にて峯つゞきなくて、水の便なき山なり。五ヶ國の守護人何の益かありて、かゝる不便の山に在城すべきや。昔時より古城跡と言傳ふ事ながら、誰人の事跡と稱する事なし。按ず

るに伽藍などの跡にや。石窟に藥師の像あり。故に此山を藥師山とも云ふ。慶長元和年中の頃までは、近郷此如來を尊敬して、每歲七月十六日、參詣の人群集せり。この賽錢を論して、矢代村園村の士人爭ひて騷動例年に及へり。是に由て元和九年備前岡山侯の士某見分に來る。是に由て岡田侯へ聞へければ、仙石某只一騎自ら槍を提て山に登る。其勇氣の甚しきを見て、八代村の名主、雨催し候へば早く御下山あれと、彼士の馬の口を控かへて山を下る。是よりして嵯峨野村の山となりて、八代より諍論に及ばず。今に七月十六日には、嵯峨野より僧俗登山して、石窟の藥師を供養し侍るなり。

淸明塚、嵯峨野村。

相傳ふ、淸明*の事跡ありと、謬說なるか。

* 淸明は安部の淸明の事也。

寳光山瑞昌院、同。

此地は昔時櫻喜右衞門武定館城の舊跡にて、今以て堀の形を殘せり。士人の云傳には、其先備後の櫻山の分流にて、何國へ出陣せる時にや、武定遺言して曰く、此度の戰に我討死せば、此館城を寺院となすべしと、其後武定戰死と聞て、此所を寺院とす。年歷未詳。今禪院にて井山寳福寺の末寺なり。

市場の古城、新本村。

安藝國の住人永井越前守一虎、當國川上郡國吉の城にて法行六郎左衞門之勝を討取り、賞として當境を毛利より賜りて、此地に居住せり。子息は四郞兵衞重虎と云ふて、慶長五年關ヶ原へ出陣ありて、再び皈鄕なし。家內の人々も其年に長州へ下向ありし跡なり。越前守夫婦の墓は當村福壽寺

と云ふ禪院の傍にあり。文字明ならずして讀がたし。

馬頭(マノクビ)の古城

古城記に城主荒木兵庫頭とあり。然れども土人の云ひ傳へ、又舊記にもなし。平川氏が作說なり。

夕部山、下原村。

山口の谷よりつゞく夕部山月さへ出る年の暮かな

此歌備中名所記に載て、紫式部の詠歌なり。按するに此所の夕部山を讀し歌と聞へず。山口の谷地名と思はれ侍るなり。諸國に同名多き事なり。附會の說ならん。右の歌秋の寢覺になし。備中古城記には勝山と記す。昔時の城主は明石兵部にて兒島麥飯山の城主明石源三郎一族とあり。是ならず。兵部は三村元親の臣明石與四郎門葉たり。又天正八年、香川備前守・同惣左衛門居城せる時、細川兵部大輔藤孝・明智日向守當城を攻るの事跡古城記に載せたり。是平川氏の謬說なり。香川氏城主たる事、舊記言傳へにもなき事なり。明石源三郎は、兒島麥飯山にて戰死、嫡男は明石掃部介全登(タケノリ)と號し、大阪籠城の士武功難波戰記に委し、爰に略す。

下原村の北に上原村と云あり。此所陰陽師一邑をなす。土人上原相人と稱す。然れども人相を見る者には非ず。俗に云ふ妖巫(ヘトカヒ)の類なり。世人狐などの化病なす時は、此相人を招て祈禱をなさしむるに、二人か三人か來りて太鼓を打ち、弓の弦を鳴らし、刀を拔て輕業(カルハザ)狂言に似たる藝をなし、病家の舊要(惡カ)を懺悔する事也。見物群聚して角力芝居場の如し。後鍬を火中に入れて燒く事數度、鍬火になるに及び抹香をかけて家內に振りちらして、病人をくすべる事あり。病人苦みおそれて逃げ走り倒る。妖災除きたりと云て祈禱の終りとす。病人は茫然とし醉人の如し。後其近所に狐のやかるゝあり。甚しきは燒殺さるゝありと云ふ。此祈禱一興ありて又奇ならずや。

*此二首とあるも底本とせし縣立圖書館本には一首のみなり。

荒平の古城、秦村。

備中古城記に事跡を載す。予知らざる事故爰に略す。秦の武文此邑の產なりと云ふ。未ㇾ詳。

石疊の神社、秦村。

當國十八座の一なり。此神の事跡を土人茶臼嶽の事なりと云ふ。山の巔き茶臼の容をなせり。因て稱するなり。此山嶮岨の岩山にて小社にても建つ山にあらず。昔時は定て此山の傍に小社にても有りし事にや。石疊と稱するにより此岩山を崇むるにや。舊記なき故に詳ならず。備中名所記には石疊山と記して和歌あり。

萬葉　石たゝみさかしき山と知ながら我は戀しく友ならなくに

此巖峨々たる卽神體なりと、備前の大森か語りし。上代の事はさもあるべし。いと殊勝なり。

岩根山、秦村にありと云ふ。未ㇾ詳。

岩根ふみかさなる山にあらねとも立ぬ日多く立渡るかな

*此二首秋の寢覺に載せず。手爾葉解しがたし。

麻佐岐の神社

十八神社の內、此社の事跡秦村と久代村の境にて、其所大山の頂に標石あり。昔時は小社にてもありしや不審き事跡なり。然れとも久代村の田畑に麻佐岐田と稱する田四五町あり。相傳て麻佐岐の神社の神田なりと云ふ。

横田の神社、久代村。

十八神社の内なり。昔時より此所に石の塍(クロ)をして標とす。天正十三年酉の春、宍戸安龍元孝再興せり。此社は今の地一町西の山に天満宮ありて、既に破壞に及ぶ時、こゝに遷して兩神を祀る。土人天神宮と稱す。神の字を清みて讀むなり。故ある事にや。此地を横田と云ふ。當村に高丸と云ふ城跡あり。事跡予不ㇾ知。故に略す。

神ノ神社、矢代村。

往古は三輪の神社と書く。今神神社と書てミワと讀ましむ。其故詳ならず。十八座の一社なり。或人云ふ上代は川東へ流れ、下道の分内廣かりしに、三和村古川の西にあり、池田新太郎殿以前は、三輪の社地平地にありし。十八座の内にはあらずや。いかゞ。

鬼身の古城、山田村。

往古の城主詳ならず。相傳ふ當城の開基は今川上總介泰範、當邑華光寺と云ふ禪寺に位牌あり。華光寺殿前總州太守慶源重公大居士、于時至德二乙丑五月廿四日卒去とあり。安永九子の年まで大概三百九十余年になれり。平川氏の古城記には崇神天皇の御宇亘智麿の事跡を記せり。何れの書によりて著はせしことにや。此山に事實ある今川氏を記せずして、數千年以前の亘智麿の事を載す不審き說なり。天正の頃三村修理進元親の舍弟上田孫次郎實親は、上田入道河西の養子となり、上田の家號を繼で在城、天正三年正月廿三日藝軍小早川隆景吉川元春兩將、當城に押寄合戰あり。故ありて實親衆命に代りて義死せり。委敷事は陰德太平記等にあり。故に爰に略せり。落城は同廿九日

*上古大神に於いて三輪神社は神社中の大社なりしが故に當時神社と云へは三輪神社を指ししものなれば神の字はやがて三輪に通ふに至りしなり。

なり。今に近郷の古き民家には、當城主の所持せる槍・刀・馬具・器物の類を傳ふなり。古老の言傳へを聞くに、落城後は土人山の谷にて鍋・釜或は石臼・戸・障子なとを拾ひて、今に持傳ふもの多し。實親の位牌善光寺にあり。法名實應源親大居士、天正三乙亥正月廿九日卒すとあり。安永九年まで二百六年になる。天正四年よりは宍戸安藝守城主とし、家士の番城となる。關ヶ原陣の後、慶長五年庚子の冬十二月に此城をはき捨給ひぬ。今以て本丸・二三丸・壇どり・古井など殘りて、昔床敷き風情あり。總て此近郷を田上の莊といふ。故に土人田上山田と稱す。又華光寺と稱するは、昔時梅の名木ありける故と云ふ。

山本の古城、（水内村今は兩村となりて原、中尾と云、古城は原村にあり。）

備中古城記に僻説を記す。爰に略せり。此城跡は三村元親の幕下の士、山本左馬介兼一在城せり。天正二年此城をば剝(ハギ)捨て、左馬介は松山に籠城せり。

曾能の事跡

源順倭名類聚鈔に云く、曾能とあるは今の岡田村・辻田村・嵯峨野村・有井村の事なり。相傳ふ曾能に桃なしと。此四ヶ村桃樹多しと云へども、花は外村に異ならず咲けども、實熟せず。是に土人僻説を附會して曰く、昔時弘法大師此郷を過ぎ給ひ、桃の熟せるを見て請給ひしを、主の姥あたへざりしかば、

　桃そのゝ花は咲とも實のるまし、人の心にたねなかりせは

と詠し給しより、實は盡く熟せずといふ。釋氏の法にて至愚の人を方便を以て善き道へ導く事はあれども、末代地の利を妨ぐる事はなし。桃の土地にあはざる故に、實の熟せざるなり。かゝる事は

諸國に數多あり。何れ土地によるものなり。

伊東長詮公仁德

岡田侯伊東伊豆守藤原長詮公は豆州伊東の住人九郎祐泰君の嫡流にて、御曩祖金龍寺殿丹後守長實公より七代に當らせ給ふ公なり。溫厚篤實にして天性御仁心深く、十一二歲にならせ給ふ頃より、御國より秋後江府へ參勤の家人あれば、必ず年の豐凶を問はせられ、豐年と申上れば御機嫌よく御喜びの色見はれ、凶年と申上れば甚だ御不興の御氣色ありて、百姓ども定て難義すべしと仰られ、御屈情ありける。是に由て後々は家士の人々其心得にて、凶き年にても豐かなりと申上げしなり。又御一門へ御出駕し給ふ時、雪などふりて寒き日は、御供の人々を度々回顧りみ給ひ、寒かるべしと思し召さるゝ色ありける。故に左樣の時には御供の面々御志を感し寒き事も覺へず、却て聲なども勇々敷して御心を宥めしなり。御館へ還らせられ御玄關へ至り給ひては、御供頭を召し、今日の寒さは堪がたかりしなり。孰れも無事なるやと御尋あり。別條なきよし御聞たまはぬ內は、御玄關に立て奧へ入らせられず、箇樣の日は必す酒粥などを賜ひぬ。御成長御家督の後、御入國の間もなく明和七年寅の夏天下の旱魃にて、御領內の農民井水かゝりの溝より、踏車を數多かけて高きに水を登し、或は谷川を堀り、或は池の中を堀り、水を荷ふ事晝夜を分かたず。夜深け人靜つて水汲む歌の御寢所に聞へければ、御淚をながし給ひつゝ、貴賤の品は異なれとも、天理の本を思へば、彼も人なり我も人なり、然るに彼等は蔬食をだも得がたくして、深夜まて勞苦をなす。我は旨きを喰ひて終日安きに居る。是孤が本意に非らずとのたまひ、明の日より平生好ませ給ふ酒肉は云ふに及はず、朝夕の御膳も御茶漬に香の物一種の外は召あげ給はず。御屋敷の內なる稻荷明神へ日々御參詣ありて、雨を乞ひ給ひぬ。素より御多病なる故に、御病症の障りともなるべしと、家臣の人々歎き悲しみ、御膳

具の事は色〻申上られしかども御用ひなく、麥飯などを召し上り給ふ事あり。是を傳へ聞く御領内のもの共、餘りの有り難さに涙を流さぬはなし。卯の春は窮乏の百姓へは數多の御救ひ米を賜はりし故に、何の春よりも安氣なりしといへり。辰の年は豊年にて稻の實のり宜しかりしかば、誰催すともなく、今年は殿樣へ冥加米を呈せんと云ふて、富民は言ふに及ばず、人の田を預り作る其日暮しの百姓に至るまて、一升二升づゝ袋に入れ庄屋の所へ持ちよせし故、其米終に數百石に及べり。此由申上げしかば公御思案の體にて、彼等は糟糠にだも飽かずして、租米の外に孤を惠むは、誠に惠まぬ民に惠まるゝと詠ぜし古き歌も思ひ出されて、恥かしき事なり。然れとも諸民の志甚だ以て滿足せりとて、米數の書牒を御手に擧て謝し給ひぬ。其後、東都に御參府ありて大ひに病せ給ふ事あり。此時御領内の民憂ひ悲み、伊勢多賀讃州金比羅は云ふに及ばす、諸寺諸山に詣でゝ御本復を祈り、至愚の田夫樵夫に至る迄歌うたはず。心なき兒童も門に出てゝ遊戲せず。予或日生產の社に詣でしに、十歲より十四五歲までの牧童、牛をば野山に放し置きて、各小石を數〻持て社參するあり。其故を問へは、殿樣の御爲に童子等千度參りをすると云ひ、予も亦是を見て涙を流しぬ。其後追日御全快の飛脚來りし故、各安堵の思をなし、喜びあひし事也。然るに安永七年戌の夏御病氣再發し終に六月廿三日逝去し給ひければ、商賈は市に哭し、農夫は野に哭し、小兒の父母を喪ひし如く、歎き悲まざるはなし。誠に仁君とも謂ふべし。予が領主公たるに由て稱譽するに非ず。神明に誓て私意を加へず。其實を記するのみ。予熟〻按ずるに、今世は虐民聚斂するの時なるに引かへ、如ㇾ是下民兒童までに御恩澤の及びぬるは、古への賢君にも劣り給はず。此公御座さば畔を讓るの時にもありなんと、惜み悲むの思ひ又生じぬ。

吉備の志多道下道の部終

本書は首書に出づる總論及備中諸事亘細導書引用書目等に依つて推せば、原本は十一册にて備中全國の事柄を記せし如きも、本會に於て各地を調査したる結果は、僅に縣立戰捷紀念圖書館所藏の下道郡の部のみにして、即ち玆に底本とせしもの是也……………………………編者識

古川反古

古川反古

古川橋辰著

一、岡田村と稱し申は山の名にて、古へ曾[*一]能の郷には、岡山領矢代村の堺に、木村山と申古城跡あり。鎌倉時代土肥實平梶原景時山陽道の執職として在城せりと、古城記と申書に記し候へども、此山は獨立の山にて水なき山に候得ば、虚說に決し申候。御館の少し北に中村と申地御座候。甚[*二]太郎様・信濃守様御二代の御館跡にて、今にしるしの松一本殘り居申候。

一、川邊村。古への[*三]河邊の郷にて御座候。昔時は川より東に有レ之候驛に候處、洪水にて人家沒し、今の地へ移し申候。南山と申候枝郷に、古城跡御座候。古城記には木曾義仲西國征伐の時、此山に在城せりと記し候へども、山の頂き方十間ばかり有レ之、勢千騎と屯ろ相成申山には無レ之候。是を以て考へ申候得は、決して虚說に御座候。天文年中に、石川源吾と申小身の士在城の事は、實說に聞え申候。此山續きに古墳御座候。是は幸にして形を損し不レ申、古への王室の陵と見え申候。則圖のごとくにて、墳の頂き方三間ばかり、是にも瓶[*四]かづ／＼布て有り。高さ凡三間半、中にだんのめぐり百歩余、土手の深さ土崩れ埋りて、今四尺計、其形飯ぴつなりにて、巡り四間余步、瓶を布く事圖の如し。土人千壺と稱す。傍にさひとく(本ノマヽ)場あり。五畿内の中には(布)天子の陵多し。瓶を布くの墳數多あり。瓶の形は高さ壹尺五寸余、丸さ壹尺五寸まはり候得共、奴の目あるすやきの瓶也。底のなきも有事にて、稀に掘出せり。或人のいふ、往古土輪(ハニハ)と稱して天子を葬の古制といへり。時代によりて色のかはり大小あり。近年古器の好事家よりほりとりて、今よふ／＼十四五殘

*一、曾能卿は日本書紀苑縣の舊地にて和名抄の薗卿なり。

*二、甚太郎信濃守共に岡田藩主伊東信也。

*三、天正十二年の正倉院文書には河邊郷は加夜郡の内にあるを以つて知るべし。

*四、この書に瓶とあるは疑もなく埴輪圓筒を指せるものにして上端より見れば恰上瓶の口の如く見ゆるものなれば古名は往

れり。又山家の下民小使壺などにして有り。是は上よりも取奪ふ事を早く禁じ給ふべき事也。此山中には外にも有事ながら、土崩れ流れて、其形の定かならぬも見え侍るなり。

川邊川の中に、土人河童岩と稱し申岩御座候。是は雲州尼子家の家臣吉田左京允松山城籠城の砌、成羽の城主三村家親の爲に落城して、此處迄落下りし處に、三村勢追來りて、大に相戰ひ、吉田左京允此岩の上にて自殺し、河水に飛入り死し申候事跡にて、吉田岩と申せしを、里人小兒をおどし申候河童岩より、河太郎出ると言て、川遊びを制し語より河童岩と申候。今は川の流れかはり、砂中になり居申候。殊の外雜なる岩に御座候。是より川下にみつご岩の河と申所御座候。是は*一日本記にも記し、縣主の虬をきり候事御座候て、みつのひさご岩とも記し、又淺口郡窪屋郡下道郡の堺故に三郡岩とも記し申候。昔時は御領分堺に御座候處、近世は川の流れ大にかはり申候て、御領分堺故に違ふとは難レ被レ申見え申候得とも、三郡の堺故に違ひ無レ之。元和年中金龍寺殿公御川狩御遊行の時、*二川田八助川邊村に浪居罷在によつて、下川何がしの御供舟に乗り御供申上候節、下川何かしの仰には、此淵の深さ事限なく、鯉魚數多なりといへども、水練達者の漁士と申せ共、水底に入り申もの壹人

々これを瓶と稱したり播磨にも亦十壺と稱する所ありこれも古墳に塡輪列植せられたるを稱せるなり併せ考ふべし。

*一、日本紀仁徳天皇の條に吉備川島(カハシマ)河の河派(カハマタ)に虬を退治すること見えたり。

*二、河田八助名は資友中細川家に仕ふ後小早川氏に仕へ天正十八年小田原役に從ふ其後小早川秀秋に仕ふ秀秋卒後浪人して備中溝口郡川邊村に居る金龍寺殿河狩の時屆從せしはこの時の事か。

もなし。川田とのは如何水練も候やと有ければ、素より水練もある川田故に、何のゑしやくもなく、某心見申さんとて、懐刀をもちこの淵に入に、暫く見る中に水の上に血浮び、人々大にあやしみ見るうち、川田浮き上りて云ふ、某深き洞中に入りて見るに、鯉魚數百此中に有り。しかる處に俄に水中闇くなりし故、出んとおもひしに、洞の口をふさくもの有り、怪しくおもひ懐刀にてゑぐり候得ば、明りも出來、能々見るに虬の形にて、外の洞に入りしといひて、虬の鱗を三枚持て上り、一枚は半にて、二枚は全し。一枚は藏鏡寺に有しに、盗の爲に失し、一枚は下川氏に所持有しが、此家絶えて今は其しるしなし。八助は世に知る勇士にて、愚鈍の士なり。老年川邊小野氏の民家にて死し、子孫なし。右の事跡土人の云傳へなり。

一、藏鏡寺は古き寺院にて、古へ此地に長者有り。松姫と稱す一女有り。此婦人の建立にして秘藏の鏡を納む。此故に松樹山藏鏡寺と號す。いつの比にや山號はかはり。時代しる人なし。

一、源福寺は榎本梅屋といひし人の建立なり。今は上の御再建立なり。御土居と稱せる地は、金龍寺殿公甚太郎樣迄の御館の跡なり。水場故に中村へ御館を移され給ひし事也。

一、辻田村岡山領下原村堺に、夕部山と稱す古城跡あり。明石兵部と言し人の城跡なり。名所の夕部には非ず。軍書などには勝山としるしあり。萬願寺道應寺と稱せし古院跡給りて、四百有余年の銘ある石塔今に殘れり。

一、有井村、曾能鄕の內なり。和田の井と言ふ名泉あるのみにて、外に事跡なし。

一、嵯峨野村、高入道山と稱す古城跡あり。天正三年まで上野肥前守住居の山なり。

一、瑞松庵。此寺院は櫻花喜右衛門といひし人の定地の跡なり。風雅の人にして、花を愛玩してみづから櫻を氏とし、慶長元年迄此地に有しと云傳ふ事也。遺言して跡を寺院とす。今に位牌此寺に有り。晴明櫻あり。是は甚しき虚說なり。

一、上二萬村・下二萬村。古しへの邇磨郷にして、世に稱す二萬の里此所にして、大嘗會の節御歌の題に撰ひ玉ふ名高き地なり。此故に古歌古詩など數多あり。爰に記せず。天武天皇大友の王子の事跡を太平記に載たり。是は作者の誤りにして虚說なり。林氏のあらはす王代一覽の說よし。事の永き故に爰に略し申候。二萬塚と申も、古しへ此塚の中より二萬の兵出で、天武帝討勝玉ふ故に、二萬の里、二萬塚と稱す。是大なる僞作なり。是は三善淸行の記を見れば明なり。是も事永く略し申候。二萬塚と申て、古墳にして、天子の陵に違ひなし。則圖のごとし。宣命の場は高くして凡そ三百間も有り、墳も方十間余、土流れ崩れて墳の形貳つに見ゆれ共一つなり。東の方に口あらわる。三拾年以前迄は士人此穴より這入しに、中は廣くして十歩計も行けば石の戸びら有て、夫よりは入る事ならず。色々の器も有りし事なりしも、盜賊の爲にうせて今はなし。古しへ人を葬るの制さまざま有り。中の廣さは是すゐ(隧)道なるべし。昔時は墳のうへに社有りて大塚明神と稱す。高見帶刀外の山へ移して産砂神とせり。また十年ばかりより、士人小社を墳の傍に建て大塚明神と稱せり。旅人二萬の里の

*元亨釋書に釋湛照は東山と號す備中の人慧日の後を受けて東福寺第二世となる示寂の後覺禪師の號を賜はりしことを記せり。

事跡を問へば、里人色々の輕説（本ノマ、）をいひて國の愚を他國にふらし候。此塚幾ほど有りて二萬の人數の出すべきや、先王の陵に相違もなき事ながら、數千年も經し事にて、知る人なきは歎かはしき事なり。枝郷に松尾といふ地あり。此地も名所にして和歌多し。爰に略せり。京都東福寺の二代目寶*覺禪師此里の出生なり。

一、八田村、古への也多郷なり。吉備公の事跡世に知る事にして、御誕生の地を矢はらと云ふ。是

是は御骨器をよりいてしげく銅の鋲釘にて開けざるやうにして有り此銘は蓋の表に有り御骨器を開かずして見ゆるやうに然るに土人金壺と思ひてやぶりしことなり。

御骨器の形也自然銅にして重さ二貫五百目余あり内に和銅錢六文と御骨有り外の器はすやきの布目ある瓶也。

は岡山領の内にあり。御領分堺を流るゝ川を子洗川と稱して、産水を汲し川といふなり。扨昔時よりして、吉備公の墳なりとて石墳のときの墓あり。しかれども、其眞跡なるや曾て知人なし。信濃守樣英雄の君にて、諸人半は信じ半は疑ふ。あばきなばしるし有べしとて、元祿年中に此墳をあばき見給ひしに、銘はなしと云へ共、御脛骨有て甚長しと云傳ふ。吉備公長高しと、是に依て吉備公の墳墓なりとて、眞藏寺といひしを吉備寺と號して御建立、御影幷緣起等御寄附有し事なり。或人の云、此節銘碑有りて其寫し吉備寺に

有と云ふ。失ひし事にや今はなし。此地より西壹里半に三成村と云有り。此處にて土人誤りて吉備公御祖母君の墳をあばけり。然に銘明也。
京都に訴へし處、右の器を召れて有がたくも孝女靈神宮と云て、勅額を下し給ふて、今御社を庭瀬侯より御建立ありしなり。是等を治て見るに、吉備公の御墳に銘のなかりし事はふしんなり。矢砂といふ所に名木の櫻有り。其上に數樹有レ之、養源寺といふ寺古しへ有りて、吉備公御開基と云々。今は絶てなし。

一、鳥ヶ嶽の古城は前太平記にしるして、藤原のすみ(純)友合戰の事跡あり。然れども未詳。此山に松茸多し。

一、尾崎村。古しへの也多の內也。
則鳥ヶ嶽の城は今尾崎村の內に有て、土人石田山とも云也。

一、妹村。古への吳妹の鄕なり。猿掛山の古城圖のごとく要害の山なり。天文の頃は穗井田爲資在城有レ之事實說にて、其後三村黨の番城となりて、天正年中毛利家より三村の一族を亡して後は、毛利元淸侯在城し給ひ、國中の士旗下として元淸侯の下知に應ぜり。是より巳前の事跡說多しといへども、虛說のみにして開基詳ならず。古城記なとには、鎌倉時代小玉(兒)黨の士在城の事を記しあり。然れ共古城記といふ本は、平川村金兵衞と云し者の著述にして、自己の家系を世にひろめ、自贊せん爲に板とせし書にて、近年の事にして、古時にも寄らず、皆々作りなせし書にして信ずべき事跡なし。此故にや、當國矢掛驛天野何かし大に其罪をせめて絶板せし書なり。此故に古城記の事跡は此卷に加へ不レ申候。猿掛山は本丸二の丸三の丸共全し。凡貳千余人は籠城の可レ成城地に候。水も有る山にて、後は(猶)八高山の大山につゝき、便り有る山にて御座候。山と山とのあいだ數間堀きりてからめても要害よく見え申候。今に井水、東門の石垣など殘り、又色々の貝類のから

數多見え侍り、楓櫻矢竹も澤山にて、昔し思ひ出され候風情御座候。妹山と猿掛山の間を小田川流れ、山と谷との間よふ〳〵一町ばかりにて、此地を切ふさぎ候へば西國の往來を止る切所第一の地にて、南山の山嶮しくして一人萬人を制する事に御座候。然れども地理案內のもの候へば間道もまたあまたにて候、城山は太平記にのせし。この峯つゝきに鷲峯山と申寺院御座候。是は下道郡小田郡の堺にて、此寺の除地貳拾石御座候。是より東に鬼ヶ嶽と申嶮き山御座候。大蛇の居る處御座候。たま〳〵二十年三十年見るもの御座候。長十間余も有やうに申事にて、此峯の東に穴門山

と申御座候て、備中十八神社の内なる穴門の神社と申候へ共、虚説に候。元文年中より砥石出申候。中には至て上品御座候。上より堀取る事御法度に候。又すはの城と申古城跡も山つゞきに御座候。此古城跡誰人の居城せしや知れ不ㇾ申候。すべて一里のうちは爰も雄琴の里、かしこも雄琴の里と土人申候て和歌なども數多ある事には候へども、實跡は未ㇾ詳。彌高山は服部村妹村にもかゝり申大山にて、凡東西壹里、南北壹里、頂き平にして下道郡小田郡淺口郡と三郡に跨りし山にて、土人彌高千町と稱して、名所の彌高山にては無ㇾ之、古名を八高（ハツコチ）と申候。細川幽齋卿海上より和歌を詠し給ひしより、彌高山とは稱し候へども、名所の彌高山は加夜郡の内に御座候。

一、服部村の內には、さして事蹟無レ之候。

一、陶村、太平記に御座候陶山藤三は、此地の產と申傳へ候。又行基菩薩此度におゐて、世にいふ行基燒と申陶器を民にをしへ給ひし故、陶と稱し申よし。今に淺口郡大原と申所にては、古へよりも行基燒の陶器品々諸州へ出し申候。國人はホウロクと稱し申事に候。

一、新本本庄村市場と申所に、城山と號して古城跡御座候。是は永井越前守一虎在城して、新本多鄕とも知行申され候。隱德太平記杯には委しく記し候て、毛利家におゐても指折の勇士に御座候。此地にて死去被レ申墳墓福集寺と申禪院に御座候。子息は四郎兵衞殿と申候て、慶長四年まで此村に住居有しに、毛利家石田三成に與力せし御咎めにて、十州の領國を八州召上られし節に、四郎兵衞長州へ御下向なり。馬の首の城と稱し古城跡御座候。古城記には荒木何かし在城と記し候へども、詳ならず。觀世と申所に溫泉御座候。然れ共淸水と混じ申候故、暖ならずして溫泉と被レ申難く候得共、疾瘡の類を能治し申候。冬の月は湯氣立上り候而、硫黃の臭氣甚つよく御座候。元文年中はたき風呂に致し、入湯の人も數多參り候處、もの入に屆し、さして村の益にも不ニ相成一候て、相止申よし聞え申候。新庄分には事跡無ニ御座一候。

一、水內村、古しへの美の知の鄕に御座候。原村と申に古城跡御座候。是は天正三年迄山本左馬之助在城申候。子孫山の麓に農家と成居申候。中尾村と申には古事跡無レ之候。此地には硯石產し申候て選取申候得ば至て上品にて、作州の髙田硯石にも劣り不レ申候。

右拾六ヶ村の地は、海內第一の上所にして、五穀よく生熟し、草綿を產し、諸品乏しからず、最上の御知行所に御座候處、凡五拾年己來は御役人の御方經濟の道にうとく、地の利を取納る事に御心付不レ申候故、いつとなく田畑疲れ、昔時三百坪に三斗五升入の貢米八俵より十一二俵も作り取候地所にても、近年はよふ〳〵五六俵ならでは生じ不レ申候。尤年の豊凶に寄る事ながらも、至て

豊年と申候ても昔時の中年に不ㇾ及候。全く地所の肥たると痩るとの譯に御座候。御上御取米にさして勝劣は見へ不ㇾ申候ても、百姓の懷にては大にけふじ申故村々貧家多く、他方へ出て奉公のかせぎ、或は小商人となり、彌〻地の薄く致し、又は夫役驛役等、昔時に十倍も相增す故、無ㇾ據農業の道を失ひ、金肥土灰を入申候事も不㆓相成㆒、自然と上田も下田と成申候。近年の凶年にも、申己上の百姓さして難澁も不ㇾ仕取換居申候事は、いまだ上國の德に候得共、御領分にても辻田村・二萬・兩鄕・服部・妹・尾崎におゐては、只今相勤居申候庄屋抔退役候ては外には一家も村役にても相勤申樣の身上やひ人物揃ひ申ものは壹人も無ㇾ之候。村々痩はて候て窮せししるし明白に見へ申事に御座候。丹州龜山領は二萬村・陶村に相つゞき、川邊村・辻田村・有井村など岡山領に相つゞき居申候處、小百姓に至る迄勝劣分明に御座候。岡山領にては百姓の商人に相成申事を大に禁し給ひて、月々御改め御座候。是等は地の利の薄くならん事を恐れ給ふと被ㇾ察申候て、賴母敷事にて、御役人として第一地の利を追ふ事と、下民をいたはり玉ふ事の二つに御心付候へば、如何樣にても相濟事に御座候。兎角當時御工夫御才覺のみにして、右の二つに御不沙汰の事は時節とや申べし、歎かは敷大なるものに御座候。此度は至て御ねんごろに被㆓成下㆒、殊に御同氣相求め、千歲もおなじみ申上候樣に奉㆓存上㆒候也。歸國申節の御名殘りも、今よりも屈情申上候事故、後のかたみとも御覺あらば、いか計有がたからんと、老人のおろかなる筆に、跡先となく書綴り呈し候。他に見せ給ひて、僕が罪を責させ給ふ事有ましく候。

時に天明八申の春　　吉備山人古松軒拜

世の中になひかは何か浮草の
流れはよしやすみ濁るとも

御一笑可ㇾ被ㇾ遊候。　　再拜

吉備前秘録

吉備前秘錄目錄

卷之上

卷之中

卷之下

己　上

吉備前秘錄 巻之上

當府岡山由來の事

しらぬ日の筑紫方より始て都一見のため、八重の鹽路を凌ぎ、津々浦々の名所古跡を殘りなく觀覽し、日數漸く重りて、吉備の岡山に至りぬ。此所にしるべの人あつて、彼が元に足を留め、暫くつかれをはらしける。亭主さまざまもてなしつゝ、其あたりをさそひありく。彼の旅客は見なれぬ國の珍しさに、猶名所舊跡の謂れも取々尋ね問ひければ、亭主がいはく、所には住しか共、世のいとなみにかきまぎれ、委しき事はえぞ知らず。去りながら、古老の物語せし事共、あらまし耳にふれり。旅宿のつれ〴〵なれば、物語申べし。抑當國岡山の城地と申は、人皇九十九代後光嚴院應安貳年の頃迄は、砂山にして、南向の小山なり。其山麓に小きほこらの有けるが、時の人岡山殿と稱す。是卽今の酒折の明神なり。其頃、金光備前守宗高といふもの、此地に小城を築て、是に居す。此砂山につゞいて、西の方石山といふ小山有り。此山にも神の社ありて石山大明神と號す。此神は近世寬文五年に御野郡金山寺へ遷し奉る。西北の尾續にも、小高き嶺あり。是を天滿山と號して、天神の社あり。是も去る貞享四年の頃、今の酒折宮の社内へ移し奉る。天滿山の跡は、今池田信州公の御屋敷也。右の如く岡山石山天滿山といふて、三つの山ならびて、南には海をたゝへ、西は小川の流なり。是卽西川といふ。東には旭川瓶井山の麓を流れて、人家遠く、岡山の北の麓には、上出石下出石といふ村有レ之、民の竈に煙たつ。今千門萬戸軒をならべて繁昌の城下となる。其由來いかにといふに、中頃宇喜多和泉守直家と云人、上道郡沼の城を國富村に移し、夫より金光備前守を攻落

して、岡山の城に移る。其頃岡山の城、今の二の丸の邊に金光山岡山寺といふ寺有り。此寺は彼の金光が建立したる寺なり。此本尊は觀音にてまし〳〵ける。或時宇喜多直家の靈夢に、此觀音告て曰、汝か前生累世の善果に仍て、今三箇國の主と生れたり。願は吾か靈場を轉じて、汝か居城廣く再興し、國政を執ては利民安世の政を永くし、不窮吉祥の福地と成すべしと、慥に示現を蒙りぬ。直家有がたく、此示現にまかせ、岡山寺の觀音を今の磨屋町に移し、其跡を轉じて、一圓に城郭となしてけり。此城は、古今兵軍の騒なく、眼に旌旗の飜るを見ず、耳に時（鯨波イ）の聲の動を聞かず、累世安全の城なり。然共慶長五年子の秋濃州關ヶ原に於て、石田治部少輔敗軍に及びぬる時、宇喜多直家の息中納言秀家も沒落して、其行衞知れざるゆゑ、家康公の爲二御下知一、岡山の城下を悉く放火し、宇喜多の在かを尋させたまふ。尤殘黨をも追拂ひたまふ。其節に宇喜多秀家は薩州へ落ち行き、新田の八幡社内に隱れ居られけるを探し出て、八丈島へ流罪にせられけるとぞ。

*岡山縣立圖書館本には、「元龜天正の前に「岡山城下繁昌に成りし其起りを尋ぬるに」の一句あり。

岡山城下繁昌の事

元*龜天正の頃迄は、山陽道の海道は岡山の東古津の宿村より、西の方國府市場に至りぬ。釣の渡を越て、津高郡笹ヶ瀬を經て、辛川市場村へ出、備中堺板倉村へ通りしなり。然るに天正の始、宇喜多家次第に繁昌せしかば、領分備前美作兩國の士共を、岡山の城下に群集させ、其上、城の繁昌を頻に促しける。是によつて宇喜多中納言秀家卿の家臣、戸川肥後・花房・岡・長船の四人の家老評議して、秀家に申けるは、此御城下を繁昌ならしめんとならば、西國の往來を附替て、城下を海道にせば、自から繁昌仕るべしといひければ、秀家尤然るべしとて、山陽道の往來を付替へ、城下を通し、萬成山を越て、西辛川村へ出る樣にせられける。是によつて、士農工商旅客貴賤、今の海道を通りぬる繁昌の地とはなれり。扨また城下を流る川を朝日川といふ。此川も昔は竹田村の上より

筋違に瓶井の麓へ流れしを、中村次郎右衞門といふ者の才覺を以て、川を附かへ、城下へ直に流しける。昔の川跡は、今小川とて有レ之。此故に、川原村・濱村・中島村・小性町等、川の東なれども、御野郡の內なり。昔は河筋を以て郡境とせし故なり。當城の北に石關といふ所有り。是は宇喜多秀家の時に大石を以て堤を築き、朝日川を二筋に流し、城の東西を廻らしむ。石にて築たるゆゑ石關と號す。朝日川の流れ一筋は今の通りに東に流し、今一筋は城の西に流し、今の上・中・下の町と中山下の士町との間の堀を流れける。橋をかけ大手の門を建て、今を以ていへば、中の町下の町との間にこれある横町へ、直に榎の馬場より一文字に西へ通り、西表大手出橋を渡り、外郭へ出るなり。今の中の町東側は花房助兵衞が屋敷なり。下の町東側は小西彌十郎が屋敷にてありしなり。抑、此彌十郎は小西攝津守行長が父なり。此もの元來和泉國堺の津の藥種屋なりしが、天正の始、秀吉と毛利家と合戰に及ばるゝ前、宇喜多直家父子を秀吉の可レ被レ招ニ味方ニとて、彼の彌十郎を備前岡山へ下し給ふ。夫より直に當國に住居す。已後秀吉より千石給ふ。老年に及て法體し名を如淸と改む。其子攝津守は秀吉に小性に被ニ召出一段々立身して大名になりしなり。(然りといへとも佞姦の人にて取に足らす。)且又花房か子孫の末今に下の町の所に有レ之となり。(苗字を辻と改む、花房近江守是なり。)扨又今中山下の外、伊勢宮口より片瀨町米藏の後迄の惣堀は、秀家の時代に掘るとて其土手を築く。此時備前美作兩國の士民共、其役を勤て日數廿日に出來たり。故に俗呼て廿日堀といへり。上中下の出石町は、昔の出石村の跡なり。城下次第に繁昌するに付て、出石村は今の殿田屋町へ移し、其跡西川端に移す。今の上出石村是なり。下出石村前は仁王町に移し、其後、庭瀨口に移す。今の下出石村是なり。扨又、天滿山の北の端に石有り。天神岩といふ。其麓にも石あり。天神の向影石といふ。何も今は池田信州公の御館の內也。斯て當城は秀家の代に到り、次第に再興して守殿・門、竝、石垣・掘等悉く成就す。其工凡七箇年と云ふ。岡山の町の名は、秀家の城下の町を作て、備前美作の侍共を呼出して屋敷をあたへ、且賣買の族を

も召出されけるに、其出たる所の名を呼て居住の町の名とす。譬へば、西大寺町片上町といふが如し。其内西口の新町は此廓取立の始に出來、仍而新町といふなり。天正の昔は岡山の町は纔あり。外町の上に市の町續て、下に白樂町川崎町、川端には大歌殿市、下へ下りて二日市七日市十日市抔いふ町在り。是は六さいの市場也。右大歌殿市に於て、堀留に石垣あり。是をから〳〵橋といふ。内堀の留りなり。其少し上に瀬あり。昔は御野郡下分の用水は、此から〳〵橋の下より、水筋有てとりしなり。今いへば管能寺の門前なり。溝はいにしへの水筋といへり。

岡山中島町の由來の事

岡山の中島の起を尋るに、文祿二年秀吉宇喜多直家に命じて、朝日川の中間に島を築き町二筋を作て、東中島町西中島町と名附て、石切半入といふ者に給ふ。其故は天正十三年三月に、秀吉備中高松城主清水長左衛門を攻る時、毛利元就多勢を率し、高松の後詰せんと發向す。其時秀吉は無勢たるによつて、兒島郡林の山伏共を加勢に招んため、備中宮崎(本ノマヽ)を通り兒島に到り、林村の山伏尊瀧院が住所を尋ぬ。其時土民一人來て秀吉を導き、藤戸の渡りを引馬峠に上り、林の權現山伏の住居へ御供し、能く敎へて土民は歸る。扨秀吉は、蜂須賀彥右衛門家正を以て尊瀧院に加勢を乞はれしかば、山伏のいはく、當山は往古より公卿の流を汲み、今更合戰の法とて加勢の軍役を承る例なしといひ、秀吉に從はず。故に秀吉力およばず、小船に乘られ下津井より岡山に至り給ふ。此時宇喜多直家は、多勢を以て吉備の中山に出張し、使者を以て秀吉へ加勢として出張仕よしを訴ふ。秀吉大きに悅び、卽其勢を以て毛利勢と戰ひ、終に毛利は和睦して秀吉に隨ふ。右秀吉を林村へ案內せし土民は、彼の石切久兵衛なり。此恩賞に中島町を久兵衛に給ふ。久兵衛は形髮薄く、剃さげける故、秀吉半入と付たり。今に半入が子孫の末中島町に住居す。近世山崎太郎右衛門といふ商人は、彼の

*大和國に宇多郡なし宇陀郡の誤なるべし

久兵衛入道半入が曾孫なるよし。

三宅の家起、附、宇喜多家傳之事

抑三宅宇喜多兩家の先祖を尋るに、上代の事かとよ、十二三歳なる童兄弟異國より渡り、都を心さし八重の汐路を凌き、兒島の藤戸の渡迄來る。渡守曰、汝は何國より何方へ行たまふぞと問ふ。兄弟答て、我等は遙の西唐國より日本の都へ心さして行ものなりといふ。渡守曰、此渡の向島にはかた（奸）ましき荒人あつて往來の人をなやます。穴賢此道より行給ふなといふ。兄弟敎におとみかず渡守に云様は、此邊に酒賣所有やと問ふ。渡守曰、此向に能き酒店有といふ。兄弟頓て船より上り酒を調へ携行く。然る所に渡守がいひしにたがはず、鬼の顏の如なる人有て兄弟の者を見附け、やあ童共日西に傾て、月いまだ東にのぼらず、行道暗く、行末も覺束なし。いざ我々が住所へ連れゆかんといふ。兄弟少も恐れず、打連れかれが庵に行向ふ。扨彼の用意せし酒を出し、件の荒人に強く進めければ、甚醉ひ前後をしらずに眠りける。急度合顏（目配リイ）し、則劔を拔き彼の荒人をずたずたに切殺す。其首飛ではるかの余所に落る。今の瑜伽明神是なり。夫より兄弟都に登りて、此有様を奏聞す。帝叡感あつて、則兒島を兄弟に給りぬ。仍之家の紋を兒といふ字を書くとなり。其子孫に三條宇喜多中將といふ人あり。時の帝白河の法皇つねに御頭痛あり。博士占て曰、御前生の白骨納様あしく、頭の內へ柳の根ざしてあり。夫故大風大雨の砌は、御頭痛の御腦有り。爰に紀州牟婁郡熊野の浦に大木の柳御座候。是をきらせ、三十三間堂の棟木に御上候はゞ、御頭痛は平癒仕べしといふ。則大和國宇*多郡の住人、三浦平介といふ者に詔して、彼の柳を伐らせ、難波の浦より引揚させ、三十三間堂の棟木に上んと仕ける所、三十二度迄落て怪我する者拾人に及べり。博士占て曰、兒を千人寄て、其內を一人選出して、兒の舞あらば棟木は上るべしといふ。仍之兒を千人集められ、其內より壹人え

らび出し、兒の舞の樂あり。此兒卽三條宇喜多中將の子なり。斯て兒の舞ありしかば、事故なく上りて三十三間堂成就ずる。此時諸國より作の面を集められしが、普請成就して、後面を悉く元の主へ返さしむ。其內の鬼面一ッ、彼の兒深くかくして戻さず。常に懷中して侍りしとなり。其後都に、老若男女を分けず、人晝夜に失せる事數しらず。是によつて博士占て曰、是は三條中將の子息三條宇喜多少將が所爲なり。急ぎ流罪有て然るべしといふ。此おもむきいひければ、彼兒を召取竅船に乘せて、攝津の國大物の浦より流しける。其船兒島郡宇藤木村に着船す。彼兒船より上り、是は父中將の領分なりと歡て、則瑜伽寺に至り、件の鬼面を取出し、已が顏にかければ、忽長一丈あまりの鬼となる。夫より人民を取喰ふ事、飽浦村より食ひ始、瑜伽寺の內はいふに及ず、近鄉村々の人を取り、すでに兒島は人無原となり、惣じて諸人なげき悲む。昔物語に、兒島には鬼の住しといふは此事成べし。右の趣都に聞えければ、討手を被ㇾ下べしと其用意有ける折節、東山三十三間堂の傍に、れんぜん聖といふ修行者有り。此は去る頃、三十三間堂の棟木の奉行せし三浦平介なり。然るに、此聖兒島へ討手被ㇾ下沙汰を聞、心に覺やありけん。急ぎ帝へ奏聞していはく、兒島へ御討手には某を下し給ふべし。其上御寶物の御釼も下し給らば、早速鬼神を退治仕るべき由を望みける。公卿詮儀有て尤なりとて、則奏聞をとげ御釼を給り、討手を被二仰付一ける。聖は夫より兒島へ下り、瑜伽寺に尋行て見れば人一人もなし。彼兒連擧、兒に向て曰、此大なる寺に其方計居たる事は如何成子細ぞと問ふに、兒答けるは、我は元來都のものなり。然るに罪なふして此島へ流されしなり。我此寺へ來る時迄は人多く候しが、日々月々に人減して今吾一人に成りぬ。いかなる事にてやらんと云ふ。聖聞き最早推量申たり。日も既に暮に及ぶ間又こそ參り候はんと、立歸る眞似をして天井へ上り、夜の子細を見屆んと忍で下を窺ひゐたり。然る處に、彼兒懷中より件の鬼面を取出し顏に掛ると、頓て其長一丈餘りの惡鬼となり飛て行し。おそろしかりし有樣なり。斯て東雲に及で、件の鬼立か

へり、鬼の面をはづしければ元の兒に成り、其儘閨へ入伏したりければ、聖は始終を見屆け仕すましたりと歡び、又立歸る風情にて天井より下り、さらぬ體にて兒に近付き、四方の物語念ごろにして、扨、其方も都のもの我も都の者なり。互に心に隔なし。扨も都を出し時何をか寶に持給ふやといふ。兒聞て寺の重物を取出し、是は父の讓りの守刀、是は母の讓の觀音成とて見せしかば、聖がいはく、是よりも其方が命にも替て惜き大切成る寶やあると問ふ。其時兒がいはく、外に人もなし。さあらば見せ參せんと件の鬼面を取出し、手に持ながら振て見せければ、身の毛もよだつて恐しく、されども聖は少も騷ず。帝より給りし御釼に心を付、何となく面をすかし取ばやと思ひ、樣々僞りければ面を聖に渡しける。聖面を取て申けるは、此頃兒島にて鬼住み人惱すと聞しは、此面の業なりとて、件の釼にて面の眞中を刺ければ、面より血の流るゝ事夥し。既に兒をも討んとしければ、兒周章驚く事不ㇾ斜。先々靜りたまへ。我は三條中將の一子宇喜多少將なり。定てしろしめさん三十三間堂の棟木上の時、供養の兒の舞をせしは我なり。都並此島にて人の失る事、皆此面の業成りとは、努しらず。我をば救ひ給はれと詫ければ、聖聞とゞけ然ば其方が閨を見んとて床を放て見れば白骨に埋れり。兒も驚き直に面を亡さんと、忽面を碎きける。其面今の瑜伽寺の近所に葬る。今に至つて瑜伽寺の鬼塚とは是なり。斯て聖は兒に向て曰く、都の事は我よく執なすべし、心易く思はれよとて、里人を呼寄せ兒を預置き、其身は都へ馳登り、右の次第を奏聞仕りければ、帝叡感あつて、其兒を急ぎ登せとて、迎の人を下され、卽兒島を登り參內す。其罪は面のわざにて、兒か科にあらずとて、勅免を蒙り、則兒島は父中將か領地なれば、卽兒に下されける。之を三條宇喜多少將といふ。其子をも少將といふ。其後人皇七十五代崇德院の御宇、大治二丁未の春、百濟國の姫宮皇子を孕で窺舟に乗り備前の兒島へ着船し、琴を調べておはす。依ㇾ之此處を唐琴の泊り、又響の浦ともいへり。浦人あやしみ此姫宮を害せんとす。姫宮一首の和歌に

日の本の人の心は情なし我もろこしの人をこそ戀へ

異國の人なれども、只人にあらざる故か、大和歌をかく詠じたまひぬ。斯て此事都へ聞えしかば、御迎の人々下向してむかひ取り、卽三條宇喜多少將に給はり、妻女と成し候ひける。夫より加茂の邊に住し、彼の懷胎の男子を產給ふ。是卽宇喜多の先祖なり。但し百濟國の王子の胤なり。又兒弟二人儲給ふ。是なん宇喜多少將實能卿の胤なり。扨兒弟三人の男子に兒島を讓りける。東兒島をば嫡子東鄕太郎（彼姫宮懷胎の男子、百濟國御王子也。）中兒島を次男加茂次郎（是は少將のたねなり。）西兒島をば三男西鄕三郎（上と同じ）領分たり。此三家を三宅の家の元祖とす。然ば三宅氏・加茂氏・西鄕氏と宇喜多は是皆同流なりとかや。何れにしても異國の苗裔なり。其後星霜遙に過て、宇喜多和泉前司能家といふ人、兒島の八濱を領す。され共さまでの大名にてはなし。其子興家といふは愚蒙短才にして大將の器なし。依之、終に居城戶石が城を島村觀阿彌に攻落されて討死す。其子を三郎右衞門直家といふ。幼稚にして父に離れけれ共、良將の器量備へて、和氣郡天神山の城主浦上遠江守宗景に仕へ、武勇類なく、軍功を彰はす。仍之主君宗景に取立られて大身になり、既に十六歳の時、永祿二年戶石が城を攻落し、父の敵島村觀阿彌を討とり、夫より武威日をまして盛になり、其年岡山の城主金光備前守宗高を攻落し、又加賀戶（香登）の城主高取左衞門政宗を攻落す。高取が子備中守は、邑久郡飯の城に居す。其後、主君浦上遠江守をも攻落して、上道郡沼村に城を築き、是に居し、當國はいふに及ず、播州三木の城主別所共戰ひ、播州の內西の方を取り、作州海老の城主後藤美作守を討つて作州を切取り、都合拾四郡を領し、且備中へも攻入り、毛利元就と戰ひ、三村紀伊守家親・其子修理亮元親父子まで皆々討亡し、河邊川よりこなたを掠取り、因幡伯耆出雲三ヶ國の大主尼子修理大夫晴久が領分も押掠め、近國に威を振ひ岡山に居城を移して是に在城し、口宣もなきに押て從四位下侍從になり和泉守と改む。既に春秋五十三歳にして腫物を病み、岡山城二の丸石山曲輪に於て病死す。是慶長元年の事なり。斯て直家の

*直家の嫡子は八郎秀家と云ふ、この書家氏となす、他に見る所なし

嫡子八郎家氏*は、父に先立て織田信長へ隨身し、西國御先手を承る。信長卒去の後羽柴筑前守秀吉に順ひ河内守と改む。度々の戰功不レ可ニ勝計一。依レ之秀吉天下の主となり給ひしかば、宇喜多河内守家氏中納言に至り、天下の五大老の其一人となる。且、加賀大納言利家の娘を秀吉甥君に准じ豐臣の姓を給はり、菊桐の紋を赦され、秀の字を下されて秀家と改む。既に文祿年中、朝鮮征伐の爲、數萬の軍兵渡海の大將を承りて、能く兵を用ひ、加藤小西に至る迄、悉く秀家の下知を守りしなり。然る處、慶長五庚子ノ秋、石田治部少輔三成叛逆の時、張本の大將となりて家を滅す。其前、加賀大納言利家の方より、輿入に際し中村治郎右衞門といふ侍、算術群を拔て、少利微德をも洩さぬ者にて辨舌巧也。爰に宇喜多の家臣岡越前守・花房志摩守・戸川肥後守（宇喜多左京亮イ）・長船等秀家を諫ていはく、夫中村は士農工商の區々の地をしる事專にして、廣く國郡を治る術を不レ知。四民をめぐむ心少もなし。然るに君一向渠を賞じ給ふ故、百姓は渠が爲に困窮し、諸士も亦損益す。渠を其儘捨置かば、かならず國を亂し家滅するの基也。中村を臣等に賜り候へ、誅して萬民を安からしめんといふ。秀家曾て承引仕賜はず、却て密に中村を加賀利家の許へ落し給ふ。仍レ之、普代の四家老恨を含み終に岡山を立退き、大坂に至りぬ。其後家康公より祿を賜り、子孫に至るまで御幕下に屬す。これ宇喜多の家亡ぶべき前表なり。果して翌年九月關ヶ原合戰之時、中納言秀家は石田に一味して、しかも其日の長將たり。秀家は八千の人數を五千先手に備へ、三千を旗本に備へ、福島左衞門大夫政則が備に突て掛り、卽時に政則が先手を追崩す。二手より秀家采配を上げて下知して曰、政則共を討取て、天下の面目に備へよと、勝鬨を作り大鼓を鳴し切て掛る。其時政則、馬より下り鎗を振つて、かへせ者共、政則爰に有り。此時かへさば味方可レ勝理也と、諸卒をはげまし下知しければ、福島方大返しに取て返し突立るに、秀家、旗本までも追立られ、宇喜多悉く敗軍す。此時秀家方に、一備にても四季の形を以て、五行の殿りを用ひなば、全く勝利可レ成に、此大將は、勇猛なるのみにて軍術に疎く、

殊に時至らず。再び立直す事もなく敗北して、戰場を退き薩州へ落行、新田八幡の社に隱れ忍び、終にあらはれ擒となり、逆亂の張本成れ共利家の聟也。其上程過ての事なれば、死罪一等を宥め、八丈島へ流罪せらる。爰に於て宇喜多家斷絕す。今に、彼の島に宇喜多の末葉有て、島を司る由。秀家の內室は加州へ歸り、備前の御前と號し、程經て後病死し給ふ。彼中村次郎右衞門は刑部と改め、中納言利常に仕へ出頭す。利常の家臣とも是を諫ていはく、中村は邪慾の者にて旣に宇喜多の家を亂せし奸臣なり。然るを君渠を賞し給ふ事不可なりといふ。利常のいはく宇喜多の家亂れしは、皆人知る處なり。秀家は中村が不ㇾ得ㇾ道を以て仕ふ故に誤たり。余は中村が得たる處を用る故に德ありと宣ふ。斯て中村は一生無事に過してける。去程に直家の舍弟春家・忠家等も武勇有て能兵を用ゆ。近世貞享の頃、邑久郡大ヶ島等覺院に、宇喜多先祖の事を尋ければ、彼僧答て曰、拙僧は只今隱居にて感應院といふ。宇喜多直家の舍弟忠家入道安心が次男左京亮信顯後號坂崎出羽家康公に仕ふは拙僧が兄也とて、宇喜多の家傳をあらまし語ける。扨又當郡邑久鄕村に六兵衞といふ百姓あり。渠宇喜多の末流なり。但し渠は二字浮田也。一族は二字浮田、本家は三字の宇喜多なり。扨此村に高岸寺といふ眞言寺あり。是宇喜多の菩提寺なり。二十ヶ年計已前に退轉して、寺に有し宇喜多の影あり。今は其村の庄屋が許に有り。拙僧も其繪像をみし也。絹地と紙地と二幅なり。橫三尺計、きぬは今樣よりあらし。繪像の年來頃は四十七八計にて、面體長く士烏帽子を著、笏を持つ黑裝束なり。紋所は立菱の內に兒の字、旗の紋は雨龍、釼かたばみの上に讃あり。絹古く文字明かならず。また紙地の像は六十餘りの白髮の人法衣を著し、赤き頭巾をきし像なり。*是は先祖和泉前司能家也とぞ語られける。扨又宇喜多中納言秀家卿の家臣には、岡越前守內平內慶長五年岡山城を立退き後家康公へ被ㇾ召出ㇾ子細有て切腹す。戶川肥後守正則上に同し。當時戶川家。子孫花房志摩守・同彌右衞門右に同し。當時は花房氏の先祖也。宇喜多左京亮信顯右に同し。後坂崎出羽守と改故.有て切腹す。延原土佐守・明石飛驒守・同掃部介全登關ヶ原敗軍已後、秀賴に屬し、於二大坂一功あり。長船紀伊守・河本對馬守・遠藤河內守・弟修理、是等皆諸大夫に任らる。

*岡山縣圖書館本には像なりの下に彼六兵衞に十ヶ年以前に家斷絕せしと語りぬ其以下の記事同書にはこれを缺けり。

宇喜多の侍、過半當國に殘り、土民にしづむ者甚多しといへり。

金吾中納言始終之事

岡山の城主金吾中納言秀秋は、元來豐臣秀吉の北政所禰尼の兄木下肥後守家定の次男にて、若狹少將勝俊の舍弟也。爰に安藝の廣島城主毛利右馬頭元就の次男、小早川隆景といふ人有り。實子無レ之仍而秀吉へ願ひ、秀秋を養子に申請け家督筑前國名島の城五十萬石を讓り、其身は隱居して備後三原に在城す。斯て秀秋は養父隆景の家を繼ぎ、從三位中納言に昇進、依レ之勤功あり。然るに、慶長五年庚子の九月、關ヶ原合戰の時、家康公へ反忠して軍功を立られしかば、天下靜謐の後、爲ニ恩賞一備前美作兩國を給はり、岡山に在城して五十餘萬石を領せり。其後、慶長七年壬寅十月十八日、斷罪の者を秀秋自身に切らんとせられしを、罪人忽刎起て秀秋の急所をけ上る。仍レ之秀秋卽死せられぬ。行年貳十一歲也。罪人は其儘迯走り命を助かりけると也。秀秋をば瑞雲院殿と號し、墓所は伊勢宮三番町本行院に有り。稻葉塚といへり。

*秀秋の卒去は病死の如きも本書の罪人たしめ蹴殺さ殺とな れた一しと說に す。べし

池田家任國の事

秀秋逝去有しか共、令嗣無レ之に仍て、此家斷絶す。依レ之慶長八年家康公より播磨の大守宰相輝政卿へ、備前淡路兩國を加增地に賜り、播備淡の三ヶ國を領し給ふ。輝政公逝去の後、嫡子武藏守利隆公家督し、播州を領し給ふ。備前は次男左衞門督忠繼公に賜る。淡路國をば三男宮內少輔忠雄公に給る。如レ斯兄弟三ヶ國を分けて、輝政公の後を立給ふ。其後慶長十九年、大阪冬陣納りて、翌年左衞門督早世有しに、實子無レ之故に、舍弟宮內少輔忠雄公、兄忠繼公の家督し、備前を給はり岡山に在城なり。同年九月に大阪再亂となり、宮內少輔忠雄公も備前を立て大阪に發向し、軍功をはげまる。

＊岡山圖書館本ます〳〵家門繁昌以下の一節なし

其後、忠雄公は正四位宰相に任ぜらる。扨又舍兄武藏守利隆公は、元和三年於₂播州姫路₁逝去有り。家督は松平新太郎光政公へ給り、因州へ所替有り。伯因兩州をたまはり、三十一萬五千二百石を領し給ふ。去程に備前宰相忠雄公、寛永九年に逝去有り。息男勝五郎光仲公幼少たるに依て、因州へ所替被₂仰付₁、當城へは松平新太郎光政公代り給ふ。其後、權少將に任らる。因伯兩州は勝五郎光仲公領せられ、相模守と改め少將に昇り給ひ、是より今に至り代々因伯の大守たり。扨本國は光政公より嫡子左少將兼伊豫守綱政公・同四男少將兼大炊頭繼政公相續也。御息は彈正大弼宗政公と號す。扨又光政公二男池田信濃守政任は別知貳萬五千石を預かり備中を領せらる。御息内匠頭政齊公實子無₂之、同名織部由利の次男を養子とし、家を讓られける。信濃守政方と改め相續なり。光政公の三男丹波守輝錄へは、新田領一萬五千石の配分なり。是また實子無₂之甥主膳政介の嫡子を養子とす。是を丹波守輝康といふ。ます〳〵家門繁昌。且又、新太郎光政公の時、儒道しきりに御崇敬有₂之て、家中在町とも、皆々儒道を用ひ給ふ。但し、寛文六年に始り、貞享四年に至りて、儒道止て佛法に移る。私曰、正道の儒道を捨て邪法の佛法に移つるはなげかはしき事どもなり。

當府名數并高島新田の事

岡山の町數其町名定りし事は、御當家光政公御任國の始までに相定む。其上、内町外町川東と三郷に分けて、都て東口より西口迄三十四丁、南の出口より北の出口迄三十五丁と云ふ。

先内町の郷には　　大年寄　壹　人

紙屋町。榮町。上野町。中久町。下の町。石關町。西大寺町。橋本町。川崎町。船着町

内町合て十町也。

外町の郷　　大年寄　壹　人

岡山縣立圖書館本には別に末山町を加ふ

常盤町・磨屋町・野殿町・仁王町・高砂町・濱田町・瓦町・大雲寺町・尾上町・妹尾町・小野田町

大工町・兒島町・上內田町・二日市町・下內田町・下出石町・中出石町・上出石町・廣瀨町・小畑

町・難波町・瀧本町・下市町・富田町・丸龜町・岩田町・萬町・野田屋町・桶屋町・鹽見町・山崎

町・櫻町・久山町・紺屋町・油町・柹屋町・片瀨町・平野町・藤野町・山科町・高橋町

外町合四十三町

川東之鄉

西中島町・東中島町・大黑町・下片上町・上片上町・古京町・小橋町・森下町。

川東合八町　　都合六十一町也

一、岡山町屋家竈（カマド）數合七千九百八拾軒、（四千七十軒本家、三千五百拾軒借家、）

同町分男人數二萬三千八百七拾九人內（男一萬二千貳百十八人、女一萬千六百六十九人、）

一、酒屋數合七拾九軒、造米合六千八百石。

一、出家數合百七拾七人、寺數別に記す。

一、山伏數合貳拾四人、陰陽師二人、神職十二人、神子九人。

一、橋數合大小四十七膳（本ノマヽ）、但し石橋とも。

內　京橋（巾四間長、六十八間、）　中橋（長二十二間半、巾三間四尺、）　小橋（長二十二間半、巾三間、）　片上橋（土橋共三、長二十二間半、巾三間五尺、）

甚九郎橋（上の町北の端にあり。昔輝政公の御代、佐久間甚九郎といふ浪人、此橋の上にて、角力をとり、橋の行桁を踏折爲ニ過怠ニ隣町より是を掛る故、甚九郎橋といふ。）

一、船數合八十一艘內（三十艘海舟、五十一艘川舟二艘高瀨舟、但し町の舟計。）

一、小荷駄合六十一疋、但し在分を除き町計り。

一、制札數合十三枚、但、京橋詰橋本町高札場に掛る。

※岡山縣圖書館本に私曰以下の一節なし、蓋當時にありては獲る所失ふ所を償はざれば津田左源太を罵りて、大奸人と云ひしならんも今日にありては、その碑を建て、その德を稱して嘖々たり。

所の關所、竝、在番

御野郡福島村岡山川口御番所、在番御船平中小姓加番小船頭。　下番加子。

上道郡倉安川御番所、御城代、但し輕小年格の者。

御野郡平瀨御番所、　御先の徒。

和氣郡和氣御番所、　御先の徒。

兒島郡下津井御番所、　御城代支配御徒格。

邑久郡牛窓御番所、　右同斷。

在番所　邑久郡牛窓　大組、　兒島郡下津井　大組。

和氣太田　大組、　和氣郡片山　大組。

已上　四ヶ所。

一、當國高島新田と申は、綱政公の御代、元祿五年申正月十一日鍬初有り。奉行津田左源太司レ之。堤の長さ五千九百三十三間。但し町にして二里廿五町十三間、畝數千五百六十一町、高二萬千九百八石といへり。

※私曰、此新田は御そんぼふに相成る趣を、熊澤了介申されしが、はたして寛政十二年迄に御物いりかへらぬとぞ。津田左源太は大奸人なり。

湯迫万燈會由來幷石櫃の事

岡山の東一里餘隔て湯迫村といふ所あり。往古は溫泉出しといへり。故に湯迫村と云ふ。此山の南の麓の横穴の内に切たる石の水鉢有り。横長き石にて數百人しても動しがたき石櫃なり。常に水七分目程有レ之。世俗に汐の滿干有といふ。是を湯迫の石のかろふといへり。毎年七月十四十五兩夜

*幸山の城主石川左衞門は陰德太平記備陽國誌等には久式とあり備中村鑑備陽記等には久次とあり久智は何書にも見ざる所也。

湯迫の近所勝田村・國府市場村其外近邊の里人共、手々に松明を燈し連れ、麓より峯へ登り、各松明を二手に分るなり。是を湯迫の萬燈會といふ。抑萬燈會の故を尋ぬるに、元龜元正の頃、宇喜多直家、未だ沼の城主たりし時、毛利元就の下知として、備中の住人三村修理元親を差向く。特に直家は元就の父の敵也。仍レ之大軍を率し、一族には備中小田郡猿掛山の城主庄野豐前守祐元(元祐イ)・幸山城主*石川左衞門久智・中島加賀守等を初め、其勢都合二萬餘騎備前の國へ發向し、沼の城を責ん爲、上道郡澤田妙善寺の城に籠め置き、三村勢城をかこんで、けんごに持かたむ。此城の後詰として、沼の城を乘とらんと備中勢三手に分け、一手は石川・中島大將として津高郡笹ケ瀨より釣の渡を越て押寄んとす。中の手は三村元親を大將として、萬成山を越て、今の岡山の町を一文字に押通、原尾島村へ打出、上下の軍勢に下知を加へむと相計る。一手は庄野祐元を大將として、川下春日の宮の前より、朝日川を渡し、三棹山に打出、妙善寺の城へ力を合せんとす。如レ斯相圖を定め既に三手の軍兵押寄たり。宇喜多直家は此趣を傳へ聞き、退治延引してはあしかりなんと思ひ、沼の城を打立て、先手を以て妙善寺の城を乘取り、兵共を數多打取り、其勢を以て追討ら三棹山より追下す。此時庄野祐元が一手は、朝日川を渡して、妙善寺へ後詰せんとて、三棹山へ掛りければ、妙善寺は攻落され味方敗軍し、宇喜多勢追討して三棹山より追落しける所へ、祐元ひしと行合せ散々に戰ひしが、終に祐元討死し、殘る兵悉く敗軍に及びける。其外、三村元親石川中島等も原尾島村より釣の渡りまでの間にて宇喜多勢と大に戰ひしが、三村勢終に討負け、其勢過半討亡され備中へ退きぬ。其後毛利と宇喜多と和睦になりて、則毛利の幕下に屬す。依レ之、毛利元就、宇喜多に對して曰、先頃貴方と三村合戰に及ぶは、全く我が下知に依る也。然れ共今は和睦する上は、貴方に遺恨なし。依レ之、其時の死せし數千の士卒共の亡魂をとむらひ得させたし。願くは貴方よろしく執計ひ賜るべしといへり。宇喜多許諾して、早速湯迫村・土田村・國府市場村の百姓に知らして、萬燈會を執行ひ僧を供養し

彼亡魂をとむらひける。夫より今に至るまで、七月十四日十五日の夜、萬燈會はありにけり。

下津井なもだ踊の事*

兒島郡下津井の城山にも、何れの時よりか毎年七月十五日村中男女相交り、大皷を打ち念佛を唱へ、此城山にねり上る也。南無阿彌陀と云事をなもだ〳〵と唱ふる故、俗になもだ踊と云へり。是も往古戰死の魂魄を弔ふ爲也。昔純友叛逆の時、又は源平の合戰、其後も度々此邊にて軍ありしとかや。

*帝國圖書館本は下津井なもだ踊の題を揚げてその記述なく千切谷の事を記せり由つてこれを増訂す

千騎谷謂の事

千騎谷、或は千切谷といふ。津高郡福林寺繩手の奥首部村の邊なり。昔木曾義仲と妹尾太郎と合戰せし時數千の士卒討たれける故、かく名付けるとなり。其亡魂今に殘りて毎月十六日午の刻に此谷を通れば、いづくともなく太刀音聞ゆるなり。（私曰、亡魂殘りて太刀音聞ゆる杯とは、女人か又は子供の毛ておろかなるもののいふ事にていふにたらず。けつしてなき事とさとるべし。）

抑彼合戰といふは、壽永二年の冬、木曾義仲平家追討の爲に都を立てはつかふす。此時平家の侍備中國の住人妹尾太郎兼康は、北國にて木曾殿に降參し、無二に仕へける。又加賀國の住人倉光三郎兼光は、木曾殿無二の侍也。兩人共に木曾殿の先手として、備前藤野寺迄下りしが、妹尾太郎又謀叛を企て、藤野寺に於て倉光を方便以て、夜討にし夫より國中の勢を催し、辛川板倉道迄城を構へ笹ヶ瀨邊に陣を取る。木曾殿此由聞たまひ、安からず思ひて卽時に押寄せ、福林寺繩手に於て戰ひ、其時討取たる首ともを塚を築ける故、其塚を首塚といふ。其邊を首部村といふ也。斯て妹尾太郎は戰負て、備中板倉川の西の峯まで引退く。木曾殿の侍今井・海野・望月・諏訪・藤澤等先掛して、急に攻かゝる。妹尾太郎が嫡子小太郎兼通郎等宗像以上三人は、八島へ渡らんとしけれども、兼通は肥ふとりたる者にて歩行も不ㇾ叶。仍ㇾ之三人共終に討死す。三人の首をは備中の國鷲の森に被ㇾ掛た

り。其後兼康が處縁の者、兼康が首を盜取り津島村に來り、西川の上に埋む。今に妹尾が首塚といふなり。右笹ヶ瀬川の西の峯の上に、白山權現の靈地あり。

呼坂點頭坂の事

呼坂點頭坂は、往古の西國海道なり。永祿の頃津高郡金川の城主松田左近將監、惡逆の勇にほこりて、當國一の宮を燒拂ひ、終日鷹狩抔して、金川へ歸らんとせし所、此呼坂より兒壹人あらはれ出、松田を呼掛る。松田は遙に行のびて點頭坂に至りしが、跡より呼掛る故歸りて後を見る。其兒聲を上て曰、汝當社を燒拂ふ、大逆の罪科不ㇾ過ㇾ之。我三年の內に罪を報ふべしと云ふ。松田是を聞き、から〳〵と打笑ひ、三年とは余り遠し、今急に報して見られよといふ。兒童重て其儀ならば百日の內に思ひしらせんといふて搔消す樣に失てけり。松田は、百日の內に業病を請て相果たり。誠に神罰の程こそ恐しけれ。此謂れに仍而、呼坂點頭坂といふ也。私曰、宮を燒に手からとすべきにもあらず、實狀ならば松田は愚者なり。又燒といへ共罰あたるとは、猶又小兒のろんなり。とるにたらず。

遠藤の里謂の事

岡山の北半田山の麓に遠藤といふ在所あり。じつは遠藤といふ。是は宇喜多直家の家人遠藤河内守の住居の所也。故に遠藤といひしを後世言化してゑとうといふなり。彼遠藤は元來赤坂郡中村の人にて、遠藤喜三郎と云しなり。中村にも屋敷跡、幷、其末葉有り。斯て遠藤喜三郎は直家に仕へ出頭し、並ぶ者一人もなし。其頃、直家は備中國三村紀伊守家親と鉾楯の最中にて、毎度合戰に及ぶ。然れども勝負を不ㇾ決。或時三村家親作州へ出張し、宇喜多が所領を押掠む。直家遠藤喜三郎を近付け、汝は備中成羽に有し由、三村家親は成羽の領主なれば、能見知るらん。潜に作州へ忍行き、家親

が宿陣に至り、渠を討て來るべし。汝を偏に賴むよとて、當座に引出物抔夥しく取らせける。喜三郎一儀にも不ㇾ及領掌して、弟修理を伴ひ兄弟潜に作州に忍行き、其首尾を窺ひける所に、三村家親は作州穂村佛經寺に宿陣して諸卒を集て軍評定す。遠藤兄弟は態々鎧をば着ず、革羽織に革立付を着し、佛經寺へ忍行き、椽に上り障子の紙に唾を以て穴を明け覗き見れば、評定すと見えて諸將並居て座したる中に、家親も出座して打仰て居たる所を、遠藤懐中より短鐵炮を出し、ねらひ濟して態〻聲(コワヅクロイ)しければ、家親顔を打上て、屹と見し眞中を、的に乘ると否や打殺し、其儘椽の下へ這込で樣子を聞けば、夜中といひ周章騷ぎ、更に物の譯も聞ゑず。其時、椽の下より這出て、共にときつき合けれ共、更に見とがむる人もなし。夫より三村が軍勢は、ちり／＼に成て備中へ落行ける。遠藤兄弟は備前に歸り、事の次第を宇喜多に告る。直家大きに感じ、喜三郎に一萬石あたへ、浮田河內守と改め、弟修理には三千石を付宛行ひける。其後、國中の持城更代番にて守りける。右遠藤の里に、東より西に流るゝ川あり。俗に御野川といふ。夫に渡せる橋あり、是も遠藤橋といふ。是を過て半田の大坂に至るなり。

御野郡古跡の事

[*一]當國には古跡謂(いはれ)尤多し。先、御野郡岡山近邊にて、其名蹟聞及び見たる所、あらまし爰に記す。

一、姥の石。
一、[*二]朝日川。城下の大川なり。
一、卜定の宮。未考。
一、釣の渡。今鐘子の釣といふ。
一、駒の淵。朝日川の上にあり俗に身投岩といふ。

[*一]、岡山縣圖書館本にはこれと稍その記事を異にせり左の如し。一當郡は今の國府にして北には山深く南には內海を帯び西には備中に隣、繁華の地あり名所古跡は多からねども荒増を爰に記す。

[*二]、岡山圖書館本朝日川の條下左の記事あり當國二筋の大河あり一筋は東河今一筋は朝日川也源は因伯より流れ出る川上殿とて繞なる井水なり其流所々谷々枝川より流落て末は大川となれり川上よりは因伯作の三國を經て行

程三十餘里流れなり又朝日川とも御野川とも云へり

*岡山圖書館本には安宅を甲斐川の次に記せり

一、宇喜や浮橋。今の京橋。

一、朝の鼻。

一、歌島。今此村を十一里村(上生村イ)といふ。

一、額ヶ瀬。二日市の下に有り、何れの代にや、南部春日大明神の額をくはへて鹿來り、朝日川の瀬に伏して死す。仍額ヶ瀧といふ。

朝日川の古歌。朝日川共、朝川ともいふ。

五月雨に行先見えぬ朝日川渡る瀬毎に波や立らめ

一、三枝橋。又左京の橋ともいふ。三野村にあり、往古の海道なり。

一、寒鵜山。妙林寺の後にあり。

一、大學屋敷。森下のうしろに有り。

一、左武波久橋。七日市にあり。たんぼふに出る處にあり。

一、岩井。今岩井といふ。

一、半田山。半田松といふ名木なり。

一、篠ヶ瀬・篠の井。南にあるを篠の井、北に有るを鈴の瀬といふ。

一、*安宅村　御野郡濱野村の內なり。

安宅といふ謂れ、昔家康公天下の主と成り賜ひて後、安宅船といふ大船を輝政公へ賜り、卽當國濱野川の曲川に持參られける。然る處、安宅作りの船は天下一統停止に仍て、其後修覆にも不ㇾ及、其儘にて朽果ぬ。今に其邊の田地より古板抔掘出す。仍而安宅村といふなり。其時彼船の屋形の內組入天井は、今藤野町本願寺の內如來のある所の天井也。其外張付等のまくりは、船手役兒島氏寺見氏片岡氏森屋氏(安田氏イ(槇原イ))此四家へ賜りて持傳ふよし。屋形の破風は、油町兒島屋に所持するよし。

一、甲斐川。旭川の尾と天城川の末と落合ふ所なり。天正十年羽柴筑前守秀吉、備前備中へ發向し、

宇喜多直家に命じて、毛利家を攻させらる。此時直家數千の軍兵を率して、兒島へ渡り、郡の八幡宮へ登りて陣をとる。其時毛利元就*も兒島へ渡り、八濱赤井の城少しこなたに於て、毛利と宇喜多と挑戰ふ。直家方打負て、岡山まで引退く。此時宇喜多與太郎基家討死す。毛利勝に乘て甲斐川まで攻入り、宇喜多きびしく攻戰ひ、又毛利を追退かす。甲斐川の事、後太平記にくはし。

*毛利元就は元龜二年の卒去なれば天正十年に出征の理なし輝元の誤なるべし。

*岡山縣立圖書館本には當郡は此國最中にして山高からずとあり。

吉備前秘錄　巻五中

上道郡古跡の事

上道郡は當國第一の一邑にて、東西南北均しく打開き、山高からず、驛路をいだき、南に海をたゝへ、西は國府に隣り、東北に其根深し。故に口奥二郡に分て、猶古跡も亦數多有り。尤なるかな。往昔吉備の中津國といひし時、此國の府は上道郡に有り、其所を國府市場村と號して、誠に府は此國の都なりといへり。

一、建幣山。岡山の東南半里玉井宮の後の山なり。往古玉井の明神海上より此所へ垂跡ましますく、先、今の光明崎にましまし〱ける。此時光明輝き海上を照したまへば、内海の海人共獵業叶ひがたく、仍之光明崎より此峯に移し奉る。其時始て御幣を建し故、斯名付けて幣建山共いふ。遙の後、今の玉の井宮の地へ遷し奉る。玉井の御事は世にあまねく知る所なり、爰に略す。

私曰、玉井の明神とて、かたち有にあらずといへ共、鬼神なれば敬ふべし。へつらふべがらす。海上を照らすといふは、妄たんのせつ也。

一、平井の清水。岡山の南一里、平井村にあり。平井山の南に平井水あり。往古兒島の人此井水を汲て酒を造るに、甚美味にして、他所に勝る故に、兒島酒といふ名を付たり。今は此水も幽になりて、兒島酒もさのみにはあらね共、むかしの名を傳へて名物といふとぞ。

一、春の湊。岡山の南湊也。今は平井村と沖新田との間なり。春の湊の跡小き島に松むら立て有り、其所當時大守池田氏の御家臣、目置氏の舟入となりぬなり。

一、轟。網濱の辰巳の頂をさしていふ。山の峯に登りて其當りを強く蹈めば、號音常と違ひ甚だ響

き鳴る也。故に斯は名付たり。

一、光明崎。岡山より南の海上一里余*一りにあり。昔此所に玉井明神御鎮座なり。此出崎に御燈光明りかゝやきし故、光明崎といゝけるを、俗に化てこめ崎といふ。

一、關白屋敷。湯廻村*二にあり。往古關白松殿基房、治承四年平相國淸盛に流され給ひ、此所におはします。其時の御館の跡也。基房は其年十一月廿一日に、御赦免有て歸洛したまひぬ。今に其名殘たり。

一、勅使村。岡山の東一里余り、勅使村也。昔人皇四十六代孝謙天皇の御宇、天平勝寶元年に、帝疱の御惱に仍て、其加持の爲に、當國金山寺の觀應作に勅有レ之。其時勅使下向して、此村に旅宿し給ふ。仍レ之、後世勅使村といふ。

一、緅釣の鼻。

一、正木の井。岡山の東二里にあり。昔正木兄弟此井に入て死すといふ。其吊として今に至りても七月十六日には、岩間寺の僧侶行して讀經す。

一、文讀里*三。吉原村にあり。秘事たるべし。

一、金山。兵師*四とも云ふ。中野村の北西大寺に近し。此山に八はたの宮あり。

一、金岡塚。右同所なり。金山の後の麓にあり。人皇六十六代一條院の御宇の畫工也。巨勢氏從二位大納言金岡と號す。卽當所の人なり。此所に井有り。金岡か筆洗水といふ。松二本あり。金岡か筆捨松といふ。金岡村といふも、此あたりなり。金岡か舊跡成るべし。

一、馬塚。所不レ詳。源平盛衰記に見えたり。

一、梅枝橋。岡山の東三里中野村と西大寺との間に有り。吉備の昔物語に曰、何れの御代にや有けん梅の古木を以て此橋に掛けしに、梅木忽花開き香ひ芬々として四方にくんず。猶其實なりしと

---

*一、岡山縣立圖書館本、岡山南三里餘とありこれを當れりとす。

*二、湯廻村は湯迫村也。

*三、岡山縣立圖書館本文讀里は別記ありとあり。

*四、兵師は延喜式神名帳に見えたる兵主神社と同一のものなるべし。兵主は史記に見えたる兵主と同一のものにして蚩尤を祀りたる漢神ならんか西

大寺を金陵山といふも亦これに因める名なるべし。又金岡の庄名もこの岡の名より起りしものなるべし。

なり。往來の人是を見て奇異の思ひをなしぬ。仍て梅枝の橋といふ。今は土橋なり。上古にはかゝる不思議もありけるとぞ。

邑久郡古跡幷牛窓忠明謂(イヘレ)の事

此郡は當國の東南にして、海を廻り平等に里續けり。猶舊跡名所等數々ありと聞傳ふ所、爰に記す。

一、福岡の里。福岡村なり。建武延元の頃、赤松の旗下頓宮四郎左衛門が所領なり。其後暦應九年足利尊氏將軍は、嫡子左兵衛佐直冬を退去の爲西國へ下向あり。其節此福岡に五十餘日在陣まし〱ぬ。且昔は此所は名鍛冶多くあつて、天下に福岡物とて名作多し。菊一文字抔別て名作なり。今はたえてなし。

一、長船。長舟村なり。西國海道なり。往古より名鍛冶多し。備前刀の始りなり。上古は八百八流有しに、其後所々に別れて、中にも長船に多くあり。蓋兒島に有し鍛冶兩所に移り住せしものなり。名作數品作り出て名を得しに、今に其末葉わづかに殘て、横山源之進・瀨兵衛尉・上野大掾祐定等皆刀鍛冶なり。上古にははるかにおとれり。扨また、此鍛冶の刀を打は、世の常の槌にあらず。百枝月村の山より出る細長き石にて、柄に割はさみ、槌にして打也。且宇喜多の家老長船又左衛門が在所も爰なり。

一、松江。邑久野村なり。山南といふ。此所に宇喜多家の山砦の跡あり。今に於て奇石等土中より堀出す事有り。此村に昔高岸寺といふ眞言寺有しとなり。是卽宇喜多家の菩提寺といふ。能家忠家等の影有し所。去る寛文の頃此寺退轉に付、影は土民の手に渡り、今は庄屋方に有りといふなりき。

一、秀鄕塚。長沼村の內圓城寺といふ在所の上の高根なり。此塚は石にて俵の如し。三つまで有り。每年七月十六日夜燈籠の如くなる火燈る。誰燈す人もなきに、かゝる不思議なる事有也。我まのあたり見しに少しも遠き事なし。抑秀鄕は大織冠鎌足の後胤、川邊大臣魚名の苗裔なり。從四位兼武藏守藤原の朝臣秀鄕と稱す。一本稱國とあり。其古塚なり。或說に曰、昔は邑久郡の內は過半海にて有しを、秀鄕龍宮に祈て新田となるといふ、實にさも有べし。今に至りても村里の土中を深く掘らば、蠣からしやれ木多く出るなり。新田成就の印に石を建たり。是を後世秀鄕塚といふ。秀鄕を葬たる地にはあらざるなり。私に曰、人燈さざるに火燈るとは妄說也、秀鄕祈て新田と成るといふも妄說也。

一、鎧か峯。右同斷の上嶺なり。曆應の昔、足利將軍鎮西征伐の時、暫くの陣所なり。

一、牛窓。牛窓村、當國第一の大湊なり。

上古の物語に曰、此所にむかし塵輪鬼（チンリンキ）と云ふ牛鬼住て禍をなす。爰に、人皇十四代の帝、仲哀天皇と申奉るは、三韓退治の爲に此所に下向あり。時に彼塵輪鬼頭八つ有り。大牛と化して雲に乘つて出て帝を惱さんとす。時に帝是を討落し給ふに、首と胴と二つに成て落て死す。然るに一つ頭殘居て、帝へ矢を射る。仍之帝毒矢にあたつて崩じ給ふ。御陵は播州明石瀉乘見村の邊にあり。また*阿州道明寺の近所澤田に有り。又不詳。本朝神社考に曰、神功皇后の御舟此牛窓を通るは、三韓退治の時なり。時に大牛皇后に對し、塵輪鬼の靈なりとて御舟を覆さんとす。此時住吉大明神老翁と化して、其牛の角を取て投倒すと云ふ。故に其所を牛轉（ウシマロブ）といふ。今略して牛窓といふなり。又牛塵從につくる。

一、塵輪島。牛窓の南にあり。今前島是なり。此島に牛鬼住しなり。

一、黑島。前島の西にあり。此島へ牛鬼の首落るといふ。

一、唐子島。黑島の內なり。此島に虎子石とて、虎婦のじやつゝあり。名物なり。

*阿州は河州

一、唐子の瀬戸。牛窓の出島なり。今は牛窓の瀬戸といふ。

一、浮石。牛窓の續の浦の沖にあり。潮の滿つときも汐干の時も、おなじほどにあらはれて有が故浮石といふ。俗に筏ともいふ。飯尾宗祇の歌に、

　牛窓はいかなる神のちかひにや浮たる石の流れさるらん

牛窓の古歌に、

牛窓の波の汐さゐ島ひゝきよられし君にあわずかもあらむ　柿本人丸

東舟和田のみさきをかいめくり牛窓うけて汐や引らん　同人

牛窓をたゝく水鷄の音すなり波打あけてたれかとふらん　源俊頼

忘るなよ涙の月に愁へつゝ身をうし窓に泊る舟人　定家

牛窓や汐と風との相生にはやく過ぬる瀬戸の舟人　為家

登り舟東風吹風を過ぬとて世をうし窓に泊りてそふる　好忠

人知れぬ身のみ思へば牛窓に引ほすあみのいはてすきぬる　隆實

一、虫明の瀬戸。東に海を抱き、後に山を帯たり。蟲明の瀬戸は名所なり。瀬戸の明ぼの無レ類美景なり。昔飛鳥井姫君と聞えしは、佐衣（狹）の中將と契りて居給ふ所、筑紫の何某とやいふもの、此姫君に戀の思ひをかけ、姫君の乳母を語らふ。乳母心得て偽りていゝけるは、佐衣の殿と諸共に、東へいざなひ奉らんとて、館を忍出て、伏見の夜舟に乘らせまゐらせて下りければ、姫君いぶかしく思召、東へ行には此舟に乘るとは心得す。是は西國へなん下るやと仰らる。其時乳母申けるは、是に御入候御方、御前に御心かけられて、西國へいざなひ奉るといひければ、姫君甚だいかりまして、其儘海に入らんとしたまゐしを、さま〳〵御いさめつゝ、漸く蟲明の裳懸へ舟をよせ、是は名所なりとて、古歌をも詠しつゝさま〳〵なぐさめ奉る。され共姫君心中には、身を投ばやと思召て

*岡山縣立圖書館本逢給ひもの次に「限なく喜びて」とあり。

早き瀨の底のもくつと成りにきと扇の風よ吹きもつたへよ

と詠、流に御身を投んとし給ひしを、何れも取付き奉り押留ける。其後御供の人いざなひて、さしまといふ浦に至り、月日を送り給ふ折節、此姫の伯母西國へ下り給ひて、此裳掛へ御舟をよせ、姫に*逢給ひて打連て都へ歸り給ふとなり。卽此所に裳掛岩といふ岩あり。

蟲明の古歌に

舟とむる蟲明の磯の松の風たかゆめしにかまた通ふらん　慈鎭和尙

蟲明の迫門(セト)の汐干の明かたになみの月かけとふさかるなり　後京極

都にていかに語らんむしあけの迫門の入江のまつのたえまを　定家

ありし夜の月を浪間に待詫て袖ふしかぬる蟲明の迫門　公繼

契らねと余所のおふ瀨を賴かな蟲明の迫門の松のあらしに　後鳥羽院

月そすむなれこし秋は夢なれや蟲明の磯の夜半の松かせ　鎌倉右大臣

影うつす袖はうきねの我からに月そ藻にすむ蟲明の迫門　雅經

風あらき蟲明の迫門の夕闇に友呼かはす夜半の舟人　後嵯峨院

蟲明の迫門のあけほの見る折ぞ都の事もわすられにけり　平忠盛

一、神島。今は幸島といふ。此所に新田あり。

一、矢渡り濱。鹿忍村なり。檜灣あり。元曆の昔、此島に於て源平合戰の時の矢、多く此所へ流れ寄す。卽取上げ神といはひぬ。其後、異事有レ之に付、矢柄は燒捨ぬ。社計りあり。

兒島郡古跡幷藤戸の由來の事

神代の巻第十二段に曰、伊弉諾伊弉册尊大八州の國を生し給ひ、次に吉備兒島を生すと云云。即今の此兒島なり。廻り海にして國を圍み、東西に長く南北に狭し、猶舊跡間々多し。

一、藤戸渡り。佐々木三郎盛綱先陣の所なり。元暦元年の九月十八日平家の大將右馬頭行盛は、家人飛彈守景盛以下二千餘騎を率し、山陽道を打なびかし、兒島へ渡り、城を構ふ。蒲冠者範頼は播州室より上りて、西川へ至り、藤戸へ陣をとられける。九月廿五日、平家い陣より海上四五丁を經て源氏の陣を招く。しかれ共、海上なれば舟なくては不レ叶。爰に源氏方佐々木三郎盛綱、つく〳〵と思案を廻らし、此海を容易に打渡し、先陣して平家を追落さば、莫大の高名たるべしと思ひ、其夜浦の男を頼て、瀬ぶみさせけるに、彼男がいはく、此渡と申は、月の頭には東が瀬になり、是を大ねの渡りといふ。月の末には西が瀬になり、是を藤戸の渡りと申也。いづれも浮洲の岩の東西なりとて、則瀬ぶみをして水尾さして敎へける。去程に佐々木盛綱は、翌廿六日先陣を心掛けし所、平家の方より又招く。佐々木は黄すゞしのひたゝれに萎威しの鎧に、白星の甲を着し、連錢足毛の馬に、金覆輪の鞍置て打乘り、家の子和井八郎小林三郎には黒田の源太を初め、彼是十五騎にてさつと打入渡しける。平家の軍兵、是をみて防がんとしけれ共、盛綱事共せず、一文字に渡して向ひの岸へ掛登り、高らかに名乘けるは、今日馬にて海を渡し、先陣に進む大將をたれとか見る。宇多天皇の皇子一品式部卿敦實親王より九代の後胤、近江の國の住人佐々木源三秀義か三男盛綱なり。平家の方に我と思はん人々は、落合て組めよ〳〵と呼はりて、かけ入〳〵戰ひける。源氏の陣は是をみて、盛綱打たすなつゞけやとて、土肥・梶原・千葉・畠山等我も〳〵と打入れて、五千餘騎向の岸へさつと上り呼て相戰ひ、終に平家を追落す。斯て佐々木は此軍功によつて兒島をたまはり、其時頼朝公御感状下されける。其文曰

自レ昔雖レ有下渡二河水一之類上。未レ聞下以レ馬凌レ浪之例上。盛綱振舞希代之勝事也。

*赤松記兒島三郎高徳を佐々木の庶流となすこの書亦この説あり思ふに兒島氏には宇多源氏の出に係るものと三宅連より出でたるものとあればこれがため混同せしものゝ如し。

元暦元年　　　　　頼　朝　判

右は東鑑に見えたり。是日本感状の始となり。佐*々木子孫夫より代々兒島を領せしが、末葉備後三郎高徳が代に至て浪々す。

一、鞭木(ムチキ)。粒江村也。鞭木の有所に百姓一家有り。鞭木といふは佐々木先陣せし時、鞭を逆にさしけるに其儘生付て森となる。榎木なり。皆逆枝生す。今(衍文)に有レ之、鞭木八郎右衛門といふものゝ屋敷に有レ之しが、今は則なし。

私に曰、鞭は死物也。是さすといへ共生るの道理なし。妄説たるべし。

一、經納島(小島をカ)。藤戸の入江にあり。佐々木に瀨ふみしてをしへたる浦の男惣十郎が墓なり。經を埋て此兒島に築て吊ありしなり。

一、浮洲岩。岩長さ五間、横二間厚さ四尺計なり。色は赤黒く蠣からじやくい抔付あり。此岩建武の頃足利將軍より被二取上一、都醍醐三寳院の庭へ居ゑ給ふなり。其浦に影を殘して石をすゑ、今にあり。

一、腸腹(ハラハタ)川。世俗の諺に浦の男の腸腹出せし川也といふ。今に腸腹のやうなるものありと云ふ。

一、六本木。伊吹兄弟の墓所なり。

一、佐々木谷。佐々木か馬の足形ある故也。

一、引馬多和。藤戸の橋の東なり。是は平家の陣の跡也云云。

一、廣畠。佐々木先陣を乘出せし跡なり。此邊後世新田となり、今は大方田畠となり、海は纔入江と成り、藤戸となる。

一、笹無山。浦の男か母、佐々木を恨み歎て、此上の笹草をむしりたりといふ。

一、藤戸寺。眞言宗なり。

一、藥師寺。木見村にあり。此村に兒島備後三郎高德が影あり。三人の像舟に乘たる姿なり。一人は笏を持ち、一人は弓を持ち、一人は長刀を持たる像なり。高德は佐々木三郎か七代の孫なり。
一、宇喜多塚。八濱村にあり。八濱弘山の下に在り。則宇藤木村の磯也。是は宇喜多直家の弟忠家が嫡子與太郎基家が墓なり。
一、櫻井塚。林村大願寺の內にあり。林權現の庭行者の池の內にあり。是は後鳥羽院第三の皇子櫻井宮覺仁親王の御塚なり。其頃御領に付、當山に御住居ありしとなり。
一、大島。唐琴の近所なり。
一、唐琴の謂は、人皇七十五代崇德院の御宇、大治二年の春、百濟國より姬宮皇子を孕み、竅舟に乘り備前の兒島藤木に着船し、此所に居て、琴をしらべておはします。よつて唐の泊りと云ふ。又は響の浦ともいふ。今は田の口といふ。まことに唐琴の如く汐干潟引筋あり、松風琴をひく聲に似たり。
一、京女郎鄙(キナカ)女郎。田井村の前なる島さきに有り。女の形に似たる石海邊にあり。此謂を尋ぬるに昔三宅の先祖、加茂の邊にて三子をもふけて、是を東鄉太郎・加茂次郎・西鄉太郎といふ。其內東鄉太郎の妻は都に有り。加茂次郎の妻は田舍にあり。兄弟隔番に勤む。兄は田舍へ下る跡にて、妻は都に殘り、弟都に登る時、其妻ゐなかに殘る。仍而相娌共に銘々の妻夫を疑ひ慕ひ行けれ共、二人なから夫にあはず。遂に男を恨みて、直島と兒島の間なる小島のはなに身をなげて、そこのみくづとなりはてぬ。其後兄弟聞て行みれは、其かげもなし。兄弟深くあはれみ、八濱の奥里に光眼寺といふ寺を建立して、丈六の觀音を安置し、般若の吊をして、女の形なる石を海邊に建る故、上り下りの舟、しらぬ日のつくし人までも、京の女郎田舍の女郎とは申なり。
一、山伏瀨戶。引綱村と澁川の間なり。海邊の嶮しき禿山なり。昔此處にて山伏共垢離をかきしに、

不淨なる山伏をば、天狗出で海へ蹴入れしといふ。舟路の難所なり。私に曰、天狗といふものあるにあらず、妄たんのせつなり。

一、大槌島小槌島。備前と讃岐の間にあり。兩島の間一里也。槌島のいはれは、當國に鍛冶八百八流有し時、兒島郡に居住して刀を造る。然るに兒島は鹽地にして、水あらくして鐵をきたふによろしからず。仍て最早此所にて刀は打まじきといふて、先金床を取て海中になげる、即金床岨是なり。又槌二つ取てなげる。小槌ははるかに飛て沖に落ち、今の少槌島となる。大槌は手前に落て今の大槌島となる。いづれも古への事なれば、神變奇特にて有つる也。今も其流殘て長舟鍛冶といふ。私曰、槌は金也。是の飛で島となる事なし。妄たんのせつなり。

一、日比灘。日比村にあり、源氏物語に鄕の灘と云は、此灘の事なり。響の浦とは別なり。

所々古跡の事

一、湯原塚。赤坂郡　湯原出石介古墳也。卽湯原村なり。

一、木船。津高郡楢津村　村奧の岩のはさまをさしていふ。
昔、當所海手ある時、此所にて柴舟破損す。其舟頭をさして神と崇む。昔祠有しに、今は名のみにて跡形もなし。

一、成親舊跡。兒島郡　田の口村にあり。
此所は昔平家の侍難波太郎俊貞が屋敷なり。然るに大納言成親卿御謀叛に仍て、此所に流し給ふ。治承元年六月の事なり。御子丹波守成經は、平判官康賴・俊寛僧都相共に鬼界ヶ島へ流罪せらる。斯て成親卿は其後備中境有木の別所高來寺に於て出家あり。頓て薨じ給ふ。御墓は有木村にあり。

一、和彼覇の里。和氣郡　和氣むらにあり。

一、神村山。末孝。　一、加佐目山。八塔寺村なり。

※關原方とあるは關東方の誤なるべし、何となれは宇多安心の左京亮は家康に屬し、その功によりて封を石見津和野に受けたればなり。

一、八塔寺。大將頼朝か建立、梶原平三景時奉行たり。いにしへは、播州の内なるよし。

御野郡古城の事

一、岡山城。城の起り、城主の次第前に見えたり。

一、富山城。萬成山の古城なり、今矢坂村の山となる、横井太郎といふ者築レ之居す。其後、宇喜多忠家入道安心在城す。又同左京亮信顯（詮家イ）居す。慶長四年關ヶ原方へ屬して後廢城せらる。今に兵火に燒けし米など、此山の巔にあり。

一、大安寺城。野殿村の內なり。宇喜多忠家持也。

一、鑵子釣城。朝日川の上なり。（御野イ）矢田安藝守といふ者居る。其後須々木四郎兵衛居城也。

高津郡古城の事

一、虎倉城。虎倉村にあり。鎌田五郎兵衛尉・蟹江彥左衛門尉松田が城代として栖籠る。宇喜多直家攻落し、直家より伊賀左衛門久隆を籠置く。此城戌亥より辰巳までは、數千丈の嶮難にて獸もかけりがたし。城の大手は西南也。九折有レ之、卽麓を九折村といふ。虎倉より一里北平岡村に、伊賀左衛門に仕へし者の末葉あり。其砌軍功によつて左衛門より遣したる感狀、數通所持す。其者の末葉平岡村の名主なり。片山何某といふ。

一、土倉の城。宇垣村の內、河內といふ里にあり。曆應の昔、須々木備（中イ）前守居城して、代々城主たり。中頃宇喜多持として、浮田河內守居す。此所を河內といふ。

一、舟山城。勝尾村にあり。岡但馬守居城也。此城に於て打死す。其子越前守同平內父子は、宇喜多に降り家臣となれり。

一、金川城。金川村にあり。尊氏將軍時代松田左近將監重明居城とす。それより代々是に居し、當國半分領し、十萬石余押領す。是卽弘治の頃なり。是も左近將監と云ひ、武威益々盛にして近鄕を犯し掠む所、重病を請て死し、其後子孫衰微して打果ぬ。此城山の形蟠龍に似たり。故に臥龍山といふ。又金川といふ事は、麓に川二筋流れ、山の兩麓を廻り落合ふ所、人といふ字に似たり。其中間の村を金川村といふ。松田が末葉は今赤坂郡平岡村にあり。其村にも松田屋敷と云所あり。

上道郡古城の事

一、中川城。中川村にあり。正木大膳居城也。其後岡但馬守居城、後津高郡勝尾船山の城へ移る。

一、龍口城。旭川の上なり。城主は曙村住人最庄（最所イ）修理亮元常なり。同治部元忠居す。永祿の頃、備中高松の城主高橋玄蕃行友・同國幸山の城主石川左衛門尉・同酒津の城主高橋右馬介、最庄に一味して宇喜多に隨はず。或時宇喜多直家の軍勢押寄せ、龍口を攻る。仍而備中勢後詰して、宇喜多方岡平內・花房彌右衛門が陣を切崩し宇喜多勢を追拂ふ。仍而最庄は城を持堅む。其後宇喜多術を以て岡幸介といふ侍に、最庄を計らしむ。然るに幸介は金山の城主須々木豐前（後イ）守と相議し、僞りて宇喜多に背き、最庄が方へ取入り、最庄治部をたばかり、今の地藏岩といふ岩の上より組て落ち、最庄が首を取て、此城沒落す。

*高松城主高橋玄蕃酒津城主高橋右馬介共に他書に之を見る所なし

一、沼城。宇喜多和泉守直家築之居城とす。國中を打なびかして後國富村に移りける。それより岡山に移る。尤沼の城を岡山へ引き修補に用ひしとなり。今酒折宮の脇の矢倉門は沼の城追手の門なり。大納戸の矢倉は、沼の城の天主也。

一、國富城。國富村にあり。宇喜多直家暫時居城なり。

一、妙善寺城。澤田村にあり。此城宇喜多直家持城なり。天正の始、備中國三村修理亮元親方よ

*大仙地藏權現とは伯耆大山の大智明權現をいふなり由りて熊山を口大山といふ大山といふこと大山雜考に見えたり。

り、此城を乘とり、それより沼の城をおそはんとす。宇喜多直家卽時に沼の城を打立ち、妙善寺へ押寄せ、唯一時に攻落しける。此時三村元親・庄元祐・石川左衞門・中島加賀守等押寄せ大いに戰ひしが、終に打負け、備中をさして引退く。

一、中島城。中島村にあり。中島大炊介元良居城なり。大炊介は妙善寺落城の時、三村方なりしが、敗軍して大木の洞にかくれ忍びしを、探し出し討取られたり。其子中島源左衞門民家にくだり、子孫今に有て、東照宮御祭禮の時、御太刀持の役を勤む。

和氣郡古城の事

一、戶田の城。片上村にあり。浦上近江守國秀居城なり。然るに播州室の城主は國秀の兄弟なりしが、いさゝか鉾楯の事有て三ヶ年相挑み、終に當城を攻落され、天神山に城を築きて是に居す。戶田松山といふは片上の南の山なり。葛城より見上れば、さのみ高からず。又東西の片上を廻りてみれば、山嶮しくして四方に續く峯もなく、南に海を帶て、希代の名城なり。

一、天神山城。天瀨村にあり。浦上遠江守宗景居城なり。永錄年中に移る。元龜の頃宇喜多直家が爲に沒落す。

一、熊山城。香登村に有り。建武年中兒島備後守範長の子備後三郞高德、父子一族都合十五騎にて此城に楯籠り、宮方に仕へ給ふ。其時、當國の住人石子彥三郞案內者として攻落しける。此山には大*仙地藏權現を移し、七堂伽藍戒*二壇ありしが、燒失して今は僅なる堂なり。麓へ下る道に七つの坂有り、嶮難無双の大山なり。此岑より海上は西に見え、景氣勝れたる地なり。天氣快晴の時は大坂川口一の洲までも見ゆるなり。

一、大俣（マヽ）城。明石大和守居す。宇喜多の爲に沒落す。其子飛驒守は宇喜多直家の臣家となる。其子

掃部介全登も直家に仕へたり。

一、三石城。三石村にあり。建武の頃足利尊氏西國よりの上落を押へんと、新田義貞舍弟義助兄弟をはじめ、一族家人多く下向あり。尊氏是を防がん爲此城に大軍をこめ置き、舟坂山を切塞ぎ要害とす。しかるに脇屋右衞門佐義助は、備後三郎高德が相圖によつて、當國の住人伊東大和次郎案内者として、舟坂を切破る。一手は舟坂の南なる細道を求め、三つ石の宿へ攻入り、卽時に城を攻落す。此時、當國の目代少納言範通の勢多く討死す。當國一之宮宰廳御野權佐助重も降人に出しとかや。然れ共尊氏大勢海陸を平押に攻登り、備中國福山の城主大井田式部大輔を追落し、中國を一片に攻なびかしければ、新田は軍功むなしふして上洛せられしとぞ。三つ石の城、是れ山陽道の關城なりとぞ。

磐梨郡古城の事

一、保木城。吉原村に有り。明石飛彈守居城なり。飛彈守は孫三郎の子也。宇喜多直家にくだり家臣となる。其の子掃部介全登は中納言秀家公の先手として、關ヶ原へ出陣す。落去の後大坂に至り、暫く浪々す。大坂御陣のせつ秀頼へ被二召出一兩年共籠城して粉骨を盡し、落城の節行方知れずと云云。

一說によれば、耶蘇の宗門たる故、異國へ移るといふ。當國迄落下る時、掃部介に付したがひし家人澤原何某といふは、元來磐梨郡澤原の者なり。掃部介彼に暇を遣し、持鑓を遣す。今に澤原氏の子孫岡山の家中にありしが、すぢめあしく、くづるゝ人すくなからず。掃部介は夫より異國におもむく也。

一、物理城。坂根村に有り。*三物理貞茂といふ者居城なり。石橋左衞門攻落す。其後、宇喜多直家持

*一、一本此峯より以下の記事なし。*二、一本大保城の次に香登城を載し左の記事有り浦上家の一族高取左衞門進政宗居城也。永錄三年宇喜多の爲に沒落す。夫より邑久郡飯の城に引籠り其子備中守は浦上近江守が聟なる故、宗景沒落の時末子たる三郎を敎育しけると也

*三、一本物理民部丞居城とし浦上家の爲に沒落すと云へり

＊二、九州の源氏方とは白旗治郎惟忠緒方三郎惟惟義伊勢四郎道信等也

分として、家人交代して守る也。此村を物理坂根といふ。

邑久郡古城の事

一、今木城、□山村に有り。元暦の昔、九州＊二の源氏方此城に楯籠る。此時平家の大將能登守教經押寄て、即時に攻落す。其後佐々木家の一族今木何某居城也。元弘建武の頃迄は、備後守範長が一族今木太郎範秀居す。然る所に備後三郎に從て熊山に楯籠るとなり。今木太郎が一族、此邊所々にあるとぞ。

一、光明本城。大富村にあり。是も今木が一族大富太郎幸範居城なり。今に城の內とて堀など殘れり。此外一族射越には射越五郎左衞門、和田には和田四郎・松崎四郎・中西次郎皆々高德が一族也。熊山籠城の人數也。

一、乙子城。乙子村にあり。宇喜多和泉前司能家居城也。直家の祖父なり。

一、戶石ヶ城。大ヶ島村にあり。宇喜多和泉前司能家の子太郎興家城主たりしを、島村觀阿彌といふ者太郎を滅し在城す。興家の子直家十六歲にて永祿二年討取、父の敵を亡す。大ヶ島北谷口に、觀阿彌の塚とて、卽松二本有り。俗に女男松といふ。

一、飯の城。飯村に有り、高取備中守居す。是は香々登の城主高取左衞門進政宗が子なり。香々登沒落の後、爰に移る。

兒島郡古城の事

一、麥飯山城。明石源三郎居城なり。此城に於て討死す。源三郎が子は飛彈守とて、宇喜多に仕ふ。

一、小串城。小串村に有り。高畠何某居す。末葉高畠次郎太夫といふて、小串村に居す。東照宮御

*平平賀元義は邑久郡犬島を以て釜島とせり（參照吉備之國地理之聞書）

神事の節御太刀持を相勤む。
一、下津井城。下津井村にあり。此城には浮田河内守居す、なもた跡の事まへに見えたり。
一、常山城。備中の三村修理亮か一族三村上野介在城す。然るに、安藝の毛利元就に攻落され、上野介は山の峯にて切腹す。今に腹切石とて有り。其後此城には戸川幽林居城す。幽林は慶長二年八月十六日此城に於て病死す。此山の麓宇藤木村に其墓所あり。其邊に幽林の菩提寺有り。今は俗家となる。今の常山番人の家是也。與兵衞といふ民の家に幽林の位牌有り。戸川家より今に供養米等渠方へ送られける。幽林の子肥後守は宇喜多直家の家臣なり。關ヶ原御陣まへに備前を立去り、大坂に至り、家康公へ屬し大名となる。其末葉今の戸川一族是也。常山の城本丸は梅とりの尾といふ。二の丸三の丸天神の馬場丸抔とて、今に竹木茂く、瓦の割れ石垣の跡も殘れり。
一、*釜島城。天慶三年の頃、伊豫椽藤原純友、大軍にて此城に栖籠る。官軍播磨介島田惟幹、幷、備前介千高等三千餘騎にて攻しが、其折兩介共生捕られたり。此時川邊小彌太昌隆等も馳加り、二月十三日より三月まで、海上にて合戰有り。

和氣郡三石明神の謂竝鏡石明神の事

三石明神は三石の驛に立給ふ。此御神は上古より御鎮座也。神前に大なる石三ッ在り。是は海石山石・河石也。故に此宿を三石といふ。此外此所に神明八幡春日天王宮恵比須、總て六社有り。此驛は久敷舊跡にて、所の古事謂れども多し。委くは和氣絹に見えたり。鏡石の神社は八木山村に在り。海上より八町計奥に有り。巖石の中に四五尺四方鏡の如く明かに磨いて有り。前の峯の諸木は委く鏡に移りてみゆる。前に細き流有て鳥居立ち、神さびわたり、木立ものふりたる所也。是より奥半里計過て、鏡岩の神社あり。

淨慶石竝和意谷閑谷の事

三ッ石村と八木山村との間なる峯に淨慶石とて、白き石或は紫色の石有り。至つて和らかにして其きめ細やかなる事いふ計なし。世上に樣々作物或は佛像などを彫るなり。此石始て取用ひし人は、昔播磨の書寫山の性空上人の子淨慶法師と云僧、暫く此地に居て、常に觀音の像を拜す。或時奇特を以て此峯に登り、獨居を以て岩石をうがち、則觀音の像、自分の影をきざめり。仍て今に至て淨慶石と云ふ。又八木山石ともいふ。

和意谷といふは、當國の大守松平新太郎光政公儒法を深く歸依ましまして、此地に學校を立給ふ。玉を磨く聲亮々として、心耳を澄す。諸木は梢枝をつらね、谷の音閑にして、衆鳥ねくらを安す。朝な夕なに殿守は塵を拂ひ、御燈明に照し給ふ。閑谷は光政公の御廟なり。

*岡山縣立圖書館本には和意谷閑谷を別行とし左の如く改めたり
兩所とも前大守新太郎光政公御造立也此君儒道を專御歸依ましまし家中在所にも皆儒道を用る。寛文六年より始り貞享四年に至て止む

岡山酒折宮來歷竝吉備津宮の事

抑當社酒折の事を尋るに、むかし景行帝の皇子日本武尊東夷征伐の爲、甲斐國迄下向したまひ、酒折の宮に座す。其夜火燈かゝげて食を聞召し、其時尊、歌の上の句詠したまひて、御側なる人に此下の句を繼せ宣ふ。

新治筑波を過て幾夜か寢つる尊の上の句なり　かがなへて夜には九の夜日には十日を火燈し者の下の句

尊火燈のさとき事を感じ給ひ、厚く惠み給ふ。其秉燭者（ヒトモシ）は、酒折宮なり。私曰、妄誕のせつなり。

此神當國御鎭座の事は、武田伊豆守信家中國の守護職として下向の時、甲州より勸請なり。即武田氏の支流社職に傳へて今に有り。中頃は僅成る祠となり岡山殿と稱し、今の御城岡山といふ墩に有しなり。再興修補之事上の卷に委し。仍而略レ之。

則和意谷は光政公の御廟所也閑谷は學校を立て文宣王を崇られしなり。

*日本書紀五十狹芹彦命の生母は倭國香媛、古事記には意富夜麻登玖邇阿禮比賣命とあり、細綏姫は蓋皇靈天皇皇后細綏の課なるべし。

吉備宮は當國一の宮として、津高郡の一の宮に立給ふ。
社領、百六拾石社邊境内の番地、百四拾石野地、合三百石也。
　社務百石大藤内左衛門肥後守　　十六石上官太守筑前守
内　五十石太守帶刀　　三拾石社僧神刀寺
　八石五斗　上官淺野伊織　　二十石兔田尾敷百姓に割遣す。
高合、貳百貳拾四石五斗。殘は七拾五石五斗ねぎ二十六人に割遣す。
右は右大將賴朝の時一萬餘町の神領也。宇喜多中納言秀家の時は、四百石の軍役を勤む。
第一、五十狹芹彦命（イサセリヒコノミコト）人皇七代孝靈天皇弟三の皇子、西道將軍に任じ吉備津宮に在り。是日本將軍の始りなり　御母、細綏姫（ホソタマヒメ）孝靈帝の后なり。
御相殿吉備津武彥命・孝靈帝三世の孫、五十狹芹彥命皇子。此苗裔吉備眞人なり。　已上三座
崇神天皇御宇に、吉備津神社初て立つ。當社を以て權輿とす。吉備の宗廟鎮守也。御陵は吉備の前州に納り、在木谷の南の峯なり。又備中（符文）矢田村にも陵有るよし。

岡山神社神祇の事

一、春日大明神。七日市に立つ。ねぎ高原氏。　一、伊勢宮。小細町に立つ。ねぎ見垣氏。
一、內宮。濱野村に立つ。ねぎ石村氏。　一、玉井宮。門田村に在り。ねぎ佐々木氏。
往古光明崎より幣建山へ鎮座、其後、今の社頭に移す。海神の姫宮と云云。說前に見えたり。
一、今村宮。御野郡今村にあり。往古此神今の御城內榎の馬場に有ける。宇喜多當城再興の砌遷し、其後社頭を立つ。神明・春日・八幡以上三座なり。荒神は大工町に在り。昔は今の荒神町に有り。洪水の爲今の處にひく。ねぎ今村氏・黑角氏・輕部氏。
一、戶隱大明神。御野郡大供村に立、ねぎ高須氏。世俗に此宮を盜人宮といふ。其謂如何にといふに、吉備昔

物語に曰、何れの御代にか有けん、盗人多くの財寶をかすめとり迯來る。跡より追手の者しきりに追掛たりしかば、盗人身を隱すべき所なく、此宮に走り入て、わなゝき振ひける聲の下に於て、今日より惡を止め申べし。只今身の上の難を遁し救ひ給へと、拜殿の下へ這入りける。其跡へ追手の者宮中へ入て、隈なく尋ねさがしけれ共終に見えざれば、空しく足を勞らし、ほゐなく皆歸りける。其時盗人這出て息を續ぎあへず、神のめぐみによつて命をのかれし事有難やと悦て、一本の松を植て歸りける。其松年ふるまゝに枝榮え梢高く、今に殘れり。神代の卷に曰、日の神天の岩戸に入給ふ時、手力雄命其岩戸を取て虛空に抛給ふ。其岩戸信州戶隱山に落留れり。其後詫して宣はく、吾は手力雄の明神也。自分戶隱し山に跡をたれ給ふと。此御社は手力雄命を祭る所なりと云ふ。盗人の隱れし說是に近し。

一、石上神社。（イソノカミヤシロ）赤坂郡石上村にあり。祭る神布都御魂也。素盞嗚尊（スサノヲノミコト）の大蛇を切給ふ劒にて、名を韓鋤とも又は蛇の麁正（アラマサ）ともいふ。故に此御神を御魂神社と稱す。崇神天皇の御宇に、和州石上に遷させ給ふ。二十一社の內なり。

一、五香の宮。牛窓村にあり。此神は神功皇后已前より鎮座なり。異國退治の御願成就の印とて、皇后の御鎧御太刀等今に社寶なり。

一、上寺八幡。上寺村にあり。欽明天皇の御宇に、筑紫宇佐より此所へ鎮座仕給ふ。沓形石とて御沓形の石有り。佐々木三郎藤戶先陣の節立願す。佐々木名を得たり。ねぎ業合氏・松未氏。

一、若林八幡。片上村に在り。當社は延元年中、尊氏將軍筑紫より上洛の時、宇佐八幡宮を都へ勸請せんとて、宇佐より神靈を移し上洛せられし時、當國播州兩國の沖にて海上殊の外あらく、依ㇾ之、御鬮を引給ふに、都迄は登るまじ。此邊に垂跡せんとの神詫なり。此時片上の者共出むかへ、是を卽片上村戶田松山に請じ今の若林に移す。其願主は、和氣郡寺見村の住人寺見友長、今は

弓削村と云ふ。浦伊部村の住人小國六郎左衞門兩人なり。

一、高島春日宮。高島にあり。此宮の隨身門は切石にて建て、寺見三左衞門正貞寄進す。別當は眞言宗高島山松林寺、鎭守觀音あり。

一、東照大權現。上道郡門田村に在り。當國太守少將光政公野州日光山より勸請なり。每年四月十七日・九月十七日、隔年に御神事有り。神輿を御城内に振來り、岡山の北なる御旅所に至り、大守御拜あり。別當、天台宗、三百石利光院御靈屋預り。淨土宗、三百石臺宗寺。

新熊野林權現由來の事

兒島郡林村新熊野山拾二所權現は、補陀落山是如院と云ふ。抑此山の開山を尋ぬるに、人皇四十二代文武天皇の御宇、*役之行者といふ人有り。加茂役公氏也。和州葛城郡葛原の人なり。三十二歲にて葛城山に入り、松の葉を食し、藤葛を衣とし、孔雀明王咒を持し、雲に乘て仙窟に遊ぶ。或時山の神一言主に告て、葛城山より金峯山まで岩橋を掛させしに、一言主は像見苦しき神なれば、是を耻て夜な〳〵かけし故、岩橋速に成らず。行者遲き事を怒り一言主を咒縛す。仍而一言主恨を含み帝へ樣々讒言す。故に文武天皇行者を伊豆國大島へ流されける。此時行者の直弟子五人有り。卽義學・義玄・義眞・壽玄・芳玄といふ。此五人卽五流の先祖也。右五人幷八家の山伏共、朝家を恨奉り、評定を企つといへ共事ならず。依之、各申合せ、權現の神體其外寶物を取集め、舟に乘せ備前の兒島へ來り、靈地を求む。其時舟の掛りし所々に、幣帛を殘置く。卽淡路の六島現權・讃岐の多度權現・伊豫の御崎權現是也。又兒島の內四十九ヶ所の王子の社は、皆此神輿を奉休所也。同御宇大寶元年役の行者勅を蒙り歸京あり。行者は其後渡唐してほどなく歸朝也。其後天平寶字五年勅によつて、五流公卿山伏等無相違大峯執行修驗道司職勅宣を蒙る。此年當社寺院等草創有り。尤熊野山道の

*役の行者一本役の小角（エンノコズミ）に作る

地に、五流の屋敷今に有り。

五流の次第、幷補任の事

五流といふは大法院・報恩院・建德院・傳法院・尊瀧院にて、右五人家を庄官と云ふ。此外熊野より御供の士三宅を加へて、六堂の庄官といふ。近年鹽飽の吉祥院、幷、林村知蓮光院此兩人も五流のなみに來りし也。扨又五流より山伏へ免じ來る補任之次第。

權律師　權大僧都　權小僧都　院號　法印號　一僧祇　二僧祇　三僧祇

此僧祇官は山伏道家臣なり。此外山伏道器物袈裟等色々あり。

五流先達之事

聖護院一代に一度の峯入の時、先達は五流より是を勤む。五流一代一度の伯耆大仙へ參詣有り。然れ共近年は一山の衰微によつて懈怠、且近國天台眞言の山伏へ先達の免許補任狀は、古來より免し來れり。又五流聖護院の末寺と成りし事、是寬治年中以來の事也。元龜天正の頃迄は、五流の家々皆僧正也。今は宿老のみ僧正なり。

同公卿山伏之事

五流を公卿山伏と云儀は、代々聖王熊野御幸の事有レ之故、公卿と號す。依レ之諸國の山伏の如く無緣の者の勸物を以て領とせす、四國の內其外定りたる擅那有て領レ之。崇佛は天台眞言同事なり。金胎兩部の峯を分けて行執行なり。五流定勤の行法は春は葛城峯執行。秋は大峯執行、天下泰平國土黎民安穩五穀豐饒の祈第一の業なり。

同　霞　之　事

霞といふは袈裟下の事なり。

當國上道郡瓶井山、小豆島、作州横山本山、除日向。　大法院

伊豫一ヶ國不ㇾ殘、安藝の內豊田郡、紀伊國日高郡。　建德院
當國岡山四十八ヶ寺、作州横山西大寺等。　報恩院
讃岐備後兩國、備中の內淺口郡。　傳法院
鹽飽七浦、備中松山、連島七浦、肥後一國。　尊龍院　備中と兒島と入組なり。

同一山行事の事

毎月朔日權現の寶前に於て誦經有り。同七日は役の行者講、幷、權現本地緣日權現講、二十八日荒神講、十七日託宣の連歌、十八日權現誦經、一夏九旬日參、又正月朔日より三日迄神前に於て修正の法、行者は曾原村有南院を初め、昔の社領十七ヶ村の出家を出仕して執行す。五流より社官を許し、座定て色々の作法有り。三昧僧といふて社內勤仕の僧中へ五流より黄衣を免す。其外に神子宮仕不ㇾ殘五流支配なり。往古より延年の舞といふ事有り。寛永十五年以來懈怠す。

同神領の事

權現社領は兒島不ㇾ殘といへ共、中興は近鄉十七ヶ村を社領也。然るを毛利家の侍上野肥前守是を押領す。然れ共、天正年中までは曾原村福江村林村を社領とす。天正十年備中高松陣の時、秀吉蜂須賀彥右衞門を以て味方に被ㇾ招し所。五流不ㇾ應、依ㇾ之秀吉治世に及び、右三ヶ村を召上られし也。此時替として社領百石を給ふ。依ㇾ之、大法院增隆、天正十年より在京して、同十七年山伏勘忍領として聖護院道隆より下知有り。其後當國の大守宇喜多秀家、慶長年內に檢地を入れて、百石の內より六拾石出る。大願寺領ㇾ之。其後利隆公檢地を入て、百六十石の內より三十石出、其折紙給るなり。
永元四年兒島郡迫川村を佐々木盛綱爭論。其時則鎌倉より長床本意の由御教書あり。
吉備前秘錄之中終

吉備前秘錄　卷之下

銘金山觀音寺由來の事

御野郡金山村銘金山觀音寺は天台宗にて、四十八ヶ寺の總本寺也。當時百八拾六石六升の御朱印地也。抑當寺の開基は報恩大師にて、此人は當國津高郡馬矢の郷芳賀村の人なり。觀應作と云ふ。此山に住居して、常に大悲千手の咒を誦しける。昔四十六代の帝、孝謙天皇の御宇天平勝寶元年帝御瘧病の御惱に仍て、樣々醫療祈念有といへ共、更に驗なし。爰に報恩の祈法奇瑞有よし叡聞に達し、卽報恩を被レ召ける。此時は和州平城（なら）の都なりしかは、報恩勅に隨て急き參內仕、大悲の神咒を修し、加持をしける。于レ時主上は瘧病立處に平癒す。帝甚だ叡感有て何にても奏すべしと勅諚有り。依レ之報恩日頃の願望によつて彌陀觀音の靈場四十八願を表し、當國に四十八ヶ寺の伽藍を草創仕度旨奏せらる。卽免許有て天平勝寶年中に四十八ヶ寺を建立有り、私に曰報恩きとふは妄たんのせつなり　蓋當寺は其元根也。元亨釋書九感進一に曰、釋報恩十五歲にして家をはなれ、三十歲にして芳野山に入り私に曰父母の家を出る一之不孝也佛者のけん語るに足らす觀音の咒を修持す。五年の間に早く靈感を得て、天平勝寶元年帝の御不豫を報恩加持す。卽帝の病癒、于レ時沙彌と成る勅度を得、名を報恩とたまはる。辭して當國に歸り、勤修益々怠らず。其後、桓武天皇長岡の都にまします時、嬰ニ沉痾一腹結如レ纏レ繩、眼暗似レ隔レ縠、巫醫法皆不レ効、帝誓て宣はく、佛法力痊ニ朕疾一朕願勤ニ弘傳一不レ然卽佛法無レ驗、在レ國何の益かあらんと宣ふ。聞者震ひ恐る。報恩諾（ダク）して參內仕、目を開て根本の咒を五十遍修す。其時、宮中大きに動き、大悲菩薩形をあらはし殿上に出たり。上皇の御病立所に痊す。上皇感激して曰、法師蘊ニ何（ム）行業（チ）一報恩答て久居ニ深山一觀自在根本咒を誦すと云々。上皇卦禮と宣ひ賞し給ふり。私に曰、佛のあらはれなんと、妄たんのせつなり。萬一あらば邪術なり。まよふべからず。　事甚渥不レ

*田氏は田使氏なるべし。

淺、既に當郷へ歸らんと欲す。即内大臣をして鳳輦を以て送せ給ふ。報恩是を謝して不レ乘、徒歩にて歸る。天平勝寶四年三月報恩和州高市郡子島の神祠の邊に伽藍を建て、一丈八尺の觀自在菩薩の尊像を安置し子島寺と號す。偏に桓武天皇の勅を蒙り、親族に官祿をたまひ又封戸を給る。報恩夫より備前所々に寺を建つ。兒島藤戸寺瑜伽寺に至るまで開基有り。斯て報恩は延暦十四年六月二十八日於ニ和州ニ遷化なり。子島寺をば報恩の門徒一百有餘の中第三の入室延鎭に附屬なり。延鎭は洛陽の清水寺の開基也。此金山寺をば第一の弟子智久禪師に附屬す。智久禪師も効驗成る事世に高し。時の帝御眼病の御惱に仍て、智久を被レ召。智久參内して加持す。即時に御眼病癒。叡感の餘り迦葉附屬の袈裟并九重の守の判板を下され、智久の名を改め心淨大師と下し給ふ。（私に曰此佛者眼病のきとふよき時節に望しが故也天よりの平癒と知るべし。）其後備中國日差山に移り住し給ふ。扨當山は遍照院主葉上附屬也。遍照院主葉上僧正は、明庵榮西と號し當山の住職也。此禪師は備中吉備津宮の社司の俗兒也。父は加陽何某とて、薩州の刺史貞政が曾孫也。母は田氏也。母懷妊して八ヶ月にて誕生す。母困惱なく永治元年四月二十日明星出るとき出生せり。是榮西禪師也。（私に曰、妄たんの説也。）嗣法を虛庵の懷にす。故に臨濟師祖十六世的孫、黃龍慧南九代の孫にて、洛東建仁寺の開山、□（不明）監榮之（本ノマヽ）內佛心宗第一の開山千光國師大和尙といふ。抑榮西和尙は仁安三年宋に入て、密法至理を相極め、灌具等を傳來す。今に殘れり。傳法灌頂執行當山葉上派の隨一なり。今に退轉なし。又文治三年宋に入て、建久貳年二月二日歸朝せり。東大寺の幹を司り、明庵と號し、初て禪宗を弘む。相州鎌倉壽福寺の開山也。建保三年七月寂す。遍照院主觀起上人は、葉上僧正の弟子也。承安年中に入唐して、顯密の源秘を傳受して歸朝せり。灌具等將來なり。

一、當山本佛は千手觀音　報恩大師自作なり。其靈木を擲賜ふ。此靈木を以て、洛陽清水寺觀音を彫奉る。報恩の弟子延鎭彫す。蓋當山と清水寺の觀音は白木の像なり。

一、乙護法　慈惠大師作　一頰燒（ホウヤク）の彌陀　由來緣紀に委し。

一、佛像、右同斷。　一、三尊の彌陀上に同作。
一、毘沙門天、掘出し古佛の内　一、作の不動護摩堂本尊。
一、作の大日、塔の本尊なり。　一、作の不動岩屋の本尊。
一、寶物、迦葉尊者附屬袈裟幷九重の守判板。
一、鎮守、山王權現。一、稻荷、
一、地藏權現。一、八幡。一、熊野權現。一、寶珠。
本堂の上の山に靈屋二軒有り。左りの靈屋は葉上僧正の像也。右靈屋は宇喜多直家の木像也。裝束の紋所は兒の字けんかたばみ、右の方は池田輝政公の木像也。黒裝束に太刀はき、笏を持給ふ。當時境內本堂より戌亥の岑に一本の松有り。古へは此所に本堂有り。今の本堂より一本松まで十五町有り。此所より岡山の城下・讃州・小津島・大坂川口等晴天には悉く見ゆる也。美景なゝめならず。今の本堂引れし事は、近衞院の御宇康治元年、國司法性寺關白殿御代に當山嵐烈しく、火災を恐れ、御祈訟申上るところ、早速人夫に命じ、東西十五町麓へ寺を引き給ふとなり。後奈良天皇院御宇弘治二年當寺炎上す。此時津高郡金川の城主、松田左近將監是を燒き、其日一の宮村も燒きしなり。

同寺へ往古より境內非常御禁制高札の次第

一、六條院の御宇仁安三年、寺領境內任二先規一守護不入、殺生禁斷。　目代判
一、安德天皇御宇壽永二年、寺領境內　右同斷。　八條殿御下知　目代判
一、後鳥羽院御宇元暦二年、寺領境內　右同斷。幷免田
左近衞權少將兼大助　平朝臣判

＊攝政大政大臣兼平袖判あり

一、同御宇文治二年　右同斷。　目代判
一、同御宇建久三年　右同斷。　目代判
一、同御宇同四年　右同斷。　目代判
一、土御門院御宇承元四年　右同斷。　目代判
一、順德院御宇建保三年　右同斷。　目代判
一、後堀川院御宇貞應元年　右同斷。　目代判
一、後宇多院御宇弘安三年　右同斷。　右衛門尉藤原日代判
一、同御宇同七年＊　右同斷。　大學（成蓋）助判
一、同御宇同十一年　右同斷。　掃部介判
一、鎌倉三代將軍實朝公より御下知狀。其文に曰
將軍政所下ス備前國金山觀音寺僧徒等ニ可レ令下早停止ニ寺領四至內甲乙之輩狩獵幷伐ニ枯樹林一事、
右如ニ寺解一者甲乙之輩亂ニ入山內一、或企ニ狩獵一或伐ニ枯樹林一更不レ拘ニ制法一及ニ濫惡一之間、寺中不レ靜、行法退轉云云事、若實者甚以罪業なり、早於ニ自今以後一者爲ニ地頭沙汰一寺領四至內加ニ制禁一可レ令レ安ニ堵僧徒一也、兼又至ニ于違犯輩一者且告ニ觸守護人一、且可レ注ニ進交名一之狀任ニ先規一、所仰如レ件以下。
建保二年　全國書少允淸原兩判
　　　　　別當相模守平朝臣兩判
一、貞應二年　右同斷壁書　代々北條家平朝臣前陸奥守判
一、貞永元年　右同斷　掃部介判　駿河守判
一、仁治二年　右同斷　越後守判　相模守判
一、建長七年　右同斷　左近將監判

一、建仁二年　右同斷　右同人
一、弘安三年　右同斷　左近將監平朝臣判
一、元亨三年　右同斷　陸奥守朝臣判
但し大制札は是迄は左近將監平朝臣判
北條陸奥家より下知也。守朝臣判。
一、應安元年　右同斷　足利三代將軍
義滿公御代　左衛門尉判
一、文明十五年　右同斷　同八代將軍
義政公御代　因幡守判
豐後守判
一、天正十年。　右同斷　將軍信長
公御代　筑前守秀吉判

御當家御治世以後、寛永三年將軍秀忠公御直判を以て、當寺住持職遍照院より、末寺方の諸事を相究旨被ニ仰付ニ由、慈眼大師壁書判板有レ之。慶安元年將軍家光公直判、其文曰、

備前國御野(在カ)郡金山寺境內百八拾石余事、任ニ先規ニ寄ニ附之ニ訖(紹イ)可ニ全收納ニ幷、林竹木諸役等免除如ニ有來ニ彌不レ可レ有ニ相違者也。此旨を守り、專佛法服隆可レ抽ニ國家安泰ニ悃祈精誠之狀如件。

慶安元年　家光公御判

一、寛文五年　右同斷　家綱公御判

同寺免田先視舊記の事

一、(永代寄進)德治二年　引聲料田二反　惟康將軍御代執權相模守時宗　地頭沙彌判
一、正和二年　右同斷　寄進　同代丹治宗行判
一、同年　千手院陀羅尼料寄進　平政有判
一、曆應五年　燈油料三反寄進二反　足利將軍御代、公文判
一、文安五年　佛鈞燈料三反寄進　足利八代義政公、景光判

一、嘉應三年　　千手院陀羅尼料一町寄進、比丘尼善阿。

此外寄進の地、往古より附來る所、慶長年中御取上げ也。

同寺領增減の事

天正年中當國の大守宇喜多直家沼城より岡山の城へ移り、其立願成就によつて如二先規一寺領五千百石余不二相替一寄進す。其上本堂、并坊中屋敷只今の所へ引上らるゝなり。同秀家の代に至て、右寺領被二召上一ける。依レ之、當山遍照院主豪圓僧正品々御訴訟申上る。卽關白秀吉上意に依て、文祿三年大坂に於て、寺領先規のごとく相究御寄附有り。卽國中の末寺へも寺領分け遣す。其上秀吉より御寄進の地有り護身法兵法の大事九字十字まで御授也。私曰、乍レ恐佛法に御まよい有り 其後慶長年中、金吾中納言秀秋の御代に、國中の寺領を取上らる。依レ之、當山へ宇喜多の時より寄進の地をも取上らる。卽當山より御訴訟申上、同六年三千石御寄進有り、依レ之、國中の末寺へ配分す。同九年大守池田輝政公御代當寺并國中の寺領、先規の通り御寄進なり。其節の壁書に曰、雖レ爲二重代の社人一、依レ之僧閣遍照院自以二余人一雖レ企二訴訟一、承狀不レ可レ有との御壁書有り。同十八年國守松平左衞門督忠繼公の御代にも右同斷。元和元年國主松平宮內少輔忠雄公御代も、右同斷の帳面成り、誠に遍照院主圓忠僧正を爲レ師護身法兵法の大事九字十字まで御授り也。私に曰、乍レ恐佛法に御まよいなるにいさむる臣なきは口をし。寬永十一年國主左少將光政公御代にも右同斷私に曰、御先祖よりの寺領故、御捨置と被レ存九字十字杯はけつして御用ひ無二御座一候 將軍家御朱印頂戴の事中絕せし故、言上して將軍家光公より御朱印頂戴す。此時支配方吉備津宮の御朱印まで頂戴す。此節國中諸寺社を當山より下知する儀斷申上げ、天台宗の末寺計支配せし也。寬文五年國主松平伊豫守綱政公の御代、御城內に有し石山明神を遷し、當山へ御祈禱被二仰付一、每月三度宛懇祈を抽て相勤め、御供料として每年下知有し也。乍レ恐如レ此の被レ成かた故、佛者權意にほこり申候、是をいさむる臣なきは口をしき次第也。

*本書寺院中多くはその院主たる塔頭の名を掲げて寺名を記せざるを以つて今備陽國誌に據りて寺傍註を加ふることゝせり。尙郡村名宗旨等も併記したり

當國四十八ヶ寺の事

四十八ヶ寺は、前の所謂報恩大師開基なり。併、年久敷が故退轉せしも有り。當時天台眞言日蓮宗等也。舊記の次第如レ斯。

一、銘金山觀音寺。(禪光寺) 御野郡金山村、天臺宗十八ヶ寺の惣本寺たり。
一、瓶井山安住院。(恩德寺) 上道郡門前村、眞言宗。
一、澤田山西方院。(如法寺) 上道郡澤田村、同宗。
一、廣谷山無量壽院。(寺イ) 同郡竹原村、眞言宗。
一、馬路山明王院。(常樂寺) 同郡竹原村、天台宗。
一、築地山禪定院。同郡築地山村。
一、朝尾山藥王寺。(安養寺) 同郡矢井村、眞言宗。
一、脇田山井本院。(西明寺) 同郡脇田村、天台宗。
一、岩間山山本院。同郡岩間村、眞言宗。
一、上寺山餘慶寺。邑久郡上寺村、天台宗。
一、大雄山大ヶ島寺。(弘法寺) 同郡大ヶ島村。
一、千手山遍明院。同郡千寺村、眞言宗。
一、△太山泰安寺。
一、今寺山。(千光寺) 邑久郡此寺豆田村圓福寺へ移す。
一、石井原山教王院。赤坂郡石井原村、天台宗。
一、笠寺山淨土寺。同郡笠寺山村、天台宗。

一、金光山岡山寺。(滿願寺) 岡山磨屋町、天台宗。
一、室山慈眼院。(西明寺) 同郡南方村、同宗。
一、塚原山持香院。同郡、眞言宗。
一、金陵山西大寺。(淨土寺) 同郡西大寺村、同宗。
一、湯迫山新成院。(長樂寺) 同郡湯迫村、天台宗。
一、△今谷山光明院。同郡今谷村、眞言宗。
一、圓城山。(院イ) 同。
一、橫尾山光明院。(靜圓寺) 邑久郡橫尾村、眞言宗。
一、庄田山朝日寺。(寶谷イ) 同郡庄田村、眞言宗。
一、海岸山金剛頂寺。同郡牛窓村、眞言宗。
一、幡寺山。(谷イ) 赤阪郡 今は退轉也。
一、南山長福寺。(仙イ) 正通寺に移す。
一、金泉山正滿寺。(西光寺) 赤坂郡正滿寺村、
一、菖蒲山隨緣院。同郡菖蒲山村、天台宗。

*備陽國誌には此外上道郡聖滿山大福寺邑久郡福田山圓福寺津高郡吉祥山日應寺本宮山圓城寺等を擧げたり。但し下記寺名中△印を附したる郡村は不明なり

*一、此合計は三百一ケ寺となりて附合せざるも他に調査すべきものなければ暫く原本のまゝとす。

*二、此合計亦附合せず

一、沓石山蓮花寺。（高福寺イ）同郡沓石村、天台宗。
一、高倉山宿雲寺。同郡牟佐村、天台宗。
一、照光山安養寺。和氣郡野吉村、天臺宗。
一、日光山正樂寺。同郡蕃村、眞言宗。
一、小幡山大乘院。（長法寺）同郡伊部村、眞言宗。
一、平滿山石蓮寺。磐梨郡石蓮寺村。退轉也。
一、石井山。津高郡津島村、日蓮宗。
一、藤田山成就寺。同郡富澤村、日蓮宗。
一、藥王山眞福寺。赤阪郡正崎村、天台宗。
一、上地山地藏院。（蘊樂寺）同郡仁堀村、眞言宗。
一、杉澤山長福寺。（樂イ）和氣郡上里村、天台宗。
一、大瀧山福生寺。同郡大內村、眞言宗。
一、御瀧山直光寺。同郡片山村、眞言宗。
一、中津山大乘院。（元興寺）磐梨郡肩背村、天台宗。
一、岩生山元恩寺。同郡元恩寺村、天台宗。
一、正保山幸福寺。津高郡青野村、日蓮宗。
一、大松山觀音寺。赤坂郡眞言宗。
一、黑澤山滿願寺。和氣郡倉吉村。退轉也。

右四十八ヶ寺の舊記也。內四十三ヶ寺は、今以有レ之寺院なり。五ヶ寺は退轉して今は之し。

國中法院宗旨寄せの事

一、天台宗合四十四ヶ寺。一、淨土宗合四十四ヶ寺。一、禪宗合三十五ヶ寺。一、眞言宗合百十五ヶ寺。一、日蓮宗合四十五ヶ寺。一、一向宗合二十一ヶ寺。一、律宗一ヶ寺。

*一、合貳百七拾四ヶ寺。　末寺下寺中合百九拾五ヶ寺。

*二、都合四百六十九ヶ寺。

內、天台宗百九ヶ寺。　禪宗三十八ヶ寺。　日蓮宗六十五ヶ寺。　淨土宗十六ヶ寺。

一向十八ヶ寺。眞言二百二十三ヶ寺。律一ヶ寺。已上。

古今當國居住の武士の事

倘原本天台九ケ寺一向二十八寺とありしも備陽記及別本によりて訂正せり故に若し律一ケ寺とあるを別本の如く削除すれば此合計に附合す。

中興壽永年中までは、當國の守護職平家先祖よりの任國なり。其後源氏十郎藏人行家領す。平家任國の時、平家の侍難波次郎常遠（經）・同六郎常俊何れも當國の住人也。兒島郡ひだの如意尻と云所に居住し、平治の頃より、治承年中まで有り。故に難波が末葉當國に多しといふ。元來往古は公家一統の御政事たる故、國主交々御住國也。漸く數代過ぎ頼朝が將軍たりしより、武家の政と成る。

一、佐々木四郎高綱（元暦年中當國及安藝周防因幡伯耆出雲日向、都合七ヶ國受領す。）佐々木高綱は宇多天皇の皇子敦實親王九代の後胤、近江國住人佐々木源三秀義が四男なり。治承の秋、頼朝公相州土肥の杉山合戰に打負給ひ、はいぐんに及給ふ所に、大庭三郎景親・梶原平三景時・畠山次郎重忠三千余騎にて追掛けたり。此時佐々木四郎高綱は、味方にて有つるが、七度まで取て返し、敵を防ぎ頼朝公を落し奉る。斯て頼朝公天下の主と成り給ひて後、佐々木の忠義を感じ給ひ、右七ヶ國を下されける。されども、佐々木が心には、不足に思ひ、終に高野山に入り、剃髪墨染の姿となりぬ。（私に曰、勇ありといへ共不忠の侍也。其上佛に歸する者論ずるにたらず。）抑、佐々木が七國をも不足に思ひし事は、初頼朝公合戰難義なる時、佐々木身命ををしまず、戰ひけるを、頼朝公甚だ感じさせ給ひ、我天下の主と成らば、日本を半國汝にあたへんと宣ひたる、佐々木是を深く信ぜし所、終に七ヶ國の恩賞也しかば、佐々木不足におもひたるとなり。（私に曰、あやまれり）

一、佐々木三郎盛綱、當國兒島を領す。

是は源三秀義が三男にて、四郎高綱の兄なり。元暦元年九月廿六日藤戸の先陣して、高名せし忠賞に仍て、頼朝公より兒島をたまはり。盛綱より世々領す。卽盛綱次男加地太郎兵衞信實が相續して、當島を領す。信實が孫東郷胤時四代の苗裔飽浦三郎左衞門信胤は、元弘建武の頃、尊氏將軍に屬して軍忠を勤めしが、故有て宮方に成りけるとなり。其外佐々木末葉・加地・磯部・倉田・三宅抔とて、數流に分れたり。扨また、盛綱七代の孫、兒島備後守範長の嫡男は、則三郎高德也。

一、備後三郎高德（元弘建武の頃、後醍醐天皇の味方に參り、數々軍功を成し、仍て當國新田の居をたまはる。）

一、今木太郎範秀。高德が一族にて、邑久郡向山村。今木の城主なり。

一、大富太郎幸範。高德と共に、熊山の城に栖籠る。右に同じ。大富の城主なり。

一、射越五郎左衛門尉（彦四郎範家カ）。右に同。射越村に住す。其所に墓あり。

一、松崎四郎範正。右に同。上道郡松崎を領す。

一、和田四郎範家。右に同。和田に住す。

一、和田次郎（五郎範氏カ）光俊。右に同。

一、原治郎（彦次郎氏信カ）高村。右に同。原村を領す。

一、中西四郎範泰。右に同。

此一族共を初め八十余人建武の頃、熊山に栖籠り旗を揚く。然れ共當國の將軍方嚴く責登りける其時、備後守範長以下追手（大）の坂口より、驀直に追落すに、寄手の大勢たまりかね、南表の長坂を福岡迄ぞ引退く。然る所に、當國住人石子彦三（五イ）郎忠之は、熊山の案内を能知りて、搦手に廻り攻登り、本堂の上にて鯨波を揚る。折節、備後守が勢は七つの坂口へ下り居て、敵を禦ぎしかば、城内の勢は僅にて、防戰かないがたく、其上備後三郎は痛手を負ひける所、忽攻落され、夫より播州へ落行き新田殿にはせ加らんとせし處、赤松次郎入道圓心が猛勢に追拂はれ、みな／＼打負け阿彌陀が宿に於て範長以下一族共自害す。三郎高德は當國川尻へ落行き、夫より兒島に歸り暫く勢を集て、軍功を勵ましける。其後子孫浪々して諸國に分散す。

一、三村上野介。永祿元龜の頃、備中松山の城主三村家の一族也。兒島常山の城にて有しが、三村沒落の後毛利が爲に亡ぶ。

一、今城少納言範通。元弘建武の頃、*當國の目代たりしが、足利尊氏の爲に沒落す。

一、御野權助助重。當國一之宮の宰聽人也。義助船坂を攻破りし時、降人に出る。

*宰聽人は在聽人の假寫なるべし。宰聽とは目代等に代りて聽の吏務を掌るものをいふ。

一、伊東大和次郎祐宗。建武の頃、新田義助に屬し船坂山を攻破らる。宮方なりしが巳後尊氏に屬す。

一、和氣彌次郎季經。同比、和氣郡和氣村の住人なり。

一、石子彥三郎忠之。同比、熊山の案內者として、攻落す。

一、智滿四郎。建武頃の人也。大山村智滿の地に沉ける。

一、頓宮四郎左衞門。赤松筑前守旗下、當國福岡の住人也。

一、石橋左衞門佐。同比の人なり。河村福林寺抔が一族にて宮方なり。

一、中吉十郎・同彌八郎、此彌八郎は正慶二年京都六波羅の供をして、上皇の落させ給ふ御先を仕り、近江當場迄落ける。

一、別所小三郎長治。御野郡別所の住人、赤松より出たり。其後播州に移る。子孫三木の城主となり、秀吉の爲めに沒落す。

一、最庄修理亮元恒。上道郡沼村の住人也。同郡龍之口城主。

一、同治部之進元家。同龍の口の城主也。元龜の頃宇喜多が爲に橫死す。

一、島村觀阿彌。邑久郡戶石の城主也。元來大か島住人なり。宇喜多が爲に討死す。墓所は大ヶ島北谷口に在り。

一、中山備中守信正。上道郡古津の庄を領す。宇喜多が舅なり。直家が爲に橫死す。

一、高取左衞門進家政。和氣郡香々登の城主、其子備中は邑久郡飯の城に居る、宇喜多に亡さる。

一、金光備前守宗高。元來御野郡の人也。岡山の城を始て築き居す。未だ匹夫たりし時內海にて漁せし所、海上夜な〳〵ひかりさして、獵業不ㇾ叶、不思議に思ひ金光兄弟網を入て見れば、觀音の像を得たり。則今の磨屋町の金光山岡山寺の本尊なり。金光悅び我家の傍に安置し信心せし程に、

いく程もなく秀で一鄕の主となる。仍て金光山岡山寺といふ一寺を、今の二之丸邊に建たり。故に我家名を以て山號とす。宇喜多直家に押領され沒落す。

私に曰、觀音を以て信心せし故、一鄕の主となるとは妄たんの説なり。もし觀音の力あるならば、宇喜多にほろぼされはせまじ。

一、宇喜多和泉前司能家・同興家・同和泉守直家・內中納言秀家。宇喜多の事は上の卷に委し、仍て略す。

一、須々木備中守泰能・同太郎光泰。是は將軍方にて、山名伊豆守時氏か先陣として、當國に發向し、中國に働て津高郡土倉の城主となり、代々當國の住人となる。其子孫永祿元龜の頃は、須々木家盛なり。元龜天正の頃金山の城主須々木豐後守は同流にて、其宇喜多直家に沒落さると云ふはあやまり也。宇喜多の幕下なり。

松田盛衰並浦上家の事

鎭守府將軍秀鄕公の末葉、松田左近將監重明・同太郎重範・同十郎重房・此外一族河村彈正忠隆・福林寺三郎太夫等は、津高郡金川に在り。延元・曆應の頃は、將軍方として軍功を顯す。夫より代々此城に居て、國中に武威を輝す。弘治・永祿の頃、松田が末葉松田左近將監といひし人は、武威盛にして、十萬石餘を領す。然れ共血氣の勇に誇り、近鄕を犯し、惡逆日々に重り、當國金山寺を不受不施の宗旨になさんといふ。寺僧かつて是に不レ應。松田怒て金山に押寄せ、金山を放火す。是弘治年中の事なり。其節又當國一之宮近邊にて鷹狩せしに、聊の事を憤り、一之宮をも燒拂ふ。右樣の積惡其身に報ひ、百日の內に死去して、永く松田の家斷絶す。委くは金川城主附の所に有り。

私說も右同斷。

浦上七郎兵衛行景・同五郎左衛門景眞は、建武の頃の人也。是は播州赤松の類葉にて、代々當國に居住す。其末葉、弘治永祿の頃、浦上近江守國秀は、和氣郡片上村戸田松山の城に居す。其節播州むろの城主は兄弟成りしが、聊の遺恨に依て、三ヶ年挑み戰しが終に近江守打負け、戸田松山の城を落て、和氣の庄天神山に城を構へ、是に居す。子息遠江守宗景の代に至るまで、和氣郡邑久郡兒島郡以上三郡を領し、國中に武威を振ふ。然る處に家人宇喜多和泉守直家、逆心を企て、重恩を忘れ、主人浦上の家を滅亡せしめ、其領分を奪はんと思ひ、先づ智略を以て浦上家の老臣並從兵等を一味に引付け、其後宗景の息男をば毒害にして、忽ち天神山の城を攻落す。浦上父子の家臣等皆々宇喜多に組し、野心を含む故、防戰かないがたく、城を落て邑久郡牛窓に引退く。此時嫡子宗秀並家人日笠彈正を始め、普代恩顧の者少々附まとひ落行き、其外從類一族悉く山林に逃隱れける。中にも宗景の末子二歲になりしを、乳母が懷に隱し、邑久郡飯の城主高取備中守は姨が舁たる故、是をたのむ。高取養育して人と成り。後浦上太郎三郎と名乘る。其子孫民間に沈み、東須惠村に有りとぞ。

赤松家沒落並明石始終の事

赤松左京太夫滿祐は、應永年中に足利將軍義量公より、五ヶ國を賜り、備前・播磨・美作・攝津・因幡を領す。然るに嘉吉元年普光院義敎公を討奉るに依り、滿祐御征伐有り。類葉悉く沒落す。其內類葉一人當國の內御野郡津高郡磐梨郡赤坂郡以上四郡を領す。但享祿天文の頃迄の領主なり。

明石源三郎と云ふは、當國の住人也。弘治・永祿の頃、兒島郡麥飯山の城主也。浦上家と戰ひ負て此城にて討死す。其子明石飛驒守が嫡子、掃部介全登は、中納言秀家に供奉して、濃州關ヶ原の合戰に粉骨を盡しぬ。然れ共秀家敗軍に及ければ、掃部介も浪々して、其後大阪迄至り、秀賴公へ

仕へ、元和元年、大阪落城の後落人となり、異國へ渡ると云ふ。是は兼て耶蘇宗門たるが故なりとぞ。

長船紀伊守姧曲の事

宇喜多中納言秀家の近臣に、長舟紀伊守といふ者あり。渠が父は、長舟仁介といふて、秀家の父直家幼少の時、浪々して既に難義に及しを、岡七郎右衛門と此仁介身命を抛ち、介抱して育人し宇喜多の家を起しぬ。其後、又右衛門と改め、宇喜多の家隨一の者となる。又右衛門死去せしかば、其後長門守と號し、中納言秀家に仕へ、其後紀伊守と改む。渠は奇妙なる大侫人にて、國政を我意にまかせ、國中の困窮をも不顧、己と親き者には、功もなきに過分の祿をあたへ、適々忠貞の者をば、種々に讒言して切腹追放抔に行ひぬ。故に諸士秀家を恨み家中頗混亂す。然れ共秀家一向渠を賞しし故、いよ／＼姦侫盛に成り、宇喜多の滅亡に近付ぬ。折節朝鮮征伐の大軍を司り、釜山浦に渡り在陣有し處、家臣岡越前守重病に及ぶ。此者主君秀家を諫て曰、長船紀伊守を必政道より除き給ふべし、渠は父又右衛門とは各別違ひ、大侫人なり。渠を用ひなば御家かならず滅びなんと云て終に卒去す。中納言秀家諫言を用ゐず、彌々長船を寵愛せしかば、宇喜多の四家岡越前守・戸川肥後守・宇喜多左京亮・花房志摩守等、恨み憤り、岡山を立退く。秀家怒て大閤へ訴へければ、即前田徳善院・増田右衛門尉へ四人とも預られ、ほどなく大閤も死なれて、關ヶ原の一亂起る。此時四人とも家康公へ屬しける。彼の長舟は關ヶ原出陣の留守居として、岡山に留る。秀家敗北の後、關東勢當國へ發向すと聞えしかば、秀家の息宇喜多侍從相共に、城を落て逃竄す。渠が父仁介は長船の者にて、直家の祖父能家以來の家臣なり。然るに彼は侫人にして、主君の家を亡し、其身も遂に浪々せしなり。

△土肥經平の備前名所記には和氣の里に非ざるべしと云へり。就て見るべし。

天子源吾が事

天子源吾と聞えしは、佐々木が一族にて、兒島邊を領しける。佐々木三郎盛綱、藤戸を渡さんと思ひしか共、瀬ぶみの案内を不ㇾ知、とやせん角やせんとおもふ折ふし、一族伊吹太郎・同次郎是を聞き、卽智略をめぐらし、此邊の浦人宗十郎といふものに、渡の瀬ぶみを賴む、卽瀬ぶみして渡しを敎へたりし所、佐々木は渠を下郎と思ひ、他言を恐れ殺しける。其後、宗十郎が由緒を聞けば、宇多天皇八代の後胤天子金時が子、天子藤太夫といふて、此海邊の領主たり。其後衰微に及び、一子天子源吾が代には、浦の男となり果てぬ。源吾卽宗十郎と改む。伊吹兄弟が爲にも一族なり。然ば盛綱よりは惣領なりとて、盛綱も悲歎限なく、追善も念ごろにぞ弔ける。今に渠が末葉兒島に有りと云云。

佐々木家景には、源太夫景經、次男天子太夫金子あり。其子金時、其子藤太夫、其子源吾卽浦の男宗十郎なり。

當國名所の古歌の事

一、和岐覇の里。旅寢の友今の和氣の里也

春されはわきへの里の河とには小鮎さはしる君待かてに　讀人しらず

一、唐琴の泊。

波の緒を風の掛たる唐琴に引留られぬ舟人の袖　知家朝臣

けふもまた泊りやせまし唐琴の日數長ひく五月雨の頃　後嵯峨院

住吉の松風かよふ唐琴を波の緒すけて汐や引らん　土御門院

唐琴の聞ゆる波に船留て通ふは浦の松の夕風　中務
おなしくは人手に馴れし唐琴の浦に今宵は浮寢をやせん　爲尹
唐琴の泊りしられぬ月の夜に音吹立る浦の松風　宗良
足引の松吹風の通ひ來て浪や引らん唐琴の浦　同
打よする浪のけふりも唐琴にひかれて磯の松風　同
波の音の今朝唐琴に聞ゆるは春のしらへや改（つイ）まるらん　よみ人しらす（安倍請行イ）
都まて響きかよへる唐琴は波のをすけて風そ引ける　眞性法師

一、伽佐目山。

天か下かさめの山の草木まて春の惠に露そあまねき　博隆公

一、神村山。

萬代をさしてそ祈る千早振る神村山の峰の眞榊　同

斯て折節旅寢の友といふ歌を取出して、古き歌ともとり〳〵詠吟す。誠に爰は田舍の最中成りといへども、名におふ名所には、昔も今も心をよせぬ人はあらし。其歌ともすこし。

一、蟲明の迫門。

船留る蟲明の磯の松の風誰か夢路にかまた通ふらん　吉永和尚＊慈鎭のこと
蟲明の迫門の汐干の明方に波の月影遠さかるなり　後京極
蟲明の浦かなしくや過ぬらん風によわりて聲を忘るゝ　慈鎭
波さわく蟲明の瀬戸の梶枕都に聞かぬ濱風そふく　後京極
おもふ人あらは急かん舟出して蟲明の瀬戸はあらくあるとも　定家
淋しさは蟲明の瀬戸の汐風に夜深き月にしく物そなき　後鳥羽院

＊慈鎭後に慈圓と稱す

月かけに蟲明の迫門を濤出れば八十島かけて迯る鹿の音　同

舟留る蟲明の秋の初風に忘れかたくも澄める月かな　同

雲隠る蟲明の瀬戸の松風にたえぬる秋そ小男鹿の聲　同

賴もしな蟲明の迫門をいる程は立白浪もゆかしとそおもふ　俊賴

波高き蟲明の瀬戸に行舟のよるへ知らせよ沖津汐風、　後京攝政前大政大臣

一、牛窓。

牛窓を叩く水鷄の音すなり浪打あけて誰かとふらん　俊成

登り舟東風吹風を過すとて世を牛窓に泊りてそふる　好忠

浦田・日比・澁川といふ所へまかりて、四國方へ渡らんとせしに風あらくて、程經て澁河の浦田といふ所にて、をさなき者あまた物を拾ひけるを何そと問ふ。つみといふものをひろふよし答へにける。

おり立て浦田に遊ふ海士の子は罪よりつみを習ふなりけり　西行

一、大島。*

大島の松吹聲に聞ゆなる道ある時の秋の初風　經光

さりとても身の憂きことは大島の神の心を賴む計りぞ　具氏

海士小舟今や出らん大島の灘の汐風吹すそふなり　資平

一、大河。

大河のをちかたのへに苅萱の束のまゝ我忘れぬやは　正三位知家

一、眞那邊。今は備中の内地。直鍋島といふ。

眞那邊といふ島に、京より商人の下りて、かやふの者につみのもの共にあきなひて、又鹽飽島へ

*別本惠慶法師の作歌と云ふ、「大島や遠の鹽あひゆく舟の梶取あへぬ戀もするかな」及「都にと急く甲斐なき大島の灘のかけぢは戀の滿にけり」の

二句。具氏の「大島や浪間に急く早船の帆にも出ずして戀わたるかな」大江朝綱の「大島や水を運ひし早船のはやくも人に逢見てしかな」及讀人不知として「人知れすおもふ心は大島のなるとはなしに歎く頃かな」の五句を載す。

渡りてあきなはんとするよしを申けるを、
眞那邊より鹽飽へ通ふ商人は罪をかひにそ渡るなりけり　西行

一、兒島。
大和路の吉備の兒島を過行は筑紫の小島おもほゆるかも　大伴卿
浪の上に見ゆる兒島の雲隱れあないきつかしあひ別れなば　金村
友千鳥沖津兒島に移るなり岸の松風夜寒なるらし　後京極
濱ひさし遙かに霞む詠にも兒島の波は袖にかけゝり　醍醐入道大政（家隆イ）大臣
里はかす花咲ぬれは波間よりみゆる兒島も雲隱れつゝ　同
海士の住む沖津兒島の汐風に里もまかはす打衣かな　家清
濱ひさし波のまに〳〵詠むれはみゆる兒島に有明の月　後鳥羽院
和田の原夕霧晴て波間より見ゆる兒島を出る月かけ　頓河
波間よりみゆる兒島のひとつ松我も年經ぬ友なしにして　前參議雅有
知るらめやたゆとふ舟の波間よりみゆる兒島の本のこゝろを　定家
夕なきにとわたる千鳥波間よりみゆる兒島の雲に消ぬる　後德大寺左大臣
夕されは汐風寒し浪間より見ゆる兒島に雪は降りつゝ　鎌倉右大臣
都人沖津兒島の濱ひさし久しくなりぬ波路へたてゝ　式子內親王
浪の上にみえし兒島の島かくれ行そらもなし君に別れて　金岡
漕舟の行方もしらぬ波間より見ゆる兒島や泊なるらん　後岡屋前關白大政大臣

一、日比の手。
長國玄旨の海道記に、備前の日比といふ所に泊り、夫より暮方に牛窓に來るとあり。讚岐國へま

かり、三の浦と申につきて、月のあかり・日比の手を通はぬほとに遠くみえ渡りたるに、鳥の日比の手につきて飛渡りたるを、

しきわたす月の氷を疑ひて日比の手まはるあちのむら鳥　　西行

朝日川汐時の秘事

朝日川は當國二筋の大川の其の一筋なり。南の川は旭川といふ。河上は作州の奥より流れ、源は纔なる井水成れとも、行ほと三十餘里の間、所々高嶺幽谷より流れ出て、末は大河となり。漲る水岩間を碎き、城下を廻り、それより又川口迄へは一里か間、河水たふ〳〵たり、門口の汐は、内海より入込み、前には兒島或は新田高島等差し覆ふ故、沖の汐とは餘程違ひ有り。故に出入の舟能く心得されは遲速大きに損益有り。仍て川口の本汐は秘傳なれども、爰に記すもの也。

一、岡山川口汐時　何れも晝夜共同事

朔日、四時*。二日、四半。三日、九時。四日、九半。五日、八時。六日、八半。七日、七前。八日、七過。九日、七時。十日、六前。十一日、六過。十二日、六半。十三日、五時。十四日、五半。十五日、四半。十六日、四半。十七日、九時。十八日、九半。十九日、八時。二十日、八半。二十一日、七時。二十二日、七過。廿三日、七半。廿四日、六前。廿五日、六過。廿六日。六半。廿七日、五時。二十八日、五半。廿九日、五半。三十日、四時。

*「四時」はツを入れて四ツ時と讀む以下總て同じ

當國往古より傳來什物　竝、諸家珍寶の事

當國に往古より相傳る珍寶什物等諸社寺に納る（脫字アルカ）といへ共、代々の忩劇（本ノマヽ）に分散し、兵革に亂暴す。故に今纔に殘るは誠に希代の重器たりし、猶秘の物なり。

一、神功皇后鎧並大刀。邑久郡牛窓村五香の宮に有り。彌宜領レ之。
一、源義經自筆書翰。同郡片岡村半介といふ者に給ふ。子孫に傳へて今に所持す。
一、佐々木三郎盛綱鎧、並、轡。同郡上寺八幡宮の寶藏に有りけり。
一、秀吉判物。和氣郡浦伊部村六郎右衞門に給ふ。子孫に持給ふ。
一、秀賴硯箱、並、香盒辨當箱。岡山家中寺見の先祖、大阪落城の節、物見に入て證據として取かへり、子孫に傳ふ。
一、日蓮自筆題目。同家中正木氏の所に有り。
一、親鸞川越の名號。同家中安藤氏の家にあり。
一、三條狐鍛冶の鑓。同家中岡田氏の家に有り。
一、李安仲か鳴鶉繪、並、大黒茶碗。同家中宮城氏の家に有り。
一、蛇骨。家中小崎氏の家に有り。
一、鸛。同町人柳屋といふものゝ家に落ちたるよし。今に所持す。
一、赤松律師則祐の手水鉢。同家中柴田氏の家に有り。

當國名産の事

一、伊部燒物。　一、和氣絹。　一、周匝鼻紙。
一、長船太刀。刀。一、牛窓虎石。　一、寒河煙草。
一、福岡素麵。　一、藤戸苫。　一、興津龍髮藻。
一、佐伯崑蒻。　一、兒島諸白。　一、大川尻の白魚。
一、八濱鰻鱺。　一、宇藤木鱲。　一、阿津海月。

一、北浦女冠者(メクハシヤ)。 一、北浦鯛鱸(ソコヘ)。 一、下津井じやく。

一、蟲明碁石。 一、八木正石 淨慶石ともいふ小細工に遣ふ石なり。

當國より所々へ道法の事

一、岡山より東幡州境三つ石迄、道法合九里八町。

一、岡山より藤井へ二里、片上へ六里八丁、(此間に吉井川有り。)片上より三つ石へ三里。

一、岡山より南兒島表へ道法。

岡山より天城へ五里、岡山より小串へ三里、岡山より下津井へ十里、

一、岡山より牛窓へ七里、岡山より大多府へ十里、岡山より備中板倉へ二里。

一、岡山より北作州境周匝へ九里。

岡山より町苅田へ四里、町苅田より周匝へ五里。

當國地高、竝、郡々高村數の事

一、備前國八郡村數合七百三拾五ヶ村。

高合貳拾八萬六千貳百石地高なり。

直高合四十五萬三千四百四拾三石七斗五升、但し沖新田共。

一、八郡村數高分け。

六萬六千四百六拾四石八斗、 御野郡七十五ヶ村。

五萬四千五拾五石五斗五升、 津高郡百廿四ヶ村。

五萬六千二十六石五斗六升、 赤阪郡百ヶ村。

三萬六千二百三十石、　磐梨郡六拾五ヶ村。
三萬三千百拾九石三斗四升、　和氣郡九拾四ヶ村。
七萬八千七拾石九升、　邑久郡七十六ヶ村。幸島新田共。
八萬七千九百六拾四石四斗七升、上道郡百一ヶ村。外に沖新田九ヶ村。倉田・倉富・倉益三ヶ村。
四萬千五百拾貳石八斗貳升、　兒島郡八十五ヶ村。

己　上

*右は當國の分なり。當御知行は、當國一圓外備中の國の内を加へて御領なり。

渡し船

一、御野郡南方村、長三丈五尺巾七尺深壹尺貳寸五分
一、同、　長四丈巾七尺五寸
一、備中水口村、長三丈九尺巾六尺五寸
一、備中秦下村、長三丈四尺巾六尺
一、同　宍粟村、長三丈五尺巾六尺五寸
一、上道郡吉井村、長四丈巾七尺六寸
一、和氣郡和氣村長三丈五尺巾六尺七寸
一、赤阪郡周匝村、長三丈五尺巾六尺六寸
一、和氣郡坂根村、長二丈五尺巾五尺
一、上道郡原尾須村、長三丈壹尺巾五尺八寸深貳尺
一、赤阪郡牟佐村、長三丈九尺巾七尺
一、津高郡[illegible]金川村、長三丈三尺巾六尺五寸
一、同　中島村、長三丈九尺巾六尺五寸
一、同　秦上村、長三丈五尺巾六尺五寸
一、同　西原村、長三丈六尺巾六尺七寸
一、同、　長四丈貳尺五寸巾七尺六寸
一、和氣郡鹽田村、長三丈四尺巾六尺三寸
一、上道郡西大寺村（ズンギリ）、長三丈二尺巾六尺七寸
一、兒島郡粒江村、長貳丈巾五尺
一、同、　長貳丈六尺巾五尺五寸

數合貳拾艘

吉備前秘錄卷之下終

*縣立圖書館本には以下の記事を缺く。

一、高島山松林寺觀音

黄蕨の前州高島山松林寺略縁記。當島は昔神武天皇日向の國より中國へ入給ふについて、(卯の年寳暦四年迄二千四百拾一年になる)三月十六日此島へ來り給ひて行宮を作り、三年ましく給ふ舊跡なり。卽日本紀舊事記等に見えたり。但し古事記には八年ましますといへり。大成舊事本記は聖徳太子の作なり。考に天皇當島にましく給ふ時、宮の庭に一夜に八本のわらび出生す。長さ一丈貳尺大きさ貳尺五寸、其色黄也。是によつて國を黄蕨の國といへるを、後に聲をかりて吉備の字に作る。其後人皇貳十三(ホンマ、)代淸(貞カ)寧天皇の五年に、尾張國の覺連といふ臣に勅して、大國を小國にいたさしむ。其時吉備の國を分けて、備前備中備後の三國とすといへり。しかれは吉備といふ國名は、當島のわらびより始れり。今に至りてわらび大なるが生じけるも此故成べし。

當寺の開基は、文徳天皇仁壽元年(九百年になる)安行僧都といふ人、南都春日明神に通夜して、其夜の夢に一つの島に至るに、忽一人の老翁あらはれて曰、此所は觀音大士垂跡地、北斗七皇(星カ)降臨の島也。汝か所持の本尊、爰に安置し供養せよ、利益廣大ならんと告げ、夢さめて後諸國を巡り見し折節、たまく當島へ來れば、夢中の有様にたがはず。こゝこそ我夢みし島なりと、終に執行の道場と定め一宇の堂を建立し、手つから觀音の像をきざみ、首の內に所持の本尊二臂の如意輪の像を納て、件の小堂に安置し、傍に一院を建て持寳寺といふ。中頃は金海寺と號す。卽今の松林寺是なり。寛永年中に寰上善上人再興の時迄も、金海寺といへり。其の前後小松の帝至徳二年(四百年なり)二月十一日火災有て、堂院一時に炎上す。事しづまりて後灰燼の中に、本尊の首の中の本體何事もなく有りければ、諸人信仰いやまして、是より後數年の間此正體計を本尊とす。今開帳せる千手觀音は、讃州八栗寺に有りし弘法大師の彫刻也。其由眞に彼の寺の縁記に乘たり。今當島に來る由來をいへば、天和二年の春、先沙門舜仙法印(ホウイン)、靈像を求て件の正體を納入んと、諸寺尋る折から、

兒島郡山田村の山中に靈像有ると聞て、ひそかに一兩人遣して迎ひ來り止めける。或夜の夢に、靈人怒て曰、我が山の本尊すみやかに歸すべしと、恐しげに責ける故に、舜仙宿願の趣を語り色々詫言せしかば、靈人面を和らげ、汝に靈像の在所を敎ふべし。讃州八栗寺に千手觀音の靈像有り。彼の所に行て乞よと夢想あり。卽山田村の像をかへして、其儘八栗寺に趣き、此靈像を乞求めけるに、誠に叙命(ホンマヽ)の印にや、尙彼の寺に何のしだいもなくあたへしかば、爰にかへり、昔の正體を首の內に納め、永代の本尊とあかめける。私に曰、始より終迄今の世の談義僧のいふか如く或り、皆妄たんの說と見えたり、ろんにたらず。

一、金陵山西大寺觀音

金陵山西大寺の觀音院は眞言宗にて、上道郡西大寺村にあり。是も四十八ヶ寺の其一ヶ寺也。天平勝寳年中に開基なり。昔周防の國にみなたるといふ女あり。常に觀音の正像を所持して、信心功を積み靈木を求て、觀音の大像を刻み度思ひ煩ふ。折ふし執行者一人來りみなたるに向て曰、其方はもし觀音の靈像を作り度き志有るやと云ふ。みなたる答て曰、我本尊に一寸一步の尊像を持也。新に大なる像を刻み其首に納度、靈木を用意せしといふ。彼の執行者聞いて、我刻てあたへんといふ。みなたるよろこび、卽靈木を出し賴ければ、一間の內に籠居て是を刻む。七日の間かならず內を見給ふなと、かたく制しければ、食事を入る穴より朝夕の食事を入れ、敎にまかせ七日を過して見ばやと待ける所、七日滿る日虛空に聲有て、初瀨は爰にましますやと呼はりぬ。みなたる不思議に思ひ、目を開て見れば、觀音の靈像思ふ儘に造り立て有りて、彼の執行者はみえざりけれど、七日の間入置し喰物は皆々傍に有り。是卽初瀨の觀音の佛作也。其後故有て當國に安置す。卽西大寺觀音是なり。其外龍宮より上りし鐘あり。委しくは緣記に有り。私に曰西大寺の觀音の由來も、今のだんぎ坊主のいふが如し。妄たんの說なり。けつして有間敷事也

一、八塔寺

八塔寺は照鏡山常照院と號す。當寺は賴朝より建立にて梶原平三奉行たり。和氣郡前野村に宿陣

＊秀詮は秀秋也一時此字を用ひし事あり。

す。昔は七堂伽藍有レ之、塔も八ッ有り、今は僅の寺となり、塔も一ッ殘るとぞ。
同郡熊山は香々登村の大山也。伯耆大仙地藏權現を勸請し、竝、本尊觀音あり。昔は伽藍なりしが、兵火の爲に燒失して、今は纔の寺になりぬ。戒壇を廻れば、戒受（ホンマヽ）したる當寺といへり。

一、佛住山蓮昌寺。

日蓮宗日像門派、當國御野郡岡山佛住山龍花樹院蓮昌寺、當山往古は佛住山法花堂蓮昌院と申す。天正の初頃より、唯今の山號院號寺號に改ける。本寺は山城國京都具足山龍花樹院妙覺寺、本尊法花の題目釋迦多寶の兩尊、鎭守三十番神、七面大明神、一境内諸堂往古は數々有レ之處、只今にては本堂・客殿・番神堂・同拜殿・祖師堂・七面堂・千佛堂・三重の塔・仁王門・鐘樓堂・庫裏・書院・惣門・玄關・臺所門・詰室・攝待・組下寺・末寺なり。寺中末寺、往古は本山直末、又末寺家共には五百六十ヶ寺支配在り。其後退轉、寛文の初迄も、四百十六ヶ寺、右の内四十八坊は寺内に有レ之。是も退轉し、今は拾一寺組下七ヶ寺末寺組下の末寺三ヶ寺、同寺家一軒、寺中四十八坊の內、貞享三年の頃漸く三軒立つ、日遙上人代に再興の願上、十坊被二仰付一。圓山大光院共寺領の義は、往古森下法花堂蓮昌院と申時分、寺領六町百貳拾石。其後宇喜多直家母乘雲院殿寺領七十五石加增。其後筑前中納言秀詮歸依に付、寺領五百石被レ下。但し內百貳十石は寺領處分、殘る三百八拾石は寺領にて、其後、武州輝直公御時、當寺領依レ爲二惡處一、住持日魏代、御訴訟申上、右寺領の內百石差上、上品の地三百石被二下置一。然は寺屋敷百貳拾石都合百貳拾石頂戴仕候。右三百石の知行所は、西長瀨村也。今西永瀨村名主方に御下札所持仕、寛文貳年迄、年貢揃寺へ相納めの書物等披見仕寫置也。寛文三年天下一統不受不施御制禁に付持去。日相退去の時、御代々の御墨付制札等まて所持にて退去故、代々住持御願申上。元祿七年只今の寺地分六十貳石五斗七合の御墨付頂戴仕候。

一、大乘山妙林寺。

*備陽國誌には因州より山崎町に來り貞亭二年別所村に移るとあり。

*岡山縣之圖書館本には五戊辰年十月中旬出來也とあり。

妙*林寺は日蓮宗也。昔は岡山垣見町に有㆑之處、養林寺の境内になる故に、今は津倉村へ引れしなり

一、勝鬘山法林寺。

小原町の西に有しを、今國富村に移し、其跡に今の光淸寺を建たり。

一、光淸寺。

光淸寺は、昔榮町に有しに、町會所を建つるにつき、今の千阿彌に移す。光淸寺を千阿彌といひしより、今の所を千阿彌と稱す。當寺開基の名なりとかや。

一、護國山曹源禪寺。

上道郡圓山村護國山曹源禪寺は、兒島郡郡村慈雲山長泉寺兼帶の永昌庵是也。干㆑時、元祿十年綱政公二十年來之御祈願にて伽藍御建立可㆑被㆑遊旨被㆓仰出㆒、日置猪右衞門被㆓仰付㆒。翌年正月五日於㆓南地㆒(ホンマ)祭拜神等被㆓仰付㆒其時、兒島郡有㆑之禪林古跡の右兩寺庵を當山へ御引、永昌庵を護國山曹源禪寺と御改、再興被㆓仰付㆒、長泉寺は塔頭に被㆓取成㆒候故、長泉庵と寺庵の號御引替御改被㆑成、三月十八日佛殿上棟於㆓長泉庵㆒供養等被㆓仰付㆒三月二十一日入佛供養、三十日の間開帳有㆑之しとぞ。任㆓本寺舊規㆒可㆑有㆓執務㆒佛法興隆國家安全可㆑祈㆓武運久長㆒仍而請狀如㆑件。元祿十一年五月二十二日左近衞少將御判。

右寺領二百六拾石、内貳百石方丈領、貳拾石寺家長泉庵、四拾石下寺四ヶ寺分也、十石眞言・天台、十石法花、十石淨土。

右之通曹源禪寺方丈被㆓配分㆒旨依如㆑件。

日置猪右衞門判

池田靱負判

干㆑時享和二年九月二十日寫し終りぬ。

山陽道名所考

美作國

山陽道名所考二巻にあたる巻目録

美作國の巻

山陽道名所考美作國の巻に附る巻

山陽道名所考 二巻にあたる巻

平賀元義輯考

門人 久山好雄校

美作國の卷

勝田郡

○勝田の湯

勝田の湯は鹽湯鄕湯鄕村に在り。湯の原といふ地（湯の原、舊は湯のあたりの總名なり。今は湯の東北方をのみ、湯の原といへり。）の石間より涌出る溫泉なり。

湯の側に鹽湯大神坐す。湯の西南方なる山を湯の上といひ、湯の西南方なる河の瀨を湯の瀨といふ。勝田郡にて湯といふは、此鹽湯鄕の湯に限れる事にて、この湯を除てはなし。故に郡の名を冠らせて、勝田の湯といふ。（凡て此國の地名に郡の名を冠らせて、勝田の賀茂鄕久米の佐良山などいへる類多し。）壬生忠見此勝田の湯に來ける時、道にて詠ける歌其家の集に見えたり。

續記云、高野天皇天平神護二年夏五月丁未、太政官奏曰、美作國守從五位上巨勢朝臣淨成等稱、勝田郡鹽田村百姓云々。

又云、神護景雲三年夏六月壬戌、美作國勝田郡人從八位上家部(カキベ)國持等云々。

三代實錄云、淸和天皇貞觀二年夏六月廿三日壬寅、皇大后職水田九町在二美作國英多(アガタノ)郡一、今相二轉

*伊呂波字類抄美作國英多アイタ勝田カツタ苫東トマヒンガシ苫西トマニシ久米クメ大庭オホニハ眞島マシマとあり

勝田郡公田ノ云云。
延喜民部式云、山陽道美作國上管英多・勝田・苫東・苫西・久米・大庭・眞島。
倭名類聚鈔山陽郡云、美作國管七、英多*安保多、勝田加豆萬田、苫田有東西、苫田西、久米・大庭於保無波、眞島萬志萬。
拾芥抄諸國郡數にも、山陽道美作七郡英多・勝田・苫東・苫西・久米・大庭・眞島と見えたり。
上件郡名を勝田郡といふ徵なり。此郡を、今は勝南郡、勝北郡などいへり。加都萬多を勝田と書る例は、遠江國蓁原郡の郷名、勝田加都萬多と名類聚鈔に見えたり。
此勝田郡の內に勝田郷有て、同勝田と書く事、倭名類聚鈔に見へ、又其勝田郷の內に勝田村も有りて、其も勝田と書く。慶長七年美作守護中納言豐臣朝臣秀詮卿小早川家の判有る物に、勝南郡勝田村と見えたり。今は謬りて勝間田と三字に書けり。故に勝間田の湯は、勝田郷勝田村の湯と思ふ人も有べけれど、然には非ず。勝田郡の湯なり。思ひ混ふべからず。
倭名類聚鈔郷名云、美作國勝田郡鹽湯
鹽湯は舊溫泉の名なり。延喜神祇式に、出羽國平鹿郡にも鹽湯見えたり。故に其鹽湯地名となりて、上代より鹽湯村といひけるを、大化年中に始て郡里を置れける時里名に取られ、靈龜年中に里を改て郷とせられけるより、鹽湯郷とはいふなり。
美作國六十四郷幷ニ保莊園等記に云、勝田郡鹽湯郷。源義理書云、
後藤下野守申、美作國鹽湯郷壹分地頭職、同郷上下公文職半分、同國賀茂太夫跡成岡名等地頭職御施行事、可レ被レ經ニ御沙汰ニ哉、當年に候間執申候、以ニ此旨ニ可レ有ニ御披露ニ候、恐惶謹言。
十一月十七日　　修理權太夫義理判
進上　武藏守殿
此書正平二十一年より文中三年迄、八年の間に書たるものなり。元祿二年に寫せる美作國古文書の

集に載せたり。修理權太夫義理は、足利方の美作守護山名なり。武藏守は足利方の執事細川源賴之なり。

天授元年藤原康季讓狀云、

讓二與所領一事

右美作國鹽湯鄕壹分、地頭職竝に公文職内半分兄義季、觀應二年二月廿一日戴二御判一、今半分事康季同日戴二御判一者也。彼御判同御施行道行軍忠之御判等相二副之一、甥爲二帶刀左衞門殿季治於猶子一讓與者也。聊一族親類中不レ可レ有二違亂妨儀一也。仍爲二後日一讓狀如レ件。

永和元年八月十日　藤原康季判

此讓狀も美作國古文書の集に載せたり。藤原康季は後藤下野守なり。觀應二年は正平六年なり。御判とは足利の判なり。永和元年は天授元年なり。

上件鄕名を鹽湯鄕といふ徵なり。此より後永享十年八月日美作國鹽湯鄕地頭職掟條々と書て、奥に後藤豐前入道良貞が判有る一卷も、美作國文書の集に載せたり。又永享十年八月日後藤豐前入道良貞が掟の條々、美作國鹽湯鄕住人後藤總領殿藤原豐前入道沙彌良貞と書たるもの、此も同じ文集に載せたり。（良貞が掟の中に、如二元祖光義之掟一といふ文有り。これによりて思へは、光義といふ者、後藤が家の祖にて、鎌倉の將軍の時地頭職になりて、此鄕に始て來り住けるなるべし。良貞が後、後藤攝津藤原勝基、天正七年備前國延原彈正景能に攻られて腹斬りて死て其家亡びにけり。）

上件に引し文書に地頭職竝に公文職と有り。公文職は鄕司の職なれども、承久の亂より後は、地頭職の武士公文職にも任じけるなるべし。天正より慶長の頃迄のものに、鹽湯鄕の村里を記せるを見るに、凡二十村に分れたり。新田（今は謬て入田と書り。）大谷（正保二年の美作國圖には、奥大谷、下大谷村二村に分ちたり。）福田（今は勝田鄕中山村の内とす。）湯鄕・鹽氣・長門・則平・殿所・稻穗・位田・金屎・吉富・城田・石見・田中・河内・菜喰、（今は下山といふ。此村の人下山市兵衞が元和九年三月下旬に書る家の記に、慶長八年に下山村と改むと見えたり。）阿會・鳥淵是なり。此鄕の廳は殿所村に在て、總社は其北方なる北坂山に在ける

が、（廳の南の方を南坂といひ、北の方を北坂といへり。）廳は荒れて總社のみ殘りたり。永享十年鹽湯郷掟條々といふ卷に、上御宮事以神田常可造營、次廳屋の事、諸用等可興行之と書きたるは、總社と廳とをいへる也。

美作風土記神名抄云、勝田郡鹽湯社は軻遇突智神、鹽湯郷坐。

此大神は湯の側に坐り。美作國百十二社の内なり。今は湯大明神と申す。永享十年鹽湯郷掟條々といふ卷に、湯大明神事云、旅人勸進物、云朔幣田年貢、每年可加修理者也と書きたり。火之迦具土神は火神なり。溫泉の涌出るは此大神の御恵なり。あなたふと。（此湯に浴する人は此社と、鷲森とへ、必參詣て拜み來るべきものぞ。）

又云、勝田郡鷺社少彥名神、鹽湯郷坐。此神令鷺浴、故人知有溫泉。

此大神は鹽湯郷位田村に坐す。今も鷺社と申す。美作國百十二社の内なり。昔は秋祭に北坂の總社へ行幸有り。今は此事絶たり。永享十年鹽湯郷掟の條々といふ卷に、諸社造營之事、百姓等善掲持下地每度令無沙汰候條、無勿體、所詮每年見及之可有興行と書きたり。少名毘古那神は國造坐神なり。此湯を人の知始めしは、此大神の恩賴なり。あなかしこ。

忠見集云、みまさかの國にて、かつまだのゆを

この山やみちのかぎりと思へどもかつまだのみゆとほきなりけり

此歌は道にて詠るなり。地理に依りて考るに、備前國和氣郡益原郷鹽田村のあたりにて詠るなるべし。此山とは美作國備前の堺作備の手向を指せるなるべし。此歌の前に、播磨國ゆめざきがはをわたる時の歌見えたり。射目埼川は、飾磨郡に在て、攝津國より勝田の湯へ來る道なり。

勝田の湯は流黃の液有て、伊多美夜武連・支里岐壽・宇智美・都萬豆岐・保禰非之解・疥癬などを瘳す事殊に速けく、又遠き處へ汲行て浴するに、其效有る事、此處に來て眞の湯に入りたるに異ならず。實に神しく奇しき湯にぞ有ける。永享十年、鹽湯掟條々といふものに、湯屋造營事爲地下人役之上者、每年春秋可令興行、若有無沙汰之輩者、可處罪科者也。湯旅人役錢事任事書之旨、

可有興行、云奉行、云地下人、虚猛之事堅可罪科と書きたり。湯の西南方に湯料といふ地有り。英多郡林野郷荒木田村にも、湯料といふ地あり。古へ湯の料に充し出なるべし。

苫東郡

○苫田の國府。

美作國は、和銅六年四月乙未に備前國六郡を割て、始て置れたる事續記に見えたり。六郡は英多・勝田・苫田・久米・大庭・眞島なり。國府は苫田郡苫田鄕に建られたる故に、苫田の國府といふ。貞觀五年五月廿六日に、其苫田郡に隷ければ、國府は苫東郡の內となりたり。國府に總社有り。（京の神祇官に似たり。）國廳有り。（京の太政官に似たり。）其餘諸官有り。國司より以下諸官の人等の館あり。美作國は上國なれば美作守、美作權守有り。是國守の長官なり。美作介、美作權介有り。次官なり。美作掾、美作權掾有り。判官なり。美作目有り。佐官なり。其餘官人若干あり。此國府和銅六年より承久二年迄、其間五百八年青花の艶ふがごとく盛なりしが、承久の亂より後國司は有れども國へ下らぬが多く、國府荒行にけり。承久二年より三百七十一年後、天正十八年美作守護左近衞中將豐臣朝臣秀家卿（宇喜多家）の時、國府の地を分ちて、小原村・上河原村・總社村三村とし、新墾して水田陸田となしけるこそ心なき事の限りなりけれ。然れども、古一の總社は今も猶其總社の村といふに在りて、國中總百十二社の神等を祭れば、獨總社のみぞ昔ながらのものには有ける。

國府の地今の小原村を以て中央とす。東の方にも西の方にも廣き道有り。そのあたり總て國府の址なり。西方に神樂尾有り。（神樂尾太平記に見えたり、）北方より東方へ宮川流れたり。北方に奈義山・大佐々山見え、（奈義・大佐々共に三代實錄美作風土記神名抄等に見えたり。太平記には、奈義山を奈義能仙と書たり。）南方に久米の佐良山見えていと美き地なり。小原村に市場といふ處あり。苫田の市（國府をは市といふ例なり。）の名此處に殘たり。的場といふ處有り。國司の的を射し處なり。

上河原村に御厩田(ナホムウマヤダ)といふ處あり。國司の厩の料に充し田なり。此國府の事、猶委しくは美作國續風土記にいふをみるべし。

左京太夫藤原朝臣顯輔卿、初美作介にて此國府に在て、月を看て詠(ヨマ)れける歌續詞花歌集に見えたり。

延喜主計式に云、山陽道美作國行程、上七日、下四日、

倭名類聚鈔山陽部云、美作國國府在二苫東郡一、行程上七日、下四日、和銅六年割二備前國六郡一置二此國一云云。

行程とは、苫田の國府より京への行程なり。

延喜主税式之諸國運漕雜物功賃、山陽道美作國廿一束、自レ國運二備前國方上津(カタカミノツ)一駄賃五束、方上津(カタカミノツ)より與等津(ヨトノツ)へ漕く船賃、與等津より京へ運ぶ車の賃と見えたれと、今はしるさず。

國とは國府を指せるにて、苫田の國府より、備前國和氣郡新田鄕方上津へ運ぶをいへり。其官道(ヘユマヂ)の事は、美作國續風土記にいふ。

權中納言源朝臣道方卿日記云、美作守にてくだり侍りしとき、くじたりけるに、かのくにゝて、ひいとうてり、日をへてあめふらず。いかでたうべむとて、たみうれへ侍りしに、うなでの社にかぐらへいはく、さま〲いのりしてあめをこひ侍りしに云云。

道方卿日記は、おのれ見し事なし。今は經信卿母集に引れたるを取つ。美作守にてくだり侍りしときとは、道方卿の美作守に任(ナリ)りて、苫田の國府へ下られし時の事をいへり。くしたりけるにとは、其子經信卿を具したるをいへり。かのくにゝてとは、苫田の國府にての事をいへり。うなでの杜(モリ)は國府近き處と聞えたり。此杜(モリ)の事には論有(アゲツラヒ)れと、今はいはず。美作國續風土記に論ひたり。この祈雨(アマゴヒ)は長元二三年の頃、道方卿年六十二三の時の事なり。

續詞花歌集旅云、見まさかのすけにて侍りける時、國府にて月をみてよみける。

過つらむ都のこともとふへきに雲のよそにもわたる月哉　左京大夫顯輔

介の館の址は小原村に在り。其上方を介の上といひ來たれり。顯輔卿の住れし處なり。

苫西郡

○院荘行宮

院荘行宮は布原郷院荘に在り。後醍醐天皇の行在所なり。大宮處方八九十間許りも有るべし。貞享五年七月、美作侍從源長成朝臣森家築土を修ひ、松を栽竝べ、東大門といふ處、昔櫻の古木有し處といひ傳へたりとて、其所に櫻を栽ゑ碑を建られけり。其碑今に存り。

ます鏡くめのさら山に云、元弘二年云云、やよひのはじめの七日、都をいでさせ給ふ云云、十七日美作國におはしましつきぬ。太平記に院ノ莊へ入ラセ給ヒヌと見えたり。御心ちなやましくて、この國に二三日やすらはせ給ふ程、かりそめの御屋どりなれば、ふかからでさぶらふかぎりのものゝふども、おのづからきちかく見たてまつるを、あはれにめでたしと思ひきこゆ。君もおぼしつゞくる事ありて、

あはれとはなれも見るらむ我民をおもふこゝろはいまもかはらず

おはしますにつゞきたる軒のつまより、煙のたちくれば、いなりにたけるとうち誦せさせたまへるもえんなり。

よそにのみおもひぞ屋りし思ひきやたみのかまどをかくて見むとは

廿一日　雲清寺といふ所にて云云。

雲清寺は伯耆國なり。

太平記備後三郎高德事に云、其頃備前國に、兒島備後三郎高德と云者あり。主上笠置に御座有し時、御方に參して揚ニ義兵一しが、事未レ成先に、笠置も被レ落、楠も自害したりと聞えしかば、力

*兒島高德卿貫考亦兒島氏を邑久郡の人とせり併せ考ふべし

を失て默止けるが、主上隱岐國へ被レ遷させ給ふと聞て、無レ貳一族共を集めて評定しけるは云々、見レ義不レ爲無レ勇、いざや臨幸の路次に參り會、君を奪取奉て大軍を起し、縱ひ屍を戰場に曝す共、名を子孫に傳へんと申ければ、心ある一族共皆此義に同ず。さらば路次の難所を相待て其隙を可レ伺とて、備前と播磨との境なる舟坂山の嶺に隱れ臥し、今や〱とぞ待たりける。臨幸餘りに遲かりければ、人を走らかして是を見するに、警固の武士山陽道を不レ經、播磨の今宿より山陰道にかゝり、還幸を成し奉りける間、高德が支度相違してけり。さらば美作の杉坂こそ究竟の深山なれ。此にて待奉んとて、三石の山より直違に、道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へ著たりければ、主上早、院の莊へ入せ給ひぬと申ける間、無レ力、此より散々に成けるが、せめても此所存を、上聞に達せばやと思ひける間、微服潛行して時分を伺ひけれども、可レ然隙も無かりければ、君の御坐ある御宿の庭に、大きなる櫻木有けるを押削て、大文字に一句の詩をぞ書付たりける。

天莫レ空二勾踐一時非レ無二范蠡一。

御警固の武士共朝に是を見付て、何事を何なる者の書たるやらんとて、讀みかねて則上聞に達しけてり。主上は軈て詩の心を御覺り有て、龍顏殊に御快く笑せ給へども、武士共は敢て其來歷を不レ知咎る事も無りける。

兒島備後三郎大人は、氏は三宅にて、*備前國邑久郡長沼鄕射越村の和田といふ地の人なり。此大人の事委くは備前國續風土記に記し置つ。大人の像、苫東郡東一宮の觀音寺といふ寺にあり。

太平記諸國宮方蜂起の事云、山陽道には康安二年（正平十七年なり。）六月三日に、山名伊豆守時氏五千餘騎にて、伯耆より美作の院の莊へ打越て、國々へ勢を差分つ。

此は行宮の事ならねど、院の莊の因に引く。

*神南備は太古神を祭れる靈域なり。出雲風土記神南備山四あり。美作にては久米皿川、備中にては吉備中山をいふ。神南備山の古名あるより考ふるも、この祭神の由來極めて古きを知るべし。

久米郡

〇久米の佐良山。

久米の佐良山は長岡郷一方村井口村の上へに在て、國府より南の方に見ゆる山なり。國府は苫東郡なるを、佐良山は久米の郡なれば郡名を冠らせて、國府より久米の佐良山といへるなり。此山、清和天皇貞觀元年の大嘗會（當年の大嘗會悠紀は參河國播豆郡に、主基は美作國英多郡。）に、美作や久米の佐良山と詠れけるより、名所とぞなりにける。

美作風土記神名抄云、久米郡佐良社、木花之開耶姫神長岡郷久米佐良山坐。

久米の佐良山、此大神坐坐故に、一名を神南備山ともいへり。此社今は其山の山陽なる長岡郷佐良荘佐良村（今は謬りて皿村と書り。）に遷し奉れり。

續遍照發揮性靈集、為弟子僧眞體設亡妹七七齋並奉入傳燈料田願文云、想亡妹和氣朝臣氏、牝卦陶性柔氣治身。天地覆載、早露嬰孩之年、恃怙懷哺、速孤伶俜之齒、所冀崇四德於母儀、何圖穸三泉乎夭死。嗚呼哀哉悲哉、奈何眞體等悲連枝之半枯、痛同氣之一休、涙與朝露泣、心將晨霜消竭、日月逝流、七七忽臨、謹以天長三年十月八日、先人所遺土佐國久滿並田村莊、美作國佐良莊、但馬國針谷田等、永奉入神護寺傳法料（田數在別）兼延龍象、演說大日經並設百味、奉獻三寶云云。

佐良荘は佐良山の山陽に在り。此荘天長三年迄は、和氣朝臣の荘園なりし事上の件の文にて知られたり。和氣朝臣は備前國磐梨郡和氣郷の人なりしが、清麻呂卿の時より右京に貫り。和氣氏の事委くは備前國續風土記に記置たり。神護寺は山城國葛野郡高尾山の神護寺也。此荘神護寺の荘園となりければ、高雄山の鎮守護王大明神を遷祭て、高尾大明神と稱申けり。其所を今高尾村といふ。

古書に高尾山とも書たり。故此にも高尾と書るなり。莊家の址を今藥師屋敷といふ。藥師屋敷殘れり。護王大明神は和氣朝臣清麻呂卿の靈を祭れるなり。嘉永四年三月高尾山へ勅使を立られて、正一位護王大明神と崇させ給ひける。

古今歌集大歌所御歌云、

みまさかや久米のさら山さら〳〵にわが名はたてじ萬代までに

これは水のをの御べの美作國のうた

古今歌六帖云　山

見まさかやくめのさら山さら〳〵に我名はたてし萬代までに

催馬樂呂云、美作　十六二段各八

美萬左加也宇女乃引久宇女乃左安良也末左良左良爾以々奈與也左良左良爾奈與也左良左安良爾和ミ加名引和々加名波安太氏之與呂川與於末天爾也與呂川與於末天爾。

權中納言源朝臣道方卿日記云、うなでの社にかぐらへいはく、さま〳〵いのりして、あめをこひ侍りしに、この人いまだ十二三ばかりにや有つる。法樂に琵琶をひかせ侍りしかば、ひろまへ所せきまで人たちいりて、きゝ侍りし。このくにのことなればとて、くめのさらやまをこゑいとおかしうひく。にはかにそらくらがり、あめしきりにくだりしかば、たちこゑつる人笠もとりあへずぬれにけり。

この人とは、大納言經信卿をいへり。此卿は寛仁二年に生れし人なり。十二三ばかりといへば長元二三年の頃なり。このくにのことなればとて、くめのさら山をこゑいとおかしうひくとは、催馬樂の美作をうたひて、琵琶鼓しをいへり。

詞花歌集雜云、修理大夫顯季美作守に侍りけるとき、人々いざなひて、右近馬場にまかりて、時鳥待侍りけるに、俊子內親王の女房の車まうできて、連歌し、歌よみなどして、曙に歸り侍ける

*院庄作樂香には美作國英多郡江見庄田原村杉坂を越えさせられ、川崎原山口荒木田倉敷を輕て勝南郡鹽湯郷和氣郷上間を通御百百村に出で、大宮神社の櫻花を御覧せらる、而して百百より羽仁に出て、和氣山の麓北へ錦川に沿ひて、河邊郷瓜生原村の字海內原と云ふ所に於いて久米南條郡長岡郷鴛淵村なる川中山王里宮の下を渡らせらるゝ、夫より山王谷荒神山種を通御、種村に御見物場といふ所あり、東より來れば久米の佐皿山の

に、彼女房の車より、

　みまさかやくめのさら山とおもへどもわかのうらとぞいふべかりける

抄云、顯季卿は美作守なればかくよめり。くめのさら山かと思ひしかども、かく連歌し歌よめば、和歌の浦といはんと也。

ます鏡くめのさら山云云、元弘二年云云、やよいのはじめの七日、都をいでさせ給ふ云云、十七日、美作の國にまはしましつきぬ云云。くめのさら山こえさせ給ふとて、

　きゝおきしくめのさら山こえゆかん道とはかねて思ひやはせじ

*太平記遷幸事云、杉坂越えて美作や久米の佐羅山さらに云々、

謹て按ふに、後醍醐天皇播磨と美作の堺なる杉坂より、英多郡閤武郷閤武渡今は訛て江見渡しといへり。勝田郡豐國郷北山渡を渡らせ給ひて北山渡に、後醍醐天皇笠掛森といふ所あり。同郡和氣郷百々村百々と云ふ名の義は、此村に百々とて水の落る所あり。故村名とせり。百々は水の落る音にて、萬葉集に瀧もとゝろに流る白浪など詠り。然れば登抒といふへきを、今は訛て抒抒といへり。に出まし、百々村に和氣郷の廳の址あり。其北の方を小朝廷といふ、後醍醐天皇の大御轡停給ひし所といへり。其處より小川を隔て、東南の方同し郷の總社に、後醍醐天皇大御幸櫻といふ古木あり。久米郡長岡郷大渡大渡を後には字音に陀伊登といへり。今は文字をも誤りて大戸と書り。を渡らせ給ひ、同郷の鴛淵田使正昭が家の記に、鴛淵とあり、又備前國津高郡難波經恭が家に傳へらる。文明十三年四月七日舊難波十郎兵衞尉行豐が軍忠狀といふものにも、美作國鴛淵山と見えたり今は音をも、字をも誤りて押淵と書り。久米の佐良山を越させ給ひて、苫西郡布原郷院莊行宮に着せ給ひしものなり。然て久米の佐良山を越させ給ふとは、其久米の佐良山の山陽なる長岡郷佐良莊荒神山村谷村此國の俗言に谷をたねといふ、故今は誤りて種村と書り。佐良村の山道を、東方より西方へ通らせ給ひしをいふ。久米の佐良山にこの道を除きて道はなし。故久米の佐良山を越させ給ふとあるは、この道にて大御歌に久米の佐良山越ゆかむ道とはかねて云々と詠給ひし道、即此道なる事炳焉。此道古へ京より出雲の國へ下る一の道にて、後鳥羽院天皇も

始めて見ゆる所にて、村人等、後醍醐天皇、姑らく大御[illegible]輿を駐めさせられ、佐良山の御製遊はされし所なりといふ、と記したり。

（花房系圖に花房助兵衞職之陷二作州篠山城一又陷二作州佐賀山城一と見え又寛永十八年六月十二日小鳥次郎兵衞覺書に、さらやま城を助兵衞様御攻落し被レ成、又其次にさが山と申城を助兵衞様御手柄せめに被レ成候と見えたり）

此道を通らせ給ひ、後鳥羽院天皇行幸の御幸は、美作國續風土記に論ひたり。後醍醐天皇も此道を通らせ給ひしものなり。今は人の往來も少けれど、出雲國の守護職の難波へ之には、近き頃迄此道を通りしといひ傳へたり。勝田郡鹽湯御菜喰ナグヒ村の人下山市兵衞が、元和九年三月下旬に書し、其家の記に天正七年下山半内正氏は、勝元殿を見居ケ、久米郡皿ノ荒神花房系圖云云花房五郎左衞門と親族故、久米の皿山へ退申候と書たり。又延原彈正景光記といふもの、天正七年久米皿山に花房五郎左衞門籠城する處に、彈正押寄皿山を取卷けると書たり。又備前國赤坂郡葛木郷神田村の花房の家の系圖にも、花房久米の皿山の城主と書たり。此等皆荒神山を指して久米の佐良山をいへるなり。此に依り思へは、荒神山村谷村佐良村のあたり、昔押なへて久米の佐良山といひしとぞ思はるゝ。

太平記彙本には、久米の佐良山にて、小山五郎左衞門尉秀朝、花を一枝手折て云々とあり。谷村佐良村のあたりは、今も櫻花多き處なり。

名所方角抄云、山陽道美作國分久米更山河有り。

久米の佐良山北方は一方村井口村にて、其麓を大河流れたり。故河有りといへるなり。久米の佐良山の山陽に佐良川といふ小川あれと、其文はあらす。

今も津山のあたりより、久米の佐良山を見れば、大河を隔て、南の方に見ゆるなり。

擧白集云、美作にある人のもとへ

思ひやるくめのさら山さら〳〵と霰ふる夜の竹の下菴　　豐臣勝俊

久米の佐良山の古歌甚多し。今は上件の四首のみを取りつ。

今佐良山の南方に、篠山城といふ短山有り。其を久米の佐良山なりといひ、又佐良の莊中島村慶長七年美作の守護中納言豐臣朝臣秀詮卿の判有るものに、久米南條郡中島村とあるは此村なり。に嵯峨山といふ短山有り。此は嵯峨といふ山にて、其山の西方をも嵯峨もいへり。其をも久米の佐良山なりといふ。二ともに後にいひ出たる事にて、古の久米の佐良山には非ず。眞の久米の佐良山は佐良神の鎭坐る神南備山なる事、上件に引く美作風土記・神名抄・又ます鏡・太平記等の文にても知られ、山の形を見ても知られたるものをや。

此久米郡に久米鄉久米村有り。然れど久米の佐良山は鄉名の久米に依れるにはあらず。郡名を冠ら

せていへる由は上件にいひつるが如し。

眞島郡

○中山

中山は美甘郷新莊村に在て、山陰は伯耆國日野郡に隷けり。今は四十曲といふ。凡中山とは國郡郷なとの堺の山をいふ。此處なるは伯耆と美作との堺の中山なり。後鳥羽院天皇此山を越給ひて、大御歌詠給ひけり。又後醍醐天皇も此所を越給ひけり。

承久御道記云、承久二年七月云々、美作と伯耆のさかひなる、中山といふ所を越させたまふに、向ひの峯に細道あり。いづくへかよふ道ぞと御尋ね有りければ、都へ通ふ古き道にてさふらふと申上けるに、

みやこ人たれふみそめてかよひけむむかしの道のなつかしきかな

とあそばされけり云々、廿七日出雲國大濱の湊につかせたまふ云々。

向ひの峯は伯耆國の內なり。

嘉永五年閏二月三日、美作國勝田郡和氣郷田使正昭が家にて、此美作國の卷を記始て、同七日迄に記しをへつ。

山陽道名所考美作國の卷に附る卷

英多郡

○田原村

田原村は、閻武鄕に在り。正平三年九月十三日僧元光此處に來り、月を觀て作れるから歌有り。永源寂室和尚語錄偈頌云、九月十三夜遊二田原村一、投二宿茅舍一。同來諸弟皆曲レ肱寢、獨開レ窓觀レ月、聊寫二老懷一耳。

戊子季秋將二半日一、田原村裡宿二煙蘿一、看來五十餘霜月、幽興不レ如今夜多。

重刊冠註云、田原村在二作州英田郡一戊子季秋人皇九十七代光明院貞和四年（英多を英田と書るは、後の書さまなり。貞和四年は、後村上天皇の正平三年なり。）

元光は、美作國眞島郡高田鄕の人なり。元應二年、年三十一にて元國に渡り、嘉暦元年三十七にて還來て、正平六年六十二の時まで二十六年、美作備前二國の間に在しと其行狀に見えたり。正平三年は年五十九の時なり。

嘉永五年閏二月八日

美作國勝田郡和氣鄕人田使經正記す

美作鬢鏡

美作鬢鏡　全

目録

津山一國一城
松平越後守様
千代
万歳
御領分拾万石
内村邑高附

美作鬢鏡 目次

懐中鬢鏡

序

京童(ワランベ)の更科(サラシナ)の月のいみしきをしらぬも、本意なし。予不肖にして、生國一順の砂石をしらず。花に佇(タヽズ)み月にうそぶくなどと、かたるに其實を失ふて、其非を悔にいとまあらず。漸家國の山川に文を流し、言の葉をかけらして、頗(スコブル)九牛の一毛をかき集(アツ)めぬ。さればや莊子(ソウシ)も、木を員(カゾヘ)て草を不員(カゾヘズ)とも可なりと言り。宛(アタ)かも高峯の荒木を聞て、いまだ深谷の細草をしらず。終に梓(アヅサ)にちりばめて、同朋(ホウ)に見せしむ。猶先賢(ケン)も一文は無文の助なりとや。いさゝか世人の拍笑(ハクセウ)を悔のみ。

林盛龍軒草　印

懐中鬢鏡　全

東南條郡

四百六拾七石七斗六升五合　林田村 庄屋 藤九郎
三百拾石壹升六合　同丹後山下 町作
八百七拾八石九斗三合　河崎村 久六
五百四拾九石九升六合　野介代 彌六郎
八拾五石五斗九升貳合　同太田村 九郎左衞門
六百六拾貳石貳斗四升　高野山西 與右衞門
四百四拾七石六斗一升一合　同東 市左衞門
四百四石壹斗七升　押入上村 與左衞門
五百七拾石貳斗　同下村 善次郎
六百六拾八石四斗九升七合　高野本郷西 源三郎
五百六拾五石五斗九升一合　同本郷村 九右衞門
五百七拾八石壹斗八合　同本郷北 長兵衞
五百八石五斗三升七合　野村 源四郎
貳百七拾八石三斗貳升貳合　志戸部 五郎兵衞
三百七拾壹石四斗八升一合　勝部上 五左衞門
三百拾九石四斗四升貳合　同下 次郎右衞門
三百四拾貳石貳斗八升一合　沼村 喜衞門
百四拾石三升九合　紫保井 五郎左衞門

貳百六拾壹石六升八合　大田村 忠兵衞
貳百三石九斗三升七合　籾山村 善兵衞
貳千四百壹石三斗八升七合　東一ノ宮 五郎右衞門・次郎兵衞・權兵衞
〆壹萬六百五拾四石壹升三合

野介代村太庄屋香山太兵衞　中庄屋 忠次郎
東一ノ宮村大庄屋中島孫左衞門　同 新兵衞
林田村　同 小右門
高野山西　同 六郎右衞門
高野本郷　同 久兵衞
勝部上村　同 平右衞門
同下村　同 孫兵衞

東北條郡

千貳拾貳石三斗五升九合　下横野 伊兵衞
八百貳拾五石三斗八升四合　上横野 加左衞門
百貳拾九石七斗　同奥大谷 六右衞門
千三百九拾七石九斗九升七合　下高倉 次郎兵衞・又七
三百七拾六石九斗一升一合　草加部 久衞門
千貳拾石三斗四升貳合　綾部村 伊右衞門

五百七拾九石九斗五升四合　上高倉　次郎衛門
五百拾石壹斗三升六合　大笹西　三郎兵衛
四百七拾五石五斗一升五合　大笹東　孫三郎
貳百七拾石三斗九升八合　原郷　徳右衛門
三百四拾壹石六斗九升八合　楢井　次郎兵衛
貳百拾六石九斗貳升八合　同青山　八郎兵衛
六百八石貳斗七升八合　行重　助三郎
貳百九拾石壹斗　吉見　多兵衛
百四石四斗五升四合　同八代　五兵衛
四百貳拾石九升八合　成安　助二郎
九拾石五斗八升八合　同下原　三郎兵衛
貳百拾九石六升三合　下津川　六右衛門
六百七石三斗七合　公郷上　又右衛門
三百五十五石五斗七升八合　下村　次郎兵衛
五百九石四斗七升四合　桑原　平右衛門
三百貳拾貳石貳斗八升四合　小淵村　彦右衛門
貳百四石貳斗五升　塔中村　長次郎
百貳拾六石五斗九升六合　小中原　彦三郎
四百四十貳石七斗一升八合　中原村　平六
三百六拾四石四斗二升四合　百々村　又次郎

六百八拾貳石五斗九升六合　宇野村　五兵衛
百五拾四石五斗七升八合　戸賀　次兵衛
百拾四石五斗七升三合　才谷　彦三郎
六拾貳石七合　西黒木　與右衛門
百貳拾石七斗四合　東黒木　孫十郎
貳百六拾五石五斗貳升六合　青柳　久右衛門
八拾八石九升八合　同室尾　小三郎
貳百八拾四石九升五合　知和　孫四郎
九拾貳石七斗五升三合　河井村　又七
四拾九石五斗貳升八合　山下　同人
百七拾石六斗貳升七合　倉見　與三兵衛
九百七拾五石三斗八升四合　河波　加兵衛
貳百貳拾七石貳斗五升八合　物見　善兵衛
〆壹萬五千百貳拾石八斗三合
綾部村大庄屋多胡勘三郎　中庄屋　惣右衛門
小中原村大庄屋中初孫右衛門
下津川村　中庄屋　又四郎
小淵村　同　勘四郎
塔中村　同　安兵衛
百々村　同　彦兵衛

宇野村　同　九郎右衛門

西北條部

千百拾六石六斗一升七合　小田中　吉右衛門
八百八拾八石一斗七升一合　山北村　又三郎
四百六拾三石貳斗六合　惣社　野右衛門
三百五拾六石四升四合　上河原　惣兵衛
五百四拾九石九升　小原　彌右衛門
百壹石九斗七升六合　西一宮　忠兵衛
七拾五石七斗九升八合　同　湯谷　甚右衛門
四百九拾四石七斗八升六合　東田邊　伊兵衛　又兵衛
三百五拾九石貳斗八升八合　西　同　助右衛門
貳百貳拾貳石七斗八合　上田ノ邑　見内　助右衛門
百八拾四石三斗九升四合　同　平田　善三郎
貳百貳拾七石九升八合　同　北村　太兵衛
三百七拾四石貳斗八升八合　同　南村　長左衛門
貳百八拾四石貳斗五升三合　同　東村　七右衛門
九百八拾石三斗四升七合　下田ノ邑　孫三郎　五郎右衛門
三百四拾九石六斗四升四合　沖村　甚右衛門
三百四拾八石五斗六升八合　公保田　喜左衛門

六百四拾六石貳斗四升四合　澤田　又四郎
貳百九拾石六斗七合　市場　三郎兵衛
四百三拾七石六升五合　香々美　中村　孫八
四百三拾七石五斗貳升六合　藤屋　喜三郎
貳百三拾八石六斗一升　寺和田　四郎左衛門
百拾壹石四斗貳升　同上村　與三左衛門
九拾壹石貳斗五升一合　年信　四郎左衛門
百九拾六石八斗九升七合　百谷ノ内　井村　伊右衛門
七拾石四斗八升九合　同　寺谷　一郎右衛門
百八拾九石貳斗七升八合　眞經　七郎右衛門
貳百貳拾石七斗七升四合　大町　久三郎
拾四石五斗六升壹合　同宗重　同　人
六拾四石八斗二升四合　岩屋　小衛門
八拾三石三斗四升六合　越畑　清衛門
拾八石六斗三升五合　同鐵山　同　人
〆壹萬四百八拾七石七斗八升四合
山北村大庄屋大谷茂兵衛　中庄屋　德右衛門
東田邊村大庄屋土井藤七
上田ノ邑大庄屋土井七郎兵衛
香々美中大庄屋岸新兵衛

總社村 中庄屋 治右衛門
下田ノ邑 同 三郎右衛門
公保田村 同 彌右衛門

西々條郡

石高	村	名
千五拾四石八升五合	二宮	三郎右衛門
千八百八拾七石八升六合	院庄	理右衛門 彥右衛門
千貳百七拾參石九斗五升五合	神戶	理左衛門 又左衛門
七百拾參石四斗貳升七合	吉原	安兵衛
四百五拾七石五斗參升八合	戶島	傳右衛門
千參拾六石六斗五升四合	古川	彥三郎
四百九拾四石九斗八合	布原	七兵衛
千參拾九石三斗七升八合	下原	與三右衛門 彥兵衛
七百七拾壹石參斗七升七合	薪森原	喜右衛門
四百五拾五石五斗七升四合	高山	長右衛門
四百貳拾壹石一斗七升參合	河本	六右衛門
六百參拾四石一斗八升八合	原村	孫三郎
八百九拾九石貳斗七升一合	眞加部	又右衛門
貳百八拾四石六斗九升八合	宗枝	德右衛門
四百五拾八石六斗六升五合	寺本	介五郎
六百六拾九石參斗九升一合	竹田	勘六
千四百六拾石參斗六升七合	圓宗寺	新右衛門 庄九郎
四百貳拾貳石五斗四升九合	和田	次郎左衛門
六百四拾參石四升八合	貞永寺	文七
七百九拾四石九斗六升四合	土居	長右衛門
貳百四石三斗七升五合	瀨戶	四郎兵衛
七百貳拾七石四斗七升一合	小座	介右衛門
百五拾參石八斗九升一合	下森原	平右衛門
參百九拾貳石五升六合	上森原	四郎左衛門
參百六拾參石一斗五升八合	馬場	傳六
參百九拾五石九斗三升五合	塚谷	與一郎
四百八拾八石七斗四升七合	入村	重兵衛
三百五拾貳石四斗七升六合	山城	忠次郎
六百四拾貳石參斗五升七合	中谷上	長右衛門
四百七拾壹石壹斗貳升六合	同中	忠右衛門
百七拾五石參斗四升五合	同下	六右衛門
貳百四拾五石三斗七升八合	富中間	與三右衛門
五拾六石六斗六合	楠村	又右衛門
百五拾四石貳升壹合	大村	作兵衛

四百五拾貳石四斗七升五合　富西谷　平右衛門
(原本不明)□白參拾八石壹斗壹升四合　同東谷　一郎右衛門
參百六拾八石七斗六升貳合　土生村　喜兵衛
四百五拾九石壹斗五合　久田下原　次郎右衛門
五拾石壹斗六合　同長外路　同人
百四拾八石九斗貳升　同上原　五郎左衛門
貳百七拾參石四斗五升壹合　河内　次郎左衛門
參百六拾五石五斗貳升　黒木　貞六
百貳拾七石八斗九升七合　箱村　九右衛門
百五拾四石壹斗九升貳合　西屋　喜八郎
貳百參拾石六斗七升四合　杉村　佐七
七拾八石壹斗六升貳合　女原　小右衛門
百六拾五石七斗四升壹合　井坂　九郎右衛門
貳百參拾參石一斗八升五合　養野　介右衛門
九拾石六斗八升八合　四口野　又右衛門
五百八拾九石八斗五升壹合　羽出　市兵衛・八郎右衛門
貳百貳拾四石壹斗壹升六合　奥津　惣介
參百貳拾六石九斗六升壹合　同川西　太郎右衛門
貳百貳拾六石五斗九合　長藤　與右衛門
貳百貳拾貳石六斗八升九合　下齋原　市左衛門

四百拾參石貳斗貳升貳合　上齋原　作右衛門
〆貳萬六千參百參十五石八斗四升四合
二宮村大庄屋立石彌惣次郎　中庄屋　惣兵衛
院庄村大庄屋江川四郎左右衛門
塚谷村大庄屋櫻井七右衛門
富東谷大庄屋廣山孫左衛門
長藤村大庄屋石原理左衛門

神戸村　中庄屋　庄三郎
吉原村　同　甚兵衛
戸島村　同　彦右衛門
下原村　同　傳右衛門
和田村　同　佐次右門
瀬戸村　同　四郎兵衛
下森原　同　文右衛門
中谷上　同　長右衛門
富西谷　同　四郎左衛門
養野村　同　助右衛門
奥津村　同　惣助

大庭郡

石高	村名	名前
八拾六石四斗七升六合	下見	助右衛門
百七拾八石五斗八升六合	法界寺	次郎右衛門
五百拾壹石參斗八升貳合	赤野	八助
貳百九拾九石六斗壹合	西原	清左衛門
五百四拾八石貳斗壹升貳合	田原	與三左衛門
四百七拾四石壹斗六升五合	古見 山方	彥二郎
五百六拾壹石壹斗八升八合	同 原方	七郎右衛門
參百五拾參石八升四合	野川	久介
九百七石八斗八升貳合	下河内	六郎兵衛 與右衛門
參百四拾參石四斗九升八合	上河内 西谷	孫二郎
四百九拾石壹斗參升七合	同 中村	同人
貳百九拾四石六斗六升	同 東谷	七兵衛
六百九拾參石七斗六升貳合	三崎 川原	三郎右衛門
八百貳拾七石參斗九合	大庭	清右衛門
貳百貳拾參石五斗四合	平松	助六
七百八拾貳石六斗九升五合	目木村	長右衛門
六拾七石八斗六升六合	同上村	甚九郎
貳百六拾八石八斗八升參合	臺金屋	助六
貳百七拾參石七斗五升六合	多田	次郎兵衛
百五拾參石五斗八合	鍋屋	六右衛門
貳百八拾五石壹斗八升八合	中島	九郎兵衛
五百九拾壹石七斗九升	久世 山方	七郎右衛門
八百九拾九石八斗五升四合	同 原方	四郎太夫
參百貳拾七石五斗七升九合	山久世	利兵衛
參百四拾五石八斗壹升壹合	三坂	傳右衛門
四百九拾六石九斗九升	樫村 西谷	利右衛門
參百貳拾九石七斗壹升七合	同 東谷	太郎右衛門 一郎右衛門
百五拾貳石貳斗八升六合	同 神上村	孫兵衛
參百拾六石貳斗五升四合	余野下	五郎右衛門
參百拾五石貳斗五升七合	同上村	三郎兵衛
九拾貳石四升貳合	次樽	彌兵衛
百貳拾九石貳斗五升參合	釘貫 小川	與四郎
百參拾四石參斗參合	久見	彥二郎
六百九石八斗壹升貳合	社村	孫六
貳百七拾壹石六斗五升八合	下湯原	善右衛門
參拾七石八斗八升貳合	湯本	次右衛門
八拾六石八升七合	三世七原	吉右衛門
百六拾貳石壹斗四升七合	田羽根	孫兵衛

貳百四拾石八斗八升九合　初和　彌右衛門
百四拾七石九斗四合　眞加子　仁右衛門
六百六拾八石七斗四升壹合　下和　孫三郎
貳百五拾九石貳斗八升六合　吉田　忠右衛門
貳百六拾八石七斗八合　別所　與三郎
四百五拾八石壹斗六升六合　下長田　又三郎
五百貳拾貳石四斗壹升六合　上長田　與三郎
五百六石八斗九升九合　下福田　傳兵衛
貳百拾壹石四升五合　富山根　小右衛門
貳百九石貳斗五升壹合　富掛田　七兵衛
參百四拾九石八升六合　中福田　三郎右衛門
四百拾五石九斗八升七合　上福田　助右衛門
八拾七石壹斗壹升　湯舟　同人
四百拾貳石參斗參升八合　下徳山　喜左衛門
四百四石四斗八升七合　上徳山　與九郎
〆貳萬參百五拾壹石九斗六升五合
上河内村大庄屋近藤忠右衛門
目木村大庄屋福島善兵衛　中庄屋　喜右衛門
湯本村大庄屋美甘三郎左衛門
赤野村　中庄屋　長左衛門
下河内村　同　新九郎
三崎河原　同　孫左衛門
中島村　同　九郎兵衛
余野上　同　又右衛門
社村　同　甚右衛門
初和　同　彌右衛門

眞島郡

百貳拾壹石七斗六升貳合　正吉　喜右衛門
五拾參石五升八合　岡村　又右衛門
百四拾四石七斗五合　柴原　惣右衛門
七拾貳石六斗九合　眞加　治右衛門
七拾參石六斗參升壹合　作原　彦二郎
九拾六石八升八合　神場　五郎兵衛
六拾貳石四升四合　見尾　與六
六拾石四斗八升四合　和介　菅谷　助四郎
拾四石貳斗五升五合　同　西畑　仁兵衛
四拾六石五斗三升六合　星山　仁右衛門
貳百參拾九石六斗五升八合　田口　善兵衛
千九拾八石六斗貳升貳合　美甘　善右衛門

四百貳拾石四斗參升八合　同　麓　彦十郎
千五百九拾四石五斗參升四合　新庄　次郎左衛門
四百拾石貳斗八升參合　黑田　彌左衛門
四百參拾五石九斗壹升八合　鐵山　喜三郎
六百六拾壹石參斗八升三合　見明戸　新右衛門
七拾九石貳斗參升八合　大月　安左衛門
六拾七石五斗八升貳合　石内　同人
百四拾壹石四斗壹升八合　上岸　同人
八拾七石六斗五升九合　安井　同人
七拾五石壹斗八升五合　小谷　同人
八拾九石六斗五合　三家　忠助
貳百拾參石七斗九升　中間　市右衛門
貳百貳拾參石六斗參升七合　土居　彌四郎
七拾六石八斗四升參合　目地　吉右衛門
參拾貳石八斗貳合　藪村　左平次
百參拾八石五升三合　向湯原　二郎兵衛
百壹石六斗八升三合　茅森　六助
九拾壹石四斗壹升四合　羽部　治兵衛
四拾六石貳斗四升六合　玉田　安左衛門
四百九拾石四斗八升八合　種村　七左衛門

貳拾八石六斗一升六合　同桑瀬　久兵衛
三百七拾六石六斗八升壹合　栗谷　與九郎
八拾石六斗七合　同大杉　治兵衛
貳百拾九石九斗五升五合　藤森　五郎左衛門
貳百貳拾四石八斗五升九合　黑杭　七兵衛
參百石八斗六升九合　小童谷　七右衛門
五百八拾九石九斗七升九合　下見　助五郎
九百參拾貳石七斗七升四合　東茅部　理左衛門
五百七拾石貳升參合　西茅部　久左衛門
貳百貳拾六石五斗八升參合　東茅部　太郎兵衛
九拾九石貳斗八升八合　同別所　忠右衛門

〆壹萬千參百拾五石五斗壹升五合
三家村大庄屋進五左衛門
小童谷大庄屋鹿戸喜右衛門

久米南條部

岡村　中庄屋　又右衛門
大月村　同　新右衛門
種村　同　平左衛門
東茅部　同　理左衛門

百拾石四斗四合　小桁　長兵衛
參拾七石七斗七升貳合　金屋　半兵衛
五百四拾貳石六升九合　八出　甚右衛門
五百拾八石參斗參升貳合　横山村　次郎右衛門
參百四拾壹石九斗四升四合　大谷　惣四郎
百石九斗八升　井ノ口　八郎右衛門
貳百參拾九石壹斗八升九合　北村　又左衛門
五百四拾壹石六斗九升七合　一方村　七右衛門
百七拾九石一斗三升四合　暮田　又三郎
四百六拾八石八斗八合　中島　四郎右衛門
貳百三拾石一斗七升四合　古城西　又四郎
百九拾七石五斗一升六合　同東　彦市
〆三千五百八石貳升七合
一方村大庄屋植月六郎右衛門
中島村　中庄屋　四郎右衛門

勝南郡

七百八拾四石三斗一升　河邊　喜右衛門・彦右衛門
三百四拾貳石九斗四升七合　同井口　彦三郎
五百七拾七石貳斗貳合　國分寺　忠右衛門

五百貳拾六石五斗七升　同上　次郎左衛門
〆貳千貳百三拾壹石四升九合
河島村大庄屋土井太郎左衛門
井口村　中庄屋　源四郎

高、都合拾萬石

內藤丹波守様御領分

（注）內藤丹波守名は政森始山城守と稱す元祿十五年七月四日上野國碓氷と美作久米北條とを賜はり居所を上野安中とす寛延二年二月六日所領を改めて三河に賜はり加茂郡擧母に移る。

高五千石

御陣屋　坪井町

内久米北條郡

六百貳拾五石貳斗一升一合　坪井下村　彦市
六百三拾八石三斗壹合　同上村　傳六
三百拾八石參合　南方一色　政右衛門
貳百六拾六石九斗八升九合　中北下　彦十郎

六百五拾石七斗四升七合　中山手里　勘右衛門
四百七拾壹石七斗六升貳合　同　奥　傳三郎
貳百六拾九石八斗六升貳合　東拼和　彌右衛門
參百五拾參石九斗四升參合　中拼和畝　惣右衛門
參百四拾七石四升七合　中拼和谷　彥右衛門
參百貳拾九石七斗八升七合　同上ノ口　五左衛門
參百六拾壹石八斗七升一合　西拼和　淺右衛門
參百六拾六石四斗七升七合　小山村　庄右衛門
〆五千石
坪井下村大庄屋福本文左衛門
栃原村大庄屋氏平小右衛門

遠山半十郎様御代官所

御陣屋　鹿田町

高壹萬七千九百四石七斗五升九合

内眞島郡

千貳百九拾四石六斗六合　鹿田村　甚兵衛
八百六拾六石三斗五升七合　關村　九右衛門

六百貳拾壹石七升三合　一色村　平兵衛
八百拾五石九斗壹升壹合　栗原　理左衛門
四百五石九斗五升參合　上山　半兵衛
四百八拾九石壹斗九升貳合　吉村　藤四郎　太左衛門
貳百拾五石壹升貳合　且土　四郎左衛門
百五拾參石七斗七升　野原　勘右衛門
六百八拾七石八斗七升貳合　垂水　新三郎
參百四拾六石四斗九升九合　上市瀨　助七郎
參百八拾八石參升五合　開田　茂七郎
五百八拾貳石九斗貳升五合　中村　助四郎
〆六千八百六拾七石貳斗九合

久米南條郡

貳百八拾八石壹斗貳升五合　越尾下　孫右衛門
貳百參拾壹石九斗壹升四合　越尾上　次郎兵衛
五百六拾貳石壹斗五升貳合　原田西　彌左衛門
五百拾九石六升八合　原田中　助四郎
四百五拾九石壹斗四合　原田東　三郎兵衛
百五拾參石六斗九升六合　山城　彌五兵衛
五百貳拾貳石貳斗參升四合　上弓削　三郎右衛門

百七拾七石貳斗五升四合　金堀　孫四郎
參拾八石五升四合　栗子　九郎左衛門
貳百八拾六石四斗參升六合　塚角　市左衛門
五拾石六斗貳升參合　八神　仁右衛門
百貳拾六石五斗貳升七合　押淵　六郎右衛門
〆參千四百拾五石壹斗八升七合

久米北條郡

八百五拾參石四斗三升貳合　宮尾　平左衛門
千百參拾石九斗　里公文　市兵衛
五百拾九石九斗參升壹合　戸脇　與右衛門
〆貳千五百四石貳斗六升參合

英田郡

參百九石壹斗九升八合　下倉鋪　庄左衛門
百七拾八石五斗四升一合　三倉田　多兵衛
百八石七斗九升貳合　猪師　市左衛門
參百八拾四石六斗七升貳合　海田　源兵衛
貳百三拾石八斗參升四合　尾谷　理左衛門
參百五拾壹石壹斗壹合　奥村　傳十郎
參百七拾壹石七斗七升五合　福本　加平次
百貳拾四石九斗九升壹合　井口　甚右衛門
貳百四石四斗六升五合　香合　次郎右衛門
四拾四石八斗三升七合　矢野原　德右衛門
百七拾五石七斗五升　神田　彌三郎
百貳拾九石八升一合　眞木山　順番
四百七拾貳石八斗貳升七合　上山　彥八・六郎右衛門
百四拾七石參斗七升四合　小山川　淺右衛門
百拾八石八斗四升四合　小井原　彌次兵衛
九拾四石貳斗八升五合　横尾村　清兵衛
百貳拾九石九升七合　南村　六左衛門
百六拾壹石壹斗八升九合　北村　傳左衛門
百參拾六石貳斗九升　横川　喜右衛門
五拾壹石七斗貳升　宮地　又三郎
參百參石九斗貳升貳合　國貞　理兵衛
參百參拾參石六斗八升貳合　萬膳　佐右衛門
百四拾四石貳斗八升六合　鈴家　仁兵衛
百九拾六石參斗六升四合　田淵　總右衛門
貳百拾四石壹斗八升參合　柿ヶ原　市右衛門
〆五千百拾八石壹斗

飯塚孫次郎様御代官所

（注）飯塚孫次郎名は長隆幕府代官廩米百五十俵實、永享保年間の人。

御陣屋　高田町

高七千貳百拾貳石壹斗壹升六合

內眞島郡

七百八拾九石參斗參升壹合　高田村　甚左衛門
百拾四石七斗八合　横部村　喜左衛門
百八拾九石參斗九升六合　組村　忠右衛門
參百貳石七斗參升四合　本郷　與七郎
百參拾八石九斗五升八合　三田村　市右衛門
貳百貳拾六石八斗四升六合　江川村　又三郎
貳百四拾參石九斗八升一合　羽別村　六郎右衛門
六百貳拾八石八升壹合　神代村　太右衛門
百五石壹斗參升六合　延風村　伊右衛門
百五拾九石九斗七升四合　曲村　源兵衛

貳百六拾貳石七斗四升八合　古呂々尾　市右衛門
百五拾參石四斗六升貳合　清谷　同人
百石貳斗七合　下岩　次郎右衛門
七拾貳石九斗七升　野村　同人
貳百參拾五石七斗參升九合　高田山上　同人
參百五石參斗壹升六合　後谷　喜三郎
貳百貳拾七石貳斗參升貳合　同畝　甚兵衛
百參拾壹石八斗八升七合　荒同　久左衛門
貳百四拾貳石五斗七升八合　下同　新右衛門
百拾貳石七升參合　三堂坂　忠次郎
五百八拾八石壹斗四合　日名　太衛門
貳百拾參石九斗參升六合　高屋　平六
貳百拾五石貳斗六升壹合　福田　忠右衛門
參百七拾四石壹升四合　富尾　甚右衛門
貳百四拾貳石六斗七升　惣村　清右衛門
八百參拾四石九斗五升四合　草加部　磯右衛門

前島小左衛門様御代官所

（注）前島小左衛門名は政明寶永三年二月廿六日代官となる

廩米百俵享保九年三月十九日務を辭し小普請となる寳暦四年五月十四日死す。

御陣屋　古町

高四萬六千八百壹石九斗貳升一合

内吉野郡

八百四拾參石壹斗八合　古町村　市郎右衛門
八百參拾參石貳斗參升四合　壬生　彦二郎・市右衛門・彌三右衛門
貳百貳拾貳石九斗五升六合　牛飼宮原　源三郎
五拾八石八斗參合　小瀧村　次郎右衛門
六拾九石六斗五升五合　峠村　清三郎
參百四拾貳石六斗壹升八合　立石　三郎兵衛・惣二郎
千六拾貳石九升貳合　下庄　惣二郎
參百七拾石九升[illegible]合　赤田　藤右衛門
五百五石七斗五升　吉田　善右衛門
七拾四石六斗貳升七合　野原　惣右衛門
百拾石六斗四升壹合　太田　德右衛門
百七拾七石八斗四升四合　中山　七郎右衛門

五百七拾六石四升五合　下石井　安兵衛
貳百八拾五石參升參合　青木　與三郎
貳百九拾七石六斗七升五合　今岡　安右衛門
參百六拾八石七斗貳升壹合　辻堂　伊兵衛
貳百六拾參石八斗八升九合　上石井　彌兵衛
四拾八石六斗九升貳合　東町　又右衛門
八拾七石八斗參升八合　眞村　助右衛門
九拾七石八斗四升參合　水根　藤兵衛
貳百七拾六石參斗參升六合　桑野　九郎兵衛
貳百六石七斗參升八合　海內　五右衛門
參百參拾九石七斗壹升七合　奥海　與八郎
參百五拾九石六斗九合　西町　半兵衛
百石壹升八合　小原田　平兵衛
百九拾貳石六升壹合　野形　同人
四百拾參石八斗四升六合　下町　藤四郎
貳百五石九升　大茅　源右衛門
百八拾石貳升貳合　坂根　安右衛門
百拾八石參斗六升八合　知社　與次郎
貳百拾石八斗六升　筏村　與右衛門
四百五拾六石七斗壹升六合　江原　市右衛門

四百九拾八石九升參合　影石　與三郎
五百六拾貳石七斗壹合　尾崎　市右衛門
七百貳拾七石貳斗貳升四合　長尾　九郎兵衛・又三郎
貳百貳拾四石八斗五合　中谷　藤右衛門
參百八拾貳石七升貳合　後山　平兵衛
八百九拾七石六斗一升參合　川上　惣二郎・平右衛門
百七拾四石七升八合　桂坪　與右衛門
貳百四拾石參斗貳升　青野　助左衛門
四百八拾五石四斗六升貳合　馬形　四郎右衛門
參百參拾石七斗六升五合　長谷内　善右衛門
六百四拾壹石五斗貳升七合　粟井中　五郎右衛門・次郎右衛門
百貳拾參石一斗四合　宗掛　次郎兵衛
貳百參拾四石參斗六合　小房　與三郎
貳百五拾壹石六斗九升九合　鷲巣　平六
貳百參拾四石壹斗一升四合　梶原　太兵衛
六百五拾八石五斗參升四合　小野　孫十郎
千百拾五石八斗八升七合　田殿　太郎兵衛・太兵衛・藤兵衛
參百四拾壹石壹斗四升　小谷　又右衛門
參百九拾參石五斗五合　山手　次郎太夫

百六拾八石九斗九升參合　野時　與三郎
五百五拾八石六斗貳升　五名　次兵衛・又六
百八拾壹石六斗六升貳合　豆田　平右衛門
八拾八石四斗壹升六合　大聖寺　善四郎
貳百九拾八石七斗壹升五合　田井　重兵衛
五拾五石貳斗七升八合　粟原　長右衛門
參百貳拾九石九斗貳升　瀧村　與兵衛
〆壹萬九千九百四拾五石九升四合

英多郡

貳百八拾貳石參斗九升八合　蓮花寺　善右衛門
貳百貳拾六石七斗壹升五合　山城　次郎右衛門
四百六拾七石八升八合　田原　三郎兵衛
八拾五石八斗參升壹合　大内谷　與四郎
百九拾八石參斗壹升壹合　豐野　久右衛門
百貳拾參石七斗六升八合　瀬戸　久左衛門
百四拾壹石貳斗四升四合　鯰村　同人
百石壹斗壹升貳合　芦河内　與次郎
四拾四石壹升壹合　吉田　彦右衛門
百四石七斗壹升貳合　藤生　勘兵衛

參百四拾石五斗六升八合　川崎　六郎左衛門
四拾七石四斗八升九合　南海　彥太夫
貳百參拾七石八斗壹合　原村　喜三郎
四百八拾石六斗九升七合　川北　平太夫
貳百五拾石六升四合　山口　新兵衛
百四拾六石九斗八升　岩部　太郎左衛門
百拾貳石六斗壹升　松脇　市左衛門
貳拾七石貳斗五升七合　峠村　甚兵衛
貳百貳拾七石五斗六升　平野　忠三郎
六拾八石四斗六升五合　別所　與四郎
百五拾八石六斗九升　平田　權右衛門
九拾石五斗七升七合　友野　新四郎
〆三千九百六拾貳石九斗四升八合

勝北郡

百九拾貳石參斗八升六合　楢村　權兵衛
貳百貳拾八石八斗四升八合　下野田　七郎右衛門
八百八石貳斗五升貳合　堀坂　與右衛門
百五拾壹石五斗八升六合　妙原　半左衛門
六拾貳石參斗八升壹合　津川原　孫三郎

參百壹石參斗七升六合　關本　又三郎
七拾六石八斗五升七合　馬桑　又兵衛
八百四拾七石八斗九升七合　梶並中谷　與三郎
六百參拾貳石四升六合　同本谷　理右衛門
八拾五石參斗貳升參合　久常　與右衛門
百四拾九石六斗四升參合　行方　七郎左衛門
百六拾四石九斗九升貳合　近藤　六郎兵衛
貳百參拾八石八斗四升貳合　成松　六右衛門
四百參拾壹石七斗六升六合　梶並西谷　新左衛門
三百七拾八石九斗四升壹合　高圓　七郎左衛門
三百九拾八石七斗壹升七合　澤村　三郎兵衛　六左衛門
六百五拾五石四斗貳升壹合　廣岡　文左衛門　惣右衛門
八百參拾參石五升參合　是宗　惣九郎
五百五拾貳石貳斗九升壹合　上町川　與三郎
參百九拾石九斗貳升八合　宮川　善七
四百八拾九石貳斗貳升四合　西原　與三兵衛
千四百五拾石九斗九升壹合　勝加茂東　善右衛門　彥二郎
千貳百貳拾壹石七斗四升五合　同西　平右衛門　甚左衛門　彌五右衛門

千百八拾壹石貳斗七升壹合　新野原　惣右衛門
　　　　　　　　　　　　　　　　　四郎右衛門
千九百壹石五斗五升　廣戸　顔二郎
　　　　　　　　　　　　　與六郎
九百四拾九石九斗七升九合　新野山形　彥右衛門
　　　　　　　　　　　　　　　　　　六右衛門
千五百參拾參石五斗五升六合　新野西　源右衛門
　　　　　　　　　　　　　　　　　　吉右衛門
　　　　　　　　　　　　　　　　　　助右衛門
六百參拾石壹斗八升七合　上野田　次兵衛
九百貳拾六石七斗五升七合　植月北　助右衛門
三百七拾七石九斗八升七合　下町川　佐兵衛
八百參拾參石壹斗九升六合　荒內　傳右衛門
六百八拾八石九斗四升　川原　助三郎
千百拾壹石五斗七升九合　中島　喜七郎
四百拾七石五斗六升貳合　矢田　七右衛門
〆貳萬千六百貳拾七石七斗八合

勝南郡

五百貳拾參石貳斗貳合　飯岡　八郎右衛門
　　　　　　　　　　　　　　武兵衛
貳百壹石五斗壹升參合　青野　五兵衛
五百四拾壹石四斗五升六合　位田　久次郎
〆千貳百六拾六石壹斗七升壹合

岩出彥兵衛様御代官所

（註）岩出彥兵衛名は信守正德三年六月廿七日御代官となり享保九年四月廿日死す。

御陣屋　土居町

高五萬百七拾壹石五斗六升八合

內　英田郡

六百六拾八石壹斗五升七合　土居村　理右衛門
貳百九拾五石五斗六升四合　白水　善四郎
貳百六拾貳石六斗五升四合　角南　新左衛門
參百五拾參石六斗貳升八合　作田　助右衛門
貳百五拾四石五斗八升　上福原　六郎兵衛
百九拾貳石八斗九升九合　山外野　新右衛門
百六拾壹石貳斗五升九合　大原村　源左衛門
五百貳拾七石壹斗貳升九合　楢原上　助太夫
四百六拾五石參斗七升四合　楢原中　作右衛門
〆參千百八拾壹石貳斗四升四合

勝南郡

六百七拾壹石九斗七合　岡村　彦兵衛
六百六拾七石五斗五升六合　黑土　又三郎
四百四拾九石參斗參合　上相　又兵衛
參百拾七石八斗九合　下香山　喜左衛門
五百八拾六石參斗七升五合　北山村　六郎左衛門・七右衛門
百拾壹石九斗七升四右　北山ノ内吉村　七郎右衛門
百九拾石四斗壹升五合　同和田村　德右衛門
六百八拾參石八斗五合　勝間田　一郎左衛門
六百四拾參石八斗六升九合　黑坂　新右衛門
四百五拾參石九斗五升七合　末村　他衛門・三郎兵衛
六百九拾六石六斗八升九合　池ヶ原　彦二郎
四百六石壹斗六升九合　金井村　吉右衛門
五百七拾貳石參斗六升八合　金井村ノ内中原村　六右衛門・伊右衛門
百八拾八石四升八合　福力　三右衛門
六百四拾七石四斗一升八合　新田　三郎右衛門
四百七拾五石五斗貳升五合　西吉田　與三兵衛
八百貳拾石貳升九合　爪生原　藤四郎・平四郎
五百六石七斗七升七合　爲本　三郎左衛門

貳百五拾三石六斗九升貳合　宮山　一郎右衛門
百五拾參石九斗五升六合　馬伏　與三兵衛
百貳拾四石六斗壹升參合　倉見　次兵衛
百七拾參石九斗四升八合　安井　文右衛門
四百六石壹升四合　百々村　九郎右衛門・與九郎
百四拾八石六斗五升四合　羽仁村　四郎兵衛
參百貳拾壹石五斗八升六合　周佐村　久右衛門
貳百石七合　連尺　九郎右衛門
七拾參石參斗三升參合　下谷村　平四郎
百七拾八石九斗九升壹合　堂尾　忠左衛門
百參拾四石九斗四升九合　奥大谷　四郎兵衛
百七石八升貳合　下大谷　九右衛門
四百八拾七石九斗壹升六合　明見　次郎兵衛
四百七拾四石六斗貳升七合　中尾村　五郎左衛門
五百拾參石五升　中山村　次郎左衛門
五百貳拾四石壹斗六升九合　小矢田　次郎右衛門
四百八拾參石參斗八升參合　東吉田　市右衛門
五百七拾參石八斗八升四合　原村　安兵衛
五百五拾七石七斗七升六合　畑岸村　吉右衛門
〆壹萬四千九百八拾壹石六斗貳升四合

勝北郡

貳百五拾七石貳斗五升六合　上香山　政左衛門
四百參石九斗壹升七合　曾井　與三兵衛
七百貳拾九石四斗壹升九合　田井　磯右衛門　與三郎
七百拾八石六斗五升參合　河面　與三左衛門
〆貳千百九石貳斗四升五合

久米南條郡

參拾壹石九斗貳升參合　金屋　半兵衛
百拾貳石九斗九升　荒神山　七左衛門
貳百拾七石五斗參合　種村　新左衛門
參百拾九石壹斗七合　皿村　八右衛門
參百六拾壹石七斗六合　福田　善右衛門
參百五拾參石參斗九升八合　高尾　吉右衛門　勘右衛門
百五拾五石九斗九升　頼元　次左衛門
六百七拾五石七斗壹升六合　西幸　新九郎
四百七拾貳石四斗壹升　北庄黒方　喜左衛門
內六拾參石八斗參升七合　誕生寺領分
六百四拾貳石四斗參升四合　北庄山手上　助六

五百五拾石五斗五升五合　同下村　伊右衛門
五百拾五石七斗六升九合　南庄東　甚兵衛
五百參拾六石五斗九升六合　同西村　長兵衛
五拾參石九斗壹升六合　西山寺　彥三郎
六百拾八石貳斗壹升九合　下弓削　又兵衛
〆五千六百拾八石壹斗參升六合

久米北條郡

五百貳拾壹石七斗八升　上打穴北　善七
四百拾七石五斗五升六合　同上村　九兵衛
參百貳拾八石九斗壹升貳合　同中村　九郎左衛門
四百五拾四石五斗七升九合　同黒村　清三郎
千九拾五石九斗六升五合　錦織　彥惣　四郎兵衛
參百拾八石貳斗六升參合　久米川南大久保穢多　次郎兵衛
參百拾貳石壹斗貳升壹合　同足山村　三郎右衛門
貳百參石八斗六升六合　同中村　又作
四百六拾貳石參斗六升六合　同上村　齊右衛門
七百六拾八石七斗壹升　領家村　又左衛門
四百七拾九石壹斗五升七合　下井穴下　與次右衛門

七百參拾八石七斗　同中村　次郎左衛門
六百五拾六石七斗四升　同西下　（三郎兵衛／甚兵衛）
百參拾壹石壹斗七升五合　同西上　孫右衛門
五百拾六石五斗參升八合　福田上　太郎左衛門
參百參石八斗六升九合　同上下　孫四郎
參百五拾九石七斗壹升四合　桑上村　文右衛門
六百五拾參石壹斗壹升參合　桑下村　（傳右衛門／彌兵衛）
七百七拾八石五斗五升六合　油木北方　九郎右衛門
貳百九拾壹石七斗九升五合　同下村　同人
貳百九拾參石壹斗六升六合　同上村　善右衛門
九百七拾四石參斗七升六合　宮部下　彥六
四百參拾七石六斗四升五合　宮部上　佐右衛門
七百貳拾貳石壹斗五升壹合　中北上　清右衛門
六百貳拾貳石六斗五升五合　同下村　彥十郎
七百拾八石九斗參升　南方中　與三右衛門
五百五拾四石五斗九升七合　神代村　惣右衛門
六百六拾參石貳斗壹升貳合　山手公文北　織右衛門
五百參拾七石九斗九升貳合　同同南　藤太夫
參百七石四斗壹升參合　通谷村　馬左衛門
七百拾八石四斗四升九合　奥山手　伊右衛門

眞島郡

百參拾九石參升六合　向津屋　惣右衛門
九拾八石貳斗七升五合　舞高　又次郎
七百五拾貳石五斗貳升九合　田原山上　（太兵衛／運右衛門）
六百七拾八石五斗九升五合　下方村　孫三郎
四百參拾參石壹斗參升四合　下市瀨　五郎右衛門
七百六拾石五斗壹升八合　西河內　孫四郎
貳百參拾五石貳斗九升壹合　木山村　與右衛門
七拾壹石貳斗貳升　同山方　同人
四百五拾壹石貳升　同野上　忠三郎
百參拾八石貳斗八升七合　影村　九郎右衛門
百參石九斗壹升四合　杉山村　平三郎
頁拾參石六斗參升九合　神村　同人
百六拾六石四斗貳升四合　宮原　次右衛門
參百七拾貳石貳斗貳升四合　手谷　忠次郎
百拾五石貳斗七升四合　石原　新右衛門
百八拾九石六斗參升七合　和田村　又七郎
六拾貳石參斗四升九合　芝村　同人
貳百七拾壹石四斗六升六合　佐引村　加兵衛

四百七拾七石九斗貳升壹合　別所村　久　三郎
百五拾貳石五斗八升八合　岩井畝　同　人
百九拾參石參升壹合　同谷村　六左衛門
五百六拾石四斗參升　上　村　貞右衛門
四百八拾參石九斗八升參合　若代村　彦　三郎
百八拾七石五斗五升七合　同畝村　同　人
五百拾九石四斗壹升六合　月田本村　平右衛門
〆七千六百參拾七石七斗五升八合

武井善八郎様御代官所

（註）武井善八郎その閲歴を詳にせず享保の頃幕府家人中武井を氏とするものに義久あり恐らくはこれか。

御陣屋　倉鋪町

高參萬貳千六百九拾六石四斗貳升貳合

內　英　多　郡

八拾石七斗壹合　倉　鋪　長右衛門
百九拾四石五斗八升　荒木田　文左衛門

五拾八石九斗六升八合　三　內　又右衛門
百七拾五石六斗壹升六合　北原村　與三右衛門
貳百貳拾九石參斗貳升四合　下福原　又　兵　衛
八拾參石貳斗九升八合　三海田　文右衛門
百壹石六斗八升五合　澤　村　彌　三郎
四百四拾壹石六斗六升　楢原下　吉右衛門
〆千參百六拾五石八斗參升貳合

勝　北　郡

百八拾壹石壹斗五升　小畑村　又　市
百參拾五石參斗七升貳合　杉　原　太　兵　衛
百貳拾五石六斗八升四合　河　內　傳　兵　衛
六百貳拾六石貳斗壹升四合　大町村　次郎右衛門
百八拾八石九斗七升　向　原　源　四　郎
參百五拾壹石八斗七升　久　賀　安右衛門
參百參拾六石八斗七升四合　余　野　喜　八　郎
九百貳拾五石八斗五升四合　眞加部　七左衛門
九百貳拾壹石七斗貳升八合　柿　村　傳右衛門
貳百拾五石參斗壹升九合　八日市　源　介
七百五拾九石參斗壹合　豊久田　吉左衛門

百八拾七石六斗七升　同上村　平七
九百五拾貳石五斗九升參合　美野　彌右衛門
五百四拾貳石壹斗四升　石生　喜八郎
八百壹石九斗參升參合　植月東　喜三衛門　八郎兵衛
八百四拾貳石貳斗六升參合　同中　七右衛門
貳百六石七升九合　田熊上　又兵衛
六百五拾六石四斗參升壹合　同下　四郎右衛門
參百八拾參石參斗九升五合　近長　次郎右衛門
六百七拾石五斗四升壹合　福井　太郎兵衛
參百六拾四石壹斗參升七合　平村　三郎右衛門
〆壹萬參百七拾五石五斗壹升八合

勝南郡

貳百六拾七石四斗五升　入田村　市右衛門
六百五拾貳石八斗貳升　湯ノ郷　仁左衛門
百貳拾參石壹斗壹升壹合　金尿　八左衛門
貳百九石六斗九升五合　岩見田　惣三郎
貳百壹石八斗參升五合　城田村　又左衛門
百六石參斗六升參合　中河内　彦左衛門
四百參拾七石九升五合　阿曾村　助右衛門

二二

貳百參拾參石六斗九升九合　下山村　市左衛門
百拾五石參斗壹升貳合　島淵　久右衛門
九拾貳石六斗四升六合　玉子村　六郎右衛門
貳百四拾八石五斗壹升五合　高下村　彦右衛門
四百四拾石六斗貳升貳合　木智ヶ原　六郎左衛門
參拾七石八斗六升九合　惣田村　惣九郎
百參拾四石六斗五升參合　栩原村　與左衛門
百八石六斗貳升壹合　休石　與一兵衛
四百參石壹斗九升參合　藤田上　安右衛門
貳百拾壹石貳斗九升六合　同下村　六左衛門
貳百四拾八石七斗貳升八合　書副　文右衛門　清兵衛
貳百參石八斗貳升參合　行延　孫左衛門
百參拾四石貳斗參升九合　松尾　孫三郎
百八拾六石五升六合　上間　作右衛門
百七拾臺石七斗五升九合　鹽氣　與次兵衛
百九拾石六斗九升壹合　吉留　惣次郎
百拾六石參斗壹升六合　重藤　傳右衛門
貳百六拾石九斗壹合　長門　安右衛門
九拾石七斗九升五合　則平　三郎左衛門
百拾八石貳斗壹升五合　稻穗　文右衛門

百貳拾壹石貳升七合　殿所　加兵衛
七拾壹石貳斗九升五合　青木　惣右衛門
百貳拾貳石五斗六升　北坂　四郎右衛門
〆六千六拾壹石貳斗

久米南條郡

參百四拾四石九升六合　藤原　平右衛門
參百拾石貳斗參升六合　山上　市郎兵衛
九拾七石六斗七升四合　久木　善助
參拾五石四斗九升六合　小瀨　五郎太夫
貳百拾石五斗九升七合　大戸下　彥四郎
貳百參拾壹石貳斗四升　同上　次兵衛
百貳拾石七斗九升參合　定宗　又兵衛
百六拾八石壹斗五升九合　羽出木　平三郎
參百五拾參石參斗壹升參合　鹽之內　又次郎
參百五拾九石參斗壹升六合　上二ヶ　次兵衛
六百貳拾參石五斗九升　下二ヶ　四平
八拾四石五斗壹升四合　佛敎寺　次郎右衛門
參百四拾四石六斗九升七合　宮地村　久右衛門
五百八拾參石八斗九升六合　下二ヶ山手　三郎兵衛

五百四拾九石八斗貳升參合　全間村　次郎兵衛
拾九石八斗壹升七合　泰山寺　同人
貳百貳拾石九升貳合　峠村　彌次郎
百七石六斗參升九合　京尾　彌右衛門
貳百拾六石七斗九升六合　安ヶ乢　次郎右衛門
貳百六石貳斗壹升八合　南畑　喜右衛門
參百參拾五石六斗四升七合　神目中　三郎右衛門
四百拾壹石七升四合　上神目　新兵右衛門
五百參拾壹石九斗八升八合　下神目　太郎左衛門
七拾七石五斗貳升四合　豐樂寺　與三次郎
參百五拾六石參斗八升參合　福渡　彥四郎
七百九石八斗九升貳合　川口　次郎左衛門
四百四拾參石貳斗四升　下籾村　次右衛門
百參拾八石壹斗八升七合　別所　彌兵衛
四百六拾五石四斗三合　中籾村　與兵衛
四百八拾八石六斗貳升　上籾村　善助
參百八拾五石六斗六升　松村　吉兵衛
百八拾貳石六斗四升貳合　小原北　與十郎
參百六拾六石九斗壹升九合　同南　彌七郎
百五拾四石五斗貳升八合　新城　忠兵衛

〆壹萬貳百參拾五石七斗九合

久米北條郡

五百五拾五石貳斗九升七合　境村　與三郎
四百拾壹石八斗七升九合　大坪和東　松右衛門
百六拾八石八斗三升六合　兩山寺　同人
六百九石壹斗壹升　大坪和西　茂平太
四百八拾八石七斗八升九合　和田北　六左衛門
五百七拾九石六斗五升四合　同南　太郎左衛門
四百九拾六石六斗參升壹合　角石畝　平右衛門
參百七拾四石七升九合　同祖母　安右衛門
四百七拾五石五斗五升五合　同谷　新兵衛
四百九拾七石六斗九升六合　三時寺　甚右衛門
〆四千六百五拾七石五斗貳升六合

惣高

合貳拾五萬九千七百八拾六石七斗八升六合

譯

高貳萬六千參百卅五石八斗四升四合　津山御領　西々條部
高壹萬四百八拾七石七斗八升四合　同　西北條郡
高壹萬五千百貳拾石八斗參合　同　東北條郡
高壹萬六百五拾四石壹升參合　同　東南條郡
高貳萬參百五拾壹石九斗六升五合　同　大庭郡
高貳萬四千五百四拾石四升四合　勝南郡
內
貳千貳百參拾壹石四升九合　津山御領分
千貳百六拾六石壹斗七升一合　古町御支配
壹萬四千九百八拾壹石六斗貳升四合　土居同斷
六千六拾壹石貳斗　倉鋪同斷
高貳萬貳千七百七拾七石五升九合　久米南條郡
內
參千五百八石貳升七合　津山御領分
參千四百拾五石壹斗八升七合　鹿田御支配
五千六百拾八石壹斗參升六合　土井同斷
壹萬貳百參拾貳石七斗九合　倉鋪同斷
高參萬參千貳拾七石五斗九升八合　眞島郡
壹萬千參百拾石五斗壹升五合　津山御領分

內
六千八百六拾七石貳斗九合　鹿田御支配
七千貳百拾貳石壹斗壹升六合　高田同斷
七千六百參拾七石七斗五升八合　土居同斷

高貳萬八千八百五石參斗五升　久米北條郡
內
五千石　坪井御領分
貳千五百四石貳斗六升六合　鹿田御支配
四千六百五拾七石五斗貳升六合　倉敷同斷
壹萬六千六百四拾參石五斗六升壹合　土居同斷

高壹萬參千六百貳拾八石壹斗貳升四合　英田郡
內
參千九百六拾貳石九斗四升八合　古町御支配
參千百八十壹石貳斗四升四合　土居同斷
五千百拾八石壹斗　鹿田同斷
千參百六拾五石八斗參升貳合　倉敷同斷

高參萬四千百拾貳石四斗七升壹合　勝北郡
內
貳萬千六百貳拾七石七斗八合　古町御支配
貳千百九石貳斗四升五合　土居同斷
壹萬參百七拾五石五斗壹升八合　倉敷同斷

高壹萬九千九百四拾五石九升四合　吉野郡
古町御支配

國中村數并御支配分ケ

大庄屋二十人
津山御領分二百十九村中　庄屋四十四人
外分鄉四十邑村　庄屋二百六十五人
古町御支配百十八村庄屋百卅六人
鹿田御支配五十二村庄屋五十四人
土居御支配百廿一村庄屋百廿六人
倉敷御支配百三村庄屋百三人
高田御支配二十六村庄屋二十三人
坪井御領分十二村大庄屋二人
村庄屋十二人
都合六百九十一人村分鄉トモ

東新町　米屋　傳七
佐伯屋與三兵衛
龜屋源右衛門

西新町　いた屋與十郎
鐵屋勘左衛門
豐の屋三郎左衛門

中の町　松屋　彥市
米屋八兵衛

京町　二文字屋十郎兵衛
おはり屋次右衛門
きく屋善兵衛

堺町　三津屋平右衛門
とさ屋六左衛門
あが屋善右衛門

二階町　大阪屋理左衛門
三木屋吉右衛門

勝間田町　沈香屋藤左衛門
えび屋庄九郎

林田町　かみ屋源左衛門
丸屋平左衛門

橋本町　紺屋三郎右衛門
綿屋善兵衛

材木町　河内屋傳左衛門
三家屋孫三郎

伏見町　辻屋市郎兵衛
とき屋權兵衛

元魚町　朝熊屋十郎右衛門
伊丹屋七郎兵衛
いせ屋長左衛門

二丁目　柳屋八郎兵衛
松島屋七郎右衛門

三丁目　濱の屋六郎左衛門
平の屋幸右衛門

坪井町　はた屋源右衛門
小くり屋喜助

西今町　信濃屋市兵衛
金川屋文右衛門
直屋一郎左衛門

茅町　尾上屋八郎兵衛
岩さ屋六郎兵衛

安岡町　つぼ屋和介
つぼい屋彌三衛門
紺屋彥左衛門

河原町　魚屋彥右衛門
福山屋九右衛門

宮脇町　はた屋源右衛門
小くり屋喜助

桶口町　おけや次郎右衛門
おけや市左衛門

新職人町　とき屋七郎右衛門
ぬし屋八郎右衛門

戸川町　あら物屋彥三郎
若さ屋傳右衛門
たらふ屋四郎兵衛

小性町　小折屋安右衛門
飼は屋善兵衛

船頭町　鹽津屋善兵衛
熊の屋太郎右衛門
今津屋孫十郎

吹や町　かた屋一郎右衛門
爪生原屋七郎左衛門

新魚町　平田屋勘三郎
野田屋六郎太夫
樫の屋助右衛門

福渡町　ほてい屋庄右衛門
くら屋喜兵衛

上紺屋町　中津屋伊右衛門
はい屋與衛門

細工町　はい屋喜左衛門

下紺屋町　こん屋久兵衛
こん屋勘右衛門

職人町　日笠屋太郎左衛門
たゝみ屋清右衛門

鍛冶町　かち屋次左衛門
かち屋四郎左衛門

大年寄　藏合孫左衛門
油屋孫右衛門
笹屋九郎左衛門

津山より方角道法付

●江戸へ　百七十一里
●京へ　五十三里

●伯州境四十曲へ　十三里卅一丁
●同穴鴨出口へ　八里廿五丁

●同下蚊屋へ　十四里卅二丁
●同犬狹峠へ　十四里廿九丁
●同大坂へ　四十八里
●因州駒歸出口へ　十二里二丁
●同日野村へ　七里十丁
●備前建部へ　六里廿五丁
●同周匝へ　五里八丁
●備中下水田境へ　八里廿八町

從津山之内所々道法

●勝間田へ　二里廿九町
●坪井へ　三里
●土庄へ　六里廿三丁
●久世へ　六里六丁
●湯本へ　九里廿町
●新庄へ　十一里
●倉敷へ　四里廿町
●弓削へ　四里十丁
●一ノ宮へ　壹里七丁
●湯ノ口へ　四里十三丁
●鹿田村へ　七里三丁
●眞木山へ　七里八丁
●木山寺へ　七里七丁
●高田へ　七里
●眞賀へ　八里
●美甘へ　十里
●木智ヶ原へ　四里廿三丁
●古町へ　九里
●福渡へ　六里廿五丁
●奥津へ　五里半
●海田村へ　五里十三丁
●月田本村へ　九里九丁
●本山寺へ　三里廿八丁
●誕生寺へ　三里廿丁

御朱印地
○栃社山誕生寺　淨土宗
寺領高六拾參石八斗參升七合
但土居御支配北庄里方村內

國中寺數

禪宗（濟宗 洞宗）四十八ヶ寺　内 十四ヶ寺 津山 / 卅四ヶ寺 在鄕
眞言宗百四十二ヶ寺　内 四ヶ寺 同 / 百卅八ヶ寺 同
天台宗四十一ヶ寺　内 二ヶ寺 同 / 卅九ヶ寺 同
淨土宗十二ヶ宗　内 七ヶ寺 同 / 五ヶ寺 同
法華宗三十六ヶ寺　内 八ヶ寺 同 / 廿八ヶ寺 同
淨土宗二十ヶ寺　内 七ヶ寺 同 / 十三ヶ寺 同
合二百九十九ヶ寺　内 四十二ヶ寺 津山 / 二百五十七ヶ寺 在々

國中古城幷城主附

大見丈城　城主有本民部太夫（輔イ）
菩提寺城　小原孫次郎入道
小原ノ城　大野一族
林野明見城

英多江見城　後藤一族
倉鋪（掛イ）山ノ城　｜
神宮神樂尾　｜
名木能仙二ヶ所　飯田一族
笹（笠イ）向山ノ城　菅家一族
右九ヶ所古城太平記にあり

苫南郡四ヶ城

藤屋村升形ノ城　福田玄蕃勝昌　同助四郎盛昌
寺和田村日上ノ城　小瀬勘兵衛尉
眞經村相（逢イ）坂ノ城　同人抱
田野村神樂尾　今村前（衛父）越前守

苫北郡十七ヶ城

下（山下）山村高山城　草苅三郎左衛門尉
室尾村室尾城　川端左近太夫
大（下イ）笹村藤多山城　赤松宮内少輔
上（下横野イ）横野村横田城　田中修理太夫
同村天神山城　平家ノ一族
知和村高山城　｜
織（綾）部村醫王山城　｜
行重村行重山城　｜

青柳村杉山ノ城　｜
百々村百々ノ城　草苅一族
上（下イ）横野村歳本城　福田盛昌
同（大篠イ）村勝山ノ城　同人抱
上高倉別所城　山口周防守
大笹村大山の城　｜
同村藤田の城　｜
吉（見）品村岩尾城　山名入道忠重
織（綾）部村八掛の城　｜

苫西郡八ヶ城

下原村根（眼）崎城　浦（上イ）山左馬助行（兩行豊イ）信
山城村葛下ノ城　中村大炊助頼宗
養野村西浦の城　大原主計
同村二山の城　湯野藤右衛門
馬場村小川草城　齋藤玄蕃
西屋村西屋の城　川端丹後守
院庄村構の城　片山杢（之系イ）助久義
二の宮村二の宮城　立石掃部久朝

大庭郡八ヶ城

上河（山久世村イ）内村中村城　｜

湯元村湯元の城　牧源内
三崎村笹向の城（笹イ）　江原兵庫
湯原村湯山の城　宇喜多平右衛門
久瀬山形村寺畠城　牧野兵庫
久瀬村多田山の城（多田イ）　沼本新右衛門
赤野村坂牧の城（下河内村イ）　牧野藤右衛門（左イ）
樫村高山の城　岩佐勘解由

勝田南郡六ヶ城

今井村田淵の城（金）　━━━━
井本村井本の城（筒イ）　━━━━
入田村入田の城　後藤左衛門勝元（基）
行延村金室城（信）（風呂イ）　━━━━
下山村下山の城　━━━━
飯岡村鷲山城　江見次郎（星賀藤内イ）

英多郡二十一ヶ城

土居村土居福の城　江見帯刀
山外野村大畠の城（畠）　角南法印
明見村三星城　後藤左衛門勝元（基）
北山村尼ヶ城　━━━━
岡村圓山筑紫城　━━━━

小矢田村小矢田城△　━━━━
下大谷村下大谷城△　━━━━
吉田村吉田の城△　━━━━
猪臥村小原紫城（北原）　山名藏人
楢原村楢原の城　同　人
位田村勝間山城（上山村上山の城イ）△　━━━━
下知村下山の城　━━━━
神田村城尾城　澤谷權之丞（澁イ）
海田村鷹巣城　渡號越中守（江見次郎後越中守イ）
新田村横尾城（横尾村）　山名一族
同村神宮の城（新田）△木下道光
爪生原村勝横手城△　━━━━
井本村神田山城（筒イ）△　━━━━
羽仁村姥ヶ城△難波九郎右衛門（左イ）
行信村金風呂城△浦山左馬助行重（頭行豊イ）
百々村上間の城△同　人　抱

吉野郡十三ヶ城

粟井中村の城　菅家一族
勝部村高畑城（馬形イ）　須々木主計
同村高山城（粟井中イ）　粟井一族

小房村の城　――
立石の村城　――
高瀬村高山城　――
古ヶ町會下城　――
田藤村鞍掛の城　（赤松一族）左用美濃守
尾崎村山王の城　有本和泉守
下町村作（竹）山の城　新免彈正宗叔（政イ）
立石村石塔城　新免伊賀守長重
壬生川戸村尼山城　赤松一族
吉（赤）田村の城　同
　　　　　　　　　大野一族

久米北郡拾四ヶ城

公文村半福寺城　毛利左近太夫
同村圓宗寺城　――
下打穴村天神山城　吉川藏人廣家
油木村高山の城　江原兵庫（四郎兵衛イ）
神代村構の城　河原四兵衛
下打穴村鬼山城　――
和田南村（和田南村イ）鶴田城　垪和八郎
角石畝村高山城　竹内源十郎
境村高士（出）の城　竹内友長

上打穴村鳥越の城　吉（古イ）川一族
里村中山手の城　江原一族
垪和村一瀨の城　竹中內務
同村高陣の城　尼子一族
坪井中北岩屋城　――

久米南郡二十三ヶ城

上二ヶ村立畑の城　――
下二ヶ村草木の城　赤松孫次郎
同村蓮下池（蓮花寺）の城　難波七郎左衛門
同村小松の城　沼本新右衛門
下二ヶ山手大上城　――
上神目安盛城　――
下（川口村イ）神目伊勢畑城　赤松上野守
同（同イ）村筑（牧イ）山城　――
同（同イ）村下風の城　――
下（全間イ）籾村龍王山の城　岸備前守
南庄奧谷城　――
原田西大谷城　――
同村邑久山城　――
原田東稲荷山城　原田三河守

同村新庄山城　赤松兵部少輔
山上（高イ）村山上城　――
大戸トヽメキ山城　赤松一族
井口村間鍋（神南山イ）山城　――
中島村嵯峨山城　――
福田村丸山の城　――
小桁村神原山城　――
皿村皿山の城　伊利谷河内守長
種村（荒神山村イ）荒神山の城　（宇喜多臣）花房助兵衛直次

勝田北郡十六ヶ城

福井村新宮山城　――
新野村金剛寺城　上野對馬守
同村烏帽子形城　岡本彈正廣家
同村吹山の城　岡本次郎廣實
市場村矢（櫃イ）遣の城　岡本新三郎廣義
宮内村畑（細）尾の城　福田助四郎成昌
高圓村菩提寺城　小原孫次郎入道
同村ナキカ仙城　有本右衛門太夫
同村鎌倉（小イ）山城　江見兵庫
久賀村尾房城　有本惣兵衛

大町村大町山城　大町甚左衛門
眞加部村眞加部城　原與次郎
河内村河内山城　有本遠江守
田熊村岩黒城　井上一族
植月村宮山城　植月彥五郎
同村金山城　大谷佐助

眞島郡十九ヶ城

上山村上山城　油木宗四郎
鹿田村石ヶ城　辻秀正
鹿田槇山城　鈴木孫左衛門
垂水村志見山城　井原左衛門尉
神代村横塚の城　――
藤森村飯山の城　――
岩井岩井の城　河内兵庫介
佐引村佐引の城　――
關村關山の城　――
一色村中村の城　三輪與惣兵衛
栗原村栗原の城　栗原惣兵衛
高屋村高屋城　市亦（又イ）次郎（太夫イ）
本村本山の城　源修理之介秋行

手谷村の手谷城　牧左衛門家臣 池田新兵衛
三堂坂三堂の城　沼田太郎右衛門
中村月澤の城　小左衛門直利
市瀬村宮山の城　中納言秀家臣 市瀬三郎兵衛
同村志爲山の城　小瀬右京之進
高田村高田山の城　三浦駿河守
合百五拾七ヶ城　終

右者正保二乙酉暦當國村　古城并城主附之義從
公儀御改被成卽領主森長繼公より御奉行
井上筑後守正治公へ御指出被成候
書付を以記す

作州十一社并古跡名所

一ノ宮 中山神社　大座
二ノ宮 高野神社　小座
アイダゴホリ 天磐戸開神社（アマイワトアケ）　同
チヽバゴホリヤシロムラ 佐渡良神社　同
形部神社（カタヘ）　同
壹粟神社　同二座
横見神社（ヨコミ）　同
久刀神社（クト）　同
兎上神社（ウサミ）　同
長田神社　同
合拾壹社 大座一 小座十

○高野神境
宇那提森
古歌
思はぬを
おもふといはゝ　まもり住む
うなとの森の
神そはつかし

○久米皿山古歌
美作や
久米の皿山
さら〱に
我か名は
たてし
萬代までに

○備後三郎舊跡

五代集歌枕

▲ふたかみ山
▲ちこのかひ坂
▲やそすみ坂
▲いつはたの坂

▲きぬかさ野
▲しきの野
▲あへの田
▲たもと川
▲ふぢ川
▲みやのせ川
▲ゆふは川
▲とりかへり川
▲みえの河原
▲あはの野
▲なみしは野
▲すさの入江
▲みつ川
▲はや川
▲いりあいの川
▲おきな川
▲おほの河原
▲そかの河原

外に
▲鹽たれやま
▲神庭の瀧
▲露なし山
▲馬のり岩

所々名物

▲たん生むく
▲大井手の溫石
▲たかだ大こん
▲海田のかみ
▲こよふやきこめ
▲竹原山硯石
▲本山たばこ
▲みほのあゆ
▲月田かみ
▲めきのと石
▲三坂のとらふ竹
▲はた炭

〔十二郡庄郷保〕

▲東北條郡 六鄉
加茂鄉 青柳鄉 北高田庄 美和庄
高倉庄 綾部鄉

▲東南條郡 三鄉
高野鄉 苫田鄉 林田鄉

▲吉野郡 六鄉
大野鄉 大原保 吉野保 弘山鄉
粟井庄 讃甘庄

▲英多郡 六鄉
江見庄 林野保 巨勢保 平野別符
楢原鄉 英多保

▲勝南郡 七鄉
河邊庄 飯岡鄉 鷹取庄 和氣庄
勝田庄 豐國庄 鹽湯鄉

▲勝北郡 七鄉
廣野庄 弘岡庄 勝加茂庄 植月鄉

小吉野庄　天野保　新野庄
▲西北條郡　四郷
田邊郷　田の邑庄　田中郷　香々美庄
▲西々條郡　五郷
野介庄　吉原庄　神戸田郷　天野郷
圓宗寺別符
▲大庭郡　六郷
田原庄　河内庄　久米保　布施庄
大庭郷　赤野郷
▲眞島郡　十郷
井原郷　月田郷　鬮大井郷　栗原郷
鹿田郷　垂水郷　眞島郷　建部郷
高田庄　美甘郷
▲久米北條郡　六郷
久米庄　打穴郷　大井庄　倭文庄
錦織郷　垪和庄
▲久米南條郡　三郷
弓削庄　長岡庄　稲岡庄

終

狂跋

一色の流にかねをきたひて、十筋のかみを少カナ内に鑄立たる鬢鏡、付たり／＼扨ッても付たり、表は三五の光をうばひ、うらは南天〳〵てんと天下一の名作、あつばれ作もと問へは、美作の仕盛龍とや。

花も香も
うつりにけりな鬢鏡　代　春

享保二丁酉稔

九月吉日

開版　山口吳竹㊞
安東正耀㊞

本書原本は木版刷り印刷本なりしに拘らず誤謬甚しかりしを以て美作古城跡美作古城記町村便覽等に對照して傍書し置けり…………………………編者

吉備群書集成刊行會

本會に於て本事業を發表するや、全國各地の縣人諸氏より多大の賛同聲援を與へられたるが、就中顧問の犬養毅・土居通博・大原孫三郞・香川輝・野崎武吉郞・馬越恭平・有松英義・平沼騏一郞諸氏、及在京の奧田竹松・田中海一・野崎廣太・大阪の村木正憲・池田經三郞、縣下の原澄治・筒井繼男・守屋松之助・矢吹金一郞・柚木梶雄・中塚一郞・高戸郁三・永山卯三郞、和歌山の妹尾盛親・札幌の井上住太郞諸氏が、熱心賛同され、或は斡旋努力されたるは玆に深く謝する所なり。

大正十年五月二十日印刷
大正十年五月二十五日發行

非賣品

吉備群書集成

不許複製

吉備群書集成刊行會

編纂者　田中誠一
東京市四谷區箪笥町二十七番地

發行兼印刷者　村田攬雄
東京市京橋區三十間堀三丁目四番地

印刷所　株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所　東京市京橋區三十間堀三丁目四番地
吉備群書集成刊行會
振替口座東京五四五二九番